

平成19年第4回志布志市議会定例会

目 次

第1号 (12月7日)	頁
1. 議事日程	13
2. 出席議員氏名	15
3. 欠席議員氏名	15
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	15
5. 議会事務局職員出席者	15
6. 開 会・開 議	16
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	16
8. 日程第2 会期の決定	16
9. 日程第3 報告	16
10. 日程第4 認定第 1号 平成18年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	16
11. 日程第5 認定第 2号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	38
12. 日程第6 認定第 3号 平成18年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	38
13. 日程第7 認定第 4号 平成18年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	38
14. 日程第8 認定第 5号 平成18年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について	38
15. 日程第9 認定第 6号 平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	38
16. 日程第10 認定第 7号 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について	38
17. 日程第11 認定第 8号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について	38
18. 日程第12 認定第 9号 平成18年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	38
19. 日程第13 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて (市道路線の変更) …	52
20. 日程第14 議案第 96号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	52
21. 日程第15 議案第 97号 志布志市課設置条例の制定について	54
22. 日程第16 議案第 98号 志布志市行政財産使用料条例の制定について	69

23. 日程第17	議案第 99号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	70
24. 日程第18	議案第100号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	71
25. 日程第19	議案第101号	志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について…	73
26. 日程第20	議案第102号	志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	73
27. 日程第21	議案第103号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について…	75
28. 日程第22	議案第104号	鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について……………	76
29. 日程第23	議案第105号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について……………	76
30.	延 会……………		92

第2号（12月10日）

1.	議事日程……………		93
2.	出席議員氏名……………		94
3.	欠席議員氏名……………		94
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………		94
5.	議会事務局職員出席者……………		94
6.	開 議……………		95
7. 日程第 1	会議録署名議員の指名……………		95
8. 日程第 2	報告……………		95
9. 日程第 3	議案第106号	志布志市市民センターの指定管理者の指定について……………	95
10. 日程第 4	議案第107号	志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について……………	95
11. 日程第 5	議案第108号	志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について……………	96
12. 日程第 6	議案第109号	志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について…	96
13. 日程第 7	議案第110号	松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定について……………	97
14. 日程第 8	議案第111号	有明開田の里公園の指定管理者の指定について……………	100
15. 日程第 9	議案第112号	有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について……………	100
16. 日程第10	議案第113号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について……………	101
17. 日程第11	議案第114号	市道路線の認定について……………	102
18. 日程第12	議案第115号	新たに生じた土地の確認について……………	105
19. 日程第13	議案第116号	字の区域変更について……………	105

20. 日程第14	議案第117号	平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	106
21. 日程第15	議案第118号	平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	111
22. 日程第16	議案第119号	平成19年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	116
23. 日程第17	議案第120号	平成19年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）	117
24. 日程第18	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	118
25. 日程第19	一般質問		119
	迫田 正弘		119
	西江園 明		134
26. 延 会			152

第3号（12月11日）

1. 議事日程	153
2. 出席議員氏名	154
3. 欠席議員氏名	154
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	154
5. 議会事務局職員出席者	154
6. 開 議	155
7. 日程第1	会議録署名議員の指名 155
8. 日程第2	一般質問 155
	小野 広嗣 155
	毛野 了 174
	鶴迫 京子 192
	東 宏二 201
9. 延 会	211

第4号（12月12日）

1. 議事日程	212
2. 出席議員氏名	213
3. 欠席議員氏名	213
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	213
5. 議会事務局職員出席者	213
6. 開 議	214
7. 日程第1	会議録署名議員の指名 214
8. 日程第2	一般質問 214
	小園 義行 214

立山 静幸	234
鬼塚 弘文	239
下平 晴行	259
福重 彰史	270
9. 散 会	289

第5号 (12月26日)

1. 議事日程	290
2. 出席議員氏名	292
3. 欠席議員氏名	292
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	292
5. 議会事務局職員出席者	292
6. 開 議	293
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	293
8. 日程第2 報告	293
9. 日程第3 議案第96号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	293
10. 日程第4 議案第97号 志布志市課設置条例の制定について	294
11. 日程第5 議案第98号 志布志市行政財産使用料条例の制定について	298
12. 日程第6 議案第99号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	299
13. 日程第7 議案第100号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	301
14. 日程第8 議案第102号 志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	302
15. 日程第9 議案第105号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について	303
16. 日程第10 議案第106号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について	319
17. 日程第11 議案第107号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について	320
18. 日程第12 議案第108号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について	320
19. 日程第13 議案第109号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について	321
20. 日程第14 議案第110号 松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定について	322
21. 日程第15 議案第111号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について	323
22. 日程第16 議案第112号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について	325
23. 日程第17 議案第114号 市道路線の認定について	326

24.	日程第18	議案第117号	平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	327
25.	日程第19	議案第118号	平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	334
26.	日程第20	議案第119号	平成19年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	335
27.	日程第21	議案第120号	平成19年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）	336
28.	日程第22	議案第121号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	338
29.	日程第23	議案第122号	志布志市土地開発公社定款の変更について	339
30.	日程第24	発議第9号	志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	339
31.	日程第25	発議第10号	道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出について	340
32.	日程第26	発議第11号	原油価格の高騰に伴う農林水産業の経営安定を求める意見書の提出について	341
33.	日程第27	議員派遣の決定		342
34.	日程第28	閉会中の継続審査申出について	（文教厚生常任委員長）	342
35.	日程第29	閉会中の継続調査申出について	（文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）	342
36.	閉会			343

平成19年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
12月 7	金	本 会 議	開会 会期の決定 議案上程（採決及び委員会付託）
8日	土	休 会	
9日	日	休 会	
10日	月	本 会 議	議案上程 一般質問
11日	火	本 会 議	一般質問
12日	水	本 会 議	一般質問
13日	木	委 員 会	
14日	金	委 員 会	
15日	土	休 会	
16日	日	休 会	
17日	月	休 会	
18日	火	休 会	
19日	水	休 会	
20日	木	休 会	
21日	金	休 会	
22日	土	休 会	
23日	日	休 会	天皇誕生日
24日	月	休 会	振替休日
25日	火	休 会	
26日	水	本 会 議	委員長報告・採決 追加議案上程（採決） 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
承認第 8号	専決処分の承認を求めることについて（市道路線の変更）
議案第 96号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 97号	志布志市課設置条例の制定について
議案第 98号	志布志市行政財産使用料条例の制定について
議案第 99号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第100号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第101号	志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第102号	志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第103号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について
議案第104号	鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について
議案第105号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
議案第106号	志布志市市民センターの指定管理者の指定について
議案第107号	志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について
議案第108号	志布志市老人憩いの家の指定管理者の指定について
議案第109号	志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について
議案第110号	松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定について
議案第111号	有明開田の里公園の指定管理者の指定について
議案第112号	有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
議案第113号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第114号	市道路線の認定について
議案第115号	新たに生じた土地の確認について
議案第116号	字の区域変更について
議案第117号	平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
議案第118号	平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第119号	平成19年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
議案第120号	平成19年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第121号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第122号	志布志市土地開発公社定款の変更について
諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
発議第 9号	志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
発議第 10号	道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出について
発議第 11号	原油価格の高騰に伴う農林水産業の経営安定を求める意見書の提出について

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 迫田 正弘	1 県からの権限委譲を受けることについて	(1) 県から市町村への権限委譲プログラムに基づく、農地転用の許可権限及び農地等の転用のための権利移動の許可権限について、受託する考えはないか。	市長
	2 畜産振興策について	(1) 畜産振興の中核をなす志布志市畜産振興協議会の設立はできないか、考え方を問う。	市長
	3 指定管理者制度について	(1) やっちくふるさと村の設置目的は、地域の資源及び特産品の有効利用、ふるさと情報の発信並びに市内外の住民との交流及び連携による活力ある地域づくりに寄与するとあるが、この目的に沿った運営がなされているか。 (2) やっちくふるさと村使用料の減免、免除の考え方について問う。	市長
	4 地域経済活性化対策について	(1) 雇用創出のための企業誘致について、取組状況と、その成果を問う。	市長
2 西江園 明	1 高速道路網について	(1) 東九州自動車道計画のその後の経過を問う。 ① 地域を二分する計画案が示されたが、その後見直しがあったのか。 ② このような地域に大きな不安をもたらした計画について、市長の見解を問う。 ③ 具体的な回答は、いつ頃か。	市長
		(2) 都城・志布志道路について ① 東九州自動車道とのアクセスの見込みを問う。 ② 年間どのくらいの事業費が投入されているのか。	市長
	2 保健行政における検診の在り方について	(1) ガンの発見ができなかった検診の在り方について問う。 (2) 行政の実施する検診の受診率は低いですが、民間がすると受診者が多いが、これをどのように思うか。 (3) 受診率の向上の目標をどのくらいと考えているのか。	市長
3 国際港を持つ志布志市の姿について	(1) 外国人の訪れるまちの玄関・窓口の在り方について ① 国際港を持つまちの姿は、どうあるべきと考えるか。 ② 外国船の乗組員のための案内板の現況はどうか。 ③ 乗組員が訪れる店舗に案内板を設置する計画はないか。	市長	

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 西江園 明	3 国際港を持つ志布志市の姿について	(2) 行政の窓口・玄関について ① 研修等で長期滞在する外国人は、どのくらいいるのか。 ② 窓口に日本語のできない外国人が来たときの対応はどうしているのか。 ③ 志布志市の木と決まった「びろう」を市役所本庁のどこに植えているのか。 ④ さんふらわあの発着する大阪南港には、鹿児島県や志布志市の案内やパンフレットは置いていないのか。	市長
	4 商工業の活性化と合併特例債について	(1) 商工業の現況をどのように認識しているか。 (2) 昨年、商工業の後継者育成と活性化のために、各々が持つ技を紹介する機会を設ける考えはないかと質問したが、その後どうなったか。 (3) 衰退している商店街の一部でも、人が集まる施設を含め、活性化するまちづくりは考えていないのか。 (4) 特例債を投入して、商店街の活性化を図る考えはないか。 (5) 今まで、建設事業にどのくらい特例債を投入しているのか。 (6) 今後、建設事業に投入する特例債の事業費はどのくらいか。	市長
3 小野 広嗣	1 情報化の推進について	(1) 総務省が策定した「新電子自治体推進指針」では、2010年度までに「利便・効率・活力を実感できる電子自治体の実現」を目標にしているが、本市の推進状況はどうか。 (2) 市民が安心して利用できる電子自治体を構築するためにも、情報セキュリティの維持、強化に取り組む必要があるのではないか。	市長 市長教育委員長
	2 発達障害児の支援について	(1) 発達障害児支援の基本は、早期発見・早期療育にある。早期発見で多くの子供たちを救うためにも、5歳児検診の導入を図るべきではないか。	市長
	3 教育行政について	(1) 平成19年度全国学力・学習状況調査の結果をどのように分析しているのか。また、その分析結果を今後どのように生かしていくのか。 (2) 文部科学省は、明年度より地域全体で公立小・中学校の教育活動を支援することをねらいとした学校支援地域本部（仮称）を設置する方針であるが、本市はその方針に十分対応できる状況にあるのか。	市長 市長教育委員長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4毛野 了	1 本市の農業振興とその取組について	(1) 集落営農組織と農業農村家業再生事業について	市長
	2 県道整備の進捗状況について	(1) 柿ノ木・志布志線について	市長
	3 産業振興と企業誘致について	(1) 遊休地の活用について	市長
	4 国民宿舎の指定管理者導入について	(1) 蓬の郷とボルベリアダグリについて (2) 指定管理者の選定委員の人選は適性だったのか。 (3) 志布志市観光開発公社について	市長
5鶴迫 京子	1 少子化対策について	(1) 平成19年1月から県が実施しているかごしま子育て支援パスポート事業を導入する考えはないか。	市長
	2 戦没者追悼式について	(1) 市長の現状認識と見解について (2) 学校教育関係の現状認識と見解について (3) 戦争の悲惨さを語り継ぐ「語り部」等の養成は考えられないか。	市長 教育委員長
6東 宏二	1 防災無線について	(1) 防災無線が聞こえにくい地区が多い。市民から要望の多い個別受信機を設置できないか。	市長
	2 環境衛生について	(1) 生ごみ入れのバケツのふた留めが大半壊れ機能していないが、改善すべきではないか。	市長
7小園 義行	1 自衛隊への名簿提供について	(1) 中学校、高等学校、大学を卒業する生徒、学生の自衛隊への名簿提供が新聞報道された。本市の対応はどうか。	市長 教育委員長
	2 要介護認定者の障害者控除について	(1) これまでの取組と、確定申告に向けての広報を含めた対応はどう考えているか。	市長
	3 国民健康保険法について	(1) 国民年金法改正による短期保険証の発行について考え方を問う。	市長
	4 高齢者福祉について	(1) 敬老祝金の節目支給に対する住民の受けとめを、どのように判断しているか。	市長
	5 健康増進法について	(1) 本庁、支所の現状をどう認識しているか。 (2) これまでの議会答弁で、現状の見直しを含め検討するとあるが、どのように検討されたのか。	市長 教育委員長
	6 学校教育について	(1) 学校図書館基準に基づく蔵書の整備は十分か。 (2) 普通教室へのエアコン設置を図り、児童の学習環境を充実させる考えはないか。	教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
8立山 静幸	1 畜産振興について	(1) 志布志市農業公社へ堆肥散布車の購入を ① 農業公社に対して、堆肥散布車購入の補助対象事業はないか。 ② あるとすれば、堆肥散布車を配備し、畜産振興に資する考えはないか。	市 長
	2 志布志市活性化について	(1) 志布志音頭の作詞、作曲の実施により、市の活性化を図る考えはないか。	市 長
9鬼塚 弘文	1 志布志港の活性化について	(1) 志布志港振興対策等調査特別委員会の提言について、当局の考え方を問う。 (2) 新若浜の緑地検討委員会の意見を、市としてどのようにとらえ、県当局に伝えていくのか問う。 (3) 新若浜を含め、港湾周囲の緑地の管理と、スポーツゾーンの見通しについて問う。	市 長
	2 市立学校の規模・配置の在り方検討委員会について	(1) 進捗状況と今後の方向性について問う。	教育委員長
	3 農山村の過疎対策について	(1) 住宅、教育、福祉、交通等の政策について問う。	市 長 教育委員長
10下平 晴行	1 街路灯（防犯灯）の設置について	(1) 幹線道路等の街路灯及び自治防犯灯の設置を早急に対応できないか。 (2) 自治防犯灯のモデル地区を設置できないか。	市 長
	2 補助金等の取扱いについて	(1) 補助金等の基本的な取扱いは公平・均衡が求められるが、校区公民館補助金及び自治会運営費助成金はどうか。 (2) 条例公民館と自治公民館の在り方について問う。	市 長 教育委員長
	3 職員等の福利厚生について	(1) メンタルヘルス対策について (2) 分煙機の取扱いについて	市 長
11福重 彰史	1 平成20年度予算編成について	(1) 基本的な考え方は。 (2) 重点施策は。	市 長
	2 道路行政について	(1) 地域高規格道路（都城・志布志道路）の志布志市内及び全区間の進捗と今後の計画について (2) 東九州自動車道の進捗と今後の考え方について (3) 県道柿ノ木・志布志線、柳橋～弓場ヶ尾間の進捗と今後の見通しについて	市 長
	3 農業振興について	(1) 農地の基盤整備を今後どのように計画し進めていくのか。 (2) 遊休農地、耕作放棄地の現状はどのようになっているのか。また、今後の対策は。	市 長 農業委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
11福重 彰史	4 福祉行政について	(1) 障害者控除対象者の所得税控除の認定書、交付状況は。今後の認定書の交付についての考え方は。 (2) 介護保険料の軽減に向けたボランティア活動をどのように考えているか。	市長

平成19年第4回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成19年12月7日（金曜日）午前10時10分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 認定第1号 平成18年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 平成18年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 平成18年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 平成18年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成18年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（市道路線の変更）
- 日程第14 議案第96号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第97号 志布志市課設置条例の制定について
- 日程第16 議案第98号 志布志市行政財産使用料条例の制定について
- 日程第17 議案第99号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第100号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第101号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第102号 志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第103号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第22 議案第104号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について
- 日程第23 議案第105号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第106号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第107号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第108号 志布志市老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第109号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第110号 松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第111号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について

- 日程第30 議案第112号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第113号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第32 議案第114号 市道路線の認定について
- 日程第33 議案第115号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第34 議案第116号 字の区域変更について
- 日程第35 議案第117号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第36 議案第118号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第119号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第120号 平成19年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第39 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 井 手 南海男
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 嶋 戸 貞 治
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 宮 苑 和 郎	松 山 支 所 長 白 坂 照 雄
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 上 村 和 憲
総 務 課 長 中 崎 秀 博	行 政 改 革 推 進 課 長 溝 口 敏 久
企 画 政 策 課 長 萩 本 昌 一 郎	財 務 課 長 溝 口 猛
港 湾 商 工 課 長 外 山 文 弘	市 民 課 長 竹 之 内 宏 史
志 布 志 支 所 税 務 課 長 中 水 博	水 道 局 長 徳 田 俊 美
会 計 管 理 者 楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時10分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成19年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により宮田慶一郎君と上村環君を指名をいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月26日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月26日までの20日間に決定しました。

日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志市まちづくり公社から、第16期事業報告書及び決算書、第17期事業計画書及び収支予算書及び産業建設常任委員長、農業農村活性化対策等調査特別委員長、志布志港振興対策等調査特別委員長から閉会中における所管事務調査の結果報告並びに監査委員から監査報告が提出されましたので、配付をいたしました。参考にさせていただきたいと思います。

日程第4 認定第1号 平成18年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、認定第1号、平成18年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。本件は平成18年度志布志市一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

平成18年度志布志市一般会計決算審査特別委員長、28番、重永重久君。

○決算審査特別委員長（重永重久君） ただいま議題となりました認定第1号、平成18年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

本委員会は、10月15日から18日までの4日間にわたり、市長をはじめ、副市長、教育長、各所管部・課長及び関係職員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

それでは審査順に従い、報告をいたします。

まず、総務部総務課及び選挙管理委員会分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告いたします。

質疑として、文書広報費関係で不用額が出ているが、年度ごとに入札する関係で印刷製本費の額の見

直し、額を下げている取組につながっているのか、状況をお示し願いたい。また、デジタル化へ向け個別受信機の設置の問題点等で市内全戸設置に向けた整備計画や財政措置等を検討する必要があるとのことだが、情報が届かないことで市民が不利益を被ると一番いけないが、全戸に個別受信機というシミュレーションができてきているのか。

答弁として、文書広報費の印刷製本費の入札関係だが、市報「しぶし」については、例年入札をして金額も下がってきており、不用額が生じた。デジタル化の問題だが、18年度に親卓の統合システム改修をしたのは、合併して一斉放送ができないということで、一斉放送ができるように改修をした。改修は29年度からデジタル化に向かうということで、アナログとデジタルの併用で機器を整備し、全戸に個別受信機を設置というシミュレーションについては、現在一応の見積りを取ったところである。財政上、有利な起債関係を考慮して整備計画等も進めてまいりたい。

質疑として、防災無線の落雷などによる対応はどういう形でされるのか。

答弁として、地域の周辺の方々から聞こえない、雑音が入るといった連絡等を受け修理をする。その修理は、保険対応ができるので全額保険で対応をしている。

質疑として、防火水槽の敷地の問題で、旧有明町時代は無償で、合併になって志布志、松山、その実態は今どのようなになっているのか。

答弁として、個人の所有地の場合は、旧有明町と同様、志布志、松山も無償によって承諾書等をいただき、設置させていただいている。

質疑として、自治振興費の不用額569万4,753円の説明をされたい。

答弁として、自治会活性化事業の不用額で、納税活動関係の奨励金である。確定が3月末ということで補正で対応ができなかった。

次に、総務部行政改革推進課分について、報告いたします。

質疑として、行財政改革推進委員の構成はどのようなになっているのか。

答弁として、現在10名の委員で構成をしているが、学識経験者2名、各種団体の代表者が、自治会の校区公民館の代表、港湾振興協議会の代表、地域おこしグループ、女性グループということで4名、公募の関係が無職の方と会社員の方で2名、市長が適当と認める人ということで、パート職員、団体職員といった方々で構成をしている。学識経験者は鹿児島大学の教授、旧志布志町の行革の委員の方を一人入っていただいて、今後、委員の構成については、また新たにそこらについては検討すべきであろうと思う。

質疑として、組織の見直しを検討されるということで、現在どういう状況か。

答弁として、現在、集中改革プランに基づき検討を進めている。19年にプランができたが、20年から部制廃止ということが出ており、そのことについて今議論をしている。幹事会、本部会議、推進委員会、それぞれ計画的に行っているが、部制廃止に向けて、係、課の統廃合がどういった形でできるのかという各部のヒアリングがすべて終了したところである。方針は昨年できているので、計画を年度内に立てる。場合によっては、いろいろ条例等の絡み等も出てくるので、議会にまた相談しながらそれぞれ報告をしていきたい。

質疑として、行革の中でいろんなことが協議されているが、審議会とか協議会とか、いろんな組織が60ぐらいあると思うが、それを整備しようという問題提起がなされているのか。

答弁として、事務事業の見直しという中で、基本になるのが政策評価そして事務事業の評価ということになっていくが、組織についてもすべてを今後計画的にやっていくということだが、年内にすべてというのは非常に無理がある。今どういった形で何から取り組むかということも検討しているが、政策に基づく事務事業の評価というものが考えられるのが700点ほどあり、施策に基づかない一般の事務的なことについても1,000点ほどある。それらを含め、併せて補助金の見直しも行っていく。補助金の関係が160数件あり、その中に協議会、いろんな組織もあるが、これを含めそういった形で見直していく。平成19年度中にすべてをというのは、非常に無理があるので、組織機構見直しを最重点に行い、内部から行き、併せてそういった事務事業、補助金の見直しをしていく。その中に協議会等の見直し、合併して各町にあったものがいくらか統一されたが、まだ一部統一されてないものもあるので、関係課と協議しながら取り組んでまいりたい。

質疑として、部長制を議論しているということだが、部長制を廃止していく、部長制を再協議していくとかいう議論の原点は何なのか。

答弁として、合併してそれぞれ組織的に大きくなってきている。実際、旧志布志町が17課程度、有明が14課程度、松山が9課あったわけだが、それを合わせても40の取りまとめをする課があった。その流れがいろんな形で取りまとめをする部長を中心に10人の部長職、そういう中でどうしても年度的にスリム化を図っていくことが必要だろうということで、当初の議論で部制をいきなり廃止するのではなく、部制を統廃合ということもあったが、さらにその組織そのものが大きくなる、全体を掌握するのに問題があるということで、統合はないということになり、継続か廃止かという議論になりました。これが2月から3月にかけての最終の集中改革プラン調整の段階で協議されているが、基本的には段階的にスリム化していく。その中に部制を廃止し、課もスリム化しながら組織の肥大化を再編していくという流れであります。部制についても合併後、まだいろいろ事務も多様化する中で必要であろうという議論もあったが、課制に移行すべきであろう。3万5,000人ほどいる人口のまちとしては、部制まではどうかという議論になり、行革推進委員会の答申を得て決定をいただいた。

質疑として、組織をスリムにしていくのは大事なことだが、一番懸念していることは、庁舎が一本化していない。支所があって、まだ課が分散している中で部長という職を取り除くと、同じ仕事をする組織の中に課が一つではない。組織の在り方として、責任の所在がうやむやになるのではないかと心配をしている。責任を誰が取るのかということでは、行政は組織として非常にいい加減な部分がある。部長を無くすことによって、課長がそれぞれに責任を回避していくということになると大変なことになると思うが、ただ単に組織がスリム化になるから部長もいないという議論ではまずいと思うがどうか。

答弁として、まさしくそのことが一番の議論になり、その中で実際部制が無くなると、今まで部長が取りまとめということで、手腕を発揮したり、責任を感じていただいたわけだが、いきなり部がなくなると、課はまだ非常に多いわけで、調整課長、統括課長といった制度もどうかという議論もされていたが、仮に統括課長制度を取ると、部長制が無くなっただけで、自分の課を持ちながら他の課まで面

倒を見るとなれば、もっと大変なことになるということで、課もスリム化しながら、課長が総体的な責任を取っていく方向にいかねばならないということで、非常に課長も多いが、段階的に課長も責任を持てる範囲でスリム化していく。一番大事なのが3町合併して総合支所方式を堅持しているところで総合支所を堅持するということは、当然支所に課長を置かなければならないという判断、できるだけ早い時期に解決していく流れは、総合支所にも課長がいなければならないということで、総合支所については合併協定項目にもあるが、当分の間は堅持すべきであろうという議論になっております。

質疑として、部長制度の見直し、課のスリム化になってくると、課自体が助け合う対策、グループ制というのがあったが、今どのように検討が進んでいるのか。

答弁として、今まで114ほどの係があるが、係もグループ制ということで課制の統廃合、併せて係の統廃合を進めながら、将来は80程度が妥当であろうという方針を考えている。定員適正化計画の中で全体的に職員が5年間で50人減になる。職員数も少なくなってくると、主の担当的な係と、それを補佐する副的な職員ということで、当然今まで係長の下でそれぞれやっていたことを、少なくなった係の中で、お互いが出張なり休んだ場合もグループ制は他の職員がカバーできる体制をしていくということで、今一部にモデル的に導入しているが、年度的に導入していく必要があるということであります。現在導入しているのが、行革課は昨年4人だったのが3人になっております、3人でそれぞれ連携を図っておるという一つのグループ、それから支所の地域振興課もグループ制を採っており、少ない中でそれぞれがお互いにカバーし合っていくという形でございます。

質疑として、行革推進委員会で部長制を廃止という答申が出たのであれば、それを軽視とか無視するわけにはいかないのではないかと。

答弁として、3月の段階で、20年、部制廃止が決定して集中改革プランの中でもうたっている。行政改革大綱の努力目標的なものが集中改革プランだが、その中に決定しているので、それに基づいて粛々と作業を進めていくところでございます。

次に、総務部情報管理課分について報告をいたします。

質疑として、行政システム共同開発協議会の中身について伺いたい。

答弁として、現在、九州管内の富士通を使っている市町村が、同じようなシステムを利用しているということで、お互いのシステムの勉強会あるいは共同のシステムを研究しようと組織されたものである。

質疑として、電算システムに関して問題点等は特になかったと報告があったが、現実、トラブル等は昨年の1年間一切なかったのか。

答弁として、合併システムがスタートして初期の頃は軽微なトラブルがあったが、それらについてはその都度対応して改善していった。全庁的に業務に支障を来すような、特に大きなトラブルは現在まで生じていない。

質疑として、仮にそういうトラブルがあったとすると、庁舎内の職員あるいは電算関係の職員等で対応できる範囲だったのか。そうでなかった場合、委託業者が来て仕事をされた場合、契約の中にメンテナンス料として含まれているのか。

答弁として、電算システム運用は情報管理課の電算職員、そして現在SEが2名常駐しているが、そ

の方々で対応する。どうしても対応ができない、あるいは機械の故障で修理をする必要があるものについては、委託契約をしているので技術者を派遣していただいて部品を交換する形の対応をしている。そういう保守契約の中で運用しております。

質疑として、合併して各町の違ったシステムを一つに集めて、一元化していくというのが理想で、そういうふうに進められていると思うが、システムのすり合わせがすべて終わって、一元化になっているのか。

答弁として、合併前のシステムは、旧有明町、志布志町は、富士通の汎用コンピュータを使っていたが、松山町はサーバーという別の機械を使って運用していた。それぞれ3町のデータを統合しなければならないということになり、合併前からその準備に入っていた。基幹的な業務だが、住民記録、税、国民健康保険、介護保険、福祉、そういうものについては合併と同時にすべて一元化し、統合してきた。あと個別の業務等があるが、例えば地籍図の関係は、まだ松山町は数値情報が済んでいないということで、その作業を進めており、一部の業務についてはまだ統一されてないものもあるようである。

質疑として、一般財源を7,000万円つぎ込んで事業をしているが、情報管理費の中で特例債を使った実績はどうなのか。

答弁として、合併に際しコンピュータをどういう形で導入するかという検討がなされたが、当初リースでいこうという計画もあったようだが、最終的に合併特例交付金を使って導入し、合併の時に1億2,000万円使っております。

質疑として、当初、例規集のCDをいただいたが、改正で訂正もあると思うが、その点については、その後何も無いが、例えばホームページ上で例規集を見る準備とかはされているのか、いないのか。

答弁として、電算サイドとしても計画をしていたが、合併後いろいろ例規集の見直しが出てきて、現在まで内容等の修正を総務課行政係で進めていた。めどもたったということで、間もなくホームページで例規集も公開する予定である。

次に、企画部財務課分について報告いたします。

質疑として、次年度の予算編成をする段階で、各課からいろんな要求が出てくると思うが、そのことについても体系別に予算配分をする考えはないのか。

答弁として、基本的には企画と財政だけでなく、行革の事務事業の見直しまで関連になって、実施計画等の見直しの作業を、企画と財政、両方でヒアリングをしていくわけだが、様式上は事業体系で分けていく形にしても、電算の方が少し中身に相違があるということで、将来的には事業体系で予算も枠配分に持っていきたいと思うが、あと2、3年ぐらいかかるのではなかろうかという考え方をしております。

質疑として、合併特例債を18年度にどれぐらい使ったのか、また、今後年次的にどれだけ出ていくのか。大体計画した流れのとおりにいきそうなのか。

答弁として、平成18年度は、合併特例は5億8,850万円の借入れをしております。18年度までの借入総額だが、特例債は9億7,510万円の借入れをしております。本年度段階では、7億6,000万円程度であります。特例債の基本的な考え方は、財政計画上では10年間で大体80億円と考えているところで、基本

的に年8億円程度という形であります。あと特殊要因として今年度から始まっているが、来年、再来年、畑かんの償還金が発生して、この分が財政計画では特例債を約15億円程度見込んでおり、これを入れると大体10年間で95億円程度という形で考えております。

質疑として、財産貸付収入で未収入額の明細をお知らせ願いたい。それから不動産売払収入の土地は何件あるのか。また定住促進団地1,023万4,000円とあるが、何戸か。それと金利の部分で財務省、郵政省、民間金融機関、金利はどのくらいか。

答弁として、未収分は件数にして4件で、金額は普通貸付分が95万3,650円、一時貸付分が1万9,410円だが、一時貸付分は現時点では収納されている。定住促進団地関係は件数が7件で、あじさい団地が1件と、なのはな団地が6件であります。金利は年数によるが、10年もので財務省関連が昨年度の借入実績でいくと1.5%、20年もので大体1.9%前後で、民間においてもほとんど相違がないような借入状況となっている。一番安い部分は1.5%、去年の実績で一番高かった分が20年もので、一部民間があるが2.29%という形になっております。

次に、企画部港湾商工課分について、報告いたします。

質疑として、日本貿易振興機構鹿児島貿易情報センターに50万円の支出だが、これをするによってどういうふうになら変わるのか。

答弁として、18年からこの会に入っているが、貿易振興会ということで従来から貿易関係についてのノウハウを非常に持っている所である。今、独立行政法人として組織の名称は変わっているが、メリットは貿易に関するセミナーの開催を地元でできるということで、各種情報が定期的に送られてくる。フード台北への参加、このジェットロ主催のイベントに参加できたというのも会員になった一つの大きなメリットということで、本年も10月30日に本市で貿易セミナーをする予定である。来年1月も、もう1回していただくというふうにはジェットロからの協力もかなりもらえると考えております。

質疑として、観光戦略会議の問題点で各分科会は活発に行われたが、全体会は分科会の報告に終わり、戦略会議全体としての取組に欠けたと指摘されているが、19年度はこの問題点を受け戦略会議自体の取組が何か変わったところがあるのか。

答弁として、当初予定した全体会の回数が開けなかったのが背景にあるが、分科会レベルではそれぞれの分科会で非常に活発に活動されており、その中で戦略会議としての全体会議での意志決定というものなかなか開けなかったという表現で、今後の取組として早速全体会を予定し、その中である程度のテーマをこちらから絞り、テーマに基づいて枝葉を全体会議の中で、分科会の中で広げていただきたいが、そのことについて戦略会議で協議して、市に提言していただきたいということで、その話をするところでもあります。平成18年度は分科会、全体会を通じて、19年4月29日のお釈迦祭りに向けたお釈迦祭りウィークに向けての協議をずっとされてきた。それと先進地の視察をしているが、形としてその段階で一段落してしまい、その後の全体会の動きが鈍くなったということで、今後は活発に全体会も開いていきたい。

質疑として、戦略会議の不用額は約半分、開催予定の半分しかできなかった理由は何か。

答弁として、戦略会議を12月から立ち上げ、毎月のように会議を開いていたが、主に19年4月のお釈

迦祭りのことに話が集中していき、2月、3月に全体会で研修会とかを予定していたが、そちらができなくなったということで不用額として出てきた。

質疑として、本年は当初計画したとおりの状況で進んでいると理解してもよいのか。

答弁として、今年には昨年に引き続き、お釈迦祭りに向けて全体会議をし、その後、若干空白があるということで、今後本格的に、全体会も計画的に、分科会も多い所では、月に2回ペースという形でした。また予算は予定通り執行をしてまいりたい。

質疑として、港湾関係の特別委員会で門司に研修に行ったが、水際をどうするかのための水際係長という専門のポジションまで用意して、市民に親しんでもらう港づくりということで、すごい取組をしていた。志布志港の港湾改修事業負担金の件で、負担金を出して本当に市民に親しんでもらう志布志港を造りあげるために、どういう議論を具体的にしているのか。また負担金の状況をお示し願いたい。

答弁として、負担率を軽減してくれという要望はこれまでもしてきているが、やはり県の今の財政状況の中ではなかなか難しいと思う。ただ負担軽減については、今後も県にお願いをしたい。門司港の話が出たが、当時のいろんな事務所、国の機関等が残っており、それを観光として売り込もうということで非常に力を入れている。志布志港はいわゆる商業港として、ひとつの飼料コンビナートとしての整備を背景とした港づくりをしているので、人の行き来する港としては一つの課題と思う。活用については、県の港湾支所に機会あるたびに、広く開放して欲しいと要望はしております。

質疑として、観光協会の育成事業に人件費を含めて、お金を出しているが、観光協会の事務局は本庁の山ん中にある。どういう観光の推進をしていくのか、考えていることは何か。

答弁として、観光案内所の設置については、旧志布志町時代から要望があったようで、ただ結果として無いということである。設置については、100万人の入込み客を目指す市の方針でもあるので、やはり前向きに検討していきたい。

質疑として、工業団地が市内にいくつかあるが、副市長は18年度必ず企業誘致をするとあったが、19年度において何か一つでも話があったのか。

答弁として、問い合わせはいろいろ来たが、現実問題として現在までまだ1箇所も誘致ができていない。誘致について、トップセールス等いろいろやっているが、やはり社会情勢等々、非常に厳しい状況で、外からの誘致という考え方も当然必要だが、地域内におられる方々が、できるだけ規模拡大なり、あるいは増築なりといった、しやすい方法も一方では検討すべきということで、両構えで現在進めている。

質疑として、さんふらわあの件で、今存続をとということをやっているわけだが、助成金を出すだけが能ではないと思う。集客をすることに関して、何か具体的な話合いがなされているのか。

答弁として、特に10名以上の団体についての助成は十分生かしていきたい。実際かなり数は増えており、ある程度の効果もあると思っているが、修学旅行、高校とかそういう所の活用を呼びかけていきたい。それと特に関西地区の大学のサークル関係が、これまでもさんふらわあを利用して夏場周辺、春の合宿、秋の合宿でこちら方面に来ている。そういう所への案内。それと各種エージェントはすべて県内を回っている。その中でさんふらわあを利用したツアーの企画をお願いして、そういう所には広告料に

対して若干の助成をするということで、話もしております。そういうところから利用促進に向けて、どんどんPRはしていこうと思っております。それと従来の大きな規模はできないが、一般家族向けにクルージングの計画もしております。

次に、建設部都市計画課及び管理課分について、同時に審査を行いましたので、報告いたします。

質疑として、住宅管理費で今空き家を解体しているが、あと何戸ぐらい解体しなければいけないのか。そのうち、空き家率はどのくらいあるのか。

答弁として、現在古くて入居していない住宅、政策空き家対策をとっているのが39戸、空家率として6%であります。空いた所は解体をしているところだが、耐用年数を大幅に超過している住宅等について解体し、18年度において5戸、19年度が5戸、補正を組み、あと1棟2戸を解体する計画であります。

質疑として、住宅管理費の滞納者への法的手続きはどのような手続を考えているのか。

答弁として、悪質・高額滞納者、中でも特に指導にかかわらず納入の悪い方々には、法的手法を用いて退去という流れで取り組んでおります。ただ、今の段階では実際に法的手続きは取っていないが、その前段として指導は面談で行っている。その成果としては実際に退去をお願いした所もございます。

質疑として、未登記はどれくらいあるのか。

答弁として、18年3月末で何十件か終わったが、8月1日現在の調べで、3町で760筆ある。その中で有明町の舗装になっている環境整備分の道路551件が一番ネックになっております。

質疑として、過疎計画、振興計画等があって、新たに新市として持ち寄ってスタートしている。それにマスタープランを乗せて進もうと思って、実際できあがってみると、振興計画、過疎計画のとおりにはいかない部分も見えてくると思うが、整合性が取れる部分、取れない部分があって、そういう問題はどんなふうに浮上してきているのか。

答弁として、旧志布志町については、都市計画をはっているので、それに沿った格好になるが、旧有明町においては、都市計画区域そのものが無かったので、そこを今度の新たな特に振興計画に沿ったもので整合性を図る。今、素案の段階で、すり合わせが出来上がっていない状況で、来年3月の早い時期に素案を打ち上げたい。

次に、建設部土木課分について報告いたします。

質疑として、グリーンロードの六月坂に出てくる線の計画の18年度の進捗状況はどうなっているか。

答弁として、六月坂・安良線ということで、平成15年度から国の補助で整備をしているが、平成18年度用地補償の先行ということで進めております。18年度、予算を上乗せして1億円で事業を進めているが、1億円つぎ込んであと2~3,000万円補償費と用地が足りない状況で来年からは、ほぼ工事に着手できるような状況と考えております。

質疑として、押切海岸の改良事業の現在の状況と今後をお知らせ願いたい。

答弁として、今年の台風時期でも相当効果が出てきている。県としてもおおむね18年度で終了し、19年度は残務処理という形での事業が残っていると聞いております。

質疑として、土木総務費で清水地区の急傾斜だが、急傾斜事業で用地買収がどういう場合に出てきたのか。

答弁として、本来、急傾斜事業は地権者の用地の無償提供が原則だが、家の持ち主と裏手の山の持ち主が違う所がほとんどで、どうして無償で下の人のために協力しなければいけないのかという意見が多数出て、どうしたらよいかと協議したところ、市で買い上げて事業の推進を図るということで用地買収が出てきた。

次に、産業振興部耕地課分について報告をいたします。

質疑として、市単独土地改良事業はどこを何をしたのか。

答弁として、下野井倉地区、下野井倉自治公民館の前の水路の改修で、排水路の拡幅を110m整備をいたしました。

質疑として、農地・水・環境保全向上支援事業の事業内容と、年度的に毎年地区を決めてやっているのか。

答弁として、平成19年度から全国で取組が始まる事業のモデル地区として、18年度、本市では大野原地区が指定を受けて実施をいたしました。事業内容は、今まで農家だけで守っていた農道、用水路、排水路が農家の高齢化により、なかなか農家だけの維持ができないので、地域の中でそれらの農業用施設の維持・管理の取組をしていただける所に、国が補助金を出す事業であります。市の負担が118万7,000円で、基準額として水田107.91ha、10a当たりの補助金算定額は4,400円、その4分の1である。当該地区では農家並びに地域住民、子ども会、消防団、婦人会、高齢者クラブなどが一体となって、農地用水路の点検活動、維持補修活動、側溝の泥上げ、側溝の維持補修、災害になりそうな箇所を早期の補修といった取組をしており、なお19年度から志布志市内で大野原地区外10地区が、本年度から5年間の限定の事業ということで、取組がスタートしております。

質疑として、グリーンロードが17年3月に開通し、まだ2年だが、この間に通行止めの期間はどのくらいあるのか。また同じ所が災害を受けて通行止めなのか。

答弁として、昨年が7月22日から10月いっぱい、今年が5月5日から10月31日までであります。昨年被災した所がまた同じく被災をして、その関係で通行止めが続いているが、災害復旧の場合どうしても原形復旧という形でしか国の補助として認められない原則があり、昨年は同じ復旧をしておりますが、ただし、今回の場合は、同じ復旧事業をしてもまた被災するということが予想されるので、若干、市単独で中の排水路の路線を変えて、被災しないように工事をしている状況であります。

質疑として、下段地区のことで、20年度の事業採択に向けて県のヒアリングを受けていたが、現在の状況、見込みはどうなっているのか。

答弁として、仮同意の段階で137名のうち、131名同意ということで、同意率95.62%であり、残りの方は遠隔地にいて、なかなかその後の交渉はできていない分などがあり、現在、本同意に向け地元説明会をし、6名についても本同意をいただく決意で、推進委員の方々と11回の推進会議を重ねております。

次に、産業振興部農政課分について報告をいたします。

質疑として、農業・農村活性化推進施設等整備事業の事業主体の本村地区機械利用組合はどういった性格の組織か。

答弁として、農村振興運動の拠点集落で、事業というものが、村づくりに関係する村づくり事業とか、

いろんな事業があったが、県の組織、事業の見直しの中で名称を一本化したことで、このような名前になっております。

質疑として、就農サポート事業の問題点としてほとんどが市外出身者であるが、市内出身者も研修生で受け入れるべきだろうという意見等を聞いているが、実際は市内出身者は希望が少ないのが現状であるということだが、少ないということは何人かいたと理解していいのか。

答弁として、市内の方でも後継者で研修したいという申請があり、旧松山町の農業公社等でも、松山町出身の後継者を研修生として実際に受け入れているケースもあります。

質疑として、低コスト茶産地育成事業は苗の不足で定植が少なかったとあるが、何反歩ぐらいになるのか。

答弁として、実施面積が6.34haであり、不用額については年度ぎりぎりまで確保させていただき、利用権設定の問題、茶の苗の問題で年度内には完了できなかったということで、19年度に持ち越したことでの不用額でございます。

質疑として、活動火山周辺地域防災営農対策事業で最近桜島が沈静化しているが、この事業が沈静化によってどうなっていくのか。

答弁として、最近の事業の見通しがわからない状況である。県に入ったものが県で形を変え、名前を変えてくるようになっているので、今までのように申請すればほぼ確定がもらえる状況にない厳しい状況で、見通しが立たない状況である。

質疑として、農業公社で研修生を受け入れているが、市外の人か。

答弁として、すべて市外の方々であります。

次に、産業振興部畜産課分について報告をいたします。

質疑として、最近でも、畜産農家の排水に苦情が寄せられていた経緯があった。河川への垂れ流し状態が雨が降ったとき、深夜にわからないように流すとか、このような状況があるが、それに対する対応がどのようになされているのか。

答弁として、発生の都度、通報があったら現地に出向き関係農家への指導等に回っております。しかしながら、中にはどこの農場か特定できないケースもある。そのような状況に対応するために畜産農家の方へ、河川等への垂れ流し、不法投棄については処分されるという啓蒙用のチラシを今年7月、9月、それと市報の9月号に環境政策課と協議しながら、広報については市民の方々へ、畜産課から出したチラシについては畜産農家の方々へという形をお願いをしている状況であります。

質疑として、活動火山周辺地域防災営農対策事業で、いろんな生産組合が高い機械を導入しているが、降灰に対応すべき飼料収穫調製機はトラクターほかと理解していいのか。また国の100%補助か。それとも半分が補助か。

答弁として、飼料収穫調製機はトラクターほかとあるが、ほかについては飼料収穫用に伴うアタッチ等の機器であります。補助率は7割が県単補助事業になっております。総体事業費が3,000万円未満は県の単独事業の枠内ということで、18年度実施した5組合はいずれも3,000万円未満の事業費になっているので、県費を7割いただいて、残り3割は生産組合の自己負担ということで事業を実施いたしてお

ります。

質疑として、畜産環境施設整備事業は19年度までであるが、新たに同様の目的を持った補助事業の構築が必要であると問題提起してあるが、これに対する取組がなされているのか。

答弁として、過疎計画においては、18、19の2カ年で、いったんこの事業については終了させたいと、当初事業計画をしました。しかしながら、今後も家畜排せつ物法の適用を受ける事業規模に、農家の方々が規模拡大によって新たに整備をしていかなければならない状態が生まれてくる。あるいは高齢化が進んで後継者の方々に規模の拡大を取り組んでいただくということもあり、引き続き必要であると考えられるので、20年度以降について事業の中身についても若干見直しをしなければならないと考えている。

質疑として、鳥インフルエンザの件で場内出入り口に動噴を設置とあるが、平均10何万円の動噴だが、備え付けでなく手動の動噴と理解していいのか。

答弁として、補助事業の事業規模が大型の規模でなく2分の1の補助事業で15万円が限度であります。大きな固定式にすれば15万円を超えると、自己負担であります。実用的には可搬式のおおむね30万円から高く40万円程度の事業費の導入が実情だったので、固定式でなく可搬式の動噴であります。

次に、産業振興部林務水産課分について報告をいたします。

質疑として、ハモの関係の補助金で、ハモの地元で消費される分、地元外に出て行く量は把握されているか。またハモの販路拡大に対する状況はうまくいっているのか。

答弁として、販売については志布志漁港の「びろう」という販売店があり、昨年12月以降営業日数が81日に対して、1日平均者が89.6人ということで、月別の売上げを見ると約1,051万7,000円程度売上げがある。ハモの販売経路は、18年度は9割を漁協が買い上げて地元消費、あとの1割は県外等に搬出をしております。トン数は49t上がっている。ハモの販路拡大については、漁協としては現在のところ地元消費を優先させて取り組んでいると聞いております。

質疑として、ヒラメ放流事業で、昨年と比較して18年度実績は水揚量、水揚高ともに増加したとあるが、具体的な数字が知りたい。

答弁として、水揚量が15年が約2.04t、16年度が2.4t、17年度が2.46t、18年度は3.28tとなっております。

質疑として、森のめぐみの産地づくり事業で、農家1軒当たりどのくらいの収益か。それと志布志、松山では事業所が増えているということだが、今後も増える可能性があるのか。

答弁として、現在、生産農家が志布志で27名、松山が6名の33名、昨年度総体的に出荷する束数で大体一束が300から350gであるが、全部で7万3,155束、金額で1,096万円の売上げで、1軒当たりにつき33万円ほどの売上げで、これは18年1月から12月までの1年間ということで、今年度9月までの実績は、束数にして7万3,759束と、18年度の1年間分を若干オーバーをしております。

次に、市民部市民課分について報告をいたします。

質疑として、外国人登録事務の取扱件数はどうなっているのか。

答弁として、1,577件であります。外国人登録は現在191名登録があり、取扱人員はこの数年横ばい状態であります。

質疑として、現在市民カードを保持されている数はトータルでいくらか。

答弁として、6月1日現在でまとめた数が8,769枚であります。内訳は、志布志支所取扱い分が2,335枚、有明本庁が1,205枚、松山が429枚で、旧有明町ではひまわりカード4,800枚がもう配付されており、合計で8,769枚ということでございます。

質疑として、国民年金の収納状況で、18年度は889件、数字で減っているが、対象月数が230増えているので、実質は1,119件減っているということになり、数字としてどう考えているのか。多いと思うか、少ないと思うか。またその原因、それと収納率が77.2%で、似たような人口規模の市町村と比べ、この率は高いのか低いのか。

答弁として、確かに対象月数は増えたから単純には比較できないが、収納率は、鹿児島県の平均が68.8%ということで、10ポイント程度、志布志の方が高いと考えております。とりわけ志布志市を含めた曾於地区は県平均よりも10ポイント程度高いということで、類似団体3万5,000人から4万人程度のまちと比較しても高い方と聞いております。

質疑として、いずれにしても100%が目標なので何か対策は考えているのか。

答弁として、収納事務が社会保険事務所になっており、収納率の向上ということで市として何ができるかということで、資料等を寄せて広報等を積極的にやっている。それと年金相談についても社会保険事務所に行き、志布志市における年金相談等を多くしてほしいという要望をし、年間で10何回やっていたいていところで、また収納事務についても調査員、収納の方が来られれば、情報提供はすると申し上げて連携を取っております。

質疑として、かごしま犯罪被害者支援センターはどういう役割を担っている所か。また本市に支援する対象者が18年度おられたのか。

答弁として、犯罪被害を受けた方々をどのように社会的に救っていくかという社会的機運が高まり、犯罪被害者支援センターが鹿児島県に発足し、県全体で負担金等を市町村が出し合っているということで、志布志市にどれくらいいるかということ等については1回尋ねたが、そういう件数についてはなかなか教えてもらえないのが現状であります。ただ安全・安心まちづくり条例等も施行し、とにかく犯罪が起きない、そういう被害者を出さないという社会機運をつくりあげていかなければならないと課内でも考えております。

質疑として、かごしま犯罪被害者支援センターの件で、住民から相談を受けて、支援センターがあるということでとても安心をした。利用してみて、とても親切丁寧に多岐に渡って教えてくださって、そのことにより救われた人もいて、精神的に良かったとあったのだが、これをもっと周知して、住民がそういうセンターで支援しているということを知りだけでも安心したまちづくりという意識が出てくると思う。周知がまだ全然行き渡っていないのではと思うが、これからどう考えるか。

答弁として、確かに重要なことと考える。示されたDV関係は市民課の窓口も置いてあるので、担当課は企画なので、そういう所ともタイアップして、犯罪被害者の方々の心の糧というか支援という形にするのが行政の仕事だと思うので、犯罪被害者支援センターとともに連携を取って前向きに検討をしていきたい。

次に、市民部環境政策課分について報告いたします。

質疑として、老朽化した火葬場については議論は無かったのか。

答弁として、一部事務組合と協議をして、何か志布志市としての、一部事務組合としての考えはないかということで協議をした。その中で、今年焼却炉を1基修繕をしているが、やはり焼却炉の修善も年次的に換えていかなければいけないという現状でございます。その中で、改修、建替えをするかというところまでは、事務局の方としても現在のところまだ考えていないということであります。これについては、どこに造るかということになれば、市民の皆様方の理解をいただかなければ、なかなかほかの施設みたいに、ここに造るということにはならないと思うので、今後一部事務組合とも老朽化に伴う協議は進めてまいりたい。

質疑として、最近志布志市に他の市から視察によく来られるということで、環境のことが主ではないかという話も聞いているが、成果説明書の45、46、47ページのどれについての視察が多いか。

答弁として、46ページの方が多い。さんさんひまわりプラン、それとやはりごみ減量化のこと、そして資源化率が18年度実績で73%という内容についての視察が多い。特に資源化へ向けた最大のポイントが生ごみの分別、それを堆肥にすることがほかの地域とは違っております。ほかの地域は、学校給食分だけは堆肥にしているということだが、市内全域でこの取組をしているのが全国的にも珍しいという評価で、視察が8月からもう10団体ぐらい来ております。それと11月まであと6団体ぐらい来る計画がございます。

質疑として、生ごみを堆肥にしたあと、その堆肥の利用率はどうなのか。

答弁として、小売店に1店舗出している。それと市役所で販売をしております。それから市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に花壇で使ってくださいと配布をしております。それと公民館、地域づくり団体にも無料で配布をしているが、無料なので好評である。余ったものは曾於リサイクルセンターが農場を持っているので、2t車1台5,000円で買上げをして、全部使っているということで、平成18年度で160万円ぐらい堆肥の売上げがあった。これについてはごみ分別益金等の中に含まれております。それと今回、平成19年度で地産地消を推進するために、学校給食に納められる農家の方がいらっしゃるので、そちらにも19年度事業で今回計画を立てております。

質疑として、バイオマスタウン構想に向けた具体的な事業が出て来ているのか。

答弁として、バイオマス推進協議会を設置し、協議を進めているところでございます。

質疑として、リサイクルが、出されるものが増えていって、お金になったからよいというのではなく、減ることも大事だが、そこらはどうなっているのか。

答弁として、リサイクルは次の手であり、やはりごみを出さない、ごみを市民が持ち帰らない、ごみをいらないということが大事だと思う。19年度事業であるが、第1回目の「買い物からごみ減らし円卓会議」を開催したところで、なかなか難しい面もあるが、消費者の考え、小売店の考え、いろいろあるが、ごみを減らすということをまず一番に考えて事業も推進していく考えであります。

質疑として、マルチ芋等の収穫時期でビニールを燃やしている臭いがするが、市としてどういう対処をとられるのか。環境パトロール等の事業を利用しながら、実際燃やしているか燃やしていないか、確

認はできないのか。また住民からの通報、苦情等はないものか。

答弁として、連絡、苦情はやはりあります。そういう場合には場所を教えていただいて、即職員が出向くようにして、できるだけすぐ行く対応をしております。

質疑として、不法投棄されたごみが後を絶たないということで、不法投棄の対策として、どのような対策を考えているのか。

答弁として、国民が不法投棄は違法ということを知っていると思う。ただ心もとない人たちが捨てていく。スタンスとしては、各場所でいろんな人たちにPRしていきます。もちろん広報紙でもPRをして、皆さんに協力を求める。そう求めながらも捨てた物があれば早く拾う、回収しようということで、現在環境パトロールをしているが、市民の道德心の向上をどういうふうに図っていくかというのが一番課題ではないかと思っております。各イベントがある前の「おじゃったもんせ」とか、市民のボランティアに協力を求めながら、やはり少しでも不法投棄のごみを回収するというようなことを考えながら、事業を進めているところで、機会があるごとに市民の皆さん方にも不法投棄をしないようにということをしてPRをしていきたい。

質疑として、美しい志布志市をつくるために罰則規定とかも考えながら何か手を打っていかねばいけぬ。そこら辺のところは議論がどのようになっているのか。

答弁として、環境審議会を設置しているので、市長からの諮問事項として、1番目に環境基本計画、2番目に不法投棄禁止に対する条例等の整備という形で諮問をしているところであります。先進地等の事例を参考にしながら、素案等を今作っているところであり、広く委員の皆さんから意見を聴きながら、条例等を制定するだけではだめだと思うが、制定については今前向きな協議をしているところであります。

質疑として、市衛生自治会の加入促進をどのように図っていくのか。

答弁として、18年度、世帯で87.7%が加入をしております。志布志地区においては、市街地区は加入されているが、市街から離れた校区はなかなか加入がされていない所もあります。今年3月に公民館長と協議をして協力をいただかなければならないということで、志布志地区の公民館長の会があったときに時間をいただいて、そこで説明をいたしました。地域活動をするためには公民館長の協力を得なければいけぬので、そことの連携を取りながら今後も進めてまいりたい。

質疑として、ごみ袋に関して、住民から合併して小さくなったという話をよく聞くが、ごみ袋に関しての住民からの苦情、それに対する見直し、取組はどのようになっているのか。

答弁として、市民の皆さんから小さくなったという声を聞き、市民の要望にはやはり答えるべきであろうということで、40ℓから45ℓへ替える計画で進めてきたが、11月1日販売から小売店にある在庫の分を全部入れ替えようと思っております。残ったものは、「マイロードクリーン作戦」、「おじゃったもんせクリーン作戦」、ボランティアでごみ拾いをしてもらう人たちへの提供に考えております。

質疑として、ごみの問題だけではなく、河川、港、町並み、公園、そういう所の環境美化を議論されることが市内であるのか。

答弁として、河川浄化については、上流の市町村とも協議を進めるべきだというような検討、合併浄

化槽の普及を早くすべきという課内での協議はしているが、他の、港、町並み、公園については同じテーブルで担当課と協議ということは今までは無かったが、今回景観条例で関係課が集まって、協議をすることで進んでいる。

質疑として、自販機は置いてあるが、空き缶を捨てる箱は置いていない。その辺のところは、売る方に対しての指導はどうしているのか。

答弁として、廃棄物処理の条例に、小売店については、ごみ箱を設置するという義務を課しているが、小売店が設置していないということであれば、今後指導していきたい。

次に、市民部税務課分について報告をいたします。

質疑として、常習滞納者とあるが、この中には経済的な理由、中には悪質な者もいると思うが、同じ人が毎年いるということか。

答弁として、経済的理由により少額ずつしか分納ができない方も、経済的に見ても十分払える能力があるのに、ほかの債務等で税まで追いつかないという方もいらっしゃいます。税務課としては、再三にわたって、文書なり直接出向いて、自主的な納税を含めて指導をしております。

質疑として、嘱託徴収員は今何名いるのか。

答弁として、18年度は1名でありましたけども、19年度からは2名になっております。

質疑として、個人市民税の徴収率は下がったが、定率減税、老年者控除等、情報が周知されなくて、徴収段階で税を払うその辺の準備ができていなかった面もあったのではないかと。事前にかなり周知しなければ徴収率が落ちることは想定されたと思うが、この辺に対しての考えはどうか。

答弁として、広報紙等を通して周知をしたが、こういう結果になってしまったということで、特に19年度、所得税から住民税への税源移譲については、国・県・市においても、広報なり、ホームページ、納付書の中に制度の改正の内容とかを盛り込んで周知徹底を図ったところであるが、19年度についても、個人の市民税については、現段階では大分徴収率が下がっている状況であります。

質疑として、滞納システム導入事業のほかに、税務関係で市町村合併特例交付金を使った事業はあるのか。

答弁として、ほかには無いが、土地評価策定業務と新築家屋調査業務導入事業で、合併市町村補助金を使っております。

次に、福祉部福祉課分について報告をいたします。

質疑として、地域生活支援事業の相談支援事業の対応はどのようになっているのか。

答弁として、委託先は医療法人左右会にお願いをしております。相談員は、元々は精神の方の担当をしている方で、今は社会福祉士の免許もとっていらっしゃる方が、相談センターの職員として1名専従で、8時半から5時15分まで相談を受け付けております。実績は、10月からセンターを開所し、志布志市、曾於市、大崎町の相談が3月までの延べ件数で377件、志布志市分が311件という形で、毎月報告書をいただいて、市の方でそれぞれのケースについても把握をしているというところでございます。

質疑として、福祉タクシーの問題点で、旧町間の乗り入れができるようにとの要望もあって、さらに事業の検討が必要であるということだが、市全域にわたって交通体系を立ち上げていかなければいけな

いが、18年度を受けて19年度どういう議論になっているのかお示し願いたい。

答弁として、企画政策課が19年度に入ってから庁舎内の交通政策会議を立ち上げ、福祉課からも2名の任命があり、港湾商工課、財務課等のメンバーで市内の交通施策として、どのような道を探るべきかということで、さまざまな事例を検討をしているところで、次回先進地を見させていただこうということで、今議論が進んでいるところでございます。

質疑として、移動支援事業の90万円、日常生活用具の170万円、当初より不用額が出た原因は何なのか。

答弁として、地域生活支援事業は18年10月からの実施で、なかなか対象者の把握が難しかった。PR等も足りなかったのが、一つの原因ではないかと思う。実績は、移動支援事業については、18年度6名の方が利用しているが、今はこの3倍以上の約20名の方という形で、19年度については実績が大分伸びてきております。

質疑として、生活保護適正実施事業で、生活保護を受けて、どんどん病院に行くことによって、重複受診になったりすることに対してのメスの入れ方、あとの対処の仕方はどうだったのか。

答弁として、医療扶助が生活保護扶助費の中でも非常に大きなウェイトを占めているということで、国の事業として適正実施事業に取り組んでおります。過誤調整の件数の内容は、受給者番号の誤りがほぼ主なものであり、あとは点検をした結果で挙がってきた内容であります。レセプトの点検で頻回受診者等がわかったときには、その方々に対してケースワーカーが個別の訪問をして指導を行っております。

質疑として、保育料に関して、どのような理由で収入未済なのか。理由と件数とそれに対する対処は。

答弁として、主な理由として、経済的に苦しいということで納付が無いと思う。18年度末の収入未済は146件で1,286万260円だが、10月現在では948万1,000円までになっております。対応として、児童手当等の支給時期に窓口へ来てもらい、未納額の確認と今後の支払予定を協議して、少しでも納めていただくような指導を行っているところで、それに基づいての収入、それから夜間徴収等を行っての結果、330万円程度の収入があったところでございます。

質疑として、地域子育て支援センターの問題点で、通山と志布志のはぐくみランドと連携を図っていく必要があるというのは、どういう意味で連携が必要なのか。

答弁として、一方は直営、一方は委託という形でしているので、今後さまざまな問題で複雑な環境になってきているので、そういう問題点を共有していかなければならないということで、今後も保育の在り方、子育ての在り方についての意見を、交換を含めて連携を図っていくということであります。

質疑として、校区自治会敬老行事に対する事業で、参加者の割合は該当者に対して大体どれぐらいの割合であったのか。また全然開かれなかった集落又は自治会がどれぐらいあったのか。

答弁として、敬老行事の対象者は総数7,877人、40%程度の参加ということで、取組をしていない集落も一部にはあったようであります。

次に、福祉部保健課分について、報告をいたします。

質疑として、曾於郡医師会病院の診療科目が常時対応できる救急、夜間医療に対して、実質、外科、内科、整形外科しかありません。さらに医師会病院の救急医療に関して、去年、年末時に急患を搬送し

ないでくれと、対応できないという事態が現実発生をしております。こうなってくると市内における救急医療の体制自体がどうなるかという問題がある。市独自の医師会を中心とした話し合いはされないのか。体制的なことから危機感を持って話し合いを持つつもりはないのか。2,200万円も18年度で予算を投資しているが、市民の命にかかわる問題なので、この点についての考えはどうか。

答弁として、曾於地域の救急については非常に苦しい時期にあると認識はしております。志布志市の救急医療について、約4割が都城に頼っている状況でもある。その中で救急医療協議会に市長、議長も入り、その下部組織で幹事会もあるので、そういう所でも医者確保ということを再三申し上げているが、なかなか実現できない状況である。今後については、郡内、行政はもちろんのこと、機会をとらえて何らかの形で行動を起こせるような形を作っていけたらと、今努力していきたいと思っております。

質疑として、鹿大と曾於郡医師会とは断絶をしている。そこを踏まえて市が音頭をとってアクションを起こすつもりはないのか。

答弁として、事務レベルで都城市あるいは郡の医師会あたりとも協議をし、市内の医師会の会員の先生方ときたんのない意見を交換したいということで、地域医療も含め率直な意見交換の場を計画しております。救急に関しての体制の整備ということで、こういった方向で市民の安全を守っていくかについては、今後さらに機会をとらえ、できるだけ早い機会を前提に検討してまいりたい。

質疑として、地域包括支援センターの問題で、診療報酬の関係の改正がなされ、今まで病院でされていたリハビリが介護のデイケアのリハビリでやっていかざるを得ないという状況が生まれているが、そうするとケアマネージャーの資質が問題になってくると思う。ケアマネージャーに医療の知識がないとプランが組めないという問題があるが、そこらの現状はどう考えているのか。

答弁として、ケアプランは介護支援専門員が中心的な存在で作成をしているが、一人で作るのではなくて、チームアプローチといって作業療法士、理学療法士、医者と一緒に担当会議の中で検討して、プラン作成の決定にいたる。基本的に医師の指示、担当者会議で必要になった場合はサービス提供ができるように実施をしております。今後も、包括支援センターでもケアマネージャーの研修会を企画して、少しでも補えるようにと考えております。

質疑として、がん検診の声かけに努力されていると思うが、18年度は17年度と比較して受診率は横ばいなのか、少しは上がってきたのか。

答弁として、横ばい若しくは減少をしております。ただ、肺がん検診と腸がん検診については増えている。他の部分については1.3%から一番大きいので2.3%減少している状況でございます。

次に、教育委員会、教育総務課、学校教育課及び給食センター分について、同時に審査を行いましたので、報告をいたします。

質疑として、教室の耐震度も当然大事だが、体育館等については、多くの場合、災害時の避難場所になっております。避難場所自体が老朽化して危険という認識、学校側、保護者側から危ないという観点と防災意識から見たときの観点を両方踏まえて、優先度調査の順位が決められているのか。

答弁として、優先度調査は建物の耐震基準に基づく構造的な面からの調査で、優先度調査のランクから見ると体育館については非常に下の方にランクされている状況である。

質疑として、「志布志市不登校児童生徒サポート会議」の委員のメンバーと内容をお示し願いたい。

答弁として、1月に市教委で呼びかけ、不登校のいる学校の校長、市の教育相談員、松山中に配置している心の相談員に集まっていただき、サポート会議として情報交換をいたしました。今後メンバーもいろいろお願いをしながら、一人の子供が、できるならば義務教育の間に学校に帰れて、卒業ができるようにしたいということでやっている会でございます。

質疑として、18年度は教育予算が1億2,000万円予算化されており、教育予算が増えることは大変いいことだと理解をしているが、半面4,300万円くらい不用額が出ている。その内の2,000万円が教育総務関係である。これはどういう不用額か。

答弁として、25校抱えている中で、特に消耗品費、印刷製本費、光熱水費を含めた需用費等、また25校の38名から40名くらいいる臨時職員の賃金不用額等が全体として出ているが、監査の審査段階でも指摘があり、実際に執行段階での配慮が不足であったということも事実で、19年度は十分注意しながら進めてまいりたい。

次に、教育委員会、生涯学習課、図書館及び文化振興課分について、報告をいたします。

質疑として、文化振興課の国際少年音楽祭事業は、18年度アイルランドのコーク児童合唱団、今年はベルギーのカンターテ・ドミノが来て、住民と触れ、ホームステイをしながら交流を行ったが、本物と触れ合う非常に大事な事業であると思うが、学校や地域との協力体制等も大事になってくるが、今後の取組についてお聞かせ願いたい。

答弁として、文化事業としては申し分のない事業だと考え、今後も継続したいと思っておりますが、子供の合唱団を迎えたときの受入態勢が一番の課題であります。行政でこれを担うということはなかなか困難であるので、今後もしきたらやっつく松山藩をお願いしたいと思うが、外部の団体、機関の支えがないことにはこのテーマは図りにくいということになると思っております。

質疑として、アメリカのトレーシー研修は、さんふらわあ問題もあって、環境学習として子供をさんふらわあを使って環境の勉強をするという方向転換を1年間だけという話をしたが、18年度を見ても応募者も多かったと聞かすが、現状は、来年度へ向けてどういうふうを考えているのか。

答弁として、来年は予算要求して研修も行うという考えでございます。また、国際交流は異文化を経験、体感することも目的となっているので、語学研修等の段階の在り方も視野に入れながら、今後委員会等の中で協議をしていきたい。

質疑として、文化振興で、庭園が国指定を受け、歴史のまちづくり、志布志城の構想が一步一步実現していくということは好ましいと思うが、問題点で、用地交渉の進捗状況によって、教育委員会が債務負担行為を起こして先行取得をする、その先行取得に際しての交渉は専門である市の開発公社にゆだねるということだが、補助制度との考え方はどうなっているのか。

答弁として、開発公社で取得したものを補助制度を使って、国は、公有化はいつでもつけてくれる。県がつけてくれるかわからないが、一応一括で買い戻すことも可能だと思っております。県がつけてくれれば、国と県で9割補助になり地元負担は1割ということになります。

質疑として、図書館関係で、18年度で本館、分館の蔵書冊数はいくらあるのか。

答弁として、17年度末で分館も含めて12万5,527冊、本館分が、がんがらも含めて10万3,508冊であります。

質疑として、人材育成推進事業の問題点で、教育委員会での審査が難しいということだが、市長部局の所管にすべきという意味か。

答弁として、昨年から総務課に話をしているところで、専門的になってくるとなかなか難しいので、産業的な管理に対してはその課でしていただきたいと市長部局に申入れをしております。

質疑として、民俗芸能の保存のことで、89万円ということで20団体、指定の状況によって金額も違うと聞いたが、単純に考えて少し金額が少ないのではと思うが、各団体に補助を出した後、このお金をどのように使ったというチェックはしているのか。

答弁として、当然補助金を流すときに実績報告をいただくようにしている。初めに申請登録をしていただき、何らかの活動があったことを実績報告書に簡単に記載して、写真1枚をつけて提出していただき、それを確認してお金を支払う形を採っております。

次に、農業委員会分について、報告をいたします。

質疑として、農業委員会業務の歳入の国県支出金の算出基礎は、国からの交付金か、そしてその内容は。また、特定財源の根拠は何であるか。

答弁として、交付金の算出基礎は、農業委員会割が30%、農家戸数割は25%、農地面積割が25%、転用・利用権設定の件数当たり20%という積算のもとに交付され、あと半分は、税源移譲で別途交付されております。特定財源は、農業者年金の委託手数料で、均等割が6万円、受給者の数によっていくらかという形になっているし、経営委譲年金をもらう、老齢をもらう裁定の件数とか、新規加入者がいると5万円とか、いろいろな根拠があるが、それを含めてでございます。

質疑として、無断転用の事実があるとすれば、件数と内容を教えていただきたい。

答弁として、住宅等はそうありませんが、山林の転用が多い。山だから周辺に迷惑をかけないだろうという自己判断のもとにそういうものがあります。その場合は、発見次第自分のものであれば4条の申請になるので、正式に山林への転用するように指導しております。

次に、会計室分について、報告いたします。

例えば物品にしろ、工事代金にしろ、月のうち何回あるか、支払日を決めているのか。

答弁として、現在ほとんどが口座振込みになっており、この分は毎週木曜日に口座振込みの手続をしております。電気料、電話料等の納付書払いは納期日にあわせて処理をしております。臨時職員の賃金、職員の給料等は口座振込みになっており、今現金支払はしておりません。

次に、企画部企画政策課分について報告をいたします。

質疑として、新エネルギービジョンの策定事業とあるが何か具体的な動きがあるのか。

答弁として、太陽光であるとか、いろんなものを活用した形の新エネルギーの計画になるが、利活用については庁内検討会を立ち上げて、どういった利用の仕方があるのか、今後進めてまいりたい。

質疑として、地域新エネルギービジョン作成業務と第一次市振興計画策定業務の委託は、シンクタンクとかコンサルタント会社に委託されたのか。またコンサルが主導で計画をやった場合、市民の目線か

らの計画が本当に果たしてできるのかという点はどうなっているのか。

答弁として、いずれもコンサルタントの専門業者に委託している。今回委託した業者については、業者からの提案だけではなくて、市民へのアンケート、ワークショップを通じて出た意見をさらにコンサルに伝え、コンサルからいったん提案があったものを計画策定委員会で十分検討した上で練り上げたものであります。コンサルの提案したものをそのまま挙げたものではないと確信をしております。

質疑として、18年度の女性支援対策室の利用状況と相談内容の内訳はどうなっているのか。

答弁として、女性支援対策室を設置し、市民からの相談を受けているが、相談室に来られる前に子育て支援センターや福祉課に相談に見えられる方が多く、DVの被害者を県の女性相談所に一緒について行ったりすることはあったようである。本格的な相談は19年度に入ってから行っているところで、19年度に入ってから毎月2回水曜日に女性支援相談室を開設して、広報紙、防災無線等で呼びかけております。気軽に相談していただけるように専門のフリーダイヤルも設置して、利用もだんだん多くなりつつあります。

質疑として、例えば港湾商工課が進めているポートセールスについて、港湾商工課と農政課の連携は取れているのか。総合調整の仕事があると思う。そこら辺をどう考えているのか。

答弁として、ポートセールス等、また志布志港の有利性は、各方面、県と連携を取りながら進めていかなければならない。そして、これからの農業の展開次第では、志布志港を使った輸出面にも当然力を注いでいかなければならない。したがって全市的な貿易関係の方々の指導をいただきながら、県、あるいは大隅半島、あるいは宮崎、都城を中心とした南九州総合開発協議会等でも積極的に働きを進めてまいりたい。

次に、議会事務局分について報告いたします。

質疑として、備品購入費のファックス複合機とは何か。

答弁として、ファックスとコピーとスキャナーが合わさったものであります。

質疑として、役務費の筆耕翻訳料は年度、年度で入札をするのか。19年度も同じ業者になるのか。

答弁として、専門的な業務で、志布志町、有明町時代から同じ業者に見積りをお願いして発注しているが、結果的に同じ業者が落札をしております。

以上で、各所管課への質疑を終え、市長、副市長、教育長に出席を求め、総括質疑を行ったところであります。

質疑として、浄化槽の設置整備事業の件で、休止状態の公共下水道事業の用途地域において、実際浄化槽設置が進んでいるが、国際都市を抱える志布志、そして観光客を呼び込もうとする旧志布志町の街部のエリアに公共下水道が無くてもいいのかと考えるが、一方では浄化槽も設置しなければいけない。首長としての方向性をお聞きしたい。

答弁として、浄化槽の設置事業と関連のある公共下水道の事業については、大きな課題で悩ましい問題だと考えている。現在、浄化槽の設置事業に取り組みながら、市民の健康で安心な生活環境基盤づくりに取り組んでいるが、総体として考えたときには、公共下水道は街部については若干整備が必要という基本的な考えは持っている。旧町から引き継がれているものも見直しながら、もっと小さい単位の事

業も提案されているので、そこらも検討を含めて考えていきたい。

質疑として、志布志市青少年研修事業の件で、18年度アメリカのトレーシー研修に10名参加して、今年はさんふらわあの利用促進を図るためということもあって、1年間の休止ととらえ、さんふらわあも今後利用促進を図っていかないといけないが、トレーシーの研修を来年の春からスタートさせる思いでいるのか。

答弁として、確かに今回はさんふらわあの関係が出てきて差し替えた状態だが、国際化時代に伴い海外研修事業はそれなりの意味があるので、募集人数は少ないが、財政局とも相談して提案してみたい。

質疑として、ハモの販路拡大の件で、今のところ地元消費がかなり多くて、地域外に販路がなかなか拡大されていない。当初、ハモを志布志の一つのブランドとしてどんどん表に出していこうということもあった中で、今のところは進んでいない気がするが、市長の考えはどうか。

答弁として、ハモの水揚げされた魚肉等について、ほとんど9割が骨切り機で加工した形で漁協で使用されているが、このことについては漁協と十分話し合いをしながら進めているところであります。漁協もびろう特産品販売所等も開設されているので、そちらでの販売もしていきたいということでもあります。さらにさまざまな形のイベントを打ちながら取り組んでいきたい。

質疑として、主要施策成果説明書は、市長が議長に対して出しているということだが、主要施策自体は、市長は何を基に策定されたか。その策定に基づいて実行されたと思うが、基本となるものは何なのか。

答弁として、私の進めようとしたことが具体的にどういった形で表わされているかということになると思うが、もちろん合併直後であり、合併協議会の意向も踏まえた形での事業がこういった形で進展されたということになるかと思えます。

質疑として、観光という点から観光協会を志布志駅の周辺にという議論もあって、組織機構を見直す一環として、港湾商工課を志布志支所に置いたらという考えを持っているが、いかがか。

答弁として、事業全体として見たときに、本庁にさまざまな関連部署があるので、そちらと連携を密にとるため、こちらにあった方が事業の推進が図れると考えているところでございます。

質疑として、副市長の任期もあとわずかとなっているが、18年度についてこれだけはやったということがあればお伝え願いたい。

答弁として、はっきり申し上げて、これをやったという自信は無いが、県道の整備、県の補助事業が絡むときは、いろんな形で担当課に配慮していただくようお願いをし、それなりの結果は出ていると考えております。

質疑として、教育委員会で一番気になっていることは、歴史のまちづくり事業で、担当課は教育委員会となっているが、市長部局の港湾商工課あるいは企画政策課等と連携を取っていかないとできない仕事だと思うが、連携は今どうなっているのか。

答弁として、市長も全庁的に検討委員会を立ち上げてやりたいと答弁されているので、教育委員会としてもそういう方向で、基本的な課の都市計画あるいは港の関係、あちこち関係するところまで来ている以上は、文化振興課だけでは、ある意味、手に負えない、もう一緒に考える時期に来ていると判断を

しているし、担当課もそう申しているの、今度はいよいよ皆さんと一緒に、全庁的に考えていきたい。

質疑として、施政方針でいう安心・安全、市民の命を守る医療の問題で、小児医療、産科医療の危機が非常に迫っている。この現状の厳しさは十分認識されていると思うが、本市独自の現状を考えたときに、医師会病院の現状は、診療科目は少なく、救急医療としての役割が極めて不十分である。それに対して2,200万円からの予算をつぎ込んでいる現状があるが、一番の現状は、医師会と鹿児島大学との関係が正常につながっていないというところにある。それから、救急医療は都城の医師会に行くか、鹿屋に行くかで、いずれも30分以上、40分以上かかるが、その点で何か具体的に行動されるつもりはないか。

答弁として、医師会病院に行ったとき、診療科目が少なく皆さん方が不安を抱えられている。そして不足する分については、広域的な形で対応をお願いしているのが現状でございます。産婦人科の問題、小児科の問題については、最近医療訴訟の問題等から、なり手が少なくなっている状況にあるということも聞き、そういった観点から、国の施策はもっと必要だという意見が鹿屋の救急医療審議会でもありました。ではどうするかといったときに、地元には診療科目をカバーできるぐらいの専門医がいらっしゃるといことで、担当の方でもそういった会合を設置しようと考えているので、そのような方向に進ませていただきたい。

質疑として、今度の決算を通じて一番感じたことが、企画調整というポジションの仕事が回転をしていない。一つの事業をするのにワンセクションだけの事業ではないわけで、関連するセクションがあるが、そこに対して連携が全然とれていないと感じた。一つの例として、ポートセールス推進協議会で、今後志布志港から農産物を中心にした輸出が掲げられているが、農政課、担当部署の団体、関連する組合関係とかを含めて、何らそういう協議もされないし、打診もされていない。企画調整の能力が発揮されていないということについて、どのように取り組むべきか、意見をお聞かせ願いたい。

答弁として、ポートセールス推進協議会は県の方でもあるわけだが、志布志港のポートセールスを図っていきながら、利活用をさらに推進していこうというところであり、志布志港の場合、輸入がほとんどのウェートを占めているということで、空になって出るコンテナ、船に何か積み込んで行っていただきたいということがあろうかと思えます。そこらのことについては、旧町時代からさまざまな取組をしていただいているが、今回初めて中国にポートセールスに行って、農産物のこちらからの輸出について一生懸命相談をしたところ、現場を見た感じでは、なかなか消費は限定されているという気がした。価格的にも結構高いということで、問題は検疫がある。検疫の問題は、突き詰めて言えば政治の問題だという話だったが、部内での連携調整については十分にされていると考えているが、現況が輸出について厳しいという状況であるので、各団体においても手をこまねいている状況ではないかと思っております。とにかく輸出も一生懸命するということが前提であるので、今後も関連する団体について、関係担当課に十分調整するように働きかけてまいります。

以上で総括質疑を終え、引き続き討論を行いました。討論はなく、採決の結果、認定第1号、平成18年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第1号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数です。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



日程第5 認定第2号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 平成18年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第4号 平成18年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 平成18年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第8号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第9号 平成18年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、認定第2号から日程第12、認定第9号まで、以上8件の平成18年度志布志市各特別会計及び志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。いずれも平成18年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

平成18年度志布志市特別会計決算審査特別委員長、11番、立平利男君。

○決算審査特別委員長（立平利男君） ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第9号までの、平成18年度志布志市各特別会計歳入歳出決算認定に関する特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

本委員会は、10月26日、29日、30日の3日間にわたり、市長をはじめ、各所管部・課長及び関係職員の出席を求め、説明を受け審査を行いました。以下、日程に基づきまして、順次報告申し上げます。

まず、認定第2号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について報告申し上げます。

執行部市民課の説明によると、歳入歳出の決算の状況は、歳入総額が44億1,834万3,288円、歳出総額43億2,285万6,449円で、差引残額が9,548万6,839円である。

歳入の主なものは、国庫支出金、療養給付費等負担金の現年度分として10億4,812万7,447円、過年度

分として2,261万1,258円、高額医療費共同事業負担金として2,174万3,899円、国庫補助金、財政調整交付金として5億6,993万2,000円、療養給付費交付金が5億2,611万7,000円の収入済みとなっている。県支出金は、高額療養費共同事業負担金が2,174万3,899円で、県補助金は、財政調整交付金が2億1,768万2,000円、共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金として9,704万1,564円、一般会計繰入金として3億7,021万3,898円、前年度繰越が1億4,084万6,338円であった。

歳出の主なものは、保険給付費の一般被保険者療養給付費が20億2,030万562円で、退職者被保険者等療養給付費が5億2,351万1,485円、高額療養費は、一般被保険者高額療養費2億2,447万7,697円で、退職被保険者等高額療養費が4,360万8,278円の支出であり、老人保健医療費拠出金は7億2,865万3,620円で、介護納付金は2億3,845万1,721円、高額医療費共同事業医療費拠出金に8,906万1,377円、保険財政共同安定化事業拠出金に2億8,196万712円を支出している。

税務課の説明では、国保税は11億105万6,972円の収入で、徴収率で見ると現年度分が93.26%で、前年度と比較して1.29ポイントの減となった。また、財政調整交付金の減額の判定基準となる一般分については92.54%でありました。92%が判定基準でありますので、基準は上回りました。滞納繰越分は、合計で11.18%、前年度より1.38ポイントの減。18年度における国保税の徴収については、現年度分で1.29ポイント下回り、繰越分でも1.38ポイント下回っており、全体でも0.2ポイント下回った決算となったとの説明でありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、18年度は合併初年度で、収支の繰越を9,500万円されている状況の中で、収入未済を含め2億4,400万円、単年度で7,700万円からあったが、税率の改正、賦課方式が3方式から4方式に変わった影響はどのように見ているかと質したところ、国保税は税率改正を18年度になってから行ったが、前年度と比較して、収入済額で8,000万円程度の増となったところだが、税率改正の影響ということで、現年度分の徴収率では、2.29ポイント徴収率が低下している。かろうじて92%はクリアしたとの答弁でありました。

次に、収入未済の単年度の7,700万円、この現実を、決算を迎えてどのような認識を持っているかと質したところ、滞納整理システムを18年度導入したが、滞納者の個々の事情を入力して積み上げた分析で、2月の時点では1,400名滞納者がいた。所得別に見ると、無収入と無所得とを合わせて478名、50万円未満が160名、50万円以上100万円未満が142名、不明が215名いますが、無収入、50万円未満合わせて45%の状況で、全体的に所得の低い方が滞納者になっているとの答弁でありました。

滞納者の方々の所に嘱託徴収員が行かれ、この情報を分析しないと解決にはならない。不公平感があるてはいけないので、分析をしていただきたい。

不納欠損の358件の中身はと質したところ、不納欠損は358件あるが、このうち死亡、転出、職権消除法が117件で、納付が多くて少しずつしか払えない人が161件で、あと納税意識が低い人が55件と居所不明が21件となっているとの答弁でありました。

嘱託徴収員の徴収実績に応じた対応と夜の活動はどうなっているかと質したところ、嘱託徴収員の徴収実績に応じた問題は、滞納額の多い所だけを回ることも考えられるので、額に応じた報酬は考えて

いない。勤務体系は週に40時間で、何時に来て、何時に終わっても40時間勤めればいいと、日曜日の朝とか夜来てくれといった臨機応変な勤務体制にしてあるとの答弁でありました。

骨粗鬆症検診は、合併協議の中では400円だったが、200円に引き下げられたいきさつはと質したところ、合併協議の中では400円でしたが、この積算の根拠として、当時の検査料が2,050円で2割の400円を自己負担、合併後検査料が800円であり、その2割の200円となったとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論として、決算状況を見てみますと、住民の皆さんから国保税が高いという声が大である。最低限度額の56万円、このことを税としたとき、年収の約8%が国保税に取られてしまうという税の在り方に大きな問題がある。18年度単年度の収入未済が7,700万円からあり、過年度分を含めると2億4,000万円、こういったところに住民の皆さん方の変な実情があり、不納欠損の処分を見ても、1,400名の方が滞納されている中で、50万円以下、所得無しという方々が45%にも上っている。国保に加入されている方々の生活の実態があるのではという気がします。当局の嘱託徴収員を置き、そして生活の実態をちゃんと調査する、これもきちっと分析して、次年度へ生かして対策を打っていく必要があると思います。国保に加入されている方がどういった実態にあるのか、そのことをつかんで次年度への方策としていくというのが当然なことだと思う。そういった点では、国のやり方、そして当局は、当局としてこのことをしっかりと受け止めて決算を迎えたのかという気がしてなりません。そういったものについては対応すべきである。病気にならない健康な体づくり、このことを主に対応していくべきだと、努力が足りないというふうに考えて、不認定としたいとの討論でありました。

ほかに討論もなく、認定第2号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、起立による採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

○議長（谷口松生君） ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。午後は1時10分から再開いたします。

○
午後0時02分 休憩

午後1時10分 再開
○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員長、11番、立平利男君の報告を続行します。

○決算審査特別委員長（立平利男君） 午前中に引き続きまして、報告をいたします。

認定第3号、平成18年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入歳出の決算の状況は、歳入総額が46億5,983万5,777円、歳出総額が45億8,464万9,788円で、差引額が7,518万5,989円である。また、75歳以上の老人及び65歳から74歳までの寝たきりの状態にある老人受給者数の対象者5,829人、一人当たりの医療費の総給付額が73万6,798円である。

歳入の主なものは、支払基金交付金、医療費交付金23億959万7,000円、審査支払手数料交付金1,640万1,422円の収入済額となっている。国庫支出金は、医療費国庫負担金、現年度が12億9,549万3,465円、過年度分が4,004万3,191円、事務費国庫補助金が260万4,000円。県支出金が、医療費県負担金として、現年度分が3億3,986万8,156円、過年度分が490万2,407円。一般会計繰入金が4億9,541万5,000円で、繰越金は1億3,663万8,984円の収入済みとなっている。

歳出の主なものは、一般管理費が755万3,957円、医療給付費が43億1,006万2,056円、医療費支給費が6,910万3,660円、審査支払手数料が1,625万4,111円、諸支出金の償還金が1,167万2,439円、一般会計繰出金が1億7,000万3,565円を支出している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、報償金の謝礼は何の謝礼かと質したところ、受診の調査、指導を保健師にお願いしまして、謝礼という形で支払いをした。対象者は22名、期間については約3カ月であるとの答弁でありました。

保健師の資格を持っておられる方々に依頼したのかと質したところ、外部の保健師にお願いをしましたとの答弁でした。

レセプト点検で保健師に回っていただいた効果はと質したところ、レセプト点検を実施しまして、訪問指導を行って受診者の健康保全、老人費の抑制を図ってきたが、その中で、生活指導の観点から、薬の服用や二重、三重の病院にかからなければならないことへの不安解消を中心に指導を行ってきた。重複受診が月4回以上、多受診が15日以上あるものについて、保健師が回った。受診回数、医療費など約10%の減があった実績が残っているとの答弁でありました。

成果説明資料の問題点等で、今後も医療費の伸びの適正化を図り、老人福祉の増進に努めていきたいとあるかと質したところ、医療費の伸びを抑制と予防保全に力を注ぐことを図って、そのことによって老人福祉の増進を図るということですとの答弁でありました。

老人保健事務電算処理業務は、市でも電算は使っていると思いますが、診療報酬明細書点検業務は市ではできないのかと質したところ、レセプト点検は、国保団体連合会が県にあり、その委託料を支払うものである。平成19年度におきましては、県、国の指導等がありまして、市町村でレセプト点検を行うように人件費を計上しておりますとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し討論に入りましたが、討論もなく、認定第3号、平成18年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号、平成18年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、審査経過の概要とその結果について、報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入歳出の決算の状況は、歳入総額が29億4,769万7,086円、歳出総額が28億200万7,252円で、差引額が1億4,568万9,834円である。

歳入の主なものは、保険料の収入済額として4億5,910万1,307円、使用料及び手数料が6万3,300円、国庫支出金は、介護給付費に対しまして、国庫負担金と調整交付金、地域支援事業交付金であり、支払基金交付金は、給付費や地域支援事業に対しまして第2号被保険者負担分です。県支出金は、給付費負担

金地域支援事業に対する補助金である。繰入金は、一般会計からの給付費及び地域支援事業及び事務費に対する繰入れである。

歳出の主なものは、保険給付費が26億9,733万3,971円の決算額となっている。平成18年度につきましては、17年度と比較しますと約1%、2,652万1,000円の減となっている。

税務課関係では、介護保険料の収入済額が4億5,910万1,307円、徴収率は97.39%で、内訳は、現年度の収入済額が4億5,834万2,313円で、徴収率は98.87%であり、滞納繰越分は、収入済額が75万8,994円で、徴収率は9.55%となっている。徴収率を前年度と比較しますと、現年度で0.05ポイント低下し、滞納繰越分では1.13ポイント上回り、合計で0.16ポイント上回った結果となったところです。介護保険料の不納欠損の内訳は、件数が、126件の期数で728、不納欠損額が324万4,033円となっている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、施政方針の中で、介護認定者はもちろんのこと、一般高齢者、特定高齢者に対し、老人保健事業、高齢者福祉事業、地域支援事業等の連携を図りながら、地域包括支援センターを核として介護予防施策や健康づくり事業を進めるとあるが、18年度この健康づくりをどのように進めてきたか。また監査意見書の中で、不納欠損が126件、324万4,000円を不納欠損の処置をしたということで、このことが納付意識の低下につながることはないように指摘意見があるが、担当部局として、どのように考えているかと質したところ、地域支援事業という介護の中で介護予防の法改正に伴う部分で、従来一般会計の中で老人保健事業として取り組んでいた部分を、一部だけ介護の事業の中で取り組んでいる。いわゆる転倒予防教室とか運動教室など、認知予防ということで現在取り組んでいます。また、不納欠損については、嘱託徴収員と滞納整理指導官を導入しまして、徴集活動や滞納処分の強化を図っており、滞納者にはその都度制度の説明をして、できるだけ納付をしてもらうよう努力しているとの答弁でありました。

介護保険料が松山町で1,268円、有明町で806円、志布志町で692円、基準額が上がりました。このことの影響は年金生活者にも出てきますが、特別徴収は天引きにされていて、影響があまりないと思われるがちである。しかし、収入未済が増えてきているのは確かだ。保険料の引上げによってその影響はないのかと質したところ、徴収実績表で見ますと、普通徴収が1.75、徴収率が下がっていますが、全体的には現年度分の調定が上がり、徴収率だけで見ると0.05とわずかな差でありますから、大きな影響はなかったと思っているとの答弁でありました。

18年度から介護予防の重視型ということで転換をして、要介護1が支援2と要介護1に分かれ、地域包括支援センター等によって、予防ということでは、18年度が要支援1と要支援2、要介護1と、前年度からすると減っているわけですが、実際効果があったのか。また、要介護2以降5まで、17年度実績から見ると増えているが、この取組はどうだったのかと質したところ、要介護2以降の部分が増えて、本市におきましては、重度化してきている面があるというふうに認識している。また、地域支援事業の介護予防事業にいたしましても、国からの要綱等も示され、実際実施できたのは年末でありまして、介護予防事業の効果については、確かな分析までは行っていない。なお、介護予防プランにつきましても、サービスの均一化の部分については、指導をして給付しておりますので、効果はあったとの答弁であり

ました。

決算書に支出済額がゼロというのがあるが、事業に関して希望は無かったのか、それなりの事情があったのかと質したところ、保険給付費の支出済みがない部分は特例地域密着型介護サービス給付費と特例施設介護サービス給付費で、この特例のサービスは、認定前に緊急止むを得ない場合、災害とか命にかかわるようなときに、認定はまだ受けていないので、それを救済するための介護給付費でありますので、実際には支出が無かったとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論として、合併当初は、現在の状況を守りながら、一般会計から繰入れをし、いろんな対応をして引き上げは行わない、それが基本的な考え方だったが、18年度執行されて、収入未済が521万4,312円もあります。滞納繰越分の380万円と合わせて900万円もあるが、今後これはさらに増えていくのではと心配しています。負担を住民に求める際には、職員、議員を含め、住民の皆さんの理解を得るような努力をすべきである。今回の決算の状況を見ても、さらに収入未済が増えていく状況の中で、住民の皆さんの生活の実態はそこに表れており、それに対する当局の努力は不十分だという意味で、この決算を認めるわけにはいかない。よって、不認定としたいとの討論でありました。

ほかに討論もなく、認定第4号、平成18年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、起立による採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号、平成18年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について、御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入総額は3億3,818万9,951円で、主なものは、使用料及び手数料5,232万4,010円、繰入金1億1,760万円、繰越金が1,439万5,936円である。

歳出として、予備費の流用を96万9,000円行っている。これは役務費で松山橋の決壊に伴う汚水くみ取り料の手数料に25万円、公課費の消費税へ71万9,000円流用している。需用費の不用額は、主に光熱水費の執行残である。役務費の不用額については、松山橋決壊のため管路の応急工事をしたが、その後の台風災害等に備え9月補正をしたが、3月まで災害がなかったための執行残である。委託料の浄化センター維持管理業務の執行残については、補正で減額すべきだったと反省している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、農業集落排水施設への加入促進ということが課題だと思うが、通山、蓬原及び松山地区においては、前年度より増加している。今後の加入率をどうしたらいいかと質したところ、市の加入率が55.5%ということを出しておりますが、採算ラインにするためには74%で試算しているところです。一般会計の方で公共用水域事業ということで、19年度新規事業として執行しているところである。去年の実績が、単独槽あるはいくみ取りから15件つないだという実績であったが、本年度は、10月の段階で30件ほどさせていただいています。公共用水域事業に取り組んで、促進が図られていると感じているとの答弁でした。

収入未済が昨年より多いが、徴収について努力しているか。また、不納欠損処分の内容をと質したところ、平成19年4月から、専任の係長で徴収に努力しているところである。過年度分の徴収実績として、

平成18年度は36万3,990円であったが、19年は現在6月経っているが、46万480円の徴収で実績が上がっている。不納欠損処分については、3万2,880円で、2名が民法第169条の規定により不納欠損処分をしたものであるとの答弁でありました。

18年度施設接続が15件とのことだが、これは新築によるものか、それとも単独槽からの接続かと質したところ、単独槽とくみ取りの方の接続が15件である。新規については41件であるとの答弁でありました。

採算ラインの話が出たが、一般会計からの繰入金が1億1,760万円あるが、採算ベースの74%に対して、あと19%ぐらいで74%になるようだが、74%に達したらこの繰入金はなくなるのかと質したところ、74%に達しても起債償還分は一般会計からの繰入れとなるとの答弁でありました。

起債の償還があるとすれば、100%加入を目指し、市の財政持ち出しを減らすよう取り組むべきではと質したところ、あくまでも100%加入を目指している。広報等あるいは業者の方々に加入推進を文書でもお願いしているところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第5号、平成18年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に認定第6号、平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について、報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入歳出の決算の状況は、歳入総額が456万4,077円、歳出総額が446万2,020円で、差し引き10万2,057円である。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金449万3,000円、繰越金が7万111円、預金利子966円である。

歳出の主なものは、公共下水道整備費2万8,560円、公債費443万3,460円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、平成10年から2ヵ年事業実施をして、現在は12年から休止状態であるが、今後市街地の取組をどのように考えているのかと質したところ、公共下水道事業の重要性というのは認識をしているが、今その方向性をどのように見いだせるか検討中であり、市長からも財政を圧迫しない形で、民間資本を取り入れた事業の可否について指示を受けているところであるとの答弁でありました。

執行部は昨年も、やめられないから前に進むと言いながら、今年もまた同じである。1年間何を努力をされたのか、努力が見えないと質したところ、昨年の決算委員会の結果を受け、市長から民間資本を取り入れた進め方を検討するよう指示があり、現在、民間に事業認可区域を示し、その中で、民間資本がどの程度市の財政を圧迫しない中で事業ができるのか、できないのか、それらを国土交通省が事業として認めるのかどうかということ、今検討をさせているところであるとの答弁でありました。

民間による事業の実施、運営の事例があれば、どういう形で行われているのかと質したところ、上水道を主に実績があり、その会社が上水、下水を含め民間資本を入れて一部自治体から負担をしてもらったり方をしているとの答弁でありました。

以上のような質疑を終え、次に市長の出席を求め、総括質疑を行ったところであります。

主な質疑として、平成10年度から11年度までの2ヵ年において事業実施、調査委託等をし、現在は平成12年度から休止状態である。このことを放置してよいのか、このまま休止状態でいくのか、やめるのかと質したところ、就任以来大変な事業だと認識している。中核港湾志布志港を控えている地域に公共下水道がなくていいのかという論点から、未だ設置されていないのは残念である。さまざまな課題があるので、これらを勘案しながら、事業の優先度、地方交付税の先行きを見極めて、財政負担ができるだけない形の民間活力を取り入れた事業を検討中であるとの答弁でありました。

公共下水道事業という大型プロジェクトを導入した場合、どの程度の参加をいただけるか、それに伴う個人負担、徴収関係もある。また、滞納関係もさまざまな分野で起きているので、公共下水道事業を実施し、高い参加のもとに健全な運営ができるかということを考えて、今の合併浄化槽のままでいった方がいいのか、あるいは、もっと小規模の事業があるのか、どう考えるかと質したところ、計画区域の見直し等を含めながら、その区域の中で加入率が極めて高くなるような地域を限定した形で、事業実施が民間活力を導入した形でできるのかということで、可能であれば、現在認可されている事業との整合性を含めて、国と折衝しながら進めていきたいとの答弁でありました。

優先順位、地方交付税の関係、市長は環境のまちと言われているが、そのことも入れて取組をしていかなければならないと思う。事業費が上がるという財政的な面もあるが、それについてはどう考えるかと質したところ、下水道事業は環境に負荷を与えないということが前提に進められている事業だと認識している。もしできないときに、環境に対して負荷がかからない行政というのがどうあるべきかというのは、別な形で取り組んでいかなければならないと考えている。その一つとして、合併浄化槽の設置というような形でお願いをしているところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第6号、平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、平成18年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について、報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入の主なものは、公営企業収入の事業収入4億1,146万7,355円で、これは国民宿舎事業収入と遊園地事業収入であります。前年度と比べますと、国民宿舎事業収入につきましては、2,117万2,866円の増収で、遊園地事業収入につきましては、33万2,687円の減となっている。一般会計繰入金4,780万4,000円は、借入れに伴う償還金であります。前年度繰越金は544万1,208円、諸収入としまして、預金利子が1万6,975円、雑入が62万2,599円である。

歳出の主なものとして、管理費の委託料が3億4,108万7,476円で、使用料及び賃借料が1,247万5,494円で、工事請負費が477万7,500円で、公債費は総額で1億273万3,674円。この借入れにつきましては、公営企業金融公庫が平成29年度まで、財務省については31年度までの借入れであるとの説明でありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、成果説明書の婚礼経費の支出も増加したため、前年より増収減益になったと。ここ

のところはどう理解すればよいのかと質したところ、17年度と比較して、収入的には、宿泊者の収入は落ちて、それ以外の婚礼、引き出物等の売上げが大きく伸びていまして、全体的には収入は伸びております。しかし、結婚式は当然経費が高くつきまして、他の宿泊収入と比べると経費が大きく、結果として利益が前年より少なかったとの答弁でありました。

指定管理者となった観光開発公社が民間同士で一生懸命競わないことには、これを維持することは大変なことだ。そこで、職員の人たちの研修とかを含め、私たちが頑張らないと賃金といったものが出ない、借金も1億200万円から返さないといけないという認識をされたか、そこらは十分にこの決算を見て、なされているというふうに思っているのかと質したところ、職員向けの研修も数回しました。そのことで必ずしも、職員個人、個人がそういう認識を持ったかということ、そうでもなかったというのも見られます。昨年も研修を行いまして、危機感を持ってという話は常にしております。一番変わってきたというのが、利用料金制を採ったことで、自分達がやった分だけやらないと売上げが伸びないし、将来的には自分たちの給料に跳ね返ってくるという一つの希望にもつながることで、今その制度になったことで、そういう認識はもってきていると思いますとの答弁でありました。

18年度の宿泊で部屋の稼働率はと質したところ、客室の稼働率は宿泊組数と総客室で割った数字ですが、12年のオープン当初は61.84%で、18年度については54.92%でありました。宿泊利用率は宿泊客数を総定員数で割る率ですが、これがオープン当初は45.85%であったものが、18年度は34.95%で、年々落ち込んできているとの答弁でありました。

7月、8月は、さんふらわあの観光客がかなりいた。それとサッカーフェスティバルがあり、相当数の人が来ていると思いますが、なかなかボルベリアダグリには流れてきていない現実、支配人が営業努力を怠っていたのかどうか、それについての認識はどうかと質したところ、サッカーフェスティバルにつきましては、18年度まで断っていたというのが事実です。これまで積極的な営業活動をしなくても向こうから問い合わせがあっても、うちはできませんという形の断り方もしていたというのを聞きます。部屋が空いているときは、どんどん入れようという態勢で今進めています。今年の合宿関係、それと来年の3月まで、さんふらわあ利用促進も絡めまして、関西地区の学生の合宿の営業に行っています。仮予約で1,600泊ぐらいの予約を取っていて、確実に宿泊数が伸びる計画であるとの答弁であります。

ホームページを立ち上げて長くはないのですが、内容が希薄というか充実されていないのではと質したところ、ホームページのリニューアルをしたいと思います。逆に、ボルベリアダグリだけでなく、市のホームページから、例えば観光協会、旅館組合、特産品協会も含めた市内全体の形でホームページの活用を呼びかけているところでの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、認定第7号、平成18年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について、報告申し上げます。

執行部の説明によると、食肉センターを平成18年7月1日に志布志畜産株式会社へ譲渡したことによ

り、決算は4月から6月までの決算であり、歳入総額は1億3,839万4,335円で、歳出総額が1億643万8,908円で、歳入歳出差引残額は3,195万5,427円である。なお、当該特別会計を廃止しているため、決算剰余金については、19年度の一般会計に全額を受け入れている。

歳入の主なものでは、と畜場使用料1,811万2,350円、冷蔵庫使用料484万4,940円、部分肉処理施設使用料1,050万円、雑入876万9,792円、と畜場事業積立基金繰入金9,494万5,173円である。4月から6月のと畜状況については、牛において前年同期比88.2%、豚においては前年同期比81.7%、豚においてと畜頭数が減少しているが、疾病による事故率の増加等によるものである。志布志畜産株式会社へ譲渡したことにより、と畜場使用料の改定がされ、牛で5%、豚で10%の減額がされている。17年度中のと畜頭数で試算してみると、1,900万円程度の使用料負担の軽減となっており、民間譲渡した効果の一端ではないかととらえている。

歳出の主なものでは、食肉センター管理業務が105万791円、公課費で消費税が156万9,600円、事業費が834万5,116円、繰出金が9,494万5,173円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、豚が集まらなくなり、ナンチクの方に行っているとの話を聞くがと質したところ、全体的にと畜頭数の減の原因については、昨年12月頃からサーコウィルス、PRRSウィルス等の病気が地区内で発生し、出荷頭数の減少が生じ、出荷先は経営者の選択で、と畜業者への買入価格の高低により、有利な価格購入をしてくれる所へ出荷を選択したためであるとの答弁でありました。

譲渡後の職員数の変化について質したところ、譲渡時の昨年7月1日時点で197名の職員で、今年の10月現在では、退職等により10名減の187名であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第8号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号、平成18年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について、御報告申し上げます。

執行部の説明によると、平成18年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算は、収益的収入及び支出のうちの収入から、上水道収益は4億1,066万4,847円、簡易水道事業収益で2億8,270万7,119円、合計額で6億9,337万2,046円となります。支出として、上水道事業費用で3億1,901万6,952円、簡易水道事業費用で3億2,948万5,046円、合計額で6億4,850万1,998円となります。資本的収入及び支出のうちの収入から、上水道資本的収入で166万8,000円、簡易水道資本的収入で1億4,591万899円、合計額で1億4,757万8,899円となります。支出として、上水道資本的支出で7,606万8,256円、簡易水道資本的支出で1億9,373万1,303円、合計額で2億6,979万9,559円となります。なお資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,222万660円は、引継金1億1,721万9,214円及び当年度分消費税及び地方消費税資本収支調整額500万1,446円で補てんをした。水道事業損益計算書は、営業収益5億6,951万1,105円、営業費用は5億6,835万9,441円で、差引営業利益は115万1,664円であり、営業外収益、附帯事業収益を合算、差引きしますと、785万265円が当年度純利益となる。水道事業貸借対照表の資産の部の有形固定資産が37億

2,537万8,845円、無形固定資産が16万600円、合計で37億2,553万9,445円、流動資産として、現金預金が6億8,919万2,339円、未収金が5,569万8,286円、貯蔵品が115万9,870円、前払金が1,170万円、有価証券が120万円で、合計7億5,895万495円となり、資産合計は44億8,448万9,940円となります。負債の部の固定負債、企業債が3,180万円、引当金が7,723万5,925円で、固定負債合計は1億903万5,925円、流動負債は1,047万3,419円で、負債合計は1億1,950万9,344円であります。資本の部の自己資本金は12億5,203万1,293円、借入資本金は10億6,413万9,713円で、合計23億1,617万1,006円となります。剰余金の資本剰余金は16億8,989万4,274円、利益剰余金は3億5,891万5,316円で、剰余金合計が20億4,880万9,590円で、資本合計は43億6,498万596円、負債資本合計は44億8,448万9,940円となり、先の資産合計と同額になるとの説明でありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、不納欠損処分件数において、水道使用料で平成17年度が97件、18年度が119件と増えているがと質したところ、金額と件数については、期間が短い人等が多く、件数は多く、金額は少ない金額になっている。少額ではあるけれども、人数として多くなっているというのが、近頃の傾向であるとの答弁でありました。

悪質な使用料の未納、そういう方の処理についてはどうなっているのかと質したところ、給水については、いかなる理由があっても拒否できないということが法律上定められており、回数をもって徴収に当たるしかできなわけで、基本的には、まず、納まっていませんよという通知をして、次に、いつまでに納めてください、でないと水を止めますと通知をして、1週間程度の期間をもって停水に行きます。ただ、その中でいろいろな猶予的な文章を書かせたりしなから、止めるだけの目的ではありませんので、できるだけ少しでももらえるような形でやっているとの答弁でありました。

漏水量が、単純計算をすると、7千数百万円の金額になるが、その対策はと質したところ、旧志布志町で平成15年から漏水の調査をやっています。去年から松山、今年から有明町を加えまして、全域で調査をやっております。旧志布志町の中で、平成15年から18年の本管漏水ですが、114箇所ありました。漏水は、1箇所を止めたときに、水圧の関係で、またもろい所をずっとやっていく。ですから、最低3年しないと効果は出ませんよということでもあります。例としまして、平成14年度の大迫と森山を加えた電気料を比較しますと、やってなかった平成14年が約2,230万円、この電気料を100としますと、15年が98.5%、16年が97.8%、17年が91.1%、18年度が85.2%で、今1,900万円の電気料で、ずっと減になっています。漏水が少なくなったことによって、配水池へ揚げる水の量が少なくなってきたのかと思いますとの答弁でありました。

不納欠損の結果や実態はどうだったのかと質したところ、不納欠損をやった状況で、滞納者でありながら地元にはいらない方を不納欠損の対象として行っております。いくら滞納があっても、地元の方であれば不納欠損をせずに徴収を続けるということにしておりますとの答弁でありました。

毎月検針や集金をするということに変えた効果はと質したところ、従来よりもよくなる傾向にはないが、新しい滞納を増やしてはいけなくて常々考えており、特に分室では努力をしているところであるとの答弁でありました。

漏水があれば、水を捨てている状況にあるわけだが、水道局の職員だけでなく、市の職員で目を光らせ、もちろん議員も含めて住民も監視する体制をつくる必要があると思うがと質したところ、非常にありがたい話だと思います。機会をとらえて、そのことをお願いする機会を見つきたいとの答弁でありました。

有収率の全国平均は85.92%で、志布志市が87%ですから、その点はいいとしても、水を捨てていることは無駄だと思うが、その対策はと質したところ、今年から有収率の改善対策として、船舶給水の方に漏水の恐れのある所は、データとして上がってきます。それをすべて回ってもらって、今非常に効果を上げているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論として、合併して、簡易水道と上水道とあったわけですが、企業法に基づいて、水道使用料として旧町時代に比べて若干の引上げをされ、引上げをするというものに対しては、もっと努力すべきではなかったかと。2カ月検針、集金等をやっていたのを各月に変えたが、費用対効果として、不納欠損を見ますと、逆に減っていかねばならないと考えますが、17年度と比べて逆に増えている。この決算を踏まえて、努力が少し足りなかったという点で不認定にしたいとの討論でありました。

また、賛成討論として、水道使用料の調整は、議論の末に出た結果であって、確かに合併して高くなったということは、合併の調整の原則から言いますと、住民から批判もあつただろうと思います。しかし、市民に良質な水を安定的に供給するという非常に大切な事業であります。そして、漏水管等の布設替え等さまざまな今後の事業を実施していく上で、妥当な水道の価格設定ではないかと思っております。今の価格、そして経営努力の安定をされていると思います。よって、認定するとの討論でありました。

ほかに討論もなく、認定第9号、平成18年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定につきましては、起立による採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、平成18年度志布志市各特別会計歳入歳出決算認定に関する特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要とその結果についての報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから8件の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから認定第2号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第2号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号について採決します。

認定第3号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第4号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号について採決します。

認定第5号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号について採決します。

認定第6号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号について採決します。

認定第7号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号について採決します。

認定第8号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第9号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

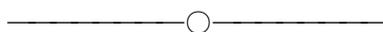
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第9号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第13、承認第8号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第13 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（市道路線の変更）

○議長（谷口松生君） 日程第13、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、説明申し上げます。

本案は、県道柿ノ木志布志線の拡幅により、市道西弓場ヶ尾線の起点部分が付け替えられたことに伴い、通行者及び通行車両の安全確保並びに道路交通規制のため、緊急に西弓場ヶ尾線の路線を変更し、及び当該部分の供用を開始する必要が生じ、平成19年11月20日に市道路線の変更を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容としましては、整理番号59の西弓場ヶ尾線の起点の所在地を、志布志市志布志町内之倉字毛穴野173番5地先から、志布志市志布志町内之倉字毛穴野173番1地先に改めるものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第8号は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。



日程第14 議案第96号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第96号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第96号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、人事院の平成19年度の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の職員の給料月額、扶養手当及び勤勉手当の額の改定を行うため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（井手南海男君） 議案第96号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、平成19年度給与等に関する人事院勧告にかんがみ、一般職の職員の給料月額、扶養手当及び勤勉手当の額の改正を行うものでございます。本年の給与勧告のポイントは、初任給を中心に若年層に限定した給料月額の引上げ、子らにかかる扶養手当の引上げ、6,000円を6,500円に、勤勉手当の引上げ0.05月分でございます。

付議案件説明資料の2ページをお開きください。志布志市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表で御説明申し上げます。第1条関係でございますが、条例第7条第3項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、）」を「6,500円」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改め、第8条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改めるものです。

次に、説明資料の3ページをお開きください。第17条第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の77.5」に、「100分の92.5」を「100分の97.5」に改めるものです。

行政職給料表別表の改正につきましては、議案の資料に添付をしております別表中の1級から3級を改正しようとするものでございます。第2条関係は、第17条第2項第1号中「100分の77.5」を「100分の75」に、「100分の97.5」を「100分の95」に改めるものです。

最後に、附則の第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし書で第2条の規定は、平成20年4月1日からの施行としております。附則の同条第2項は、月額給与及び扶養手当の引上げは平成19年4月1日から適用し、勤勉手当の引上げについては、平成19年12月1日から適用することを規定しております。附則の第2条からは、この条例の施行に関して、異動者の号給等を規定しております。

以上で、補足説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第96号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第97号 志布志市課設置条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第97号、志布志市課設置条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第97号、志布志市課設置条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、行政組織の再編に伴い、部制の廃止及び課の統廃合の措置を講ずるため、現在施行されている志布志市部設置条例を廃止し、課の設置及びその分掌する事務を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（井手南海男君） 議案第97号、志布志市課設置条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本案は、行政組織機構の再編に伴い、部制廃止及び課の統廃合を実施するため、新たに課の設置及び事務分掌等を定めることから、今回、同条例の制定について提案するものであります。

条例の主なものといたしまして、第1条では、設置する課の名称を定めるものであります。総務課、財務課、企画政策課、情報管理課、港湾商工課、税務課、市民環境課、福祉課、保健課、農政課、畜産課、耕地林務水産課及び建設課を置くものであります。第2条では、課の事務分掌を定めるものであります。附則では、施行日を平成20年4月1日とすることとし、志布志市部設置条例を廃止するものであります。議案説明資料の4ページに志布志市組織機構図を、5ページに志布志市組織機構新旧比較表を載せております。

なお、今回の行政組織機構の再編につきましては、志布志市行政改革大綱及び志布志市集中改革プランを受けまして、先ごろ策定しました志布志市組織機構再編計画及び平成20年度組織機構見直し計画に基づき実施するものであります。また、今回の組織再編では、部制廃止以外に課の統廃合として、行政改革推進課を廃止し、総務課へ統合する。市民課と環境政策課を統合し、市民環境課とする。耕地課と林務水産課を統合し、耕地林務水産課とする。土木課、都市計画課及び管理課を統合し、建設課とするものであります。総合支所については、変更はございません。市長部局外の組織機構の再編についても議案説明資料に掲載しておりますが、会計管理者に会計課を置き、生涯学習課と文化振興課を統合し、生涯学習課とするものであります。今回の再編によりまして、条例での設置以外まで含めまして、部長、課長等の数を、実質45から34とする予定であります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告が提出をされておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） 通告をいたしておりましたので、何点か質疑をしたいと思います。

今回のこの課設置条例の制定については、提案の前の段階として、組織機構の再編計画が示され、それを市の行財政改革推進委員会へ諮問したのではないかと考えておりますが、その委員会からの答申はどのような内容であったのか、またその内容が条例案にどのような形で反映されているのか。まず、これが1点目であります。

2点目といたしまして、松山支所と志布志支所の支所長については、部長クラスの待遇であると理解をいたしておりますが、今回の課設置に関しましては、当然議論があったのではないかと考えておりますが、その内容はどのようなものであったのか。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

3点目に、集中改革プランでは、教育委員会や農業委員会については、市長部局との一体化と組織の連携を図るため見直すとしてあり、平成19年度中に方針決定をする予定となっております。ところが、今回の見直し計画の中では、教育委員会に関しまして言えば、生涯学習課と文化振興課の統合があるのみで、農業委員会については変更なしとなっているようであります。このことは、見直しが遅れているという印象があるわけですが、このことについては、どのような議論があってこのような結果になったのかということをお聞きしたいと思います。

4点目に、市役所の組織は部制であれ、課制であれ、市民にとって市役所がわかりやすく、市民の役に立つ所であってほしいという思いは一つであろうと思います。そのためには、職員の資質の向上を図ることが重要なポイントだと思っております。行政改革大綱にも示してありますように、政策形成能力や創造的能力、法政執務能力の向上を図り、人材を育成するために、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

以上、4点お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず初めに、行財政改革推進委員会の答申がどのようなものだったか。そして、そのものがどのように反映されているかというお尋ねですが、お答えいたします。

平成19年11月15日付で諮問いたしました志布志市組織機構再編計画案及び平成20年度組織機構見直し計画案に対しましては、答申がありました。答申、行財政改革推進委員会においては、慎重に審議を重ねた結果、来年度からの部制廃止、課制への移行、平成23年度までに課・係等を現在の3分の2程度に縮減することは集中改革プランの精神が生かされていることを評価し、両計画とも計画案のとおり了承する。

両計画がより実効性のあるものになるよう次の意見を付したいということで、1番目に、組織機構の再編が住民サービスの低下につながらないよう可能な限り努めてもらいたい。そのためには、事務の効率化を図るとともに、人材育成に一層の努力を傾注してほしい。また、臨時職員の配置や研修の在り方などもさらに今後とも検討してほしい。

2番目に、実質的な組織のフラット化を追及し、適切なグループ制の導入によって、市職員の一層の連携を図り、各人の能力向上や士気の向上に努めてほしい。

3番目に、組織機構の再編に当たっては、住民ニーズや政策目標に的確に対応した実効性のあるもの

になるようにしていただきたいという答申を得たところであります。また、条例につきましても、部の廃止とそれに替わる課の統廃合を併せて諮問どおりの答申をいただいたところでございます。

内容としましては、1、行政改革推進課を廃止し、総務課と統合する。2、市民課と環境政策課を統合し、市民環境課とする。3、林務水産課と耕地課を統合し、耕地林務水産課とする。4番、土木課、都市計画課及び管理課を統合し、建設課とする。以上のように、答申どおりの統廃合を行ったところでございます。総合支所につきましては、今までどおり継続します。部制を廃止することで組織のフラット化が図られ、職員適正化計画の中で段階的に職員が減少いたしますが、実働的なスタッフの確保が図られ、住民の皆さんに対するサービスの低下につながらないように計画してまいります。

次に、2番目の御質疑で、松山支所と志布志支所の支所長についての議論はなかったかということでございますが、そのことにつきましてお答えします。

合併協定書では、「新市の事務所の位置は、有明町野井倉1756番地、現有明町役場の位置とする。なお、松山町、志布志町のそれぞれの役場に総合的な機能を持つ支所を置くものとする。」とうたっております。そのことを受け、住民サービスを安定的に供給するための適正な人員配置に努め、各総合支所を維持しますので、支所長は今までどおり配置します。また、平成20年度におきましては、現在の各総合支所にあります課も維持してまいります。なお、支所については、支所の設置条例がありますが、今までどおり存続してまいります。支所の課については、事務分掌規則で定めますが、このことについても、今までどおり存続してまいりたいと考えております。

3番目にお尋ねの集中改革プランでは、教育委員会及び農業委員会については、市長部局の一体化と組織の連携を図るため見直すところあり、19年度に方針決定の予定であるが、今回の計画ではやや後退している印象だというお尋ねですが、お答えします。

農業委員会については、市長部局と同様、平成23年度をめどに組織再編について検討を進めてまいります。合併して2年が経過しようとする中で、18年度、19年度の申請件数を見ますと、志布志、有明の申請件数が特に多い状況でありまして、今後も松山に事務所を置いた方が良いのか、申請件数の多い所に事務所を置くべきなのかを含めて検討してまいりたいと思います。分室については、住民サービスの低下を招かないように現状のままと考えております。教育委員会の事務所の位置につきましては、現在の志布志庁舎を今後も活用しまして、志布志地区の旧庁舎の活用と地域活性化のため残してまいります。しかし、議員御質疑のとおり、将来の教育委員会の在り方など、市長部局との一体化についても、継続的に検討を行うものとしております。

次に、4番目の課であれ、部であれ、人材育成が最も大事だと、市民サービスが低下しないということで、人材育成が最も大事だということで、政策形成能力や創造的能力、法制執務能力等をどのように育成するかというお尋ねですが、お答えします。

集中改革プランに基づき、職員の能力開発を効果的に推進するために今年の3月に策定しました人材育成基本方針により、職員研修の充実を図っておりますが、具体的には、各年度の当初に定めます市職員研修計画に基づき実施しております。職員の資質向上の研修は、市職員研修計画に基づき、市単独で実施している職員研修、財団法人鹿児島県市町村振興協会鹿児島県市町村研修センターに派遣する職員

研修、国・県への派遣研修と海外派遣研修を実施しております。市単独で実施している職員研修では、講話形式の研修を実施しておりますが、階層級で係長級研修を1課程実施しております。お尋ねの政策形成能力等の研修は、市町村研修センターに職員を派遣して受講させております。市町村研修センターでは、採用時期や昇進時期を同じくする職員について、階層ごとに期待される職務遂行に必要な知識、技能を修得するとともに、役割についての自覚などを高める一般研修と、多種多様な見解、価値観、広い視野、新しい発想に応えるための特別研修があります。平成19年度は、一般研修の新規採用、一般職第1部から第3部、新任係長等の7研修課程に83名派遣しております。また、行政評価研修、政策法務研修、法制入門研修、企画力・想像力開発研修等の特別研修の17研修課程に34名派遣しております。この特別研修は、県職員との合同研修で実施されており、高度で専門的な研修内容となっております。

地方分権が進む中で、自己決定、自己責任のもとで自主的、自立的な行政運営を推進していくことが求められている状況でありますので、政策形成能力、創造的能力及び法制執務能力の向上は欠かせないものであります。今後も、職員の資質向上と専門性を高めるための職員研修を自発的、積極的に受講できる研修体制を推進し、職員の能力開発に努めてまいります。

○議長（谷口松生君） 25番、小園義行君、着席しました。

○19番（岩根賢二君） かなりの項目の研修をされているんだなあという印象を受けましたが、まず、この行財政改革推進委員会からの答申の中に、付帯意見ですね。これを十分に今後生かしていただきたいなあと特に思っております。その中でも特に住民サービスの低下につながらないようにするという点と、それと今るる言われました人材育成に一層の努力を傾注して欲しいということ、また、この職員の連携を図るという、一層の連携を図って欲しいという旨の意見がついているようでありますので、このことは多分市民の皆さんが感じておられるところじゃないかなあと思います。やはり縦割り行政ということで、なかなか自分の思うとおりの仕事をしてくれないというふうなことが、ここに表れているんじゃないかなあと思いますので、そのようなことのないようにひとつお願いをしたいと思います。

それと、ホームページの中にですね、この組織機構の見直し計画の案を公表して市民の意見を募集したが、1件も意見はなかったという記載がありました。このことについては、直接この課設置条例には関係ないかもわかりませんが、市民の意見を募集という形の在り方というものは検討すべきではないかなあということを感じましたので、そのことについての考えをお願いいたします。

それと、最初に一番聞かなければいけなかったわけですが、この部を廃止して課にするということが、住民の皆さんにとっては、どのようなメリットがあるというふうに考えて、この課設置条例になったのか、以上3点についてお答えをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

答申に基づきまして、私どもはこの部制廃止、課設置に取り組むという流れになってきているということでございますが、答申をいただく際に特に意見が付せられておりますので、そのことについては重く受け止め、そしてそのことを尊重しながら、この改革に取り組んでいきたいというふうに思います。御指摘にありましたように、縦割りというものが弊害というのはいつも言われているわけですので、そのことについて、横の連携がいつも取れるような形というものは常々申しているところでござ

いますが、今後は、さらにそのことにつきましては、留意して行政に取り組むよう職員一同心していきたいというふうに思っております。

それからホームページのことですが、ホームページにつきましては、意見がなかったということでありまして、まあ少しそんなものかなあというふうに思ったところですが、私どもはなるべくこういった形で私どもの進めようとする方向というものを市民の方々にお示ししながら、その都度その都度御意見をいただいて、そしてそのことも尊重しながら改革に取り組んでいくという基本的な姿勢がございますので、そのことによってこうして取り組んだということがございます。今後もこういった形で取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、部制の廃止ということにつきましては、私どもは行政改革大綱を策定しまして、この行政改革大綱に基づいて地方分権時代に生き抜く、そしてその時代にふさわしい行政の在り方というものを定めたところでありまして、その中で特に具体的に改革するために集中改革プランというものを定めたということがございます。それは、持続可能な財政基盤の確立のために、行財政運営の基盤である組織機構の改革の取組がまずもって必要であるということでありまして、平成23年の4月1日を最終目標とします組織機構再編計画に基づきまして、住民ニーズが高度化・多様化している、そしてこれらのものを迅速かつ柔軟に対応するんだと、そしてそのために簡素で効率的な組織機構にするんだと、これはよりフラットな、柔軟な組織にするんだということを実施するために、集中改革プランを策定したということがございます。合併直後の肥大化した組織機構の再編をいかに図っていくかということ、本庁と総合支所の機能をいかにすみ分けるかということが喫緊の課題でありまして、集中改革プランでも本庁と支所の機能分担の見直し、部・課等組織の統廃合、行政委員会の機能分担の見直しという3項目が挙げられているということがございます。これらを行政改革推進委員会に諮問いたしまして、平成19年11月15日に了解の答申を得たということがございますが、22日に行政改革推進本部で最終決定したということがございます。また、定員適正化計画の中で5年間で50人の職員の削減をしなきゃならないという中で、係長以上の職員が多くを占めております。それを改善していくためには、管理職ポストを減らしていき、スタッフ職を確保するという方向性が適当じゃないかということ意見が一致したところがあります。平成20年におきましては、行政内部の改革を優先して行うもので、このことは住民サービスを低下させないことを基本に、部制廃止、課制への移行を中心に組織機構の見直しを実施するということがございます。

○19番（岩根賢二君） ホームページでの意見募集については、市長の今のお答えでは、今の形でまたやっていくということですが、このことについては、他には意見募集の方法はされなかったんですか。そのことと、今後もこれだけでいくのかということをお答えください。

それと、今最後に市長がお答えになった部分は、確かに組織内部ではこうこう、こういうことで改革をやりやすよということでしょうけれども、分かりやすく質疑をすれば、例えば市民がですね、4月以降に市役所に訪れて部が課になったということで、確かによかったなあと、課になってよかったなあとというのがどの辺に表れてくるということで考えておられるか。その点についてお答えください。

○市長（本田修一君） 市民に対しましての広報につきましては、今回この条例の議決をいただきまし

たら、広報等を通じまして、また別な形でも市民には十分お知らせしていきたいというふうに思っております。この課の設置というものが、直接的に市民にとりまして、私どもは、サービスが低下しないんだというような、部制を廃止してもサービスが低下しないんだというような組織改革をしていくということでございます。そして、私どもは合併をする前にそれぞれの旧町単位では、もちろん人口規模は違うわけですが、課長制という形で行政を執行していたということでございまして、新市を発足するに当たりまして、課長職が増えて、そしてそのことを統合する形の部制を敷いてきたということがあります。そして、そのことをもって、私どもは改めてこの新市の行政のサービス、新市が行政サービスする組織がどういったものかというものを考えたときに、先ほども申しましたような形の様々な機関の審議、そして協議検討していただいた流れで、今回こういった形で課の設置、部制を廃止して課の設置にしていこうということでございまして、前提としましては、住民の方々のサービスの低下につながらない形というものを大前提としているということでございます。そのためには、先ほど来言いますように、とにかく現場に当たる職員の数をなるべく確保していくんだよというようなことが前提になりまして、そのために組織を再編していくことで、そのことが維持できるということも、一つのこの組織再編の提案の理由にもなっております。

○議長（谷口松生君） 19番、岩根賢二君、特に許可をいたします。

○19番（岩根賢二君） 今の市長の答弁がですね、私が1点目に聞いたのは、こういう計画を示して意見を募集するということについての方法は他に考えてないかと言ったんです。決まってから広報するなら広報ですればいいことですが、これを計画の段階で意見を求めたわけでしょう。その求める方法がホームページだけでは足りないんじゃないかということをやったわけです。

○市長（本田修一君） 一般市民の方に対しましては、こういったホームページ等で今回は意見を徴したということになったところですが、この行革の委員の中にそういった民間の方々も2名入っていただいたということございまして、そういった見地からの意見はいただいたんじゃないかなあというふうに考えているところでございます。今後、さまざまな形の改革が進むわけですが、もし必要とあれば、今議員の提案のあったような形も検討していきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 総務常任委員会に付託になるだろうと思いますので、2点ほど確認をさせていただきたいと思っております。

今も質疑と答弁がちょっとかみ合わないという感じが聞いておりましてあったわけですが、今ホームページの件が出てました。私もまったく同じ思いで委員会で質疑しようと思っておりましたが、今少しかみ合っておりませんので、ちょっとさらに言わせていただきたいと思います。ホームページに、この機構改革の新旧、こういうふうに計画をしているということで、機構改革を進めていきたい、そして皆さんの御意見を求めたいというふうに載せたわけですね。市長は、今後こういった情報はどんどん落として市民に意見を求めていくというふうに言われた。それはそれでわかるんですが、一つは、こういった大事な部分というのはホームページだけでいいのかという問題がありますね。広くということでは広がりがあります。ただ落とし方なんです。僕は、もうこういう意見がゼロになるだろうなあというのは、も

うホームページを見たときからわかっていたんです。ゼロだろうと。そうですね、十数名の方と語りました。議員の方とも語りました。ホームページにこう出ている。絶対意見は出てこないなあと、これじゃ。これをただ載せておってですよ、新旧を載せておって、そしていわゆる意見はありませんかですよ。意見を求める前の市民に提供する情報量が全然足りないんですよ。そういった情報量が足りない中で意見を求めて、答えが出てくるはずがない。意見が出てくるはずがない。そしてもっと言えば、こういったことで求めていくことは当然大事ですが、情報量を増やして、やはり意見が出てくるような、そういう求め方をしていかなきゃいけないというのがありますね。そして、もう一つは、やはりパブリックコメント、広く市民に意見を求めていくというのであれば、行革委員会は常時あるわけです。このことだけを議論している委員会ではありませんよね。そういったことから見たときには、広く市民に、100人委員会を作っている所もあれば、30人委員会をこのために作って広く市民の意見を求めるという方法だってあるわけでしょう。そういったところへ向けての考え方というのをしっかりしていかないと、広く市民の意見を聞いたというふうにはならないんじゃないかなあというふうに僕は思っているんですよ。そこに対する考え方をひとつ。

もう1点は、この議会でもかなり議論になっていました、この港湾商工課の取り扱いの問題です。港湾商工課を志布志支所に移した方がいいんじゃないかという議論がありました。先ほどの一般会計、この委員長報告の中でもそのことに対する市長の考えはあったわけですが、こういった機構改革の議論を経て、未だ結果的にはこの港湾商工課は本庁に置くという形で出ておりますが、実は、志布志港振興対策等調査特別委員会が委員長名で、いわゆる今回の研修の報告もまとめております。そして、これまでも今回の総務常任委員会の意見の取りまとめということで、これも今後文書として出てきますが、港湾振興の方、また総務常任委員会の研修、両方の成果も踏まえながらそちらへ出てくるのも、いわゆる志布志支所あるいは旧志布志町のあのアピアあるいは駅、そういった周辺に港湾対策室みたいな室を置いて、しっかり取り組んでいくべきではないのかという考え方があります。今回の場合は、志布志港に関する対策室のような専門部署を志布志港の近い場所に設置し、港に関する詳しい人材を育てるとともに、市民に対し志布志港のことを理解してもらえるような施策を行い、市民が憩え楽しめる港づくりをすべきであるというふうな報告書も特別委員会としてまとめてあります。これは、本市が多大な金額を投入している志布志港であるにもかかわらず、この本市の行政組織は、市民に親しまれる施策に対して弱いということを言っているんですね。総務常任委員会の研修の取りまとめ、これももうすぐ文書化されますから、市長の目にも触れるようになると思いますが、ここでもやはりこういった議論があり、その中でもいわゆる観光協会の問題であるとか、これをアピアとか駅周辺とか、やはりそういった人々が飛び込んで行けるような、観光客が飛び込んで行けるような、目印となるような所に配置すべきではないのかと、そういった議論もされ、文書としてまとまってきます。これが市長の眼にも届くようになるでしょう。そういったことを踏まえたときに、なおかつこの港湾商工課、本庁でいいというふうに判断されている、その根拠をですね、再度お示しをお願いしたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ホームページに掲載の内容が、本当に情報量は少なく、判断に困るような情報量であるという御指

摘でございますが、今後市民の方々が十分判断できるような情報を提供しながら意見を仰ぎたいというふうに考えます。

それから、港湾商工課につきまして、志布志支所にということは、先ほど報告がありましたように、一般会計の決算委員会の市長に対する総括質疑の中であったところでございます。私自身、皆さん方とともにこの志布志港の港湾振興、それから商工振興もですが、市長になって以来、誠心誠意、そして一生懸命取り組んできたところであります。そのような流れの中で、私どもは新生志布志市の組織機構を立ち上げまして、この有明の地に市役所を定めて、そしてここを本庁として機能を発揮してさまざまな業務に取り組んでいる中で、港湾というものを考えたときに、港湾の方々の直接の集まりがあるときは、志布志支所で行ったりするところでございますが、例えば港湾に対するさまざまな行政というものを考えたときに、私自身はその担当の港湾商工課ないしは企画部長と常日頃から意見を徴して、そして今後進むべき方向等について検討を加えなきゃならないということでございます。そのようなことから、私どものこの本庁舎の中に港湾商工課があり、機能しているということにつきましては、私にとりましては本当にありがたいなあというふうに考えて、そしてそのことは港湾振興に影響があるのかということ考えたときに、そのような悪い形での影響はないんじゃないかなあというふうに私自身は考えているところでございます。しかしながら、皆さん方の方でこういった形で御意見をまとめられまして、課ではなく、例えば志布志港に関する対策室のような専門部署というようなことで、まとめておられますので、このことにつきましては検討させていただければというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） ホームページあるいはパブリックコメントを求めていく場合の情報の提供のしかた、これはホームページだけではなくて、いわゆるあらゆる機会、例えば首長が考えられて、大きな問題であるから、市民30人あるいは50人委員会みたいなのを設けて意見を広く求めたいと、そういったときに情報をしっかり落としていかなければ、やはり普段そういう生活をしているわけじゃないわけですのでね。ただ問題意識はあると。そういった方々の意見をよりよく聞くためには、しっかり情報としてあげるといことは大事だろうと思いますので、今市長の答弁のように、ホームページあるいはほかの方法の場合も親切をお願いをしたいというふうに思います。

あと、この港湾商工課あるいは港湾対策室といった取り組みに対しては、総務常任委員会も含めて、総務常任委員会、この前取りまとめを12名の委員で行ったわけです。そして、この特別委員会の方も16名の委員が参加して、皆の意見を取りまとめた形でこういうふうに出ておりますので、そのことをしっかり受け止めながら検討していただきたい。このことは今後総務常任委員会でも、また総括でも議論になると思いますので、そういうことだけを本日は申し入れておきたいと思います。

○議長（谷口松生君） 他に質疑ありませんか。

○1番（下平晴行君） 部長廃止については、私も一般質問等で、財源、歳出の削減あるいはスリム化という等々でしたわけですが、先ほど行財政改革推進委員会の諮問を経て機構改革をしたということがあります。もちろんその中に政策目標等があるわけですが、特に建設部の中で都市計画課等が廃止されているわけですが、どうもこの計画を見ますと、実働である係長、そういう底辺からの積上げがされたのかどうかというのは、どうも見えてこないわけがあります。市長の方で部長をとにかく廃止す

ると、何かそういうことで再編がされたような気がしてならないわけですが、庁内でどのような協議をされてこられたのかですね、1点だけお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもはこの部制廃止、課設置につきましては、長い期間かけて内部でも協議をして、そして委員の方々の御審議をいただいて、そして答申を得たところでした。そのような流れの中で、私どもは行財政改革の集中改革プランに基づく大前提があるわけですが、当然それは達成可能かどうかについて、それぞれの部署で係から積み上げをいたしまして、その中でもってこうして今日お示しするような形の案になったところではございます。特に建設部につきましては、建設課にということと統合するということになるわけですが、そのことにつきましても、この部の内部で十分討議をしまして、積み上げをした結果、このことをもって私どもは20年の4月1日から課制設置に動こうという形で提案するものでございます。

○1番（下平晴行君） この組織機構の見直しにあたっての問題点という中に、事務事業の見直しによる課、係の統廃合と、こういう観点からですね、私はどうされたのかということをお聞きしたかったわけでありまして。

以上です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然事務分掌につきまして、十分検討いたしまして、現在の事務分掌がその係にふさわしいものか、あるいはその課にふさわしいものか、あるいはその部にふさわしいものかも含めて、検討いたしまして今日こうして提案するものでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 行財政改革の必要性については、もう異論はないところであります。ただ、合併という誰も経験したことのない新しい行政の形をつくるにあたって、それぞれ旧3町時代、大きな立ちはだかる山の前に立ったときに、やはり部長制は必要であろうという、いわゆるそれぞれの業務の重要性を勘案した中で、部制を敷いたわけでありまして。確かに3万5,000人という人口にあつての部長の数というものは多いかなあという気もいたしたわけではあります。やはり当初どのような行政課題が山積してくるのかという、そういう心配からそういう体制を作られたということは市長も御案内のとおりであります。しかしながら、やはり段階的にスリム化を図っていくと、先ほどおっしゃいますように、現場で働ける職員をより多く確保するピラミッド体制というものが望ましいということはそのとおりであります。ただ、今回、一挙に部長を廃止する、そのことが職場の活性化になるんだという発言がありました。私はまずそこでお伺いいたします。それぞれ今回統合される課があります。それらの統合の理由、そしていわゆる統合が可能な理由ですね。それと、その場合職員数が、旧から新体制になってどのように職員数になるのか。大きな関連がありますので、お伺いをいたします。

それと、この体制をとられた場合、部長がいなくなるわけですから、市長の直近は副市長ということになります。それからすぐ下に部長というのがあったものがなくなると、市長が非常に多忙な中に、合併当初のこの困難な市政を運営するに当たっての相談相手といたしますか、いう形がとれなくなる

んではないかなあと。今後の市長の相談相手、いわゆる旧町で言いますと三役体制と、こういったものはどこになっていくのか、どういった形で市長は市の方針の最終的な決定をされていかれるのか。その2点をまずお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 部制廃止は、今年度も部長職はもちろんです。部長職兼務の課長というものも設置したところでした。この新しい市になりまして、先ほども申しましたように、組織管理職がとにかく肥大化したということがございましたので、そのことを是正するためには、どういったやり方が一番いいのかというふうに考えたときに、なるべくショックのないやり方が一番いいんじゃないかなあとということで、たまたま今年3月31日、そして来年の3月31日をみたときに、幹部の職員で退職される方が非常に多いということではございました。そういうようなタイミングをとらえまして、すればスムーズに移行できるんじゃないかなあとということがございまして、取り組もうとすることではございます。そういうことから、私どもは部長制を廃止しながら、課の統合も今回やっていくと。そして、今回のこの改正につきましては、23年4月1日を最終目標とするものの、一次的な、まず第一段階の組織改革だということではございますので、そのことについても御理解をしていただければというふうに思います。その流れの中でまず今回取り組むんだということではございます。

統合が可能な理由につきましては、また部長ないしは課長の方に回答させますが、次の御質疑でありました私自身の相談相手ということではございますが、当然それは副市長ということになろうかというふうに思います。現在も副市長がそういった形で、私のよき相談相手になっていただきまして、その組織の中で部長と接しながら、あるいは課長と接しながら、組織運営しているということではございます。今後副市長を通じて、そういった形になろうかと思っておりますが、私自身としましては、平日頃から課長とも直接的に接しているという状況もございまして、今後また課長とさらに密な関係を保ちながら、行政運営がなされていくというふうに私自身は考えております。

○行政改革推進課長（溝口敏久君） 質疑にお答えします。

まず職員数の減る中ということではございますが、現在それぞれ課に職員がいるわけではございますけれども、基本的にはその体制を維持しながらやっていくということではございますけれども、実際まず管理職を見ますと、45名の管理職が課長以上おります。これが、この計画でいきますと35人程度になるのではなかろうかというふうに考えているところでございます。なお、補佐級につきましては46人が45人程度、係長もほぼ同数ということで現在の計画を立てたところでございます。

それから、統廃合をする中で、その理由ということではございますけれども、まず行政改革推進課を廃止して、総務課へ統合しますということではございますが、これにつきましては、行政改革につきましては、行政改革大綱及び集中改革プランの策定をいたしたところでございますけれども、集中改革プランの重要な実施事項である組織の再編、事務事業、補助金の見直し、行政評価制度の導入など、取組がまだ必要であるということではございますので、行政改革推進室の設置を検討したいということではございます。それから、統合する課ということではございますが、その中で市民課と環境政策課を統合して、市民環境課とするということではございますけれども、国民健康保険業務を介護保険業務と一体化するということで、保健課の方に移管したいということではございます。このため、市民課は窓口サービスの一体化

が図れるということで、環境政策課と統合します。ただし、環境政策につきましては、御案内のとおり地球の時代の重要な課題でございますので、その重要性から環境対策室の設置を検討したいということでございます。林務水産課と耕地課を統合して耕地林務水産課ということでございますが、これにつきましては、耕地課で行っておりました畑かん業務の一部を農政課の方に移管したいということでございます。そして、農政課には畑かん営農の推進室を設置したいということで検討いたしたいところでございます。それから、土木関係でございますけども、土木課、都市計画課及び管理課を統合して建設課としますということでございますが、東九州自動車道及び都城志布志道路に対応するために、引き続き高速道路の対策室を設置したいということでございます。そして、また都市計画業務につきましては、まちづくり推進室の設置を検討したいということでございます。それから、教育委員会の関係でございますが、生涯学習課と文化振興課は指定管理者の導入が進んできておりました、課を統合して生涯学習課とします。文化財の保存、発掘の業務は今後も多岐に渡り必要なことから、文化財管理室の設置を検討しますということで、そのような考え方でございます。

以上でございます。

○市長（本田修一君） 先ほどに補足させていただきます。私の相談相手は、当然教育長もそういうことになります。よろしく申し上げます。

○26番（上村 環君） それぞれ課の統合に当たっては、また室を設置するといったことをお聞きしまして、いづらか安心をしたところであります。やはり行政改革委員会の答申を尊重することはもとよりであります。やはり新しい市に対する市民の大きな期待ということ、それから市長として市政をどのように現実に浮揚発展させていくかということ、このことも非常に大事なことでありますので、ただ職員数が減ればよいというものではないといったことで、その必要に応じた対策室は本当に必要であろうと思っております。なお、ただいま補足で説明もありました、やはり市長は非常に多忙であります。それを補佐する課長を含む職員の相談相手若しくは場合によっては課長を常日頃厳しく接して指導するという体制もやはり重要でありますので、ただいま副市長及び教育長ということもありましたが、この形で仮に出発されても、そういった市長の意向が十分に反映されるような体制が果たして機能しているかということには、十分気を配りながら進めていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（谷口松生君） 答弁はいいですか。

ほかに質疑ありませんか。

○2番（西江園 明君） 市長にちょっとお伺いしますけど、先般の保育所の件じゃないですけども、まず1点目、なぜ今かということです。発足して2年ということで、3年目を目標にこうということで、1点目が、なぜ今回こういうこの時期にということでお聞きします。

それから、行革推進委員会の会長、議長、座長さんというんですか、ちょっと、役職名は分かりませんけれども、その人から諮問をされる会議の中で、急ぎすぎるんではないかという指摘はなかったかということをお聞きしたいと思います。

それから、ポストの数ですね、先ほども説明の中で課長補佐以上が相当減になりますけど、今年退職

される方も相当出られると思いますけども、その辺のポストの数と職員とのですね、数はどうなのか。

それともう1点。まあ曾於市も我々よりもちょっと早く合併したわけですけども、いろいろこの件については大きな課題ということで段階的に、後年度に送るといような話を伺ったんですけども、一遍に志布志市の場合はこういうような対応ですけども、段階的とかというようなことは考えられなかったのか。

以上4点をお願いします。

○市長（本田修一君） 先ほどからこの部制廃止、課設置についての流れをお話しているところでございますが、行政改革大綱を定め、そしてその大綱に基づく組織の見直しの組織再編の計画、そして組織機構再編の計画、そして20年度の組織再編の見直しという計画、それは行財政改革本部会議ないしはそのことを受けまして、私どもが諮問いたしました委員会からいただきました答申、そういったものの中にこの時期というものについても明示されておるところでございます。しかしながら、その流れで審議いたしてもできない部分も多々あるわけでございますので、できるできないということについても十分そのことについては、慎重に、そしてまた十分討議を重ねながらこの提案にいたったということでございます。先ほども申しましたように、また时期的に退職される幹部職員の方々がおられたということでございます。そして、先ほどちょっと説明するのを忘れてしまいました。私どもは平成20年度予算についてもさらに厳しい財政運営の予算を示さなければならない。それは市民の方々にとっても、ある意味で言えばきつものになろうかというふうに考えるところでございます。そういったものを定義するに当たって、私どもはまず自らがそういった真摯たる姿勢を示していくということも必要ではなかろうかということもありまして、そのさまざまな提言、そしてタイミング、そして私どもが示そうとする姿勢というものが相まって今回提案するということでございます。

それから、行財政改革推進委員会の方から急ぎすぎだという指摘はなかったかということでございますが、そのことにつきましては、何らございませんでした。この計画をなるべく、この組織再編だけでなくほかのことにつきましても、さまざまな形で示されておりますので、そのことを確実に実行していきながら行財政改革が速やかに進むようにということをご答申していただいているところでございます。

それから、今回こうして新しい組織をお示しするところでございますが、それによりましてポストがなくなると、足りない職員が出るんじゃないかというようなことの御指摘でございますが、部制の廃止ということでございますので、部長職がなくなるということでございます。課制が設置されまして、部長職は課長職となるということございまして、職制に応じた今後の管理職ということになろうかというふうに思います。そういうことで、今後は課の統廃合もするというところでございますが、管理職のポストは減っていくということでございますが、特定職というような形のものを設けて、そのことにつきましては対応したいというふうに考えております。

曾於市のことでございますが、曾於市につきましては、21年4月を目標に進めておられると、当初からそういった流れで来られているというふうなふうに聞いております。私どもは私どもなりに、粛々と進めて行くということでございます。

○2番（西江園 明君） なぜ今かということに対しては、大綱で定めたそれに則り、またその委員会

の方からも答申で明示されたという答弁ですけれども、結局それについては当然こちらから諮問するわけですから、その諮問に基づいて、4月でやりたいという諮問に対して、それで言うならそのとおりというふうな回答、答申があったというふうに理解してよろしいんですか。それが1点。

それと、ポストの数で私が、ちょっと市長の答弁で特定職というような表現をされましたけども、お聞きしているのは、今の課長職、部長職を含め、課長職の人たちが45の人が35、極端に10減るわけですけども、そういう人たちが、今まで課長職をしていた人たちが課長職でなくなり、そこからはずれた人が特定職、その特定職というのはどういうことを考えているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 行財政改革の委員会につきましては、私どもの方で当然諮問をいたしまして、こういった形で進めたいということをお示しするわけでございます。そのことにつきまして検討していただき、そして答申をいただくこととございますが、初めに申しましたように、このことは特段そういったふうに性急過ぎるというようなことはお話はなかったわけでございますが、それを進めるに当たっては、こうこういったことに注意をなさいよということ意見を意見としていただいたということとございます。そのことにつきまして、私どもは意見を尊重しながら、この行財政組織見直しについて取り組んでいくということとございます。

それから、特定の特定職ということとございますが、重要事項の処理や新たな行政課題、それから政策、施策に対応するため、必要に応じて、そういった特定職を配置したいということとございまして、その方につきましても、その職務を遂行していただくという立場の職でございます。

○2番（西江園 明君） 非常に難しい表現でちょっとわからない。私が聞きたいのは課長職以上の人たちが45あったのが35になると。職員の退職者も出ますけども、それで足りるのか、足りなかった人を特定職という表現なんですけど、そういう格付けがあるんですか、職能が。

○市長（本田修一君） 現在部長10人、次長が2人、参事を除く課長が33人、合計45人の管理職がいると。今回の部制廃止に伴いまして、課長のポストが先ほどは35と言いましたが、34程度になるというふうであります。現在の部長級の管理職の今後の対応としましては、課長職や参事、あるいは特命的な特定職ということになるわけとございますが、今年度退職される幹部の職員の方々が6名、部長職で6名、課長職で2名いらっしゃいます。そういった形でですね、非常にタイミングがいいときに、こういった形でスムーズに移行できるんじゃないかなあというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 午前中大変失礼しました。

今回こういう組織機構の改革という点では、住民サービスの低下を招かないというのがもう第一義だろうというふうに思います。そうしたときに、総合支所方式をとっている現状の体制でいうと、私はこの本庁と支所、まったく逆じゃないのこれって言いたくなるような気がしてなりません。そういった点で少しお聞かせをください。支所はですね、福祉課ということで、ひとつ福祉課を例にとるとそうですね、本庁は福祉課と保健課というふうに分かれるわけですね。一番住民の皆さんが訪れるのは、支所の所だというふうに思います。そういった現場とのいわゆる、現場という大変失礼ですけど、支所と本

庁とのその連携ですね、志布志支所、松山支所の福祉課は、それぞれ福祉課と保健の関係を全部そこでやらなければいけない。でも、本庁は福祉課と保健課に分かれている。これで住民サービスの低下としたときに、人の配置という点では、本来では支所の方が福祉課と保健課が分かれてて、本庁が福祉課である。これの方が私は、一番皆さんがおっしゃっているような住民サービスの低下を招かないというふうになると思うんですが、その支所と本庁との連携、それをひとつどういうふうに議論がされたのかですね、住民サービスの低下を招かないという立場からしたときにどうだったのか。

それと、ここにいただいておりますが、現在志布志支所、松山支所含めて、産業振興課というふうになっているんですけど、ここは現在課長さんおられません。対策室長とって支所は産業対策室長がおられます、それぞれですね。ここにいただいているこれでは課になっているわけですが、今後は支所にその対策課というその課を設けるといふふうに考えておられるんですね。実際この産業振興課というふうになくなる場合に、非常に支所はですよ、たくさんの仕事をそこで抱えなきゃいけないのに、人的配置としたときに、それが果たして松山支所、志布志支所、そして有明本庁は、それぞれ本庁機能もあるわけで人がおるんですが、そこに対しての人の配置というのは、果たしてこれ大丈夫なのか、これいただいている資料にも産業振興課ってなっていますが、ここに課長さんおられませんよね、現状ね。対策室長がおられて、なかなかお願いに行っても権限がないもんだから決裁ができない。上に上がって非常に住民の方がお困りをしている。こういったことが、具体的にどういうふうに住民サービスの低下を招かないという点で議論がされたのか、お願いをします。

それと、水道局、ここも公営企業を営んでいた志布志支所、そして松山町地域と有明町地域、簡易水道事業だったんですが、この住民のたくさんの方々が検針をしなきゃいけないいろんなことの中で、この分室の見直し、水道局をこのまんま有明本庁に置いて、それが実際にいろんな問題が起きたときに、そういう水害、いろんなときにそれで果たして大丈夫なのかと、そこらについての見直しというのは、どのようにされたのか。それぞれ松山支所、志布志支所を分室で、職員を今後は当然本庁の方に吸い上げるというふうになっていくのかもしれませんが、その住民サービスの低下を招かないという点で、今回せつかく機構改革をされていく点からしたときに、どういった見直しを、これそのまんまでよいというふうにされたのかですね、ちょっとお願いをします。

そして、このいただいている資料の中では、今単独で課長補佐という仕事の方がおられます。この単独補佐というのは、実際は課長を補佐するのが仕事だというふうにおっしゃるわけですがけれども、実際その単独補佐がどれぐらい今回の見直しで解消されて、兼務ということで単独補佐がなくなることで、下を厚くして住民サービスをどんどん提供できるという形のものになっていくのか、その数を少し明確にお示しをしてください。

そして、この機構改革をすることによって、臨時職員、この方々がどういったことになるのかですね、ちょっと考え方も含めてですけれども、現在どれだけおられて、そのことが解雇ということになるのかどうかわかりませんが、待遇がどうなっていくのか。

それと併せて、先ほども出てましたけれども、この機構改革をするに当たってすべての職員の意見、そういったのが聞いたということでありましたが、現実にはここに出された議案として出てきているこの

中に、本当に職員の意見が十分に反映されておると、私たちが理解していいですか。これ本当に職員の方々にいろいろお聞きをして、皆さん方がされたとおっしゃるわけです。仕事がやりやすくなっていく、それが僕は基本だろうと思います。そこが十分に本当にされたのかということ再度ですね、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどからお話いたしますように、部制廃止、課設置というようなことございまして、管理職の数を減らしていきながら、そして住民サービスを低下させないための行政執行がどうあるべきかという観点からこのことについては取り組んだということございまして。当然そういうことございまして、今お話にありましたように、支所につきましても十分配慮しながら、現在の職務の執行状況を意見を徴しながらこうした形で御提案するということございまして。基本的にはニーズ、職員の数というものは変わらない形でされるわけございまして、係が移動しない限りは基本的には今までの職務と同じだということになって、住民サービスにつきましても変わらないということになるかと思っております。

それから、産業対策室につきましては、支所の産業振興課につきましては、現在産業対策室ということで、試行的に産業振興部につきましても、こういった形で取り組みをさせていただいているところでございまして。試行的にこの形でやっておりますので、十分このことを踏まえて、このことが住民サービスにとって低下がされていないのかどうか検証して、今後このことについては取り組みたいというふうに思うところでございまして。

また、それから職員の見解というものが十分反映された上で、こういった形でされているのかということございまして、先ほども言いましたように、それぞれの課ないしそれぞれの係で十分検討していただいた上で積み上げをして、こういった形で新しい組織再編をしようというものでございまして。しかしながら、なかなかそういう意味で、じゃあ例えば、自分の課なり部なりという中で、職員が減っていくんですよ。そして、その中で、じゃあどこを減らしていただいけませんかというようなことになったときに、ある程度一つのルールというか方向性を示しながら、このことについては、それぞれの担当の中で取組をさせていただきまして、そして、それが住民サービスにならない形というのはこういったものかという観点から、こういったふうに提案がされたということございまして。

他の件につきましては、担当の方に回答させます。

○総務部長（井手南海男君） まず、課長補佐がどういう形で推移していくかということございまして、現状につきましては、平成19年度でございますけれども、専任が18名で、係長兼任が28名ということで、46名になっております。20年度、今の時点での計画でございますが、専任が21名、係長兼任が24名、45名というふうに考えているところでございまして。

それから、水道局の件についてでございますが、水道局自体でいろいろ住民サービスのつながりとかということで、検討がなされて、内部協議といいますが、その視点で申し上げますと、住民サービスの観点から、給水の開始、休止時、迅速に対応できるので、現在の本庁、分室方式が望ましいと。ただ、公営企業であるがゆえに、統廃合をし、事務を集約することも検討の余地があるということのようございまして。現状の中では、事務所の場所も考えながら検討していきたいということございまして。

以上でございます。

臨時職員の件については、総務課長の方でお答えいたします。

○総務課長（中崎秀博君） 臨時職員の件につきまして、お答え申し上げたいと思います。

合併当時、平成18年の4月1日現在で279人を雇用いたしております。最近の雇用状況につきましては、19年の12月1日現在で282名でございます。20年度につきましての雇用につきましては、現在、臨時職員の雇用基準の見直し方針案を作成いたしまして、現在各課、各部、ヒアリングを行いまして、統一見解ということで作業を進めているところでございます。基本的に考えまして、削減という方向ではなくて、雇用基準の統一基準を定めるということで現在作業を進めているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、総務常任委員会に付託をいたします。

ここで、議場の時計で55分まで休憩をいたします。



午後 3 時44分 休憩

午後 3 時56分 再開



日程第16 議案第98号 志布志市行政財産使用料条例の制定について

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。日程第16、議案第98号、志布志市行政財産使用料条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第98号、志布志市行政財産使用料条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、行政財産の使用料の算定基準を明確にするとともに、関係条例の規定との整合性を図るため、現在施行されている志布志市行政財産使用料条例を廃止し、新たな使用料の算定基準、他の使用料と統一した端数処理等を定めた条例を制定する必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第98号につきまして、補足して説明を申し上げます。

現行の条例において、市道、市都市公園、市都市下水路及び法定外公共物以外の行政財産に関しましては、占有形態による使用料、額の明確な算定基準がないことから、志布志市道路占用料徴収条例を準用したところの新たな条例を制定をするものであります。また、関係条例との整合を図るため、新条例で使用料にかかる期間計算の取扱い、基準、他の使用料等と統一した端数処理事項等を定めております。

まず、議案の第98号の第1条でございます。

第1条では、この条例の趣旨を規定しております。

第2条で、使用料の基準となる評価額の算定につきまして規定をいたしております。

第3条では、評価の特例について規定をいたしております。

第4条が、使用料の計算上で必要となる期間計算の取扱基準と端数処理事項等を規定をいたしております。

それから、第5条では、土地使用料の算定基準として100分の5を乗じて算出すること及び行政財産地内における電柱、郵便差出箱等の使用料の取扱いについては、市道路占用料徴収条例別表の規定の例によることを規定をいたしたところでございます。

また、第6条では、建物使用料の算定基準として100分の8を乗じて算出することについて規定をいたしております。

第7条では、使用料以外に使用者が負担すべき必要経費としての加算金について規定をいたしております。

第8条では、使用料の納付義務者及び納付について、それから第9条では、使用料の不還付について規定をしております。

第10条でございますが、使用料等の減免規定について、それから第11条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める委任について、それから第12条では、詐欺などの不正行為に対する過料について規定をいたしております。

なお、附則でございますが、施行期日は平成20年4月1日でございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、総務常任委員会に付託をいたします。



日程第17 議案第99号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第99号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第99号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者の一部負担金の区分及び割合を改める必要があるため提案するものであります。

内容としましては、医療費の一部負担金が2割の区分を3歳に達する日の属する月までから就学前の年齢まで引き上げるとともに、70歳以上の負担割合を1割から2割へ改正するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第99号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



日程第18 議案第100号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第100号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第100号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する国民健康保険税を、原則特別徴収の方法によって徴収するものとするほか、特別徴収の方法等に関する事項を定める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） それでは、議案第100号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります議案第100号説明資料により説明をいたします。

それでは、説明資料の新旧対照表の7ページをお願いします。右側が改正前、左側が改正後でございます。改正箇所にアンダーラインが引いてありますので、よろしくお願いたします。

今回の主な改正内容につきましては、老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する国民健康保険税を、原則特別徴収によって徴収するものとするほか、特別徴収の方法に関する事項を定め、所要の改正を行うものでございます。

第3条につきましては、条文中の条項の繰下げが行われたことにより改正するものでございます。

第12条につきましては、徴収の方法について、特別徴収、普通徴収の方法によって徴収する旨、新たに定めるものでございます。

第13条につきましては、条項を繰下げ、普通徴収の方法による納期に限定するものでございます。

8ページの第14条につきましては、条項の繰下げによる改正でございます。

第15条から第21条につきましては、特別徴収の方法に関する事項を新たに定めるものでございます。

第15条は、特別徴収について規定したものであり、老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して、特別徴収の方法によって徴収するものと定めるものでございます。なお、特別徴収の対象者は、世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主、これは擬制世帯主を除きます。であって、年額18万円以上の年金を受給しているものであり、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、国保においては特別徴

収の対象者とはしないものでございます。

次の第16条は、特別徴収義務者の指定等について規定したものであり、特別徴収の対象となる被保険者が受給している老齢等年金から国民健康保険税を特別徴収する義務者をその年金給付の支払をする年金保険者と定めるものでございます。

第17条は、特別徴収税額の納入の義務等について規定したものであり、特別徴収義務者が特別徴収した国民健康保険税を市に納入することに定めるものでございます。

第18条は、被保険者資格喪失等の場合の通知等について規定したものであり、特別徴収対象被保険者が国民健康保険の被保険者である資格を喪失した場合等における通知等について定めるものでございます。

次の9ページの第19条は、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収について規定したものであり、国民健康保険税を前年度後半の本徴収について特別徴収により徴収された既に特別徴収対象被保険者である者に対する本年度前半の仮徴収に係る支払回数割保険税額を前年度の最後に徴収した支払回数割保険税額と同額とすること等を定めるものでございます。

第20条は、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収について規定したものであり、各号に掲げる者について、国民健康保険税を前年度後半の本徴収について特別徴収により徴収されておらず、新たに特別徴収対象被保険者となる者に対する本年度前半の仮徴収に係る支払回数割保険税額を前年度の国民健康保険税額を基礎として算定した支払回数割保険税額の見込額を、それぞれ当該各号に定める期間、特別徴収の方法によって徴収すること等を定めるものでございます。

次の10ページの第21条は、普通徴収税額への繰入れについて規定したものであり、特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により、特別徴収されないこととなった場合、普通徴収の方法によって徴収することや、年度途中の異動や所得更正等により、徴収すべき国民健康保険税が特別徴収で徴収した額を超える場合は、その超えた額を普通徴収により徴収すること、また徴収すべき国民健康保険税が特別徴収で徴収した額を下回る場合は、当該特別徴収対象被保険者のその他の市税等に充当することを定めるものでございます。

第22条から11ページの第28条につきましては、各条項の繰下げに伴い、それぞれ改正するものでございます。

次に、11ページから14ページの附則第4項から第6項、第9項、第11項、第14項及び第16項から第18項までにつきましては、条文中の各条項の繰下げに伴いそれぞれ改正するものでございます。

附則でございますが、第1項では施行期日を、第2項、第3項では適用区分を、第4項、第5項では経過措置を定めております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

○
○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第19、議案第101号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○
日程第19 議案第101号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第101号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第101号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、有明保育所用地と有明小学校用地等との分筆に伴い、有明保育所の位置を改める必要があるため、提案するものであります。

内容としましては、別表中の有明保育所の位置を、志布志市有明町野井倉1182番地から志布志市有明町野井倉1182番地9に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第101号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定しました。

○
日程第20 議案第102号 志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第102号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第102号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、郵政民営化法等の制定に伴い、国に属していた郵政事業の民営化の措置が講じられたため、郵便差出箱及び信書便差出箱を道路占有料の徴収の対象とするとともに、志布志市行政財産使用料条例に替えて新たに制定する条例との整合を図る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設部長（宮苑和郎君） 議案第102号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

主な改正点としましては、3点ございます。

まず1点は、郵便差出箱及び信書便差出箱の使用料の額を追加し定め、その他の道路占用料についての額はそのままとするものでございます。

次に、第2点目ですが、志布志市道路占用料徴収条例の施行規則第2条の規定を、別表第2条関係に定める共架電線にかかる占用料、額はそのまま、条例に統合・整理するものでございます。

次に、第3点目でございますが、これまで額の端数計算に関する規定が無かったので、今回これを定めるものでございます。長期占用の場合の年額と短期占用の場合の月額に区分し、占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるときは、月額をもって計算する。この場合において、1月に満たない期間があるときは、その期間を1月として計算する。また、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するというものでございます。

説明資料は、16ページから18ページに添付いたしております。施行につきましては、20年4月1日からを予定いたしております。

よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） これは新年度からどれぐらい、何個ぐらいあってですよ、収入としてあるんですか。

○建設部長（宮苑和郎君） 民営化に伴いまして、市内で91箇所、郵便ポストはあるわけでございますが、道路に立っている分については1箇所ということでございます。それから、行政財産の分については3箇所あるということで、今のところ道路関係につきましては年590円、1箇所の予定でございます。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

○**議長（谷口松生君）** お諮りします。日程第21、議案第103号から日程22、議案第104号まで、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第103号から議案第104号まで、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○**日程第21 議案第103号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について**

○**議長（谷口松生君）** 日程第21、議案第103号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第103号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について、説明申し上げます。

本案は、平成20年4月1日から、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から大根田衛生管理組合及び肝属東部清掃組合を脱退させ、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務のうち常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に肝属地区一般廃棄物処理組合を加えるため、鹿児島県市町村総合事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第103号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は可決することに決定しました。

日程第22 議案第104号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第104号、鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第104号、鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について、説明申し上げます。

本案は、平成20年4月1日から、肝属東部清掃組合が解散することに伴い、同日から鹿児島県市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第289条及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、肝属東部清掃組合の脱退に伴う財産処分については、平成20年4月1日において、鹿児島県市町村総合事務組合に帰属させるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第104号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は可決することに決定しました。



日程第23 議案第105号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第105号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第105号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、説明申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第105号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、追加

でお配りいたしました資料に基づきまして、補足して説明を申し上げます。

今回、指定管理者として指定しようとする株式会社休暇村サービスの会社概要を申し上げます。

まず、資料の1ページお開きください。別冊でお配りしましたこの資料でございます。

休暇村サービスは、自然とのふれあい並びに保健休養を事業のメインテーマとし、自然の中のやすらぎと心に残るサービスを基本に、自然公園の中で公益性と自主独立採算の経営を40年にわたり実践している財団法人休暇村協会の関連会社として、平成6年9月に設立された会社であります。休暇村協会に蓄積されたノウハウを活用しながら、国民宿舎やいこいの村等の公共の宿、温泉宿泊施設等を中心として、観光施設全般に業務を拡大をしており、事業の概要は、2ページから3ページに記載してあるとおり、経営コンサルタント業をはじめ、建築設計・監理、ホテル、レストラン業等の業務受託、広報宣伝業務、損害保険の取扱業務、旅行業と多岐に及び、お客様にやすらぎとくつろぎを提供するホテル、旅館及び観光施設づくりのお手伝いを経営理念とする企業でございます。

6ページをお開きいただきたいと思えます。休暇村サービスは、全国に直営施設を1施設、それから国民宿舎の指定管理者として指定され、経営を行っている施設を10施設、支配人の派遣など、業務委託など運営協力施設が11施設あり、県内では、指定管理者としてレインボー桜島、コスモピア内之浦、運営協力施設としてあすばる大崎の三つの施設の運営にかかわっている会社であります。

また、休暇村サービスの経営にかかわる国民宿舎は、全国で155ある国民宿舎の中でも、国民宿舎協会の毎年発表される平成18年度の総宿泊者数を定員で割った利用率ランキングで上位に入っており、第2位の岡山県にある国民宿舎サンロード吉備路をはじめとして、ベスト20位以内に8施設入っており、全国の公的宿泊施設や国民宿舎の再建や活性化に寄与している会社であります。

本市の国民宿舎ボルベリアダグリの経営につきましても、これまでの会社のノウハウや、9ページにありますように、財団法人休暇村協会センターが事務局を務めるメディア関連クラブ一覧のとおり、幅広いネットワークを生かし、課題でありました関東あるいは関西地区からの宿泊客の増加、ひいては、さんふらわあの利用促進にもつながるものとして期待しているところであります。

資料につきましては、付議案件の説明資料20ページから23ページに添付いたしておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） このダグリの指定管理者の件も総務常任委員会に付託になる予定でありますので、細かい点はですね、そこで質疑をしていきたいというふうに思っておりますが、少し気になる点について、ここで質しておきたいというふうに思っております。

5点ほど質疑を行いたいと思えますが、1点、今回この付議案件説明資料をいただきまして、6月のときと一緒に6,500万円というハードルを課して、それに対してこの説明資料の23ページを見ていきますと、特記事項で、市への納付金提案額、年6,500万円ということで載っております。このハードルをクリアしていただきたいというのが当初の思いでありましたので、そういった面から見て、これ3社が今回手を挙げておられるわけですが、株式会社休暇村は、6,500万円のハードルに対して、この文面で

いくと6,500万円ちょうどという提案があったというふうに理解をしていいのか。そして、あとの2社は金額的にはどういう提案であったのかをまずお示しをお願いしたい。

そして、仮にこういった形で指定管理者としてスタートし、なるべくない方がいいわけですが、指定期間中に、例えば契約の不履行という事態に陥る、そういったときの担保はどうなるのか。また、中途解約になった場合、そういった場合ですね、そういったときのいわゆる納付金の支払保証と、そういったものに対する考え方はどうなっているのか。そこらをまずお示しをいただきたい。

そして、これは6月議会のときにも議論になったわけですが、この議案が今後進んで、ここがスタートすると、4月1日スタートするという方向になると、この志布志市観光開発公社、この財団法人が解散になるというふうに思うんですが、これはそういう理解でいいのか。

そして、そういった場合に、この方々がいわゆる再雇用という形で多分協定、契約を結んでいく中でですね、出てくると思うんですが、そういったことに対しての場合、今臨時の方々もかなりいらっしゃるわけですね、再雇用をさせていただいた上での身分保障あるいは役職肩書き、こういったものを持っていらっしゃる方もいますので、そういったことに対してはどうなっていくのか。そこらをお示しをさせていただきたいというふうに思います。

あと、この事業所の所在地が東京都ということになるわけですが、この市外ということで、本拠地が東京都、そういった意味では、例えば事業税の問題であるとか、そういった市外が経営をするということで、本市にとってのメリット、デメリットも含めてですね、どういう検討がなされたのか、そういった部分。

そして、先ほど言いました説明資料、これちょっと間違いじゃないのかなあと、僕は気になってしょうがないんですが、この21ページ、21ページの団体の経営方針というふうに書いてある所、今、部長はこの我々に今日いただいた休暇村サービスの概要の方で大まか説明をされましたね。似たような文面になっているんですが、団体の経営方針とありますね。21ページの7、(1)の下に団体の経営方針ってあるでしょう。ここをずっと先ほどから読んでみると、株式会社休暇村サービスは、財団法人休暇村協会が長年に亘りうんぬんと、ここは先ほど言われたとおりでありますが、3行目ノウハウを活用しようぬんといっ、右がお手伝いする目的で設立された法人であるって書いてあるでしょう。これ違うでしょう。設立されたものであるとか、設立された会社であるという表記が正しいんじゃないですか。あくまでも休暇村協会じゃないですよ。財団法人休暇村協会じゃないですよ、今回指定管理者になるのは。あくまでも株式会社休暇村サービスですよ。これ文面間違っているでしょう。その確認。

それともう一つ、21ページのこの7の(1)、経営方針に関する事項、同じですが、これずっと見ていって、次のページ、(エ)法令や条例の遵守とともに、市と歩調を合わせた運営を行うというふうになっていますが、今回、僕が特に気になったのはこの点なんですが、選考委員会を開かれて、いわゆるこちらが提出をしていただく、要請した書類に基づいて審査がなされる。そして、いろいろと質疑もあったらうと思いますが、そういった中で選考がなされていったわけですね。いつもそうですが、保育所するときもそうでしたけども、市内のいわゆる社会福祉法人の状況については、よくわかっている、情報がいいも悪いもそれなりに飛び交いますのでね。そういった中で、取捨選択される中で選考もあったと

思います。しかし、市外に関しては情報が少ないんじゃないかということが、先の臨時議会で保育所に関してもあったところであります。そういった意味からみると、今回名前は出ておりませんが、B、Cに関しては多分、これは私のとらえ方ですよ、市内だろうと思います。そういった考え方に立った時に、市内のそういう方々の状況、いわゆる経営の方針あるいは接客の態度、あるいは出てくる料理のその質、さまざまそういったものに関して、地元であれば地元であるなりの理解が働きます。選定委員の中にもですね。ところが、市外であれば、実際そこに行って、こういった経営を行ってらっしゃる状況というのをなかなか見ることができない。提示される条件の下で議論がされていくということになると思います。そういった中で、実は昨日いろいろとインターネットを駆使しながら、問題点は無いのかなあと、無い方がいいわけですから、そういう意味でこうやって選考まで上がってきているわけですので、1時間ほど調べてみました。今、本当に身辺調査ということが言われておりますけれども、大事な市民の財産をある意味でお任せするわけですから、真剣に探っていかなきゃいけないだろうと思います。これは私がする以上に、こうやって提案される側が、まずもって調査をしておくべきであったろうというふうにごく思っているんですけど、見ていきますと、3年前に倉敷で、ここが指定管理者として国民宿舎の業務を受け持って以降、食中毒を出しております。その食中毒ということ自体をうんぬんというわけにもいかないわけですが、それも気をつけなきゃいけないことでありました。しかし、そのことよりもっと驚いたことは、その食中毒を出すことによって、調査が入った。そうすると、市からもらわなければならない営業許可、二つの営業許可証をですね、とっていないということが発覚をしました。これは大変な問題になって、その当時の市としても遺憾であるというコメントがあり、警察に告発も辞さないという状況が出ております。そして、その1カ月半後に、警察の方でしっかり調べられて、いわゆる書類送検という状況になっております。そして、その後、いろんな経緯を経ながら継続で指定管理者をされている時期もありましたけれども、現在、その当時四つの、二つの国民宿舎とあと二つの施設を受託されておりましたが、今確認したところでは、その指定管理者から、最近では全部外れてらっしゃる、そういう状況があります。そういった状況をしっかり事前に押えてらっしゃったのか、その確認をまず聞きたいと思います。

そして、もう1点は、今日これを見て思ったわけですが、この休暇村サービスの株式会社、これの親会社というのは、昭和36年からスタートしている休暇村、財団法人休暇村協会、そういう意味では環境省の外郭団体で、それがどうのこうのということじゃないですが、ここに役員名簿までわざわざつけていただいています、私がつい8月の段階で気になっていろいろと調べていた状況がありますが、そこでは、私たちの今回手元に届いておりますこの財団法人休暇村協会の理事長から常務理事までの4名、内3名はしっかり役職が出ておりますよ。私たちの所に届いている分には出ていません。これ環境省からの、言葉は悪いですけど、降りてこられた人たち。その人たちが理事で常務理事になっていらっしゃいます。ここだけ消えています。何で消えたものをこうやって出すのかなあと不思議でならないんだけど僕は。気になるこれが一つ。

もう一つは、ホームページ等を見ていきますと、直近ですよ、最近の中で指定管理者受託施設が10施設と、直近のホームページでも大体11施設、それで業務受託施設が11施設となっていますが、載ってい

たのは20。こういったところの違いというものはどうなっているのか、そこらについてですね、答弁をお願いします。

○議長（谷口松生君） 答弁準備のためしばらく休憩します。

—————○—————
午後 4 時40分 休憩

午後 4 時41分 再開
—————○—————

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この6,500万円ということでございますが、3社とも6,500万円ということで応募しております。

それから、契約が不履行になったという場合、どうするかというようなことのお尋ねでございますが、6,500万円ということの金額につきましては、過去の実績やら判断しまして、まあ納付できる額ということで6,500万円ということでございます。そして、応募に当たりましては、各団体から今回の指定期間である20年度から22年度までの各年度の収支計画の提出がありまして、それを達成するために事業計画や利用促進策の説明、提案を受けたところでございます。そのようなことから、利用促進を図ることで6,500万円以上の収益が見込め、その収益の中から市に6,500万円を納付していただく。そしてなおかつ、国民宿舎の健全な管理運営ができる団体ということであるということ、6,500万円の納付は確実だということで選定したということでございます。

補償金等につきましても、ただいまお話ししましたように、納付金の納付が確実だということでありまして、今回また協定書等を交わすわけでございますが、その中に盛り込んでいく内容かというふうには思っております。

それから、観光開発公社は、もし今回この休暇村に指定をしていただくということになりますと、解散という方向になるわけでございますが、その際、従業員につきましては、再雇用をお願いしている、希望される職員については再雇用をお願いしてあるということでございます。ただ、現在、就いてらっしゃるそれぞれの役職についても、また面接をされながらそれぞれの役職について配置がされるんじゃないかなあというふうにと考えるとござります。

それから、現在の株式会社休暇村サービスの役員、親会社の団体であります財団法人休暇村協会の役員名簿につきましては、役職が、現職名がついていないというのは、これで見ますと常務理事というふうになっていきますので、専任の常務理事として職についてらっしゃるんじゃないかなあというふうにと考えるとあります。

その他の点につきましては、担当の方に回答させます。

○港湾商工課長（外山文弘君） 私の方から、数点お答えいたします。

まず、今の市長の答弁補足としまして、先ほどの役職名が出てないということですが、これは、休暇村サービスの方から本市の方への申請書に添付した資料の中では前職のその肩書が入っておりませんでした。今日お配りしたのは、そういう形でお配りしたところでございます。なお、御存じのとおり、インターネット上、協会の方のホームページに、見ますと前職が掲示してあるようです。今回使ったの

は、向こうから出てきた休暇村サービスの冊子から引用させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

それから、法人ではないんじゃないかということなんですが、これはもう株式会社としての法人登記されておりますので、法人でございます。

それから、先ほど事業所の住所が東京都だということで、そのあたりのデメリット等ないのかということですが、これは会社の方に確認いたしまして、指定管理者としての指定を受けました場合には、志布志市の方に事業所を設け、登記等も行うということで、営業許可等いろんな各種届出関係の許可等の届出は、本市の所在地でやりたいと、やるということで返事をいただいております。

○副市長（瀬戸口 司君） 先ほどの御質疑でありました倉敷市の件については、現在のところは承知いたしておりません。

[何ごとか言う者あり]

○港湾商工課長（外山文弘君） 部長の方でも申し上げました数というのは、平成19年、本年の4月1日現在での数字でありまして、この数で申請があったものであります。

○14番（小野広嗣君） わかりました。そのことに関しては細かく委員会の方ですね、やりたいと思います。

今、市長の方でこの6,500万円、いわゆる契約不履行というか、途中何かあって解約となった場合の6,500万円の支払い補償については、協定書でしっかりうたっていくと。必ず求めていくという方向でお願いしなきゃいけないですね、これは。それは、今後また進めていっていただきたい。

今、副市長の方で答弁されました。まだ存じ上げてない。これ確かにですよ、提出されてくる書類があって、それを選定委員会の方では見て、そして議論される。だけど、今回の選定の大事なやはり核心部分になろうと思いますので、もう少し質疑をさせていただきたいわけですが、冒頭申しましたように、あくまでも私の受け止め方として、地元であれば地元の出された書類プラス日常的に自分がそこに行っている実感とか、さまざまなものが選定委員の選定をする構えとしては出てくるわけですね。ところが、逆に外から手を挙げられて指定管理者として望まれてくるとなると、こちらは向こうが提示する情報以外なかなか無い。そうであれば、大事なこういった市民の財産をいわゆる選定委員会にかけて、結果的には今挙がっているのは市外になっていくわけですから、事前情報というものを本当に慎重になってですね、調べあげていかないと、公平な指定管理者の選定にはならない、僕はそう思うんですよ。今、副市長の方からはっきりそういうふうに言われましたので、少し記事を読ませていただきますね。これ、毎日新聞に載った記事ですからね。国民宿舎など運業者、営業許可取らず、食中毒で発覚。倉敷市の国民宿舎王子が岳など市内4施設の運営を市から委託されている株式会社休暇村サービスが、食品衛生法と旅館業法に定める営業許可を市から取っていなかったことが分かり、同市は当面の間の営業中止を通知した。記者会見した市は、チェックが十分でなかったと謝罪するとともに、両法違反容疑で警察への告発も検討をしていると。そして、他の施設はうんぬんと。他に三つの施設があります。3施設は76人から120人が宿泊できる。4施設は3月末まで、ここがまた大事なんですが、4施設は3月末まで環境省の外郭団体、財団法人国民休暇村協会が市から委託を受けていたという背景があるわけですよ。

ね。そして、同協会が同社に再委託して運営をしていた。地方自治法の改正で民間業者も委託可能となり、指定管理者制度ということで同社が引き継いだ。同社はその際、許可申請を失念していたというふうに記事になっています。無許可営業が発覚したのは、この王子が岳で集団食中毒が発生したのがきっかけである。だから、これがなければ発覚してないかもしれない、無許可営業はずっと続いていたかもしれない、そういう状況があった。当時の議会でもいろいろ取り上げられております。そういった意味からみると、すごく先ほど企画部長の方では全国ランキングは何位だとか、いろんな形で出されますけれども、ただ単に経営のプロであれば、失念してたとか、地方自治法の改正で分からなかったとか、そういう次元の問題ではないというふうに僕は思うんです。そのことがわかってた上で、選定委員会に見えて質疑ができるのとは全然違うでしょう。選定委員会の中身はがらっと変わってくるでしょう。そこに対してはどう、市長考えていらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） その事件については、一応3年前ということですか。

○14番（小野広嗣君） 指定管理者制度がスタートしている。

○市長（本田修一君） 私ども自身は、そのことについて把握していなかったということでございます。しかし、今回選定委員会で選定されるときに、現況についてどうであるかというような観点から選定がなされて、そして選ばれたというようなふうにございます。その基準となるものが、近隣にそういった実績のある形で、指定管理を受けた形でされているというのも参考になったんではなかるうかというふうに思うところであります。

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。本日の会議は時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間延長することに決定をいたしました。

○14番（小野広嗣君） この件は今市長の方に述べて、また副市長の方も選定委員会以前においては、そのことを承知していなかったということでもありますので、これ、私の方が今、市長部局の方に申し上げていることですのでね、そちらの方はそちらの方で、そのことを踏まえてまたしっかり調べていただいでですね、そしてまた委員会等でもこういったことだけではなくてですね、多角的にやはりどうなのかというのを我々もまた判断していかなきゃいけないというふうに思っております。そういった意味では、本当に何度も同じように言いますけれども、市外の場合は、情報は我々少ないんです。執行部もそうでしょう。我々も少ない。保育所のとくもそういう議論が出ましたよ。ですから、いわゆる出された提出書類に沿って、そのことだけを議論して答えが出てくるという筋合いのものじゃないだろうと、僕は思うんですよ。本当にさまざまな今、身元調査なんていうのは、国会とか政治の世界でも出てますけど、そこまでやらなきゃいけないような状況にある。そのことをしっかり踏まえた上でですね、このことに関しては今後議論していかなきゃいけない、そのように思っております。

答弁は結構です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○17番（林 勇作君） 関連みたいになりますが、議員という立場で、単純な質疑をしてみたいと思います。

先ほど出ましたように、6,500万円の納付金ということは同額であったというような、ここにも書いてありますが、ボルベリアダグリについては、今まで旧志布志町、市、償還金の不足分をずっと補てんをしてきたわけですが、その選定委員会の中で、選定規準にはなかったろうとは思いますが、その選定委員長にお尋ねをしてみますが、今までそういう流れがある中で、選定委員会の中で、どっちみち市から3,500万円の補てんをしなくてははいけないわけですが、同じ金額であれば、地元に出すべきというような意見はなかったものかどうなのか。まず、それ1点をお尋ねをしてみたいと思います。それはなぜかと申しますと、同額であればですね、地元企業の皆さんはそれなりの市に対する貢献度と申しますか、固定資産なり償却資産なり、そこそこ建物をお持ちの地元の業者の方が何千万円の市に対する貢献度があると思うわけですが、そこも選定基準には入ってないだろうから、こういう結果になったと思うんですが、そういうような同じ金額であればですね、観光開発公社でもよかったのではないのかとか、いろいろ考えるものですから、併せてそこらあたりもお願いを申し上げます。

それから、先ほど22ページの職員の再雇用の問題も出ましたが、実際休暇村サービスからですね、何名ぐらい、その計画の中で派遣されて、地元雇用されるのかですね、そこら辺りもわかっておればお願いを申し上げます。

それから、議会が決定をすれば協定書を結ばれるわけですが、議会中にその協定書の内容の写しでも配付していただけないものなのか、どうなのかをまずお尋ねをしてみたいと思います。

よろしく願いいたします。

○副市長（瀬戸口 司君） お答えいたします。

まず、選定委員会につきましては、私はこの前の議会でもお答えしましたがけれども、単なる議事進行のみを行っておるのみでございます。そして、選定委員会につきましては、もう従来から申し上げておりますけれども、昨年の議会で認めていただきました公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める選定基準によって選定したところでございます。その資料にございますように、事業計画による施設の運営が住民の平等利用を確保するものであること、それから、事業計画書の内容は施設の効用を最大限に発揮されるものであること、事業計画書の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること、それから、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であること。もちろん6,500万円についてはこの中に入っておるわけでございますけれども、6,500万円のみではなくて、今申し上げましたような観点から、各委員が採点をされた結果、休暇村サービスが一番高い点数を得たということでございまして、私どもは、どこにしようかという議論はいたしていないところでございます。

○企画部長（持富秀明君） 休暇村からの今の提案で、何人来るかということですが、一応提案されている中では5人、休暇村から来るという計画でございます。

それから、協定書案の配付でございますが、これについては、ちょっと相手方とのですね、協定になりますので、内容等の面も含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

○17番（林 勇作君） この選定基準の平等利用、これはこれを見て分かっているわけですが、私が聞いていることは、今まで旧志布志町、志布志市、公金を投入しておったわけですよ。そういうものは全然参考にしないで、ただ指定をするということだけで休暇村に決まると、どこどこにするというんじゃないで、応募の中から決められたわけですから、議論はなかったのかということを知っているわけですよ。

○副市長（瀬戸口 司君） 重ねて申し上げますけれども、採点によって決めておりますので、議論というものはないところでございます。

○17番（林 勇作君） 重ねてお尋ねしますが、休暇村サービスと、団体B、この点差はものすごい開きがあるわけですよ。そこら辺りでその議論の中で、住民の平等利用を確保するものであることということでございますが、商売をすることに平等で商売になれば一番いいことですけど、ここら辺りがわかっておれば、それならどのような議論があったのかお尋ねをしてみたい。

それから、市長にお尋ねをしますが、先ほども出ましたように、財団法人休暇村協会の役員名簿をここにも持っているわけですが、これを見られて市長の感想をひとつお尋ねをしてみたい。

○副市長（瀬戸口 司君） 重ねて申し上げますけれども、この選定委員会につきましては、それぞれの委員の議論によって、じゃあどうしようかということで選定しているわけではございませんで、公平性なり厳格性を保つために、客観的な採点基準に基づいた点数化をしております、それを採点して点数の一番いいところというふうにしておるところでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

役員名簿を見まして、さまざまな業種、それから階層から参加された形で役員が構成されていて、しかも日本でも一流の方が参加されているんだなあというふうに感じているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 6月の議会で提案されたものが否決になって、12月議会ということですが、財団法人志布志市観光開発公社の皆さん方、大変これ不安だと思います。先ほど林議員の方からも出ましたように、旧志布志町時代から営々として、志布志市に引き継いできて現在になってきているわけです。そこで、6月の議会で否決になって、提案された議案が、当局の中でこれ何が何でも指定管理者制度にするというのは分かりますけれども、非公募で3年間は財団法人にやると、そして指定管理者制度として指定管理者の指定をする。そして、この6,500万円という提案されたそういうものに対して、財団として努力をどれだけやっていくのか、そういったのを見た上で、3年後に、23年4月ですかね、この時点で公募をかけていく、そういった非公募によって、現在のあなたが理事長である、そういう財団を指定するという考えはなかったのか。これは6月議会の議論の中で、そういうものを感じ取らなかったのかなあというのが1点であります。まずそれが一つ。

それと、今議論になっていましたこの選定委員会というのは、向こうから出されたものをこちらが点数つけるわけでしょう。そうした中でですね、議論はあまりしていないということです。当然出てきた中では、この休暇村サービスが、例えばあすばる大崎は運営協力、コスモピア内之浦は指定管理、いろんな所あるわけですね、レインボー桜島も含めて。そういったものをきちんと見られた上で、その選定

委員会の中での、その選定基準含めてですよ、議論になったのかというのが2点目です。

そして3点目には、6月議会の中でいろいろ議論、賛成、反対ありましたけれども、その議論の中で、地元のそういう努力されている方々に対して、当局として、きちんと還元していくというふうに僕は理解をしたんですね。でも、これが今回まったく、言葉悪いけど、東京にある法人、そしてこちらに管理を受けたらですよ、来るということなわけですが、そういった地元をどれだけ考えられて今回の提案というふうになったのかですね、あなたが理事長されている財団の職員、本当にこれ、私が考えてもですね、かわいそうでならんですがね。そういうことをよく考えられなかったのか。この3点、ひとつお願いします。

○市長（本田修一君） 6月議会で提案しましたが、否決というような形になりまして、その時に6,500万円で受けていただきまして、そして9月からというような形で市の財政に資するというようなことが出された上で、そのことに私どもは提案いたしまして、そしてそのことが結果的に否決になったということでございます。そのようなことで今、観光開発公社につきましても、懸命に経営の改善に取り組みながら、そして6,500万円納付すべく努力しているところでございますが、そのような形でプレゼンテーションもされたということでございますが、なかなか厳しいものがあるんじゃないかなあというふうには、私自身は考えておったところでございます。そのような意味合いから公募をしまして、そのようなことについて6,500万円で応じますよというような方がおられたということがあったということ、そして指定管理者制度で、公募でこのダグリについては取り組んでいくという方向性にあったということ、それを踏まえまして、今回期間も相当設けることができましたので、改めて公募をしまして、そして選定委員会の中で選定していただきまして、そしてこうして提案するというようなことになったところでございます。そういうことで、もちろん地元の現在の公社が指定を受けられれば一番よかったということになるわけですが、選定委員会でさまざまな選定基準がございまして、そういう中で判断されたということになるかと思いますので、そのことについては選定委員会の決定を受け止めて、提案しているということでございます。

○副市長（瀬戸口 司君） 若干説明不足なところがあったかもしれませんが、まず今回の指定管理者の選定につきましては、申請書の受付を10月31日としておったところでございますけれども、さっそく11月2日には選定委員に応募書類を配付したところでございます。そして、11月7日に第1回目の選定委員会を開催いたしまして、そこで書類審査といいますが、関係各課からの各事業者の事業計画等についての説明と、そのようなものを受けまして、その中で、ある委員の方から、今、小園議員から御質疑がございましたような資料についても追加の要求がございまして、それを受けまして、そして今度は、11月7日に第2回目の選定委員会を開いたわけですが、その時にその資料の提出もあったわけですが、当初出しておりました事業計画書、収支計画書、それに加えて、新たに追加で提出していただきました関係書類、そのようなものを踏まえまして、事業計画や収支計画の実現可能性についても、専門的な立場からのそれぞれの御質問というのもございました。それらを踏まえましてですね、各委員が採点基準に基づきまして、採点された結果、こういう結果になったということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○23番（東 宏二君） 6月でいろいろ議論をした中でですね、今、副市長の方から、7日に書類審査、9日しかないですね、その間。だから、調べる余地、今25番議員も言われたように、9日ぐらいで、この書類だけで簡単にこの大事なことが審査できるだろうかと思うんですが、その辺のことが1点と。

この指定管理者の選定委員の中で、学識経験者が3名、副市長が入って市役所から2名、市長が適当と認める方が2名。この方々は、まあ市長が認めるという方々は、志布志市の方だと思いますので、大体志布志の概要はわかっておられると思うが、この学経の方3名、ここ志布志の状況、把握されているんだろうか、不思議でたまらんとですよ。志布志はやはり我々も6月議会で否決をして、やはりこれは我々志布志市の福利厚生のためには、我々も利用していかないかんとということで、一生懸命、今利用しています。これで休暇村がここに来たときにですね、我々市民がですよ、協力体制ができるはずがないと思う。だから、その辺の地元の、先ほどから出ている地元業者を育てていく、それと先ほど言われたように、理事長をされている本田市長があいまいな考え方。それに対して、休暇村から5名職員が来る。何名今、男性職員がおって、女性の職員がおられるのか。その5名来られたときに、私はオーバーしてしまうんじゃないかと、辞めざるを得ない方が出て来るのではないかと思われるんですが、その辺の考え方どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回改めて選定委員会を開催するに当たりまして、選定委員を増員したところでした。その結果、2名増員ということでありまして、皆さん方の御了承をいただいたところです。1名の方は、経理に関する専門知識のある学識経験者が必要という観点から、社団法人中小企業診断協会鹿児島県支部に委員の推薦をお願いしまして、同協会から推薦のあった田上康朗氏が委嘱されたところでありまして、もう1名は、市長が必要と認める者からということで、市全体の地域的なバランスを考慮しまして、有明地域出身の委員がいないということでありまして、有明地区出身で市公民館連絡協議会の有明支部長であります松木健二さんに委員をお願いしたところでありまして、残りの委員につきましては、任期が20年3月31日となっておりますので、変更はないという形でございます。

○副市長（瀬戸口 司君） 説明をもう1回し直しますけれども、10月31日に申請書受付を終了しまして、11月2日に選定委員の各家庭に配付、市外の方については送付でございます。そして、11月7日に書類審査ということでございます。そして、11月16日にプレゼンなり、面接ヒアリングいたしまして、そこで採点したということでございまして、実質2週間とってあります。十分な期間が確保できているものというふうに考えております。

[何ごとか言う者あり]

○副市長（瀬戸口 司君） 私の方からお答えさせていただきます。今さっき企画部長は5人と申しましたけれども、向こうの話、事業計画等によりますと、支配人なり、副支配人については、その社の方針なり、核となる人間でございますので、現時点では、本社の方から出てまいりたいということでございます。それ以外の職員につきましては、事業計画書に書いてありますとおり、先ほどまた御説明申し上げましたけれども、業務開始時においては、現在従事されている職員を再雇用することを原

則とするということを明示されておりまして、希望される職員の方々については、面接なり、社の方針なり説明した上でですね、雇用していくという方向になろうかと考えております。

○23番（東 宏二君） 今、何人かの指摘があって、6,500万円で3社ということで、なぜこの点数をつける必要があるのか。6,500万円で受ける自信があるから応募されるわけですがね。地元で我々一緒になって、市民の福利厚生のために一生懸命温泉に入ったり、使うわけだから、なぜ東京からこういうのを連れてこないかんのか。

それと、6月議会でもあんだけの質疑があって、否決された経緯で内情調査もされてない。あすばるは行かれたか知れないけど、桜島とか内之浦行かれましたか、情報聞かれましたか。でしょう。だから、先ほど言うように、この選定委員の方々が生務の上でされて、見ただけで、ここがよかというような審査方法ですがね。だから私は、地元志布志の内容を、ダグリの内容を分かっておられる方々がなぜ採点に加わらないのか。悪いけど、桑畑さんも県の職員から来て、志布志のことはいろいろは知らない。これですよ、選定委員の話合いも議論もなかった。ただ書類審査だけでの点数で、最高点が出てますね、1,218点。だからこれは、出された休暇村のこのいい書類だけを見て審査され、小野議員が言われたああいうことも出されてないわけです。だからですね、慎重に審議して、地元のやり方、地元の方々の考え方というのは、6月議会の中で皆さんにも、市長にも声が届いていると思う。市長は、蓬の郷は、我が所は蓬の郷管理組合にさせて、ダグリ、あれはもう志布志の方だからどこそこの人を連れてきてという話でという声があるんですよ、実際に。これは私が言っているんじゃないです。だから、慎重にしながら、地元の方々の意見を聞いて、議論をした上でそういう選定委員会なり、いろんな中でもんでいただいて我々この33名、また市民が納得できるような説明ができればいいんですけど、書類審査だけで、これがよかったから、そういうことだけなんですけども、それどう思われますか。また否決ですよ。

○議長（谷口松生君） 東議員、質疑をしてくださいね。

○市長（本田修一君） おっしゃるとおり市民の財産でありまして、本当に私どもがそのことを経営できて、そして健全に経営ができて、それが市民の福祉の向上につながっていくということが理想的だというふうに思うところでございます。しかしながら、設立当初からかなりそういう意味で運営していく中で、償還までは出ないよというような形でこのダグリにつきましては、経営がされてきた。そして、昨年度におきまして、今年度におきまして、一般会計からも支出して、経営を維持していつているというような状況でございます。そのような中で、指定管理者制度というものが導入されて、私どもはその流れの中で、このものについてもどういった形で指定をすればいいかということを検討しまして、この施設につきましては公募という方針を出したところでございました。そして、公募の方針については、どういった形がいいかということで、現在、県内に事業所がある業者というようなことを前提として公募をしまして、今応募があって、ただいま提案している休暇村が指定を受けようとしているということでございます。このことにつきましては、私どもはさまざまな選考基準というのを設けまして、それが公平に、公正に、そして確実に市民の財産として生かされるように選定基準なるものを設けて、選定をしたつもりでございます。それらの意味合いから提案しているところでございますので、先ほど少し冗談気味にあったところですが、私がその蓬はどうのこうの、ダグリはどうのこうのと、そういった

ことは決してございませんので、そのつもりで御理解してください。

○23番（東 宏二君） 冷静に話をいたします。市長はですよ、立て直しのために前総務部長を支配人として送られている。それに対して、今度も応募された。6,500万円払う自信があるから応募をされたということでしょうね。ですよ。であれば、市民の方々は、市長も回られてですよ、大体声も入ってきているんだろうと思うんですけど、あの経緯をですね、市長も知らないわけです。夏井地区の自治会からあれは寄附されて、昭和35年頃だったですかね。私などに話される。もう貸すよかな、売っておいどんがお金をもらうという声が出るんですよ。売ってもおまいどんに銭をくるいもんやと、志布志市の財産だからと、まあ話はするんですけど。そういう経緯があつてですね。やはり地元の市長がされている理事長の観光開発公社が受けてですよ、3,500万円、どこが受けても3,500万円、手出しをしなきゃいけないんでしょ、市が一般財源から出すわけでしょ、足らんわけだから、償還が。であれば、志布志市のためにですよ、その辺の考え方がなかったわけですかね。何でその前の総務部長を支配人をして送られた経緯、そして今度応募をされた経緯、ちょっともう1回教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

9月に指定管理者制度で、ダグリについてはスタートするという前提が今年度の初めになりまして、明らかになってきたわけでございます。そういうような意味合いから、その期間に短期的にはありませんが、支配人を務めていただく方というものを見つけたときに、現支配人がふさわしいんじゃないかというふうに考えまして、本人に打診いたしましたところ、快く期間的に短いけどということでお受けしていただいたところでございます。結果的には期間が延びてしまうというようなことになるわけでございますが、今回はまた3月いっぱいということになるろうかと思いますが、そのような形で私どもは、限元支配人にはお願いしているというふうに考えているところでございます。

[何ごとか言う者あり]

○市長（本田修一君） 私どもとしましても、できればその指定管理を受けられればよいというようなことを考えて応募したということになるわけでございます。しかしながら、未だ実績がととも6,500万円納付できるような状況じゃないということがございますので、そのことが選定されなかった理由ではなかろうかなあというふうには思ったところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 今回のこの提案されましたダグリ公園の指定管理者指定につきましては、いただきました資料を読みますと、非常に素晴らしい内容であります。しかも、指定管理者制度を有効に活用しながら、現状を打開し、さらに市民の利便性若しくは利用者のサービスの向上を図るということで、いいことだなあと、今回の提案は大分また勉強されたなあというふうに思っておったわけですが、やはり先ほど来の質疑を聞いておりますと、私の松山町でやっつくふるさと村が解散したときと同じようにですね、やはり旧志布志町民におけるダグリの存在、そして愛着というものは並々ならぬものがあるろうと思います。その上でお聞きしたいと。それでもやはり指定管理者制度を導入していくと、そのための業者選定をするに、あまりにも選定方法がちょっと不十分ではないかという気がいたしております。まず、選定委員の方々が、休暇村が現在県内で展開しておる、そういった施設を視察をされたのか、そ

してまた、担当課におかれては、先ほど同僚の小野議員からも出ました倉敷のそういった問題があるとするれば、やはり展開している事業先をいくつか見ながら、自信を持ってですね、答弁ができる形でなければいけないんだなあということを今思っているところであります。その点について、先ほど小園議員が、県内の施設の視察をしたかという質疑がありました。そのことについて1点、お伺いをいたします。

○副市長（瀬戸口 司君） 選定委員会としては視察は行っていないところでございます。ただ、先ほど小園議員の質疑にお答えしましたけれども、委員の中からですね、レインボー桜島、コスモピア内之浦ですかね、そういう状況についての資料を出してくれという追加の要求がございましたので、それについては2回目のプレゼンのときに持って来ていただいて、各委員がそれに基づいて質問もされたところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○24番（宮田慶一郎君） 先ほど来、市長の話を聞いていると、どうもおかしいなあと思うことが多々ありました。と申しますのは、今、財団法人観光開発公社の理事長は市長ですよ。市長の経営がダメだから、ダメだから外に出すわけでしょう。その自分がまた、再度またお願いしますと言っているわけですよ。ちょっとおかしいですよ。

そのことを質疑とします。

もう一つですね、協定書というのは、やっぱり議会で諮って、これこれこういった約束をしますよと、それを基にして私たちが判断するというのが適当だと私は思うんです。と申しますのはですね、これは賃貸借契約と同じですよ、協定書というのは。ですから、最悪の場合を考えてですね、協定書は作らなければならない。信用しているとか、そういった精神的な問題よりも、実質的にですね、最悪の場合、補償はどうするのか、最悪の場合、裁判になったときにはどうするのか、そういった最悪の場合を考えてきちっと保証人もとらなければならない。そして、一般的には賃貸者契約では保証金も取ります。そういったことをですね、私たちに示してもらわないと判断材料がないですよ。それはどうですか。2点だけ。

○市長（本田修一君） 私自身は観光開発公社の理事長でありまして、経営者であるということで、そういう立場から今回応募をしたということでございます。そして、結果的に選定委員会の中で選定されなかったということでありまして、別な方をこうしてお願いしているということになっているわけでございます。それは、私は市長として、この指定管理者制度に基づく公募をしまして、その流れの中でこうして皆さん方にお諮りをしているということでございます。

先ほども、それから協定書につきましては検討させていただきというふうにお答えしましたので、ちょっと検討させていただきまして、出せる内容については皆さん方と相談しながら協定書を作成していきたいというふうに考えます。

○24番（宮田慶一郎君） 市長は理事長ですよ。自分の経営がダメだったんですよ。できないわけですね。できれば、今のまま続ければいいんじゃないですか。駄目だから他に公募したわけでしょう。その公募の中にまたさらにあなたがまだやりますと、やりたいと出てきているわけでしょう。おかしいと思いませんか。

○市長（本田修一君） 確かに経営的に、例えば今6,500万円という数字がございますが、この数字というものをクリアできる、そういう経営体制になってたかどうかという意味で言えば、経営的には私が経営者としては失格だったというふうには思っているところでございます。しかしながら、この6,500万円という数字につきましては、過去6年間の平均の数字ということでございますが、18年、19年につきましては、そこまで至ってないということがございました。その中でも、別な方は6,500万円もきっちり納付できますよというようなことで、公募に参加されておりましたので、結果的には、私どももその6,500万円は納付できるというようなつもりで参加したところでございますが、そのことについて選定されなかったということになるかと思えます。

○24番（宮田慶一郎君） それでしたらもう決まっていますがね、市長自身が考えることです。わざわざこういった不明瞭なですね、先ほど市長は言われますけれども、この肩書を見て、すばらしい人材だと、それはどうですかね。今のテレビ、新聞等で、肩書のすばらしい人たちがいい仕事してますか。それはどうかなあと思うんですが。市長がやれるというのであれば、どうもおかしいじゃありませんか。一方では投げ出したい。一方ではやりたい。1人の人間がなぜ両方の考えを持つんですか。6,500万円でやれる自信があると思われたから応募されたんでしょう。であれば、もうそれでいいじゃないですか。自分の物じゃありませんか。志布志市民の物じゃありませんか。あなたに権限があるんじゃないですか。どうですか。

○市長（本田修一君） 確かに経営者ということにはなっておりますが、正直言いまして、経営については、支配人以下、そこにおられる方にゆだねている状況でございます。そのような意味合いから、支配人の方で、支配人以下、従業員の方々が、このことについてはきっちり私どもの方で責任果たしますよというような形、意志を表明されて、そして、そのことをもって理事会、評議員会で認識したと、そして、そのことでもって応募したということになっているわけでございます。そのような意味合いから言うと、その私どもの公社の方の計画書なるもの、あるいは今まで積み上げてきた実績というものが比較されなかったんじゃないかなあというふうに思うところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○22番（宮城義治君） いろいろ出ております。執行部とですね、やっぱり議会は、いろいろ話し合ったということがあるわけですが、保育所の問題から住民の皆さんが非常に今どういう状態にあられるかということは、市長も恐らく知っていらっしゃると思うんです。まして、このダグリの問題は、旧志布志町の人たち、住民は、それ以上の関心を持っていらっしゃると思うんです。いとも簡単にですね、いとも簡単にじゃなくして、6月の議会にも否決になった。そして、また今度出てきた。これをまだそう急ぐ必要は私はないと思うんです。そうでしょ。財政が、財政がとおっしゃるのはわかるんです。それはもう先ほどのこういう案も出てきました。これはもうすばらしいことですよ。今度新しいものを作り上げていくんだと。これにはそれぞれ、まあ職員あるいはまたそれぞれの人たちの努力も必要となってくるわけですが、私はやっぱりこういう大きな問題は、いったん手を離してしまうと再度、しまったと、入れようとしても、何年かの一応の契約であるけれども、やはりそこに働く従業員、その家族、これはあるわけですから、財政が苦しいのであれば、その財源を何とかして今度はこうしようじ

やないかと、その分だけでも3,500万円手出しをするのであれば、そのくらいはこうしようじゃないかと。できるはずですよ。今市長も御存じのとおり、各市町村いろんなところで模索していますね、我がまちを守っていこうと。そこで、県にしてもどれだけの努力していますか。県知事をはじめ、職員それぞれカットして県の立て直し、あるいは鹿児島市にしてもそう。いろんな市もそういうことしていますよ。こういう時代に入って、時に入ってですね、やっぱり保育所の問題もまだ解決していない。いいですか。そしてまた、今度はこれが出てきた。そして、やはり地域住民の不安というものはですね、大なるものがあると思うんですよ。だから、先ほどから選考委員のいろいろあると思うんですけども、それはそれとしてですね、やはりもう1回、市長が管理者であるわけですから、やはり蓬の郷にしてもそうです。やはり管理者が市長であるから皆さんも頑張っているんですよ。力が出るんですよ、はっきり言って。やはり今志布志のこのダグリに勤めていらっしゃる職員の皆さんだって、やっぱり市長がいらっしゃるからということで、頑張ろうという、そういう気迫を持ってらっしゃると思う。ここが結局別な所から入ってきた場合に、じゃあどういふに彼らは落胆するか。恐らくやる気はなくすと思うんですよ。さあさあ、あんたたちは駄目だと、じゃあもう1回公募しますよと、外からまたとる。やっぱしそういうようなことをですね、もう少し深く考えた行政というのをやっていかないと、目先ばかりしか考えていたのでは、私はつくづく思うのが保育所の問題、まだ尾を引いております。苦しんでいる人もおります。そういうこともまだあるのに、こういうことをまた出してきて、今いろんな皆さんの、同僚議員の質疑が出ております。そういうことも考えて、市長もう1回ですね、先ほどから言うように、よし俺が管理者だと、よし従業員にこうこうして、そして私はどれだけ働くことができるか、そういうこともやって、そこでも投げらるであれば別ですよ。別に考える方法もあると思います。そういうことをですね、私は先ほどから聞いてですね、市長は何か簡単にこういう大きな問題をね、投げ出そうという意味じゃないんだけど、私は管理者としてできないからこうこうするんだと。それは間違っているんじゃないですか。これはやっぱりもう1回見直して、そして送って、先の問題として私は取り組むべきじゃないかと、財源は出てくるんじゃないですか。いろんなものをカットしていけば。

○議長（谷口松生君） 宮城議員、質疑を求めていますので、質疑をお願いします。

○22番（宮城義治君） はい。そういうことを考えた上のね、ひとつ検討してみてください。答弁ください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどから言いますように、私自身も本当に市民の貴重な財産と、そして長い間、旧志布志町から親しまれてきた旧志布志町の町民の方々の思いというものは、本当に重く受け止めているところでございます。しかしながら、私どもは今こうしていろんな意味で行財政改革に取り組んでいっているというような流れの中であります。そういう流れの中で、民間に任せられるものは民間に任せていって、行政の質を高めようという流れでさまざまな改革に取り組んでいっているということでございます。それらの中で、先ほども言いましたように、じゃあこの施設はどういった形がいいか、これはどれがいいかというようなことを、それぞれの一つについて検討をいたしまして、公募ないしは非公募ないしは直営というような選択をして進んできたところでございます。このダグリにおきましては、先日提案いた

しましたように、公募という形でこの施設は広く経営に資していただく方に、そしてさらに市民の福利向上に役立っていただける方を選定して行って、今後も運営していこうというような方向性でもって、公募いたしまして提案をしてきたところでございます。そういう意味で、私自身も本当にできれば市の財産ですので、市から財源をどんどんどんどんつぎ込んでいながら、そして維持して行って、そして地域の観光振興あるいは産業振興そして雇用というものを果たしていければいいということになるわけでございますが、先ほどから言いますように、私どもはさまざまな形で行財政改革に取り組まなければならない時代になってきているということを、どうぞ御理解していただければというふうに思うところであります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここでお諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

明日から9日まで休会とします。12月10日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。議案上程と一般質問を行います。

御苦労様でした。

午後5時46分 延会

平成19年第4回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成19年12月10日（月曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第106号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第107号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第108号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第109号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第110号 松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第111号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第112号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第113号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第11 議案第114号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第115号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第13 議案第116号 字の区域変更について
- 日程第14 議案第117号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第118号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第119号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第120号 平成19年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 一般質問
- | |
|---------|
| 迫 田 正 弘 |
| 西江園 明 |
| 小 野 広 嗣 |
| 毛 野 了 |
| 鶴 迫 京 子 |
| 東 宏 二 |
| 小 園 義 行 |
| 立 山 静 幸 |
| 鬼 塚 弘 文 |
| 下 平 晴 行 |
| 福 重 彰 史 |

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

27 番 鬼 塚 弘 文

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 井 手 南海男
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 嶋 戸 貞 治
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 宮 苑 和 郎	松 山 支 所 長 白 坂 照 雄
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 上 村 和 憲
総 務 課 長 中 崎 秀 博	企 画 政 策 課 長 萩 本 昌 一 郎
財 務 課 長 溝 口 猛	港 湾 商 工 課 長 外 山 文 弘
市 民 課 長 竹 之 内 宏 史	福 祉 課 長 津 曲 兼 隆
農 政 課 長 仮 屋 正 文	畜 産 課 長 中 崎 章 文
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、宮田慶一郎君と上村環君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（谷口松生君） 日程第2、報告を申し上げます。

12月7日まで受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第10号は文教厚生常任委員会に付託いたしました。

日程第3 議案第106号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第106号、志布志市市民センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第106号、志布志市市民センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市市民センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は志布志市市民センターで、指定管理者となる団体を社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成20年4月1日から平成25年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第107号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第107号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第107号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は志布志市老人福祉センターで、指定管理者となる団体を社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成20年4月1日から平成25年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第107号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第108号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第108号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第108号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市老人憩の家の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は志布志市老人憩の家で、指定管理者となる団体を社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成20年4月1日から平成25年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第108号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第109号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第109号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第109号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市健康ふれあいプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は志布志市健康ふれあいプラザで、指定管理者となる団体を社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成20年4月1日から平成25年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第109号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第110号 松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第110号、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第110号、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設で、指定管理者となる団体を財団法人志布志市農業公社とし、指定の期間を平成20年4月1日から平成25年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 今回、農業公社がその指定を受けていくということのようでございますが、今年度の農業公社の新規就農者受入数が何名であるのか、ひとつ旧各町ごとにお示しをいただきたいというふうに思います。

それと、併せて今年度の持ち出し予算をひとつ教えてください。

○議長（谷口松生君） 25番、小園義行君、着席です。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） ちょっと細かな数字について、資料を持ってきておりませんので、後ほど報告させていただきます。

○31番（野村公一君） 数が分からんと、次の質疑に入れんですが、まあいいでしょう。

基本的なことをちょっと市長にお伺いをしておきますが、この農業公社の今後でございます。恐らく多額の金を持ちだして、農業公社の経営にあたっておるわけでありましたが、近年、就農者の受入れが数が減ってきておるというのも実状だろうと思います。金を持ちだして、都会の農業にいそむという方を受け入れて、後継者に、育成をしていくという旧来の考え方、一方では地元の青年たちが、かなり都会に流出をしておると。合併して、ここ1年、700名の人口が減っております。その中には、企業が倒産をして失業に追い込まれた者、あるいは農業をしとって、経営が苦しくなって都会に出ていく者、様々であろうというふうに思いますが、むしろ地元の後継者をこの農業公社の中で育成をしていくと、そして流出の歯止めをしていくということも私は大事だろうというふうに考えております。したがって、農業公社の経営の形態というのを、もうここら辺で変えていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その点について、基本的な市長の考え方を質しておきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農業公社は研修事業というものもありまして、この地域の農業振興を果たすために、中核農家を育成すべく研修農家を育成しているというようなことでございます。それぞれの旧町時代にそれぞれの育成の方法をとっておりまして、このことにつきましては、当然、地元の後継者の育成というものについて考えながら、そのことについて取り組んできたという経緯があるようでございます。もちろん研修事業を受け入れるということであるとすれば、地域にこだわらず、そういったものを受け入れて、するわけでございますが、特にIターンないしはUターンというような形で帰って来られた方につきましては、専門的に農業を研修していただくというようなことで、この研修事業がされてきたということでございます。そのことによりまして、旧志布志町におきましては、市外からの方がたくさん来られて、継続的に研修をされ、ピーマンの団地が継続されてきたというようなことで、それなりの効果があったろうというふうに思っております。現在、その研修生が減りつつあるということにつきましては、私どもも様々な機会をとらえて、この研修事業が継続され、志布志市の農業振興が果たされるべく、様々な形でPRをしながら、募集をしているところでございますが、昨今、そういった形で減ってきているというような状況でございます。そのことをとらえて、私どもは当地区の農業振興、後継者育成というものは、どういったふうにすべきかということ、様々な形で別途、事業にも取り組んできているということでございます。例えば農業農村家業再生支援事業につきましてもこの形で、後継者が今現にほかの企業に勤めている、あるいは別な形で仕事をしておられる方についても、農業後継者になってもらうべく、今その事業の取組を始めたということでございます。そちらの方も徐々に効果が出てきているんじゃないかなと、成果が出てきつつあるんじゃないかなというふうに思っております。

研修生が減ってきているということ、そして別な形でもそういった事業に取組を始めたということでございますので、多額な予算を投入していきながら、この私どもの農業振興のための後継者づくりというのについても、少し新しい観点が必要かなというような協議は今しているところでございます。

○産業振興部長（永田史生君） 先ほどの件にお答え申し上げます。

19年度の農業公社の研修生が、志布志地区だけでございますが、2年目が3戸、1年目が2戸で、計

5戸でございます。

それから、19年度の予算額の市の負担額が5,568万4,000円という数字でございます。

○31番（野村公一君） それぞれに考え方はあるでしょうが、もう農業公社が発足をしまして、かなり経過をしておると。そういう中で、5,000万円という財源を投資して、しかも組織と人と、そして行政の指導力をもって後継者を育てておるわけです。しかし、現在、そういう人たちが都会から後継者として農業をしようということによって来市をされても、研修期間を終わると自立をしていかなきゃならないという、そうすると大方が、財産も無い、あるいは人脈も無いという方が来られて、独立をされる。そして、うまくいかなかったということになると、すぐ出て行かれるという実例もあります。これだけの金を投資して、やはり育てるには、その基礎となる指導される人脈、あるいは地元にならざるの財産を持っている青年、こういう人たちを育てていくということの方がスムーズにいくんじゃないかなというのが私の考え方でありまして、そこらの考慮をしながら、このことを農業公社の中で協議をしていただきたいと。そして、農業公社の本来の姿をもっと地元の人を育てるという方向に転換をすべきではないかというのが私の考え方でありまして、そのことについて、市長の考え方をもう一度伺いをしておきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員おっしゃられたように、地元の後継者ないしは市民の方で、そのような形で手を挙げられて、そして就農されて、本市の農業振興のためにこれから寄与していただくという方向は、当然あるべき姿だというふうに思っております。しかしながら、農業を取り巻く環境が本当に厳しいというような状況の中で、ある一定の所得を確保するというところで、様々な取組、ないしは私どもの行政の方でも支援というものを取組んでいるところでございますが、後継者につきまして、就農していただく方というのは、ある限られた経営体の中でしかないというようなことでございまして、そのことで今後の農業振興について、重大な影響があるんじゃないかなということを考えまして、先ほどもお話ししましたように、農業農村家業再生支援事業というような形で取組を始めたということでございます。しかしながら、このことにつきましても、なかなか理解していただけないと、あるいは踏み切っていただけないと、あるいは現に仕事をされている職業の方が収入が上がるというようなこともありまして、このことについて、私どもは一生懸命取組をしているところでございますので、徐々に理解がされて、そしてこの地域の農業が継続的に振興されるような後継者が育成されていくんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

公社の事業につきましても、原則、受入れは可能でございますので、そのような形で受入れるということではございますが、この研修を受けられた方につきましても、この地域にきっちり居着いていくために様々な援助をして、そして相談等にも乗りまして、本市の農業振興の中核者になっていただくよう手当をしているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第110号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第111号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第111号、有明開田の里公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第111号、有明開田の里公園の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明開田の里公園の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は有明開田の里公園で、指定管理者となる団体を志布志市開田の村管理組合とし、指定の期間を平成20年4月1日から平成25年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第111号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第112号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第112号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第112号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明農業歴史資料館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は有明農業歴史資料館で、指定管理者となる団体を志布志市開田の村管理組合とし、指定の期間を平成20年4月1日から平成25年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） まず、同じ開田の里公園内の農業歴史資料館ということで、関連があるわけですが、このそれぞれの施設については、全く違う補助事業等で造られてきたものなのか。と申しますのは、両方の説明資料を見ますと、やはり有明の農業の歴史、こういったものを中心にした施設のようで

あります。所管がそれぞれ違うということで、別々の管理指定ということのようではありますが、この開田の里公園建設の経緯、それから農業歴史資料館の建設、それぞれ別な事業として行ったものであり、そして内容が違うから、別々に管理指定を行っているのかということが1点。

それから、農業歴史資料館の年間の利用状況について、昨年度で結構です。教えていただきたいと思っています。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

まず、1点目のこの公園と、それから農業歴史資料館の事業につきましては、それぞれ旧有明町時代に別々の補助事業で建設したものでございます。

それから、利用状況につきましては、昨年の9月から指定管理者制度を導入をしていただきまして管理しているところでございますが、お陰様で対前年度1,500人の利用状況の増がでございます。体験館、農業歴史資料館を合わせまして8,705人の18年度の利用状況でございます。以上でございます。

○26番（上村 環君） この第111号のときに聞けばよかったわけですが、この第112号の非公募による選定理由の中に、管理組合のそれぞれの運営委員会のメンバーが書いてあります。これは開田の里公園も同じメンバーなのか確認をいたしたいと思います。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

この管理組合の委員につきましては、同じメンバーでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第112号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第10、議案第113号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第113号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第10 議案第113号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第113号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第113号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について説明を

申し上げます。

本案は、市町村合併により、屋久島町及び南九州市が設置されたことに伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、関係市町村と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第113号は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第113号は可決することに決定しました。



日程第11 議案第114号 市道路線の認定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第114号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第114号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、県道飯野松山都城線の有明地域及び松山地域の区域について、県から引継ぎを受け、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設部長（宮苑和郎君） 議案第114号の市道路線の認定について補足説明を申し上げます。

地域高規格道路、都城志布志道路のうち、末吉・松山間4.2kmは平成17年2月18日、開通をいたしました。本年度末、松山から有明伊崎田の字尾間4.13kmでございますが、完成の予定でございます。合計8.33kmが供用開始の予定であります。したがって、この高規格道路は県で開通後、維持管理をしていく予定でございます。この高規格道路と並行及び交差しております県道飯野松山都城線の一部で県から引継ぎを受ける約8,250mであります。

認定する路線、整理番号といたしまして、34番ですが、路線名、飯野・松山線、起点、志布志市有明町伊崎田字字尾5602番4地先、県道の志布志福山線字尾の信号機の所が起点と、終点、志布志市松山町

新橋字大原4306番1地先、曾於市境の所まででございます。

資料といたしまして、追加で位置図を添付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

いつの時点で、市道に引き継ぎをなされるのかということと、現在、松山の場合におきましては、松山支所の担当者を通じて、県の方をお願いしてある箇所等が多々あるわけでございますが、それらはまだ施工されていないということでございます。その辺りの問題を含めて、現在の状況で引き取ろうとしておられるのかお願いしたいと思います。

○建設部長（宮苑和郎君） いつの時点で引き継ぎかということでございますが、この後、告示等を経てするわけですが、後先になるわけですが、補修等が19年度、一部舗装面を補修いたしております。それから、20年度におきましても、引き続いて県の方で補修をするという予算の獲得を今お願いをいたしております。時期的には、県の方と協議して、補修が20年度で済んだ時点で引継ぎをしようかということで、今、協議をいたして、調整しているところでございます。

○18番（木藤茂弘君） この路線は、飯野松山都城線でございます。はっきりと申し上げまして、鹿児島県が管理する道路と、宮崎県が管理する道路とは、夜走ってみますと、大変な違いがございます。現在の路面の状況におきましても、大変な違いがございます。ひとつ20年度予算でということでございますが、夜に走ってみてください。管理者として良好な道路管理であるとはいえないと、私は思っております。そういうことをびしゃりとひとつ調査の上、完成したその20年度実施の状況を見て引き継ぐということで県との協議をお願いしたいと思っております。

○市長（本田修一君） この路線につきましては、ただいま説明がありましたように、高規格道路がこの区間で完成するというに伴いまして、市道に移管というような形で今後、市の道路として管理していくということになります。当然、今後は交通量がかなり減ってくるのではなかろうかということが見込まれますので、そのことも踏まえてであるわけでございますが、今お話があったような県道としての様々な修理改善の要望というものにつきましては、20年度移管に向けて改めて県には申し上げまして、そして要望がかなりの形で実現できるような形を働きかけていきたいというふうに思うところでございます。

○31番（野村公一君） 高規格道が早くできることを地元としては大変期待をしておるわけですが、こういう高規格道が本市の中を開通していく。そのことで交通量の緩和ができていくということは、大変結構なことだというふうにも思います。しかし、こういう高規格道が市内を通っていくことで、マイナスの波及効果というのものもあるだろうというふうに思いますが、行政が現在、この高規格道が通ることで、本市にマイナスの波及効果があると懸念がされることは何なのか、そこら辺が検討されているのかどうかお伺いしてみたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） 17番、林勇作議員、着席です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域高規格道路の早期全面開通につきましては、私どもは地域の方々の悲願というか、本当に長い間待ち望んでいる事業ではなかろうかというふうに思っております。そのようなことで、その開通したときに、どういった経済効果があるのか、そして地域に及ぼすプラス面というのは何なのかというのは、一生懸命検討しながら、そしてそのことでもって早期の開通をお願いしているというふうなことであります。今お話がありましたように、じゃあこのことが開通されて、在来の路線につきまして、例えば交通量が減ったことによって、どういった影響があるかということについては、今までそういった形では検討はされてないということであるようでございます。その影響かというふうに思われますが、当市の施設でありますやっちくふるさと村については、皆様方に御相談いたしましたように、いったん営業を休止するというような形もあったということでございますので、在来の路線については、交通量は緩和されて、地域に密着した生活道路として、機能は十分果たされるということにはなろうかと思っておりますが、そういった意味でマイナスの効果も出てくるところもあろうかというふうには考えるところであります。

○31番（野村公一君） プラス面だけではないと思うんですね。したがって、プラス面は放っておけばいいわけですが、行政は。しかし、このことで地域にマイナスの影響を及ぼすということになると、それはやっぱり行政がフォローをしていくという姿が私は当然であろうと。この道路が開通をしていくことで、旧松山町の一部には、交通量が減っていくと、そのことで大変マイナスを被っていくという方もおられるだろうと。特に商いを生活の糧にしておられるところについては、大変なマイナスが出ると。本市が抱えておりました道の駅、これは今、指定管理をされておられますが、ここらについてはかなり客の入りが少なくなるんじゃないかという懸念もいたしております。そういう中で、委託費を組んで指定管理をされておると。そこら辺の指定管理先との協議、あるいはマイナスに対する対応、そういうものの協議がされているのかどうか、再度お伺いしておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このやっちくふるさと村の指定管理者制度の導入につきましては、十分その際に、地域高規格道路の事業の進捗についてはお話をしてきたところでございます。そのことをもって、ダチョウ牧場の方はお受けになって、そして私どもも、さらに交通量が減ったとなると、どういった手立て、支援が必要かということは、十分考慮いたしまして、取組をお願いしているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第114号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第12、議案第115号から日程第13、議案第116号の以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第115号から議案第116号の以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第12 議案第115号 新たに生じた土地の確認について

日程第13 議案第116号 字の区域変更について

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第115号から日程第13、議案第116号までの2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第115号、新たに生じた土地の確認について説明を申し上げます。

本案は、国が行っている志布志港新若浜地区多目的国際ターミナル整備事業における公有水面埋立てのうち、第1工区が竣功したことに伴い、本市の区域内に新たに生じた土地を確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

次に、議案第116号、字の区域変更について説明申し上げます。

本案は、国が行っている志布志港新若浜地区多目的国際ターミナル整備事業における公有水面埋立てに伴い、本市内の字の区域を変更する必要があるため提案するものであります。

議案第115号から議案第116号まで説明申し上げましたが、詳細につきましては担当の部長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設部長（宮苑和郎君） 議案第115号、新たに生じた土地の確認について補足して説明を申し上げます。

国及び鹿児島県で行っている志布志港新若浜地区の公有水面埋立地、計画面積84.6haのうち、前回、県で行っている部分45.6haの土地が確認及び字の区域変更を6月の議会で議決していただきましたが、今回、国が行った土地約1.4haが完成し、平成21年春頃、利用開始の予定であります。したがって、新たに生じた土地の確認で、市町村長は議会の議決及び告示を経た後、登記手続きなどを行い、必要な施設などを整備するものであります。その土地の所在地は、大字志布志町安楽字外間瀬202の1、字汐掛292の1に隣接する国有地の地先公有水面埋立地、土地の面積1万4,057.65㎡であります。

また、議案第116号、字の区域変更についても関連がございますので、補足説明申し上げます。

先ほど説明いたしました約1.4haの新たな土地が生じますので、字の変更をお願いするものでございます。

変更後ということで、大字名、志布志町安楽、字名は汐掛であります。その左に包括される区域、大字志布志町安楽字外間瀬202の1、字汐掛292の1に隣接する国有地の地先公有水面埋立地でございます。

説明資料等を添付いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（谷口松生君） これから2件について質疑を行います。質疑はありますか。

○25番（小園義行君） この今、僕らも説明資料をいただいておりますが、赤く色刷りされているんです

ね。今回、今提案されているのは、この赤い部分だけということですかね。ちょっとそこを説明してください。

○建設部長（宮苑和郎君） 図面に添付いたしております赤い所でございます。一応、コンテナクレーンが設置される場所の1万4,057.65㎡のところでございます。赤い所でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第115号は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第115号は可決することに決定しました。

○議長（谷口松生君） これから議案第116号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

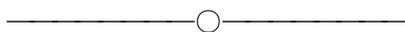
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第116号は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第116号は可決することに決定しました。



日程第14 議案第117号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第117号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第117号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、事務事業の調整等に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第117号につきまして、補足して説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算から8,922万1,000円を減額し、予算の総額を186億2,338万9,000円といたしております。

それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の地方債補正でございますが、合併特例事業の市単独土地改良事業を100万円増額し、潤ヶ野小学校屋内運動場改修工事を630万円減額をいたしたため、限度額を530万円減額して、総額を6億8,680万円に変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

まず、10ページをお開きください。

市民税でございますが、これにつきましては、市民所得が見込みより伸びなかったため、6,400万円減額となっております。

次に、11ページでございます。

固定資産税は、償却資産等の伸びに伴い、5,510万円増額となっております。

次に、13ページです。

使用料は、9月1日から、蓬の郷の使用料を利用料金制に移行したことに伴い、行政財産使用料を2,294万円減額いたしております。

14ページの国庫支出金の国庫負担金、社会福祉費負担金は、自立支援給付費支給事業の利用者実績見込みに伴い、介護給付費を500万円減額、国民健康保険税の軽減世帯に保険者支援分として、保険基盤安定制度国庫負担金を270万7,000円増額いたしております。

児童福祉費負担金は、民営保育所の入所児童の増加に伴い、保育所運営費を1,304万1,000円増額、生活保護費負担金は、医療扶助費等の減に伴い、7,770万4,000円を減額いたしております。

次に、15ページです。

国庫支出金の国庫補助金は、利用者の減少見込みにより、地域生活支援事業を333万円減額いたしております。

16ページの県支出金の県負担金、社会福祉費負担金は、介護給付費を250万円減額、児童福祉費負担金は保育所運営費を652万1,000円増額、国民健康保険医療費助成負担金は、医療費助成を544万8,000円増額いたしております。

次に、17ページでございます。

県支出金の県補助金、社会福祉費補助金は、地域生活支援事業を166万円減額、障害者自立支援法対策臨時特例交付金特別対策事業を635万7,000円減額、農業費補助金は農地保有合理化促進事業の事業内容の追加に伴いまして、122万8,000円増額しております。

18ページの県支出金の県委託金、林業費委託金は、松くい虫伐倒駆除事業の事業費の増に伴い227万4,000円増額、社会教育費委託金は遺跡発掘調査区域面積の縮小等に伴いまして、412万2,000円減額いたしております。

次に、20ページでございます。

繰入金の基金繰入金は、今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を357万9,000円増額、それから公的資金の補償金免除繰上償還に伴う財源といたしまして、減債基金繰入金を501万4,000円増額いたしております。

次に、21ページでございます。

諸収入の雑入は、放課後児童クラブ利用者負担金を119万1,000円増額、県町村会が宝くじの配分金を財源として実施しておりました公益推進事業の終了に伴う特別会計の残金配分金を575万7,000円計上いたしております。

22ページの市債は、補正合計が530万円減額となり、総額を22億9,800万円といたしております。

次に、歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

まず、人件費でございますが、それぞれの費目に計上いたしておりますが、人事院勧告に基づいた制度改正に伴う給料、扶養手当、期末勤勉手当の増額、それから6月以降の人事異動等に伴う費目間の調整及び育児休業等に伴う給与の減額調整を行い、職員分全体で721万8,000円の増額となっております。

30ページをお開きください。

民生費の1目、社会福祉総務費は、過年度分の補助金精算による国・県への返納金として、償還金利子及び割引料を1,096万7,000円計上し、国民健康保険特別会計繰出金を282万8,000円増額いたしております。

2目の障害福祉総務費は、地域生活支援事業に係るシステム開発委託料を100万円減額いたしております。

3目の自立支援費は、地域生活支援事業委託料及び自立支援給付費支給事業をそれぞれ1,000万円減額いたしております。

4目の老人福祉費は、敬老祝金支給事業の実績により、報償費を118万円減額いたしております。

次に、32ページです。

児童福祉費の4目、保育所費は、入所児童の増加等に伴い、臨時職員賃金を490万3,000円増額、保育所屋上防水工事に要する経費を990万円計上いたしております。

それから、33ページになりますが、児童福祉扶助費を3,166万2,000円増額、これは過年度分の補助金精算による国への返納金として、償還金利子及び割引料を214万9,000円計上いたしております。

34ページの生活保護費の2目、生活保護扶助費は、医療扶助等の支給額が当初見込みを下回っているため、扶助費を1億360万6,000円減額いたしております。

次に、36ページです。

農林水産業費の3目、農業振興費は、農地保有合理化促進事業補助金を122万8,000円増額いたしております。

8目の農地整備費は、佐野地区と安楽・和田地区の農道整備に要する経費を142万円増額いたしております。

次に、38ページでございます。

林業費の2目、林業振興費は、松くい虫伐倒駆除事業に要する委託料を227万4,000円増額いたしております。

次に、40ページです。

商工費の1目、商工総務費は、国民宿舎特別会計繰出金を856万5,000円増額いたしております。

3目の観光費は、蓬の郷指定管理料を2,300万5,000円減額いたしております。

次に、46ページです。

教育費の2目、事務局費は、外国語指導助手に係る旅費等の実績により100万円減額、負担金を118万円減額いたしております。

次に、47ページです。

小学校費の1目、学校管理費は、臨時職員賃金568万円減額、原田小学校複式学級教室の改善に要する経費を100万円増額、小学校施設の工事完成に伴い、工事請負費を699万7,000円減額いたしております。

48ページの中学校費の1目、学校管理費は、臨時職員賃金を100万円減額いたしております。

次に、50ページです。

社会教育費の6目、文化財保護費は、遺跡発掘調査区域面積の縮小等により、賃金、委託料ほか、合計で701万4,000円減額いたしております。

次に、52ページです。

保健体育費の2目、体育施設費は、志布志運動公園整備工事の実績により、工事請負費を180万3,000円減額いたしております。

次に、53ページです。

災害復旧費の1目、現年農林水産業施設災害復旧費は、事業費の実績等により、単独災害復旧事業分を、賃金ほか、総額で334万7,000円減額いたしております。

54ページの公債費の1目、元金は、公的資金の繰上償還金を501万4,000円増額いたしております。

以上で補足説明を終わります。

なお、詳細につきましては、別添補正予算説明資料をお目通しいただきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○1番（下平晴行君） 1点だけ伺ってみたいと思っております。

17ページの県補助金の社会福祉費補助金でございますが、障害者自立支援法対策臨時特例交付金特別対策事業の減額が635万7,000円あるわけでございますが、本来、特別対策事業は計画に基づいて事業が執行されておりますと、減額にはならないと思っておりますが、その内容について伺ってみたいと思っております。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。



午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

○福祉部長（蔵園修文君） 大変失礼をいたしました。

この民生費の県補助金でございますが、地域生活支援事業実施に伴うシステム開発に要する補助金で

ございます。30ページの歳出の方をご覧いただきたいと思います。この2目の電子計算システム開発委託料、この分の歳入でございますが、当初、県の補助事業ということで、全額補助対象ということで予算計上していたところでございますが、その補助対象経費が3分の1程度に減額されたということで、今回、減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） そうしますと、総体額で約1,800万円の事業ということになるわけですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） お答えいたします。

この事業に課する経費としては、740万円ほどを見ておりました。これについては、人件費等も含めてございましたので、この人件費を除けば、550万円程度の事業費として見ておりました、システム開発費として。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（立山静幸君） 47ページの1目の学校管理費の中で、先ほど11節で原田小学校の複式に伴う修繕料ということがありましたが、何年生と何年生で何人になるのか。そして、その改修の内容についてお伺いをいたします。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

原田小学校の関係でございますが、19年度は、2年、3年合わせて16名でスタートいたしているところでございますが、本年度、2名転出をいたしまして、来年度は14名になるという状況でございます。そういったことから複式になるということございまして、今回その複式になる普通教室を後ろの方に黒板を設置をし、後ろにありますカバンの棚をすべて取り払いまして、横の方に今度、カバンの設置棚を作るという工事で、これまで尾野見小学校をしておりましたが、それを参考にして予算計上をさせていただいたところでございます。2年生が5名、3年生が9名という状況でございます。

なお、今回、補正予算をお願いしてございますけれども、今後、地域と一緒にあって、児童の確保もするというお話をお聞いてございますが、春休みまではそういった努力をし、どうしても駄目なときには、こういった複式学級の設置を春休みに事業実施をしたいという計画でございます。以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 1点だけお伺いしたいと思いますが、予算書の40ページ、観光費の報償費でございますが、15万円、記念品・賞品と書いてありますが、どのような性格のものか。

○企画部長（持富秀明君） 報償費の15万円でございますが、これにつきましては、2月に東京の東武百貨店で物産展を開催いたします。そのための500人程度に記念品として賞品を配付する計画でございます、その分を今回補正をさせていただいているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 議長、お願いですけど、先ほど1番議員の下平議員の質疑は、18ページの障害者自立支援法対策臨時特例交付金特別対策事業という、これに対して質疑があったわけですね。答弁は、地域生活支援事業のシステム開発がうんぬんということで答弁があったんですけど、635万7,000円です

ね。これは減額になっているということで、当初そういう計画があって、それに対しての、このいわゆる補助金が削られたということなのかということについての質疑だったんですけど、この地域生活支援事業の方のシステムの関係でちょっと答弁があったものですから、再度、ここの中身をちょっと教えてください、減額になった。

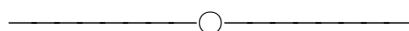
○福祉部長（葦園修文君） 事業名は、歳入の方の事業名はここに、備考欄に記載してある事業名でござまして、この中でシステム改修を行っていくということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第117号は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第118号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第118号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第118号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 議案第118号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7,450万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,103万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます、

7ページをお開きください。

国民健康保険税の一般被保険者の医療給付費分現年課税分の2,900万円の減や介護納付金分現年課税分の100万円の減につきましては、所得の減や被保険者の減等によるもので、滞納繰越分につきましては、徴収実績により医療給付費分を1,100万円、介護納付金分を260万円、それぞれ増額するものでございます。

退職被保険者等の医療給付費分現年課税分の1,200万円の増や介護納付金分現年課税分の30万円の減につきましては、被保険者の増減等によるもので、滞納繰越分につきましては、徴収実績により医療給

付費分を55万円、介護納付金分を9万円、それぞれ増額するものでございます。

8ページをお願いします。

国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金につきましては、6,167万3,000円を追加し、11億7,302万円とするものでございます。

9ページをお願いします。

財政調整交付金につきましては、1,782万5,000円を追加し、5億7,145万5,000円とするものでございます。

10ページをお願いします。

療養給付費交付金につきましては、8,799万9,000円を追加し、6億1,186万4,000円とするものでございます。

11ページをお願いします。

県支出金、県補助金、財政調整交付金につきましては、1,312万2,000円を追加し、2億1,464万8,000円とするものでございます。

次に、12ページをお願いします。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、282万8,000円を追加し、3億7,794万円とするものでございます。

13ページをお願いします。

繰入金、基金繰入金につきましては、国民健康保険基金繰入金を9,512万2,000円を追加し、1億3,314万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

14ページをお願いします。

総務費の一般管理費のうち、国民健康保険証等のため、役務費を198万2,000円、パソコンソフト導入委託料として、委託料160万円、合わせて358万2,000円を増額いたしまして、3,796万円とするものでございます。

15ページをお願いします。

保険給付費、療養諸費につきましては、今後の医療費の伸びを考慮いたしまして、それぞれ増額するものでございます。

一般被保険者療養給付費につきましては、1億3,600万円増額し、22億5,016万2,000円とし、退職被保険者等療養給付費は7,000万円増額し、5億9,547万7,000円とし、一般被保険者療養費は200万円増額し、2,496万7,000円とし、退職被保険者等療養費は168万2,000円増額し、843万円とするものでございます。

16ページをお願いします。

保険給付費、高額療養費の一般被保険者高額療養費につきましては、5,000万円増額し、2億7,332万7,000円とし、退職被保険者等高額療養費は250万円増額し、4,611万円とするものでございます。

17ページをお願いします。

老人保健医療費拠出金につきましては、607万4,000円を減額し、6億8,614万7,000円とし、老人保健事務費拠出金につきましては、24万円増額し、1,439万円とするものでございます。

18ページをお願いします。

介護納付金につきましては、53万4,000円を減額し、2億1,545万4,000円とするものでございます。

19ページをお願いします。

保健事業費の疾病予防費につきましては、570万円増額し、4,914万7,000円とするものでございます。

20ページをお願いします。

諸支出金、償還金につきましては、1,748万2,000円増額しまして、2,672万5,000円とするものでございます。

21ページの予備費につきましては、今回の補正に伴いまして、890万9,000円減額し、1,260万1,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（立平利男君） 2点ほど、お伺いいたしますが、今回、この補正予算をいただきまして、この給付費の伸びというのが大きなものがあるなあ、そういう感じがいたしております。前年度、18年度決算で43億円が、本年度49億円という、6億円近い伸びの補正予算になっております。先ほど、部長の方から説明がありましたけれども、歳出の2款の1項、療養諸費が8%を超える伸び率、そしてまた高額療養費においては、当初予算から20%近い伸びを示しております。そして、先ほど、給付実績の年間所要を算出して、補正ということですが、この給付費が二つとも大きな伸びを示した理由の説明がなかったわけですが、その説明と、歳入におきまして、国民健康保険基金繰入れが9,500万円あります。合計で1億3,314万9,000円ですか。私の持っている資料、年度末の基金の額とすると、数字が合わない状況がございまして、マイナスが出てまいります。その2点を御説明をいただきたいと思っております。

○市民部長（嶋戸貞治君） 今回の補正は、9月末までの医療費の伸び等を考慮しまして、このような措置を講じたわけでございます。主な理由としましては、対前年度比で医療費が5.6%伸びているものであります。特に高額療養費につきましては、対前年度比で推移しまして、19.05%伸びているところでありまして。これは月平均で対前年度比で、57件の伸びというものとなっているものであります。また、退職分の医療費につきましても、対前年度比で現在そのまま推移しますと、8.0%伸びているものであります。このため、今回、この基金を全額繰り入れて、予算対応を図るというものであります。

それと、高額療養費が伸びている主な原因ですが、がん、循環器系の入院によるものが突出しているようでございます。特に新生物、いわゆるがんが一番多く伸びているようでございます。

基金につきましては、担当の課長の方で説明をいたします。

○市民課長（竹之内宏史君） 基金の額につきましてでございますが、18年度末の決算で1億3,302万9,741円、18年度の決算書の方にはそういうふうに明記されていると思っております。現在の基金の額は1億3,314万9,806円、議員の御指摘になっていらっしゃる金額の差というのは、利子が4月、5月に入って

おりますので、この金額の差であろうというふうに解しております。

○11番（立平利男君） この補正予算書を見てみますと、基金がもうゼロになるということで、国保の運用上、こういう状況がいいのかなあ、そういう大きな懸念をもっております。先ほど、部長から説明がありましたように、給付費が大きく伸びてきた状況で、補正を行った。そういう中で、今後、寒くなりますとインフルエンザ等の新型なり、大流行等にどう対応できるのかなあ、そういう気がしますが、そこら辺りは考慮されたものか、基金の運用についてもこれでいいのかなという大きな疑問を感じておりますが、そこについての見解をいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまありましたように、基金が繰り入れて、本当に残高がなくなってきたということでございまして、今後のこの保険の維持について、非常に憂慮するところでございます。先ほど、担当の方で説明いたしましたように、今年度におきましては、昨年度を上回る形で給付が伸びてきたと、そして、このことが続けば、さらに給付が必要ということで、今回提案しまして、手立てをするということになろうかというふうに思います。新聞等でも発表されておりますように、インフルエンザの流行が例年からすると、1カ月早い形で全国的に進むんじゃないかなというような報道もされてございまして、私どもはこのことにつきましても、大いに懸念するところでございますが、本来、そういったような事態に備えて基金があるということでございますが、今回はやむなく、こうして補正で対応するというところでございます。伸びにつきまして、ただいまありましたように、5.6%伸びてきたと。そして全体的に推移していくと8.8%の伸びで、その伸びの予測の中で、今回の場合もおさまるのではないかなというふうに考えてお願いするところでございます。さらに、深刻な状況になったとするならば、例えばそれはもう全市的な、全県的な、本当に広域的な疾病となろうかというふうに思いますので、私どもの本市の国保事業だけでなく、保険医療それぞれの分野で市の総力を挙げて取り組んでいかなきゃならないというふうに思っているところでございます。このことにつきましては、今後また、そのような事態が発生しましたときには、国とか県とかの協議というのもしなきゃならない状況になろうかというふうに思いますので、そのような形で対応いたしまして、また皆様方には御相談を申し上げたいというふうに思います。

○11番（立平利男君） 市長も大変な状況の認識されておりますが、この補正予算書を見てみますと、基金ももうゼロ、そういう中で当然もう3月には新年度予算が出てまいります。そこら辺りも検討に入っておられると思いますが、補正予算という中での、来年度への被保険者の負担等について、少しでももう見解があるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、今後の本市における疾病の発生の状況によって違ってくるということであると思っております。そのようなことで、私どもとしましては、できるだけそのような状況にならない形で、市民の方々に健康に対する取組について御理解・御協力をお願いしていきまして、今年度につきましては、このような形で、国保につきましては、事業が展開できるというふうに考えております。次年度につきましては、その結果をもって検討していきたいというふうに思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○26番（上村 環君） 私も、ただいまの立平議員の指摘と全く同じような考え方をもちました

ので、再度お伺いします。2点ほど、お伺いいたします。

まず、第1点につきましては、基金が今回の補正によって全て計上、いわゆる基金としては、もう破綻をしているという状況であります。来年度の当初予算においては、基金ゼロの形でいくというのがこの予算書から見れるわけです。病気をしないように願うということはあってはならないことであって、やはりそのための基金であり、通常2、3カ月分は保有するというのが基金の原則でありますので、こういう予算編成をされたことがちょっと理解をできないというふうに思っております。一般会計から繰り入れる方法もあるわけですが、なぜ市民税の方も伸びていない状況の中で、来年度、確実に早い段階で基金が確保できるかというのも非常に疑問であります。なぜ今回、全額を計上されたのか、再度お伺いいたします、それが1点。

それと、一般管理費のパソコンソフト保守等委託料160万円について、補正で出てきております。この中身について、なぜ補正が現段階で出てきたのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどから、伸びの予測というものをしまして、そして全額を繰り入れるということをお願いしているところがございますが、この中でいきますと、一応現在10%の伸びまで対処できるという試算になっております。そのような中で今年度につきましては、この範囲内でできるのではなかろうかということございまして、新たに19年度につきましては、被保険者に対して新たに税負担をすべきでないという観点から、このような形で御相談をするところがございます。

○市民課長（竹之内宏史君） 歳出の中のパソコンソフト保守等委託料についてのお尋ねでございますが、これにつきましては、国保情報データベースシステムの開発ということで、これは国のシステムに対応するためのパソコンの開発でございます。この内容につきましては、160万円のうち150万円は県と国の補助ということでございます。

○26番（上村 環君） パソコンの件については理解をいたしました。

この基金について、再度お伺いをいたします。いわゆる財源不足であれば、しかも新たな税負担をお願いしにくかったということであれば、一般会計から繰り入れるべきではなかったかというふうに考えます。基金というもの、特にこのほかの基金と違いまして、病気がどういった形で多発するか、大流行するかということはまったく予測はつかないわけでありまして。そういった意味からの基金でありまして、当初の見込みが甘かったということが一つ、それから今回、基金を入れたことの判断、ここら辺りが今一度、ちょっと予算編成の考え方がおかしいのかなと思いますが、一般会計を繰り入れるといったことの議論があったかなかったか、その点をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

伸びの予測をした段階で、今年度につきましては、この範囲内で対応できるというようなことを判断したところがございます。そのような中で、また仮に深刻な疾病等が発生したときには、また皆さん方に相談しなきゃならない場面も生じるということは内部では検討はしております。そして、そのときにはまた広域的に、あるいはほかの団体とも、また協力をもらわなきゃならないということもあろうかと思っておりますので、そのことについても協議はしております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第118号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第119号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第119号、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第119号、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、指定管理料等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持冨秀明君） 議案第119号につきまして、補足して説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の予算に1億6,481万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億643万4,000円としようとするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、指定管理者制度に伴いまして、4月から8月分の経費だけを残し、9月から3月までの経費を減額しようとするものでございます。

歳入につきまして申し上げます。

まず、5ページをお開きいただきたいと思えます。

公営企業収入でございますが、事業収入といたしまして、国民宿舎事業収入を1億9,630万円減額、遊園地事業収入を1,940万円減額、その他の事業収入といたしまして3,900万円を増額し、補正額総額を1億7,670万円減額するものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思えます。

繰入金でございますが、一般会計からの繰入金を856万5,000円増額でございます。

繰越金につきましては、330万8,000円を増額でございます。

歳出でございますけれども、9ページでございます。

管理費でございますが、指定管理料委託料1億5,449万円減額、それから使用料及び賃借料をダグリ岬遊園地遊具施設賃借料でございますが、1,032万円減額をしようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これでは質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第119号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第120号 平成19年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第120号、平成19年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第120号、平成19年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出予算について、収益的収入、収益的支出及び資本的支出を補正するため、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき、補正予算を調製したもので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の局長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○水道局長（徳田俊美君） 議案第120号、志布志市水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正となる主なものとしまして、昨年度実施いたしました上水道の災害復旧に係る費用のうち、建物災害共済の適用となる部分について、請求手続きが整いましたので、今回、収入として計上するものです。

それでは、予算書に沿って説明いたします。

1 ページをお願いします。

第2条、収益的収入及び支出、収入、第1款、水道事業収益、既決予定額に先の保険収入予定額1,200万円に利息収入を加え、1,284万3,000円を増額し、3億3,892万3,000円とするものです。

第2款、簡易水道事業収益、既決予定額に開始手数料などを加え、2億4,605万6,000円とするものです。

支出、第2款、簡易水道事業費用、既決予定額に不足する総係費用を加え、2億8,502万6,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出、支出、第1款、上水道の資本的支出の既決予定額より870万円を減額し、3億4,486万7,000円とするものです、なお、同額を第2款、簡易水道資本的支出の既決予定額に加え、2億6,863万2,000円とするものです。

内容としましては、簡易水道事業の建設改良予定箇所の発注を終えましたので、今後、緊急発生する場合に備えるものであります。

また、補てん財源につきましては、平成18年度決算の調製により、留保資金が確定いたしましたので、補てん財源の充当順位にしたがい、充当額の変更と合わせ補正を行うものです。なお、全体としての要

期待でき、また十分な実績があり、女性問題及び心身障害者問題等、人権の擁護に理解のある方の推薦依頼が来ております。このようなことから、活動実績のある坪田則義氏を、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は適任ということに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は適任とすることに決定しました。

ここで昼食のため、休憩いたします。



午後0時03分 休憩

午後1時10分 再開



日程第19 一般質問

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

立山静幸議員が早退をしております。

なお、議員の皆さん方に申し上げます。午前中に私語が多いという話でございますので、慎んでいただきたいと思っております。

日程第19、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、9番、迫田正弘君の一般質問を行います。

○9番（迫田正弘君） それでは、一般質問を行いたいと思っておりますけれども、この12月定例会は開会冒頭から、案件に対しまして数多くの質疑がなされ、市長も大変お疲れのことであつたらうかと思っております。かつて、松山町長に5期20年、「町は小さくても大町だ」と豪語されて、らつ腕町長として名声の高かつた大町盛美町長がいらっしゃいましたけれども、その人が「議会せかねければ、町長という仕事もよか仕事じゃどん」と、常々言っておられました。口角泡を飛ばして議会と議論するのも市長の仕事でございます。これから一般質問に入りますが、市民の目線に立った、より良い施策を見出していきたいものだと思います。さあ、元気を出してまいりたいと思っております。

まず、質問の第1点でございますけれども、県からの権限委譲を受けることについてということで質問いたしたいと思えます。

県から市町村への権限委譲プログラムに基づく農地転用の許可権限及び農地等の転用のための権利移動の許可権限についてプログラムが示されましたけれども、これにつきまして受託する考えはないかということでございます。県としましては、自立性の高い基礎自治体と地域中核都市の形成を目指してということで、プログラムを公表しております。農地等の権利移動等の許可、2ha以下の転用の許可についても権限を委譲するとしておるわけでございますね。これの背景には、転用許可の許可、不許可の決定通知がなされるまで、相当の日数がかかるということで、この点を改善するというのが狙いのごとでございますけれども、現在、県下では4市町が権限を委譲して受けておりますけれども、郡内では大崎町が受けておりました、聞いてみますと、これによって担当の職員が特段増やさなければならないとかいうことはなかったというようなことでございます。それから、許可の通知までが2カ月ぐらいかかっていたものが、半分の1カ月ぐらいで完了するというような、そういったメリットもあるというようなことございましたけれども、志布志市としましては、この許可業務の権限委譲について、受託する考えはないか、市長の見解をお伺いをいたしたいと思えます。

○市長（本田修一君） 迫田議員の一般質問にお答えいたします。

県から市町村への権限委譲に基づく農地転用の許可権限及び農地等の転用のための権利移動の許可権限について、受託する考えはないかということについてのお尋ねですが、お答えいたします。県から市町村への権限委譲プログラムに基づく農地転用の許可権限及び農地等の転用のための権利移動の許可制限につきましては、現在、志布志市農業委員会の転用申請状況が、18年度で4条で31件、5条で78件、19年度が11月まで4条が19件、5条が59件でございます。

権限委譲になりますと、農地の転用の手続きは、現在、申請者が農業委員会へ申請書を提出し、農業委員会は意見を付して知事へ申請書を申達しまして、知事が県の農業会議へ諮問し、答申を受けて決定するという流れでございます。知事のところを市が行うということになりますので、市が農業会議に諮問し、答申を受けて、市が許可、不許可の決定をするということになろうかと思えます。現在、県内で4市町が権限委譲を受けております。

権限委譲によるメリットとしまして、申請から許可までの期間が、従来より約1カ月早くなりますが、一方では毎月、県の諮問会議に出席しなければならないということもございます。また、県の公正な立場での二重チェックができない点や、さらに転用許可以前に農業振興整備計画の農用地の除外、用途区分変更の同意が必要であるということもございます。農業振興地域内に5,753haの農用地がある本市としましては、住宅等の除外の場合4～6カ月、農業用施設の用途区分で2～3カ月の期間を要しており、同時に転用申請されても保留となっているということもございます。

この農地の除外等の関係まで市町村に権限委譲されますと、転用と連動した形で許可ができ、メリットも大いにあると思えますが、県内でも4市町と少ないのは、農振除外の手続きに時間がかかることにあると思えます。現在、本市で事務処理していますような農用地の除外、用途区分変更を、最初に申請してもらい、県との同意状況、縦覧期間等を考慮して転用申請をお願いする方法をとりながら、権限委

譲を受けることとなりますと、農業委員会への委任となりますので、農業委員会とも十分協議しながら、権限委譲を受けるかどうか、今後検討してまいりたいというふうに考えていますので、時間をいただきたいというふうに思います。

○9番（迫田正弘君） ただいま回答いただきましたけれども、おっしゃる農地法のいわゆる農用地の除外、編入ですね、これのことも触れておられます。それにつきましては、確かに農政課の方と当時進行していますから、それはまだ6カ月以上かかると思うんですよね。私が今ここで聞きますのは、県の方も転用だけの権限しか委譲しないよということを言っているわけで、実はそのような今、市長がおっしゃるような、農用地区域の除外、編入が権限委譲されれば、確かにメリットはまだ大きいものがあると思うんです。ですから、今の段階では農振白地です。市街化区域内の農地を宅地にするとか、いわゆる農業用施設にするとか、そういった問題であるわけですので、その辺はまた違う意味があると思うんです。ですから、その農用地の白地です。白地がどの程度あるのかです。特に旧志布志町が多いと思うんです。そこいらについて、先ほどは総体的な面積をおっしゃいましたけれども、白地を分かっておれば教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市の農業振興地域内の農振白地は、有明町の通山の一部、そして志布志町の町原周辺が団地としてありますが、ここでの住宅建設は一般住宅と貸家が多く建設される傾向にあるということでございます。

18年度の4条の転用申請のうちの、農家住宅、畜舎等の農業施設、一般住宅、貸家が17件ありまして、そのうち農振白地の申請件数は8件、5条が58件中33件、19年度で4条が13件中3件、5条が34件中17件ということでございます。

○9番（迫田正弘君） 市長は書いたものを読まれていますので、私が答えを欲しいのは、この県が権限委譲する中において、対象になる面積を知りたいわけです。ですから、その農振白地の面積を教えてくださいということ。申請件数じゃありません。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

農業地域内の農用地区域と申しますと、当然、採草放牧地も入ってきますが、その農用地地域内での白地かというふうに理解をいたします。

まず、松山地区の白地が272ha、それから志布志地区が1,608ha、それから有明地区が850haという数字でございます。

○9番（迫田正弘君） ただいま部長の方からお答えをいただきましたけれども、足しますと約3,000ha近い白地があるわけですね。これがすべて申請が上がってくるとは思いませんけれども、そういったものに対応するのがこの制度です。ですから、市長が冒頭に申し上げられましたように、農振農用地の編入除外もセットになって権限委譲していただければ、実はまだその効率はいいんですけれども、そこまで県は下ろそうとはしていないのが事実でありますから、今後、そのことも含めて県にも要望していくというのは必要なことかと思うんです。やはり3,000haに足りませんが、そういった白地があ

るわけですので、今後やはり権限委譲を受託して、そういった許可業務を迅速に行うというのは、住民の目線といえば住民の目線でございますから、ぜひ必要かなと思います。ですので、農用地区域の除外編入も含めまして、このいわゆる受託することについて、農業委員会とも相談するというところでございますので、そのへんはひとつぜひ今後とも進めていただきたいと思います。そのことを申し上げて、この件については終わりたいと思います。

次に、第2点目は、畜産振興策についてということでお伺いをいたしたいと思います。畜産振興の中核をなす志布志市畜産振興協議会の設立はできないかということでございますけれども、曾於市の場合は合併と同時に畜産振興、曾於市畜産振興協議会というのが立ち上がっております。これは畜産課題の解決、それから事業の推進を、畜産に関する事業ですね、畜産というのは黒牛だけではございまして、豚も入っておりますし、ブロイラーも入っております。それから、乳牛も一部入っておりますけど、そういった協議会でございますけれども、志布志市においてもこの協議会設立についての話というか、その辺はあったというふうに聞いてますけれども、協議会が設立されるまでには至っていないというようなことではございますが、今後この協議会を設立する考えがあられるか、市長の考えを伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畜産振興協議会の設立はできないかという御質問でございますが、畜産振興協議会につきましては、合併協議会の中でも松山の振興会を基本に、合併時に設立できるよう協議がされた経緯がありますが、設立にいたりませんで、合併後も引き続き設立に向けた協議を行っているところでございます。

合併後の進捗状況につきましては、平成18年度におきまして、まず農家数の多い市内3地区の肉用牛部会と、市、農協が連携した協議会を設立する方向で協議を重ねてきておりまして、19年4月に志布志市肉用牛振興協議会の設立を行ったところであります。そして、平成20年度におきまして、畜産振興協議会を設立できるよう、関係機関と協議を進めておるところでございます。

○9番（迫田正弘君） 協議を進めているということでございますけれども、その可能性があるかどうかをお聞かせください。

○市長（本田修一君） ただいまお話いたしましたように、今年4月に肉用牛の振興協議会が発足できたところでございます。今後、振興会の運営費、それから各生産部会の活動助成、それから市の肉用牛振興協議会等の活動内容、そしてそれらの方に直接交付してました市及び農協からの運営費補助を、今後設立いたします予定の市の振興協議会の方に一括交付するというような形になろうかと思っておりますので、これらの点について農協とも協議を進めながら、設立に向けて準備したいということでございます。

○9番（迫田正弘君） 協議はされているというふうに先ほど聞きましたが、可能性があるかどうかということをお伺っております。

○市長（本田修一君） 協議を進めているということでございますので、設立するという方向で、今、検討しているということでございます。

○9番（迫田正弘君） 私が聞き及んでおりますところは、曾於市の場合は曾於市が2,800万なにがし、

それから J A おお鹿児島が2,800万なにがし、大体6,000万円ぐらい、その他足しまして6,000万円ぐらいの協議会の予算になっているわけですよ。今回のこの志布志市の協議会設立にあたっては、J A おお鹿児島がその分相応の予算を支出してもいいというような判断を下しているわけです。ところが、志布志市内にはもう一つ農協がありますよね。ここの農協がそれに応じられないというようなことで、この話が進んでいないということなんですよ。だから、私は可能性があるかということを知りたいわけですよ。そこが解決しなければ、この協議会は設立できないんですよ。私が町議の時代に、このことについて質問をしたことがございます。なぜ質問したかといいますと、合併前に旧松山町でこの組織体を組織しておくことにおいて、合併後もこれを継続できるのではないかということを考えてわけですよ。というのは、J A がそこに二つあるということは、非常に難しいというふうに言われていたわけです。この協議会自体が設立された背景は、これは末吉町が考えた協議会です。県内にはないんですよ。県内にある協議会じゃありません。旧末吉町が編み出した協議会なんです。それはなぜかといいますと、これをつくるときに、つくるときではありません。この時点で旧末吉町には南之郷農協と末吉農協があったんですよ。畜産農家に対する補助事業とかいろんな制度がまちまちだったわけですよ。受皿は一つであるわけですから、統一していわゆる畜産農家に対して公平な事業を展開していこうというのが背景にあって、この協議会を末吉町がまず立ち上げた。そして、その後、財部、そして合併直前に大隅が立ち上げて、合併と同時にこれが協議の中で進行していったという背景がございまして。私その当時、質問した中で、当時の町長がこのように答えていらっしゃるんですね。ちょっと朗読してみますね。この組織は、本町では畜産振興会のような組織でございまして。この畜産振興会というのは、松山に今もありますし、今、市長がさっき答えられたような肉用牛何とかという、そういう畜産振興会というのは松山の場合は牛だけではありません。いろんな畜産が入ってますから、市長がおっしゃいましたのは、その一つの部会ですよ。松山にしてみれば、部会なんですよ。そういった網羅した部会で畜産を考えていこうというのがうちの旧松山町の振興会でございます。そういうことがあって、郡内の状況ですが、末吉町のほか、財部町、大隅町、大崎町が、この畜産振興協議会をもっておりますと。輝北、有明、志布志町には、こういった協議会や畜産振興会といった組織はないようでございますと。本町の畜産振興会の場合には、例えば畜産品評会をとってみましても、町と農協が別々に予算化し、奨励金、報償金を出すなど、事業が一本化をしておられませんと。これは春の品評会が J A で、秋が市がやるというような、そういった意味もあると思いますけれども、それでこの協議会をつくりますと、町と農協、ほぼ同額を協議会に助成しまして、各種の事業や共進会対策といったものは、協議会の主催で行うという形になっておりますと。本町としましては、今後はこの方式に変えることが望ましいのではないかと考えておりました、現在、合併3カ町の担当者レベルで協議をしておりますが、合併にあたって、畜産振興協議会を発足させるという方向で協議しておりますと。こういうふうに、先ほども市長もちょっとこのことには触れられましたけれども、ありますよね。やっぱり問題は J A が二つあって、同じ気持ちで土俵に上がってくれば解決する問題なんですよけれども、そこがやはり今ややこしいところです。ですから、私は可能性はどうですかということを知りたいんですよけれども、その辺の感触をどうとらえておられるか、もう一回お知らせください。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えいたしましたように、20年度におきまして、畜産振興協議会を設立したいということをお話したところでございます。その前段としまして、一番大きい、それぞれの専門部会の肉用牛の部門が本年の4月に、志布志市の肉用牛振興協議会という形で設立されたということでございますので、流れとしましては、全体の畜産振興協議会、畜産振興会の方の設立についても、そのようなことで協議が調えられるというふうに私は考えております。

○9番（迫田正弘君） 考えておるということでございますね。畜産農家をとってみましても、松山と志布志を足した分が、畜産農家は有明と同じくらいの数ですよ。有明地区の畜産農家の数も相当数多いということなわけですよ。ですから、その受ける恩恵というものも半分あるということですよ。これは積極的に、例えば市長の口から、私が言うようなことが本当であるとすれば、農協がその出資について、もし出さないというようなことを言うとおられるとすれば、その辺をきちっとお話をして、この組織をつくるんだという決意がほしいわけですよ、私は。考えておるといのは、誰でもできることですから、その決意をほしいわけですけれども、そういうようなお考えはございませんか。再度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 肉用牛振興協議会の設立に際しましても、様々な形で調整をされて、市の組織を立ち上げていただいたということでございます。そのようなことから、今後、市の畜産振興協議会を設立する方向というものは、ただいま申しましたように、協議がされておりますので、私としましても協議会が設立できるように強く働きかけをしたいというふうに思います。

○9番（迫田正弘君） いろんなこの協議会そのもののメリットとかデメリットもあるかとは思いますが、今後やっぱりいろんな外国との問題、いろんなことが出てくると、やっぱり一つの肥育なら肥育だけの話じゃなくて、畜産全体のこの話合いをする場になっているわけですよ。組織体がある、曾於市の場合の組織体もいろんな人が入っているわけですよ。この組織体を見ますと、行政も農協も普及センターも、それから生産農家もいろんな方々が入っておられて、その同じ場で協議をできるような仕組みづくりになっています。やっぱりこれが必要なのかなということを私は言いたいわけですね。部門、部門でどうこうじゃなくて、全体が集まって、協議していくということがやっぱり必要かと思っておりますので、その辺につきまして、この組織体というものをやはり考えていただいて、最初はここまでお金を何千万も出さなくても、事業は実際は市はしているわけですよ。市はこの組織がないので、直営でやっていますから、現実的にはそんな色はないんです。だけど、先ほど言いますような、同じテーブルの中で畜産を話す、協議する、語るという場はでき得るということから、この組織をぜひつくる必要があるんじゃないかということを考えております。

今、その担当者と打ち合わせをされているようではございますけれども、その中で新しいことが分かりましたら教えてください。

○市長（本田修一君） 担当の方で、現在、進めている状況につきまして御説明を少しさせたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） 先ほどの迫田議員の件について、現在の進捗状況あるいは進め方というようなことについて御説明をさせていただきたいと思っております。

合併当初、まさしく先ほどから言われた、そういった協議の中で、私どもは協議に入ったところまでございましたけれども、いろいろと経費の問題、いろんな問題がございまして、1農協については他の分野の方でいろんな支出もしているんだというふうな考えがございましたので、なかなか一緒にできないという流れでございました。そういった流れの中で、私どもも、しかし市が一本化した以上、何らかの格好で一緒に事業等をすべきじゃないかということでございましたので、その中でも一番大きな部会というのが肉用牛部会でございますので、肉用牛部会をいち早く、とにかく行事、そういったものについての考え方、補助事業的な考え方というのは一本化しようということで立ち上げたところでございます、本年の4月から。そして、その中で再度、市長からも指示がありました、今年、松山町で畜産振興大会があったわけですが、市長の方からそういったことについても市全体で取り組めないかという指示がございましたので、それらに向けて、現在、まず松山町がやっておる、ああいった振興会みたいなものをまずつくって、それからいろんな考え方も展開ができるかと思っておりますので、第一段階にはまず市の全体の振興会をつくらうかということで、現在はそれらに向けて進めているところでございます。

○9番（迫田正弘君）　そこですよね。それを市長は言ってもらわないと困るんです。分からないんです。というのは、今、お金を出す中で、この運営がされている。それを3者ですよ。市とJAが二つですから、3者で出さなきゃならないのに、1者が出さないということになると、組織できないわけです。ですから、この協議会の組織を立ち上げられる可能性があるかということ、最初から聞いてるんですよ。それができないから、今、産業振興部長がおっしゃるように、まず振興会的な組織を、この事業をしない組織、事業をしない組織です。この曾於市の場合は、相当な事業をやっていますから。だけど、その事業をやるためにはお金が要る。しかし、やっぱり組織体は必要だというようなことから、今、部長がおっしゃるような、まずそういった事業をしないような協議体というものを組織するということがまず第一段階から入ってくるべきであろうというふうに、私も思ったから聞いているわけですよ。ですから、この組織体というのは、市長が入っており、JAそお鹿児島の担当常務、議会議長、それから普及センターとか、経済建設委員長とか、まあ産建委員長ですよ、それから農業委員会委員長、それから共済組合長とか、いろんな人が入ってまして、その中にプロイラー一部会とか、養豚振興会長とか、それから肥育同好会長とか、肥育振興会長とか、そういった生産者の団体、獣医師とか、授精師とか、そういった方が入っているわけですね。そういうこともよく検討されて、やはり今後、足腰の強い志布志市の畜産というものを構築していただきたいということで考えて御質問しております。ぜひ、市長、そういう心構えで取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでございませうか。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

松山ないしは曾於市の畜産振興協議会というものが近辺にあると、そしてあったということでございますので、そのような形で今後、市としても設立していこうということが前提になって、協議を進めているところでございます。そういうことでございますので、とりあえず第一段階としまして、肉用牛振興の協議会が発足したということで、今後、畜産全体の振興協議会を立ち上げる方向に一步步進んでいるというふうには思っているところでございます。今、お話がありましたように、畜産全体の振興を図る上で、関係諸機関、諸団体の協議をする場、そしてともに畜産振興に進んでいただく場とい

うものを設立するべきだというふうに今改めて思いますので、今後そのようなふうに取り組ませていただきたいと思います。

○9番（迫田正弘君） ぜひ、そのように御尽力をいただきたいと思います。

次に移ります。3番目の指定管理者制度についてでございますけれども、この中でもやっちくふるさと村のことでございますが、本年7月1日から、やっちくふるさと村の指定管理者となりましたダチヨウ牧場さんにおきましては、大変、地区民といたしましても感謝いたしますとともに、これからの発展に御期待を申し上げているわけでございます。指定管理者となってから、まだ4カ月、5カ月目に入っておりますけれども、このような中でこのような質問をするということは時期尚早かなと私自身思いましたけれども、市民からいろいろな声が寄せられましたので質問をいたしたいと思います。

第1点でございますが、ふるさと村の設置目的ですね、これは条例に出ておりますけれども、「地域の資源及び特産品の有効利用、ふるさと情報の発信並びに市内外の住民との交流及び連携による活力ある地域づくりに寄与する。」とあります。この目的に沿った運営がなされているかということについてまず伺って、第2点目には、ふるさと村利用料金の減免・免除規定がございます。これにつきまして、「指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。」となっている。指定管理者は、この指定管理をする前は、条例改正がこの間ありましたので、市長は市の行事あるいは公益上必要があると認めるときという減免・免除規定があったわけです。今度の場合は、指定管理になったために、指定管理者は公益上必要があると認めるときということになっていますから、これはあくまで指定管理者の判断に委ねられているということになりますよね。条例制定者である市長は、公益上特に必要があるときとはどういう場合であると認識をされているか、この二つについてお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

初めに、やっちくふるさと村の設置目的でございますが、農林水産省の補助事業としまして、平成7年度から9年度にかけて、農村資源活用農業構造改善事業を導入して建設した施設であると。目的は、地域の資源及び特産品の有効利用、ふるさと情報の発信並びに市内外の住民との交流及び連携による活力ある地域づくりに寄与することとして建設された施設であるということでございます。

建物としましては、産地形成促進施設としての本館と、ふれあい広場施設、滞在型農園施設等があるということでございます。当時のやっちくふるさと村建設にあたりまして、松山町産地形成促進施設構想報告書によりますと、松山地区を野菜と畜産のまちとして、野菜ではメロン、イチゴ、ピーマン、サツマイモ等を、畜産では肉用牛、豚、ブロイラーなどを、その他ではみそ、漬物、ジャム、ふくれ菓子、お茶等の加工品等を掲げ、また、道の駅松山周辺に整備された城山総合公園や松山城址などの豊かな自然環境を含めて、地域の資源としてとらえて、そしてさらに県道飯野松山都城線は交通アクセス面から、都城市を經由する運転手等への効果が高いということで、アクセス面からの立地が適していると。そして、それは交通を中心とした情報の発信になるというようなことでございまして、この施設が出来ているということでございます。しかしながら、補助事業導入当時の構想と現在と少し状況が違っているということも事実であろうかというふうに思います。

当時の特産品販売所の一般的な運営形態としまして、第三セクター方式が主流を占めていたこと、そして補助事業導入による施設であり、目的に沿うような運営をしなければならない等のことから、第三セクター方式が取り入れられたということでございます。それを受けて、株式会社やっちくふるさと村が設立され、やっちくふるさと村を管理していたわけでございますが、本年3月末をもって経営状況の悪化から閉館いたしまして、現在、指定管理者制度に基づきまして、株式会社村留ダチョウ牧場が経営しているということでございます。そのようなことから、やっちくふるさと館、そして宿泊施設、ふれあい広場などありますが、やっちくふるさと館は自社のダチョウ肉を使ったレストランを展開し、店内では地域地場野菜等も販売しながら、加えて自社開発製品の販売もするなどしております。そのほかに自主事業としまして、ダチョウ広場の開設を行って、ダチョウを観光客誘致のシンボルとして位置付けられ、他の地域から当地域へ呼び込むことなど、このように、これまでにない新しい発想のもとで努力されているということも事実であります。中身としましては、以前と比較しまして、大分違うところもございますが、設置目的に沿った形で運営されているというふうに考えているところでございます。

それから、次にお尋ねのやっちくふるさと村利用料金の減免、免除についてでございますが、利用料金の減免につきましては、公益上の範囲としましては、私法行為として、私の法としてですが、指定管理者の判断で減免できるというふうに第13条で定めているところでございますが、利用者に対しまして、差別的な取扱いがされないように、減免に当たっての基本的な考えを示したもので、具体的にこのことについて想定しているものではないということでございます。

○9番（迫田正弘君） 私が質問しました、いわゆる条例に設置してある目的に沿って運営がなされているかということは、そのとおりだとおっしゃいますので、そのとおりなのでしょう。しかし、ちょっとその前にお伺いをしたいと思うんですけれども、この4カ月間、ダチョウ牧場がオープンされて、お客さんの利用状況、ここについてどのような状態というふうに承知か分かっておられましたら教えてください。

○農政課長（仮屋正文君） 来客数でございますが、まず8月分でございますけれども、8月で来客数が5,700名ちょっとということでございます。それから、9月でございますけれども、約4,000名ということでございます。ただ、宿泊施設につきましては、実績が出てないという状況であります。

○9番（迫田正弘君） 利用者については、数的には上がってますよね。このことはトイレを利用したのか買物をしたのかというのは、ちょっとよく分かりませんが、要するに私が聞きたいのは、いわゆる経営として良い状態なのかということを知りたいわけですね。ですから、四つなら四つに分けるとすれば、非常にいい、いい、普通だ、やや悪い、悪いとか、そういう表現でできるとすれば、どれに位置するような状況に今あるかということは答えられませんか。

○産業振興部長（永田史生君） お答えを申し上げます。

毎月の売上額等を一応報告ということでもらっておりますので、数字から見ますと、かなりやはり努力をしなければいけないという状況だというふうに理解をしております。

○9番（迫田正弘君） 今の部長の回答では、努力をしなければいけない。なかなか上手な回答をされますけれども、いい、悪い、何とかというふうに言えば、あまりいい方じゃないのかなという判断をし

ます。そこで、先ほども上席議員の方から、高規格道路の問題も出されました。やはりこういった問題が、いわゆる宇尾・松山間の開通も出てくれば、まださらに利用客も減るのではないかという心配をいただいている。有り難いことなんですけれども、そこへ来て、やはり通行車両を相手にした中でのことを今考えられていますよね。そういう意味ではですよね。ところが、私がこの声が寄せられたというのは、旧ふるさと村で扱っていただいております松山産の農畜産物ですよね、それから加工品、お菓子など、こういったものが取引をしてもらっていないという声が寄せられているわけなんですよね。それから、こういった人たちが、以前買い物をしていた人が、生産者ないしは販売者のところ、あるいは製造者のところに、今でも買いに来るといいますよ。それは私から言わせれば、当然リピーター客なんですよね、その人たちは。もう何年も経っていますから、そういったリピーターをやっぱり使わない手はないということなんですよね。このいろいろ経営上の考え方もあるんでしょうけれども、やはりそういった地域の方々との気持ちの離反、いわゆる乖離ですよね、乖離が進んでいるというふうに私は思っているわけです。ですから、やっぱり車の交通量が少なくなってくれば、やっぱり頼りにするのは地元のその高規格道路を使わなくて来る人たちというのも、地元は多いわけですから、そういったことを考えますときに、やはりこれまでのように、そういった地元の産品も扱ってもらおうということで、リピーターもまた引きつなげ、そして地元の旧松山地区の皆さん方も、このふるさと村というのは、自分たちの税金でつくった財産だと思っているわけですよね。ですから、非常に愛着があるわけですよ。そういった愛着というものをつなげていくということも必要なんじゃないかということも思って、こういうふうに一般質問をしているわけです。それと、先ほどのいわゆる使用料の問題ですよね。まあけんもほろろですよね。それは条例はそうなっていますから、特に指定管理者が決めればいいこととはいえ、それで利用者に差別をしないために、この差別しないために利用料金の免除規定は設けてあるとかですよね。ちょっと訳が分かりませんが、そういったようなことをおっしゃいましたですけども、やはりそれは、私はそれはそれでいいとしましても、私たちが立ち上げております、まちづくりのやっちく松山藩ですよ。やっちく松山藩の人たちもこの施設を使って、今回はよろいの着替えをして、あそこから祭りに出発をしたいと思ってたけれども、そういったお金の問題もあって、体育館に切り替えたという流れもあるわけですね。それは条例でいえば、それは何も問題はないかも知れません。問題はないかも知れません。ただ、このことは非常に反発をかけているわけですよ。先ほど言いましたように、自分たちが今までずっと築き上げたものであるし、あそこで春の陣も打ってきたわけですよね。春の陣まつりも打ってきた、そして自分たちの財産として愛着のある施設として、今まで活用してきたものが、愛着が持たなくなってくるというようなことから、非常に心外な状況だというようなこともあるんですよ。そういった声が大きくなってきておりますから、こういう状況がずっと続けていったのでは、ますます住民との気持ちの乖離あるいは客離れというのが進むんじゃないかなという老婆心ながら、こういう質問をしております。市長はその辺についてどう思われますか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、今回のやっちく松山藩秋の陣が開催されるにあたり、そういった経緯があったというふうには聞いたところでございました。それで、改めてそのことについて、どうかならないものか担当の方と協議したところでございますが、今申しましたように、

利用料金の減免につきましては、指定管理者が定めるということでございまして、またその指定管理者につきましても、特別にひいきというような形でないような形の減免措置ということで、特に公益上だけ必要があると認めたときするというようなことで、そういったふうに定めをしたところでございます。そして、それでは私どもはどういった形であればいいのかというふうに考えたとき、行政といたしましては、秋の陣まつりにつきましては、それ相応の予算を計上いたしまして、そして実行委員会にそのことについては実施をお願いしているところでございますので、その中から予算を組んでいただいて、措置していただくと。仮にそれで不都合が生じるとなれば、別途またこちらからその分については対応しなきゃならないというようなことに判断したところでございます。そのようなことで、今後も仮にそのような形で利用したいというようなことがありましたら、私どもの方に申し出ていただきまして、その中で今度は対応していくことになろうかというふうに思っております。そのことにつきまして、もし市民の方々が非常にこのやっちくふるさと村の運営について疑義を生じられるということがあったらいけないので、私どもにつきましては、そのことについてはもっと丁寧に説明をしていって、そのことについて御理解を求めたいというふうに思うところでございます。

○9番（迫田正弘君） 今、秋の陣まつりのその着替えの旅籠屋ですよ。そこの話をしておりますけれども、実行委員会がお金を払うのであれば、減免にはならないんじゃないんですか。私が本当に聞きたいのは、その減免にできるものは、じゃあないということのような気がするんですけども、公共性を考えるときには、市役所か、あとどこがあります、もうないじゃないですか。そういうようなことの条例を逆に利用者に差別をしないようにたがをはめたということに解釈するんですよ。それはその効果はあるかも知れませんが、本当に公共性、本当に必要とするようなものについて減免ができないのであれば、この条例そのものが実は要らなかったんじゃないかという気がするわけですよ。今おっしゃるように、実行委員会からお金を払う。必要があれば言ってほしいということになると、減免というのは名ばかりで、ここにあるのは実際はそういうのはあり得ないんだということで解釈していいですか。

○市長（本田修一君） 先ほどからお話しますように、減免につきましては、指定管理者が公益上必要があるというふうに認めたときというふうに第13条で定めるわけですが、このことにつきましては、先ほどからお話しますように、指定管理者の方で恣意的に差異を設けてはいけないというようなことから、こういった形になっているということでございます。そして、公が使用する、あるいは公益上、どうしても必要というような形で団体が使用するということになるときは、行政の方でそのことについては手当をせざるを得ないということになろうかというふうに思います。例えば、突発的な災害等があって、その際にどうしてもその施設について使用が必要だというような場合におきましても、行政の方でそれなりの手当をして使用するということになろうかというふうに思います。

○9番（迫田正弘君） じゃあ災害が出て、市が使用するというのに、市が手当をするというのであれば、何も指定管理者が認める認めないよりか、まだその以前の問題だと思うんですけども、この条例についても、やはりもうちょっとどうか考えないといけないのかなという感をもったところでございます。もう長くは申しませんが、旧松山の町民にとりましては、やっていただいていることについ

ては非常に感謝しておりますし、これからもどんどんもうかっていただいて、栄えていただきたいというふうに思っているわけですね。ただ、やはり地元の人たちと、先ほどから言います、その条例の設置目的というの、やはり地元の人たちの憩いの場でもあるわけですし、そういったことを考えますと、やはり地域の人たちともうまくいくようなやり方というのを、やはり市としても指導していただきたいということでございます。中身について、ダチョウ牧場さんの方針について、とやかく言える立場ではございませんから、地域住民の方々の意見、心というものを、ぜひ取っていただくことで、やはり今後この利用が増えていく、増えていかないは、またあると思うんですよ。高規格道路の問題もありますし、やはりそういったところに活力を見出していくということもあるのではないかとということでございますので、ぜひ、その点お願いをいたしたいと思います。

次に移りたいと思います。次は4番目の地域活性化対策についてです。市長は19年度の施政方針で、安楽大迫工業団地の分譲につきましては、地元へ貢献できる優良な企業が立地できるよう、企業立地動向の把握や企業訪問など、誘致活動を展開してまいりますというふうに書いてございますし、また積極的なトップセールスの展開によりまして、若者定住につながる企業誘致や雇用の場の確保に取り組んでまいりますと述べておられます。それらの取組の状況ですね、今のところ、何も聞こえてきませんから、はっきり私の方はつかんでおりませんが、その状況と成果、企業を誘致したという話ではありませんから、どこのところまできてるよというようなものがございましたら、それをお知らせいただきたいと思います。

それから、もう一つ、以前、市長は企業立地の話がきているというようなことを話をされておりました。その後、どうなったかということをお聞きして、聞いていません。どこかで話されたというふうに聞いていますけれども、そのことも併せてお伺いをいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

企業誘致につきましては、各種研修会等にも参加しまして、情報収集にも一生懸命努めております。具体的な取組としましては、志布志港を生かした地域経済の振興ということから、ポートセールスの推進や志布志プロジェクトを設置しまして、新産業おこしと国際交流をテーマに調査・研究を行っております。そして、第1回志布志市企業立地懇話会を開催いたしまして、市内に立地いただいている企業の皆さんとの研修会・意見交換会も行ったところであります。今後もこのことにつきましては、定期的な開催してまいります。

立地促進の補助制度につきましては、昨年9月に志布志市企業立地促進補助金等交付要綱を整備しまして、製造業・ソフトウェア業等の誘致につきましては、用地取得、工場等の設置、雇用促進の補助や固定資産税の減免などを準備しているところであります。今回、企業立地のガイドのパンフレットも作成しましたので、今後あらゆる機会を通じて、分譲地の情報、支援の制度についてアピールしていきたいと思っております。

また、本市が持つ豊かな自然環境は県内有数の太陽、風力、水力等のクリーンエネルギーや豊富なバイオマスエネルギーを保有し、これらの資源を活用しまして、新エネルギー産業の研究・誘致も推進しているところであります。豊富な農林水産物を活用しました食品関連産業の進出も、港を持つ有利性を

アピールしながら、セールスに努めているところでございます。

私自身は、かごしま遊楽館や大阪事務所を通じまして、いわゆるトップセールスという形で、新エネルギー関連、飼料、食品、観光振興関係、IT関連等の企業訪問をしております、雇用促進、企業誘致につながる情報収集や当市での事業展開等をお願いしているところでございます。

成果といたしましては、新市となりまして、企業立地という具体的な形としては、残念ながらまだ現れておりませんが、地域総合整備資金等、ふるさと融資の活用によりまして、地元企業の工場増設等が行なわれ、市内の雇用促進が図られてきておるところでございます。

本年3月に志布志市の振興計画を策定いたしました折、市民アンケートを実施しましたが、市民の最も大きな関心というのが、雇用、就労の場の確保ということでございました。市民の皆さんの切実な意見、要望だというふうに認識しております。今後もこのことをとらえまして、企業誘致につきましては、最重要課題といたしまして、一生懸命取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、進出企業がありそうだということをお話しておったところでございますが、このことにつきましては、ただいまその企業とも協議を調べているところでございますが、会社側の方がまだ準備ができないと、資金力の対応ができないということで、話が現在、進展していないところでございます。

○9番（迫田正弘君） それでは、副市長にちょっとお伺いしたいんですけれども、副市長はここに来られる前に、工業振興課企業立地推進室長をされておられた、室長補佐ですかね。それで、私どもがここに迎え入れるときに、非常に私は期待をしました、これで志布志には企業がたくさん来てくれるぞと期待しました。もう2年になんなんとしますし、画龍点睛の時期ですよ。今後どうということにはもうならないと思います。今までのこの1年11カ月になりませんけれども、その時期におきまして、この前におられる市長補佐のこの力量をどのように発揮されたのか具体的に県の方に行って話をしたとか、そういったのがございますれば教えてください。

○副市長（瀬戸口 司君） お答えいたします。

この件につきましては、昨年度も毛野議員の方から御質問があったわけでございますけれども、私も本市への企業立地につきましては、いろんな機会をとらえまして努力をしてきたところでございますけれども、先ほど市長の答弁にもございましたけれども、実績がないということにつきましては、非常に残念であるというふうに考えておるところでございます。今後は、現在、企画部で現在取組を始めておりますけれども、まずもって志布志市の有利性とかアピールポイント、そういったものをまとめまして、それらの有利性を生かせる業種とはどういう企業があるのかといったようなことで、もう少しターゲットを絞り込んだ、いわゆる戦略的な企業立地施策というような展開も必要じゃないかというふうに考えておるところでございます。

それから、もう一つは、企業誘致ということも非常に大事なことでございますけれども、いわゆるこれまで既にこの志布志市に進出していただいております企業なり、地元の企業といったような方々が規模拡大を図ることによりまして、雇用の増といったようなものが生じれば、それは外から企業が来たことと全く同じ効果があるわけでございます。ですから、そういう意味におきましても、先般、これまで志布志市に進出されております企業の代表者の方々と第1回目の企業立地懇話会というものを、私が呼

びかけまして実施したところでございます。これは私が県におりまして、聞くところによりますと、市町村の方々は特に、企業が来るときには非常に熱心でございますけれども、その後のフォローが足りない。いろんな情報交換の場がないという意見を数多く聞いておりましたので、まずそれをしてみよう。その中で、今後、増設していただけないかといったような話も自然と出てくるんじゃないかというふうに考えております。この前の第1回目の企業立地懇話会の中で、時期等については未定でございますが、ある企業さんにおかれましては、将来的には増設したいといったようなお話もあったところでございます。そういうような場合に、例えば農地の転用が必要といったような場合には、速やかにその市全体でバックアップするとか、そういう体制づくりといったようなものも非常に大事ではないかというふうに考えているところでございます。今後は、先ほどの市長の答弁とダブりますけれども、志布志市の有利性といったものをいろんな方法でアピールしながら、県ともさらに連携をとりながら、志布志市への企業立地の促進については全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○9番(迫田正弘君) 非常に期待していたんですけども、今ある企業をどうこうというのであれば、瀬戸口副市長でなくてもできるんですよ。今回、この報告書にありますような企業立地懇話会を開催したというのは、副市長のお力添えというようなことで、これは立派なことだと思います。先ほど来、市長もおっしゃいました、その志布志の有利性など今どき言うことじゃないんじゃないですか。インターネットで把握ができるじゃないですか、そういうことは。そんなことを今言うことじゃないと私は思いますけどね。なぜ私がこんなことを言うかといいますと、大崎町はよく新聞に出ますよね。企業が誘致されたの、いや何なのと出ますよ。これは10月の新聞ですよ。聞いてみました。15年から、5社の会社に来てますよね。いわゆる地元の会社もありますけれども、ストーンワークス、これは屋上に芝を植えるとか、例えば鹿児島島の電車の軌道敷に芝を植えるとか、あれは話題になっていますよね。この会社は産学連携によってつくった会社だと、大阪でございますが。それから、タカラバイオ、アシタバを使った健康食品会社、これはいわゆるアシタバをこちらで栽培して加工して出すというような、それからおおすみテクノ、大阪の電子会社だそうですね。それから地元の養鰻業者と提携したウナギの加工販売会社、これは浜松ですかね。静岡の会社と提携してつくるかですよね。それから、日本ハードウェア、これはもう平成元年に立地したんだそうですね。そのとき10人だったそうですね。それから、それが工場増設、増設して、今回5回目がこの新聞に出ているわけです。これでもう100人を超えているそうですね。10人の会社がですね。こういった会社をどうして持ってこれたか、あるいはつくったかということになりますと、先ほど市長が年度当初の施政方針に述べられましたトップセールスですよ。団地があるわけでもない、トップセールスでこれまで、これは職員に聞いたんですけども、職員が行くのかと言いましたら、いや町長がトップセールで連れてくるんですよと、こういうことでした。これは人事ではないんですよね。自分の所もできることなんですよ。だから聞くんですよ。今どき、志布志の有利性を、こんなこと言う必要もないわけじゃないですか。それを繰り返すから、大迫団地に1社も来ないわけですよ、それは。ここで一つヒントがあるのは、例えばこの日本ハードウェア、これは増設ですね、もう5回目の増設だそうですね。この会社と1回ぐらい会われたことはありますか、社長とかトップの方と。

○市長（本田修一君） 先日の企業立地懇話会に来られていたということでございます。

大阪から、企業と、それから様々な施設等をこの曾於市、そして志布志市を視察に来られた中に、この方々が寄られたということでございます。

○9番（迫田正弘君） 私がこれを言いたいのは、先ほど市長もおっしゃいましたね。志布志市に企業立地促進の優遇措置があると。これはそれぞれの旧町にもあったわけですよ。施設設備に1,000万円を出すとかです。それから、用地取得に補助金を出すとか、あるいは県の事業もございまして、これは昔から、昔は低工法といいまして、今、新過疎法の中でこれは多分やっていると思うんですよ。これは例えば大崎にある工場が増設をしたわけですよ。この工場が志布志市に今度は工場を造った場合には、お金を出すことができるわけですよ。大崎に造ったって1,000万円は出ないし、用地取得費は補助を町自体がすればいいことですが、お金を出すことができる。これによって、いろんな例えば今までも、松山町でも例がありましたね。例えば大久保酒造さんが松山に造ることで、この優遇措置を受けられる。津曲食品さんが松山から大隅町に出ることで優遇措置を受けられる。企業はそれを狙っているわけですから、先ほど聞きましたのは、この会社の先ほど言いました日本ハードウェアさんなんか、こういう話をもししておるとすれば、お金を1,000万円補助もありますよ、土地もありますよということで話ができるとすれば、まだ可能性が高いわけじゃないですか。ですから、そういう身近な所にもヒントはあるということをお願いしたいわけですよ。来るか来ないかは別ですよ。でも、やっぱりそういったものを常にやっぱりトップセールスを展開してまいりますと、大きな声で言っているわけですから、自分がしなくても、これを副市長がされたっていいわけですよ。ですから、そういう所をやっぱり考えていかなければ、それもそうだけど、今、企業があるやつを育成してどうこうで、それは私に言わせれば逃げでしかないと思うわけですよ。首をひねってますね。反論がありますか。だけど、やはり今、私が思うに、そういう部署にいらした方ですから、少なくともそういったノウハウ、情報というのは、人より持っているというのを私らは思っているわけですよ。ですから、そこのところが難しいことだとは思いますが、今から努力していきますと言ったって、もう遅いかも知れませんよ。誰も神様しか知らないかも知れませんが、そういうことですので、それじゃあ本当に何だったのかで言いたくなるので、あえて好かないことを言いますが、私はやっぱりそこが市民の目線だと思うので、あえて言わせていただいております。

今後、やはり何といたって、企業の誘致は雇用力の拡大につながりますし、今、志布志市でもいろんな組織を立ち上げていますよね。雇用を促進するために組織つくっていますよ。ですから、それらとうまく連動しながら、この企業誘致も取り組んでいただきたいということと、今、新若浜の問題がございまして、この新若浜、今朝もちょっと出てましたけれども、いわゆるコンテナヤードの問題ですよ。今朝出たのは、コンテナヤードの問題ですけども、コンテナヤードを除くと、埋立地がその3倍、埠頭用地を除くと、港湾関連用地というのがその3倍ぐらいあるんですよ。これについて、従来、以前の若浜地区には飼料会社とかいっぱい来ましたが、そういった計画というのは、今の時点でどうなんですか、あるんですか。

○市長（本田修一君） 先ほどからトップセールスの話が出てきているところでございますが、私自身

も様々な形で、自分自身からもちろん赴くところがトップセールスなわけでございますので、そのことについては取り組んでいっているところでございます。私どもの地に進出したいと、状況はどうかという問い合わせがあった所につきましては、こまめにそちらの方にも赴きまして、この地の案内を、そして誘致を、来ていただくことをお願いしているところでございます。

現在、志布志港につきましては、新若浜港の整備が進んでおりまして、平成20年度中にそのことについては供用開始ということになるのではないかと示されているところでございます。コンテナヤードがその時点で供用開始ということになりますが、その後背地に分譲地がございまして、こちらの方が約11ha、倉庫ないしは工場と、今、倉庫の用地として用途が整備されているわけでございますが、このことにつきましても、工場も進出できるような形で用途の整備をしてほしいというふうに県にもお願いしているところでございまして、県もそのような方向で、今、関係課調整中でございます。そのことにつきまして、私どもは11月にも関西地区におきまして、志布志港のポートセールスを行ったところでございます。約100社の方に来ていただきまして、県とともに志布志港のセールスを行いまして、今後、事業の進捗の状況、そして供用後の分譲に対する考え方ということについて御説明申し上げたところでございます。そのような取組が少しずつ成果が出てきているんじゃないかなと思いますが、その地域につきましても、問い合わせが現在きつつあるところでございます。そういうことでございますので、また現実的には、また皆様方にこの会社、この会社ということでお話できるということはありませんが、期待を持っていただければよろしいんじゃないかなというふうに思うところでございます。

○9番（迫田正弘君） 志布志という地域が確かに、この新若浜地区があるということが非常に未来性があると思います。今おっしゃるように、この関連用地につきまして、やはりそういった方針で、やはり大きな雇用創出の場になるように、ぜひしていただきたいと願うことでございます。非常にこれは未来性のある話でございますから、実現ができたらいいなあとと思います。

それと、志布志市雇用創出促進協議会というのも立ち上がってますよね。ここいらと、それからこれはどうなったか分かりませんが、中核国際港湾と志布志ルネッサンスによる雇用の創出、これが今からどういうふうに、県が、国かな、これは、事業を認めてくれたのか分かりませんが、ここいらとの提携をしながら、やはり大きな視点の中で、この埋立地ですよ、活用していくというのは、やはり今からの未来に向けては夢の広がるようなことではないかなということをご期待を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（谷口松生君） 以上で迫田正弘君の一般質問を終わります。

次に、2番、西江園明君の一般質問を行います。

○2番（西江園 明君） 今回は、志布志市が発足して2年が経過しようとしていますが、この2年間を見て、またこれからの行政運営に市長がどのくらいの緊張感と問題意識をもっているかという観点から質問をしてみたいと思っております。もう語らんでよかがというぐらい詳しい通告がしてありますので、誠意ある答弁をお願いいたします。

通告にしたがいまして、まず1点目、高速道路網についてであります。その後どうなったかという点についてお尋ねをしてみたいと思います。

重要港湾を抱える志布志市にとっては、背後地の道路の整備は大きな課題であり、特に自動車専用道路、いわゆる高速道路の整備は喫緊の課題であることは市長も兼ねておっしゃっているとおりだと思います。

まずはじめに、東九州自動車道の計画の進捗状況をお尋ねします。計画について、春に地元説明会が開催され、やっと長年の夢が現実化してきたと、市民も喜んだところでした。しかし、示された計画案は地域住民に大きな反響を与えたことは市長も御存知だと思います。そして、それに基づき同僚議員も先の議会で質問をしたところでした。地域を二分する計画、そして今の計画ではもう終点付近、大原地区といたしますか、道路が掘削工法のために、付近の家がのり上、いわゆるがけ上に取り残された状況になる計画が示されました。周りには山もない平地に家を建てたのに、いきなり我が家の前が崖になってしまいます。市民の長年の夢が現実化したと喜ぶ一方、犠牲を強いられる住民も多い計画と私は思いました。このような懸案思考について、その後、国土交通省とどのような協議が行われたか伺います。

○市長（本田修一君） 西江園議員の一般質問についてお答えいたします。

高速道路につきまして、東九州自動車道の経過ということでございますが、東九州自動車道につきましては、今月16日に本市におきまして、東九州自動車道新直轄事業、志布志インターチェンジ、鹿屋串良インターチェンジ間の起工式が挙行される運びとなりました。本市関係者にとっては、長年の夢に一步近づいた出来事でありまして、私にとってもこの上ない喜びでございます。関係各位の皆様には厚く御礼申し上げたいと思います。

御質問の箇所につきましては、安良地区、そして大原地区のことかというふうに思いますが、このことにつきましては5月の全体説明会と地域説明会、そしてふれあい移動市長室等での意見を集約いたしまして、安楽公民館長ほか、15名の自治会長さんから、東九州自動車道建設に関する陳情書というものが私あてに10月初めに提出されたところでございます。この内容は、この地域の高速道路が盛土工法で計画されているため、地域が分断されているので、橋梁高架方式にしてほしいと、さらに交差する市道で通り抜けできないように計画してある道路を通れるようにしてほしいということでありました。そこで、事業主体である国土交通省大隅河川国道事務所と協議を重ねた結果、国としましては、コスト縮減及び環境に配慮しながら事業を進めており、当該箇所につきましては、橋梁高架方式にするまでの盛土高さでないことから、盛土工法で計画しておりますが、交差する市道については、当該地区が住宅地域であることをかんがみ、市道若浜宮前線及び宮内線についても、安楽線と同様にボックス工法で通り抜けできるようにしたいという回答を得ることができたところであります。そして、現計画では市道中安楽線との交差部に計画してあります橋梁を、地元の要望が強い市道久保線との交差部に計画を変更したところでございます。

○2番（西江園 明君） その件については、私も一部聞き及んだところですが、地元で意見が集約されて陳情がされ、その結果、国が示された計画が変更されたという今の回答でございますけれども、私が先ほど申しましたのは、結局、今の計画、上の台地に登って終点付近の掘削工法した所も真つ二つに地域が割れるわけです。その付近の所の計画はどうか、変更というのは示されなかったのか、協議されなかったのか、市長の方にうまく通告がいつてないようであれば、担当部長の方で結構ですから、

お答えをお願いします。

○建設部長（宮苑和郎君） お答えいたします。

上の方の大原の台地でございますが、切土の方になっておりまして、いろいろ国とも相談をしたところでございますが、建築基準法に基づく制限がかかる場合の損失の補償については、道路がもつ公共性にかんがみ、受認の範囲と考えるおらないというようなことで、補償もないというようなことであります。さらにまた、国の方ともいろいろ協議を重ねてまいりたいと思います。場所によっては、いろいろ切土につきまして、法面、安全な工法をとっておるようなところでございます。そういうことで、今後についても、国の方はそのような話をいたしておりますけれども、今後もいろいろ相談をしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○2番（西江園 明君） 問題提起されて、地域が騒動というか、いろいろ問題提起をして陳情まで上がったところについては、当初計画よりも改善をされたという先ほどの市長の答弁でしたけれども、こだけじゃなくて、まだその上の台地の地域も真っ二つに割られて、隣りに行くのにも、とてもじゃないけど、回り道をしなければ行けない。道路を横断するのに、50m先に行くのに、1kmぐらい回しななければならないという現実に計画が示されております。今、部長の方から国が言う役所言葉で、受認の範囲のうんぬんという表現がございましたけれども、地域ではまだそういう詳しい図面が無く、今、測量中です。ですから、その辺のところを期待をして、このことについてはまたいろいろ今後も伺ってきたいと思います。ただ、先ほど市長からありました16日に起工式がありますけれども、一方では着実に進捗していくこの計画を市長はどのように地域の大きな波紋を、安楽地区という所に限定されましたけれども、このような計画を出されたということ、先ほども、先の議会でも市長はおっしゃいましたけれども、どのように考えていますか。まず、その辺をお聞かせください。

○市長（本田修一君） この東九州自動車道の大原インターまでの設計図につきましては、私どもが本当に予想されない形で示されたということでございまして、その設計図を見まして、私自身もびっくりしたということでございます。それはかなり地域の方々に与える影響が大きい、負荷が大きいというふうに感じたところでございまして、そのことにつきまして、このことは相当困難な事業になる可能性があるというふうに考えたところでした。そのようなことを国土交通省の方にお話ししまして、どうか地域の方々が理解できるような、そして協力できるような形で、設計について考えを示していただきたいということを重ねて要望してきたところでございます。そのようなことから、私どもも、そして地元の強い要望もあって、安良地区については、そういった形になったというふうに思うところでございますが、今後、大原地区につきましても、重ねて国に対しまして要望を申し上げまして、少しでも地域の方々が納得される形に持っていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（西江園 明君） 今、市長が最初、安良地区のことをお答えになりましたから、この大原地区のことについては通告を理解されてなくてということで、今後、安良地区をしたみたいに同様に地域の人たちが納得する方法で、国の方と交渉していくということです。そしてまた、担当部長の方から、国と相談をしていくということでしたので、3番目に書いてある具体的な回答というのは、ちょっと見込めないと思うので結構ですので、先ほど市長の答弁にありましたことを期待して、次の都城・志布志道

路について聞いてみたいと思います。

志布志港の発展のためには、東九州自動車道より優先すると言われておりますけれども、県による事業のため、どうしても国が行う東九州自動車道より遅れるのはやむを得ないとは思いますが、志布志港を利用する運輸企業は、この道路の早期完成を昔から訴えていました。やっと、先ほど道路認定も出ましたけれども、伊崎田付近に姿が見えてきましたが、志布志地区での東九州自動車道、先ほども言いました大原地区でのアクセスというのは、未だに計画を示されておりましたが、曲瀬地区等については、地域説明会もあったと聞き及んでおりますけれども、アクセス、今の県道志布志福山線、あの付近の計画については、どのように計画がなされているのか、見込みについてお聞かせを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都城・志布志道路につきましては、これまで末吉から松山の間で4kmが供用がされているところでございます。それに続きます松山から志布志市有明町伊崎田字尾までの間が本年度中に供用が開始されるということになっております。そして、引き続きまして、伊崎田の本村から、志布志の安楽の中島の区間までの設計図が先日示されて、地元説明会があったところであります。その部分につきましては、2.2kmでございますが、それから大原のインターチェンジまでにつきましては、現在、諸調査や関係機関との調査中ということで、示されていない状況でございますが、近いうちに示されるのではなかろうかというふうに私どもは期待しているところでございます。この区間につきましては、東九州自動車道のインターチェンジがございますので、そちらとの乗り入れ、タッチというものについて、十分配慮した形で都城・志布志道路のインターチェンジの設置をお願いしているところでございます。

○2番（西江園 明君） 今、答弁で、中島付近から大原までは調査中ということで、近いうちに示されるであろうという答弁でしたけど、まだ具体的に、例えば20年だとか、21年だとか、そういう具体的なめどはないんですか。

○市長（本田修一君） 具体的にいつということはないということでございますが、この区間は、伊崎田から大原までの区間は、1区間として事業をするというふうに示されておりますので、そういうことで近いうちというふうに思っているところでございます。

○2番（西江園 明君） 県の事業ですので、あまり具体的なことは答弁できないと思います。先ほども言いましたように、志布志港を利用する企業に、運輸関係の企業は特にこの道路を期待しているわけですけれども、今、大体この道路整備に年間どのくらいの事業費が投入されているんですか。県事業ですので、通告してあったので、ここ2、3年でも分かれば、年間の事業費だけでもお示しをしていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

鹿児島県分の事業費といたしまして、平成17年度が17億円、18年度がおよそ15億円、本年度がおよそ9億円ということでございます。本年度は松山有明間の完了年度でありまして、有明志布志間は事業2年目ということで、前年度より減少しておりますが、来年度からは事業も本格的に進んでいくということから、この区間につきましては、大幅に増額されていくというふうに期待するところでございます。

○2番（西江園 明君） ここ3年間、県の財政事情といえば一言ですけど、かなりの額で事業費が減

っているようです。今、市長の話では20年度になると、また増えるという答弁ですがけれども、志布志港を最も左右するというぐらいの大きな道路ですので、市長のこの事業に対する、この都城・志布志道路に対する思い、意気込みを最後に、この件について聞いてみたいと思います。意気込みをお願いします。

○市長（本田修一君） 議員の方でもお話があるように、この路線につきましては、地域、特に志布志港を利用されている方々の期待度が高いというふうに認識しているところでございます。それは昨年、さんふらわあの問題が起きまして、そのことにつきまして、様々な機関団体にお話を聞いたところ、アクセス道路の整備が遅れていると。そんなアクセス道路の中でも、この都城・志布志道路の整備が遅れている。それが志布志港の振興の阻害要因になっているというふうなお話を承ったところでございます。そのことにつきましては、県も、知事の方も改めて認識を深められ、この路線につきましては、県でも整備のための重点路線というふうに指定をしていただきまして、先ほども言いましたように、来年度につきましては、さらに予算を付けていただけるというふうに期待しているところでございます。そのようなことから、この路線につきましては、1日も早い全線開通ということがなされるよう、懸命に努力して、そして県にも要望していきたいというふうに考えております。

○2番（西江園 明君） 企業からもアクセスの遅れということで指摘されているという、今、答弁、先ほど9番議員からも、企業誘致のためにも、この道路の整備は大きな役割をもつ道路と思いますので、今の市長の意気込みに期待したいと思います。

次に移ります。保健行政における検診の在り方についてということで聞いてみたいと思います。来年度から後期高齢者医療制度が始まるということで、この議会にも議案が提案されているようです。この制度の施行については、国のいろいろ今、国会の事情で延期の意向もあるようですけれども、この制度の中にある支援金の負担は、市が行う検診の受診率で決まるということで、今、盛んに担当の方でも受診率の向上に向けてPRをしているようです。先般、私どもの地域の公民館でも、市の方から来ていただきまして、メタボリックの講演がございました。その中でも受診率の向上をPRしていましたが、私が今回お尋ねしたいのは、検診の精度についてであります。先般の委員会の中でも少し触れたんですけども、乳がん検診を長年にわたって受診をしていたが、しこりがあったので、病院に行ったら、がんと診断され、即、手術をされた方がいました。そこで病院で言われた言葉が、この症状だったら、10年前でも発見されたはずだったという言葉だったそうです。ずっと検診を信じて受けていたので、すごいショックを受けたというふうに話をされていました。この質問の冒頭にも言いましたように、片方では検診を受けてください、受けてくださいとPRしながら、その精度に疑問をもつような結果を市長はどのように考えますか、まずお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におけるがん検診につきましては、委託業者に依頼しまして実施しております。現在、契約しております業者は、県下一円で実施しており、精度管理についても研修等の取組をしている業者であります。

検診は、受診日時点での結果でありまして、それ以降がずっと保障されるわけではないので、年1回の検診受診をお願いしております。乳がんにつきましては、2年に1回の検診受診をお願いしております。

す。また、検診の結果で精密検査が必要だった方については、その後の受診状況、結果についても確認をしているところであります。

がん検診の最大の利益は、がんの早期発見・早期治療により、救命されることでありまして、そのためにはより精度の高い方法でがんを発見することが重要であります。しかし、どのような優れた検査でも、100%の精度ではありません。病気になる個々人の差もありますので、がん検診でがんがすべて見つかるわけではない。残念ながら、本市におきましても、そのような事例があったところであります。このような場合には、検診を実施した機関に連絡しておりますが、検診機関では個々の事例の診断内容の検証を行っているところであります。この積み重ねが今後の精度向上のために大事なものというふうと考えております。がん対策基本法にありますように、がんの早期発見に資するための方法等の取組、事業評価の実施、医療従事者に対する研修の機会の確保などの取組により、がん検診の質が向上するように期待しているところであります。

○2番（西江園 明君） 午前中の特会の補正の中でも、医療費が増えた、特にがん関係の医療費が増えたということで説明がありました。受けていながら、発見ができなかったというその精度ですね。この精度自体に、市民は既に疑問をもっているのかも知れませんが、鹿児島市のある病院が、巡回検診では年間に70～80名の方が毎年受診をされているとのことですが、今年は200名近くの方が来たそうです。受診料は9,000円もかかるんですけれども、やっぱり9,000円もかかって、市民はこの数字を見ると、料金は高くても精度を期待しているんじゃないかと私は感じたところです。こういう民間がすると、受診者が多いというふうに通告しておりますけれども、この数字を市長はどのように感じますか。

○市長（本田修一君） 市におきましては、市以外の方が実施するがん検診は、乳がん検診をアピアが相良病院に委託して実施しているということでございます。本年は10月27日から29日に実施されまして、135人が実施されております。費用につきましては、今お話がありましたように、マンモグラフィー超音波受診をされておりますので、9,000円ということになりますが、それが全額自己負担でされておられるということでございます。市の乳がん検診は、県民総合保健センターに委託して実施しております。6日間で780人の実績となっております。1,000円から1,400円の自己負担があるということでございます。

検査方法が違うところでありますが、市の乳がん検診の1日当たり平均受診者数が130人、ほかの相良病院の方は、延べ3日間で135人というふうになっていまして、市の方が少ないというふうには考えていないところであります。しかしながら、がん検診の受診率は高いとは言えないわけですので、今後さらに伸ばしていくべきものだというふうに思います。

相良病院が実施します検診は予約制で実施され、待ち時間が少ないというメリットがあります。市で実施する検診は、他の検診も同時実施するので、受付順となって、待ち時間が発生しているところでございます。今回、アピアが計画いたしました検診は、土日を利用して実施、それから相良病院の検診は、女性スタッフで実施されているということも評価されたのではないかとこのように思います。県民総合保健センターにおきましても女性スタッフの増加を図っているところでございます。今回、アピアの実施しました検診は、日程を追加して実施しております。がん検診受診者の増加を図る上で、非常に参

考になることがあるというふうに考えているところでございます。

○2番（西江園 明君） 先ほども言いました、一方では受診率の向上をうたいながら、一方ではその精度を疑わせるというふうに、私は市民の影響が無いことを祈りますが、最近の基本健診の受診率は21%から23%ということで推移しているようではございますけれども、今、市長からありました、いろいろ受診の時間帯とか、その相良病院の場合、予約、スタッフ、時間とか、いろいろありますけれども、その辺の環境整備を含めて、どのくらいの数字を目標に今後市民に呼びかけ、啓発していくつもりかお聞かせをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

受診率の向上の目標ということでございますが、現在取り組んでいるところでございます20年4月からの特定健康診査・特定保健指導につきまして申し上げます。国保の被保険者につきましては、5年後の24年度で国民健康保険の被保険者の受診率を65%に目標を定め、現在その準備を進めているところでございます。この特定健康診査は40歳から75歳の方々を対象にしたもので、メタボリック症候群の概念を取り入れまして、不健康な生活習慣から内臓脂肪型肥満となり、代謝機能の不調が高血糖、高血圧、高脂血症に発展し、放置し続けると、脳卒中、心疾患、糖尿病などに進行するものを指導し改善を図っていくものでございます。このために受診率を向上されることと、医療全体を体系化し、サービスを必要とする人を効率的に抽出する特定健康診査と、確実にサービスを提供する特定保健指導を実施し、検診・保健指導と医療の情報をリンクさせることによって、その効果を評価する仕組みを整え、質の向上と医療費の削減を図らなければならないというふうに考えているところでございまして、本年度は実施体制や実施の目標、評価の方法など、個人情報保護等に留意しながら、実施計画を策定しまして、20年4月の実施に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（谷口松生君） 西江園議員、2項は終わりですかね。2項が終わったところで、ちょっと休憩したいんですが。

休憩をいたします。

午後3時03分 休憩

午後3時16分 再開

○議長（谷口松生君） 再開をいたします。

一般質問を続行します。

○2番（西江園 明君） 保健行政については、先ほど市長が65%という目標ということで答弁をいただきましたので、目標をお聞きしていますので、それで皆さんの努力を期待したいと思います。

次に、国際港を持つ志布志市の姿ということで通告してありますけれども、まず冒頭に国際港をもつまちの姿をどうあるべきか。外国の人たちが船から降りて、まず一步、志布志港に降りての、その人たちから見た目という観点から、市長はどうあるべきかということ、まず最初にお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

九州唯一の中核国際港湾である志布志港は、南九州の物流拠点としまして整備が進められているところでございます。また、中国、台湾、香港、でございます。まコンテナ航路が就航しておりまして、トランシップによるアジアをはじめ、北米、豪州、欧州等、世界各国と結ばれているほか、中国上海港と志布志港とを結ぶ蘇州号が年に数回寄港しているなど、国内はもとより、外国に開かれた港としての機能も併せ持っております。

御質問の国際港を持つまちの姿、在り方についてでございますが、市の歴史、文化、産業、観光資源を生かしながら、世界の国々から訪れる方々を市民が志あふれる気持ち、おもてなしの気持ちでお迎えすることが大事であると考えております。外国人の皆さんが滞在される間、ごみのない美しいまち、あいさつや親切心によりやすらぎを提供し、再び志布志市を訪れたいくなるようなまちづくりをしていくことが必要だというふうに考えております。また、港湾利用者や外国からの来訪者に優しいまちづくりはどうあるべきか。国際交流都市を目指して、人と物と情報、技術の交流できる促進できるよう国際的視野を持つ人材の育成と、外国人に優しいまちづくりを目指して努めてまいりたいと思います。

○2番（西江園 明君） 今、答弁いただきましたけれども、市民に訴えるような、優しいまちづくりという、来た人から美しいまち、そして、そういう人たちに対する優しさで接する、市民にそういう形で接してもらって、そういう受入れ、そして人材育成、優しいまちづくりが市長が思っている国際港を持つまちの姿というふうに、ソフト的な、精神的なとか、対応というふうに受けたところでございますけれども、先日も自衛艦の大規模な入港もありました。志布志港には1年中外国船が入港しています。自衛艦の入港による経済効果については、以前も一般質問をしたところですが、今回は志布志港に寄港する外国船の乗組員への対応と、研修目的ということは就労目的ですけれども、長期滞在している外国人への対応について伺ってみたいと思います。

まず、志布志港に入港する外国船の乗組員の上陸、一時的な上陸許可というのは、警察の所管ですが、1年間にこういう人たちが数日の人もおれば、1日という人もいるのでしょうか、把握していたら、担当の方でも結構ですけど、もし数字が分かったら教えていただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） 志布志港に船などで上陸されている外国人の皆さんというのは、入国管理法第14条から第18条に該当する上陸の特例に該当している方でありまして、入国審査官の許可により上陸されるということでございます。昨年の志布志港に寄港しました外国籍の船は約600隻、人員で1万人の方々が入管の許可を得て上陸されているということでございます。

○2番（西江園 明君） 約1万人ということですね。この人たちと志布志市に落とす金額は、それぞれ単価は小さいかも知れませんが、何せ人数が多いですから、積もれば相当額になると思えます。自衛艦みたいな歓迎式まですべきとは考えておりませんが、冒頭に聞きました、この人たちが船から降りたとき、親切なまちか、先ほど言いました、市長が言ってるような国際港を持つまちの姿と思うのでしょうかね。まず、案内板です。外国語で書かれた案内板の設置状況というのは、今どういう状況なのかお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

外国船の乗組員のための案内板の設置につきましては、志布志港湾振興協議会、志布志市商工会、志布志警察署管内国際交流連絡協議会及び志布志警察署管内沿岸警備連絡協議会の4者で7枚、鹿児島県土木部港湾空港課が事務局の志布志港ポートセールス推進協議会で2枚の、計9枚を作成いたしまして、港湾施設内を中心に、志布志駅前等主要箇所を設置しているところでございます。

記載内容としましては、市街地内にある公共施設や銀行、大型スーパー、公衆電話などを、日本語及び英語、一部中国語及びロシア語で記載しているところでございます。また、民間会社との連携といたしまして、船社代理店の協力によりまして。

[防災無線の火災放送により、市長の答弁中断]

志布志警察署管内国際交流連絡協議会、志布志地区防犯組合連合会及び志布志警察署の3者が作成しました看板と同じような内容のチラシを、上陸する各船員の方々に配布しているところでございます。

○2番（西江園 明君） 緊張感と問題意識を持って質問しているのですが、どうも今日はとぎれがちですけれども、今、市長からありました、いくつかの看板、そしてチラシ等を配布しているということですけど、残念ながら、東南アジアから来る船が多いせいか、ほとんどの乗組員は歩きか自転車です。食料品の買い出し、買い物が多いようですけども、ほとんど港に近いアピア、サンキュー、ニシムタなどの大型店を尋ね歩きながら、探して行っておりますけれども、やっとたどり着いたが、その店には案内は無し、どこに何があるか分からんから、うろうろしていると不審者に思われてしまう。これが先ほど市長が言われました、国際港を持つ志布志市の姿といえるんでしょうか。先ほど市長は、優しいまち、ごみの無いまち、美しいまちというようなことと言われましたけれども、このような現実を市長はどう思われますか。伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） 入港していただきまして、上陸していただく乗組員の方につきましては、先ほども言いましたように、チラシ等を配布いたして、志布志市の案内をしているということでございます。今、お話がありましたように、その方々が市街地の店舗等を訪れたときに、その店舗等で英語や中国語等の案内板というものが現実的には無いわけでございますので、今後は各小売店あるいは関係団体と協議いたしまして、このことについても国際中核港湾を持つ志布志市として、ふさわしいまち、そしてふさわしい商店街というものを一緒につくっていただくようお願いしていきたいというふうに思います。

○2番（西江園 明君） 今後、そのような店舗と協議をしていくという、今の答弁ですけども、そのお店にお願いしても、全額となると、費用負担も大きくなるので、今のこの時世の中で簡単には協議はしても、そのお店の人が回答するというのは厳しいと思います。ある程度の負担は市もしなければならぬと思いますが、もしそういう負担等を求められたときはどうされますか、市長。全額、お店に負担をお願いをするのみか、あるいは市もある程度の負担を覚悟して協議に臨まれるのか、その辺のところはどういうふうにお考えですか。

○市長（本田修一君） 今後協議していく中で、各小売店あるいは団体の方々の御意見が寄せられるというふうに思います。それらの御意見等を参考にしながら、私どもが対応できるところは対応していきたいというふうに考えます。

○2番（西江園 明君） 皆さんの意見を聞きながら、市として対応するところは対応するという事ですから、全然出さんということじゃないというふうに理解をしたいと思います。

次に、企業に就職しているというか、研修目的などで働いている外国人労働者のことについてお尋ねしてみたいと思いますけれども、今、志布志市にはこういう人たちはどのくらいいらっしゃるのか、まず人数をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

研修等で長期滞在されておる外国人というのはどれくらいいるのかというお尋ねですが、10月末現在で本市の外国人登録者数は、13カ国、190名であります。最も多いのが中国で109名、次いでフィリピン41名、インドネシア14名の順というふうになっておりまして、在留資格のある研修目的等該当者が109名であります。現在、研修されている方が46名、特定活動が36名ということでございます。

○2番（西江園 明君） 今、190名の外国人の人が志布志市にいろんな目的で、働くということで滞在をしているという答弁ですけれども、最近では市民の間でも、国際化が進み、外国との書類のやり取り、あるいは今答弁いただいた外国人の人たちが窓口に来ると思います。数人の団体には日本人の世話役的な人がついて来て、手続きをしている姿を私も市民課の窓口の前で見ましたけれども、日本語もできない外国人が来たとき、あるいは市民が頼るのは行政なんです。役所に行けば何とかないがというふうに、先ほども言いましたが、外国との書類のやり取り等、そういうふうに、そういう人たち、日本語もできないような外国人、あるいは市民からそういう英語とか、そういう相談に来たとき、今、窓口の対応はどのようにしているのか、今の対応の仕方について伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

窓口で日本語のできない外国の方々に来庁されたときの対応についてですが、現在、研修生等で登録されている方々につきましては、スムーズに手続きが行われているということでございます。それから、船などで上陸された方々が窓口等に来られたという場合には、外国からの外国語等による届出や証明手続き等につきましては、英語や外国語に通じた職員と連携をとるように指示しているところであります。例えば、教育委員会のALTなどと連携をとったり、それから海外留学のある職員との連携により対応しているものでございます。今後とも窓口等でトラブルがないように、国際港を持つまちの行政窓口としまして、対処できるように職員配置や養成を含めまして、スムーズに対応できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○2番（西江園 明君） 今、答弁がありましたけれども、さっきも言いました案内板の不足が、日本という国に上陸した途端、イメージを悪くし、そして役所という、そのまちの玄関が、窓口での対応が遅れるという見苦しい事態を見せかねません。今、市長の答弁では、ALTを通じて連携をとって対応するというような、職員の配置を考えたいという、私の通告を見て、そういうふうに今後されるのか分かりませんが、慌てて語学のできる職員を探すことのないような体制があるべきだと私は思うんです。今、ALTがどうのとか、あるいはほかの課の職員をあてにするという、姿勢。先ほど私は冒頭言いました緊張感、問題意識をもってないから、こういう姿だと言いたいんです、私が言いたいのは、ですから、こういう問題意識というのは、当然職員の方も持っていらっしゃると思いますけれども、今

までこういう職員の配置とかうんぬんについて、庁舎内あるいは市長の方に、やっぱりすべきだとか、そういう問題提起という協議というのはなかったのか、もうちょっとその辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 職員配置につきまして、日本語ができない外国人の方々に対応を前提としたものということにつきましては、特段、そのことについて協議したことはございませんでした。しかしながら、今、お話ししましたように、来られても、窓口でトラブルが無いような形の対応はできるような形にしているということでございます。

○2番（西江園 明君） 今まではそういう協議をしたことはなかったということで、問題意識、緊張感というのを疑わざるを得ません。市長が兼ねて言っているように、国際港を持つ志布志市の姿というのが、今の姿ではないかと思えます。市長の考える国際港を持つ市の姿が、このような行政の姿勢、まちの様子だけではなくて、このような行政の姿勢も含まれていると思うんです。ですから、言うばかりじゃなくて、常に緊張感をもって、志布志市のトップとして舵取りを願いたいと思います。

通告しておりましたけれども、志布志市の木として、びろうの木が決まり、学校などに配布されたようです。この秋に行われました小学校の運動会に私も行きましたけれども、開会式で先生が朝礼台の上に立って、これが志布志市の木に決まったびろうですというふうに、皆さんに紹介をされていました。志布志市の玄関、飾る木として決まったわけですが、4月には、志布志の日として華々しいイベントも行われました。4月24日ですね。ところで、志布志市の本庁であるこの市役所のどこに、その決まった木、びろうが植えてあるんですか。まだ、私もまだ見つけ出さんものですから、教えていただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新生志布志市にふさわしい市の花といたしましてひまわり、木をびろうということで決めていただいたところがございます。本年度につきましては、市の木がびろうであるということで、小・中学生の皆さんにも知ってもらい、またより親しんでもらうために、鉢植えのびろうを全校に配布したところがあります。現在、志布志支所の庁舎前にびろうが2本植えられています。既に大きく成長いたしまして、庁舎と一体となった雰囲気をかもしだし、すばらしい光景であるというふうに感じておりますが、本庁舎と松山庁舎の周辺にはまだ植え付けていないところがあります。専門の方からお聞きしました話では、びろうの木を移植する時期は、3月中旬から下旬の頃が最適であるということですので、本庁舎前と松山庁舎前で多くの方々の目に触れていただけるように、玄関付近に植え付けていきたいというふうに考えております。

○2番（西江園 明君） 学校には配布しているというふうに今ありました。これは先般も議会で取り上げられたところです。私が言いたいのは、そういう問題意識、緊張感をもっていけば、造園業者は3月、4月と言ったかも知れない。私は逃げとしか受け取れませんが、私が聞いたところでは、「何で植えやらんとやろかいなあ」というような意見も聞いたところです。ですから、先ほど行政のトップとして緊張感を持って、問題意識を持ってすれば、こういう事態というのは、何とんしれん好かんこつ一般質問でもされんでもいいと思うんですよ、ちぐはぐだと。市長は通告を見て、今答弁がありました、

志布志支所はもう当たり前です、あります。本庁、松山支所も私も行ってみましたが、ありません。こういうこの現実、姿を市長はどう思っていますか。どうとらえていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

びろうの木は、本当に市の木として定めていただいたということにつきましては、本当に有り難いなあというふうに思っているところでございます。新市の誕生を祝い、そして将来を。

[防災無線放送により市長の答弁中断]

○市長（本田修一君） びろうの木を市の木として定めていただきまして、本当に新市の将来を象徴するような木が選定していただいたというふうに喜んでいただいております。このことをすぐ市民の方々にお知らせしたところでございまして、そして本当のびろうの木というものを速やかに、この庁舎前あるいは松山支所前ということで植えれば良かったということでございますが、折から夏も来たというようなことで、今に至っているというようなことでございまして、今申しましたように、3月中旬から下旬というようなことがあるようでございますので、その時期に植えさせていただきたいというふうに思っております。

○2番（西江園 明君） 学校は鉢植えだから良かったんでしょうかね、鉢植えでも、もしそういう时期的なことがあるとおっしゃるのであれば、鉢植えだったら出来てるわけですけど、まあそういう問題意識というものが無かったとしか感じられません。役所という組織ですから、いろんな問題点は協議されて、いろいろ解決されていくと思います。その辺が先ほども言いました組織の機能のことで聞きました。どのように機能しているか疑問をもたざるを得ない。職員が進言しても、市長がそれを受け入れないのか、市長が裸の王様になっているのではないかと時々思うことがあります。市長、組織の機能というのはうまく、先ほども職員の配置のことで聞きましたけれども、機能はうまく機能していると考えていますか。

○市長（本田修一君） びろうの木のことから、そういう私自身の組織の意思疎通ということに話が及んでいるところでございますが、そのことにつきましては、常日頃から職員と意思疎通には十分意思が通ずるような形というものを心がけておりまして、そのことについていつも職員とも話をしていただいております。そのようなことで、私にとりまして、様々な意見も寄せられ、そして私自身も常日頃からいつも指示をしておりまして、行政事務はスムーズに進行しているというふうに思っているところでございます。

○2番（西江園 明君） 職員の意見を聞き、意思疎通をし、行政はうまくいっているというふうな市長の答弁です。

先日、さんふらわあに乗る機会がありました。大阪の南港からでしたけれども、ここは宮崎を結ぶ航路と共同の待合室です。改札口にパンフレットなどを入れる本棚になったような台が置いてありましたけれども、宮崎側の方には宮崎県の様々なパンフレットが置いてあり、にぎやかでしたが、志布志の方には国からの通達文か、船内持込みの荷物のうんぬんというような注意書きのようなチラシが置いてあるだけで、寂しく感じました。志布志市への玄関がこのような状況です。先ほどもありましたけど、何回も市長も利用しているはずなんですけれども、私が行ったとき、たまたまだったのか、市長が問題意

識を持ってなくて、気がつかないのかというように、私は感じました。待合室で今の状態。そして船に乗ると、船内の壁に貼ってあるのは、松山で行われるやっちく秋の陣まつりと、同じ日に曾於市で開催される、あの歌手が来る祭りの案内ポスターが張ってあるんです。このような姿、改札口、そして船内、市長、あなたがおっしゃっている姿、姿ですよ。問題意識が何も持ってないとか考えられません。このような私も一回乗って、このように感じたんですけど、このような状況をどう考えますか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大阪南港フェリーターミナルにつきましては、有村海運、宮崎カーフェリー、そしてダイヤモンドフェリーの3社が利用しているところでございます。ダイヤモンドフェリーの窓口カウンターでは、以前、志布志市及び日南大隅広域のパンフレットを置いておりましたが、利用者が多く、在庫管理が困難なため、観光案内についてお問い合わせがあった方に対してのみ、パンフレットを渡しているという状況であるというふうに聞いております。

今後は、議員御指摘のとおり、県の観光課や大阪事務所とも連絡を取り合いながら、県や志布志市のイベント情報、観光案内について、手軽なパンフレットやマップの作成を検討し、情報発信ができるように努めてまいりたいと思います。

ただいま議員の御指摘のとおり、私どもはさんふらわあの利用について、本当に今後さらに促進を図っていかなくちゃならないということをしきりに申しまして、そのことに取り組んでいるところでございます。そういった中で、こういった基本的なことができてなかったということにつきましては、深く反省するところでございます。

○2番（西江園 明君） まあパンフレットぐらいは旅行代理店とかいろいろありますし、まあいろいろな先ほどの行政の組織の中でも問題意識、アンテナショップ等の検討がなされなかったのかなあと思って、残念なところですよ。今、市長が反省をされるということで、反省というだけじゃなくて、やっぱり問題意識を、常に緊張感をもってすれば、こういう事態にはならないと思ったんです。入口だけじゃなくて、船に乗れば、志布志に着く。志布志市のポスターじゃなくて、隣の曾於市のポスターが張ってあるという、やっぱりそういうところは、常に緊張感、問題意識を持っていれば、こういう事態にはならないと思うんです。今、市長が今後のことについて、緊張感をもって、さんふらわあ問題についても取り組むということですので、期待をしたいと思います。

次に、合併特例債ということで聞いてみたいと思います。まず、商工業の活性化についてと、合併特例債の活用ということで聞いてみたいと思います。冒頭に申し上げましたように、合併して2年が経過しようとしていますが、合併して市になることで、多くの市民は何らかの形で期待していたと思います。ところが、合併しても良くなるどころか、衰退していく姿を誰が予測したのでしょうか。志布志市を見た場合、まあいろいろ見方はあるでしょう。第一次産業は補助金を含め、あらゆる施策が取られたことにより、トータル的には、水産業はちょっと厳しいですけど、まあうまくいってるのかなあということも見られます。しかし、地元の商工業は厳しい経営を強いられております。この点から質問してみたいと思いますけど、個人経営が圧倒的に多数を占めますから、お客のニーズに合った経営をするという努力も、それぞれのお店の努力も必要であるというのは、もう最低条件、当然だと思います。魅力ある、

行ってみたいと思うまちづくりは、やっぱり行政が主体となってリーダーシップを発揮すべきと考えます。店を改造してもお客が来んければ何もならないというように、意欲も体力も失いつつあるのが今の姿です。今ここで、カンフル剤を打たないと、沈没しそうです。まず、市長は志布志市の商工業の現況をどのように認識しているのか、まず伺います。

○市長（本田修一君） 日銀の報告書でございますが、通貨及び金融の調整に関する報告書によりますと、国内の景気は緩やかに拡大していると言われておりますが、中央と地方、勝ち組と負け組の格差社会が浮き彫りとなってきていると。鹿児島県においても、この志布志市においても、依然として厳しい状況にあるというふうに思います。特に志布志商店街の小売・サービス業につきましては、後継者不足や高齢化など、商店街の空洞化が進む一方、大規模小売店舗の進出によりまして、近隣の鹿屋、都城への消費者の流出など、非常に厳しい商環境にあるというふうに認識しているところであります。

○2番（西江園 明君） 格差社会が広がりつつあるというのは、市長も今、理解を示されているようです。私は前の議会で、たくさんあるイベントの中で、志布志市にある商工業の技を紹介することにより、若者が我がまちにも、こんなすばらしい技術をもった所があったんだと気付いてくれることにより、後継者育成、若手育成、強いては人口の増にもつながると考えるが、イベント等で今述べたような商工業の技、技術を紹介する気はないかと質問をしたところでした。その結果、答弁として、庁舎内にそのような技をもった所を発掘する組織をつくりたいという答弁がありました。その後、どうなったんでしょうか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3月議会で、優れた技術を持った企業や個人を発掘し、広く紹介してはどうかという質問に対しまして、本市が目指す「共生・協働・自立の社会づくり」には、人材育成が必要不可欠だということから、地域の人材を掘り起こして、まちづくりに生かしていただくために、人材バンク登録事業に取り組みたいと、そしてまた、市の広報紙においても、優れた技術を持つ企業や団体、個人を随時紹介していきたいというふうに答弁したところであります。

人材バンク登録事業につきましては、11月末現在で42人の方に登録をいただいております。市の広報紙につきましては、毎月、庁舎内の職員コミュニケーションシステム等を利用して、人材の情報提供を呼びかけ、これまでに三つの事業所、15の団体のほか、個人で12人の方々を紹介したところであります。地域のサークル、団体等から講師をお願いしたいというので連絡をとってほしい旨の相談もあったところでございます。今後も引き続きまして、市報でこのような人材を紹介しまして、より能力を発揮する場を提供することができればというふうに考えております。

○2番（西江園 明君） 今、人材バンク登録事業の中で、いろんな人を登録して、講師等に招いてうんぬんという答弁がございました。まあ、そういうソフト的にはチラシもあるみたいですが。ただ、これに皆さん、即、これを勘違いされるのが、これによると生涯学習の先生になれと言うんじゃちごどかいとかいうような点もあります。私が言っているのは、そういう企業の優れた技をということ。広報の中でとかいうふうに、今ありましたけれども、商工業の人に一軒一軒回って注文を取れというふうに言ってるんじゃないんです。アンケート的な形式でも展示する、要する費用は、先ほどのお店の案内

板の問題じゃないですけども、費用負担も当然出てきます。応募があると思うんです。私が意見として言ってるんじゃないで、発表、展示するチャンスがほしいという、技を見せたいという企業の方がいらっしゃるんですよ。ですから、私は先の議会でも言いましたし、代弁をしているわけです、今回も。ですから、そのようなイベント等で、そのような企画・計画をする気はないか。予算が無いから、当然、企業ですから機械も運ばないといかんかも知れん。そうなると、費用負担も生じると思います、行政のですね。ですから、そんなことで予算が無いからと言えば、もう一言ですけども、そのような企画・計画をする気はないか、再度ちょっとお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内の優れた商工業の方々の技術あるいは匠の技というものを紹介して、そして各種イベントで実演販売あるいは展示というようなことを、試みをしております。特に今年のお釈迦祭りにおきましては、ふるさとコーナーを設けまして、市内の地域の方々にも、こういった方々に出店をお願いしまして、広く紹介いたしまして、そして市民の好評を得たところでございます。やっちく松山藩の秋の陣まつりにつきましては、このようなことを趣旨としまして、祭りが組み立てておられますので、このことについてもきっちり地元の優れた商工業の技術あるいは技というのが紹介、また物品の販売がされております。そして、先日行われました、ふるさとまつりイン有明におきましても、このような形で、特に今回の場合は、「環境にやさしく、人にやさしく」というテーマで、地元の食材をふんだんに使った地産地消というものを看板に掲げまして、フードフェスティバルというような形で、たくさんの方々はこのふるさとまつりイン有明に参加していただきまして、優れた技術あるいは匠の技を披露していただいたところでございます。今後とも、このような場を通じまして、そのような優れたものを紹介して、そして地域の方々に喜んでいただくような場をつくっていききたいというふうに考えます。

○2番（西江園 明君） 往々にして、イベントで今の姿を見ていると、物品販売、そういうそのお店とかうんぬんの販売がどうしても目立ってしまいます。展示、発表する機会を、今ありましたように、ぜひつくっていただきたいと思います。その姿が、市長は、「あら商工業のことも考えちゃってこるつた」、絶好のPRする機会になると思いますので、お願いしたいと思います。

先ほども私は、商店街にカンフル剤を打たなければ大変なことになるというふうな意見を申しましたけれども、前年度の決算額を見ますと、商工費は2億6,600万円、農林水産業費は19億3,300万円です。一概に数字だけを比べるというのはいかなるものかということは私も理解いたします。農林水産業費は補助事業も多いし、事業も多いし、当然であります、差が大きいというのじゃなくて、商工費が少ないという意見です。これは昨年の決算は2億6,600万円という、先ほども言いましたけれども、さんふらわあ問題が出てきたから、この数字が膨らんだと思いますけれども、ちなみに一昨年度の商工費の決算額はいくら分かってますか。担当の方で結構ですけども。

○企画部長（持富秀明君） 17年度の商工費の決算額は1億5,172万9,000円でございます。

○2番（西江園 明君） 1年間で1億円ぐらい膨らんでいますけど、さんふらわあ問題とかあったから当然膨らんで、約1億5,000万円が17年度の決算額という今の説明でしょう。そんなに少ないんですよ。と言って、商店街に補助金を出せとか言ってるんじゃないんですよ。ちなみに法人等市民税のう

ちに、分割法人税はどのくらいあるんですかね。昨年度の実績だけでもいいですけど。教えてください。

○市民部長（嶋戸貞治君） 18年度の法人等市民税が総額で3億1,384万8,000円でございますが、のうち分割法人で、本市に本店があって市外に支店があるものが3,114万7,000円、それと市外に本店があって市内に支店があるもの、これが1億6,345万2,000円となっております。

○2番（西江園 明君） 法人税の約半分が分割法人税、結局、志布志に支店があるという企業がそのくらい、法人税の半分ぐらいを、半分以上を納めているという数字です。税金だけでもそのくらいあるわけです。決算額は1億5,000万円だったですけどね。その税収だけでも大きいし、さらにそこで働いている人たちから発生する税金というのも相当なもの、それを合わせると莫大なものになると思います。それぞれの企業というのは、志布志というまちに期待して立地し、経済活動をして、今、答弁があったような税金を納めていらっしゃるわけです。志布志というまちに魅力が無くなり、撤退してしまったら、税収が減るところか、そこに働いている市民にも大きい影響を与えるわけです。先ほども9番議員からも企業誘致のことが質問されましたけれども、隣の串間市にも最近急速に大型店舗が立地し、国道沿いはあつという間に埋まりました。国道を走ってみると、急激な様変わりを、隣の串間市でさえ、私も感じたところです。ですから、やっぱり緊張感、先ほどの9番議員の方の質問の中にもあって、やっぱり緊張感という問題意識というのが少ないんじゃないかなあと感じたところです。先ほどの答弁を聞いていてもですね。もっと商工費、すなわち商工業の活性化に予算を配分すべきではないかというふうに考えます。ただ、むやみに目的のない、この時世に大盤振る舞いをとということじゃないんです。人が行ってみたいと思うまちづくりにすべきではないかと言ってるんです。松山の支所前の新橋とか、通山とか、志布志支所の前の付近とか、ポイント的に整備するところはいくつでもあると思うんです。人が集まるような施設を、ハード面やソフト面を含めて、どういうことを地域が要望しているのか、してほしいと協議して、まちづくりをする気はないものかと思います。志布志の例で例えると、いつも議会で取り上げられます、支所前の上町地区はそれぞれ今、家がイルミネーションを飾って努力をされています。アピアとタイアップしてイベントを打つとか、そして人の流れが1箇所集中しないような施策とか、福岡を見てみますと、デパートがいくつも集まっている所が栄えています。駅の近くだったんですけども、離れた所に1店舗だけあったデパートは閉店をしてしまいました。やっぱり商業は人の流れがないと栄えないと言われていました。そういうシャッター通りの件について、先のテレビでも放送されましたが、空き店舗対策の一環として、1日2,000円程度で一般の人に貸して、その人がもっている特技を生かして商売をするというニュースでした。奥さんたちの総菜を売るというのが多いというニュースでしたけれども、家賃収入もあり、一方では好きな物を作って売って、楽しく、またそれを買う人が集まってくるという報道でした。それなりの地域のまちづくりの人として、私も見ていたところですけども、天文館通りが何kmもあると人は集まりませんけれども、ポイントを定めて、じゃあその地域の人たちが何かイベントをしたいけど、道路ばかりでテントを上げる所も無いと、ちょっとしたポケットパーク的なものがあればとか、そういう茶飲み話をする所もないという、素通りしかできない今の街の姿だと思うんです。そういう地域と協議して、ポイントを定めるとか、そういうまちづくりをする気はないか、まず伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市長になりましてから、商工業の振興につきまして、特に志布志の上町通りの振興につきましては、様々な形で皆さん方から御提言・御指導いただいているところでございます。私自身もそのことにつきましては、重く受け止めまして、地域の若手の方々とも意見交換会を開催させていただいたところでした。そのような流れの中で、イルミネーション事業につきましては、アピアと一体、あるいは鉄道公園と一体となった形で取り組むということで、若手の方々があのような形で自ら立ち上がっていただいているところでございます。しかしながら、そのことが直接的に集客につながっているかと、活性化につながっているかということにつきましては、少し難しいところがあるなというふうに思うところでございます。全体的に高齢化が進展する中で、あるいは新しい商業施設が、大きな商業施設が郊外に出来ていくというような中で、じゃあそこで地域に帰ってきていただいて、商店を楽しんでいただく、そしてあるいはそこに暮らしていただくというような形の生活空間、あるいは商業施設というものを考えるとすれば、ある程度、その街の中心部にそれなりの施設というものが需要ではないかなというふうには考えているところでございます。人が集い、そして集いたくなるような施設というものを地域の方々と一緒に考えていながら、今後取組をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（西江園 明君） 今、高齢化がうんぬんという話もありましたけれども、最近は郊外の一戸建てから市街地の買物、銀行に近い所に住居を求めようとする傾向が、志布志市でも既に始まっています。高齢化に伴い、歩いて用事が済ませる範囲に住居を構えようという動きですね。そういうことも一つの傾向ではないかと思えます。今、市長が言いました、確かに大きな問題、難しい問題だということは十分理解をします。ただ、今の状況を衰退していく一方だけの姿を見ているだけが、行政の姿だとは決して思いません。合併すればということで、期待をしていたと思えます。先ほど、この質問の冒頭にも申し上げました。合併する前は、合併すれば合併特例債が使えるから、街は一気に活性化するなど大声でうたわれました。ところが、あの掛け声は何だったのだという感じです。特例債も借金ですから、むやみに発行すると後世に負担を強いることとなります。残すこととなりますから、ある限り使えということ言ってるんじゃないんですけれども、まだ新聞報道でもありました。公債比率を見ると、まだ余裕があると私は考えます。むやみに使えというのじゃなくて、今この世の中が不景気で嘆いている今だからこそ、カンフル剤、栄養剤として、特例債を投入すべきと考えます。まちづくりの施策の中に、特例債を使って、先ほど市長が言ったような商店街の人と協議しながら、まちづくりを生かすべきと思いますが、特例債を投入して商店街の活性化を図る気持ちはないか、市長の見解を伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員も御承知のとおり、合併特例債は合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業、それから合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業、そして3番目に、合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するための公共的施設の統合整備事業に活用できるということでございまして、この特例債の総体枠という関係もございしますが、商店街の活性化を図る、ただいま話がありましたような施策というものが、その特例債の適債事業というものに該当するかということも含めまして、検討していきたいというふうに思います。

○2番（西江園 明君） 協議して、該当する事業があれば、特例債をというふうな答弁というふうに理解をしたいと思います。

財政担当の方で結構ですけど、合併によって許可される特例債の総額というのはいくらなんですか。そして、先ほど決算委員長の中でも報告がありましたけれども、ここ2年間で、特例債をどのくらい使ったのかお示してください。

○財務課長（溝口 猛君） 本市における特例債の発行可能額ということでございますが、10年間で139億円でございます。それから、現在活用しております特例債でございますが、18、19合わせまして、12億7,530万円程度となっているところでございます。

○2番（西江園 明君） 約1割弱を2年間で使ったということです。建設業界でもしかりです。市長のところにもたくさん来ると言うんです、仕事を何とかしてくれと。一番この合併特例債を期待していたのがこの業界ですよ。じゃあちょっとお聞きしますけど、建設事業に、担当の方で分かってたら、特例債を今までどのくらい発行しているか、投入しているのか教えてください。

○財務課長（溝口 猛君） 普通建設事業に充てている特例債でございますが、先ほど申しました12億7,530万円が基本的には普通建設事業に充当している特例債の金額でございます。

○2番（西江園 明君） それは起債償還分なんかにも充当している分も含んでいるんですかね。投資した分ですか、それとも償還分も含んで。言いたいのは、償還分は現実には目に見えないわけですけども。

○財務課長（溝口 猛君） 先ほど普通建設事業という形で申したわけでございますが、決算統計上は、例えば県の負担金事業とか、あるいはここでいえばグリーンロードの償還、ここあたりも一部充てているわけでございますが、その議員のおっしゃる普通建設事業という形のとらえ方が、例えば道路関係でということであれば、主なものとしましては、例えば18年度におきましては、市道の整備で約3億10万円程度、それから教育施設等の整備に2億1,750万円、それから19年度におきましては、市道の整備関係に2億8,760万円、それから給食センターの建設でございますが、19年度分で2億4,780万円、あと本年度から上水道の方で整備しております森山地区からの配管の整備、これら等に繰出金でございますが、特例債を本年度は9,000万円程度使っているところでございます。

○2番（西江園 明君） 先ほども言いました不景気であえいでいるこの時期こそ、カンフル剤、栄養剤として特例債を前倒ししてでも投入すべきだと思います。

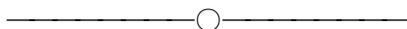
では、今後どのくらいの合併特例債を建設事業に投入する計画でいるのか、今こそ投入して、倒産する企業が出ないように、逆に収益を出して税収を増やすということになるわけです。市長が今やって、市民が一番喜ぶ施策はこれです。この時期に何をすべきかと問題意識を持って、誠意ある答弁を期待して最後にしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の中期財政計画でいきますと、類似団体の決算状況や本市の今後予想される歳入歳出を勘案しまして策定しておりますが、合併後の10年間の合併特例債は、普通建設事業等に80億円、国営畑かんの償還金に15億円を見込んでおりまして、借入額総額で95億円を予定しているということでございます。今

後の建設事業に投入する事業費につきましては、国営畑かん償還分を除きまして、借入額で64億円、事業費ベースでおおむね75億円程度を予定しているところでありますが、事業の必要性、緊急性を勘案しながら、中期財政計画の総体枠の範囲内で合併特例債の活用を図ってまいりたいということでございます。一応こういうことで中期財政計画というものがつくられてきたと。そして、このことは合併時のシミュレーションに基づきまして、そして財政計画を立てられた形での、このような特例債活用の事業になっているということでございます。今お話がありましたように、本当に小泉改革以来、私どもの地域にとりまして、格差が生じ、そして地域が疲弊しているという現況がございます。そのことについては、十分認識していることでございますので、今後そのことも考慮しながら、合併特例債の活用については検討していきたいというふうに思います。

○2番（西江園 明君） 最後と言ったんですけど、今、75億円うんぬんという数字が出ましたけれども、あと8年、2年間で約10億円ちょっと12億円でしたかね、つぎ込んで、あと75億円をこういう建設事業に充てるというふうに私は理解したところです。補正予算も既に当然締め切りは終わったと思います。そして、これから査定があると思います。今、市長の答弁を期待して、事業課では今からでも追加してでも、過疎計画を前倒しするとか、カンフル剤を打って、市長も十分認識していらっしゃるようですので、合併特例債の活用に大いに期待をして、私の質問といたします。どうもありがとうございました。



○議長（谷口松生君） 以上で西江園明君の一般質問を終わります。

ここでお諮りをします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日は午前10時から引き続き本会議を開きます。日程は一般質問です。

お疲れ様でございました。

午後4時22分 延会

平成19年第4回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成19年12月11日（火曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣
毛 野 了
鶴 迫 京 子
東 宏 二
小 園 義 行
立 山 静 幸
鬼 塚 弘 文
下 平 晴 行
福 重 彰 史

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	瀬戸口 司
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 部 長	井 手 南海男
企 画 部 長	持 富 秀 明	市 民 部 長	嶋 戸 貞 治
福 祉 部 長	蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長	永 田 史 生
建 設 部 長	宮 苑 和 郎	松 山 支 所 長	白 坂 照 雄
志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博	教 育 次 長	上 村 和 憲
総 務 課 長	中 崎 秀 博	情 報 管 理 課 長	徳 満 裕 幸
行 政 改 革 推 進 課 長	溝 口 敏 久	企 画 政 策 課 長	萩 本 昌 一 郎
財 務 課 長	溝 口 猛	港 湾 商 工 課 長	外 山 文 弘
市 民 課 長	竹 之 内 宏 史	環 境 政 策 課 長	立 山 広 幸
福 祉 課 長	津 曲 兼 隆	保 健 課 長	今 井 善 文
農 政 課 長	仮 屋 正 文	水 道 局 長	徳 田 俊 美
会 計 管 理 者	楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗

議会議務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、宮田慶一郎君と上村環君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、14番、小野広嗣君。

○14番（小野広嗣君） おはようございます。

それでは、早速、質問通告にしたがい、順次質問を行ってまいります。

初めに、情報化の推進の観点から2点質問をいたします。1点目は、電子自治体推進への取組状況についてであります。自治体によるサービスの利便性を高める観点からも、住民に身近な行政サービスのオンライン化のニーズは年々高まっておりますが、電子自治体はあくまでも住民のためのものであり、多くの市民が利用し、満足をされるものでなければなりません。本年3月に総務省が作成した新電子自治体推進指針では、2010年度までに、利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現することを目標とし、住民視点と費用対効果の視点に立って取り組まなければならないとしております。今後、電子自治体推進に当たっては、住民の利用状況、評価、ニーズを把握し、電子自治体に関する施策に反映していくことが重要であると考えますが、本市の推進状況について伺っておきたいと思っております。

併せて、構築されたシステムを市民が安心して利用できるようにするためにも、情報セキュリティの対策は喫緊の課題であります。そこで、本庁、支所をはじめ、教育委員会などの情報セキュリティの対策強化への取組について伺いたいと思っております。

次に、発達障害児の支援の観点から質問いたします。平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法は、国、都道府県、市町村の役割として、発達障害児に対して、発達障害の症状の発見後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であることから、発達障害の早期発見のために必要な措置を講ずることを定めております。発達障害は、早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見することができると言われておりますが、就学前まで健診の機会が少なく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われております。

発達障害は、対応が遅れるとそれだけ症状が進むと言われております。早期発見で多くの子供たちを救うためにも、5歳児健診の導入を図るべきではないかと思っておりますが、お考えを伺いたいと思っております。

次に、教育行政の観点から2点質問いたします。本年4月に全国の小・中学校約3万2,000校、約230万人の小学6年、中学3年の児童・生徒が全員参加して行われた全国学力調査の結果が、この10月に発表されました。学力の低下が懸念される中で、文部科学省の狙いは学力の底上げにあります。一方で

はこの11月29日、経済協力開発機構、いわゆるOECDが3年に一度実施している国際学習到達度調査の2006年結果が公表され、日本は上位から脱落しており、やはり学力低下は否めない状況にあります。このOECD調査は、2000年から始まり、今回が3回目で、2003年の調査で日本は読解力が8位から14位に転落し、文部科学省が世界トップレベルの学力とは言えないと認めた経緯があります。先に述べました本年4月に、43年ぶりに実施された全国学力・学習状況調査も、このOECDの国際学習到達度調査を強く意識した設問となっております。

そこで、今回の結果を本市としてどのように分析し、また生かしていくかが今後の課題になると思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、(仮称)学校支援地域本部への対応方について伺いたいと思います。文部科学省は、明年度より4年間で、中学校の1万校区に学校支援地域本部(仮称)を設置する方針を固め、すでに2008年度予算の概算要求に盛り込んでおります。これは、地域全体で公立小・中学校の教育活動を支援することが狙いであり、地域ボランティアが学習支援活動や部活動の指導を行うほか、登下校の安全指導を行うことなどを想定しております。

初年度は2,500校区に設置する方針のようですが、明年からの実施に向けて、本市は十分に対応できる状況にあるのか伺っておきたいと思います。

以上について、執行部の誠意ある答弁を求め、あとは一問一答方式で行ってまいりたいと思います。

○市長(本田修一君) おはようございます。

小野議員の一般質問につきましてお答えいたします。

初めに、情報化の推進につきまして総務省が策定しました新電子自治体推進指針について、本市の取組の状況ということについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

総務省は、2007年3月に電子自治体構築の新しい指針として、新電子自治体推進指針を策定しました。これは、情報通信技術の急速な進展等、地方自治体を取り巻く環境が変化したことなどを踏まえ見直しがなされたもので、2010年度までに、利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現することを目標としております。指針では、重点的に取り組むべき事項として、行政サービスの高度化、行政の簡素化・効率化、地域の課題解決等を掲げております。

電子自治体の推進に当たっては、住民視点と費用対効果の視点が重視されており、市民への利便性向上をいかに実感してもらい、サービスの利用を促すかという点が重視された内容となっております。

本市におきましても、国の新電子自治体推進指針を踏まえ、本年5月に庁内組織である電子自治体推進会議を立ち上げ、このほど電子自治体推進に向けて情報化基本計画を作成したところです。やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち実現のために、情報化としてICTを活用し、誰にでも優しく、活力にあふれ、市民とともに作る志布志市を基本理念に、市民本位のサービス提供による市民満足度の向上、健全で計画的な行政運営の実現、市民との協働による発展性のあるまちづくりの推進をビジョンに掲げ、豊かな市民生活の実現を目指します。

電子自治体の推進に向けて重点的な取組事項を掲げ、市民の視点に立った利便性向上のための情報化を進めてまいります。また、振興計画、行政改革集中改革プラン等を盛り込むなどの連携、調整を図り

ながら、情報化を実現するための目標を設定し、ICTを活用した住みよいまちづくりの形成に向けて情報化を推進してまいります。

利便・効率・活力を実感できる電子自治体の実現に向けて、本年度に情報化の構想となる基本計画を策定しまして、来年度に具体的な実施計画を策定し、調査等を行い、年度ごとに財政的な検討を加えながら順次推進してまいりたいと考えております。

次に、情報化の推進につきましては、セキュリティの維持、強化が必要だということについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

市では、平成18年2月に志布志市情報セキュリティ運用指針を策定しました。この運用指針では、本市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティについて、総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、職員個々の日常的なパソコン等の利用に関するものから、情報システムの運用に関する専門的なことまで、多岐にわたり規定してあります。

この運用指針では、情報資産を保護するために、次のような情報セキュリティ対策を講ずることとしております。一番目に、物理的セキュリティ対策では、情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害等から保護するための物理的な対策を定めております。二番目に、人的セキュリティ対策では、情報セキュリティに関する権限や責任を定め、すべての職員等に情報セキュリティ運用指針の内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発を行うなどの人的対策を定めております。三番目に、技術及び運用におけるセキュリティ対策では、情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策、またシステム開発等の外部委託、ネットワークの監視、情報セキュリティ運用指針の遵守状況の確認等の運用面の対策を定めております。また、緊急事態が発生した際に、迅速な対応を可能とするための危機管理対策を定めております。

以上のように、情報資産の保護対策には十分配慮しているところでございますが、日々変化する脅威に対応するため、職員共々、さらなる志布志市情報セキュリティ運用指針の確立に努めてまいり所存でございます。

次に、発達障害児の支援についてのお尋ねでございます。5歳児健診の導入を図るべきではないかということのお尋ねでございます。お答えいたします。

乳幼児のよりよき発育発達を支援するために、現在、乳児健診、1歳児歯科相談、1歳6カ月児健診、2歳児歯科相談、3歳児健診、5歳児歯科検診、育児学級、育児相談を実施しております。これらの健診等を通じて、発育発達確認を行っているところであります。

年齢が上がるにつれて受診率の低下がありますので、予防接種の同時実施や子育て支援センターの協力をいただき、子供とのふれあいなど、健診内容を充実することで受診率の向上を図り、発達支援を要する児の早期発見に努めているところであります。

支援を受けることを理解された場合については、その程度や年齢、環境などを考慮し、ふれい教室、県の児童総合相談センターの巡回相談、にこにこはうすへの紹介を実施しているところであります。

5歳児健診の導入を図るべきではという御提案でございますが、本市におきましては、母子保健法に

想定しております1歳6カ月、3歳児健診以外にもそれぞれの健診等を実施しております。5歳児には歯科検診を実施していますが、この中でも保健師による発育発達の確認を行っているところであります。

障害発見の遅れの原因としましては、健診の未受診もあります。これらの対策も重要でありますので、今後も受診率向上に努めてまいります。そして、発見された児の経過を確認するため並びに未受診児の把握をするため、子育て支援センター、保育所等など、関係機関とのより一層の連携強化を図っていきたいというふうに考えております。現在の健診体制で十分対応できるというふうに考えております。

○教育長（坪田勝秀君） 本議会におきましても長重教育委員長から委任を受けておりますので、私の方で答弁をさせていただきます。

初めに、情報セキュリティについて、教育委員会はどのような学校への指導をしているかということだと思いますが、昨今のコンピュータ機器の急速な発達によりまして、学校事務も極めて迅速かつ正確に行われ、大変便利になってきております。しかしながら、その反面、情報機器の発達と比例いたしまして、いわば光と影と申しましょうか、その影の部分への対応の必要性が叫ばれていることは、もう御案内のとおりでございます。

教育委員会におきましては、学校における情報セキュリティの強化と、それからコンピュータの適切な運用については、管理職研修会、あるいはまた通知等によりまして、ゆめゆめ注意を怠ることのないようにという指導は繰り返しているところでございます。

ただし、一方では、学校という所は児童・生徒を預かっておりますので、学校事故発生時等に保護者とのスピーディな連絡等につきましては、全職員が同等に対応できるよう、対応可能なようにはしておかなければならないという面も持っていることも考えております。

それから、学力検査の結果についてでございますが、今回行われました「全国学力・学習状況調査」は、御案内のとおり、小学校6年生と中学校3年生の全児童・生徒に対して実施されたものでございまして、学力面の調査は、国語とそれから小学校での算数、中学校での数学と。そして、学習状況面の調査は、生活習慣、それから学習習慣について行われたところでございます。

まず、学力面の調査についてでございますが、これは主に知識面を調べる問題と活用面を調べる問題に分かれております。本市におきましては、知識面に関しましては小学校の国語のみが全国よりも高うございまして、これ以外はやや低い正答率でございました。特に、中学校数学は、全国の平均に比べましてやや低くなっております。

この原因は、定着を図るための時間の確保の不足、例えば授業の終末における練習問題の量の少なさ、あるいはまた、家庭での学習時間の不足等が考えられるところでございます。それから、活用面に関しても、全国、県より正答率が低いわけでございますが、これも、やはり数学、算数が低くなっているようでございます。これも知識面と同様、学習量が少ないために多くの問題に触れていないことが要因の一つではないかと、こういうふうに考えています。

全体的に、知識に関する学力よりも、活用に関する力の方が低い傾向を示しておりますが、これは全国、県とともに同様の傾向であるようでございます。今後、教育委員会といたしましては、各学校に対

し、これまで行ってきました定着のためのドリルを怠ることなく、覚えるべきことはきちんと覚えさせ、さらに体験的な学習を重視したり、あるいは生活面との関連を図った授業を工夫したりなどいたしまして、知識面と活用面の両面の育成を図るべく、まさにバランスの取れた授業が行われるよう指導を継続してまいりたいと考えております。

なお、この調査結果につきましては、広報「しぶし」を通じまして広く市民にも公表いたしまして、家庭での理解や協力もお願いしたいと、かように考えておるところでございます。

それから、学校支援地域本部（仮称）でございますが、この設置について、国が考えているが、本市はどのような対応ができるのかという御質問でございますが、御案内のとおり、本市では様々な施策を通しまして心豊かな人づくりを進めています。特に地域におきましては、市民会議を母体とする校区民会議を立ち上げまして、地域や子供の教育力を向上させるために、様々な体験活動や交流活動に取り組んでいただいております。本市の地域教育力が他の地域よりも劣っているとは思っておりませんし、そういう土壌はできていると考えているところでございます。

今回、文部科学省が進めようとしております学校支援地域本部（仮称）のこの事業は、団塊世代の対策の一環として、学校と地域が一体となって、地域全体で学校教育を支援し、地域の教育力を向上させようとするものであると聞いておりますが、本市では現在も、学校と地域が一体となった青少年活動は行われております。御案内のとおり、おのおみ・てのんこ地域塾でありますとか、あるいは有明サタデー広場、田之浦の神舞、あるいはこの前12月10日に行われました岳の山寒中歩こう会とか、そういうものでございますが、特に12月8日には、KKB鹿児島情報チャンネルで伊崎田サタデー広場が鹿児島地域塾の代表として、志布志が取り上げられて大々的に放送されたところでございます。

これらの活動をより効果あらしめるためには、さらに専門的な技術や知識を持った方々に協力していただけるような体制づくりも必要であろうかと考えております。今後、教育委員会といたしましては、各学校と地域の実情や指導者等の人材把握に努めながら検討してまいりたいと、かように考えておるところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 今、質問通告にしたがって順次答弁をいただいたわけですが、情報化の推進について、市長の方にさらにお尋ねをしていきたいというふうに思っております。先ほど、本年5月に庁内においても情報化に向けた推進会議を立ち上げて推進計画書を策定したと、答弁があったわけですが、その計画に沿って重点的な取組を今後していきたいと。そして、振興計画等ともタイアップさせながら取り組んでいくんだといった趣旨であろうと思いました。そして、具体的に目標を掲げてやっていくんだと。今後、基本計画、実施計画、そういったものに沿いながら、年度ごとに着実に実施をしていくというふうになっております。それはそれでよろしいんですが、市長も私の方も冒頭申し上げたように、国が電子自治体の指針というものを以前出してございまして、そして、それが3年、4年経過して、その間に時代がますます進化していく。それに対応していくためには、また新たな指針を出さなきゃいけないというような急テンポの流れになっている。そういったことを受けて、今年の3月に、また新たな指針を出したという経緯がありますね。そして、その目標年次が2010年ということで、今から考え

れば、3年有余、これを一つの目標にして全国の自治体に頑張ってもらいたいということで指針を掲げ、そしてこの5月には、全国の自治体が様々に取り組んでいるいろいろないいニュースを、自治体にアドバイス的に送ったわけですが、そういったことから見ると、やはりしっかり意識を持っていかないと、2010年へ向けての電子自治体の構築というのは、なかなか難しい。100%の電子自治体の構築が2010年にできるとはまったく思っていません。これは相当経費も必要ですし、時間も必要とされるものでありますが、やはりそういった目標を再度掲げていかないとなかなか進まないということに対して、頑張ってもらいたいという思いであろうというふうに思っています。そういった意味から見ると、今市長が答弁された、こういった計画がやっと庁内で立ち上げられて、方向付けが少しずつ本市でも出来つつあるのかなというふうに思っております。

今年の3月にいただきました、この第一次志布志市振興計画の中にも、「高度情報化へ対応したまちをつくる」ということであります。一つ一つ言うとそれだけで時間をくいますからあれですけど、光ケーブル、光を引っ張っていかうということがあって、旧志布志の中心、あそこらになると光が入ってきていますね。そして、パソコンを活用するにしてもかなりの速い速度でホームページ、あるいはインターネットでいろんな情報の収集が手早くできる、スピードアップしてできる。ところが、こちらに来ると、職員のみなさんのパソコンで少し確認をさせてもらったりするわけですが、そこまでいなくて、情報が出てくるのにすごく時間がやはりかかるということがあります。

昨日もちょっと、わずかな5分ぐらいの時間に、ちょっといろいろと情報を知りたいということでお借りしてやったわけですが、本当にすごく時間がかかって、その分だけやっぱり仕事が遅くなっちゃうなという気がすごくしたんです。そういった意味では、本当に光に対して、この志布志市の中心であるこの旧有明、ここが今市役所ですからね、ここでのスピードがなかなか進んでいないという状況に対しては、しっかり声を上げていかなきゃいけないというふうに思うんですが、その辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、総務省の作成しました新電子自治体推進指針に基づきまして、本市でもその情報化の推進に向けて基本計画を定めたところであります。そして、今後実施に向けて来年度、そのことについて実施計画を定めようとするところがございますが、その中で中心となるのは、やはり行政の施設間のインフラというようなものが、当然基幹的に整備されるべきものだというふうに思っております。

そのことを中心に定めながら、全市に情報インフラが整備されていくことを目指していきたいというふうに考えているところであります。

○14番（小野広嗣君） 市長のその答弁は答弁で理解できるわけですが、私が今言っているのは、民間にしっかり働きかけて、光の問題も含めて、この旧有明、今の志布志市役所、ここに対して情報がスピードアップしていかないかんわけでしょう。一番仕事を中心的にされている所でしょう。そこでのインターネットを使っただけの情報のスピードが遅いわけですから、それを急いでもらうように働きかけていかないかんでしょう、そのことですよ。

○市長（本田修一君） 基本計画、そして実施計画を定めるわけがございますので、その中で様々な事

業の導入を図りながら、そして全市的にネットワークの構築を速やかにしていきたいということでございます。そのことにつきまして、事業の導入を図られましたら、速やかに諸団体とも調整していきながら構築していきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） いろいろとこの件に関しては質問したいことがいっぱいあるわけですが、一方で情報整備、インフラ整備をやっていく。そして、これまでもずっと限りなく同じような質問を繰り返してきておるわけですが、情報化時代の恩恵といいますか、果実をやはり等しく、平等に市民が受けていくためには、デジタルデバイド、情報格差を無くしていかなきゃいけない。そういうための整備ということに対して、当局は一生懸命頑張らなければいけない。大きなくくりで市長は今答弁していただきました。それはそれで結構です。

個人的にいうと、パソコンの学習教室をやるとか、そして障害者支援とかいろいろ出てくるわけですね。そういったときに、旧志布志町、有明町、松山町というふうに考えていったときに、そういったパソコンを習熟していく、使いこなしていくための学習講座であるとか、障害者に対する支援ということに関して、格差なく進んでおりますか。

○市長（本田修一君） ITの情報機器の活用のために、私ども様々な形で市民のレベルがアップしていただくための取組をしているところでございます。生涯学習の方でもそのことにつきまして、パソコン講座を開設いたしまして、市民に対しましてさらに習熟度が、初心者コースあるいは中級者コースというようなふうに分けまして、市民の方にレベルのアップを図っていただいているところでございます。

○14番（小野広嗣君） この点に関しては、講師を務める側の人材的な確保というのもあって、十分それが足りているというふうに理解していいのか、どうか。そして、職員の方々も一緒になってそういったものに参加しているという経緯が旧志布志ではあったわけですが、これは松山、有明に関しても、同じように進んでいるというふうに理解をしてよろしいんですかね。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） ただいまの市民に対するパソコンの講習会等についてでございますが、今年につきましては、教育委員会の生涯学習課の方でこの講習を実施していただいております。6月から8月に市内旧3カ町で実施をされたところでございますが、19講座を4日間開催していただきまして、240名の参加があったところでございます。

内容につきましては、パソコン初級、インターネットメールの取扱い、ワード・エクセル、こういうような講習会を実施しているところでございます。

以上です。

○14番（小野広嗣君） 課長、これは志布志市で1箇所にとまとめたものですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） これは、それぞれの旧3カ町で実施をされたものでございます。

○14番（小野広嗣君） その合計を今、示していただいたというふうに理解をしたらいいんでしょう、この240名というのはですね。分かりました。

できるだけ、これ、多くの方々に参加していただくということがすごく大事ですし、また高齢者の方々

にも興味を持って使いこなしていくこと、プラス生きがいがづくりというふうにもなっていくと思いますので、しっかり働きかけをしていっていただきたいと。もっともっと人数的には増えていっていいんじゃないのかなというふうに思います。

あと、市長、日経パソコンが毎年やっている電子自治体、eランキングというのがあるわけですよ。これで、全国、毎年やっています、全国1,613自治体、個々の情報化を5点の角度から絞り込んでみて順位を決めていくわけですが、市長は、このランキングはずっと行われているということをお聞きですか。

○市長（本田修一君） そのことにつきましては、承知しておりません。

○14番（小野広嗣君） それで、どうだこうだでないんですが、2006年ですね、去年、その前は各町村ごとに出ているんですよ、志布志町、有明町、松山町。それはもういいでしょう。

新市になってからの問題として、まず去年、全国1,613自治体の中で、志布志市は557位です。情報サービスの観点とかアクセシビリティ、いわゆるホームページの使い勝手の良さ、そして庁内情報をどこまで出している。情報化の施策がどこまで進んでいるのか。あるいはセキュリティで総合評価をしていくというものなんです。

僕は思うんですが、常にホームページの問題だとか、議会でもよく取り上げてきた経緯があって、そして、志布志市のホームページは立ち上がりが遅いということも言いました。そのことは今日は良いです、前やっていますよね。そして、そのことに対しては、もうすぐ早くなるだろうということで、鋭意努力されているということは理解しておりますので、そのことは触れませんが、ただこういったものを参考にして、そして上位にランキングされている所があるわけですよ、当然。今は西宮市、2年連続トップを走っていますが。特に2005年なんか、今年はまた少し入れ替わっていますけれども、去年の2005年なんていうのは、大都市が優れているかというところでもない。これは、やはり意識のある所がトップレベルにやっぴりくるんですね。都市の人口には関係していない。

だから、やはり意識を持って取り組んでいくと変わっていくんだなというのをすごく実感しているんですが、5点の角度から見て、評価をされて、今こういう状態に志布志市はあると。これが断定的に言えることではないんですよ、ただこういう見方もあるということで、やはり全国の自治体が参考になっているんです。

そういったことを考えたときに、この五つの角度からうまくやっている所をしっかりと学んで、自分たちのまちに取り入れて、住民にその情報を提供し、住民がそういった果実に預かるということが一番大事だろうと思うんですよ。為政者としては、そういったことを考えて職員に指示を出していく、そこはどうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この情報化の進展というのは、本当に目覚ましいものがございまして、総務省が定めた新電子自治体推進指針につきましても、議員がおっしゃるように、策定すれば策定しただけ、また改定しなければならないというような目覚ましい業界の技術の進歩があるところでございます。それが将来的にどういったものになるかということをお考えしたときに、私どもは本当に胸躍るような気持ちがするところでござ

いまして、それはどういったことかと言うと、私どもの地域みたいに少子高齢化、特に高齢化が進んでいる地域、今までこういう電子機器になじみの薄かった方々、あるいは触れたことのなかった方々も十分このものが活用される社会が、近い将来、到達するんじゃないかという大きな期待感があるところがございます。

そのような中で、私どもは志布志市の基本計画を定めたところがございますが、このことにつきましては、今お話がありましたように、当然、現在最も進んでいる地域というものを参考にしなきゃならないということもあろうかと思いますが、それとは別個の意味で、もっと使いやすく、そして親しみがあって、そして安価なものが近い将来、技術的に開発されるんじゃないかということ、私自身は期待しているところがございます。

そういったものを、今後とも業界の方々と接触しながら、この地域に導入できればというふうには、基本的には考えているところがございます。

○14番（小野広嗣君） それは少し、あまりよく分かっていないんですね、こういうことに関して、市長はですね。このことで、そんな教えるとか、そういったことではないと思うんですが。今言われた、気持ちの部分ではわかるんですよ。より市民が情報を優しくしいられるようなシステム、そういったものが将来的な安価で手に入る。あまりこういう表現を聞いたことはないんですけどね、そういうようなことを言われましたけど。

だから、先ほどありましたように、アクセシビリティ、評価の中の1点。これは情報の入手のしやすさ、これを評価しているんです。これは特にホームページの使い勝手の良さです。これは低い、うちは4. なんぼしかない、20点満点の4. なんぼしか。うちだけじゃないですよ、まだほかの自治体も遅れている所はいっぱいありますけども、やはり今、市長がそういう答弁をされてあるのであれば、そういったところの改善というものを取り急ぎ、お金はそんなに掛からんですよ。そこにしっかり力を入れていくべきじゃないですか。まだまだ足りないですよ、情報量として。使い勝手も良くないですよ。使い勝手の良い所をしっかりと先進地のを見て取り組んでいく。そして、職員をしっかりと派遣して、研修もしていただく。それは目からウロコというぐらい違いがあれば、やはり変わっていくでしょう。

あくまでもこれで良しとしていっているとは思いませんけれど、そうでなければなかなか変わらんわけですがね、志布志の情報化、ホームページ。情報化を推進していく上でいろんなことをせないかん。けども、ホームページを中心にしてどんどん情報が落ちていく、変わっていく。意見も入ってくる。そういう流れが出てくると、ほかにも拍車がかかるでしょう。そういう総合的な所につながっていく可能性があるわけですね、ホームページ一つ取ってみてもですよ。

だから、そういう先進自治体を含めた所の情報、高価なものをそのまま取り入れなさいと言っているわけじゃないんです、そんな同じ規模でインフラ整備ができるわけじゃないですからね。そうではなくて、取り入れられる所から取り入れていくということに関して、しっかり、僕はこのことに関しては、多少職員を、旅費を組んででもどんどん学んでいって欲しいというふうに思っています。

もっと言えば、職員採用ですよ。職員採用するときに専門職という形でいったときに、こういった方々の採用というものを含めて、民間から。そして採用し、その責任者として腕を振るってもらおうと、

そういったことも大事なと思うんですよ。この辺、どうですか、併せて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしたことは、私が個人的に考えまして、そういったふうな夢みたいな、夢ではないかもしれませんが、そういった社会が到達すれば有り難いなというふうに感じるところでございます。

もちろん現実的には、先ほど来お話しするように、基本計画、そして、実施計画を定めていくと。そして、それを確実に実施していくということでございますので、実施する方法といたしましては、今お話がありましたように、先進地を十分モデルにしながら、参考にさせていただきながら取り組んでいくという方向になるかというふうに思います。そして、その流れの中で、あるいは専門の職員、技術の職員を必要とする場面があるとすれば、そのときには十分考えさせていただきたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） いろんな取組をやっていますし、今申し上げて、市長も必要なときには、その判断もさせていただきたいということですので、ぜひ、いろんな角度から志布志の情報化というのを、ここで一元的に議論はできませんけれども、できる範囲からしっかり手を付けていっていただければいいと。ただ、計画目標の無いところに進展があるわけじゃないわけですから、やっとそこまで来たということは理解をしております。

今後、冒頭申し上げましたように、住民が市役所に何を求めているのかですよね。その観点でいったときに、いろんなニーズがあると思いますが、情報化といったときに、どういうことで、あるいはホームページ、オンライン化でどう進んでいくことが望ましいのかということをも市民がどういう観点から求めているのかと。これは全国的アンケートも当然あります。しかし、本市は本市としてやはりそのニーズをつかんでいくことが大事であろうというふうに思っていますね。

そういう意味では、そういった声を寄せていただくような形で、電子アンケートでも良いですし、また違う方法でもいいから、一回そういった声を拾っていくということも大事なのかなと。ただ、基本的にすごく一般的に言われているのは、今、本市も取り組んでいる申請書なんかの書類等は、どんどんこども進んでいって数が増えていくと思います。あと、図書館の貸出し等の問題、そして公共施設の使用許可等の問題。こういったものが、市民に身近な所では、全国的には求めておられると思います。

そういう意味では、そういったことを少し吟味させていただいて、早く手を付けられるところから、一つでも二つでもスタートを切っていただきたいというふうに思っております。その辺どうでしょうか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） それでは、今後の取組につきまして説明をさせていただきたいと思えます。

先ほど市長の方で三つのビジョンを掲げましたけれども、この内容につきまして説明申し上げたいと思えます。

まず、第一でございますが、市民本位のサービス提供による住民満足度の向上というところでございますが、情報化へ対応したまちをつくるということで、情報通信基盤の整備の促進というものを第一点に掲げております。これにつきましては、市内に携帯電話の不通地区があるということ、そしてまた、一部ADSLのサービスが未提供となっている所がございますので、これにつきましては、整備を促進

し、情報格差の解消を図ってまいる計画でございます。

それから、情報通信ネットワークの整備ということで、庁内、主要な公共施設への端末情報機器の整備を進めるとともに、庁内と主要な公共施設を公共ネットで接続して、各種事務事業や行政サービス提供の利便性の向上を図ることにしております。

3番目でございますが、情報通信機器講習等の促進でございます。これは先ほど申し上げましたように、市民への生涯学習講座等で操作方法の講習を今後も続けていきたいというふうに思います。

4点目でございますが、電子行政窓口の拡充でございます。これはホームページでございますけれども、文字の大きさの拡大・縮小、そして画面自体の分かりやすさ、操作のしやすさ、音声読み上げ機能、そういうものを、人に優しく使いやすいというホームページデザインを図ってまいります。

5点目に、電子行政サービスの拡充でございますが、市民の方々に対する利便性の向上を図るため、住民窓口等における手続が一度で済むワンストップサービス等の検討もしてまいりたいというふうに思っております。

それから、窓口業務の拡充等でございますが、窓口業務におきましては、ICTを有効に活用しまして、業務の均一化を図るために、窓口業務マニュアルのオンライン化、窓口業務の知識、ノウハウをデータベースいたしまして、よりよいサービスが提供できるように今後検討してまいりたいと思います。

7番目ですけれども、窓口利便性の向上でございますが、市民カードの普及、自動交付機の利用を促進をして、また住民基本カードの普及を促進して市民の利便性を図ってまいりたいと思います。

8番目でございますが、市民からの信頼性の確保でございます。市民からの信頼性を確保するために、窓口や電話、ホームページ、電子メール等で市民向けの接点を持ちまして、発生した要望・意見等につきまして、行政サービスに反映をしていきたいというふうに考えております。

以上のような住民サービスの満足度向上のためについて、今後実施をしていくところでございます。以上です。

○14番（小野広嗣君） 親切にまじめに答えていただいているわけですが、ちょっと量が多くなっていますので、そこらで結構だと思います。また議会の方にそういう、市長がさっきありましたように、策定できたのであれば出していただいて、また我々もしっかりそれを読ませていただくということでいいんじゃないかなというふうに思っています。

セキュリティの方に移りたいと思います。セキュリティに関しては、18年に情報セキュリティ運用指針を策定して、多岐にわたって規定し、しっかり取り組んでいるということですので、あれなんです、市長も言われたように、そういうものを策定し、くくってはいるけれども、こういう問題は日々変わっていくと。だから、そのことをしっかり踏まえて十分対応できる体制をつくっていかなくちゃいけないと思うというふうに結んでいっちゃったわけですが、本当にこれ、日進月歩で、いろんな問題が生じてきて、そして社会的な問題となって、それに影響をされて、またしっかり取り組んでいかなくちゃいかんということの繰り返しがこれまでだったろうというふうに思っています。

そういう意味からいえば、先ほど申した、このe都市ランキング2006、これでも指摘をされているわけですが、個人情報の管理体制に問題のある自治体はかなりあるということがこの調査で指摘をされて

いるわけですね。ファイル交換ソフトウィニー、これが社会的問題になりましたが、こういったことに対する対策はどうかとか、そういったものを調査していったときに、なかなか進んでいる所とそうでない所が出てきている。

ウィニー対策の実施率は、高い所と低い所とあって、まだまだ全体的には低い数字にとどまっているということがあります。こういったことに対する本市での取組はどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地方公共団体が保有する個人情報、システム開発を委託された事業者が契約違反して、一部再委託を行って、再委託事業者の従業員がデータを自宅に持ち帰り、自宅パソコンに保存したところ、自宅のパソコンからファイル交換ソフトのウィニー等を介して個人情報が漏えいするという事案が発生したということでございます。

本市でも志布志市情報セキュリティの取組について、部長会の会議を行い、外部委託による個人情報漏えい防止対策の周知や、職員が自宅でウィニーを使うことのないように、全職員に注意喚起を行ったところでございます。なお、市の職員が利用するパソコンは、許可なくソフトのインストールができない仕組みになっており、ウィニーの危険はないところでございます。

○14番（小野広嗣君） そういう危険はないということで確認が取れているというふうに理解をしいんだらうというふうに思います。そういったことで、新たに今、市長言われたように、そういったソフトをインストールできないようなシステムとしてなっているというふうに思っています。私もそれは理解をしております。

そういった観点から言えば、少し心配は危ぐで終わるのかなという気もするわけですが、ただ冒頭ありましたように、本当に日進月歩でいろんな問題が起きてくる。そういったことに対して、いちごっこみたいにしてですね、対応していくということがあるわけですので、そういう意味では、セキュリティ対策というものに関しては十分に取組んでいかなければいけない。

本市におけるセキュリティ対策の責任者は、誰ですか、副市長ですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 現在、市の最高責任者は副市長でございます。副市長が、情報統括責任者でございます。

○14番（小野広嗣君） 副市長が、情報統括責任者ということ。実際は、そういう形を採っている所が多いわけですが、なかなかそこに精通しているわけではない。名前としてはそうやっていらっしゃるわけですが、だから、情報統括責任者に対して補佐をする人たちまで今、全国の自治体では付けなきゃいけないという状況になっております。そういったことを受けたときに、副市長のこの情報セキュリティに対する考え方、それを一言お述べください。

○副市長（瀬戸口 司君） お答えいたします。

ただいま市長からも答弁ございましたけれども、私ども地方公共団体の持つ情報の保護といったものは、漏えいを保護するという事は非常に大事な事だというふうに考えております。先ほど申しましたけれども、部長会議等のたびにそういう形で注意を促しておりますし、例えば外部でそういう事例があった場合にも、その事例を必ず出しまして、職員の方々に対しましてそういう説明をいたしますと

もに、職員の方々に對しましては各メールで、職員の方々にもこういう事例があったんで、今後気を付けるようにということで徹底を図っておるところでございます。

今後とも、個人情報の保護の漏えい防止対策につきましては、全庁的なスタンスで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） 情報セキュリティの問題はこれで大丈夫だということは絶対あり得ない問題です。普段、やはり注意を怠りがちな、大事だ、大事だと言いながら注意を怠りがちな領域でもありますので、責任者である副市長がしっかりそういったことを声掛けを職員にさせていただきながら、常々注意を払って行って欲しいというふうに思っております。

あと、教育委員会の方ですが、もう教育長の方からそれなりに答えをいただきながら、現状をしっかりと取り組んでいらっしゃるんだろうなというふうには理解するんですが、1、2点ほど。先ほどの市当局との議論もそうですけど、情報の漏えいというものがすごく心配される時代に入っている。そういったことからいった場合に、すごく心配しているのは、教員に1人必ずパソコンがあるという状況に今進んで行きつつあるわけですが、これが完璧に整備されない状況にあっては、教員の皆さんが自分で買ったパソコンを家で使い、学校で使いという問題が生じておるわけですね。そういったことに対して、本当にセキュリティの上で大丈夫なのかと、個人情報の保護は大丈夫なのかと、こういったことを心配される部分があるんですが、そこに対する対応、現在の対応方をお示してください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、本当にこれは難しい問題もたくさんございまして、私ども今、1人1台のパソコンを持ってそういう仕事を進めております。ちょうどまたシーズンにもなり、通知表を書いたり、あるいは指導要領を書いたりという仕事が入ってまいりましたが、そういうときに、御指摘のように、家に持って帰って仕事をするとか、あるいはついつい保管場所を忘れてしまったとかということで、県内で必ず今頃になりますとそういう事故があるわけでございますが、学校外の流出を防ぐために、校長を通じまして、そしてまた指導主事等を通じまして指導はしております。

そしてまた、私ども学校にはもう一つ大きな問題は、コンピュータ機器以外の紙媒体の成績表とか通知表とか、そういうものも同時にしっかりと管理しなければならないという一面を持っておるものですから、パソコンと同時に、こういう情報管理も今後十分指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） この問題に関しては、庁舎の方がまだしっかり整備をされていると。教育委員会関係の方は、学校関係の方が不備な点が多いだろうというふうに僕はすごく思っています。そういう意味では今、教育長言われたように、しっかりと目配せしていただきながら、指導していただきながら、倫理観の問題とか様々広がっていく問題でもありますけれども、対応をしていただきたい。今後、学校間、教室間におけるLANの整備とかという問題になってきたときに、こういうセキュリティの問題というのはすごく大事になってきます。そのことの議論は今日はいましませんけれども、そのことも含めて、今後のLAN整備に向けても注意を払って行っていただきたいというふうに思っております。

次に移りたいと思います。この5歳児の健診について、市長の方からも答弁をいただきました。これは合併する直前だったと思いますが、17年にも、旧志布志町議会でこの件に関しては質問をした経緯があります。ですから、今、市長が答弁されたような内容は全部分かっているんです。そういう答弁なんです、当局も。

なおかつ、私が再度、そういう取組は理解しながらも、今回こうやって5歳児健診をやはりやるべきだというふうに言っているのか、その件を今からお話しますので、聞いていただきたい。

志布志市は、5歳児における歯科検診はされています。この時に保健師さんと問診等も行いながら取り組んでいらっしゃる。これはこれで有り難い話なんですけど、実際のところ、これ新聞記事なんですけどね、3歳児健診では見落としがちなんです、この問題は。落ち着きのない子供なんて3歳ぐらいだったらいっぱいいるわけですから、判断がなかなか付かないんですよ、3歳児ではですね。

これが注意欠陥多動性障害、あるいはアスペルガー症候群、この軽度発達障害の疑いを見つけていくというのは5歳児健診が一番好ましいと、医学的見地からもそれが今立証されてきているんですね。ですから強く言う。3歳児健診では発見されなかった。ところが、5歳児健診で発見される例というのはかなり出ているわけです。そのことの重要性を考えていただかなければいけないというのがあります。

この厚生労働省の18年度の研究報告書というのがあるわけですが、鳥取県、これは5歳児健診で9.3%、栃木県でも8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されました。こうした児童の半数以上は、3歳児健診ではなんら発達上の問題を指摘されていなかった。この報告書の結論としては、現行の健診体制では十分に対応できないんだというふうにある。ほかにもそういう角度からの指摘というのはいっぱいあります。ここに資料も持っております。

そういったことを踏まえたときに、もっといっぱい言えますが、僕がすごく気になったのは、市長の答弁で。いろいろ1歳半だとか3歳だとか、やっています。そして、5歳児健診も歯科検診でやって、そこに保健師さんがおられて問診もやっている。これで十分対応できていると考えていると表現をされたでしょう。こういうふうに今、本市が取り組んでいるという表現だったら分かりますよ。本当に十分ですか。発達障害児は、ここで全部、それだったら全部把握できますか、この5歳児歯科検診で。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の健診体制というのは、今議員お話のとおりでございます。5歳児におきましては歯科検診がされている。その際に保健師もおりまして、過去の経歴等を十分把握しながら、歯科検診に合わせて、保健師の方も対応しているというようなことでございます。そのことをもって十分対応できているというふうに考えているということでございます。

○14番（小野広嗣君） だから、そういう表現ではなくて、そのことによって、発達障害児はそういった対応で全部対応し切れていると思っておりますかということですよ。難しい領域ですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふれい教室、にこにこはうす等へ通所している児童につきましては、今実施している診断で疑いのあ

る、あるいは気になるという子として確認ができている状況にあるので、現在実施している健診で続けていきたいと。心配なのは、健診未受診で発見が遅れることがあるので、未受診の解消に努めていきたいということでございまして、先ほどの健診の体制と、それからこのような取組の中で対応ができていくというふうにお答えしたところでございます。

○14番（小野広嗣君） どうもよく分からない。全然対応していないとは思っていないんです。しっかり取組も努力されている。しかし、それで完璧に対応しきれているかという、僕は絶対そうじゃないと思うんです。そのことを議論しているんですよ。3歳でも発見できます、そしてそのデータは持っていらっしやいます、保健師さんたちも含めて。そして、その子たちがどうなのかという事後の観察もしていただいていますよ。それはそうなんです。

だけれども、そうだった者が、5歳あるいは就学前になると落ち着いてきて問題なかったというケースもいっぱいあります。とにかく、落ち着きのない子はいっぱいいるわけです、まだ3歳だったら。ところが、5歳児の場合は、3歳から就学前まで、間が空くわけですね。5歳児はあくまでも歯科検診と問診ですよ。そして、保健師さんが接するという。総合的な健診ではないと言っているんですよ、僕は。そこにお医者さんが入る、行動観察を十分取る時間が、2時間、3時間あって、それをお医者さんとか専門医でずっと見ていく。その結果、どうなんだというのを出していかないといけないんじゃないかということを言いたい。それをせずに就学前まで来て、就学前にその問題が出てきたときに、お母さんたちがパニック状態になったりして困ってしまう、対応が遅れてしまう。

だから、今、5歳児健診というのをしていかなきゃいけないし、それを徹底してやり始めた自治体が全国的にどんどん増えてきていると、そのことを言っているんです。それに対してどうですか。

○市長（本田修一君） ただいま鹿児島県内で19年度実施が2町、そして20年から実施する所が1市ということで、3市町が取組をされるというふう聞いてるところでございます。

私どものまちでも、現在そのような形で健診体制あるいは歯科検診をしていっておるところでございますが、今議員がおっしゃるように、そういう意味で、厳密な意味で言えば完璧ではないというふうには認識するところでございますので、このことにつきましては検討させていただきたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） 財政難、そういう状況もある中で、いろいろ我々議員、あれもせえ、これもせえと市長の方に市民のためにいろいろと質問をするわけです。そういった中で、市長はいろんなことを取捨選択しながら、最終的にヒアリング等を行いながら決めていかれるわけですが、こと、この志布志市の未来を背負っていく子供たち、少子化の問題をよく質問をするわけですが、特にどこに手当をするかと、それは市長の判断もいろいろあるでしょう。しかし、我が志布志の将来を担って行くであろう子供たちのことを考えて、施策の展開というのは判断をしていって欲しいと。それは、これまでの市長の判断がどうだ、こうだと責めているわけじゃないですよ。今後を考えていったときに、ただでさえ少子化でいろんな問題を抱えていく。そういったときに、本市の子供たちを慈しみ、守っていくという、そういった首長の姿勢をいろんなところで見せていただきたい。そうすることが子育て日本一というキャッチフレーズのまちづくりとしっかり符合してくるんだろうなというふうに思うんですよ。

そういった面では、こういったことも含めて、しっかり検討を今後重ねていっていただきたいという

ふうに思っております。

次へいきたいと思えます。教育行政の観点、教育長の方にいろいろとお聞きをしますけれども、この件に関しては、一応市長の方にも通告を出しておりました。先ほど教育長が述べられた本市のそういった今回の結果を受けての子供たちの状況を踏まえて、市長の率直な感想、それだけで結構です。一応通告しておりましたので述べていただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この全国学力調査につきましては、私も非常に興味を持って見ておったところでございます。私どもの地域が、ともすれば鹿児島県下でも本当に一番学力レベルが低い地域だということが噂された、噂があったというような、そういった見解が広がっていたということがあって、本当にそのことがそうなのかということは気にしていたところでございます。

しかしながら、教育長の方から回答がありましたように、そういったことが決して否定できる状況ではないというようなことでございますので、今後、教育委員会とともに、このことについては改善に取り組んでいきたいというふうに考えるところであります。

○14番（小野広嗣君） 教育委員会、教育長とまた一体となってしっかりと、相当危ぐされていた面もあったろうと思えますが、確かに全国平均から見てどうなのかということ、そのことうんぬんを細かく議論したいとも思っていませんけれども、しっかりと立ち上げて頑張っていける可能性もある状況に本市はあるというふうに思っておけばいいだろうというふうに思うわけです。

教育長、答弁をいただきました。おっしゃるとおりで、全国平均から見て少しというのがあったわけですが、そのことは横に置いておって、やはり傾向性として、知識の面、こちらでは全国的にも本市においてもやや良い方向にあるけれども、それを実際活用していく、知恵として吐き出していく、こういった観点がやはり弱い。そして、今回のOECDの結果、トップレベルから落ち込んだ。このOECDがやっている学力というか到達度の見方というのも、この活用面ですね、それが劣っているがゆえに、今回43年ぶりに国が慌ててやり始めたということ。そして、実際やってみると同じような方向性が示されたということです。

そういった面で言えば、教育長は学習時間も足りないという、俗に言うゆとり教育というか、ここでゆとり教育の弊害、まさに今回の子供たちは、そのゆとり教育を受けた人たちが結果を出したと言われています。それは、僕はゆとり教育すべてが悪いとは思っていませんけれども、確かにその一面もあるんだらうなど。総合的に見たときにそれが指摘されておるわけですが、これ、本市の結果を、教育長言われたんですが、これ各学校間、地域間での格差はどうだったんでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校間ということは、今回は私ども、データの的には公表する気持ちはございませんが、特に地域間ということでございますと、この曾於地域といえますか、ここの所が、あるいはまた鹿児島県全体、大隅地域が特にどうという傾向も私どもは具体的には把握しておりませんが、先ほどちょっと学力面で申し上げましたけれども、今回の調査は、生活習慣、学習習慣の面における分析もやっておりますので、申し上げてみたいと思えます。

本市の場合、学校外での、塾での時間も含めた児童・生徒の学習時間は、小学校・中学校ともに県全体で非常に少ない、全国と比較してもやや少ない傾向を示しております、本市の子供たち。学習塾への通塾でございますが、これも本市の子供たちは、小学校・中学校ともに県平均を下回っていると。これは高ければ良いというわけでもございませんが、低いということです。

ですから、見方によりましては、本市の児童・生徒は、全国より学習時間が少ないわけですが、その割には頑張っているのではないかと。また、逆に通塾もしていないけれども、彼らは彼らなりに一生懸命、塾には通っていないが、先生方の指導や本人たちの努力の賜だろうという面も評価はできるところがあるんじゃないかと、こういうふうに分けております。

それからもうひとつ、将来の夢や目標を持っているかとか、あるいは外に出て遊んだり、運動、スポーツをしておりますかとか、1日あたりのテレビゲームやインターネットの時間はどれぐらいかと、こんな調査もあるわけです。それから、地域の行事に参加しておりますかと。こういうのがありますが、これは本市の子供たちは、全国よりもはるかに良い傾向を示しておりますので、心豊かな人間の育成の側面はそれなりに図られているのではないかと、こういうふうに分けております。

ですから、これらのことを踏まえまして、今後、教育委員会といたしましては、この調査結果をさらに分析を深めまして、学校へのより適切な指導を検討してまいりたいと、こういうふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。活用面の力の中でも、これは全国的にそういう傾向があるけれども、極めて本市においては、小学校における算数、中学校における数学、いわゆる理数の力が落ちていくというのがOECDの結果でもありますし、今回の全国学力調査を見て、そして本市においても、それが顕著に表れているということであれば、詰込み教育うんぬんは別にしまして、理数、特に数学、算数に対する教育にしっかり取り組んでいかなければいけない。

ただ、僕は今回すごく疑問に思っているのは、やはり試験をされた小学校6年生、中学3年生、これは2年までの学力、そして小学校5年までの学力、その土台の上での試験ですね。そして、それをその子供たちにどう生かそうかと思えば、生かせられませんね。どちらかという、次の人たちにしか生かせられない。実際は、この8月ぐらいまでに答えを返すべきであったろうと思うんですが、それが返せなかった。

だから、やっぱり現場でいえば、早く返して欲しいと。そして対応したいんだという先生方も、心ある先生方がいらっしやっただと思います。そういったことに対して、現場では、すごく今回のこういう時期、返し方の時期に対して不満があるんじゃないのかなというふうに思うんです。

それで、せっかくやったわけですね、いろいろやった方が良かったのかという議論も、読んでみるといっぱいありますよ、資料を読みますと。ただ、やった以上、これを生かしていかなきゃいけない。生かすタイミング、生かす時間、これが欲しい。だけれども、先生たちはますます忙しくなる。こういった中で、今回の結果を、本市としてやはりしっかり生かすために、やはり教育長がしっかり目配せしないと、学校間によって意気込みが違っていると、僕は思うんですよ。そこはどうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 御指摘のとおりでございます。

学校間の格差があってはならないことは、かねがね指導はしておりますが、やはり取組に温度差がございまして、あるいはまた時期的なものもございましたり、あるいはまた今御指摘のようなことについて、積極的にその結果を早く認識して、なんとかしなきゃならんという学校も確かにございます。

しかし、一方では、いろいろな行事等に忙殺されたりしてということで、そこまで手が廻らないという学校もございますので、こういう温度差の解消につきましては今後指導をしてみたいと思いますし、それから6年、3年でございましたので、当事者に対しては確かに還元できない。しかし、これはやはり長い目を見たときに、傾向をつかみ、そして次の1年生、次の5年生、次の3年と指導していく中でまた生かしていければ、これもまた調査結果の効果じゃないかなというふうにも考えておるところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 膨大な金を掛けてやったと、そのことに対する批判も実際あるようですね。しかし、あくまでもこのOECDの結果等を踏まえて、これまで日本がこういう学力調査をずっとしてこなかった、全体的、全国的に一斉というこういうことをやってこなかったがゆえに、全体的なレベルの計り方ができなかったという問題はやはりあったんだろうと。

だからといって、こういうことを一括してやっていくのが良いのかという問題もたぶんあるんだろうというふうに思っています。いろんな資料等を読み込んでいくと、こういった面に使うのであれば、もっと教員を増やして欲しいとか、いろんな教育現場からの声もあるようであります。そういった声も含めて、市長が本市を統括されて、そして学校長あるいは先生方と話をされる中で、そういった声はたぶん本市においても必ずあるだろうと思います。不満もいっぱいあったみたいですね。

そういった声は声としてしっかり把握していただいて、やはり声は上げて欲しい。そして、より良い方向へ持って行って欲しいと思います。来年もやることをもう決めていますのでね。そうすると、今回の結果がどう生かされて、来年反映されて、本市に返ってくるのかという問題がありますので、そこに対する取組もしっかりお願いしておきたいと思います。

次へ移りたいと思います。

学校地域支援本部（仮称）ということになっておりますが、これが来年度から4年間掛けて全国1万中学校区、ちょっと超えますけどね、1万を超えます、1万700ぐらいあるのかな。そのぐらいの学校区に4年間掛けて設置していく。来年から2,500つくっていくということでもあります。

これは、なんで今回こういう質問をしたのかと言いますと、ちょうど10日ほど前に、文部科学省の副大臣池坊保子さんが鹿児島に見えまして、その方の講演を1時間ほど聞く機会がありました。そこでいろんな話がある中で、この問題だけで30分ぐらい費やすぐらい一生懸命話をしておりました。

自分も議員として十数年いろんな仕事に携わってくる中で、やはり教育に関する仕事というのは、自分の仕事の大きな部分だと。その大きな部分のひとつの総仕上げとして、この学校支援地域本部というのをなんとしても軌道に乗せたいというふうに話をしておりました。今度の予算枠を見ても、総体で205億円という規模のお金を投入して取り組んでいくんだということで、その意気込みが分かります。

が。抽象的になりますが、そういった国の意気込み、予算枠の問題も含めて、教育長はどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校支援地域本部、これは仮称でございますが、国がこうやって大変な意気込みを持って、財政厳しい折がら、それぞれ格差を無くしながら子供たちを地域から支えていこうという方法を示していただいたことにつきましては、私どもも大変有り難く、そしてまた、これが1日も早く実を結んで、そして我々この地域にも生かされるように期待をしているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 本当に、実際こういった事業が、打ち出されては消えていく場合も過去にはありましたね。だけれども、この事業は、本当に教員の先生方が大変に忙しい時代に入ってきている。そして、親の様々な要求にも対応していかなければいけない。体が全然足りないというような状況の中で、そういった教師の環境も守ってあげなきゃいけない。そして、教師を守ることによって一人一人の子供にじっくり時間を掛けて接する。そういった状況をつくってあげなきゃいけないという、本当に大事な視点だなというふうに思うんですが、これ、根付くのに簡単にはいかないと思います。

しかし、4年間で1万を超える所にやる、そして、まだ情報としては出ませんが、将来的には小学校区にもおきたいんだと。そこまでやれば、日本の教育も大きく変わるというような話も出ておりました。

そういった面から見たときに、モデルがあるわけですね、教育長は多分御存じだと思いますけど、和田中学という所がすでに地域本部というのを立ち上げて活躍をしてきた。形は変えて、教育長も言われたけれども、本市においても、地域によっては、いろいろと地域と学校が一体となってやれている部分もありますが、ここでは、校内の図書室での書籍の貸出し、管理運営、グラウンドの芝生や花壇などの整理、下校時には通学路で交通安全を指導し、事故に巻き込まれないように対応するとか、この計画では、教員OB、先ほど言われました地域的なつながりもですけど、知識のある専門の方というのを最後に教育長答弁されていましたが、教員のOB、あるいは企業を退職した人、あるいは教員を目指す人、かなり専門性の高い人たちということに対する人材の確保。だから、そういう意味でいえば、教育人材の確保、教育人材バンク。人材バンクは志布志でもいろんな形で求めておりますけれども、教育を守っていく上での教育人材バンクみたいなものをしっかり立ち上げて、この事業に対して対応できるシステムをつくっておくべきであろうというふうに思うんですが、そこらに対する教育長のお考えはどうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員の皆様方にもこれはお配りしておりますが、この中にも「志育みプラン」という中で、本市の地域活動の状況はるる説明しておりますのでもうお分かりかと思いますが、それぞれ家庭では、学校では、地域ではというふうに皆様方、先ほど例を申し上げましたような例以外にも、たくさん地域で活動をしていただいております、大変感謝しているところでございます。

また、今ありましたように、この志布志では、もうひとつ創年市民大学などもありまして、この前全国大会も開きましたが、ああいうところにも、創年の方々が子供たちと接していこうということで、し

きりに熱意を示していただいております。我々といたしましては、そういう方々の熱意に乗っからない手はないと思っておりますし、学校にも呼びかけておりますし、そして子供たちも積極的に参加するように日ごろ仕掛けております。先ほど申しましたように、志布志市といたしましては、私はこういう地域支援本部を受け入れる土壌は十分あるだろうと。

ですから、今後またそういう有資格者の方々が地元に残っていただくということでありますならば、そこでまた活躍の場を持っていただければ有り難いと、こういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 教育長の方で、こういった事業に対する体制づくりとしては、その土壌としては、志布志市は有能な人材を備えているし、また協力もしていただけるのではないのかという、そういう思いであろうと思います。そういった意味で、しっかりそういった方々の力も結集しながら、そして、先ほど申し上げましたように、将来的には小学校区単位で支援をしていくんだと。そして、教員をしっかりと守っていくんだと。これは、子供たちも守りながら教員をしっかりと守っていくという視点がすごくある。やはり、教育力をつけようという配慮から生まれていますからね。冒頭言われましたように、団塊の世代対策だけではないんです。これはほんの一部分です。そうではなくて、こういう205億円の予算をつけているというのは、そういう背景があると。

ですから、将来の小学校区への対応まで見込んで、そういった土壌があるのであれば、教育委員会の中で整備を、今のうちから1、2年掛けてしておくことが大事だろうと思います。そういった方向で我がまちの子供たちの育成にしっかり今度とも取り組んでいただきたいと申し上げて、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に10番、毛野了君の一般質問を行います。

ここで35分まで休憩いたします。



午前11時27分 休憩

午前11時37分 再開



○議長（谷口松生君） 一般質問を続行します。

次に10番、毛野了君。

○10番（毛野 了君） ご苦労さんです。通告書にしたがって、順次市長の考えをお伺いいたします。

まず、本市の農業振興とその取組ということですが、市長、あなたは、農業が基幹産業であると、我が市は農業が基幹産業であると、こうおっしゃっています。農家経営の安定を基本に、活力ある農業社会の建設に向け、消費動向を的確にとらえ、農業の振興を図ります、こうおっしゃっています。

そこで、農政改革関連法で前回も申し上げましたが、「21世紀新農政」というのが国策で生まれまし

た。一部、ねじれ国会で内容が修正されようといたしておりますが、今年4月にこの制度がスタートいたしまして、この改革の狙いというのは、担い手をいかにして育てるか、認定農家育成であります。そして、大規模農業経営を目指す農家育成、これが大きな狙いでございます。

一方、これに反して、高齢者・弱者農家の切捨て、昨日も畜産振興について出ましたけれども、昔は各農家が、1頭、2頭の育成、牛を飼っておりました。これがほぼなくなりました。そこで、市長は、21世紀を展望の持てる農業の時代としていくため、65歳以上の中核農家の子供・孫を対象とした農業農村家業再生支援事業を立ち上げました。その結果と効果、それと併せて、集落営農組織づくりをどのように進めておられるか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 毛野議員の一般質問にお答えいたします。

集落営農と農業農村家業再生支援事業についてお尋ねでございますが、農村はかつてない厳しい状況に直面しているということでございます。特に、国民の四人に一人が65歳以上の高齢者で占める少子高齢化という現実の中で、農業分野で見ると、すでに農業従事者の二人に一人が65歳以上という大変な事態になっております。

本市の65歳以上の農業従事者も例に漏れず54.1%となっております、その中で後継者のいない農家をこのまま放置すれば、5年後、10年度には、自然とこれらの農家は減少していくということになるかと思えます。新たな雇用の場を増やすという大きな行政課題がある中で、本市の農業は、大きな雇用の場として地域経済に貢献しているということは御承知のとおりでございます。

今、その雇用の場としての農家が確実に減少しようとしており、このことは、農村集落の将来を左右する大きな問題でもあるということでございます。そして、そこには、農村集落が、兼業農家、専業農家、小規模農家、非農家、高齢者、若者と、多様な人々が多様な形で暮らしており、これらの人々の相互扶助によって、はじめて地域が成り立って守られて来たということから、この農業農村家業再生支援事業というものを考えてきたところでございます。

しかしながら、国は、農業担い手の確保を認定農家と集落営農という特定の個人・団体にシフトした政策を進めようとしております。高齢者農家をはじめとする多くの小規模農家は、本市における雇用の場として大きな財産であるということは、確固たる事実でございます。

そこで、国策としましても支援を受けられない、後継者のいない高齢化した中核農家を、5年後、10年後においても貴重な雇用の場として存続させるために、行政、農協、地域等が一体となって、時代を超えて農業で生活できる中核農家として存続させようということで、これらの農家が子供や孫に継承されることによって雇用の場が確保され、これまでの歴史・伝統の中で維持されてきました農村社会を、永続的に維持・継承させようということでございます。本市の農業従事者の二人に一人はすでに65歳を超えていると。そのうちの約7割近くが70歳以上の高齢者となっていると。そういうことで、農村の高齢化率はさらに加速いたしまして、一人暮らしのお年寄りも増加しているということで、このままでは集落の維持すら危ぶまれているということございまして、このような状況を踏まえて、市では農業農村家業再生という事業を取り組んできたということございまして、これまですでに3件を認定しております、そのほか2件の認定について、ただいま手続を進めているということでございます。

○10番（毛野 了君） もう1点の集落営農組織づくりというのはどうなんですか。併せて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

集落営農組織づくりにつきまして、すみません、欠けていました。

農家の高齢化や後継者不足の点から、耕作放棄地や遊休農地が増えてきている中で、水田農業の経営を確立していくためには、地域における担い手を明確化し、育成していく必要があります。担い手に農用地を集積・団地化しまして、農地、農業用機械・施設、労働力を効率的に活用しうる地域営農システムを確立することが急務となっているということでございます。

そのためには、5年後、10年後の地域、集落の農業をどう維持・発展させるか、また農地を利用集積する方向として、認定農業者等の担い手に集約するのか、あるいは全戸が共同で担うのか、将来のビジョンを検討する必要があるということでございます。しかしながら、認定農業者等の担い手の育成・確保を推進し規模拡大を図ったとしても、全農業者数と比較すると、ごく一部に過ぎないということでございます。担い手に農地を集約するにしても限界があることから、集落営農組織の設立につきましては、避けて通れないということでございます。

市としましては、集落営農組織制度の周知徹底、地域リーダーの育成、関係機関・団体と連携したサポート体制の確立等の支援策を考えているところでございまして、現在、集落営農組織につきましては、野井倉南部地区、それから野井倉下段地区につきまして、作物団地づくり集落推進や、その方々を中心に地域の農用地利用計画を策定していただきながら、目標とする集落営農組織づくりについて、取組を始めているところでございます。

○10番（毛野 了君） 市長、PRが足りないんですね。旧町では、JAさんなり、それとタイアップして集落座談会というものをやりながら、特に農政については、項目ごとに細かな座談会なるものを開催いたしておりました。

農業農村家業再生支援事業というのを農家が知らないんですね。だから、農政に関するものだけを、パンフレットなり、市街地に配布する必要はございませんので、農村地帯に配布するぐらいの準備はないのかどうか。それと、行政が集落の現状を的確に把握して、それぞれの集落にあった政策、立案を手助けをして、それぞれ課題を整理しながら、地域の特性を生かした産地づくり、いわゆるブランド品の作物を導入する計画はないものかどうか。

例えば、分かりやすく言うと、県の奨励品種になりますとピーマンがありますね。本田市政で新しいブランド化を進める作物の導入の考えはないのか。あと2年あります。考え方をちょっと聞かせてみて下さい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内に二つのJAがあるということございまして、その二つに依頼いたしまして、経営者が65歳以上で作物の部会員として取り組んでおられる中核農家というものを調査していただいたところございました。

その結果、家業再生支援事業の対象農家として約260名がピックアップされておまして、今、これらの農家を中心に、この農業農村家業再生支援事業につきまして説明いたしまして、そして勧誘を、推

進をしているところでございます。また、パンフレット等が必要ということであれば別途またそういうものは作成していきながら、推進に、普及に努めていきたいというふうに思います。

それから、ただいまお話ししましたように、集落営農ということで、二つの地域に今働きかけをして組織づくりを進めていただこうとしているところでございますが、この集落営農地帯は、規模的にある一定の規模が必要ではなかろうかというふうに思うところでございまして、その一定の規模がある所について、こういった集落営農を推進していこうということでございます。

そして、今進めようとしている、先ほど言いました野井倉南部地区につきましては約200haの地域だと。下段地区につきましては50haということございまして、これらのものを中心に集落営農というような形で推進していくということでございます。そして、現在の集落の範囲でいきますと、集落の中に、例えば共同利用型集落営農というものが可能かということで、これは集落で機械施設を所有しまして、構成員が計画的にローテーションを組んで共同利用するという集落営農でございますが、そのやり方。

それから、農作業の受託方式の集落営農ということで、オペレーター集団を形成しまして、農作業を受託しながら集落営農していくやり方。

あるいは、三番目に集落農場型集落営農ということで、集落全体を一つの農場と考えまして、このことでもって集落営農をしていくと。共同で営農をしていって収益や費用のプール計算をしまして、収入につきましては、プール計算に基づいて、農地の持分や出役の時間に応じて各農家に構成料を配分するというようなことで集落営農の推進をするということになるかと思えます。

このようなことを、それぞれの地域にまた投げかけまして、集落営農の形で今後の集落の農業をやりたいということにつきましてはバックアップをしていきたいというふうに考えます。

そのような中で、今お話にありましたように、私どもの地域には様々な、県下でも有数のブランドになる農作物があるところでございます。イチゴ、メロン、それからピーマンというようなことで、これらのものは十分県下でも相当な位置を占めておりまして、そしてそのことによってたくさんの農家が育成されているということでございますので、今後畑かんが進みますので、畑かん営農センターでも畑かんの重点作物というものを今探っておる段階でございます。

それらのものと合わせながらこの地域のブランド、新しいブランドがあれば、そのことについて取組をしていきたいというふうに考えております。

○10番（毛野 了君） 新しい品種、ブランド化、県の産地指定を受けるような品種の導入というのは今後の検討課題ということですが、今おっしゃいましたように、国策で水が来ます。水のある農業、その中で新しい品種の導入というのは、担当部なり、そういうものに指示検討というのはされたことはないんですか。

それと、やっぱり第一次産業が活発になりますと地域が潤って、そして地域に残って農業をやろうかという若い後継者が地域にとどまると思えます。そこで、この産地のブランド化と併せて、この若い後継者の育成を今後どうするのか。せつかく水も来ます。それで市長の思いをちょっと聞かせて見て下さい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畑かん営農につきましては、現在、試験通水もされておりまして、21年度よりいよいよ本格的にこの地域全体の畑かん営農が始まろうというふうになっているところでございます。そのような意味合いから、私どもは昨年度から、この畑かん営農につきましては、特にどのような作物が適当かということをおととも、そして関係機関とともにその研究を続けてきているところでございます。

現在のところ、まだ、これというような形で選定されていないところでございますが、今お話ししましたように、県のブランドに相当するようなものを今後育成して推奨していきたいというふうに考えております。私どもはこのことをもって、この地域の畑作が、それこそ南薩が反当20万円以上、上げているということでございますので、この地域はその半分にも満たないというような現況を考えたときに、南薩に劣らない畑かん営農を今後していかなければならないと、そのことが水の高度利用につながっていくということになるかと思っておりますので、そのことについては関係機関、そして団体とともに、ただいま懸命に模索しているところでございます。

○10番（毛野 了君） 後継者育成についてはそれぞれ努力を願いたいと思いますが、一点だけちょっと確認をしておきます。JAが二つあると、やりにくいというふうに私、聞こえたんですが、これは行政が中心になって、昨日も出ましたけれども、振興会なるものを一つつくればいいわけですよ。そこにすべてをおろすと。そういう運営を行政が中心になって進めていくべきだと思いますので、これはひとつ要望をいたしておきます。

次に移ります。県道整備の進捗状況と今後の取組ということですが、これは再三、聞きます。同僚議員も言います。形だけ申し上げますが、施政方針及び合併協議会でも、この県道は主要県道で重要施策として取り組みますと。いわゆる柿ノ木・志布志線でございます。

現在、18年度の予算で整備計画2kmの区間を約100m整備がされました。これは18年度予算だというふうに聞いております。

そこで、19年度の予算執行はどうか、3月までは19年度予算ですから。その見込みと、20年度の地元負担の当初予算計上する考えはないかどうか、お聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この柿ノ木・志布志線におきましては、合併後の県道における重点整備路線ということで、県にもお願いしているところでございます。そのようなことで、事業費につきましては、18年度は6,100万円つけていただいたところですが、19年度につきましては2,000万円というようなことで、用地補償の先行取得事務を行ってきているということでございます。18年度につきましては、追加ないしは別の事業外という形で、当初これも2,000万円ということだったわけですが、結果的に6,000万円を超えたということになっております。

現在、このことにつきましても、大隅の土木事務所あるいは県の土木部におきまして要請を重ねておりまして、また、昨年並みの措置がされれば有り難いなというふうに、そのことにつきましてもお願いをしているところでございます。現在のところ、20年度におきましては4,000万円程度の事業費のお願いをしているところであります。

○10番（毛野 了君） 19年度の予算執行というものは見込みが立っていないというふうに理解してい

いんですか。

それと、地元負担割合はいくらですか。

○市長（本田修一君） 19年度の執行につきましては、先ほどお答えしましたように、2,000万円でございます。

予算措置がありますと市町村の負担分は事業費の5%が必要ということでございますので、当初において予算措置をお願いしているところであります。

○10番（毛野 了君） 地元負担というのが事業費の5%ということですね。市長にお願いですが、20年度予算は逆付けをするような気持ちで県当局に、地元負担は準備しましたので、ぜひこれぐらいの予算を、1億ぐらいの予算をつけて下さいというような申請はお考えでないですか。

それと、この路線は地域の経済発展はもとより、地域間の交流を図る上からも大変重要な路線であります。そして、市長、本田市政になってよく目に見える路線なんですね。おお、本田市長頑張っておるじゃないかと、やってくれるなというように効果がすぐ目に見えるわけです。最も関心がある地域住民は、旧松山町、志布志町、この両町が主になりますが、これを早期完成に向けての市長の熱意をちょっと聞かせてみて下さい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この路線につきましては、今お話があったように、地域の方々の関心は本当に高く、私自身も早期に整備されるべき路線だというふうに認識しているところでございます。

しかしながら、県にこのような形で要望をするわけでございますが、先ほども申しましたように、合併の時の重点整備の路線というものをあらかじめお願いしておいて、そのうちの一路線であったということでございます。そして、ほかの路線につきましても、それなりに事業を推進しなければならないというようなことがございます。その中で、県の予算措置としまして、この路線につきましてはその2,000万円というような形で事業費が執行されたということでございまして、私どもは当初から、このことが示された当初からさらなる補強をお願いしてきたところでございますが、結果的に未だそのことについてはされていなかったということでございます。

昨年度につきましても、当初についてはそのような形であったわけでございますが、様々な願いを重ねた結果、そのような予算規模になったということでございまして、今年も変わらぬ形で措置をお願いしたところですが、結果的にはまだいただけていないということでございます。

来年度以降につきましては、今お話がありましたように、この私どもの負担分につきまして手当は十分できますよというようなことは当然していくわけでございますが、先ほど来話をしますように、県全体の事業、そして市の中での整備の状況というようなものを考えた中での最大限の配慮を払った形でこの路線についてもしているということをご理解いただければというふうに思います。

本当にこの路線については、目に見えるというか、本当に関心が高い路線でございますので、私自身もどうか早期の全面的改良をしたいというふうに考えております。

○10番（毛野 了君） これの問題についてはあともって同僚議員からも出ますので、柿ノ木・志布志線というのはゆめゆめ忘れないように、機会あるごとに県に要請をお願いを申し上げておきます。

○議長（谷口松生君） ここで昼食ため、暫時休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

○
午後0時03分 休憩

午後1時09分 再開
○

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

毛野了君の一般質問を続行します。

○10番（毛野 了君） 次に、産業振興と企業誘致ということで市長の考え方をお伺いいたします。

地場産業の振興を図るために地元貢献できる進出企業の立地促進を図り、優遇制度の充実で優良企業の立地の促進を図りますと。その施策で、本市も財政難の中、基金を取り崩してそれぞれ団地造成をいたしました。前回は御質問を申し上げましたが、そのとき、本田市政が誕生し、現在トップセールスをやっておるといって回答でございました。そして、今、種をまき、もうすぐ芽が出ますという回答でございました。

市長、日本は種苗法というのがあります、80%以下の芽が出ないやつは発芽不良といってアウトなんです。それで一向に芽が出てこないのはいっぱいあります。一つもありません。目に見えてきません。この点どうですか、ひとつ、昨日も若干質問がございましたが、具体的にどのような種をまいたのか。芽の出ない種をまいたのか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日もお話しましたように、トップセールスにつきましては積極的に取り組んでいるところでございます。そのような中で、実績といたしましては新エネルギー関係で7社、食品・飼料関係で6社、自動車関連で1社、それから観光振興関係で4団体、IT関係で1社、それから国・県など関係機関に様々に働きかけ、そしてセールスをして、志布志市、志布志港のセールスを努めているところでございます。

○10番（毛野 了君） 具体的に、市長、どうなんですか。こういう立地場所があると、あるいは諸々の条件を付して具体的に話を進められたのかどうか。

企業立地が進めば若者定住につながって、雇用の場の確保と、イコール人口増、志布志市の活性化につながるわけです。アドバランをいっぱい上げて、ひとつも、その空気が減ってしぼむというようなことのないように、具体的にどういう企業に、どうやって誘致をされたのか。併せて副市長にはあともってお伺いいたします。市長どうですか、その点は。

○市長（本田修一君） ただいま部門別にお話いたしましたように、それぞれ社数は申しましたが、それぞれの会社に問い合わせ、ないしその職種につきまして立地が可能かどうかということについて調査があったときに、私どもの方で私自身が向きまして、志布志への誘致について、ぜひこういった形で優遇策もあります、そして、志布志については志布志港が控えておりまして、今後国際的に展開できる港というようなこととお話してきたところでございます。

実績といたしまして、現在上がっていないというようなことでございますが、問い合わせがあった所につきましては、引き続きただいま交渉というか、誘致を進めているということでございます。昨日

もございましたように、風力関係の会社につきましては未だ資金の手当がつかないということで、まだ会社の方でそのことを模索しておられるということでありますので、また今後新たな展開があるというふうに私どもは期待しているところでございます。

それから、バイオマス関連の会社も具体的にこういったものを取り組みたいという形で2社ほど来ているところでございます。

それから、大崎の方でも話がございましたが、養鰻場につきましても現在1社が新たに養鰻場を開設したいという申込みが来ているところでございます。そのようなことで、まだ具体的に形は見えていないところでございますが、もうすぐ具体的に見える段階まで来ているということにご理解していただければというふうに思います。

○10番（毛野 了君） 数社あると、具体的な話を進めているということの理解でいいんですね。種はまっきゃったんですか、まいたんですか。ぜひ、引き続いて努力を願いたいと思います。

ところで副市長、ひとつお伺いをいたします。肩の力を抜いて答弁を願います。

あなたは全国に、優秀な企業に太いパイプと人脈をお持ちと聞きます。昨日も出ましたけども、前回お伺いしたときは「必ず私の任期中に1件は誘致をいたします。」と心強い回答をいただきました。それが一向に、これもまた目に見えてこないんですね。ぜひ、その具体的に努力をされた結果を、あればお聞かせ願いたい。これは議事録に載りますから、ぜひ残り2、3カ月ですが、もし努力されたものがあれば具体的にお聞かせを願って、次の方にバトンタッチをするなり、ぜひお願いを申し上げます。

○副市長（瀬戸口 司君） お答えいたします。

昨年の本会議でもご質問ございましてお答えしたところでございますけれども、私といたしましてもその後、県に行く度ごとに産業立地課、これは県の企業誘致の所管課でございます、そこの情報交換をいたしております。

それから、もちろん東京、大阪に出張した折には東京の遊楽館事務所、それから大阪事務所にまいりまして情報交換等をいたしておるところでございます。

どこの企業としたのかという話になりますと、具体的にどこの企業ということは今のところ実績はございません。ただ、私、こういう形でお願いしている中でいろんな情報がくるわけでございます。ただ、企業の求めるものといたしまして、議員も御承知だと思いますけれども、まず企業の求める土地があるのかという問題もございます。それから、その企業の求める人材というのが、その地元にいるのかということ。それからインフラの問題等々、あと市場への近接性はどうかといったような問題があるわけでございます。

そのような形で志布志に来ていただきたいということをお願いはしておるところでございますけれども、なかなかそのようなマッチングが難しいということで、まだ現状のところでは具体的な企業と交渉するところまでは至っていないというのが現実でございます。ただ、いろんな情報も今後流れてくると思いますので、私も引き続き県とも密接な連携を取りながら、企業立地の促進については努めてまいりたいというふうに考えております。

○10番（毛野 了君） ところで、副市長は関係部課長さん方と、どのようにコミュニケーション、連

携を図られて企業誘致に努力されたものか。

それと、あなたが約2年間で十分だったとお考えですか。その点を、ちょっと2点ほどお聞かせをお願いします。

○副市長（瀬戸口 司君） 企業誘致の件につきましては昨年まいりましてからいろんな形で、県におりますときから市町村の企業立地の推進の進め方というようなことについて考えをもっておりました。来た段階で、正直申し上げまして志布志市のこの誘致体制というのは整備されているというふうには理解はしておりませんでした。まず、その時点で補助金の制度も、旧町時代はあったわけでございますけれども、その時点でないということでもございました。

そしてまた、大迫の工業団地につきましても、県の工業団地のホームページにも記載していないといったような状況もございました。それから、昨日も申し上げましたけれども、すでに進出済みの企業の方々のアフターフォローといったようなものが十分になされていないというようなことも、こちらにまいりまして感じたところでございました。

そのようなこともございまして、企画部長をはじめ、企画政策課の方々、また港湾商工課の方々とは常日ごろそのことについてはお話を申し上げまして、補助金要綱についても整備をいたしましたし、企業のフォロー体制につきましても、先般企業立地懇話会という形を見たわけでございます。そういう形で今後、昨日の答弁の繰り返しになりますけれども、今、企業のそういう立地の促進、施策と申しますと、もちろん市外から企業を持ってくるということも、それは大きな柱の一つとしてあるわけでございますけれども、ちょっと大きな観点と申しますか、進出してきていただいている企業に規模拡大を図っていただきまして、そこで雇用の増大を図るということも、外から入って来た企業と同じ効果があるわけでございます。

例えば、市外から10人程度の企業がくることよりも、例えば地場の、すでに進出されている企業が40人という形で増設なりをされて、そこで40人程度の増設をされるということになれば、その投資効果もありますし、雇用効果というのかなり大きなものがあるところでございます。

そういう形、企業立地施策というのは外から持ってくるだけではなくて、そういう形での施策というのも、これは進んでおるのが現状でございます。そして、国の方が、企業立地件数ということで経済産業省の方は公表しておるわけでございますけれども、これにつきましてもそういう持ってきたものと、その増設とか規模拡大というのも含んでおります。そういう形での企業立地推進施策といったようなものを今後展開していくことも非常に大事なことではないかというふうに考えております。

○10番（毛野 了君） 副市長として2年間十分努力をいたしましたというふうに取ります。取りますけれども、ひとつ残された期間精いっぱい我がまちのための努力を期待いたしまして、この問題については終わります。大変残念ですけれどもね。

次に、国民宿舎の指定管理者導入について移りたいと思います。

蓬の郷とボルベリアダグリについてでございます。市長、まず、8月から10月にかけて東京に何回出張されましたか。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

午後 1 時 23 分 休憩

午後 1 時 27 分 再開

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

8月から10月ということでございますが、9月は定例議会がございましたので行っておりませんが、ほかの月につきましては、東京は1回ずつほど行っております。10月につきましてもほかの地区に行っております。10月につきましては大阪、ないしは佐賀、鳥取。1回ずつ東京の方にはまいっております。

○10番（毛野 了君） なぜこれを冒頭に聞くかということ、市長、この株式会社休暇村サービスと東京で接触をされませんでしたか。ないですか。それと会食をするなり、コーヒー飲むなり、接触をされたことはないんですか。

○市長（本田修一君） お答えします。

そのことについては一切ございません。

○10番（毛野 了君） それでは、もう一点。じゃあ、市長室に来られたことはないですか。

○市長（本田修一君） そのことについてもございません。

○10番（毛野 了君） じゃあ、提案前に一回も接触はしていないということですね。はい、じゃあ本論に移ります。

蓬の郷管理組合は現体制としたが、なぜ財団法人志布志市観光開発公社でのダグリを現体制でできないのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

指定管理者制度の導入に伴いまして、このことにつきましては選定委員会を開催いたしまして、選定委員会の方々に御審議いただきまして、そして指定管理者を指定していただいたところです。

そのことに基づきまして議会に提案いたしまして、御審議いただきまして、蓬の郷につきましては承認していただいたということでございます。

○10番（毛野 了君） 蓬の郷は当初から提案、上程がそうでしたね。それはそれで良いでしょう。じゃあ、次に移ります。

まず、市長はダグリについて、どれぐらいのご理解と愛着をお持ちかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身、市長に就任いたしまして観光開発公社の理事長ということで、国民宿舎ボルベリアダグリにつきましても経営の責任を担うということで理事の方々、評議員の方々と経営を担ってきたところでした。そのような中で、改めてその施設の経緯というものを認識いたしまして、その地域の方々も設立当初から深く関わっていたと。そして、旧志布志町民の方々が深く愛されている施設だということは十分認識してきたところでございます。そのような中で経営に当たってきたということでございます。

○10番（毛野 了君） それぞれ地元住民の理解の上でできたダグリという認識はされているんですね、

愛着もあるということですね。

そこで、私の知る範囲でちょっと述べてみます。昭和39年開業前に、夏井地区の共有財産であったダグリー帯を志布志町に寄贈され、そこで国民宿舎の建設が始まったと聞いております。いいですか、市長。開業当初は職員も夏井地区から優先的に採用し、地産地消を踏まえた地場産品を積極的に購入をいたしますという口約束かどうか確認はできておりませんが、あったと聞いております。そのような話を市長は協力があったと大まかにくくって、その程度の認識なのか。今、私が申し上げた内容は把握の上のことなのか、ちょっとお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 地域の方々の共有財産の寄贈があったと、その上でこの施設ができたというのは聞いておりました。

その他に、職員の優先採用、あるいは地場産品の積極的な活用ということについては、地域の方々についてそういったものがあったということは承知しておりませんが、志布志市全体の中でいけばそういった形で旧志布志町の範囲の中でされたというふうには認識しております。

○10番（毛野 了君） そこで私が思うには、ダグリーは昭和39年から今日まで44年間、志布志市民、旧志布志町ですね、我がまちに誇れるシンボル、我がまちの貴重な観光資源、財産として、良しにつけ悪しきにつけとても大切に愛着を持って利用してきました。このことについて市長はどうか、どうお考えですか。

○市長（本田修一君） 先ほどからお答えしますように、地域の方々のこの施設に対する思い入れの深さというのは十分認識しております。

○10番（毛野 了君） そこで、今回提案されました株式会社休暇村サービスは全国的に展開されているとはいえ、すべての施設運営が順風満帆であるとは思えないのであります。施設の決算書を見せていただくとよく分かるんですが、これは提出できないんでしょう、決算書は。

近隣の施設運営も順調ではないと聞いておりますが、どうでしょうか。その資料があればいただきたいと思いますが。私もそれなりに近くのアズハの大崎に行って、それで聞いてみました。市長、コンチラシがあいことを知っちゃいやいな。アズハの大崎と近くでは内之浦がありますね、その決算書類なり、そういうものがあるんですか。あればひとつお示しをお願いしたいと思いますが。

○副市長（瀬戸口 司君） お答えいたします。選定委員長としてお答えいたします。

今回の公募にあたりましての事業申請の中にその書類はございまして、その中に各々の状況等についても記載をしております。ただ、これにつきましては、その会社の経営情報でございまして、公表することは差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ、金曜日にも申し上げましたけれども、内之浦の状況、レインボー桜島の状況につきましては、委員から追加資料の要求がございましたので、その施設の運営状況等につきましては資料の提示がございまして、各委員からそれについての質疑等はあったところでございます。

それから、レインボー桜島と内之浦につきましては指定管理者制度で受けておられるということでございますけど、アズハの大崎につきましては、若干形態は違うようでございます。指定管理ではないということでございます。

○10番（毛野 了君） 市長、おそらく今回のこの提案は志布志町の方々は、旧志布志町ですね、市長が本当にダグリに愛着を持ちょやったろかいと、また現体制で残せる真の努力をされたとやろかいとか、非常に疑問を抱くと思います。私なりに大変心配をいたしております。その努力をされたんなら、もしあればお聞かせ願いたいと思いますが。これはすべて議事録に残って、議会報でも市民が読みますからね。ひとつお考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども言いましたように、昨年、この観光開発公社の理事長ということで経営に当たるということで関係課、港湾商工課になるわけですが、そこを通じましてこの経営内容について分析しながら経営改善に取り組んできたところでございます。

しかしながら、昨年におきましても、その前年度からかなり状況的に経営が悪化しているというようなことがございましたので、改善すべきところを改善するように支配人を通じて改善をさせておったところでございます。

私どもはこの施設が、例えば経営が立ち行かなくなったり、あるいは経営を維持するために多額の市税を新たに投入するというようなことを、なるべく避けるというような形で経営は維持していくわけでございますので、そのことに取組をしております、支配人を通じて経営改善に一生懸命取り組んできたところでございます。

○10番（毛野 了君） 市長、このことは旧志布志町民の方には、議案そのものを上程されるときに市民も知っていますからね、大きなショックを今現在持っていると思います。実際、6月の議案上程のときも私の所に数十本という電話が来ました。その際、その内容は、「我々も、私たちも」ということは男女ということですね、「折に触れて、持続して継続して利用していきます」と、「ぜひ残してください」という要望の電話です。特に、夏井地区の方々については大変なショックだろうと思います。このことについて、市長、どうですか。お考えを。

○市長（本田修一君） そのことが大前提でございまして、いかにして残して、そしていかにして市民に親しまれる施設に、そしていかにして市の行政と沿ったような形の市民の福祉にあった施設にしていただくかということ为前提として、こうして指定管理者制度に基づく形で指定を受けていただくという流れになっているところでございます。

当然、この施設は維持されるべきだということは大前提でございまして、地域の方々にもこの施設はこれからも維持されて、運営されていくんですよと。ただ、その経営される、経営していく所が、運営を担う所が変わるんですよということで、もし誤解があれば、そのことにつきましては十分説明をしていきたいというふうに思うところでございます。

○10番（毛野 了君） はい。今の答弁を踏まえて、重ねて質問いたします。いいですか。

ダグリは、旧志布志時代から志布志町の観光の拠点として位置付けられてきました。施設のみならず敷地面積や風光明媚な景観からすると、おそらく数十億円の価値があると思います。それを委託しますと年間6,500万円の納付金、つまり家賃ですね、果たして志布志町民は、旧志布志町民は特に納得するでしょうか。

というのは、蓬の郷は現体制で運営されており、ダグリは今回民間の会社へ移行するわけです。現体制でも6,500万円は納付できるという申請があったんでしょ、副市長。市長が理事長だから誰よりもよく分かっていらっしゃると思います。6,500万円納付可能ということで申請を出されたんですよ。そもそも現在でも6,500万円近い数字が出ているのではないかと私は思うんですが、2点目です。どうなんでしょうか。実際黒字ですが、起債の返済が多く、マイナス3,000万円から3,500万円の一般会計から持ち出すというのが、株式会社に移行しても現体制でも同じ金額だと思うんです。

市長、今回納付金6,500万円ですが、この3社とも同じ納付金の提示があったものか、3点目をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 17年度におきましては5,200万円の納付ということでございまして、若干6,500万円より減ってきているというような状況でございました。

そのような中で、本年度に見ましたときに、さらに厳しい状況があるというのは感じております。しかしながら、私どもはこの指定管理者制度応募につきましては、次年度以降6,500万円納付が可能だというような計画書を作成いたしまして応募をしたということでございますが、そのことの実現については、かなり厳しいというようなふうには認識しておったところでございます。

○副市長（瀬戸口 司君） 3事業者の申請書の中におきましては、6,500万円という3社とも提示でございました。ただ、この6,500万円につきましては、各委員それぞれ事業計画書なり、収支計画の実現可能性等についても、専門的な立場からいろんな御質問等もございましたので、その中でそういうことも判断されたというふうに考えております。

補足いたします。ですから、3社とも6,500万円の提示であったわけでございますけれども、果たしてその6,500万円について、それぞれの事業者が実際のその収支計画なり事業計画が可能かというような観点からは、専門的な立場からのいろいろなヒアリングの場において、いろんな質疑等、やりとりがなされたところでございます。

○10番（毛野 了君） 3社とも6,500万円と、納付金については同額であったということですね。であれば、6,500万円の同額ということであれば、現体制は公社ですが、改善策が採られ、今後将来的に6,500万円以上、あるいは1億円、2億円で納付金が納付できることもあり得るわけですね、公社であれば。それは言えないともいえないんですが、これはもちろん経営の、経営者としての才覚次第だと思いますが、ところが公社以外であれば6,500万円以上、決算状況が良くて、市に納付金としては6,500万円の約束だから、それ以上の納付というのは当然期待できないし、されないわけですね。

先ほど申し上げましたが、残りは一般財源で充てて、今後も十数年償還が続くわけですね、一般財源から。6,500万円納付金をいただくと。現体制であればそれ以上が納付金にも充当できるわけですね。会社だとそれができない。この点についてはどうですか、どうお考えですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、17年度におきまして5,200万円というような実績だと。そして、さらに今年度の今までの経過から見たときに、また厳しいなというようなふうを考えているところでございます。

そのような中で、じゃあ6,500万円を超えたら当然、今お話があったように、市に対しまして納付と

というような形になるわけですが、そのようなことはかなり難しいと、私自身から考えまして、そのことにつきましては、今までの実績、そして今の、途中ではありますが、推計を見たときも難しいということでございます。

○10番（毛野 了君） その問題についてはここにも書いてありますが、婚礼をはじめ外部業者への業務の委託内容の支出が増すことで支出額が膨れ、利益幅の縮小傾向が見られると。市長、商業を営むものとして、結婚式が増えれば利益が下がるとは到底考えられない文書なんですね、これは。この説明というのはどうされますか。分からんな、その担当部課長さんに聞いてみてください。数字的なことは必要ないですよ、委員会で伺います。

○港湾商工課長（外山文弘君） ただいまの件ですが、このことにつきましては、株式会社の民宿村サービスの方から出された提案の中で、現況についての分析をした文書なんですけど、実質的に収入としては上がっておりますが、最終的に残る利益については全体的な感覚で表現されていると思うんですけど、国民宿舎ダグリとしては増収にはなっているけれども利益幅が若干落ちてきているという御指摘だったというふうに理解しております。

○10番（毛野 了君） この補足説明資料の22ページ、じゃあ、ここは文書がちよっと違ったというふうに理解していいんですか。もう、いいです、はい。

○議長（谷口松生君） しばらくお待ち下さい。



午後 1 時 52 分 休憩

午後 1 時 53 分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

○港湾商工課長（外山文弘君） これにつきましては、平成18年度の決算の中でも指摘があったところですけども、外注費が非常に増えておりまして、その関係でその部分の、増収にはなっているんですけども、外注の依存度が多くなっていると。その分で支出も当然増えてくるわけで、そのことで利益幅が落ちてきているというのが、現実的にそういう状況が出てきています。

○10番（毛野 了君） これは文書が違うのな、理事長が、市長が理事長だから、ここ辺りもチェックして、まちっと真剣味が無いということですか、これやっぱい。

そこで、数字的なことは委員会で御質疑を申し上げます。

次に、その指定管理者の選定委員の選定でございまして、適性であったかということです。今回も副市長を委員長として選任され、前回より新たに2名を選任されたわけですが、まず学識経験者とありますが、どのような方ですか。それと、市長が適当と認めた者というのは市内の方ですから、もう承知いたしておりますがお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 今回の選定委員の増員につきましては、6月議会での議論を踏まえまして検討しまして、2名の委員を増員したところでございます。9月議会におきまして、増員に伴う補正予算を提案いたしまして承認いただいたところでございます。

2名増員したうち、1名は経営に関する専門知識を有する学識経験者が必要という観点から、社団法人中小企業診断協会鹿児島県支部に委員の推薦についてお願いし、同協会から推薦があった田上康朗氏に委嘱したということでございます。もう1名は、市長が必要と認めるということで、志布志市全体の地域的なバランスを考慮しまして、有明地域出身の委員がいなかったため、有明地域出身の公民館連絡協議会の支部長さんをお願いしたということでございます。

○10番（毛野 了君） 副市長にお尋ねいたします。

学識経験の、今、市長が答弁がありました田上さん、推薦を受けて選定委員に着任されたということですが、これは経営的指導員というふうに理解していいんですか。その方は、果たして今回の件でダグリに一回でも足を運ばれたことがあるんですか。ちょっとお伺いいたします。

○副市長（瀬戸口 司君） 田上先生につきましては、ただいま市長の方から答弁があったわけでございますけれども、職業といたしましては中小企業診断士ということでございます。

ダグリに行ったことがあるかということでございますけれども、お話をした段階では行ったこともあるということでございます。そしてまた、過去に国民宿舎に関する論文等で国の表彰等も受けられているというような方でもございます。

○10番（毛野 了君） 私の思うところによると、ダグリの今までの経緯や立地条件等を十分に把握できていないとすれば、数字は単なる会社の規模だけの判断に頼った審査になりかねないというふうに私は理解するんですが、つまり、分かりやすく言うと会社がふてっせえいっばいしよっじというそれだけで選定委員として判断をしたのかどうか。

なにも、その、市長、すべて県なり市外からですね、経営指導員なり、そういう方を連れて来んでも、市内でも優秀な方がいっぱいいらっしゃるでしょう。その点はどうなんですか。

○市長（本田修一君） 市内のほかの委員の方につきましては、それぞれの分野からお願いいたしましたので、その専門の方々に委嘱しております。今回新たに増員した分につきましては、さらに広い見地から判断していただけるということで、このような団体をお願いしまして、そして推薦を得て委員に委嘱したということでございます。

○10番（毛野 了君） 市長、今までの方はいいですよ。今回、指導員で新しく学識経験ということで推薦を受けて中小企業うんぬんから、なにもダグリの、志布志市内のことをよく熟知していない指導員なり、そういうことじゃなくても志布志市内の広くいっぱいいらっしゃるでしょう。

ところで、副市長、その件は結果ですから、そういう経緯で選定委員を任命されたわけですから。副市長は会社の副理事長です。理事長が市長。この指定管理者の件で公社存続でどのくらい努力をされたものか。頭から、株式会社なり遠い所に、公社以外に委託するというのが頭からあったものかどうか。また、公社存続に、2年間いらしてナンバー2として、指導なり、それから学識経験者じゃありませんが、ダグリに何回ぐらい足を運ばれて公社存続の努力、指導をされたものか、お考えをちょっと副市長としてお聞かせを願います。

○副市長（瀬戸口 司君） 国民宿舎ボルベリアダグリにつきましては、先ほどご説明ございましたけれども、夏井の方々のそういう提供によって成り立ったこととか、そういうことについてもこちらに来

てからお聞きいたしております。

それから、ダグリに対する思いにつきましては市長と同じでございまして、できれば私も財団法人のままで引き続き経営できればいいなというふうに考えておったところでございますけれども、最近の経営状況とかいろいろなものを見てみますと、なかなか厳しいなと思ったのが実感でございます。

ただし、私は頭から、3社ございますうちのそれ以外にという考えは全くなかったわけでございます。私は選定委員として参加はいたしておりますけれども採点はいたしておりませんし、そういうことでございます。

ですから、私といたしましては、何回も申し上げますけれども、財団法人の方が良かったという気持ちはございますけれども、公平な透明性のある厳正な選定によりまして、このような結果になったというふうに受け止めております。

○10番（毛野 了君） 副市長さんも県からお見えになって、超エリートで大変私も期待をいたしておりましたけれども、やっぱり公社の副理事長として、存続にはやっぱりそれなりの指導なり、足を運んで、職員ともコミュニケーションを図りながらやって欲しかったですね。

それでは市長、今回の選定委員会の在り方ですが、聞くところによると各社20分の持ち時間でプレゼンテーションがあったと聞いております。数十億円からの価値のある施設の志布志市の一大観光スポットであるダグリを、わずか20分という短時間での審査で、どうしてこのような評点の差が出たものか。少なくともいろんな角度で、2回から3回以上審査を経て、申請者にも十分説明機会を与えるべきだったと思いますが、市長、この点はどうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

選定委員会につきましては2回開催しておりまして、そのうちそれぞれに聞き取りを20分から30分しております。そのような聞き取り、そして書類審査というものを重ねた上で結果を出したということでございます。この書類審査、そして選定につきましては、それぞれのことにつきまして、項目につきまして基準を設けて、そして採点をしていただいたということで、このような結果が出たというふうに考えるところでございます。

○10番（毛野 了君） 市長は直接委員会に加わっていないということですから、副市長から報告を受けたというふうに理解しますが。点数の開きというのはお尋ねにならなかったんですか。ないごちな、これはこげんひらつとなど。その点を1点だけ。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

選定の基準が、事業計画書による施設の運営が住民の平等性を確保するものであるかどうか。あるいは、その計画書が施設の効用を最大に発揮されるものであるかどうか。あるいは、施設の管理に係る経費の縮減を図れるかどうか。あるいは、安定して経営を行う物的能力、そして人的能力を有する団体であるかというような観点から選定がされておるようでございます。

そのような中で、この休暇村サービスが高い評価を得たということは、私自身もこの評差にはびっくりしたところでございますが、近隣でそういった実績が上がっているということが評価されたのではなからうかというふうに考えたところでございます。

○10番（毛野 了君） 市長も公社の理事長、副市長は副理事長、この存続に2人で検討されたことがあるんですか。公社でやっていこうという、そういう話はされなかったんですか。

○市長（本田修一君） お答えします。

公社存続が望ましいということで、先ほどからお話しますように、経営の立て直しというか、経営改善のために取組をしてきたところでございます。そして、支配人を配置しまして、支配人を通して経営改善を図っていこうということを取り組んできたところでございますが、先ほども申しましたように、かなり厳しい状況であったというふうには思っております。

○10番（毛野 了君） この問題については押し問答になるでしょうから、公社存続というのは先ほどもおっしゃいました、ダグリというのを旧志布志町時代から観光の拠点として、あそこを拠点にして観光の振興を図ってきたわけです。これをやっぱり頭から否定するわけにはいかんと思いますよ。

次に、市長は、市民の理解を十分得るために、今回取り下げる考えはないものかどうか。市長が常々おっしゃる、志をもって市民の目線でもう一度再検討して、再提案というような考えはないものかどうか、お伺いをいたします。

なぜなら、一回民間へ委託しますと、二度と市の管理下での運営は難しくなるわけです。大変なまたエネルギーを使って、公社なり市がやるということになると大変なエネルギーを使うわけです。私は、このことは志布志市民がはたして納得するのだろうか、そして理解をするのだろうかと非常に心配いたしておるわけです。よって、今回は取り下げる考えはないかどうか。市長どうですか。

○市長（本田修一君） この施設につきまして、そしてこの施設だけでなく、ほかの公の様々な施設につきまして、私どもは新生志布志市になってから、指定管理者制の導入という形で取組をしてきたところでございます。それは、国の行財政改革の中で、公の施設であっても、公で管理するよりも民間で管理運営した方がサービスの向上あるいは維持が図られ、よって、市の自治体の財政に寄与するというようなものについてはそのような方向にしないというような流れがあったわけでありまして、そのような流れの中で私どもは様々な施設について今、取組をしているところでございます。

先ほど来お話がありますように、この施設につきましては、特に地域の方々の思い入れというものがあるというのは十分承知しているところでございます。しかしながら、今申しましたような制度を導入しながら、この施設の維持管理を図っていこうと。あくまでも市の財産として市民の福利向上を図っていくためにはどのようなやり方が望ましいかというような観点から、こうして皆様方に御提案を申し上げているところでございます。

そのようなことでございますので、どうぞ引き続いて御審議していただければということでございます。

○10番（毛野 了君） 市長、その官から民というのは私も多いに賛成なんですよ、保育所問題にしても然り。ところが、このダグリに対しては、経費節減というのを、先ほど私が申し上げました、6,500万円と提示は3社とも一緒でしたかと言ったら一緒でしたと。公社で存続すると、利益が上がるとその分だけは一般会計から減るわけですね、持ち出しが。民間に、株式会社に委託すると6,500万円しか取れないわけでしょう。その点をちょっと誤解のないように。それはくれと言っても、くれんでしょう。

契約を取り交わすわけですから。公社なら取れるわけですよ。1億円上がったときは、その金そっくり取れるわけですがね。それは志布志市観光開発公社が、もし民間委託すると解散ということで昨日明言されましたが、間違いはないですね。開発公社は解散ですか。ちょっと確認しておこう、それは。

○市長（本田修一君） 観光開発公社は、この指定管理者制度の導入の中で仮に受けられないと、施設の管理の指定を受けられないということになりましたら、その機能を失うということになりますので、当然その解散の手続きを理事会、評議員会に諮っていくということになるろうかと思えます。

○10番（毛野 了君） 今、市長の回答で解散ということですが、本市の観光の拠点としての位置付けが、民間委託となると必ず将来的には変わってくると思えます。なぜなら、委託した場合、一切口出しはできないということになりますね、株式会社に委託すると。ただ、現行のままであれば、公社であれば市民も議会も監視できて、行政は直接、指導・監督もできるわけですね。そういう諸々の観点からしまして、公社が無くなると、旧志布志町時代ですが、多くの先輩方が築き上げたこの組織が無くなるということは、大きな禍根を残すということになりはせんとかと、私は大変危ぐいたしておりますが、市長、この点についてはどうですか。

○市長（本田修一君） 指定管理者制度によりまして管理をお願いするということになりましたら、施設自体は市の財産ということになりますから、その管理運営については、こちら側の方で協定書の中でしっかりと盛り込みまして、市の指導・監視が届くような形にしていくということでございます。

それは、本日のほかの施設の中でも討論がございましたように今、現に受けている団体についても、私どもは受けているその団体につきまして、施設の設置目的というものをしっかりお伝えして、その目的に合うような形の運営をお願いしていくという形になりますので、このダグリにつきましても、そのような形で今後運営がされていくというふうに考えます。

○10番（毛野 了君） 市長、それはちょっとおかしいんじゃないの。経営の中身まで指導・監督されるんですか。建物の施設についての、目的以外に使っちゃいかんとか、その程度でしょう。どうなんですか、そこ辺りは。

○市長（本田修一君） 基本的には管理運営についてお願いするということでございますので、運営の中身については指導できないことになろうかと思えますが、しかしながら、その設置の目的が市民の福祉の向上ということもありますので、私どもは、そのことにつきましては十分協定書等に盛り込みながら、管理運営に努めていただきたいというふうに考えているところでございます。

○10番（毛野 了君） 最後に、市長、確認をいたしておきます。それと、思いをお伺いいたしますが。

現行で再検討する考えはないのか、重ねてお伺いをいたしておきます。それと、市長として、ダグリを含めた志布志市の観光行政を、どう今後認識されるかお伺いします。どうですか。ダグリを含めた志布志市の観光行政ですよ。それと、現行体制で、もう一回重ねて伺いますが、再検討する考えはないか。

○市長（本田修一君） 先ほどの管理につきまして、少し補足させていただきます。

公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の中で、第8条の中に「市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。」ということになっており

ます。そして、このようなことでいろいろ不都合があったら指定の取消しもできるということになっておりますので、このような形で指導ないしは話し合いというのはできるというふうに考えます。

それから、ダグリ岬を含めた志布志市の観光ということですが、このことにつきましては、この国民宿舎の設立の中に書いてありますように、本当に眺望が豊かな、そして志布志市の誇りうる観光資源だというふうには考えているところでございます。このことにつきましては、市の他の団体等もでございますので、観光協会ないしは商工会、あるいは特産品協会と、そういった団体等とも連携しあいながら、志布志市の観光振興というものは図っていかなきゃならないというふうに思います。

そして、私どもの志布志市につきましても、商工観光戦略会議なるものを立ち上げまして、その中で観光振興というものはいかにすべきかというものを全市的な形で今取組をしているところでございますので、こちらの施設につきましてもその中に加わっていただきまして、市の観光振興について共に協議をしていただくようなものにしていきたいというふうに考えているところでございます。

そのようなことでございますので、この議案につきましては、審議をしていただきたいというふうに思います。

○10番（毛野 了君） 取り下げる考えもない、再検討の考えもないということでありますので、数字なり、実績なり、その諸々のデータを委員会でもた御質疑を、詳細にお伺いをいたしますので、十分資料提供をいただいて、私の質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、毛野了君の一般質問を終わります。

ここで2時30分まで休憩いたします。



午後2時19分 休憩

午後2時31分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

野村議員が早退しております。

一般質問を続行します。

次に、7番、鶴迫京子さん。

○7番（鶴迫京子さん） 皆さん、こんにちは。

通告順に沿って質問してまいりますので、執行部当局の誠意ある答弁を期待いたしまして質問に入りたいと思います。

初めに、少子化対策についてであります。12月8日の新聞報道で、大きくこのように取り上げられました。少子化対策に2.4兆円増ということで、効果的な財政投入が必要といろいろと書いてありますが、これが子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議の最終報告案で、少子化対策に年間6兆7,700億円と推計して、前年より2兆4,400億円増と盛り込まれたこと。そして、また少子化の進行は労働力人口の急速な減少を招き、「わが国の経済社会に大きな影響を与える」と危機感を表明、2008年度先行実施すべき課題として、子供の一時預かり事業の法的な位置付けの明確化や、家庭で子供を預かる保育マ

マなど「家庭的保育」の制度化を挙げたとのことなど、これから政府の官民トップ会議で決定するワークライフバランス憲章と行動指針に沿った国、自治体、労使の積極的な取組を求めたと、この新聞に報道されました。

少子化対策に対するこれからの政府の取組に期待いたしまして、また税制制度改革の動向も踏まえまして、それを見守り、それはそれといたしまして、今、本市でできる少子化対策はないのかお尋ねしたいと思います。

県では、少子化対策事業として独身者対策に「平成18年出会いサポート事業」が2箇所で開催されました。そして、カップルが10組成立し、平成19年度は7箇所のうちの一つ、今月23日に「クルージングパーティinしぶし」ということで、本市でさんふらわあの船上で開催されます。カップルの誕生を心から願っています。また、新しく県ではNPO法人地域女性団体連絡協議会、地域女性連と短くして言っておりますが、その地域女性連とのネットワークによりまして「世話焼きキューピット」という結婚支援が始まりました。全県的な出会いの環境の整備を図ろうとしています。

そのような独身者対策をする一方で、結婚、家庭に対する対策も始まっています。それが「かごしま子育て支援パスポート事業」であります。そのことも、新聞に「知っていますか、利用していますか、子育て支援パスポート」といって、ここに大きく取り上げられています。市長は知っていらっしゃいますでしょうか。

この内容をちょっと要約してみますと、このかごしま子育て支援パスポート事業というのは、子育て世代の18歳未満の子供がいる世帯や妊婦など、子育て家庭を地域、企業、店舗、行政が一体となって応援し、その経済的負担を少しでも軽くすることを目的にしています。

市町村窓口にてパスポートを申請し、交付されたパスポートを協賛店に提示して、各店舗が設定したいろいろなサービスを受けられるという仕組みであります。そのサービス内容は、例えばスタンプポイントを2倍割増しするとか、買物中での託児サービスを行うとか、また、その買物の待ち時間におもちゃや絵本を用意しているとか、またミルクのお湯の提供など、各お店で様々であります。そのこともここにいろいろ書いてあります。

このことは、少子化対策にとどまらず、この事業を推進していく中で、昨日も同僚議員、2番議員から、商工業の発展というか、商店街の活性化ということで一生懸命質問がありましたが、そのことにも大きく貢献することになるのではないかと思います。子供連れのお客さんも多くなり、人と人の輪が広がり、まちが少しでも元気になっていく一助になろうかと考えます。

10月1日現在、393店舗で12市町村が協賛しております。平成19年度、来年3月までには46市町村のうち37市町村まで広げる予定であるということでもあります。この県下全域実施を目指して協力依頼中とのことですが、本市にも協力依頼はなかったのか等も含めまして「かごしま子育て支援パスポート事業」の導入は考えられないか、市長の明確な答弁をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の一般質問にお答えいたします。

平成19年1月から県が実施している「かごしま子育て支援パスポート事業」を導入する考えはないかというお尋ねでございます。お答えいたします。

「かごしま子育て支援パスポート事業」は、地域全体で子育て家庭を支援する気運の醸成や子育て家庭の経済的負担の軽減等を図ることを目的としたものであります。対象者は、妊娠中の方や18歳未満の子供がいる世帯の方々でありまして、この方々に市がパスポートを交付することとなります。そして、協賛店舗でパスポートを提示すると、店舗ごとに設定した買物割引など、各種の特典・サービスを受けることができる仕組みであります。

この事業につきましては、平成20年度の子育て支援策の一つとして、県からの要請もございましたということもありまして、事業導入を考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 最初の質問から大変嬉しい答弁を市長からいただきましたので、平成20年度の導入ということで耳にしたんですけど、よろしかったですね。もう、そうしたら終わります。もうその後のことはいろいろとあると思いますので、いろいろ手だてをして考えていってほしいなと思いました。

先ほども長岡議員と市長の答弁がOKだったら、ちょっと予行演習したんですけど、本当にそうなるとは思っていませんでしたので大変嬉しく思いました。

では、次の質問に入らせていただきます。次の質問ですが、戦没者追悼式について質問いたします。去る11月7日に戦没者追悼式が遺族の方、市、議会関係者、そして一般の方などの参列のもと、文化センターにて挙行されました。市長は、有明町時代、そして新市になってからと、何回となく戦没者追悼式に参列されていると思いますが、そのときの感想も含め、現状認識と見解をお伺いいたします。また、同じ質問を2番目に、学校教育関係についても通告しておりますので、時間を短縮して1番と2番を合わせて、現状認識と見解を教育長にもお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

戦没者追悼式につきましては、先の大戦における全戦没者に対しまして、国を挙げて追悼の誠をささげるために、昭和57年4月13日に「戦没者を追悼し平和を祈念する日」が閣議決定されまして、毎年8月15日に政府主催で全国戦没者追悼式が行われております。

県の追悼式も10月末に開催されておりますが、本市におきましては、11月に合併前の旧3町それぞれ行われていた戦没者追悼式を、合併後も市の合同式典として引き継ぎ、志布志市の戦没者の方々に対し、哀悼の誠を表し、市を挙げて行っております。

私どもは、戦没者の方々の御霊をお慰めすることは後世に残された者の責務であると新たに自覚するところであります。また、平和の尊さを認識し、恒久の平和を願うため、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

現在、私たちが当たり前のように享受しております平和と繁栄というのは、先の大戦の中で亡くなられた方々の極めて尊い犠牲の上に成り立っているという、この厳粛な事実を忘れてはならないと思いません。今、市長の答弁にあったとおりでございます。

かといって戦争を美化して語ることはあってはならないわけですが、62年前に我が国が体験した悲惨な歴史的事実は、これを風化させることなく、次の世代に語り継いでいくことが教育の大切な

使命の一つであると考えております。

学校教育の中では、これまでの歴史を踏まえ、学年の発達段階に応じまして、学習指導要領に則った内容の指導を展開しております。

教育委員会といたしましては、今後とも、あらゆる場で命の尊さや平和を愛する心の育成を目指した教育活動が展開されるよう指導してまいりたいと存じております。

この本庁近くの慰霊塔には、近くの小学生が毎年8月に、おじいちゃん、おばあちゃんと話合いをしながら一つ一つ折上げた千羽鶴を、平和の祈りを込めて献納しているという事実がございます。これは地元紙でも報道されたところがございますが、今後とも純粋な、平和を希求するという気持ちを子供たちに指導してまいりたいと、かように考えております。

○7番（鶴迫京子さん） 戦没者追悼式には私も議員になり毎回参列しております。戦争で御主人を亡くされた遺族の方が幼いお子さんを抱えて苦勞されたこと、今の幸せな生活があるのは戦中・戦後の苦難を乗り越えてきたからこそだというようなことを凜とした姿で堂々と式の中、述べられました。命に対する畏敬の念を抱くとともに、目頭が熱くなりました。

追悼式は1時間ぐらい、式の終了後には自衛隊の音楽隊の演奏会がありました。今は亡き父や母と幼少時代一緒に口ずさんだ歌もあり、また何度か耳にした曲もありました。私の中のDNAがそうさせるのかもしれませんが、静まりかえった式場の中、五感がとぎすまされ、心の琴線に触れて震える思いでした。

ところで、ある日のことですが、戦争を体験した父や母の話をもっと生きているうちに、もっともつとたくさん聞いておけばよかったという思いで、まだ生きていらっしゃる方に尋ねたことがあります。すると、戦争のことは何にももう語りたくない、もう思い出だけで嫌で、本当にあの当時のことを思うと苦しくなるので、今までずっと語れなかったのだと言われました。

今、日本人は、私も例外ではないのですが、平和ボケしているとやゆされることもありますが、そのときほど、ああ戦争はまだ終わっていないんだなと本当に重く、強く感じたことはありませんでした。戦争を知らない私たち世代は、いとも簡単に戦争を論じてしまう傾向にあります。戦争を体験した方々にとっては、語りが寡黙にならざるをえないんだなという、そして本当に言葉で言い表せられない強いいろいろな思いがあるのだなということを、そのとき初めて感じました。

洗いざらい語れといっても本当に無理なことなのだ、戦後62年経った今日でも大半の方々がそうなのだ、本当に強く重く受け止めました。そういうこともあってか、追悼式に参列して、今の追悼式の在り方で果たして本当にいいのだろうか、見直してみてもどうなのだろうかという思いが浮かんで消え、消えては浮かび、泡のように心の中にふつふつとありました。でもやっぱり、今回やっと質問する決心がついて質問しています。

市が、戦争犠牲者に哀悼の意を表する式を行うことに大変意義あることだと評価していますが、追悼式だけに終わらずに、戦争のない繁栄と平和な社会を祈念する式典も同時に行う必要があるのではと考えます。先ほど市長も教育長も、この戦没者追悼式に対しまして同じような歴史認識、そしてまた感想、そしてまたお考えをお持ちであるということをお聞きいたしまして大変、自分も同じなのだなという思

いがしております。戦後62年、戦没者追悼式に参列されている方々も高齢化で年々回を重ねるごとに少なくなりまして、5年後、10年後、またその後、あと半世紀たったら戦争を経験した方も誰1人としてこの日本にいなくなるのではないのでしょうか。

この追悼式は、本当にどうなっていくのだろうかと一抹の不安を感じるのは私だけでしょうか。そこで、戦没者を追悼するとともに平和を祈念する式典を同時に開催し、戦争を知らない世代が多く占める今日、戦争の記憶が風化していくことのないように、未来を担う子供たちに悲惨な戦争を語り継ぎ、平和への誓いを心に刻みつけるために、現在の参列者のほかに、遺族のお孫さんやひ孫さんなど、小学生、中学生、高校生、若い人も積極的に参加できるような市民挙げての行事にできないものでしょうか。

それには平日ではなく、土曜日、日曜、祭日などに行います。例えば、第三日曜日の家庭の日とあります。その日に、一年に一回だけは戦争のあったこの歴史を振り返る日にいたします。そして、今ある命に感謝する日といたします。このようなことは考えられないのでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 私自身も、市の式典2回目ということで、改めて追悼式の重み、そして平和への願いというのを感じ取ったところでございます。その中は追悼の言葉を、今お話がありましたように、遺児の方あるいは遺族の方々述べられたと。そして、その述べられた内容というのが、長い時間たっているにもかかわらず、今でも深い哀しみが胸の内にあるということとして、本当に厳粛な、そして改めてみなさんが平和を恒久的に願っているんだなということを感じているところでございます。

そのような中で、今お話がありましたように、遺族の方、遺児の方々が高齢化してきているということでございまして、今後いつまでこのような形で続けられるのかなという思いはしたところでございます。それは、県についても国についても同じようなことになろうかというふうに思いますので、そちらの方の追悼式の在り方というものについても見守りながら、私どもは対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） ただいまの市長の答弁に、見守りながら戦没者追悼式の在り方を検討していきたいというお答えがありました。その見守りながらというのは、手が出されないんじゃないのでしょうか、見守るといふことは、その内容を。どのような見守り方でありませうでしょうか。消極的な見守りに聞こえたのでありますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 戦没者の追悼式につきましては、初めに申しましたように、国に準じてこのような形がそれぞれの地域でされているというような経緯があるようでございます。そのような流れの中で私どもこの地域としまして、今後どのようなふうに取り組むべきかということにつきましても、やはり国の方で、あるいは県の方で先んじてこのことについて新たな在り方というものが示されてくるんではなかろうかというような意味で、先ほどは見守りながらというようなことでお話したところでございます。

本当に、会長さん御自身も登壇されるのが難儀されておりましたので、そのようなことも十分考えながら対応していきたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 今の市長の答弁で、さらにまた消極的な姿勢が伺えられたと思います。

国や県の流れを見て、それに沿って検討していきたいということは、それは今までがそのようになさってきたからこそ今続いているわけですね、何ら変わらずに、疑問も思わずにということになるのかと思います。それは、今市長の答弁があったから私が今そのように感じて、今、話をしているわけでありましたが、そこを何とか見直してほしいという意味で、私はやっとの思いで今回質問をしております。

戦争という歴史的なものというのは、あまりこういう一般質問というのにそぐわないような気もしたりしたのですが、そこをあえてしたのには、やはりそれなりの理由があってしているのであります。それに比べたら、市長の答弁は、ただ通り一遍の流れに沿った答弁にしか聞こえません。

8月15日は何の日、市長、何の日ですか。

○市長（本田修一君） 8月15日の日に戦没者を追悼し、平和祈念する日という趣旨で、この日を期日としまして全国戦没者追悼式が実施されているということでございます。

もちろん、お盆の最終日でございます、終戦がなされた日というふうには認識しております。

○7番（鶴迫京子さん） 市長、クイズ形式ですので、15日は何の日、終戦記念日って答えてほしかったんですね。答弁は短くでよかったと思うんですけど。

では、12月8日は何の日。

○市長（本田修一君） 第二次世界大戦、太平洋戦争でございますが、日本が真珠湾に攻撃した日ということで、開戦の日ということで位置付けられているようであります。

○7番（鶴迫京子さん） もちろんそうですね。新聞報道にもここに、まず私がそのように言ったのは真似ているんです、パクっているんです。12月8日は何の日と尋ねたら、果たしてどのくらいの方が答えられるのでしょうかということで、この南風録にも書いてあります。本当に私たちとか、だいたいここにいらっしゃる方は答えられるかもしれませんが、この同じ質問を、若い人、どこまで若いと定義づけたらいいのか分かりませんが、尋ねて、果たして何て答えるのでしょうかね。友達の誕生日とか結婚記念日とか、いろいろ言われるかもしれませんが、そのようなことを無くすというか、そのような状況であります。先ほども平和ボケしている日本とか言いましたが、本当にその傍らではいろんな事件が起きています。親が子を殺す、子が親を殺す、おばあちゃんが孫を殺す、孫がまた、じいちゃん、ばあちゃんを殺す、本当に新聞報道、テレビ、マスコミでは毎日、流れない日はありません。

やはり、そういうことの根本というのは、やはり命ということについて、もっと深く考えなければいけないときが、もうすでに遅しと思っているんですが、ではなかろうかと思えます。そして、このことは、まだまだどんどん肥大化して、拡大化していくような気がいたします。

そのような中であって、なにかを通して子供たち、未来を担う子供たちの教育に対しまして、そういう根本的なことを植え付けないと、やはりこの日本はというか、あまり大きいですけど、本市、志布志市もどうなっていくのか。ひいては、小さく言ったら家庭はあるのでしょうか。本当にそういう危ぐがしてなりません。だからもう一度、今一歩立ち止まって、いろんなことを見直す必要があるのではないかと感じて質問しております。市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど来、議員の方から今後追悼式につきまして、何らかの形で平和を誓う式典、あるいは市民全体

が平和の祈りを込めた式典にというふうなことがあるようでございます。そのことにつきましては現在、私どもはこの追悼式の中で当然平和の尊さ、あるいは尊さとともにその恒久の平和を願うというような形の追悼式になっているというふうに考えているところでございます。

ただ、先ほど来言いますように、その関係者の方々が高齢化してきているということにつきましては、十分考えなきゃいけないことだなというふうには認識するところでございますので、このことについては、何らかの形で対応していきたいというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 小さなことに入りたいと思いますが、11月7日にされた理由は、なにか理由があるのでしょうか。まず、お聞きいたします。

○福祉部長（蔵園修文君） 日程につきましては、例年、県の戦没者追悼式の終了後ということで、市長の日程、諸関係者の日程等を調整して7日という日を設定したということでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 市長の日程と県のスケジュールなどいろいろかんがみて7日に決まったということではありますが、やはりひとつ日程を決めるにしても、そういう我が事情、我が都合、自分の都合から発せられて決められていますね。そういうことではなくて、やはりまず、そこに意義があるわけですね、追悼式をする。式というのは、やはり重く粛々と行わなければならないと思いますが、そこにはやはり深い意味があるわけですので、やはりそういう日程を決めるのも自分の都合ではなくて、例えば先ほども私提案しましたが、そのことにもまだ返答をいただいていませんが、8月15日、それから12月8日、終戦の日というのは、終戦でありますので、私は終戦というよりも、12月8日、開戦、なぜ戦争が起きたのか、その12月8日という開戦、始まるということはすごく考えなければいけないことではないかなと思いますので、やはりこういう12月8日とか、先ほど言いましたが、みんなが集まるように日曜日にするとか、いろんなそういう一つのことも真剣に受け止めて考えて、1年1年、去年こうだった今年もこうするのではなくて、やはり最初そのように一つ一つを真剣にあたってほしいなという思いがありますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

もちろん日程の設定につきましては、この追悼式が全国、そして県の段階で行われて、そして市で行われるというような流れの中で、この11月7日ということが今年には設定されたということであったということでございます。

当然、なるべく参列者がたくさん参列していただけるような日というものを考えながら、この式典を開催するということになりましたが、今お話にあったような特定の日というのにつきましては、現在検討していないということでございます。また、次年のことにつきましては、この流れというものを前提にしながら、関係者の方々と協議をさせていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 今いろいろな観点で提案といいますか、質問をしておりますが、先ほど市長の答弁によりますと、遺族の方、代表の方、高齢化になり、とても大変そうということで、本当にそのように思いました。そのことは検討したいとおっしゃいました。その1点だけを検討されるおつもりでしょうか。

○市長（本田修一君） 関係の方々から、要望、改善というのがございましたら、そのことについても

検討していきたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 市長の答弁をお聞きいたしますと、なにか市長という、自分がこう思うというのがないような気がいたしますね。今、関係者の方々から改善のそういう要望があったら改善していきたいということで、私が質問しているのは、なくてもいろいろと検討をしてほしいという意味で質問をいたしております。そのようなお考えはないのですか。

○市長（本田修一君） 関係されている方々というのは、遺児・遺族のみならず、それを支えました社会福祉協議会の職員とか、私どもの職員とか、それから別途参列された方々の御意見とかあろうかと思っております。それらの方々の御意見を参考にしながらということで、先ほどお話したつもりでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 市長として、私が一般質問して、最初現状認識をお伺いしたんですが、その時点においては、市長も歴史認識もあられて、教育的にもそういう哲学を持っていらっしゃるんじゃないかなと思いつつながら、期待いたしまして質問をいたしたところではありますが、今、何度となく質問をやり取りしている中で、なにかしら自分の答えはもらえていないような気がするんですね。市長の基本的な考え方ですね、私が言った、この質問に対しての考えです、それをお聞きしているんですね、私。どのようにお考えですか。何か直球で返ってこないんですね、変化球というか、変化球がまだミットに入ればいいんですけど、ミットに入らずに変化球でそのままどこか遠くに行っちゃった気がして、バッターも打てないという感じがするんですけど、市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） 何回も申し上げますように、戦没者追悼式に参列いたしまして、本当に素晴らしい式典だなと。遺族の方々を本当に改めて弔問をしまして、そして平和に対する誓いを述べるということにつきまして、本当に素晴らしい式典だというふうに認識したということでございます。

今お話がありますように、じゃあ、そのことについて改善すべき点はないのかと、あるいはこういった企画についてどうかというようなことにつきましては、私自身はそのようなことで非常に素晴らしい式典だったということでございますので、直接的に何らかの要望がありましたら、その点については、改善ができることにつきましては改善していきたいということでございます。

○7番（鶴迫京子さん） はい。ただいまの答弁はストライクではなかったですけど、ミットに入りましたので、一応改善すべきところは改善して、検討していくという前向きな答弁に理解しておきたいと思いますが、いろいろな細々とした提案ですね、そのような提案も中にしっかり入れて検討していただきたいなと思います。

それで、次に移らせていただきますが、戦争の悲惨さを語り継ぐ語り部などの養成は考えられないでしょうかということ通告しております。

戦中、戦後の苦しい時代を生きてこられた方たちのあらゆる困難と恐怖の体験を、次世代を担う子供たちに語り伝えることは、私たち大人の使命であり、命のリレーだと思っています。子供たちは、その学習の中で、命への感謝、命への畏敬などいろいろなことを学び、平和教育の根本をなす心が育つと考えられます。

そこで、学校教育関係での平和学習は、どのような形で現在行われているのでしょうか。併せてお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

平和教育に限らず、小・中学校の場合、特に、学習指導要領というものがございますので、それに則って、すべての分野でバランスを考えながら教育を展開しているというのが事実でございます。

今、御指摘の、悲惨さを語り継ぐ語り部養成のことでございましたが、このことにつきましても私は、今こそ後世に語り継がなきゃならないことは、戦争の悲惨さに限らず、あらゆる面で私はたくさん、今やっておかないと風化してしまうということがあると思っております。例えば、民俗芸能でありますとか、あるいは方言でありますとか、あるいは習わしでありますとか、あるいはふるさとの味でありますとか、ふるさとの遊びですとか、そういうことは数限りなくあるわけございまして、そういうものをやはり今こそ語り継いでおかないと、その中に戦争の悲惨さというものも当然入ってこなきゃいけないと思っておりますが、そこで、教育委員会では、もう議員も御案内のとおり、今年度から、「あなたは地域の宝物」、これをキャッチフレーズにいたしまして、生涯学習のまちづくり知恵袋伝承事業と銘打ちまして、創年、中・高年の方々でございますが、これまで培ってこられました経験や能力を、子供たちや若い人たちと交流しながら伝承していくことを目的とした人材発掘を行っております。

御質問の今、戦争の悲惨さを語り継ぐ、このことに関して申し上げますならば、今後、語り部の養成等につきましても、講師を照会いたしまして、招へいし、そしてそういうことが可能でありますれば、生涯学習の一環として語り部養成講座の開設も探りますとともに、その語り部の方に学校教育活動のある場面に御登場いただきまして、そしてお話をさせていただくような場面も、各学校と相談して検討してみたいと、かように考えております。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子さん） ただいま教育長の誠意ある答弁をいただきまして、語り部の養成を生涯学習講座でも行う予定があるという意思表示がありましたので、大変期待いたしたいと思っております。

そして、語り部と戦争だけではなく、方言、民俗芸能など、いろんなことを本当に語り継がなければいけない時期に来ている。まさしく教育長の言われるとおりだと私も思います。やはり教育哲学を持っていらっしゃるんだなとつくづく今思いましたが、ぜひこのことは今やらなければいけないこと、重大事業だと思って努力していただきたいなと思っております。

そしてまた、この語り部ですが、その中に県下ではいろいろな方が語り部となって、高齢の方がいらっしゃるんですね。そういうような動きを見ていると、やはり本市では、そういうようなことが何ひとつ行われていない。特に、語り部ということでは、童話とか読み聞かせとかかみふうせん、いろんなことが学習講座で誕生しています、そういう方々がいらっしゃいます。人材は大変豊富です。ただ、その中に語り部の方がいらっしゃるかどうか。そういうふうに養成していただければ、もう、すぐ明日からでもできるようなことではないかと思っておりますので、ぜひこのことを力を入れていっていただきたいなと思っております。

それから、ちょっと教育長に、今は要請しておきましたが、学校教育関係での今の平和学習といえますか、そのようなことの現状を少し教えていただければと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

平和教育に関しまして申し上げますならば、端的なのは修学旅行等で長崎あるいは広島、長崎が中心だと思いますが、小・中学校の場合。そういう史跡を訪ねるといふこと等もやっております。それから、それぞれ学習指導要領と先ほど申しましたように、主に社会科を中心といたしまして行ふという、どちらかと言いますとそういう規制もございますので、それをはみ出さないようにというのが、これは公教育の使命でございますので、そういうことを踏まえながら平和教育についても語っております。また、作文教育等で、子供たちのおじいちゃん、おばあちゃんと夏休み等に話していただいた話等をもとに、小さな親切を含めたり、あるいはまた、福祉関係を含めたりして、平和というようなことの有り難さ、大切さというようなことは分かるようには指導しております。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子さん） 平和教育とともに人権教育、人権教育は鹿児島県はトップだということで、大変教育関係者の熱意が、そこに表れていると思いますが、平和教育、そして食の教育、そういういろんな重点的な教育を通して、みんなその一つ一つありますが、一つだと思いますね、基に、核になるものは。それはやはり人の命だと思います。命が中心に、核にありまして、そしていろんな命を育むために、食、人権、そして平和、いろんな教育があろうかと思っております。

ですので、その核が今壊れかけています。だから、そこにまた本当にみんなが注目していけるように、いろいろな小さな分野で、細分化した分野で、教育関係の努力というものが大変今から大事になっていくだろうと思っておりますので、市長をはじめ執行部当局、そしてまた私たち議員も一緒になって、本当に次代を担う子供たちのために、危機感を持って、問題意識を持って、一つ一つを真剣にやっていかなければいけない時代に来ていると思っておりますので、また私も微力ながら一生懸命頑張りたいと思っておりますが、本当に執行部の皆さん一緒に、自立・共生・協働でやっていけたらと思っておりますので、今日は二つほど、2問質問いたしました。2問とも良い回答を得ましたので、大変嬉しく思っており、今日は軽い気持ちで降壇いたします。

○議長（谷口松生君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。30分から再開いたします。



午後 3 時 19 分 休憩

午後 3 時 30 分 再開



○議長（谷口松生君） 再開いたします。

一般質問を続けます。

次に23番、東宏二君。

○23番（東 宏二君） 大変お疲れさまでございます。

質問を通告していただきましたので、通告順にしたがって質問をさせていただきます。

まず、1点目の市内各地から防災無線が聞こえにくいとの声が多い。農村地区に行くと防災無線が聞こえない。災害・火災が起きると、また市の情報が分かりにくいとの相談が多い。自治会でも、自主防

災組織ができていない自治体も多いと思う。防災担当の方に、個別受信機の設置はできないかと要望が多い。

また、18年度決算報告でも議論されたことが報告され、重要なことだと思うが、要望が多い個別受信機を設置できないか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 東議員の一般質問にお答えいたします。

防災無線につきまして、要望の多い個別受信機を設置できないかという御質問でございます。

お答えいたします。

防災無線につきましては、18年度、本庁に統合卓を整備したことにより、緊急時には市内一斉放送ができるようになったところでございます。しかしながら、個別受信機につきましては、現在松山地区では全戸に設置されていますが、志布志地区と有明地区につきましては、全戸設置がされておりません。

志布志地区におきましては、17年度屋外子局を2基、18年度個別受信機を3台設置し、また19年度屋外子局を2基設置予定していますが、屋外子局の設置場所から離れていたり、家を閉め切った状態では内容が聞き取れなかったり、聞こえにくかったりする場合がございます。

今後は、現行のアナログ方式での放送から、国から示されていますデジタル化への移行など、整備計画を作成しまして適切な更新を図ってまいりたいと考えます。

御質問の個別受信機の市内全戸への設置につきましては、6月議会にて回答したとおりでございますが、財政措置等を考慮しながら、デジタル化移行の28年度頃までには年次的に整備を図ってまいりたいと考えております。

○23番（東 宏二君） あのですね、全戸に付けるということは大変時間がかかるということで、私も予算の関係とかいろいろ分かっております。私が言いたいのは、やはり聞こえにくい所と難聴者、それと自治会で自治防災組織ができて役員の方がおられるんですよ。常時自宅で仕事をされる方とか、そういう方に、我が自治会はそういう自主防災組織の役員となって、災害が起きたりとか火災が起きたらすぐ出動してくださいということを言っているんですけども、聞こえないということなんですよ。だから、全戸に私は付けなさいということではないんですよ。その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

聞こえないというようなことで苦情が来ている所につきましては、現地に出向きまして調査をしまして対応しているところでございます。そのようなときに、志布志地区では聞こえにくいというこれらの要望があったときに、調査、今言いました現地の調査をいたしまして、年次的に屋外子局のスピーカー増設や屋外子局の設置を対応しているところでございます。

このような地域があるとすれば、さらに調査して検討してまいりたいということでございます。

○23番（東 宏二君） 屋外も、風向きでもだいぶ違うんですよ。それと、田之浦地区、学校のそば辺りでも苦情があるんですけど、やはり学校の近くに防災無線を付けたら教育のために悪いんですよ。あの奥の方々やら、いろいろな方々から相談を受けているんですよ。有明でもそうだと思うんですよ、地区が広いから。

ただ、それを全部要望があった所は、全部設置を、調査をしているということだが、その調査をする

ばかりでは駄目だと思うんですね、付けていかないと解決をしないわけですから。だから、その辺のことを私は聞いているんですね。あの防災無線、アナログで今の志布志にある沖電気のやつで、1基いくらするんですかね。ちょっと、分かっておれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（中崎秀博君） ただいまの質問でございますが、志布志市の今回大性院の所に屋外拡声局を1基設置をする予定でございますが、その予算といたしましては、90万円を確保いたしております。

○議長（谷口松生君） 1基の単価はいくらですか。

○総務課長（中崎秀博君） 1基は、まだ入札もしておりませんが、予算は90万円確保いたしております。

○志布志支所長（山裾信博君） 私の方からお答えをさせていただきます。

個別受信機は、17年度60台購入して、3万4,740円で購入をしております。個別購入しますと5万円ぐらい掛かるということでございます。

○23番（東 宏二君） 私が志布志選出だから志布志のことばかり言っているんじゃないんです、有明もなんです。私も有明に従弟がいっぱいいますので、志布志に限っていませんから、その辺は御理解いただきたいと思います。

今、課長の方から大性院の方が、ということで、1基付けるということでしたが、あそこはちょっと谷底で、たぶん喜ばれると思います。私は、そういう付けられる所はそういう屋外を付けていただきたいということなんです。

でも、その屋外を付けてあっても山の響きで声が聞こえなかったりとか、要望が多いはずですよ。だから、松山は全戸付いているということでございますが、旧志布志町と旧有明町では、個別受信機、何台今、設置されているんですか。

○総務課長（中崎秀博君） 個別受信機の設置でございますけど、旧志布志には約600台、それと旧松山地区が1,950台、旧有明地区で約258台ということで、団員、自治会、難聴地域に旧志布志と有明は設置いたしております。

○23番（東 宏二君） 有明が258台、志布志が600台、松山さんはもう多いということで1,900台ぐらいですかね、全戸数近いということなんです。5万円ですよ5万円。100万も200万もする品じゃないですよ。これをやっぱり聞こえて情報が、志布志の情報がキャッチされて、火災、防災が起きたときにすぐ分かるような、隣が火事だというようなことがあれば、山が崩れたぞと言えばすぐ防災で伝えれば、山間部は高齢者が多いんですよ。その辺、5万円で私は全戸付けるということじゃないんですよ。要望があると思うんです、要望のある方にはそれを満たしてあげたいのが、聞こえる所と聞こえない所の格差を無くすことじゃないですか。平等ですよ、行政は。どう思われますか。

○市長（本田修一君） 防災無線につきましては、一応屋外の子局を設置するというような方向で進んできたということございまして、それに伴って、個別の受信機が導入されたということございまして、まず屋外の聞こえにくい所をまず整備していこうという流れでできているようでございます。

ただいまお話がありましたように、屋外の子局の受信につきましては、非常に聞こえにくい、あるいは風等によって聞こえなかったりというようなこともありますので、今後はまた、今お話があるように、

個別の受信機の設置を進めていかなきゃならないということで、初めに申しましたように、今後デジタル化というのが前提でございますので、そのことも前提におきながら、28年度までには整備したいということをお話したところでございます。

お話がありますように、確かに1戸当たりの単価でいきますと安い受信機ということになりますので、特に要望の強い所、特に高齢者等につきまして、あるいは障害者の方という方につきましては、優先的に設置を検討したいというふうに思います。

○23番（東 宏二君） アナログとデジタル、これは、併用してこれは使えるんですかね。デジタルを入れても、アナログの場合はアナログでも今現在のままで使えるのか。ちょっとお聞かせいただきたい。

○市長（本田修一君） デジタル化の場合になりますと、18年度本庁に整備しました統合卓はデジタル化対応の機種でございます。ただし、無線機はアナログでございますので、こちらの方の更新の必要があるということでございます。

そして、屋外子局につきましては、すべて今後更新の必要があるということでございます。

○23番（東 宏二君） では、屋外が今、各旧町に、志布志から有明、松山まで、何基今設置されているのか、お伺いいたします。

○総務部長（井手南海男君） 屋外子局の現状でございますが、現状につきましては、志布志が71基、有明が60、松山が42ということでございます。

○23番（東 宏二君） 今、部長の方から数を出していただきました。こう見ると、付いているわけですよ、数とすれば。旧志布志が71本、有明で60本、松山で40、これで聞こえないということであれば、先ほど課長の方から言われたように、大性院とか、あそこは効果が出ると思うんですよ、あれは出ます、確かに。一区域ですから。

山間部に行ったときに、四浦地区からずっとあるんですよ、あの離れた所まで。そして、有明地区も飛び地もあるし、いろいろあるわけですよ。その辺のことを考えるとき、これが、屋外防災無線が100万ぐらいですか、掛かるのが。もっと掛かるんですかね、あれは。100万円ぐらいですね。掛かるわけですよ。100万円とすると、例え100万円としたときに何基買えますか、5万円でしたら。

だから、やはり屋外で効果のある所は屋外を付けていただければ結構だと思います。屋外を付けても効果が出ない所にいくら付けても効果は出ないわけだから、その辺のことで今、市長の方、答弁でもありましたように、アナログの個別受信機が使えるということであれば、段階的に入れていっても無駄にならないと思うんですが、どうなんですかね。私の聞き違いですかね。

○市長（本田修一君） 受信機につきましては、アナログでございますので、今後すべての物につきましてデジタルに変わるために更新が必要だということでございます。ただ、統合卓についてのみデジタル化ができるということの対応型の機種になって設置がされたということでございます。

今後すべての受信機につきまして、子局につきましても、アナログが設置されておりますので、更新が必要だということでございます。

○23番（東 宏二君） 私の聞き違いでしたか。市長の言い違いかも分かりませんが、罪は一緒ですから。アナログの今の個別受信機は使えないということですね。それと、それを今後入れる個別受信機

では、それに対応ができる個別受信機を、今後は要望があれば取り付けるということですか。今のアナログの場合ではもう駄目ということですね。今あるものは、もう駄目ということですね。

○総務課長（中崎秀博君） 市長の方がお答えいただきましたが、現在アナログの個別受信機を入れた場合は、デジタル化になったら使えないと。入替えをしないといけないということ。それと、先ほど屋外子局の各旧町ごとに申し上げましたが、これもデジタル化に移行しないと、個別受信機は受信できないというような形になります。

先ほどちょっと修正を、答弁の中で個別受信機の修正をさせてほしいんですが、志布志地区につきましては600台ということで答弁いただきましたが、現在のところ703台でございます。それと有明は258でそのままで、松山の方が1,954というふうに答弁申し上げましたが、1,984に訂正をお願い申し上げます。

○23番（東 宏二君） 今、入れれば使えないということですね。であれば、どういう、各地区、松山を除いて有明地区、志布志地区には、どういう所にこの703台という、難聴者を入れて、ほかに消防団とかいろいろあると思いますが、どういう所に設置をされているのか、個別受信機は。

○総務課長（中崎秀博君） 個別受信機の配付先ということでございますが、有明地区につきましては、消防団員、それと自治会長、それと一部難聴地域に設置しております。

志布志地区につきましては、消防団員、自治会、並びに一部の難聴地域に設置しているというふうに伺っております。

○23番（東 宏二君） あのですね、志布志だけか知りませんが、議員の所にもあるんですよ。有明地区は議員の所にはないんですか。

○総務課長（中崎秀博君） 大変申し訳ございませんでした。

志布志地区が議員のお宅まで配付されるということは今、聞いたところでございます。有明地区については、議員宅には配付いたしておりません。

○23番（東 宏二君） 不公平ですね。有明の議員の人たちは人のいい人ばかりですね。やはり議員も言わないと、黙っておけば一向に付けられませんよ。やはり議員の方々も火事であればすぐ走って行って、車の誘導したりとかいっぱいやっていますよ、志布志は。

それと志布志地区、支所長がおられるが、議員を勇退されたりとかいう方がおられるわけですが、その所の回収などはどうされているんですか。

○志布志支所長（山裾信博君） 議員を辞められた所の回収については、随時行っていると思います。

それで、先ほどの関係ですが、志布志地区のふれあい移動市長室でも防災無線が聞こえにくい地域の質問があったところですが、その関係でも市長の方はよく調査をして、先ほど市長がお答えになったとおりでございます。調査をしてメーカーの方とも話をして調査にまいて取り付けるということでございます。

○23番（東 宏二君） 取りにくいかもしれませんが、そこは鬼になっていかないといけないと思うんですが。無駄な所にもあると思うんですよ。その辺の調査もしてほしいんですけど、2008年ということで全戸に配付ということでございますが、決算委員会の重永委員長が報告の中で言われているんですが、デジタル化の問題で18年度に親卓の統合システムの改修をしたという、合併して一斉放送が、これ

は一斉放送ができないかということは私の通告にはありませんでした。できれば一斉に全市が、市となりましたのでひとつしてほしいんですけど、通告しておりませんでしたので、これは後でまた質問してみたいと思います。

だけど、有明地区の市議の方々にもやはりこれは私は必要だと思うんですよ、本当に。11人今おられるわけですよ。今、自治会長をされている方がおられればもらっておられる方もいます。これは非常にためになります、役に立ちます。

それと、自治会、自主防災組織、これがやはり大きな集落、100を越える集落になると、役員が5、6人いるんですよ。即走っていただく方をお願いしているわけですよ。その方々からも声が多いと思うんですが、市役所の方にはそういう要望はないですか。又は、その自主防災組織の要望がある自治会に、平成28年といえばあと何年ですか、11年先ですがね。大変なことですよ。市長、10年先のことを言えば、もう誰も信用しませんよ。来年のことを言えばカラスが鳴くというぐらいですからね、笑うというぐらいですから。

市長、有明の議員の所と、自主防災組織のある自治会には、今いろいろな難聴の方とか福祉部との連携で調査をして、その辺、その考えはないですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

有明地区につきましては、有線放送がございますので、そちらの方で対応されているということになるかと思えます。ただいまお話になりました、もし、有線放送はすべての議員の方が導入をされていると思えますので、もし無い場合には、またそのようなことを考えたいというふうに考えます。

自主防災組織の方々につきましては、その自主防災組織あるいは自治会長さん等とも相談しながら対応していかなくやならないと思えますが、役員の方々にすべて配付するとなると、今お話がありますように、例えば難聴の所とか、それから障害がある方にとかいう形で、ただいま優先的に設置しようということを考えているわけがございますので、そちらの方とも勘案しながら取り組まさせていただきますというふうに思えます。

○23番（東 宏二君） 大変失礼しました。私も有明地区に有線放送があるとは頭にあったんですけど、ここにも組合長もおられますし、大変失礼しました。だから大人しいんだなと思えました。我々志布志であれば、ないごて付けんとかというぐらい言うんですけどね、よくできている議員の方が多いと思えます。

自主防災組織、今どのぐらい旧3町できているかな、数は。

○総務課長（中崎秀博君） 自主防災組織の組織率の件でございますが、19年4月1日現在で、志布志地区で組織数が124、松山で50、有明で80ということで、志布志におきまして組織率を%で申しますと74.25%、松山で60.98、有明で61.54と。志布志市全体で66.84の組織の加入率になっています。

○23番（東 宏二君） 今、課長の方で組織数が答弁されました。この防災組織ができてる中で、全部が全部聞こえないという所はないんですよ、実際言って。聞こえにくい所があるからそういう要望が我々にも相談があるし、我が自治会でもそういう要望があるものだから話をしているんですよ。自主防災組織というのはボランティアですがね。地区の火災を出したとき、初期消火をして、そういういろいろ

ろ、老人を誘導したりとか、いろいろ高齢者を、いろいろなことをボランティアである集落の組織ですがね。この辺にやはり要望が、全部が全部あると私は思わないんですけど、要望があったら、分かりました、付けますという姿勢を見せていかないと、自主防災組織をいくらつくっても機能しなければ何もならないと思うんですが、この辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、自主防災組織が全市で254ほど設置されているというようなことが、数字があったわけですが、仮にその中で聞こえにくいというような所がありましたら、すぐさま現地に赴きまして、そのような、今お話があったようなことにつきましては対応していきたいなというふうに思います。

ただ、その数を見たときに、250ほどでございますが、志布志が700ほどということで、全体が700ほど設置されているということでございますので、今後設置に対しましては、先ほども言いましたように、難聴の所、それから障害者の所と、それから高齢者の所というような所を優先的にしていくんだということをお話をいたしましたので、そういったものも一緒にかみ合わせていながら、この自主防災組織の所につきましては、特に配慮しながら取り組んでいきたいとします。

○23番（東 宏二君） 12月で、今、予算編成の時期でございますので、総務課に何基ぐらい今度個別受信機の予算を配分できるような考え方、難しいかもしれませんが、今市長の答弁であるとそういうことで、難聴の方とか障害の方、また自主防災組織、聞こえない所に配付をしていくという形ですよ。予算を取らないと口ばかりじゃいかんですがね。いくらぐらいの予算の見込みなんですか。

○総務部長（井手南海男君） 現状までのところにつきましては松山地区全域設置されているわけですが、更新ということで30台ほど年次的に購入しているということでございます。平成20年度の要求につきましては、市長の答弁を踏まえながら、今後協議していきたいというふうに考えます。

○23番（東 宏二君） 年次的に30台ぐらいということで、私が市長とのやり取りの中で出たことで少しでも増やしていこうという考え方を、今お示しになりました。

ぜひ、これは松山さんは先取りをされて全戸に付けられた、我々志布志地区もそれをすればこういう質問をしなくてよかったですけれども、有明地区も同様ですけどね。やはり、みんなに情報が伝わるのが私は平等だと思うんですね、公平に伝わるから。伝わらない所は、今、毎日防災無線で言っていますがね、何々の会があるとか、いろいろな祭りとかいっぱい催し物とか出ていますがね。その辺が分からなければ、やはり平等じゃないと思うんですね。公平じゃないと思う。だからぜひ、総務課長、総務部の方で、担当の方で、企画の財政の方をお願いをして、ぜひ予算を勝ち取っていただきたいとします。

やるということでございますので、これ以上は申しません。

次に、環境衛生についてお尋ねいたします。

ごみステーションにあります生ごみ入れのバケツのふた留めが大半壊れて、犬や猫が生ごみをあせり、食い散らしていることが多いわけです。現状のふた留めでは耐久性がないと思われる。環境衛生のために改善すべきだと思うが、市長の考え方をお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

以前にも志布志地区の生ごみ入れのバケツのふた留めが大半壊れており、修理してほしいという問い合わせがあって、担当課では状況の把握を行いまして、収集委託業者を通じまして、留め金フックを付け直すとか、ふたに付いているパッキンを張り直すなど、110個程度の修理を逐次行ってきましたが、修理が追いつかない状況であります。

松山、有明地区の生ごみバケツは、留め金フックの破損はほとんどありませんが、志布志地区においては非常に多いようであります。今回、改めて調査させましたが、生ごみバケツのふたの構造が若干違っております。志布志地区の生ごみバケツは、ふたの深さが松山、有明地区に比較しまして深いため、その分、留め金フックにかかる負荷が大きいようであります。

今回の調査結果から、志布志地区の生ごみバケツの改善については、速やかに検討していきたいというふうに考えております。

○23番（東 宏二君） 同僚議員の有明選出、松山選出の方に聞いてみますと、うちではそういうことはないということで今、市長の答弁のとおりだと思います。

志布志の方はもう外れて、あのまま修理をしてもまた壊れます。分かっております、あの方式では。だから、私が今、こうやって改善はできないかと。直しても直しても耐久性がないと思うんですよ、あれでは。だから、速やかに改善していきますということで、こういう大事なことは速やかにいかんとすよ。ちょっと急速に走らん、大事なことですがね、これは衛生上。野良犬、猫、山間部に行けば狸までくるんですよ、本当ですよ。みんな回ってみてください、あのバケツの上にブロックが乗せてあるんですよ、どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先日も議員とともにある地区を視察した折に、その生ごみの回収車がまいったところでもございました。そのときに、その生ごみ回収のバケツの状況等も拝見させてもらいまして、改善すべきだなというふう感じたところであります。

それで、この生ごみのバケツにつきましては、今後、交換というような形でしていくということで、ただいま担当の方で検討中でございます。

○23番（東 宏二君） ある所で市長と一緒にあって、ちょうど生ごみ回収が来ましたよね。きれいなバケツでしたよね、本当にきれいなバケツで留め金も付いているか、付いていないかのようなバケツでもございました。

でも、やはり市として、担当課として、その業者に指導することはできないんですか。ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○環境政策課長（立山広幸君） お答えいたします。

収集業者につきましては、先ほど市長の答弁がありましたように、業者にも十分指導しております。ただ、市長の答弁でもありましたように、生ごみバケツの構造が違う関係で、留め金が破損しているんじゃないかというふうに思っております。

それから、ブロック等が乗せてあるというようなことでもございましたが、私ども調査をいたしまして、確かにブロックが乗っている所もございました。そういうことで、速やかに検討していきたいとい

うふうに考えております。

○23番（東 宏二君） もう課長まで速やかにと言われましたね。私は市長に、速やかではいかんと。特急電車で走りなさいというようなことを言ったんだけど、やっぱりひとつようなことを言いやっとなすね。

替えるということで、これはいつ頃替えられるんですか。

○市長（本田修一君） また怒られそうですけど、当初予算に計上いたしまして、速やかに取り替えたいと思います。

○23番（東 宏二君） 新年度で替えるということでございますが、それは全部入替をされる予算を取られるんですか。

○市長（本田修一君） そのとおり、全部取り替えるということを計画しております。

○23番（東 宏二君） 私も当初予算しかないと思うんです。もう補正では組めないと思う、12月議会ですから。3月に予算を組んで、替えられるということでございますが、やはり業者をもうちょっと指導しないと、バケツは汚れているは、それはもう散々ですよ。有明地区、松山地区に聞くと、きれいですよと言われます。やはり指導する。指定管理者に指定しても指導できるわけでしょう。委託されているわけだから、これは指導して行って、旧志布志町でも指導したことがあるということで聞いているんですが、何回ぐらい指導されましたか。

○環境政策課長（立山広幸君） 回数は覚えておりませんが、いろんなことがありましたら、住民の方からいろんな苦情等がありましたら即、指導をし、あるいはまた出て来てもらって、こうこう、こういうことですよというようなこともしておりますが、業者の方についても、私どもも話を聞けば精一杯やってもらっているという点多々あります。

確かに、そういう生ごみの分についても、収集業者が収集する場合は、バケツを積んで、そして松山の所で一回外せばいいわけですね。そうすることで、また一回ふたをして持って帰って来るわけです。大部分の方が、そこで使われる市民の方々の開ける回数が多いんじゃないかというふうには思っております。そういう形で、今後業者の方にもいろいろ指導をしていきますが、市民の方の協力もお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○23番（東 宏二君） 私もバケツの専門家ではございませんが、今、漁業関係の方々、バッチ漁をされる方がチリメンを入れられますね。あれをくっとすれば、あまり閉めると開きませんので、ああいう七分目ぐらいに止めを付ければ、パッと止まれば、パチパチするよりも耐久性があると思うんですよ。パチパチであれば、もうすぐまた何年かすれば壊れると思います。旧志布志町内のバケツを替えると言っても相当なお金だと思うんですが、その辺の考え方はどうですか。

○環境政策課長（立山広幸君） 形状につきましては、今後、専門の方々に聞きながら決めていきたいというふうには思っております。ただ、生ごみの収集が始まったのが志布志地区、有明地区も平成16年度からでございますので、私どもの考えといたしましては、やはりフックの方がいいんじゃないかという認識はしておりましたが、今、東議員の方から提案がございました、閉める、そういうのをまた検討し

ていきたいというふうに考えております。

ただ、それもいろいろ話をしたんですけど、今おっしゃいましたように、ぐっと閉めた場合に高齢者の方が開けられないんじゃないかというような欠点もあるんじゃないかなというのは伺っているところでございます。今後形状については、検討させて欲しいと思います。

○23番（東 宏二君） ぎゅっと締めると高齢者の方は確かに無理だと思います。だから、私が言ったように、七分目ぐらいに止める、いかないようにということであれば耐久性があるということで、これも市の、皆さんの税金で買うわけですので、その辺はよくメーカーと協議して買っていただきたいと思います。せっかく新しいのを買われれば、やはり業者さんにも丁寧に使うような指導をしていながら、やはり衛生美化に努めていかんないかんと思うんですが、その辺の考え方をもう一回お願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 有明地区、そして松山地区、志布志地区、それぞれ回収につきまして、特徴があるということにつきまして気づいたところでした。その違いというのが、委託業者の管理の仕方、あるいはまたもっと別な意味で言えば、利用される市民の方々の違いということもあろうかというふうに思います。

それらのことにつきまして、業者にそういった問題があるとすれば、私どもの方でまたきちんと指導をしていながら、市の財産としての管理をお願いするというのを重ねてやっていきたいというふうに考えております。

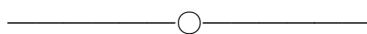
○23番（東 宏二君） 当初予算でバケツを買われるということでございますので、早くても4月か5月だと思います。その前に、やはり市報なり、志布志地区だけの市報なり、大事に使って、市民の方も大事に使って、今のバケツは今度の当初予算で買い替えますのでご迷惑を掛けましたという、そういう広報も必要じゃないかと思うんですが、その考え方はないですか。

○市長（本田修一君） ただいまお答えしましたように、志布志地区についてのみそういった形で替えるということがございますので、そのことにつきましては、そのようなことになった理由、そして今後利用していただきたいやり方というものにつきましては、市民の方に広報して行って、そして改めて業者の方についても、そのようなことで市の財産として丁寧に、そして市民からも理解できる形で業務に務めていただきたいということを重ねて申し上げたいと思います。

○23番（東 宏二君） 広報に載せると同じ広報が3町、志布志市にもまわるわけですので、広報でなくても防災無線を利用して志布志地区のだけしか流れないからその辺の通知もできると思うんですよね。その辺が市民に対するお詫びということでできれば、市民の方も納得されるんじゃないかと思いません。前向きな答弁が出ましたので、これで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。



○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会とします。明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。日程は一般質問です。ご苦労さまでした。

午後4時16分 延会

平成19年第4回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成19年12月12日（水曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行
立 山 静 幸
鬼 塚 弘 文
下 平 晴 行
福 重 彰 史

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	瀬戸口 司
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 部 長	井 手 南海男
企 画 部 長	持 富 秀 明	市 民 部 長	嶋 戸 貞 治
福 祉 部 長	蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長	永 田 史 生
建 設 部 長	宮 苑 和 郎	松 山 支 所 長	白 坂 照 雄
志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博	教 育 次 長	上 村 和 憲
総 務 課 長	中 崎 秀 博	情 報 管 理 課 長	徳 満 裕 幸
企 画 政 策 課 長	萩 本 昌 一 郎	財 務 課 長	溝 口 猛 隆
市 民 課 長	竹 之 内 宏 史	福 祉 課 長	津 曲 兼 章
保 健 課 長	今 井 善 文	畜 産 課 長	中 崎 文 繁
耕 地 課 長	上 原 登	管 理 課 長	牛 込 俊 美
松 山 支 所 福 祉 課 長	木 佐 貫 一 也	水 道 局 長	徳 田 大 園
会 計 管 理 者	楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	
生 涯 学 習 課 長	小 辻 一 海		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により宮田慶一郎君と上村環君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、25番、小園義行君。

○25番（小園義行君） おはようございます。

共産党の小園義行でございます。私は、志布志町の町議会議員になりました当時から、役所は住民にとって役に立つ所でなければならない。そして、ここにおられるスタッフ一同、首長をはじめとして、住民の皆さんのために仕事を一生懸命やる、そういう立場でこれまでも質問をし、議員活動をやってまいりました。その思いは市議会議員になっても同じであります。そういった立場で当局の皆さん方もしっかりと取り組んでいただきたいと、そういう思いをもって質問をさせていただきます。

1点目に、自衛隊への名簿提供についてということで通告をしました。今、防衛省の事務方のトップでありました守屋事務次官が逮捕される、そういう状況が起きております。連日いろんな問題がマスコミ、テレビ、新聞等で報道されました。私は、これは一部の者がやったことであって、その他多くの自衛隊員の方々、幹部職員をはじめとして、全力で国の防衛、そういったものに対して全力を挙げてやっておられる。そのことはよく認識をしております。一部の者がこういったことで自分の欲望のためにということをやったことだと思えます。まず、こういった状況を踏まえて、新聞報道、そういったことに対して事務方のトップが逮捕されると、そのことに対して市長はどういった見解をお持ちなのかお伺いをします。

次に、2点目は、そうした自衛隊からの中学校、高等学校、大学を卒業する生徒の皆さん方、学生の皆さん方の名簿を、自衛隊へ各自治体が提供しているというのが新聞報道をされました。9月にあったわけであります。薩摩川内市でそういうことがあったということで新聞が報じております。この自衛隊への中学校卒業、高等学校卒業、大学の卒業、こうした学歴の人たちの名簿提供が本市ではどういうことであったのか、まずお伺いをしたいと思います。

2点ほど質問をしました。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小園議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、防衛省の守屋事務次官が逮捕されたことに対しましての私の感想というものについてお尋ねですが、そのことにつきましては事前にありませんでしたので、今、私が思っていることを率直にお話

したいというふうに思います。

このことにつきましては、議員お話のとおり、連日連夜、マスコミ等で報道されておりまして、国民の方々の関心の高い、そして私どもはこのことをいかにして自衛隊の方々に対して説明すべきかと、自衛官の方々に説明すべきかという内容ではなかろうかというふうに思っております。お話になったように、多くのほとんどの自衛官の方々が真面目にその職務を全うされ、日夜、国防のために精励されているということにつきましては、私どもの志布志港にも先日たくさんの自衛官の方々が来られまして、その方々と親しく接しさせていただきまして、そのことにつきましてお互いに意見を交換したところでございます。もちろん、ある特定の方がそのような長年の悪弊に染まり、そして結果として、このような形で今、裁かれようと、そのことが明るみに出ようとしているところでございますが、このことにつきましては、誠に残念だなあと、トップたるものがそういった形で責めを負われているということにつきましては、本当に遺憾だなあとというふうに思うところでございます。このことにつきましては、私どもも十分、他山の石としないで、戒めといたしまして、今後も私ども自身が市民に対して、その職務を全身全霊傾けて、そして誠心誠意取り組むべき内容のことを示したのではないかとというふうに思ったところでございます。

2番目に、自衛隊への名簿提出につきまして、本市の対応はどうかということでございます。お答えいたします。

新聞報道で、薩摩川内市に対しまして、自衛隊への個人情報の提供中止の申入れがなされたという記事が掲載されたということでございます。自衛官の募集につきましては、現在、全国50箇所に所在いたします地方協力本部で実施されておりますが、それと同時に自衛隊法第97条の規定に基づく法定受託事務として、都道府県知事及び市町村長が自衛官の募集事務の一部である自衛官の募集に関する広報宣伝等を行うものとされております。このため、地方協力本部が行う自衛官の募集の円滑な実施のため、自衛隊法施行令第120条の規定の趣旨を踏まえた、平成12年の防衛庁人事教育局長から、都道府県募集事務主管部長に宛てられた文書、「地方公共団体による自衛官の組織募集の推進について(依頼)」により、市町村に対して、自衛隊地方協力本部に対する適齢者情報の提供の依頼が行われております。

本市においても、鹿児島地方協力本部長より、適齢者情報の提供についての依頼がありましたので、公益上の必要性があると判断し、志布志市個人情報保護条例に違反するものでないと判断されるため、提供しているところであります。提供しました情報内容は、依頼のありました期間の該当者の氏名、生年月日、性別、住所の四つの情報であります。

○教育長（坪田勝秀君） 市教委が所管しております中学校につきまして、お答えをいたします。

自衛隊への名簿提供についてでございますが、10月の30日付けの新聞で報道されたことを受けまして、早速、本市のすべての中学校に情報提供についての調査をいたしましたところでございます。その結果、個人情報保護の観点から、児童・生徒の名簿等の提供については、相手が誰であれ慎重を期するよう日ごろから指導しております。そういうこともありまして、学校要覧等で公表をされている範囲、つまり卒業生の人数を知らせた学校は7校中3校でございましたが、氏名や住所等の個人情報を提供した学校はございませんでした。

以上でございます。

○25番（小園義行君） 併せて、教育長には大変申し訳ないんですけど、こういう形で通告しておきました、先ほど前段で申しました、そういう組織のトップ、事務方のトップがそういうことになったということに対して、子供に対するこの影響といたしますかね、そういったものに対しては、教育長としていかがお考えか、大変失礼ですけど、答弁をお願いをします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

自衛官の事務方のトップに限らず、私は最近、非常にテレビ等を見ておりますと、食品偽装の問題その他、いわゆる手本となるべき大人が次々に画面に登場いたしまして、深々と頭を下げられる場面というのは、これは決して教育上良いはずがないと私は考えております。今、御指摘の事務次官に限らず、やはりこういうことは子供の健全育成上、決してマイナスにはなっても、プラスにならない現状であろうと、このように認識しております。

以上でございます。

○25番（小園義行君） まさに本当に、大人がこういういろんな不祥事を起こして、子供たちに良い影響を与えるのではなくて、本当に悪い影響を与えてると、まさに嘆かわしいといたしますかね、そういうことだと思えます。私たちもきちんとそういったのは、きちんと受け止めなきゃいけないというふうに思います。

さて、今、市長の方から募集の関係、そういったものが法的なことを含めてあったわけですが、この自衛隊法施行令第120条、これは、いわゆる防衛大臣が自衛官の募集に関して必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。これは義務規定ではありません。あくまでも要請であります。そのことで、公益上必要だということで首長は提供をしたということですが、これは住民基本台帳法、そして我がまちの個人情報保護条例、これと合わせて、今回、あなた方が提出をしていると、そういう適齢期のそれについて、その3法令との関係、自衛隊法施行令第120条、そして住民基本台帳法が求めているものと、そして我が市の個人情報保護条例、これとの関係でどう整合性があるのかお示しをしてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自衛隊法施行令第120条で、必要な報告又は資料の提出を求めることができるということが規定されておりまして、このことに基づきまして、私どもは提供しているということでございます。さらに、住民基本台帳法第11条第1項に基づきまして、閲覧の請求があった場合は、閲覧による対応ができるというふうに考えておりますが、本市の場合は、自衛隊から依頼があり、公益上の必要性があると判断いたしまして、市の個人情報保護条例にも違反するものでないということを判断したために情報提供をしているところでございます。

○25番（小園義行君） 市長がおっしゃる公益上必要というのは、どういうことでございますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第114条から第120条までの規定によりまして、市町村が処理することとされている事務は、法定受託事務ということになっております。そのような関係から、自衛隊鹿

児島地方協力本部長からの適齢者情報の提供依頼というものにつきましては、相当な理由に該当するというふうに考えて、このような形で措置しているところでございます。

○25番（小園義行君） 答弁になってないですよ。公益上必要なのは何なのかと、それをお聞きしたんですが、時間があれです。いわゆる住民基本台帳法は、必要であれば閲覧は可能ですよ。閲覧は可能です、住民基本台帳法が求めているものはですね。そして、自衛隊法施行令第120条、これは提出を求めてけど、義務ではないんです、これね。そして、我がまちの個人情報保護条例、あなたが言う、いわゆる公益上、大変必要だとおっしゃっているその公益が何なのかというのは明確になってないわけです、あなたの中では。それを提供することが、本市にとってどういった公益上の必要性があるのか。教育委員会サイドは、これ人数は教えたいけれども、個人の情報は提供してないと、こういうふうにおっしゃってますよ。これは僕はまともな考え方だろうというふうに思います。公益上必要だと、そのことを再度、どういった公益上必要と判断をされたんですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、自衛隊員の募集につきまして、そのことにつきましての事務は、法定受託事務というふうになっているところでございます。そのようなことに基づきまして、提供を求められたということでございますので、公益上必要というふうに判断いたしまして、このような措置をしたところでございます。

○25番（小園義行君） 受託事務だからそうしたというんですね。じゃあね、いいですか、市長。これ志布志市個人情報保護条例第8条ですよ。利用及び提供の制限というのがありますね。法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとあるんですね。ここでその例外、これはしていいよということが書いてあるんですよ。その第3号、当該実施機関以外の市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体うんぬんときて、地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者がその所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときというふうに、これ条例の適用がいいよということをやっています。就職をする、それは、職業選択の自由というのは、本人に任されているんですよ。このことからしても、僕はまずいじゃないのと。私も個人情報がどれぐらい志布志市はきちんとされてるのかと思って、来年度の職員採用、公告がありました。いろんな電話がうちにもかかってきます。その中で、採用される予定者の年齢を教えて、僕聞いてみたんです。絶対教えませんよ。志布志市個人情報保護条例に基いて、教えることはなりませんと、そういうことなんですよ。当然だと私も思いました。一応お聞きしてみましたよ。それ、教えてくれない、これ当たり前です。この個人情報保護条例との関係をもってしても、自分の同意があればいいでしょう。その子供たちが同意しているんですか。これ以前は、親の職業まで全部出すようになってたんです。問題があって、それは削除されて、この4項目になったんですけどね、そういう状況でもやっぱり正しかったと思われませんか。

○市長（本田修一君） 個人情報の取扱いにつきましては、より慎重にすべきだということで、このことにつきましては、適齢者情報の取扱いについての要望につきしても、そのことについては述べられております。そのことで私どもは十分、個人情報保護条例との関連を精査いたしました上で、このことに

違反するものではないと。そして、そのことが先ほどから言いますように、公益上必要であるというふうに認めまして、このような措置をしているということでございます。

○25番（小園義行君） まあ、あなたはそうでしょう。それで、この問題が表面化したときに、うちの県議会の方で11月21日、政府交渉を行っています。まつぎき県議をはじめとして、もちろん衆議院議員も同行したわけですが、その中で、政府交渉で全国の自治体の2割から3割しか、この要請には応えていないというふうに防衛省は回答しています。そして、鹿児島県は突出しているんですね。たくさんあります。でも、今回、総務省が一切そういう義務はないからということで回答していますので、今後この問題については、当然、自衛隊の方にも、総務省からのそういったもの、いろいろいくでしょう。これ、私は、こういった職業選択の自由というのは本人にあるわけですから、あえてそのことに対して、私はどうかと思います。教育委員会が、人数を教えただけでも、個人情報を出してないと、これが本来、私は基本的な在り方だろうというふうに思います。今後、当然、上を通じていろんな指導とかいうのが、自衛隊のそういう所にもあるでしょう。もちろん自治体にもあるかもしれません。私は基本的には、そういった個人の情報の提供というのは、本人の同意、そういったことがない中では簡単にやるべきではないという立場ですので、そのことはお伝えをしておきたいと思います。この個人情報保護の条例という点では、きちんと対応していただきたい、そういうふうに思います。

それと、併せて、志布志港への自衛艦の寄港とかいうようなことで、演習とかあるわけですが、志布志港は国が示している重要港湾の指定を受けてます。自衛隊を寄港させて、ここを母港にするとか、そういったことというのは、ほとんど僕はかなわないわけで、あくまでもこれまでもやり取りがありましたように、志布志港は国の重要港湾の指定を受けてますのでね、そのことについてはもちろん国・県が管理をする港ですけど、ここの地の首長としては、いろんな言動、そういったものについては、慎重であるべきだろうというふうに私は思います。横須賀の方にも表敬訪問されましたね。だから、そういった点でも、きちんと国がここに求めているのは、経済をちゃんとやっていくという港ですので、そのことを履き違えないようにお願いをします。

次に、介護保険の要介護認定者の障害者控除についてということでお願いをします。これ、介護保険が始まって、これまでもそれぞれの地域でいろんなことがあります。この問題は、旧志布志町時代からも、そういう介護認定を受けた方々の障害者控除というのをきちんとして、高齢者の方々の所得を増やしていくという、そういう意味できちんとしていただきたいということで、これまでも質問してきました。

今年の3月議会で、この質問に対して、市長はこういうふうに答弁をされております。障害者控除対象認定の実施要綱等の整備が、今年度の申告書発送の後になってしまったために、日程案内文書に表記することができなかったと。今年、いわゆる18年度ですよ、申告相談があった場合、こういう控除を受けられることや、申請手続きの説明を交えて申告相談を実施しているところですよ。今後については、市民部、福祉部、各関係課と連携をとりながら、対象となる方々が皆さん控除が受けられるよう、広報周知に努めてまいりたいと思いますと、そういうふうに答弁されました。今、まさしく年末調整を含めて、来年に向けての確定申告が来るわけですが、この間、あなたがこういうふうに答弁されて、市民部、

福祉部、こういった連携があって、今の時期を迎えているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

要介護認定者の障害者控除につきましては、志布志市障害者控除対象者認定要綱に基づきまして、福祉事務所に申請された件数は、18年分の申告で5件でございます。その申請に対しましては、障害者に準ずる人4人、特別障害者に準ずる人1人の認定書を交付しております。

18年分の申告につきましては、志布志市障害者控除対象者認定要綱の制定が申告書発送後になってしまい、市民への周知をできませんでしたが、申告時に相談があった場合には、この制度の控除が受けられることや、申請手続きの説明を交えて申告相談を実施したところです。

19年分の申告につきましては、税務課としましても、申告書発送に合わせて、障害者控除の項目欄に障害者控除対象者認定についても表記してお知らせすることになっております。福祉課としましても、この制度の内容等を説明した文書を全世帯にお知らせし、御理解をしていただくことにしております。また、市民部とも連携をとりながら、市の広報、ホームページ等での周知にも努めてまいりたいと思っております。

○25番（小園義行君） 今、18年度、そうですね、19年度はそういうことで報告をしたと。これはホームページに載せたということですが、インターネットでこの要介護認定を受けている方々が、今、市長の最後の答弁で、ホームページに掲載をしたということです。大変失礼ですけど、志布志市は約1万5,000世帯ありますね。その中でパソコンをお持ちの世帯がどれぐらい、じゃあ、あるんですか。それは教えてください。

そこで、19年度に入ってから、そういう要綱とか、それは作られたんでしょう、19年度に。今回、私もいろんな所から資料を取り寄せました。これは岐阜市、ここなんかも今年の6月に全対象者に、19年度のです、そういうときにしてくださいということで、きちんと送ってるんですね。そして、この11月29日、鹿児島県内で初めて、霧島市が対象者全員に認定書を送って、きちんと負担の軽減ということで送られてるんですね。私は、合併してから介護保険の値上げがありました。国民健康保険税の引き上げ、そういったもの等も今後、いろんなことが考えられます。そして、公的年金控除の廃止、定率減税の廃止、いろんなことで高齢者の方々は大変負担増ですよ。そういったことを踏まえて、この対象者の方々がどれぐらいあるかというのは、当然、市民部と福祉部の方でやれば、すぐ分かるわけですが、高齢者の方々への負担軽減と、そういった意味からも、きちんと私は要綱を作ったからいいんじゃないかと、どうそれを使って、高齢者の方々の負担をやわらげていく。せっかく作ったものが生かされないという意味がないじゃないですか。そのところをしっかりと、どう考えられたのかと。だから、もう3月にそういう答弁があって、作られてたんですよ、要綱もね。そして、今もう12月でしょう。税の申告、年末調整、いろんなことをする中で、そういうことが起こってくる時期に、何も、じゃあ、してなかったんですかと、広報に載せましたと、こういうことだけで果たしていいのかなあというのがあつたものから、こういった対応をされたのかと、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本年度におきましては、申告時に相談があった場合に、この制度の控除を受けられるということや、

それから申請手続きの説明も交えて相談に応じたということでございます。そして、19年度分につきましては今からですが、税務課の申告書発送に併せて、その障害者控除の項目欄に障害者控除対象者認定についても表記いたしまして、お知らせするというようにしております。

○25番（小園義行君） じゃあ、その対象者というのは、もう把握、市民部と福祉部の間で連携とったら、すぐ分かりますね。対象者は分かってるんですね。どれぐらいおられますか。

○福祉課長（津曲兼隆君） およそですが、620人程度だろうと思っております。

○25番（小園義行君） ぜひ、その620人の方が、このことを皆さん方が要綱を作って、いろんなことを考えて、そしてこの人にきちんと届いて、その申請をしていただく。これは申請ですから、申請していただくということで、高齢者の方々の負担がやわらいでいくと。このことを、ただ送ったからいいよということではなくて、本当にそこまで努力していただいて、負担の軽減を図るということを僕はお願いをしたい。それが住民のために市役所が役に立つ所というふうになると思います。そういう立場で620名の方に、対応をきちんとしていただきたい。そういうふうに思います。

それと併せて、そうでない方々にも、今後そういう可能性がいっぱい出て来る人たちが、これからどんどん増えてくると思いますが、このことはきちんと要綱なり、そういったものに明記をしていただきたいと、そう思います。先ほどのちょっと答弁をお願いします。

○福祉部長（蔵園修文君） インターネットへの接続している世帯数でございますが、情報化に関する市民アンケートの結果で28%、1,965人となっております。

それから、先ほどの周知に関する事で、若干補足をさせていただきたいと思っております。文書発送の対象者につきましては、あらかじめ限定して通知するという事は、今の段階では考えてないわけです。なぜかと言いますと、控除対象者となる方のほとんどが、御自身による申告が困難な方が多いというふうに考えております。したがって、扶養義務者等の実際に申告される方々に対して、制度の周知が図られなければ、障害者控除が受けられないということになると考えております。このような事態を防ぐために、周知文書を先ほど市長が申しましたように、申告書を発送する世帯には同封して、それ以外の世帯については、使送便で全世帯に対して、この周知を図っていきたく。制度の周知をまず図りたいということで、今考えております。そういった対応で、別に広報でも広報を行っていきますし、また先ほど言いましたように、インターネットでも周知を図っていきたくというふうに考えております。

○25番（小園義行君） 確かに、今、部長がおっしゃるとおり、高齢になって、年金の高い人、いろいろそういう形ででも、認知症があったり、いろんなことが判断ができないと、当然そういうことになるわけですね。だから、この霧島市がきちんとこういう認定書を、そういうところは頑張るよということや。こういう姿勢が僕は、せっかく良いものを作られているのに、生かされないというのは、いかなあと思うから、今、努力してやるということです。でも、実際はその対象者のところにきちんと行けば、それを扶養されている方々は見られます。そして、きちんと対応がされていくと思うんですね。それと、そのことを努力をしていくということで、あと福重議員の方もこのことで少し質問されるということでしたので、私はこれでとどめますけれども、ぜひ、高齢世帯の負担軽減ということで、これは扶養義務をされている方々を含めて、考えてきちんとやっていただきたいと、そう思います。

インターネットにつないでいる人が1,265人ということは、世帯では、パソコンの普及率ということでは28%。というのは、この1,265という、これでいいんですかね。これは何世帯ぐらいあるんですかと、ちょっとお聞きしたんですが、今分からなければ、後で結構ですので、ぜひお願いします。この介護保険の要介護認定者への障害者控除についての関係、ぜひ、きちんとした、せつかく要綱も作られているということですので、対応をしていただきたいというふうに思います。

○福祉部長（葦園修文君） 28%の1,965人ということでございます。

○25番（小園義行君） 世帯は、後で教えてくださいね。

ぜひそういう対応をしていただくということで、本当に考えていただきたいと思います。

次に、国民健康保険法についてということをお願いをしました。これ、昨年の臨時国会でいったん消えたんですけど、国民年金事業等の運営改善のため、国民年金法の一部を改正する法律と併せて、国民健康保険法の一部の改正が行われる。これは、国民年金を滞納されている世帯主の被保険者証ですかね、ここに対して国民健康保険証の短期保険証を発行することができるというふうにされております。これは来年の4月施行ですよ。今日も新聞、そしてテレビでもやっていましたが、もう全く年金については信頼がおけないという状況が国民の皆さん方の大方だろうと思いますね。国民年金を滞納している人、自分は納めたかもしれないけど、ということもいろいろあるでしょう。今はそれはないわけですけど、この法律の改正によって、勢い、志布志市も国民年金をあなたは滞納しているからということで、国民健康保険証の短期、これをやる。これまで委員会を含めて、当局の皆さんの答弁は、社会保険事務所からは、一切そういう年金の滞納だとか、そういう記録については、お示しがありませんというのであったんですね。そうでしたよね。来年の4月施行ということになって、ここで国民健康保険証、そういったものはここで発行されているわけですので、その社会保険事務所、そういうのを通じて、ここにそういった来年4月施行へ向けての情報の提供というのは、きちんとなされてるものなんですか。

○市民部長（嶋戸貞治君） 情報の提供についてでございますが、12月の4日に福岡の方で、そのブロック別の市町村職員等事務説明会の開催ということで文書が来まして、旅費がなかったために出席しなかったわけですが、そのときの説明会の資料が昨日届いたところでございます。その内容を見ますと、概要として、現在、国保税の未納がある場合には、市町村の判断により、国保の短期被保険者証を発行することができるが、これに加え、国民年金保険料の未納がある場合についても、短期証を発行することとするとありまして、今回の措置は国民年金保険料の納付が行われていない住民に対して、短期証の仕組みを通じて、未納者への自主的な納付等の働きかけを行い、市町村が住民の年金受給権を確保することができるようにするものとなっております。また、今回の措置を実施する市町村に対しては、条件整備として未納者からの保険料の受領を可能とする。それから、住民の未納情報の提供、それから住民の納付状況を確認するための情報端末装置の設置、それから交付金による財政上の手当といった措置を講ずるという内容だけでございまして、詳細については分からないところでございます。

以上です。

○25番（小園義行君） 今、部長の方から答弁がありましたけれども、来年4月施行ということで、これ、あくまでも義務規定ではないんですね。短期保険証を出すというのは、これは国民年金を納められ

ない方は、当然、国民健康保険税も僕は難しいと思います。そういった状況の中で、国保税を一生懸命頑張って納めておられる。そういう家庭に今度は、あんたは国民年金を納めてないから、ちょっとごめんねと言って、短期保険証を出す。こういったことは、僕は大変悲しいと思います。国がいろんなことを、悪法をしかけてきたときに、最後のとりでは、そこの自治体ですよ。ここが本当に住民の皆さんのとりでになって、国にもものを申す。そして、個々の自治体として頑張って、個々の住民の方々を守っていく。こういう姿勢が私は必要だろうというふうに思います。そういった立場で、これ個々の自治体にゆだねられているものです。市長、そういった意味で、国はそういうことをしましたけれども、機械的にこの短期保険証をこの法律の施行が始まるということで、機械的にやるという考えはまさか持ってないでしょうね。

○市長（本田修一君） ただいまありましたように、この今回の国民年金法改正につきましては、国民健康保険との連携という形で受け止めているところでございます。市町村長の判断によりまして、その未納者に対しまして、国民年金保険料の未納者に対しまして、国民健康保険被保険者証に通常より短期の有効期間を定めることができるとし、未納者との接触の機会を設けることによって、保険料の免除や納付の促進ができるようにするという趣旨であるというふうに考えているところでございます。このようなことから、このことにつきましては、今後、国や県、他の市町村の動向にも注目しながら、本市の実態に沿うかどうかということを慎重に検討する必要があるというふうには考えております。

○25番（小園義行君） ということは、我が市における、そういう方々の実態をきちんとつかむ。これは18年度、もう終わったわけですけど、特会の委員会審議の中でも、本当に大変な状況だというのが出されておまして、そういったものを踏まえて、機械的にはやらないというふうに、私は今、市長の答弁を聞きながら感じたんですが、そういった理解でよろしいですか。

○市長（本田修一君） 機械的にやらないということではなく、今後また、国、県、それから他の市町村の動向というのがあります。そういうものも見極めながら、本当に社会保険庁の動きというのが、今後また様々な形で新しい取組が示されるというふうに思います。そのようなものを勘案しながら、取り組んでいくと、検討するというところでございます。

○25番（小園義行君） これはそこの自治体に裁量を任されていますのでね、ぜひ、実態をよく把握されて、この法律の施行が始まってすぐということには、僕はならないと思いますのでね、そういう共通理解だと思えます。答弁としては、そういうことでしょうか、そういう立場で私はこの問題については向き合っていたきたいと、そういうふうに思います。これは本当に国民年金の関係も踏まえて、国保税の関係、本当に皆さん大変な状況ですよ。じゃあ、そういうふうに共通理解が得られたというふうに思いますので、次にいきます。

高齢者福祉についてということをお願いをします。敬老祝金の節目支給に対する住民の受け止めをどのように判断していますかということで、18年度、去年は合併初年度で80歳以上の方々にそれぞれ敬老祝金があったんですね。今年、19年度になって、条例の改正ということで、節目支給ということになりました。18年度は決算の総額でいくと、2,015万6,000円ほど、それぞれ高齢者の方々に対して、敬老祝金が支給がされているわけですね。19年度は当初予算でいくと、約1,000万円ですよ。1,000万円ほど節

目支給にしたことによって、高齢者の方々が受ける敬老祝金がなくなりました。このことで、もちろん直接、私の所にも、私はなぜ今年はもらえないんですかと、こういったこと等を踏まえて電話もあります。そして、民生委員の方々にも何人かお聞きをしました。民生委員の方々の所にも、いわゆる民生委員の方々は持って行かれるわけで、そのことに対してのいわゆる高齢者の方々、いわゆる住民の方から苦情、そしてその家族からもいろんな苦情、そういったものが寄せられているということで、当然、小園さん、それはもう市長にも届いているんじゃないんですかと、そういう民生委員の方々の言葉でございました。本来、当局に、この敬老祝金をすべての80歳以上の方にやっていたものが、節目にした、そのことに対する住民の皆さんの受け止め方として、どういうふうに、ああこれで良かったと、住民の人たちが本当にそう思っておられるのか、それとも、やっぱりちょっと違うのかなというふうに、市長がいろんな声を聞く、いろんな団体でお話をされる、そしてそれを意見交換される中で、どのようにこの節目支給にやったことに対する住民の皆さんの声というのを受け止めておられますか。

○市長(本田修一君) 本年の3月議会におきまして、敬老祝金の支給条例の一部を改正いたしまして、それに基づきまして、9月に敬老祝金支給を実施したところであります。高齢者訪問を含めると、1,442人の方々が対象になったところがございます。今回の支給内容の変更につきましては、おおむね御理解いただいているというふうに思っております。支給対象者や支給額の変更につきましては、市の広報と集落使送便で周知を図ったところであり、苦情を含めた問い合わせは、今、お話にありましたように、若干あったところがございますが、総体としては少なかったという報告を受けております。

○25番(小園義行君) 総体としては少なかったんですね。あなたの所は、そういう判断ですか。でも、その声があったんでしょう。そういう声に対しては、どういう判断ですかね。

○市長(本田修一君) 苦情、問い合わせにつきましては、それぞれ今回の変更につきまして、御説明申し上げて、御理解いただいたというふうに思っております。ただ、制度の中身につきまして、若干、年齢で、この年齢はなぜ無くなったのかとか、それからこの年齢である方が、節目になられる方が、ある年齢より少ないのは何なのかというような、内容についての問い合わせもあったということございまして、このような方々につきましても、この事業の変更につきましてお話をしまして、御理解をいただいたというふうに理解しております。

○25番(小園義行君) それはもう市長がそういうふうに理解されるのは結構ですけど、高齢者の方々の思いというのは、僕は簡単にいかないと思いますよ。これまで、去年やって、今年やめた事業じゃないんです。長いことかかってやってきたんですね。議会で認めたから、もう議会が理解しちゃったから、それでいいんだということかもしれないけど、条例とかこういったものは、その都度、変えることができます。それが絶対ではないわけですね。変わっていきますよ、当然。そういった意味で、1年やってみて、本当にこれはまずかったなあと、そういった反省か、良かったなあと、これは反省か、いろいろでしょう。そして、そこで立ち止まって考える、その作業が必要じゃないでしょうかね。私は、この仮に2,000万円あったものが、19年度は約1,000万円ほど高齢の方々の所に敬老祝金としてお金が行かないわけですね。一方で、高齢の方々はどうかというと、来年から後期高齢者医療保険制度、こういったものがある。介護保険、すべてにいろんなことで負担がどんどん増えていってるんですよ、正直な話が。

その中で、今までもらわれていたものが、1,000万円ほど本市の高齢者の方々の中に行かないわけでしょう。これね、本来、金額を変えてでもやれて、私なんかこの条例が改正されるときに、いろいろ議論しましたね。そして、それぞれ賛成・反対あって、可決はしたわけですけども、やっぱり私は今年の敬老祝金支給事業、これはいろんな所でお聞きをしてみると、不評ですよ。それで良いというふうには、僕はならないと思います。そういった点で、この金額を変えてでも、5,000円あげなさいということじゃないでしょう。心の問題ですよ。やっぱりこれまで頑張ってきた方々に、85歳の人にはもらえて、83の人はないと、これは長生きをしなきゃあげないよと、言葉は悪いけれども、そういうことになっちゃうじゃないですか。本当にこれまで頑張ってきた方々に、金額は今まで3,000円だったものが2,000円でもいいじゃないですか。5,000円だったものが3,000円でもいいじゃないですか。そういうふうにして、そういう80歳以上とお決めになったら、その対象を、本来だと、僕はもっと75歳ぐらいに引き下げてもいいなあとと思うけど、そういう思いをもって、この全体の金額を2,000万円としたら、それでうまくやれるように考えて対応するということはできなかったものなのかなあと。今回の声を、あなたは理解がいただいているというふうにおっしゃいますけど、現実には民生委員の方々が受ける苦情ですね、そういったものは、あなたが言うように、理解をいただいているというふうにはないですよ。現場の人たちは必至に理解を求めるための努力をされるけれども、簡単にいかない。そういうのが僕は正直なところ、住民の皆さん方の声だというふうに思うんですが、あなたの所にはそういう声しか届いてなくて、理解をいただいているというふうに正直に、市長、思われていますか、今でも。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

民生委員の方からも、市民の方からの意見というものをいただいたと、苦情なりをいただいたということにつきましては、私どもの手元にも届いております。そのような内容を見ましたときに、私どもは改めて、このことの事業について御説明を申し上げて、そして御理解いただいたというふうに考えております。私自身もふれあい移動市長室を、今、各地区で開催しておりますが、この敬老祝金につきまして、苦情というものは特段出ておりませんで、1件、このことについて、ただ、この年齢で支給されないのはなぜなのかという問い合わせがあっただけでございまして、そのような意味合いから、先ほども言いましたように、このことについては大方理解がいただいているというふうに考えているところであります。

○25番（小園義行君） 理解がいただいたというのは、まあ市長があと1期、市長をされて、5年後、その言葉を聞くなら分かるけれども、今年やって、すぐ理解がいくと思いますか。これまでこの事業が長くしてきた結果、続いてきた事業ですよ。それを現状を変えたことによって、即、1年目であなたは理解をしていただいていると、そういうふうには私は思いませんね。1期4年間、仮に今後4年後に、このままの状態が続いて、やっと理解がいただいたというのが、僕は基本的な住民の皆さん方の理解が得られるスタンスの期間じゃないかなと思います。今年やって、すぐ、これは9月にやったんですよ、これを実際に。そして、12月で理解いただいたと、とても僕は考えられないですね。もっと期間があつて、これを2年、3年、4年やってみて、それで理解がいただいたというなら分かるけれども、9月にやって、それまでもらえた人たちが、何で俺はもらえんのかと来てる。12月にはもう理解がいただいた

という、その首長の姿勢としては、あなたはそういう姿勢なんですね。僕は本来、もっとこんな事業は非常に大変身を切る思いがすると思ひながら、事業として、大変ごめんなさいという感覚で臨んでるかと思つたら、当然理解いただいている。たった2カ月で、そういうふうな、悲しいじゃないですか、市長。長くやってきた事業ですよ、変えたんですよ。そして、9月に敬老祝金配りましたね。そして、今12月ですよ。これで住民の方々が理解がいただいたとは、とても僕は思えません。そう簡単なものですかね。そんなふうには僕は思いませんね。高齢の方々は、多くは語られないかもしれないけれども、実際にその民生委員さん、いろんな方々に、声は上がっていますよ。僕はちょっと悲しいな、そういう答弁というのは。理解がいただいている、もちろんこれは、今後もこの問題については、敬老祝金というのは、やはりお年寄りが一人亡くなると、一つの図書館が消えていくというヨーロッパのことわざがありますよ。それだけいろんな知識なり、貢献をされてきている人たちなんですよ。一人亡くなることで、一つの図書館が消える、それぐらいに大事に思っている人なのか、それともたった2カ月でそれが理解がいったというふうには僕は思いません。高齢者の方々に対しては、それぐらいの気持ちをもって、やっぱり自分たちは接しなきゃいけないと思いますよ。今後、この高齢者に対しての敬老祝金、この問題は本当に首長がそういう高齢者の方々に対する思い、どう思っているのかということが問われると思います。私は、今後もこの問題は再度、金額の問題じゃないですよ。そのことを踏まえて、本当に敬老祝金を元に返すというんですかね、この80歳以上、75歳以上でもいいです。そこに対して、きちんとこの事業の趣旨、考えて、僕はやるべきだというふうに思います。長くやってきたものをたった2カ月で理解をいただいたというふうには僕は思わないし、そういう答弁に関しては大変悲しいです。高齢の方々に対しては、もっときちんとしたそういう尊敬をしていくと。もちろんそれは持っているというのは、あなたは言うでしょうけれども、たった2カ月でこの制度の理解をいただいたというのは、僕は少し悲しい答弁だというふうに受け止めました。何かありますか。

○市長（本田修一君） 理解いただいたというのは、先ほど来お話しするように、このことにつきまして、大方の方が私自身に、そして担当の方に苦情等を寄せられていなかったということでございます。先ほども言いましたように、ふれあい移動市長室でも、そういった状況であった。そして、私自身、高齢者の方々の様々な場面に出席しまして、そしてお話をさせていただきまして、そしてまた御意見等も賜る場も多いわけでございますが、その中でもこのことにつきまして、私に直接的に苦情をいただいたということはなかったわけでございます。そのような意味合いから、理解いただいたということでお話したところでございます。私自身は、議員がおっしゃいましたように、高齢者の方々は本当ある意味でいえば、地域の宝物であると、貴重な財産であるというふうに思うところは同じでございます。そのようなことで、私どもはその方々が現役を離れられ、そして高齢の年齢を重ねられる中で、本当に地域の人々から尊敬され、そして親しまれ、そして健やかに元氣である社会はどうあるべきかということを一生涯懸命模索しながら、その施策に取り組んでいるところでございます。そのような意味合いから、私は決して高齢者の方々をないがしろにして、軽んじているということは絶対ございません。

○25番（小園義行君） ぜひ、そういう立場であれば、この敬老祝金の問題も、本当にそのパイを一つに考えて、その中でどうやっていくかと、そういうことじゃないですか。その金額が決まれば、その中

でどういふうにそれを配分していくか。そして、高齢者の方々に対する、今、市長が熱く述べられた、その思いを伝えるための手順はあるでしょう。金額の問題じゃないですよ。本当に大事に思っているという、その心を伝えるという、その意味からしたときに、節目支給でいいのかなあというのを僕は思うからですよ。ぜひ、今、熱く述べられたその思いで、この問題に対してもきちんとした対応をしていただけなものというふうに思います。

次に、健康増進法についてお伺いをします。健康増進法が施行されて約4年が経つんですが、それと先ほどのそのパソコンの普及状況ですね、後で答弁くださいね。についてですが、約4年経ちました。それぞれの所で、本庁、そして教育委員会サイド、そして各支所、これ、いわゆる分煙方式というのを本庁は採ってやっているわけですが、志布志支所、松山支所、本庁、ここの現状を、市長は健康増進法の趣旨に照らして、どういふうに認識しておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

健康増進法は、急速な高齢化の伸展及び疾病の構造の変化に伴い、健康増進の重要性が著しく増大してきたことから、健康づくりや疾病予防の推進のため、平成14年に制定され、平成15年5月1日に施行された法律であります。

健康増進法の第25条におきまして、受動喫煙の防止ということで、学校や官公庁施設等の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうに定めてあります。

市役所庁舎及び支所等における取組としましては、喫煙室及び分煙機による喫煙コーナーのほか、庁舎外で喫煙所の設置を行っているところでございます。庁舎内の設置状況でございますが、本庁におきましては、分煙機を本庁舎3階に1台、喫煙室を別館2階に1箇所設置しております。志布志支所内では5箇所、松山支所では3箇所、分煙機の設置を行っております。

○25番（小園義行君） 現状、それはもうよくこれまでも何回も質問し、同僚の議員もされて分かっているんですが、今の現状を、健康増進法、いわゆる受動喫煙の防止といわれている、それに対して、どうしなさいという法が求めているそれとの関係でどう認識されていますかというふうに、十分だというふうに認識なんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

庁舎内に現在、設置している分煙機の取扱いということでございますが、以前から完全な受動喫煙防止とは言えないという御指摘がございました。市の衛生委員会開催時において、議題として掲げまして、対応策を協議してきているところでございます。将来的には、原則として庁舎内全面禁煙をしたいというふうに考えておりますが、当分の間、本庁舎3階部分に1箇所、喫煙室を設置したいということで対応したいというふうに考えております、必要な予算につきましては、来年度当初予算を考えております。

○25番（小園義行君） ちょっと教育長にもお伺いしたいと思います。教育委員会は、志布志支所の方にあります、2階から3階に移りましたね。現状を教育委員会の関係の所は、すべてもう敷地内禁煙ということですが、いわゆるあそこにもどうしても入らなきゃいけないという立場上、その状況にないところですね。教育委員会に、あそこに、3階に移られていかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

現在、3階の一番北側ですかね、あそこに喫煙コーナーが設けてございますので、あそこで教育委員会事務局の喫煙者は利用するというようになっておりますので、そういうふうを守られておるようでございます、かねて見ておりました。小・中学校につきましては、もう御案内のとおり、現在、引き続き、敷地内禁煙ということをやっております。また、社会教育施設、子どもが管轄いたしております社会教育施設におきましては、一斉にこれを全面禁煙するということはなかなか不特定多数の利用者でございますので、難しい面もありましたが、現在、図書館、公民館、体育館、文化会館などでは、管内のみを全面禁煙と、こういうふう措置しているところでございます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） 現状として、市長、正直な話が、この3階だって、分煙機はあるけど、その効果はないんじゃないですか。教育長も、今、難しい答弁でしたね。大変失礼ですけど、あの3階一番西側にありますね。窓が開いてますね。風が入りますね。僕が一番向こうの階から上がってきたとき、教育委員会で誰かたばこを吸ってるんじゃないのっていうぐらい、大変失礼ですけど、もう分煙の効果はないというふうに僕は思っていますね。だから、そういった意味で、非常にこの健康増進法第25条が求めているそのことに対して、現状としては僕は不十分だと思うんですね。それで、今、来年度そういう分煙室をつくるんだというのが、市長、これね、なかなか民間の所はさっとやるんですね、こういう問題についても。公共の所だけがなかなか進まないんです。1箇所、そういうのをつくと100万円以上かかるんですよ。そんなのを100万円以上つくるより、ここを禁煙して、外で吸ってくださいと、そういう形でしたら、ほとんど公共施設の施設の管理者としては、お金をかけないで、きちんとそういうことを法が守れていくわけじゃないですか。あの18階まである県庁だって、吸えないですよ。外に1箇所です。副市長、いかがですか。県庁の実状をちょっと、あなたおられたから教えて。

○副市長（瀬戸口 司君） お答えいたします。

県庁につきましては、従前は各階に、皆さん方御承知かと思えますけど、エレベーターの所のちょっと奥の方に、分煙機ということで各階にございました。それが確か2年ぐらい前でしたでしょうか、全部撤去されまして、全館禁煙という形になっております。職員は、17階の職員、16階の職員、1階の喫煙場所までわざわざエレベーターで下りまして、そこで吸うという形になっております。

○25番（小園義行君） これね、本当にそういうことでわざわざそういうふうに設けなくても、みんなの合意でこれはできるわけじゃないですか。僕、いろんな所の、これはなかなか議会サイドが難しく、各県のそういうものがここに新聞でも出されていますけれども、きちんと議会の方もちょっとそれに協力してやろうよということなんかで、山梨県とかそういう所も新聞に出ていますよ。各派の代表者会議で議長が、今日からも禁煙を提案して、異論なく即決だったと。もうそういうことも踏まえて、本当に住民から見たときに、法律があつて、それをちゃんと守らなきゃいけないのに、そういうふうになってないということ自体が、わざわざそれにお金をかけてまたするのと、そうじゃなくて、ちゃんと外に喫煙所を今、県が伊藤知事になってから、即、変わりましたね。そういう形にさせていただいてやったら、何ら問題なく、わざわざ100万円以上もかけて、そういうのをつくる必要はないじゃないですか。だか

ら、たばこを吸うなど言ってるんじゃないですよ。だから外で吸えば、管理者として健康増進法第25条が求めているものを、ちゃんと法を遵守してやっているとということになるわけでしょう。そういう姿勢に立てませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

喫煙室を設けるというのは、外来者の方々にも、そういった形で利用していただけるというようなことを考えて、そのような所を設置するわけでございます。先ほど副市長の方で、県庁の現況についてお話したところですが、外来の県民の方々につきましては、2階に喫煙室が設けてあるというようなことございまして、外来の方に対する配慮もされているというようなことでございます。私どものこの本市につきましても、今、お話ししましたように、来年度予算で喫煙室というような形を考えているところでございますが、将来的には全面禁煙にしていきたいというふうに考えております。

○25番（小園義行君） もう将来的とかさ、そういうことじゃなくて、もう法が施行になって4年になるんですよ。そのことを考えたときに、財政も厳しいというときに、わざわざそういうのをつくらなくても、きちんと外で吸ってくださいと、それだけの一言で僕はいいと思うんですがね。そんなことが簡単にいかないのかな。僕はもう、そのたばこを吸う部屋をつくるのに100万円以上かかるんだってさあと言って、住民の方に話すと、「何な、それ」って、いうことになりませんか。僕はもうそういう、だって役所は仕事をしに来る所なわけでしょう。だから、条例上も休憩時間とかいうのは決められてますよね。そういうことを踏まえたとき、あんまりやかましいことを言いたくないけれども、そういうふうに法律が求めている、その管理者として、現状が不十分であつたら、それをちゃんとしなきゃいけない。じゃあ、そのためにお金を100万円以上そういうのをかけて何箇所もつくるのか、それともお金はかからないけれども、外で吸ってくださいと、この一言。これはどっちを住民の方々は理解をされると思いますか。僕はもう仕事に行くわけだから、ちゃんと仕事をしてもらって、たばこ吸いたいときは外でいいじゃないかと、そこにわざわざ喫煙室をつくらなきゃいけないという、しかもそれは税金でつくるんでしょうと。これは住民の理解は簡単に僕は得られないと思います。その一言でしょう。伊藤知事になったら、あなたの後輩でしたかね、よく伊藤知事、話されるわけです。伊藤知事になったら、即、そうなったんでしょう。僕はこれが政治家としての判断だと思います。健康増進法が求めているその条文と、いわゆる求めているものと、現状が合っていないというふうに僕は思いますが、そこに対して税金をわざわざ入れて、新しいたばこを吸う部屋をつくるのか、それとも外で吸ってくださいと、ちゃんとそこに設けたらいいわけでしょう。現状もされているように、そういうふうにできませんかね。再度、この問題をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

伊藤知事は私の先輩でして、私の方が後輩で、いつも指導を受けているところでございます。

県庁につきましては、知事が就任されて、すぐ全館、全面的に喫煙禁止というような方針を出された後、関係団体から要請がございまして、改めてその分について対応されて、先ほどもお話ししましたように、2階に県民が利用できる喫煙室が設置されたというふうに記憶しております。そのようなことで、私どもの本市としましても、様々な方々の御意見を聞きながら、このことにつきましては再度検討して、

来年度につきまして取組をしたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 先の議会で、岩根議員の方から質問が、この問題であって、衛生委員会で検討していくということであったんですが、衛生委員会では、やっぱり今、首長がおっしゃるような、そういう方向での意見なんですか。ちゃんともう外で吸ったらどうですかということ等を踏まえて、どういう検討がされたのか、最後にちょっとお願いします。

○総務課長（中崎秀博君） 衛生委員会の検討の結果というような御質問でございますが、衛生委員会で2回ほど、この分煙機についての議題として上げたところでございますが、その中でやはり現状といたしましては、分煙機を設置していると。分煙機を設置していることで、どのような影響があるか、そのような検討もいたしたところでございますが、実際、分煙機につきましては、煙を分煙機は吸いますが、外部に排出ができないと。そのようなことから、いくぶんかの受動喫煙という形にもなるのかなというような検討もあったわけですけど、実際、結論といたしましては、分煙機を撤去するか、それと館内の禁煙と、それに併せまして喫煙室を設置するかと、両方の意見が出たところでございます。そのような中で、市長が先ほど答弁いたしました、当分の間、喫煙室を設置をしたかどうかというような検討結果でございます。

○25番（小園義行君） 衛生委員会では、言葉は悪いけど、役所の中の皆さんですよ。その中で検討されて、首長の意見でそうだというようなことなわけです。本来、住民から見たときに、僕はきちんとした対応をしないと、今後この問題というのはいろいろだろうなあと思います。だから、たばこを吸うなど言ってるんじゃないですからね。ちゃんと健康をきちんと守っていくためには、管理者はこうなさいというのが求められているわけで、そのことに対しての認識がどうなのかと。今の現状の分煙機、これについては僕は本当に受動喫煙を防止しているというふうには一切思えない状況です、正直言って。そういった問題を考えたときに、きちんとその法を守るという点からしても、きちんとした対応をして、お金もかけないでやれる方法じゃないですか。たばこを吸われる方はそこまで行けばいいわけで、かえって健康にもなりますよ。3階から下に降りていく、2階から降りていく、こういうことです。あと、そういった問題で、この日本禁煙学会というのはとても面白いのを出してますが、公務員の喫煙休憩ということに対する時間の換算なんか。別にこのことを僕は申すあれもありませんけれども、やかましく言うつもりはありませんが、法が求めている第25条、ここを管理者としてきちんとやらなきゃいけない。教育委員会サイドは、もうきちんとそのことを、法が出されて即、きちんとこれ管理者として最高の決定をしていますよね、それに基づいてですよ。県の職員ですよ、町のもちろん町職員もおられます。敷地内禁煙という決定を出した。子供がいるからでしょう。きちんとそういう立場で僕は、子供の健康を守っていく教育委員会としては、本当に僕はいい法をしっかり守っていかうと、そうしないと子供は信頼しませんよね。そういうことだと僕は思います。ぜひ、首長のこれは判断にかかっています。もう外で吸おうやって、その一言で一切そういう余計なお金をかけないでいいわけですがね。そのことはあなたの判断にかかっていますので、あとの対応をお願いします。

次に、学校教育についてお願いをします。これまでも学校の問題というのは、いろんな議員の方々がそれぞれ取り上げておられるわけですが、学力テストもあった。そのことでいろんなやり取りもありま

したね。その中で、その読書のことも踏まえて、今度の学力テスト、これは学校にも質問をしているんですね。学校図書館を活用した授業を計画的に行っていますかと、いろんなことをやっていますね。国が1993年に学校図書館の基準を設けたわけですが、それについて本市の学校図書館、これは基準をきちんと満たしているのかというのが1点目の質問です。大変失礼ですけれども、複式学級だったり、小さな学級だったり、いろいろあります。国が示している基準はあるわけですが、そのことであまりやかましく言うつもりもありませんけれども、全体として本市の学校図書館が、国が求めているその基準にどうなのかという点をお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、先の学力検査におきましても、読書というものがやはり子供たちに大きな示唆を与え、そして豊かな感性を育てるという意味でも大事なものだということは、その結果でも指摘されておるところでございます。本市の学校図書館における蔵書でございますが、平成18年度末においては、小・中学校合わせて13万8,902冊ということで、児童・生徒一人当たりの図書冊数は46冊となっております。教育委員会といたしましては、合併2年後の現在、図書の充足率というのは、旧町で各学校ばらつきがありましたので、今後とも市立図書館と連携を図りながら、そしてまた図書の選定あるいは購入を行いますとともに、各学校の司書の指導力向上のための研修会等もまた側面から実施いたしまして、学校図書の整備充実を図ってまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○25番（小園義行君） 教育長、国が求めているその学校図書館標準というのは、もう御存知ですよ。それに本市、例えば、私、志布志町から選出されていますが、出水中学校、そして志布志中学校、小学校とありますね。その中で、大変失礼ですけど、志布志小学校と出水中学校が現実にその基準に満たしていますか。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

細かな数字の関係でございますので、私の方から説明をさせていただきます。

先ほど教育長が申しましたとおり、合併以前、それぞれ旧町における図書行政ということで、ばらつきがございます。今、御指摘がありました出水中、そして志布志小学校については、それぞれまだその充足率を満たしていないという状況でございます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） そこで、この前の学力テストの結果でも、やっぱり読書をちょっと増やそうよということで、19年度から5年間で1,000億円、国がこのために予算を組んでるんですね、特別にですね。一般財源という形で来るわけですけど、そういった中で本当にそういう学校で、同じ調べものをしたりするときに、ある学校には図書館にあるけど、こうだと、これなかなかだと思えます。それで、同じ時期に、例えば志布志市立の図書館からそれを借りると、大体同じ時期にあるから、簡単にいかないわけですね。そういった意味で、国がせっかくそういうふうに予算をあげますよということになってる。これは単年度でいうと、200億円ずつということになってるわけですが、5年間でですね。その制度をやっぱりきちんとして、公立学校の図書館のその設置基準というのをきちんと満たしていかないといけ

ないというふうに僕は思うわけですね。私が聞き取り調査をさせていただいた所で、出水中学校、そして志布志小学校、ここも足りないんですね、正直なところですよ。これはもう本当に司書の先生からお伺いをしたところですよ。ぜひ、教育委員会サイドがそのことをきちんと認識をしていないと、財政の所は、いやお金無いからということになってしまうわけですが、その学校基準というのを分かってますよね、教育長。小学校でいうと、18学級、仮にあったとしたときに、どうするのかといたら、そこから基本のところは7,960冊+400×学級数-12をしたのが大体そうなんです。志布志小学校でも千の桁で足りないんですね。出水中学校にしてもしかりです。そういう状況、計算をさせていただいて、それぞれお聞きをしたんですが、ぜひ、教育委員会サイドとして、この問題に対してきちんと認識をもって、財政当局にお願いするというふうにならないと、僕はこちらだって分からないじゃないですか。そのことに対しての、その100%が望ましいけれども、小さな学校、そしてたくさんいる学校、でもこれは、この前国が行った学力テストの結果、学校図書館を活用した授業を計画的に行っていますかと、小学校6年生、これなかなか町村と、そして言葉が悪いんですけど、そういうふうに国が出していますから、へき地という言葉ですね。これは中学校になると、全く逆転していますよ。そういった意味で、人数が少ないから、例えば八野小学校、潤ヶ野小学校、少ないからもうそれでいいんだというものには、僕はならないと思うんですね。そういった点で、少し先も見据えながら、学校の在り方等で検討されているんでしょうけど、現状の中で学校図書の充実という点で、その認識を教育長自身がどうとらえて、当局にお願いをするということに、これはなっていくと思うんですが、そこに対しての考え方を少しお願いをします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私も国語の教師の端くれでございますので、本を読んだり、あるいはまた文章を書いたりとするこの楽しみであるとか、また効果であるとかいうことは、いくらか理解しているつもりでございます。そこで、今、御指摘のように、私どもも本市の充足率が決して高くないということにつきましては、重々認識しております。特に旧3町時代の、3町の間で非常に差があるということも認識しております。そういうことも含めまして、また財政当局には実際の数字等をお示ししながら、御理解をいただいて、少しずつ少しずつでも、充足率が高まるように御理解をいただいて進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○25番（小園義行君） 教育委員会サイドとしてはそういうことです。国がそういう形で、文部科学省から各県のそういう通知があつて、下におりているわけですが、首長として、教育委員会サイドがそういうお願いをしたいと、これ市長、言ってますよ。ぜひ、この何でも一般財源だからということで、そのことに対してのお金が無いということじゃなくて、子育て支援の一環も含めて、あなたが考えているようなことを踏まえて、担当の教育長としてはお願いをしたいというふうにおっしゃっていますよ。それに対して、今、来年度の予算もヒアリング、いろいろ始まっているんでしょうけれども、そういう学校図書の充実という点で、うまく本市は志布志市立の図書館と連動しながら、うまくがんがらちゃんを使ってやっつけていただいているわけですが、そこに対しても、学校図書館の充実という、そのためだけの、

いわば言葉は悪いけど、予算措置が国の方でもされているわけですので、それに対して要請があったときに、どう対応するという気持ちがありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、教育長、教育委員会とも十分協議をしているところでございます。今、お話がありましたように、5カ年間で1,000億円という形で今後国が取り組むということでございます。その中で交付税措置というような形で措置されるというようなことでございますので、このことにつきましては、教育委員会と十分協議を重ねながら、学校図書館の充実、基準に沿った形の整備充実に向けて努力したいというふうに思います。

○25番（小園義行君） ぜひ、そういう形で、教育委員会の方が上げないと、当然、当局はもう要らないんだねということですので、それについて、今、首長の方も答弁がありましたように、そういう国の措置もあるわけですから、対応をしていただきたいと思います。

次に、この問題をやると、いやそれは、小園さん、あれですよということですが、いわゆる子供たちが学習する適正な温度というのは、夏と冬で何度というふうに設定されているんですかね。

○教育長（坪田勝秀君） ちょっと私、不勉強で、温度設定は確かなことが分かりませんので、あとをもってまた勉強してみたいと思います。

○25番（小園義行君） これ今年、大変暑かったですね。これは文部省がそう示しているんですよ。そういう、適正な学習環境という意味で、30度の中で子供たちが勉強するとなかなかじゃないですか。そういう例えばその学校の形態にもよるわけですけど、これ、いろんなことを考えてほしいと思って、過去にも同僚議員の方からも、普通教室へのクーラーの設置等あったんですが、その当時は国の壁がありました。大規模改修と同時でない駄目だよというのがあって、これは少子化に伴って、国がいろんなことを、そういう政策として出したんですね。これは大規模改修でなくても、空調設備そのものだけでも400万円以上だったら、国の補助が出るというのが明確になっています。補助2分の1ですよ。そういうのを考えたときに、昔はさあ、小園さん、寒い中でなあって、立って、それよりも根性を鍛えろて、もちろんそれはそうでしょう。だけれども、時代が変わってますよね。そして、しかもこの温暖化の中で、とても暑い中で、7月、12月の今だってそうでしょう。大変暑い状況があったり、今度は逆に当然寒い時期もあるわけですけど、それに対して子供たちの教育環境を整えてやるという意味で、国がそういう2分の1補助ですからね、出してやるというわけですから、少しそこら辺のことも考えて、山間部でいったら、有明地区、そして志布志地区も当然ありますよね。私なんかでも、少し海岸端から上がっていくと温度が違いますよね。そういうことを考えたときに、冬場のこと、夏場のことを考えて、可能なかなあという気もするものですから、そういった考え方に立って、適正な学習温度ということで、学校の先生たちも当然だと思います。ちなみに、ここは今、暖房が入ってるでしょう。入っていますよね。いやいや、こことか、ここ全部ですよ。庁舎ですよ。自由にできるじゃないですか。子供たちの所はなくて、まずここはそれでいいのかなあと。ここは暑いと言ったらクーラーが入りますよね。寒いと言ったら暖房が入るじゃないですか。そういう環境をやっぱりきちんと子供たちにも整えてやるというのは、私たちの昭和30年代とちょっと条件がもう違いますよね。子供たちの、すべてエアコンが

あるというふうには思いませんけれども、ストーブがあったり、きちんとしたそういう条件が整っている状況の中で育ってきた子供たちとの関係では、昔と同じというわけには、多分、教育長もお孫さんが来たら、うんにゃ、おいげえは昔はこげんやっただじ暖房も入れんどと、そんなことにはならんと思うんですよ。だから、そういうことで考えただけちょっと、国のそういう大規模改修じゃなくてもいいよとありますのでお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

実は、先の議会におきまして、学校への扇風機設置の質問があったところでございますが、そこでも申し述べましたように、学校への予算配当につきましては、学校の緊急度やあるいは優先度に基づきまして、提出された予算要求をもとに、さらに校長等の聞き取りを行いまして、学校長の学習環境整備に対する考え方を基準にして行っているところでございます。

ただいま御質問の、その小・中学校25校、157の普通教室がございまして、ここにエアコンを設置するとしますと、電気設備の改修を行う必要のある学校もありますし、問題は加えてまたランニングコストの問題、多額の費用が必要となってまいります。したがって、市内すべての小・中学校の普通教室にエアコンを設置するという事は、私は本市の財政事情にかんがみまして、かなり厳しいのではないかと、こういうふうにご考えているところでございます。教育委員会といたしましては、学校長の考え方も聴取いたしまして、学習環境の整備と充実ということについては、今何が必要かと、今何が緊急度があるのかということ等につきまして、十分検討して進めていきたいと、こういうふうにご考えているところでございます。私の個人的な見解でございますが、議員の御指摘にもありましたけれども、地球環境問題が取りざたされているときに、確かに自宅や、あるいは勉強部屋にはエアコンもあると。逆に言いますと、あるからこそ学校ぐらい無くていいんじゃないかというような乱暴な言い方も出てこないではないと。冬は寒いもの、夏は暑いもの、冬は暗いものというこの自然の摂理を、ある程度はやはり教えていかないと、もう365日、春夏秋冬もないと、旬の食べ物もないというような時代の中では、子供たちは昨日も質問がございましたが、風化していくものはたくさんございますので、そういうこともまた考えていかなければならない一面もあるのではないかと、こういうふうにご考えるところでございます。

○25番（小園義行君） じゃあ、そういうのはね、まず役所からやらないといけないよ。役所をまずね、そういうふうにして、大人が見本を見せないといけないんですよ、それ。もう明日から、即、止めますかね。そういうわけにはいかんでしょ、これ。よく考えてくださいよ。あと2分しかありません。先ほど言った、その件数をちょっと教えて。

○情報管理課長（徳満裕幸君） インターネットの利用につきまして答弁いたします。

このインターネットの利用率につきましては、昨年8月実施いたしました情報化に関する市民アンケート調査結果に基づくものでございます。対象者が20歳以上70歳未満の5,000人を無作為抽出したものでございます。回答数が2,495、回答率が49.9%でございました。パソコンの普及率が20%でございます。このうちインターネット利用者が28%ということで、市民の推計利用者は1,965名ということでございます。世帯数につきましては、今回の調査は市民に対するアンケートでございますので、世帯数については分からないという状態でございます。

以上です。

○25番（小園義行君） 1,965人ということでしたので、世帯でしたら1,965世帯、約2,000世帯となるのかなあと。でも、実際は企業いろいろあるでしょう、これ。まあそれで1人で2台とかいろいろありますのでね、まあそれは分かりました。1,965人がインターネットのそういう利用だということです。少し前後しましたが、それは分かりました。

学校教育をはじめとして、やはり私たち大人がまず基本的にはきちんとそういう見本を示さないといけないわけですね。そういった意味からしても、今日、いろんな質問をしましたが、本当に住民の目線に立って、住民の立場に立って、このまちの主人公は誰なのかと。住民であります。そして、学校に行ったら、子供であります。保育所に行ったら、児童。そういう視点をもって、私たち議員ももちろんそうですが、当局の皆さん方が提案される議案、そういったものに対しても、あくまでも主人公はここに住んでいる住民の皆さんであると、そういうことを私は申し上げて、そういう立場で、これからも仕事に、また私たちも議員活動ということでやっていかなきゃいけないというふうに思います。

終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で小園義行君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をいたします。午後は、1時から再開いたします。



午前11時43分 休憩

午後1時02分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、13番、立山静幸君。

○13番（立山静幸君） 通告に基づき、順次、質問をいたします。

志布志市農業公社へ堆肥車の購入をということで、農業公社に対して堆肥散布車購入の補助対象事業はないかということでございますが、志布志市農業公社も旧3町の農業公社が合併し、高齢化が進む中、農業担い手の手助けとして、日夜努力されておりますことに対し敬意を表したいと思います。現在、農業公社では、堆肥散布受託としまして、トラクターに堆肥散布車をけん引しまして、作業実施をしております。有明本所では平成14年度購入の1.5t積車で、平成18年度の実績としまして、30件の約15ha、松山事業所では平成18年度購入の2t積車で、平成18年度実績としまして71件の約26haを散布しております。作業工程としましては、1名がタイヤショベルを積載車に積み込み、目的地の堆肥舎まで行き、もう1名がトラクターに散布車をけん引して、堆肥舎まで行きます。1名が散布車に積み込み、1名が田畑に散布する流れになっております。1名でする場合もあります。

自動車による散布に比較しまして、次のようなデメリットがあります。一つに、速度が遅いので、公社からから目的地までの時間や、堆肥舎から田畑までの時間がかかり、非能率的であること。二つ目に、トラクターの振動や堆肥車の振動が大きいために、堆肥が公道にこぼれ、またタイヤの溝が大きいため

に、タイヤに堆肥や土が詰まりまして、それが公道にこぼれて、委託された方が後始末に苦勞をされていること。三つ目に、自動車散布車より均一に散布ができないこと等があります。以上のようなデメリットを解消するため、農業公社に対して、自動車散布車の補助事業はないか、まずお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 立山議員の一般質問にお答えいたします。

農業公社へ堆肥散布車の購入をするために、補助事業等はないかというふうなお尋ねでございます。お答えいたします。

農業公社への堆肥散布車購入の補助対象事業につきましては、国・県補助事業の強い農業づくり交付金事業で、補助率2分の1と、資源リサイクル畜産環境整備事業があります。資源リサイクル畜産環境整備事業は、農業生産法人や畜産農家と耕種農家とで構成される任意組合が、堆肥舎と堆肥散布車等の機械を一体的に整備する場合該当することとなり、補助率は72.5%であります。このような補助事業が対象事業として考えられますが、現在、本市農業公社には有明本所に1.5tが1台、松山事業所に2.5tが1台ということで、志布志事業所に1t車が2台配備されております。このうち松山事業所の1台につきましては、昨年度、国・県補助事業の強い農業づくり交付金事業で購入されております。また、有明本所分につきましては、平成14年度に畜産近代化リース事業で購入されております。この分につきましては、21年度までの償還になっているという状況でございます。

○13番（立山静幸君） 補助事業はあると、それも72.5%という高率な補助もあるということでございます。有明本所の分につきましては、平成14年度に購入ということで、1.5t積みで、少ししか積み込みができないというような状況、そして今、答弁がありましたとおり、21年度までの耐用年数ですかね、償還があるというようなことでございますが、それは分かりました。

次に、あるようですので、堆肥散布車を配備し、畜産振興に資する考えはないかであります。現在は畜産農家も高齢化が進み、以前は軽トラックに積み込み、それぞれ散布をしておりましたが、高齢化が進みまして、積み込みあるいは散布までしますと、疲れがひどく、後日まで疲れが残るために、現在はだんだん農業公社に御世話になるようになってきているところであります。畜産農家がよく言われます言葉に、「銭な貯まらんどん、堆肥ばかり貯まる」というようなことをよく言われております。非常に堆肥だけが貯まりまして、その処理方法に苦勞をしておりますし、また今、農業振興で土づくり等も叫んでおられます。そのようなことで、堆肥舎も整備がされ、完熟堆肥になったものを順次散布するために、ぜひ、効率のいい自動車散布車に切り替えていただきたいと。松山事業所の分につきましては、昨年度購入されたということで、有明本所の分につきましては、より大型であるようでございます。そのようなことで、ぜひ、散布車を、先ほど21年度まで償還金があるというようなことございましたけれども、農業振興のために、あるいは畜産農家の振興のために、購入できないかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お話にありました、先ほど、平成18年度、当市でのけん引式のタイプの散布車の状況でございますが、お話がありましたように、113件、60haの利用があったということでございまして、現在、利用農家への経営支援に大きく貢献しているということでございます。改めて、公社へ堆肥散布車の追加配備を行うということになるとすれば、公社側の状況等も聞いてみたところでございますが、事務局の意見としましては、散布車も昨年度購入したと。そしてまた、合併をしまして、今後、

効率的な運営をするということをごさいます、事業所間の相互利用も大いにしなきゃならないということをごさいます。現在の堆肥散布車の能力には、まだそういう意味で、十分余裕があるというようなことをごさいますので、このような状況を勘案いたしまして、現状においては現在配備されている堆肥散布車の活用をしていただくということで、対応をしていきたいというふうに考えております。自走式の堆肥散布車につきましては、今後、公社保有の車両更新等の計画の中で検討していきたいというふうに考えております。

○13番（立山静幸君） ただいま答弁の中で、公社側の意見等が述べられましたが、公社側は十分だということですね。利用者側は十分でないということですね。実際、散布してみまして、公道にあのけん引車からこぼれるのが、やっぱり200mぐらいはこぼれていくんですよ、堆肥がですね。よく積載が済んで、あとはつついて落ちないようにされますけれども、けん引のためにやっぱり振動が大きいというようなことで、公道の段差がある所はこぼれて、委託された方はそれを取り除かないかんということですよ。そしてまた、畑から出る場合も、堆肥と土がまた公道にこぼれて、そこにも行って後始末をせにゃいかんと。公社側はもうそんなことは関係ないわけですよ。そういうのも散布をする方は公社の人たちも知っていると思うんですよ。昔は牛を荷車で引いたりして、排せつ物も道路に落ちておったんですが、今はもうそんなことは全然ないので、非常に苦情も多いわけです。そういうことで、頼みたいけれども、後始末にのさんとか、そういう苦情を私にも多数寄せられて、公社にもそのことを私がこの調査に行ったときに、何人かの方がそう言われますということもおっしゃってございました。そういうことで、松山の分については、去年買ったわけですので、有明の本所にある分は、まだ耐用年数なり、償還金もあるでしょうけれども、更新のときにということもありましたが、できれば高齢化が進む中で、畜産農家もだんだん減りつつあります。そういう中で少しでも手助けをしていただけないものか、再度お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公道にそのような形で堆肥がこぼれて、そして除去しなきゃならないというような状況があるということをごさいますので、また公社側とこのことについては、十分な対応をするように指示をしていきたいというふうに思います。いずれにしましても、公社事業につきましては、農作業の受委託というように、地域の方々の農業の効率化が図れるように、そして生産性が上がるようにということを目指して、私どもが何らかの手当をしながら、地域農業の振興を図っているということが前提でございまして、それらを利用される方が、またさらに負担が増すというようなことになれば、少々問題がありますので、そのことにつきましては、きちんと公社側で対応していくような形の指示をしていきたいというふうに思います。

それから、堆肥散布車につきましては、自走式の場合、900万円程度かかるということをごさいます、仮にそのことを導入しまして事業収支を考えると、年間200haほどの耕地が5年間程度、需要が必要であるということをごさいます、現在、先ほどもお話しましたように、60haほどの利用でございまして、そこまでの事業量確保というのは、現状ではちょっと困難であるというふうなふうに、事務局の方では考えているようでごさいます。また、導入した場合に、専任の職員も必要になるのではないかと

ということでございまして、そちらの方からも、また経営的に問題が生じるということを示されております。そのようなことで、先ほどもお話しましたように、更新計画に合わせて、このことの導入については検討させていただければというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 先ほど、補助事業のところで申されましたが、900万円かかるとしまして、72%の補助があれば、あまりそう大したお金じゃないということですよ。

それと、公社の方々がそのような考えなのか、私は短期間に能率が上がって、農家の回数を早くした方が、農家も1日かかるところを半日で済めば、それだけいいわけですので、公社側もそういうことなんですよ。やっぱり公社も効率を考えたり、あるいは畜産農家も短期間で済ませて、次の作業をしなければならぬわけですよ。そういうことで、900万円かかれば、 $7 \times 9 = 63$ 。300万円ぐらいの持ち出しですかね。それぐらいしかありませんので、市長も公社の理事長として、理事会もあることでしょうから、権限はありますけれども、全体のそういう決定はできませんでしょうけれども、理事会等でのような一般質問もあったというようなことで、検討をされる考えはないか伺いたします。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話いたしましたように、今後の車両更新等の計画の中で考えていきたいということが基本になろうかと思いますが、先ほどもお話しましたように、有明分につきましては、21年度までの償還ということで、この償還が済んだ後、その車両の散布機の状況等を考えながら、車両更新の計画が立てられるというふうに考えますので、ただいま議員の方からありました内容につきましても、公社でも十分検討させていただいた上で、参考にさせていただきたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） ぜひ、理事会等で検討をしていただきたいと思います。

次に、2番目の志布志音頭の作詞、作曲の実施により、市の活性化を図る考えはないかであります、9月の30日に山重小学校の運動会がありまして、プログラムの中に有明音頭の踊りがございまして、小・中学生、PTAの方々、それから女性部、老人クラブの方々が出場しまして、運動場いっぱい輪になり、有明音頭を披露されました。女性の方々が主でしたが、生き生きとして踊りに参加されておりました。私は見ておったわけですが、来賓席の隣に老人席が設けられておりまして、そこから「早う合併したたつて、志布志音頭をつくっせえに、来年どま志布志音頭を踊もろろご、立山さん、どげんかしてもらわにゃいかんが」という、このような話がございまして、私も今、朝と夜に有線から、「しぶしの海から、丘から、里からという歌が流るっどがな」と、「フロムしぶし」ということで、作詞、作曲をされて、今、流れておりますよと。まあ「フロムしぶし」ができたので、「来年どま志布志音頭ができはせんどかい」と、こういうことで、その場は終わりましたが、10月の13日に大崎町の野方の秋祭りがございまして、見に行ったわけですが、野方地区の女性の方々が、30名ぐらいだったでしょうか、ステージいっぱい大崎の音頭を踊られました。それを見たら、80歳から30歳ぐらいの方々でした。私は、山重の運動会の老人の方々がおっしゃったことを思い出して、やっぱり市を挙げて活性化するには、女性の方々の力を借らんないかなあと、このときに思うことでした。80歳から30歳の方々が一緒になって、校区の秋祭りに、大崎の野方の方々が一生懸命踊られた姿を見て、何とか早う志布志音頭を作らなにかんないかなあという、こう強い思いを抱いたところでもあります。そういうことで、志布志音頭を作詞、作曲して、志布志が生き生きと輝く原動力になるような対策を、志布志音頭で図るべきであると、こう思

っております。そのようなことで、今回、一般質問をいたしました。ぜひ、平成20年度の当初予算に作詞、作曲、振り付けまでの予算を計上していただいて、それを全市に普及される考えはないか伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市におけるシンボル等につきましては、本年の1月1日に合併1周年を記念いたしまして、市の木と花を制定しまして、1周年記念式典の際にイメージソング「フロムしぶし」を発表いたしまして、これまで各種イベントや学校等で活用いただいております。お尋ねの音頭につきましては、旧町におきましても、松山町では松山音頭、志布志町では志布志音頭、有明町では有明音頭がありまして、それぞれに親しまれてきたところであります。現在でも、先ほど議員の方からお話がありましたように、校区の運動会でマスゲームとして踊られている所もあるようでございます。

県内の合併した市や町の状況を調査しましたところ、音頭を作成している所は、さつま町が1町あるようでございまして、霧島市におきましては歌詞が決定しており、現在、曲を募集しているということでございますので、間もなくできるのではないかなというふうに思うところでございます。その中で、イメージソングというような形で、歌を、愛唱歌を作成しているのは志布志市だけであるということでありまして、現在、本市におきましては、音頭を作成するということにつきましては考えておりませんが、今後、何かの記念事業として取り組んでいく中で考えていければというふうに思うところでございます。

○13番（立山静幸君） 旧3町にそれぞれなじみの深い音頭があるというようなことでございますが、市長は消極的なようですよね。そうお金もかからんし、町民体育祭がありよったのが、市の体育祭も無くなって、市が一同に会して活性化というようなことは、何か薄れてきたと。合併しても、いろいろ市民が一緒になってやることもないというようなことで、今、さつま町と霧島市ですか、そこが取組をされているようですが、「フロムしぶし」を作曲されて、今、有明町では有線で流れているかもしれませんが、松山、志布志はどうか分かりませんが、朝、夕、昼も流れておって、少しは親しみがわいてきているような状況であります。あまり金もかからない。そして、大事なことだと思います。これは、私も教育長にお願いもしたいと。社会教育のためにもと思っておったんですが、市長でいいんじゃないかろうかということで、教育長にはお願いはしませんでしたけれど、社会教育のためにも、やっぱり集落でも有明音頭は、集落の会があるときなんかは、酒が入りますと、女性の方々は率先して踊っておられるわけですよね。そういう合併と同時に、何かの記念事業としてというのじゃなくて、こういうのは市長が、市長カラーを出すためにも、早く取り組むべきだと、こう思うんですけれども、再度伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

予算自体は本当にかからないということでございますので、取り組むとするならば、皆さん方の御承認をいただきまして、すぐ取りかかることはできるかと思っております。ただ、やはりこれは、それこそ将来的にずっと残るといようなものになるということでございますので、様々な方々の御意見等を賜り、そしてやるとすれば、本当に印象に残るような形で披露をしていきたいというような意味合いから、何

かの記念事業の折にというようなこととお話したところでございます。また、来年度につきまして、そういった形で記念事業をするとすれば、それに向けて、このことについては取り組むということもあろうかと思っておりますので、そのようなふうと考えていただければというふうに思います。

○13番（立山静幸君） ただいま市長の答弁のとおりだと思うんですね。急いで旧3町のイメージを損なうような作詞、作曲では駄目だと。そういうことで、準備期間も必要ということはもう分かります。そういうことで、来年度から準備をするということはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） そのようなふうにしたいたいというふうに考えます。

○13番（立山静幸君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で立山静幸君の一般質問を終わります。

次に、27番、鬼塚弘文君。

○27番（鬼塚弘文君） 通告いたしておりましたので、通告にしたがって質問を申し上げてみたいと思っております。

まず、志布志港の活性化についてでございます。私どものこの新生志布志市は、合併して2年目を迎えようといったしております。合併効果を一時も早く出すべきだといったようなことで、今、私ども議会も、当局も、日々の行政の執行にあたっておるというふうに思っておりますけれども、私は決してあせってはいけないというふうに思います。この2年間は、ある面では執行部と議会が共に汗をかいた2年間ではなかったのかなあというふうにも思うことであります。しかし、後半の2年においては、ある程度、形を残していくべきだろうというふうに思うときに、私ども、この議会は谷口議長のもと、特別委員会を二つつくっております。志布志港振興対策等調査特別委員会と農業農村の特別委員会、二つ、委員会を立ち上げておりますけれども、私はこの志布志港の振興対策等調査特別委員会に所会を立ち上げて、ついこの前、委員長名で提言がされたところであります。このタイミングも市当局は考えていただきたい。私どもが出したタイミングは、多分、議長の方から当局に提出がされたはずでありますけれども、今回の機構再編があるということが議会の中でもうわさになっておりまして、せつかく機構改革をされるのであれば、議会の提言として、旧志布志町時代からずっと議論してきた問題であります。お示しになってから出すのも、執行部に対して大変失礼だろうということで出した経緯があります。中身はもう申し上げませんが、港湾関係、あのさんふらわあで市民が揺れ動いたあの勢い、そして今回の新若浜の進捗状況、諸々を見て、あの水際の開発、人々が、市民がどうも港と切り離れたようなこの行き方をしている状況がないとはいえない。しかし、今回の港づくりにおいて、新生志布志市になり、なるだけ市民が親しみを持てる港であってほしいということから、あの提言を出しております。率直に言って、この提言を市長としてどういうふうに受け止めておられるのか、まず伺っておきたい。

○市長（本田修一君） 鬼塚議員の一般質問にお答えいたします。

志布志港振興対策等調査特別委員会の提言についての私の考えでございますが、それについてお尋ねでございます。このことにつきましては、市民に親しまれる施策に対応するために、重点的な窓口を志布志港に近い場所に配置する考えはないかと。それから、市民が憩い、親しめる、楽しめる港づくりを目指すべきであるというようなことございまして、改めて本会議で小野議員からも質問があり、再検

討を関係部署に指示してきたところでございます。特別委員会からの提言書にもありましたように、市民に親しまれる施策等の対応としましては、国が今年度創設した、知恵と工夫をこらしたみなとの振興に取り組む自治体を支援するみなと振興交付金制度の活用や、政府が先月末発表した、地方再生戦略に位置付けた地方の元気再生事業を省庁横断的に支援する頑張る地方応援プログラムの独自提案を行い、国の制度をいち早く取り入れた施策にも挑戦しているところであります。このような施策を推進することで、市民主体のSHIBUSHIプロジェクト推進会議や港を核に活動されるNPO、また港湾利用者で組織する港湾振興協議会会員からの提案も増えてまいりまして、2年目を迎えた市民との共生・協働による港づくりも活発化してきているというふうに考えているところでございます。そして、これらの施策の立案や事業の執行につきましては、それぞれの担当課が協議を重ね、事務を担っているようであります。基本的には、市役所内部における港湾振興に関する協議事項は、それぞれ重要施策を抱える関係課と連携した横断的な展開と実施が必要であるということの報告を受けたところであります。また、港湾に関連した事務にいたしましても、市民の皆様や港湾利用者に直接関係する許認可事務につきましても、国・県が行っていること、港を核にまちづくりに携わる市民が広域になってきたこと、そして来庁される企業や港湾利用者等は、市長及び幹部に対する相談や表敬訪問が主であることなどのことから、担当課からはワンストップサービスの重要性というものも必要であるというふうに報告があったところでございます。このような検討結果を受けまして、私としましては、特別委員会からの提案を重く受け止めた上で、総務、企画の関係各課と再協議を行ったところでございます。関係各課からの意見を総合的に判断しますと、提言にありました志布志港に関する対策室のような専門部署の設置をするような組織の分散化を避け、市民サービスを向上させるためには常に担当部署と協議できる現体制を維持し、政策決定をしなければならないと考えたところであります。特に港湾商工課は、中核国際港湾を持つ本市の地域経済活性化に重要な役割を担うセクションであることは、議員も申されるとおりであります。これからの多岐にわたる課題や施策に全庁的に取り組むとともに、それらに対応できるスタッフの配置と、機動力のある組織体制の充実をさらに図り、職員一丸となりまして、提言にありましたような市民が憩え、楽しめる港づくりの実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えるところであります。

○27番（鬼塚弘文君） いくら議論しても前に進まないのかもしれませんが、市長、合併して事務所の位置を私どもは旧3カ町でここに決めました。そして、時間が経つにつれて、本庁舎の位置が人口密度のもうちょっと大きい所がいいんじゃないかという声も出始めました。しかし、合併協で決まったことは決まったこととして、今進めていけばいいわけで、ただ、議会から、これほどの意見が出る。そして、先の決算委員長報告でもありました。それでも、今、市長のおっしゃった内容という、分からんでもないが、ただ私ども議会としても、これは33名の議会の意見だと私は受け止めていただきたい。やはり、港の意味がよく分かっているじゃない。そういうふうに思います。旧志布志町時代から、港に精通した人材の発掘が必要だと、港のことだったら、この男だと。この職員がもう完璧に裏から表まで知ってるというような、プロの港に対しての水際係というか、そういったような職員育成が必要じゃないかといったようなことも提言にうたわれておりますね。ここらあたりの提言をどういうふうに受け止めておられるのか。議会が出した、もうどげんでんよかということなんですか。いわゆる志布

志港に関する対策室のような専門部署を志布志港の近い場所に設置し、港に詳しい人材を育てるとともに、市民に対し、志布志港のことを理解してもらえるような施策を行い、市民が憩え、楽しめる港づくりをすべきであると。そのためには、やはり形を出してこないと、私は駄目だと思うんです。政策決定は、本庁舎でいいと思うんです、政策決定はですよ。しかし、港の誘致企業の方々、そして市民の方々が港のこと、商工会のこと、観光協会のこと、諸々について相談に行く、しっかりとした部署を、志布志支所若しくはこの前の質問でも出ましたが、どこか港に近い場所でもいい、その場所に私が市長ならつくりますね。それをこれほど市民が、議会が、求めているわけですから、それでも駄目だとおっしゃる意味が今ひとつ分からない。もう一度、しっかりとそのことを考えてみてください。どうぞ。

○市長（本田修一君） 私どもは、この提言というのは、本当に重く受け止めて、内部で十分協議をしたところでございました。今、お話にありましたように、港湾関係の方々、そして商工の方々、観光協会の方々、それらの方々も本当に心配されているところでございます。それらの方々が、それではどういった形でこの振興について相談されるのか、要望されるのかということ考えたときに、そのことは当然、この港湾の本所があります本庁の方に来訪されて、そしてそのことについて前進をするための協議ないし要望をするということになろうかというふうに思います。決定権がある、あるいはそのことを関係課と協議をするというような場面で、改めてそのような室を設置したときに、そのような箇所に要望される方が行かれた場合、改めて本庁の方に赴いてお話をされなきゃならないというようなことになろうかというふうに考えたところであります。そのような意味合いから、サービスの向上というようなことも考えて、こちらの方で対応した方がより早い形の対応になり、そしてサービスが向上するというものになろうかというふうに考えたところであります。もちろん、現在のところも、港湾関係の会議等につきましては、志布志支所で開催してきたところでございました。そのようなことで、今後も会議等につきましては、そのような形をとらせていただこうかというふうに考えているところでございますが、常設するような形の部署の設置につきましては、ただいま申しましたような形で、今後さらに港湾の開発振興が進むとなれば、決裁する責任者、課長ないしは副市長、ないしは私自身と、即、話し合い、そして決断しなきゃならない場面が多々出てくるということになるということを考えて、今お話をするようなことで協議をしたところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） もうあえて申し上げません。ただ、このことはひとつしっかりと受け止めとっていただきたい。我々議会には、大きく二つの使命があります。それは、地方公共団体の具体的な施策を最終的に決定するのは議会です。あなたが何をしたいという政策を打ち出しても、それを議会が最終的には決定するわけですね。二つ目には、その決定した施策を執行機関がしっかりと民主的に実施しているか否かを監視・監督するのも議会ですね。そういう立場から、民主的に考えても、誰が見ても、この方がいいぞということを議会としても、委員長名で提言をしておるわけです。それで、よっぽど自信がえられるわけでしょうから、それ以上のことはもう言えませんが、結果を出してください。そのことだけは御要望しておきます。

次に、新若浜の緑地検討委員会というのが、今あります。私は、スポーツ関係の方から、その会に出させていただきます。議会からは副議長が出席をしておられますけれども、鹿児島県の志布志港

支所により、志布志港の緑地検討委員会の業務を受けた株式会社ニュージェック社から市民の声を聞くために検討委員会ということでもありますけれども、19名の委員で、今、新若浜の安楽川沿いの所と、市街地側に1、2という区分けがしてありますけれども、その緑地帯がどうあればいいのか、どんな緑地帯であればいいのかという検討内容であります。第1回目が、4月の12日に行われました。第2回目として、6月の29日でありました。かなり、当局からも職員の方が出ておられますが、激しい議論がありました。結局、若浜のあの緑地帯を想像して私どもは申し上げてきました。と申しますのが、あそこにかんがりの緑地帯ができていくけれども、緑地帯がもう本当に草ぼうぼうでは困ると、港の看板だと。そして、さんふらわあを利用するときにも、多くの関係者が言われた、志布志は観光地がないと、見る所もないと。港に下りた所のさんふらわあのターミナルも雨の降るときは、ずぶ濡れだと。そして、緑地帯に行っても、草ぼうぼうだと。こういう緑地帯はもうつくってほしくない。よって、今回、新若浜にできます、この緑地帯の在り方については、かなり厳しい意見を私どもは出しております。そして、その緑地帯もただ形にとらわれて、いろんな緑地帯を造っていただくことも有り難いけれども、後の維持管理、このことまで考えて緑地帯を考えてもらわないと、志布志市においては大変迷惑な話だということも申し上げてきました。それで、市長、第3回目が10月の12日ということになっております、スケジュールではですね。ところが、これが開催されてない。そして、私どものスケジュールには、台風が来る時期だから、ややもすると前倒しの9月に第3回目をやるというような案内もあつたわけですが、これがいまだかつてないんですけれども、1回、2回、3回で終わりなんです。3回目がない理由ですね、分かっていたら、ひとつお答えをしてみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新若浜緑地の整備計画につきましては、県が主体となりまして、各種団体代表19名からなる緑地検討委員会を設置され、そして検討いただいているところでございます。

検討委員会では、以前に行われました市民の皆さんのワークショップの意見も参考にしながら、現在、2回の検討委員会を開催いただきまして、緑地の役割や築堤の高さ、植栽などについて検討していただいております。現在の取りまとめ状況につきましては、緑地整備計画の基本理念としまして、「老いも若きも、憩い、楽しめ、ふれあえる緑地に・・・みなとに笑顔があふれだす志布志港・新若浜緑地」というふうに設定していただきまして、具体的な整備検討がされております。

整備計画では、憩いや散策、芝生広場、海浜植生などのゾーンが計画されていますが、今後の維持管理や安全性についても慎重に協議がなされているところです。最後のまとめとなります第3回目の検討委員会につきましては、10月の12日に予定されているというお話でしたが、来年1月中に開催予定というふう聞いております。市民に歓迎される緑化整備計画を期待しているところであります。

市といたしましては、この緑地検討委員会の意見を尊重いたしまして、県の担当部署に積極的な事業推進をお願いするところでございます。できるだけ早い時期に緑地の利用ができるよう、県と一体となって必要な要望なり、陳情等を行ってまいりたいと考えております。

○27番（鬼塚弘文君） 来年の1月に予定されていると。担当部でも担当課でも結構でございます。この19名は多分待っていると思うんです。なぜ遅れているのか、多分、最終にもう完璧なものを出すため

に遅れているのか分かりませんが、3カ月遅れていくわけでしょう。よって、そのことぐらいは、この担当の方から、19名に御案内すべきじゃないでしょうか。こうこういうことでずれ込んでいると。実は、市長、第2回目よきのやり取りでびっくりしました。すごい絵ができております。にもかかわらず、第2回目でいろんな議論がありました、第1回目はさんふらわあ存続の陳情が大阪でありました。そのときにこの第1回があったんです。それで、特別委員会の野村委員長が出席、どうもさんふらわあの方に出られないから、私に行ってくれということでありましたけど、私はこっちがあつて断りました、さんふらわあの方を。それで、かんかんがくがくあつたわけでありすけれども、第2回目の委員会よきに、県の出先ですよ、多分あの職員は。鹿屋におる職員でしたよ。そんなことをあなの方は言ってもらっちゃ困ると。鹿児島県には志布志港だけじゃない、いっぱい港があると。なのに、志布志港だけのことでそんな維持管理費を食らっちゃ、県はたまったものじゃないと。だから、あなた方が言う緑地帯じゃなくて、草ぼうぼうの方がいいんだと、森をつくれと。こんな馬鹿な発言を出先の職員が言いました。副議長ともども、私どもは本当、喧嘩、口論でしたよ。その方は、1回目は出席してないわけですからね。だから、そういう無責任な緑地帯を造ってもらっちゃ困るんです。だから、今回御質問を申し上げ、3回目が遅れたことも示されてない。でしょう。だから、そのことを今問うておるわけですから、しっかりとした答弁をしてみてください。

○企画政策課長（萩本昌一郎君） 御質問の遅れている理由でございますが、議員からもただいま御意見がございましたように、1回目、2回目と、大変いろんな多岐にわたる意見が出まして、大変厳しい内容もあつたところでございます。それらを県の方で現在、環境面を含めまして、慎重審議、取りまとめをしておるところでございます、しっかりとしたものを委員の皆様の方にお示しをしたいということで、来年の1月に予定しておるところでございます。ただ、御指摘のございました遅れている理由うんぬんというものは、当初10月12日という予定があつたわけでございますので、何らか連絡があつて然るべきだろうと思ひますので、それにつきましては、県の方にまた申し伝えておきたいと思ひます。

○27番（鬼塚弘文君） はい。今の課長の答弁でよく分かりました。そういうふうにあ答弁してもらえれば、すぐ分かりますね。それで、この緑地の安楽川沿いのあの埋立地の縦線なんですけれども、あその工事の概要として、私どもに示されているのが13億1,000万円、そして市街地側にあるスポーツゾーンをつくったりする所が10億4,000万円、これで、これほどのグリーンベルトができた。そこの維持管理、これを私どもに示されているのが6,200万円なんです。年間6,200万円かかるんだぞと。当然、県がここはしていくわけですけれども、私が前の議会でも多少このことで質問させていただきましたが、港において税収として約5億3,000万円ぐらい入っていますね。そして、港湾の負担金として約2億5,000万円、2億4,836万5,000円ですか、こういう負担を本市はしておるわけですけれども、この若浜で見る経済効果というのは1,413億円といわれておるようであります。かなりの経済効果をこの港は生んでおるわけですね。そういう港に対して、この一帯の管理なんですね。その今回できる新若浜、そして元の若浜、そして本港地区、この三つの緑地帯が33町歩、これだけあるんですよ。これを以前、私もここで御質問させていただいたときに申し上げましたけれども、県としては、新若浜ができあがつた段階で、本港、若浜、新若浜、これを志布志市が委託をして管理をしていただくのであれば、県としては有難いことだ

といったような話を聞いてると。そのことを本田市長として、県の方に強く求めるべきじゃないかという御質問を申し上げた経緯があります。これは今議会でも、同僚議員の方から、企業誘致の御質問もありました。大きな企業を一つ張り付けるようなものですよ。だから、これを私はこの検討委員会で申し上げました。県にさせてみたら、とてもじゃないと。予算が無いと。だから、志布志市でやってくれということで、予算はどんどんどんどんカットされていくばっかしですよ。だから、せっかくこういうできる港のグリーンベルトの管理を県の方に強く、本田市長の政治力を出していただいて、我が市に任せたいと、そして県から、それだけの委託をしてもらえばいいわけじゃないですか。でないと、ややもすると、志布志市で見ていただきたいと言われるかもしれません。そこら辺りの思いはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、県の方で、志布志港につきましては管理をしております、その中にあります公園等についても管理がされておるところでございます。しかし、その公園の管理につきまして、私どもも再三再四、中核国際港湾にふさわしい管理をお願いしたいということを要望するところでございますが、なかなか県の方も予算が無いというような形で、非常に寂しい形の管理がされているということ実感しているところがございます。そのようなものを見兼ねて、地元のボランティア団体も度重なる形で港湾の景観維持に努めていただいているということにつきましては、本当に有り難いなあというふうに思っております。今後も、県につきましては、そういう状況が続こうかというふうに考えているところがございます。そのようなことから、今お話がありましたように、委託という形で、新若浜が整備された後、そのような方向性が示されるとすれば、私どもはそのことについて十分中身を精査しながら、受ける方向というものを考えていきたいというふうに思っております。そのようなことで、本市の新若浜の緑地公園の活用が十分図られるというふうに考えるところであります。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひ、一生懸命取り組んでみていただきたいというふうに思います。旧志布志町時代の助役であられました長吉さん、あの方も今、県庁の方におられて、お釈迦祭りとか、よく見えます。そして、今、副市長も2年間、頑張っていただいておりますけど、今後もまた頑張ってもらいたい状況ではありますが、やがて県の方にお帰りになるということであるとすれば、そういうネットワークはあるわけですから、極力、副市長、いずれの日にか、一つの大きな企業誘致ですよ、是非とも、他の港と違うんです、ここは。やはり東南アジアに口を開けたような港でありまして、観光の面もあるわけでありますので、何とかきれいな港でありたいと。飼料工場がメインであるという議論も、過去、議会の中でもありましたけれども、悪臭がしたり、そういう中において、緑地帯が草ぼうぼう、その県の出先か何か分からんけど、そういう職員が言うような港の緑地帯を造ってもらっちゃ困るんです。そのことを副市長も頭に置いていただきたいということを御要望申し上げます。

次に、新若浜のその市街地の方に面した所にスポーツゾーン、いわゆるサッカーの国際全国級のコートをもつ3面、そして少年サッカー用と申しますか、そういうミニ版が1コート、かなりでかいスポーツゾーンができる予定になっております。これはその1月にしか私どもには見えませんが、この可能性。市長もいろんなお年寄りの方々、グラウンドゴルフ、ゲートボールの所でも御挨拶の中で、日本一

のそういうスポーツゾーンができますよという御挨拶をしておられますね。実は、今朝、傍聴に来ておられた方々は、このことを多分、傍聴したかったというふうに思いますよ。それで、担当課の方で、傍聴が終わったときには、多分、港を見て帰られたはずであります。よって、この可能性ですよ。ただ、絵なのか。しかし、志布志市長である市長が、市民の方にもう既に御披露しておられますので、私は可能性は高いと思いますが、可能性についてどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この緑地公園の整備につきましては、国ないし県が整備する事業でございますので、私どもは地元としまして、こういった形で整備してほしいというような形をお願いをしているところでございます。そのような意味から、緑地整備の検討委員会というものについても立ち上げていただきまして、そして検討いただいて、御提言をいただいているところでございます。私は、そのことに基づき、県に、そして国に要望いたしておりますが、現在、県の方もおおむねそのような方向で整備を進めようということで、国と折衝しているところでございます。ただ、今言いましたように、この整備につきましては、当初の整備計画がございます。そして、その整備計画に基づいて、現在、事業が執行されるということでございますが、この整備につきまして、全面的に私どもの要望というものが伝えられ、そして実現するかということにつきましては、今後も更なる要望を重ねていって、実現に向けていきたいなというふうに考えております。なるべく維持費のかからない形の公園整備ということをお願いしているということでございますので、国ないし県は、運動公園整備というような形でないということを十分御理解していただきまして、そしてこのことにつきまして、私どもは私どもなりの整備をお願いしていている状況であるというふうに御理解していただければというふうに思います。また、いろんな会合、特に高齢者の方々の会合の場で、お話するわけでございますが、この公園整備については、そういった形で要望を申し上げます。そして、その実現に向けて、私は努力しておりますというような形で、皆さん方にはお話しているところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひとも、そういう強い要望をしていただきたい。やはり、市長、政治は夢ですよ。夢を市民に語っていただきたい。それが夢で終わっちゃ困るわけでありましてけれども、やはり夢を追っかけるのが政治だというふうに、私は思います。

それで、実はサッカーフェスティバル等が、今、志布志で展開をされ、70チームからのチームが来たり、またこのグラウンドを目がけて、プロのサッカー集団がここにキャンプを張ろうといったような声もちまたでは耳に入ってきますね。よって、このサッカーフェスティバルが75チーム来て、経済効果がいくらあるんだという、2,500万円から5,000万円ぐらいの幅があるんじゃないだろうかといわれるぐらいの実績が上がっております。このサッカー協会の代表をしておられるのが、私ども同僚議員の若松議員でありますね。よって、いつも若松議員ともどもお話をするわけですが、このフェスティバルの受け皿、これを尚志館高校がほとんどしているんです。そして、尚志館高校のサッカー部の予算を使って、連絡をしたり、そういう通信費までかけてやっていますね。私はよくないと思う。そろそろ民間、尚志館高校も私立の高校でありますから、中心に御協力をいただきながら、民間サイドでそういう受け皿みたいな委員会みたいなものを立ち上げて、そこに志布志市が財政的な支援をしていく。そのことが一番

分かりやすいというふうに思いますが、考え方はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年も台風がありましたけど、本当にたくさんのチームがサッカーフェスティバルに参加していただいたところでした。一部日程変更されて、短縮されて帰られたところもありましたが、70チームを超えるところが参加されまして、本当にますます盛んになってきているなあというふうに考えているところでございます。この取組につきましては、今お話のように、尚志館高校の先生が取組を始められ、そして育てられ、このような大きな大会になってきたというふうに聞いたところでございます。そして、現実的にはすべての運営について、そしてすべての経費について、監督が苦心されて、運営されてきたということをお聞きしまして、私どもも行政として何らかの形で対応すべきだというようなことで、今年度から、この運営につきましては実行委員会を形成いたしまして、対処をしようというふうにしたところございました。実質的には、期間等の問題もありましたので、そして運営に手慣れているというようなこともありましたので、実質的には尚志館の方に運営をお願いしたところがございますが、形としては実行委員会を立ち上げまして、そして運営の補助をしたところがございます。そのようなことで、今回の開催については、そのような取組をいたしました。次年度からは、その実行委員会につきまして、きっちりした機能性をもつような組織にしていきながら、さらにこのサッカーフェスティバルが充実して、たくさんの方が、たくさんの方の地域から、たくさんのチームが参加できるような形もっていきたいというふうに考えております。

○27番（鬼塚弘文君） 市から氷とか、いろいろ渡したんでしょう。中を聞いてみますと、尚志館高校の御父兄の方は「そんなのは要らん」と、「馬鹿にするな」と、「いくらほど金を使ってるか」と。だから、もう単独で市が別個に、そういう委員会を立ち上げた折に、補助でもいいじゃないですか。事務経費でもいいじゃないですか。そういう支援をしていただきたいということなんですよ。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年度につきましては、今お話しましたように、途中から実行委員会形式を立ち上げたということで、対応が手遅れになってしまったということをご反省するところでございます。次年度以降は、今お話がありましたように、きっちりとした形で対応していきたいというふうに思います。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひそうして、この火を消さないように支援をしていただきたいと思います。

次に、市立学校規模・配置の在り方検討委員会について通告をしておきました。この進捗状況と今後の方向性を問うということでもあります。3カ町が合併して2年を過ぎようとしておりますが、市政の大きな施策、例えば農林水産業、商工観光、貿易、さらに道路政策、高齢化社会での老人福祉など、本市の地の利を生かして、合併して良かったと思える市政運営を期待するものであります。それらの課題の中で、教育の抱える課題も決して見過ごすことのできない、本市の大きな政策課題であろうと思います。まして、日本一の子育てのまちづくりを提唱している本田市長の市政の中で、本市の初代の教育長として、坪田先生をお迎えしておられるわけでありまして、市民の教育行政への期待はかなり大きいものを、坪田先生に持っていらっしゃるようでありまして、そこで、特にこの学校教育活動を健全に展開するのは、他ならぬ各学校長である。それぞれの先生である、これは教育長の御言葉でありますけれども、しかし

ながら、その坪田先生の指導が今ひとつ理解を示しておられない学校長等もおられるようであります。教育長の指導に期待をするものでありますが、そこで先の議会で、私は市内に存在する25の小・中学校の今後の在り方検討委員会なる組織を立ち上げてもらったわけではありますが、その組織の名称が、この市立学校規模・配置の在り方検討委員会ということではありますが、この委員会の進捗状況、さらにはこの方向性、これを今一度、教育長の方に確認をしておきたいと思えます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま鬼塚議員の方からございましたように、平成18年6月の議会におきまして、鬼塚議員の方から、市長に対しましての質問を受けまして、私ども教育委員会といたしましては、平成18年10月に、志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会設置規程なるものを制定いたしまして、その規程に基づきまして、小・中学校長代表、PTA代表、地域代表、学識経験者など、25名の委員を委嘱いたしました。

そして、平成19年2月に、第1回の在り方検討委員会を開催いたしまして、今後の児童・生徒数の推移でありますとか、あるいは校舎等の耐震化優先度調査の報告、さらには今後の会の取組等について協議が行われました。

それから、平成19年6月の第2回目の在り方検討委員会では、市内小・中学校と山重幼稚園の施設の概要の説明、それから協議を行いまして、さらにまた平成19年10月の第3回在り方検討委員会では、平成20年4月に統廃合を行う予定の錦江町における統廃合の背景や経緯等の研修・視察が行われたところでございます。

また、年が明けまして、来年でございますが、平成20年1月には、第4回の在り方検討委員会で、市内の小・中学校の現状視察が行われる予定となっております。

今後とも、教育委員会といたしましては、幼稚園を含めました学校の適正規模の在り方や教育効果、将来を見据えた学校区の見直しなど、幅広い観点での総合的な協議・検討を行う予定となっておりますのでございます。

以上でございます。

○27番（鬼塚弘文君） 第4回目が、もう予定に入っておるようでありますけれども、教育長、この大きな検討委員会がどういう答申を出してくるのか、期待も非常に大きいわけでありまして、5年かかるんだろうか、10年かかるんだろうかという茶飲み話がありますね。これはそんな丁寧にやっていたかかないと困りますけれども、時間をたっぷりかける時間はないと思うんです。その時期を何か予定しておられませんか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、答弁いたしましたように、本市における公立幼・小・中学校の今後をどうするかということには、誠にこれは重たい、しかも重大な課題でありますことは、皆様御案内のとおりであります。在り方検討委員会の委員の方々には、この大きな課題を前に、決して臆することなく、検討していただいておりますことに、感謝申し上げているところでございます。新聞報道等によりますと、県内どこの市町村でも、このことが教育行政を推進するに避けて通れない大きな課題と、どこもとらえているようであります。

本市の場合は、まず在り方検討委員会におきまして、現在の学校数や設置場所は、このままではいけないというような結論になりますれば、それを受けまして、それならばどのような方法で適正化をしていくかと。その場合、小・中学校を同時に進めるのか、あるいは新設にするのか、あるいは吸収合併の形をとるのか、あるいは通学方法はどうか等々、検討する段階として、今度は統廃合推進協議会のようなものを今度は在り方検討委員会に代わりまして立上げていく手順になるのではないかと、こういうふうに考えております。この間の経緯につきましても、もちろん市民の方々には、在り方検討委員会の意見等を説明をいたしますし、これほど少子化現象が続く中で、本市の教育環境の整備、あるいは専門教員の確保、あるいは中学校における部活動の活性化等々の視点に立って、本市の学校の在り方の方向が決められていくべきだろうと、こういうふうに考えております。既にこの問題に取り組んでおります市町村の例では、早くて4、5年、あるいは長い所では10年を経過いたしまして、未だ検討中という市町村もあるようでございますが、まさしくこの課題がいかにか重たいかと、市町村にとって大変な課題であるかということの裏返しだろうと思っております。本市といたしましては、来年度中あたりに、その方向だけでも、このままで良いのか悪いのかというようなことの方角だけでも示していただければ有り難いというふうなことも考えているところでございます。

以上でございます。

○27番（鬼塚弘文君） とにかく、大事に大事に対応していただきたいというふうに思います。地域で学校が消えるということは、非常に悲しい出来事になってしまいますので、私も非常に神経を使っているところであります。

そこで、今年の6月の私とのやり取りの中でも、教育長の方で、志布志町の山村地域の極小規模校において、特認校制度等を敷いて頑張ってもらっているといったような件がありましたが、この小規模校の現況、次年度に対しての見通し、どうなのか。何かあれば、ひとつお示しをいただきたい。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

御案内のとおり、特に旧志布志町を中心といたしまして、いわゆる極小規模校があります。この学校も御多分に漏れず、市内の児童・生徒数が減るに伴いまして、年々減少傾向にあるわけでございます。そのために、学級数や職員数の減少等、子供たちの教育の環境に少なからず影響が出ていることも、もう既に御指摘のとおりでございます。ところで、その極小規模校の中の、お尋ねの、四浦小学校のことではないかと推測するわけでございますが、ここが一番小そうございますので、御案内のように、四浦小学校は平成11年度末に一度休校になった学校でございます。その後、地域の皆様方の極めて熱い熱意のもとに、平成14年度から再開校いたしました。行政といたしましても、特認校制度を活用したりいたしまして、その維持・活性化に努力してきたことは御案内のとおりでございます。今年度は、四浦小学校は、全校児童・生徒、10名でスタートいたしました。転校によりまして、現在9名の子供たちが元気に学んでおります。去る10月22日には、創立130周年の大運動会が盛大に開かれたところでございます。11月に入りまして、保護者の中に、来年度は子供を別の学校に通わせたいという希望があるように感じられた学校長が、すべての保護者の意思を再度確認いたしましたところ、大部分の子供たちが、来年度は四浦小学校に通う意思が弱いことが分かりました。さらに、残りの2名につきましても、他の子

供たちがいないのならばというような考えになりつつあると、校長から聞いているところでございます。また、地域の方々の話合いでも、これ以上無理をして学校を存続していくことに、こだわらなくてもいいのではという意見が多くを占めたということでございました。そういうことになりますと、新年度からは児童2人で継続するか、又は休校措置をとるかの二者択一を迫られる可能性も出てくると、こういうことでございます。

以上でございます。

○27番（鬼塚弘文君） 今、教育長の方から、極小規模校は、前回では、森山小、四浦小、八野小、この三つをお示しになったわけでありますが、四浦小の動きが多少あると。このことは、あちこちで、旧志布志町のPTAの皆さんとか、いろんな所で話題になっておるようであります。いずれにしても、以前、一旦お休みをして、再度開けた学校であります。極力、学校が消えない方向で努力をしていただきたいというふうに思うわけでありまして、今、教育長がおっしゃったように、これは地域の声、子供の教育力等々を考えた上での判断でないかと困るわけでありまして、十分に対応を重ねていただきたいというふうに思うことであります。

今朝も、垂水の四つの中学校が統合すると、議会に反対はなく、反対陳情に賛成少数ということで、市長の方で最終本会議に、この条例を提出するという方針が報道されていたようであります。いずれにしても、中学校の場合と小学校は違うわけですね。小学校は地域に非常になじみがある。中学校はもう高等教育で、義務教育のラスト、3年でありますので、父兄も子供も思いが違います。そういうことで、中学校にこういうふうにして改革のメスが入っているんだなあということを、今朝、新聞を見て思うことであります。

市長にお尋ねいたしますが、教育行政の中では、こういう特別委員会なるものを設置して、いろいろと検討をしていただいておりますが、本田市長として、日本一の子育てのまちづくりをやるんだということで、こういうもうわずか1名だ、2名だというような学校が生まれてくるわけあります。これに対して、市長部局として、行革委員会等に高い見地で議論をしていただくというようなお考えはありませんか。教育委員会にすっぱり丸投げじゃなくて、市長部局でもひとつ議論をしてみると。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この志布志市立の学校の規模の在り方、配置ということにつきましては、私自身、市長に就任して以来、小規模校というものについて、いろんな意味で勉強させられたところでございます。そのような意味で、教育長と十分相談いたしまして、この在り方検討委員会なるものを立ち上げていただいたところで、ただいま教育長の方から、様々な形で答弁をいただいた状況でございます。

行政部局といたしましては、現在、そのような形で教育委員会の方にその在り方について検討していただいているというような状況でございますので、現在のところでは協議を内部的には進めているということではございません。しかしながら、このことがある程度、形が見えてくるとなると、そのことにつきまして、私どもは関係部局と対応していきながら、今後、市の行政としての教育行政に対する取組というものを明確にしていかなきゃならないというふうに考えているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） ただいま市長に御答弁いただきましたけれども、設置者であります市長に、私どもはその市長の諮問を受けまして、この在り方検討委員会なるものを立ち上げておるわけでございますので、この会の様子につきましては、るる報告をいたしまして、そしてまた最終的に設置者である市長の判断をいただいて、最終的にはまた決定していただくと、こういう手順になろうかと思いますが、いずれにいたしましても、この極小規模校の今後の在り方につきましては、教職員の人事異動ということが絡んでまいります。生徒の数によって、校長、教頭の配置の数が違います。教員の配置の数が違います。これは12月あたりには、もう決定していかないとということもございますので、そこら辺りとの兼ね合いも、また教育事務所等々とも連絡を十分取り合いながら、遺漏のないように、今後、保護者や学校、あるいは地域の方々の意見をよく聴取いたしまして、新年度の学習に支障のないように措置を講じてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひとも、全庁的にお取り組みをいただきたいと。先の保育所問題じゃありませんけれども、やっぱり私は、今、振り返ってみれば、あの保育所のとくもそうでありました。やはり教育委員会も一緒になって、福祉課、教育委員会、諸々の全庁をあげた上での検討がしっかりやられるべきだというふうに思っております。学校がもしこういうことになった場合に、その地域がどうなっていくのか、そのことは教育委員会ではとても対応しきれません。今後の問題もありますので、ぜひとも、そういうことでお進めをしていただきたいと思っております。

次に、農山村の過疎対策についてと通告をいたしております。住宅、教育、福祉、交通などの施策について問うということで、大きく上げさせていただきました。

教育の問題が今出ましたので、教育をちょっと議論させていただきたいと思っております。今、四浦小学校の答弁が教育長の方からございました。避けて通れない道なのかなあ、旧志布志町時代に例のふるさと創生資金1億円、その中の一部の1,000万円を四浦に投じたことがありました。議会でもかなり厳しい判断を迫られましたけれども、時の黒木町長の思いが、あの地域には構造改善諸々の施策をはめられない。よって、政治というものはそういう所に、日の当たらん所に日を当てるのが政治だと。よって、1億円のうちの1,000万円を四浦にいただきたいということで、せせらぎの里をつくりました。そして、一生懸命やったけど、それもかなわずして、学校がとうとう休校に追い込まれ、そして再度開けました。そして、今回、特認校とか諸々の対応をとってきましたけれども、手が及ばなかった。よって、ややもすると、来年度、そういうことになるのかなあという気がしてなりません。これも地元発でそういう声が湧いて出てきたわけですね。この在り方検討委員会で、「おい、四浦の学校を、どぎゃんすつとか」という議論じゃない中で、地元からいきなり130周年の運動会が、今年130周年を前倒しにしてやったという話も聞いておりましたが、今、教育長の答弁を聞いて、なるほどそうだったんだなあということを思うことであります。

それで、これは参考です。私の母校、八野小学校。八野小学校の教育を語る会というのが、私が議員になってもうかなりの数あります。オブザーバーとして出席していただきたいということで声が掛かりますので、今年も10月の25日にございました。女性の校長先生で、しっかりと地域住民に方向を示され

た。それがここに資料がいっぱいありますけれども、校長先生が目には涙しておっしゃったことが、平成22年、今19年ですよね。平成22年には生徒数が1人になる可能性だと。よって、私も自分の母校でありますので、第二の四浦をつくっちゃいかんぞということで、一生懸命声を掛けてきましたけど、そういう私にも、「そういう偉そうなことを言うな。あんたも八野に住んでないじゃないか」言われてきました。この学校を議論をすると、非常にこれはタブー視し、みんなが語りたくない。私どもは選挙を受ける身です。あの議員はと、よく言われます。よって、語りたくないけれども、校長先生がしっかりと語られた。「先生、前はどこから来やったと」、「私は4名いる学校からここに来ました」、そして、先生の思いに私は質問をしました。学校の適正規模、児童・生徒数の適正を、坪田先生は、「そう、10名か20名、1クラスいけばいいのになあ」、20だったら120名ですよね。10名だったら60名。この校長先生に聞いたら、何とこうおっしゃった。「10名ほしいです。」と。10名なんです。今が10名なんです。そして、ぼろぼろ抜けて、22年度に1名。ここには今、教頭先生のお子さんが2人おられますので、その数はずっと入っています。多分、その先生はもう3年クリアしますから、今までの流れで見ると異動かなあと。こういう状況をですね、地元の皆さんに校長がメッセージとして出されました。それを聞いて、「おい、一人でんよかじ、開けちょっくいやん」という声もありました。一方では、「ぐらしがね、子供が」という声もありました。誰がここで線を引くのかなあと。そして、これは私は旧町時代から言わせてもらいましたけれども、行政の役割、教育委員会の役割、地域住民の役割、これがあるんだろうということで、諸々住宅政策、道路政策、いろんなことを言わせていただきましたけれども、くしの歯が折れるように、ぼろぼろぼろぼろ下の方に出てきました。私は、今、隣の潤ヶ野校区に御世話になっておりますが、そういう状況なんですよね。それで、市長、教育長にも伺っておきたいと思っておりますけれども、こういう状況で、行政当局もそうでしょう。我々議会人においても、非常にこれはタブー視されてきた。しかし、地域の声を大事にしながら、主役である、先ほども議論がありましたが、主役である子供の教育力、このことも併せて考えて、専門的な見知から、もう本当、実に丁寧に、この問題を対応していただきたいと、こういうふうにして思っております。四浦小の状況を市長として、教育長として、先ほどお話がありました、そう遠くない時期に、よっぽどな手品師か何かいない以上は、私の母校も四浦同様の状況に追い込まれていくのかなあという気がして、非常に悲しい局面に、今立たされております。よって、今のこの状況を本田市長が市政を預かって、ややもすると二つの小学校がお休みをしなくちゃならんような状況もあるかもしれない。ない方がいいんですよ。これに対して、市長、教育長の思いを、今一度、市民に対して、地域住民に対して語ってみたいと思います。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○
午後2時45分 休憩

午後2時53分 再開
○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

過疎対策という大きな観点から申し上げますと、志布志市過疎地域自立促進計画及び振興計画によりまして、各面から推進していくということでもあります。特に、農村部においては、いわゆる限界集落や集落の人口減、児童・生徒の減少による小学校の存続まで課題となっているという状況でございます。志布志市内全域において、小学校校区単位ごとに若い人が定住し、新入生が確保され、にぎやかな校区の活動が理想とされるところでございますが、現実的には先ほど来、話がありますように、近い将来、児童・生徒がいなくなるという地域が出てくるということも予想されております。このような状況にさせないためにも、農村部の活性化対策をどう考えるかということでございますが、基本的には定住化対策、住宅の施策により、若い人が農村地域に住んでいただけるような取組も必要だというふうに認識しております。工夫した宅地分譲や、活性化住宅方式による住環境整備も検討する必要があるとしまして、その中では地域の皆さんの意見、教育・福祉の現場からの声も反映させるべきというふうに考えております。現在の児童の数、出生の状況や動向を地域別に把握しながら、均衡を保つ形で住環境の整備について総合的に取り組んでまいりたいと考えております。いずれにしましても、市としましては、各地域が特色ある地域活動、にぎわいのある地域づくりが継続・維持できるように、あらゆる方策を検討し、農村部も含めて、市内全体の活性化に努めてまいりたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど、鬼塚議員からもございましたように、私もこの八野小学校の運動会に参加いたしました。女性校長ではありますが、極めて元気に学校経営をしておられます。私の下手な俳句で申しますと、「天高し 女性校長 凜乎たり」という感じでございます。本当に頑張っておられます。これはやはり地域の教育的土壌の豊かさであろうと、かねがね思っているところでございますが、そういう学校が今、問題になっておりますように、まさしく休校に近づいているという現状を見ましたときに、いかんともはや力の入れようがないというのが実状でございます。しかし、私ども教育委員会といたしましては、一人でも在校生がおれば、その在学するならば、これは当然存続させるというのが基本的な姿勢でございます。先ほど申しました四浦小学校におきましても、地元の方々の中で、今度は自ら転出しようかとおっしゃれば、それもまたお止めできないという実状にありますけれども、やはりそこに残って勉強したいということであれば、それなりの教育的な手当はするのが当然でございますので、やっていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。いずれにいたしましても、ただいま市長も申し上げましたように、こういう学校の存続のことにつきましても、大変様々な問題が複合的に重なって、そして引き起こしていることだろうと推測するわけでございます。したがって、私どもといたしましては、今後とも市内すべての学校に特色ある学校教育が推進できるように、保護者の情報提供やあるいは地域との連携、積極的なかかわりということを重ねて指導してまいりたいと、こういうことでございます。

○27番（鬼塚弘文君） 市長、教育長から、思いを語っていただきましたけれども、地域においてみると、大変な出来事なんですよね。それで、八野小の校長先生がお話をされました。子供が一人でもいる以上、学校は開けると、そういう方向はもう決まっておるわけですから、今おっしゃったような状況で頑張っていたきたいのでありますけれども、八野の校長先生はこうおっしゃいました。「先生、この

資料を私が一般質問の材料に使っていい。」と言ったら、「どうか使っていただきたい。」と、「議員の先生方に御理解していただきたい。」という話でありました。それと、もう一つ、市長、その校長さんはこうおっしゃいましたよ。「例え、一人、二人になっせ、隣の潤ヶ野小学校に八野の子供を持っていったところで、どうしようもない。」と。志布志市全体の、例えば旧志布志町の農山村地域の潤ヶ野、八野、森山、田之浦、四浦。先人たちは校区に一つずつ学校をつくっていただきました。私どもが八野小のときは160名ぐらいおりました。よって、その校長さんいわく、市全体でこの地域をどうするのかということも議論していただきたい。ひいては、先ほど、市長の答弁の中にもあったようでありますけれども、何とかその地域に人が住むような政策、これは教育委員会ができる話じゃない。住宅政策ひっくるめて、私たちも黙ってたわけじゃない。旧志布志町時代から、このままおいておくと、学校の火が消えますよということを一生涯言うてきましたが、御承知のとおり、私どもの旧志布志町は、港を軸にしたまちづくりをしてきました。それで、政策そのものが、どっちかという都市型に寄っていたのかなあという気がしてなりません。松山町を見ていただくとよく分かりますね。人口わずか5,000人ぐらいの町でありますけれども、加世田町長、上村町長をひっくるめて、歴代の町長さん方が住宅政策を定住化促進といったようなことで、まばらに造るんじゃなくて、拠点、拠点を置いて住宅政策をやってこられた。この前の保育所じゃありませんけれども、びっくりするような定数がまだいるじゃないですか。そのことを隣町はしっかりやってきた。私どもの志布志町においては、農山村がおかれてしまった。この背景があると思います。反省するしかありませんけれども、しかし、今さら過去を振り返ってもどうしようもありません。よって、新生志布志市の本田市長の政治力が問われてくる時代ですよ。よって、市長、教育長、これは教育長がいいんですか。四浦小の話が出ましたけれども、迫田議員の何か姪御さんも四浦小に出しておられたそうですね。今、松山の方に。そして残る方も何か松山の方向に。話が進みそうだと、今、話を聞きましたけれども、そうなった場合、想定して語ることは良くないと思いますけれども、お許しをいただきたい。もし、四浦小が休校となった場合に、あの学校の施設、校長住宅、教頭住宅、そして校舎、体育館、グラウンド、ここの維持管理、ひいては学校の放送施設、この維持管理、これを旧志布志町で、先ほど教育長からお話がありました、休校したときには、四浦校区の方に管理をしていただいた経緯があります。これは町からシルバーの方が行ったって駄目ですね。愛情がない。だから、そういうことまで問うのは大変失礼かと思っておりますけれども、そういう事態が起きた場合、次年度の予算化もせにゃいかんでしょう。どういうことを考えておられますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、学校のそういう児童・生徒数が減った場合は、段階的にまず休校でございます。休校というのは、明日また子供が来れば、すぐ開校できる状態にあるのが休校なんですね。ですから、先ほど議員がおっしゃるように、前の場合も恐らく、すぐ開校できる状況にあったから、すぐ開校できた。ですから、今回も、もしこれは仮定の話でございますが、そういう状況になりますれば、休校ということでございまして、私ども市教育委員会が中心になりまして、管理もまたお願いするところはお願いして、今おっしゃるように、地元の方々にですね。管理の草刈りとか何とか、お願いできることはして、そして定期的に学校を見回りまして、そしていつでも開校できる状況に置くというのが、これが原則でございます。

そして、数年後にこれが今度は廃校という手続きになるわけですが、廃校という形になるのがいつになるか、これはまたそれこそ仮説ではお話できませんが、そういう手順をとっていくことになろうかと思っております。ですから、施設設備の放送施設でありますとか、あるいは体育館の施設設備等につきまして、必要な、今すぐに補修等が必要である部分につきましては、きちっとやはり補修しておくのが、これは筋だと思っておりますので、そういう手配はまた財政当局にもお願いしていきたいと、こういうふうを考えております。

○27番（鬼塚弘文君） そうならんことを期待しながらも、やはりどこか議論しておく必要があるということで、質問させていただきましたけれども、御配慮をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、次に住宅の関係をちょっと御質問申し上げてみたいと思います。旧3カ町の中でも、今この学校が物語っているような状況で、私どもの志布志町の特に農山村地域の住宅政策はかなり遅れた、こう言っても過言でないと思います。よって、思い出すことでありますけれども、私は旧町時代に、議会からの土地開発公社の理事でありました。その折、一般会計で町長部局がやろうとしない農村地域のモデル住宅、モデル宅地造成をやれと言うけれども、やろうとしない。それで、土地開発公社でできないかということ、再三おねだりしました。それで、「じゃあ、鬼塚議員、あんたはそう言うけれども、何か考えている場所があるんですか。」と問われたけれども、私は持ち合わせがありませんでした。しかし、言われたときに、ぱっと私の頭にひらめいたのが、モデルだから、親の手を借らずして、目の前に保育所、小学校、中学校がある場所、そしてそこから街まで10分、この場所だったら、成功するんじゃないですかということで、そんな所はあるかなと、よう考えてみたら、私の上のたちばな保育園、潤ヶ野小、出水中のちょうど中間に山がありました。そこを買収しようということで、そこからすぐ段取りをしていただき、立花台団地というのができました。その一角に一番先に、私にやってくれと言ったのが教育委員会。出水中の校長住宅を第1号として造りたいということで、今、満席です。そして、佐野原団地にまた新しい団地ができました。よって、潤ヶ野小学校が何とか40名をキープしているのは、そのお陰ですね。先ほど申し上げました松山町辺りでは、それを全町的にやってこられた。それが、私ども志布志町の反省すべき点であります。こういう状況であります。今回、旧町時代から村づくり委員会ですか、森山地域に宅地造成をしてほしい、宅地団地政策を打ち出してほしいという強い要望がありました。この現況がどうなっているか、ひとつお示しをいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員、御質問の件につきましては、森山地区のふるさとづくり委員会の地域魅力プランの中の住宅用地の造成工事だというふうにとらえておりますが、そのことにつきましては、先日も関係者でこの地の現地調査等をいたしまして、そして宅地造成の可能性を検討したところでございます。その中で、改めて志布志市全体の中での地域づくり、そしてコスト面、バランス等を考慮しまして、この森山地区に宅地造成をすとなれば、その中で位置付けを明確にした上で、今後、事業実施に向けて考えていきたいということを検討しているところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） 市長、まだ全く検討の段階、例えば今、19年度ですね。次年度、20年度あたりにくわ入れをするとか、そういう状況じゃないんですか。まだ検討の段階ですか。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、私自身もふれあい移動市長室等でもお話をさせていただいたところでもございました。その折には、20年度中に何とかしたいということをお話したところでもございますが、今申しましたように、そのことを取り組むにしましても、志布志市全体の中で地域のバランスを考えて取り組む必要があるということで、そのことの位置付けを明確にしようということでもございます。さらに、ふるさとづくり委員会の示された土地、現在、土地開発公社が保有している土地でもございますが、この土地につきまして、分譲地として整備が可能かどうかということを検討したところでもございますが、このことにつきましても、改めて検討し直すということで、今、協議をしているところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） またこれも2、3年かかるのかなあと思うことであります。やはり、先ほど特に極小規模校の四浦、八野の議論をさせていただきましたけれども、市長、急いでほしい。また、消えますよ。結局、旧町時代からのずっと積み上げなんですよね。だから、ただ漠然とやってもらっちゃ困ります。と申しますのは、先ほど、立花台の団地の例を申し上げましたけれども、それが正しいか分かりませんが、私がそういった張本人ですから申し上げますが、建設課でどこにか森山地域のあの地域に宅地、団地の政策を打ち出したいというのであれば、全庁挙げて、建設課だけでなくして、教育委員会、福祉課、時と場合によっては農業委員会、水道局、ありとあらゆるチームが集まって、そこで企画調整をしていただいて、取り組んでいただきたいと思うのでありますけれども、旧志布志町の慶田町長時代から、森山地域に次はやろうということで、しっかりと皆さん御期待をしておられた。いい加減なものを造ってもらっちゃ困りますけれども、急いでいただきたい。それを、平成20年度あたりに、何とかメスを入れていただきたい。地域の方が要望してるんですよ。そして、あの失敗作品じゃありませんけれども、食品工業団地みたいなことになっちゃ困る。「つくいやれば、あたかもいっでな」というのが入ってこんど、失敗作品ですよ。そこら辺りもしっかりとわきまえて、真剣に対応してもらわなきゃ困りますけれども、どうですか、20年度あたりに何とか手を打ってみたいという考えはお持ちでないのか。検討ということは、せんということですよ。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申しましたように、私自身も地域の方々に、このことについては取り組みたいということをお話して、そして、できれば20年度にというようなお話を申し上げてきたところでもございます。そのことを進めるにあたりまして、様々な課題がまだあったということになりまして、今、その課題を解決すべく検討しているということでもございますので、そのものが解決されましたら、速やかに御提案を申し上げるということになろうかと思っております。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひとも、急いでいただきたい。土地開発公社においては、理事長がこれも市長でしょう。副理事長に、うちの議長と副市長ですか。違いますか。ですよ。そして、常務理事に建設部長でしょう。だから、こういう市の重鎮がいらっしゃるわけですから、何とかそういう火の消えない政治を打ち出していただきたい。要望しておきます。

次に入ります。交通において、これも市長、八野の移動ふれあい市長室ですか、巡回ふれあい移動市長室、これが11月28日にありましたね。ここで八野の方々が市長に訴えられた大きなテーマ、県道3号

線、柿ノ木・志布志線を早く終わっていただいて、そして3号線だよという順番があるわけですから、私はその順番を飛び越える要請をしておるわけじゃありませんけれども、八野小学校がひんねごっつなつとも、県道3号線が遅れた、これが原因だということを力説しておられましたね。よって、この3号線について、何とか県当局とも必死に市長が汗をかいていただきたい。当然、今、努力をしておられると思いますけれども、以前、県の大隅土木事務所長の所に、私、行きました。老人会の方々と県道脇に花を植えると、それも県の土木の許可がいるんですね。そこに行ったときに、所長から県道の図面を見せていただいた。その所長はもう今いらっしゃらないと思いますけれども、おっしゃったことが、志布志の道路づくりはひんまごっちょ。なぜか、背骨を最初つくって、脇腹をつくっていかにかいにかんに、背骨が出来上がっていないじゃないですかという話をされました。それも政治なんですね。申し上げたいのは、例えば、市長、そのときに所長がこうおっしゃったんですよ。「3号線の今のままでずっといくと、あなぐいへんぐいして大変だ」と。これよりも構造改善をした若しくは林道があるそういうストーンと筋の通った道路があるとすれば、それを県道に格上げをしていく。これが一番早いんだという話もしておられました。県としても待ってるわけですよ。銭は無いわけですから、あれもこれもとみんな言うけれども、それは無いけれども、順番が来たときには、少しでも少ない財源で成果の上がるような道路づくりでないと困るわけでしょう。よって、そういうことを八野地域の方々は望んでおられますね。だから、悪い部署を少しずつくわを入れていくんじゃなくて、このルートはこうなるんですよということで、あれほど広大な農地、あそこに畑かんが来てます。畜産基地もいくつも旧志布志町時代に張りつきましたけれども、今すら3号線を、志布志の港から飼料の配車、大きなトラックが行かない。森山の方から回って行くんですよ。こういう状況で放置されておりますが、この3号線について、市長の思いを今ひとつお示しをいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この路線につきましても、それからほかの議員の方からお話がありました柿ノ木・志布志線の柳橋から弓場ヶ尾の区間につきまして、本当に地域の方々の要望が強い、そして緊急に改善すべき路線だというふうに認識しているところでございます。今、お話がありましたように、若干、工事の進め方が先の方から進んでいるというようなこともあります。それはまた何かの都合でそういったふうに進められたのかなというふうには考えているところでございますが、今、お話がありましたように、この3号線につきましては、本当に立花迫周辺、出水中学校の下付近というようなあいろにつきましては、危険度も高いということでございますので、このことにつきましては、県の方にも改良について強くお願いをしているところでございます。なかなかこの路線の改良につきましては、現実的に着手という形になっていないわけでございますが、今、議員の方からお話がありましたように、他の地区の整備が済み次第、この地域の改善に取り組んでいただくよう、強く申し上げておきたいというふうに思います。

○27番（鬼塚弘文君） どうか、もうあっちもこっちもですから、大変だろうと思います。優先順位がついておるわけですから、一時も早く、柿ノ木・志布志線を立ち上げていただくと、それがもう最大であろうと思いますので、そして並行して3号線の方も、ひとつ頑張ってくださいと思います。

建設部長、ちっちゃいことを申し上げますけれども、田之浦の黒葛線の次年度に対してのその取組は

どうですか。過疎計画で出ておりました。分からない。

申し訳ありません。通告を、交通ということを一本出しておりましたが、市長が答弁できますね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その路線につきましては、地域の方々からも要望が出ておりますので、ただいま検討しているところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） じゃあ、20年度に向けてということですよ。過疎で20年、21年度でやるということになっていきますね。総務部長、そうですね。そうですね、市道。ちょっと時間がありませんから先に行きます。お答えができたときには、ひとつお示しをいただきたいと思います。

福祉、福祉で申し上げますが、私は、市長、先の農山村の学校がそうやってきた場合に、地域住民が一番懸念されるのは、子供がいなくなったら仕方ないけれども、学校の跡地の有効活用、お化け屋敷なのか、グラウンドがぺんぺん草なのか、その跡地の有効活用、このことをしっかりと場内でも議論していただきたい、しておっていただきたい、こう思うのであります。それは、あの広大なグラウンド、体育館、校舎、校長・教頭の住宅、その有効活用について、二つしかないと思うんです。教育サイドでの活用、若しくは老人福祉、福祉の有効活用、これしかないと思うんです。そこら辺り、そのときになってからやっちゃって仕方がない。だから、今のうちからそういうことをしっかりと場内で協議をしていただきたいのであります。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、教育長の方から答弁がありましたように、このことにつきましては、仮に児童・生徒がいなくなった場合は、休校という措置が第一段階ということでありまして。その後に廃校というようなことに進むかというふうに思われます。そのようなときに、改めてこの施設につきましてはの活用については、検討していくということですが、私どもは、今現在の、在り方検討委員会の報告等もいただいておりますので、そのことでもって、その地域の、その施設がどういった形に将来的になるかというのは、関係課と十分認識しながら、対応をとっていきたいというふうに考えます。特に、今お話がありましたように、地域の心のより所がそういったことになるということですので、地域の方々の御意見というものを十分組み入れながら、取組をしていきたいというふうに思います。

○27番（鬼塚弘文君） そこで、県からの補助事業で、地域福祉ネットワーク、地域体制整備モデル事業ということで、今年度、立ち上げをして、これも松山地域では13地区あるわけですね。そして、有明で9地区、私どもの旧志布志町で三つの地区しか立ち上がっておりません。例えば、通山地区だとか、豊留地区だとか、野神地区、西馬場地区と、こういう団体名で立ち上げをして、お互いに老人福祉に対して頑張っておられる。これは聞くところによると、市からの財政的な支援もほとんど無いと。特に老人クラブの会員等で、お互いに助け合ってやっておられるということが、私どもの旧農山村地域で一つも無いわけですね。何なのかなあと。志布志の市民性、しかし老人会等も今日もこういう活動をしておられるわけでありまして、やはり中身がよく分かってないのかなあと思ったりもしておりますけれども、こんなことも御要望をしておきたいと。移動市長室で、志布志市の市報の決算報告の中で、民生費がかなり膨らんでいると。これはどういうことかという質問が出ましたよね。それは、言うも隠さず、

高齢化社会に対する対応だということを、市長が説明しておられて、御理解をされたようであります。そういう夢も、そういう地域にはひとつ与えていただきたいなあということを要請をしておきたいと思えます。これは答弁は要りませんが、この農村地域の、市長、携帯電話が入らんとしたことであつたですね。携帯電話について、潤ヶ野、八野、四浦、この地域は携帯も入らない。よって、このことを何とかやっていただきたいということで、前の総務常任委員会でもその議論があつたわけですが、この平成20年度事業に対して、市が県を通じて通信業者に要請をしていくんだといったようなことでしたが、見通しはどうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志町の八野、潤ヶ野地区につきましては、携帯電話の利用ができないために、以前から要望がありまして、先般開催いたしました、ふれあい移動市長室においても、地域の皆さんから要望があつたところがございます。市では、エリアの拡大のために、補助事業を国に県を通じて要望を行っているところがございます。携帯通信業者、NTTドコモ、KDD I a uに事業参画の打診をし、事業参画に前向きな意思も確認しているところがございます。しかしながら、携帯電話通信サービス拡大には、補助金とはいえ多額の事業費が必要であり、通信事業者はもとより、国・県と密に連携しながら、早期実現に向けて努力していきたいというふうに考えているところがございます。

○27番（鬼塚弘文君） 市長、その前向きに確認、見通しとしては、その前向きに、その事業者が方向を示しているということですか。そういうことですか。どうですか。

○総務部長（井手南海男君） 先ほど、市長の方から答弁がございましたように、事業者につきましても、前向きな意思を持っているところを確認しているということでございますが、現状での見込みでございますが、順調にいけば3月、補助事業でもございますので、内示を受けて、その後、交付の決定、事業実施ということでございますので、順調にいけば、来年の12月頃までにはサービスを開始できるんじゃないかという見込みでいるところがございます。

○建設部長（宮苑和郎君） 先ほど、大変失礼いたしました。

県道の関係でございますが、日南・志布志線の3号線、これらにつきましても、本年度の11月でございますが、曾於地域の土木協会で、県の方へ主要地方道等であるということで要望もいたしております。

それから、お尋ねの市道黒葛線でございますが、過疎計画の段階でも20、21年ということで予定になっておりますので、一応、建設部の予算要求ということで、来年度の予算をとということで、今、企画部をお願いはいたしておるところでございますが、まだ査定等がないところであるようでございます。

大変失礼をいたしました。

○27番（鬼塚弘文君） その携帯は、何か明るい兆しが見えてきたのかなあというふうに思います。

黒葛線においても、財政の方もひとつ、市長が地域の方と約策をしておられる路線でありますので、政策実現のために努力をしていただきたいと思えます。

最後になりましたけれども、今、宝くじの関係の補助事業の要請が来ておるようでありますが、その事業着手に向けて、かなり率のいい事業だと思っております。と申しますのは、潤ヶ野校区の営農センター、かなり狭あい、もう非常に傷んでおります。そして、先ほど申し上げました八野の方が後にでき

た施設でありますので、立派な施設なんですね。よって、潤ヶ野の改善センターの建設についても、そういう有利な事業があるとすれば探っていただきたい。今日言って、すぐ来年からということにもならんと思いますけれども、そういう有利な、見てみますと、霧島のいろんなホールだとか、いろんなものに使われていますね。それが12月の17日まで、県に要請を希望する市町村、団体はということになっておるようであります。そういうことで、ひとつ内部の方で、企画政策課長はよく存じておられるようでありますので、検討し、来年とは言いません。何とかそういう地域に、新しい事業の着手をしていただきたいということを御要望を申し上げ、質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、鬼塚弘文君の一般質問を終わります。

次に、1番、下平晴行君。

○1番（下平晴行君） 通告書に基づいて質問いたします。

初めに、幹線道路の街路灯及び自治防犯灯の取組についてお伺いいたします。ここでいう街路灯とは、幹線道路等に設置する電灯であります。自治防犯灯とは、集落に設置する電灯のことを言っております。テレビや新聞等で毎日のように傷害事件やひったくり事件等が発生しておりますが、やはり人通りの少ない、明かりの無い所で起きているようであります。志布志警察署管内でも、今年度の傷害未遂事件等が18件発生しているようであります。この件数も警察署に報告されているのはごくわずかではないかと思われます。警察の担当者も、ぜひ、防犯灯などの設置を強く要望したいとのことであります。

防犯灯の設置基準であります。設置負担については、事業費の2分の1の補助で、電気料については、それぞれ旧町で違うようではありますが、合併した以上は、設置負担や電気料の負担は公平でなければなりません。集落と集落の間の人家の無い、設置の必要な所がされていないようであります。このことは集落の負担が大きいことが要因ではないかと思われます。6月議会で2番議員の一般質問の答弁では、どのようなふうに通一を図っていくか、現在、検討・協議を重ねているところで、今年度中に方針を出せるよう努力するとあります。半年過ぎましたが、今までにどのような協議をされ、方向性が出されたのかお伺いします。

○市長（本田修一君） 下平議員の一般質問にお答えいたします。

街路灯の設置に対する補助、それから維持に対する補助等の整理についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

現在、志布志市が管理している防犯街路灯及び道路照明灯は、松山地区で70基、志布志地区で133基、有明地区で990基ほどあり、その維持・管理につきましては、松山地区、志布志地区では、市民の方の通報などにより、破損等が確認された場合、その都度、維持補修作業を行っております。有明地区では、電気工事業者6者と点検委託契約を締結しまして、月2回の点検を行い、破損等が確認された場合、維持補修作業を行っているところであります。

御質問の幹線道路等の街路灯の設置であります。設置場所といたしましては、交通量の多い幹線道路などの見通しの悪いカーブや交差点、また交通事故が多発している箇所などを考えて設置するところでもあります。このような必要性のある箇所から予算化して設置していきたいというふうに考えます。

自治会内の防犯灯の設置につきましては、集落等で設置した防犯灯の設置経費の2分の1を集落へ補

助しております。

維持費につきましては、志布志地区と有明地区については、それぞれの集落で負担し、松山地区については、校区公民館で校区内にある防犯灯の維持費を負担している状況であります。維持費の助成制度につきましては、有明地区は集落内にある防犯灯の8基以内を限度に、電気料相当額の3分の1を集落に助成し、18年度、59万2,240円となっています。松山地区は、校区内にある防犯灯の1基当たり3,400円を校区公民館に助成し、95万8,800円となっています。また、志布志地区につきましては、電気料相当額への助成は無く、設置補助総額でございまして、51万3,000円となっています。

設置につきましては、今後、集落等からの要望に基づき、調査等を行い、設置の必要な場所への防犯灯を設置していただきまして、経費の2分の1の補助というようにしていきたいというふうに考えております。

維持管理につきましては、ただいま御質問がありましたように、検討しているところでございますが、方針を決定いたしまして、当初予算に反映させていきたいというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） 今、市長の答弁の内容については、6月議会の答弁と全く一緒でございます。

防犯灯については、そういう危険箇所、曲がり角については予算化していくということでございます。先ほど、松山町が70基、有明町が990基、志布志町が133基ということですが、これは旧町時代に、有明町は恐らく創生資金で、それから松山町は公民館補助で対応し、志布志町は道路改良の所を管理しているということだと思うんですが、これでよろしいんでしょうか。

○建設部長（宮苑和郎君） はい。維持管理、それから今まで継続して付けましたことについては、そのとおりでございます。

○1番（下平晴行君） 旧志布志町時代に、いかに取組がなされなかったかということが分かりますが、やはり安心・安全で、住みやすいまちづくりを言っておられるわけですから、予算化するというところで、このことについては理解したところであります。特に、幹線道路については、100mか200mに1個、街路灯の設置が必要じゃないか。これは特に田舎の方は、子供たちの通学路として活用している。こういうことと、最近健康のためにジョギングをされている。そのような方からも、暗くて道路の状態が分からない。また、自動車等で危ないというようなことで、設置の要望があります。市長が今後のことについては、安全・安心なまちづくりをかかせない範囲で、順次、必要な所から整備していくと言っておられますので、このことについては遅れをとらないように、そして要望を尊重しながら、取組をしていただきたいというふうに思います。

次に、自治防犯灯のモデル地区は設置できないかということで、これは併せてお伺いしてみたいと思います。このことは旧志布志町時代、口座振替のモデル地区を設置した集落であります。このために集落の連携、まとまりが大変うまくいくようになった。そういうことで、防犯灯の設置についても、集落で電柱の設置や電気の配線などができる事業者、集落民がいるから、地域でできることは地域で設置したいとのことであります。このことが実現しますと、市の負担、それから集落の負担も軽減されて、より多くの電灯が、防犯灯が設置可能になることから、このモデル地区の設置はできないかということでもあります。そのことについて伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、自治会内の防犯灯の設置につきましては、集落等で設置した防犯灯の設置経費の2分の1を集落へ補助しております。現在、志布志地区167集落で1,045基、有明地区143集落で845基、松山地区82集落で282基設置されております。自治会からの設置要望等に基づき、設置についてはほぼ充足されているというふうに考えております。

お尋ねにあります自治防犯灯のモデル地区というものを設置できないかということにつきましては、今後、集落からの設置要望や、市内全域の状況などを調査しながら、どのような方法、方策があるか、検討・協議を重ねてまいりたいというふうに思います。

○1番（下平晴行君） 市長、1基当たり、内容についてはよく分かりました。電柱ですか、建てますと5、6万円、それからその他の構造物といいますかね、に設置しますと2万円ぐらいの工事費がかかるわけですが、その2分の1の補助といっても、まあ3、4万円、これは地域が負担、集落が負担しなきゃいけないわけでありまして。ここに集落に5、6個といいますと、ざっと計算しても15万円から20万円、そういう負担になるわけでありまして。私が申したいのは、そういう全体を見るんじゃなくて、そのモデルをつくって、そこの地域でそういう事業者がやると、恐らく電柱の経費、それから電気の配線をつなぐ、その工事費等がほとんど金がかからないような状況になるんじゃないかなあというふうに思うわけでありまして。ですから、そういう事業者というのは、当然、収入が無いといけないわけでありましてけれども、その集落では、私が言ってるそのモデル地区を設定しようという集落では、そういう考え方で設置したいというようなこと言ってるわけでありまして。先ほど、市長の方で、そういうモデル地区の設置ができれば検討したいということでの答弁でありましたが、これはもう急を要するわけでもないんですけれども、しかし、全体を見ながらじゃ遅いんですよ。そういうことをやりたいという地域があるわけですから、それには、ぜひ、その取組をしていただければ有り難いなあというふうに思います。もう答えは要りません。

次に行きます。補助金の取扱いについてでございます。まず1点目ですが、補助金の基本的な取扱いは公平・均衡が求められるが、校区公民館補助金及び自治会運営補助金はどうかということでありまして。

初めに、校区公民館の補助金の在り方についてお尋ねします。合併協議会では合併時に調整するとなっており、補助金の基本的な取扱いは、公平・均衡であることでありまして。3年間の経過措置で進めてきたために、公平・均衡でなくなったわけでありまして、このことは合併協議会から社会教育事業の取扱いについてということで、公民館の組織については現行のとおり新市に引き継ぐこととし、運営補助金等については、合併時まで調整するというところでうたっているわけでありまして。例えば、松山の公民館と有明の公民館の同じ593世帯で比較しますと、1.92倍、約2倍になります。3年間で137万2,200円の差額が出てくるわけでありまして。また、志布志の公民館の1,873世帯と有明の公民館の370世帯を比較しますと、世帯数は5分の1であります。志布志の公民館が264万5,337円、有明の公民館が268万6,800円、1,503世帯少ない有明の公民館が約4万1,000円多くなっているんですよ。また、単年度の総額では、松山の公民館が1,956世帯で153万4,000円、有明の公民館が4,123世帯で677万4,000円、志布志の公民館が6,359世帯で660万円で、2,236世帯数の少ない有明の公民館が17万4,000円多いんです。このような大

きな差額があるのに、3年間の経過措置で処理しようとするのが、どう考えてもおかしいと思うのであります。補助金の基本的な考えは、行政が立案した政策を進めるために、その目的どおりの設備投資、行動、研究などに対して、費用の一部を援助するための公費であります。当然、行政が補助金配分しなければならないのに、公民館に丸投げしているような状態であります。当然、公民館長の意見は尊重すべきで、聞くべきであります。このことは行政の怠慢としか言いようがないと思うが、どうかお伺いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

校区公民館への補助金は、合併以前には旧3町がそれぞれの基準で交付していたわけですが、合併によりまして、16年度の補助額を基準に、できるだけ均衡が図れるように調整を行ったところあります。しかしながら、従前と比較して、各校区公民館において、補助額増減に不公平感があることから、18年度から3年間の経過措置期間を設けたところがございます。その経過措置が終了する21年度からの補助金について、調整案を検討しておりましたが、補助金の不公平感をできるだけ早く解消するために、現在、経過措置期間を短縮し、20年度からの補助金配分について、校区公民館連絡協議会の役員の方々とも協議を進めながら、現在、調整を行っているところがございます。今後とも、教育委員会といたしましては、公民館活動をかんがみまして、校区公民館連絡協議会との連携を密にいたしまして、公民館活動の支援を行ってまいりたいと、かように考えているところがございます。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） 教育長が20年度から見直しをするということでありまして。曾於市の事例をちょっと、教育長、お話をしておきたいと思っております。曾於市も志布志市と一緒に、全く同じ運営補助金が違っていただけですが、これも合併時に調整するというので、何回も協議を重ねて積算基礎を立ち上げた。その積算基礎が、均等割13万円、体育部費5万円、戸数割1戸当たり3,800円、女性部費3万5,000円、研修費1万円、こういうことで、公平・均衡を基本に、合併時から調整もしてきているわけですよ。なぜ志布志市ではできなかったかというところに、教育長、やはりこの額がおかしい、3年間、それともう一つ、私はどう考えても、なぜこのことが、おかしいと思わなかったかということがおかしいんです。というのが、経過措置の中に、算出後の補助金額が17年度実績を下回る場合は、17年度実績と同額とすると。2番目に、1と逆に上回る場合は、17年度実績の1.1倍を上限とすると。1.1倍ですよ、元の16年度の補助金の額にですね。すると、これを計算しますと、少ない所で4万円、多い所で8万円なんですよ。ところが、こういう差が出ているわけですね。こんな大きな差が出ているわけです。3年間、130万円も。私は公民館にどうこうというのではなく、教育委員会の指導ができてなかったというふうに思うんです。公民館は受ける立場であります。それを、先ほど言いましたように、そういうものを丸投げしている。これは行政がいかにも市民の、あるいは公民館の活動、運営を無視しているかということになるんじゃないかというふうに思います。教育長、例えば、私の加入している潤ヶ野公民館であります。もう少子高齢化で今まで会員は70歳までであった。ところが、年齢を引き上げないと、運営ができない状況であるわけです。今、館長の方で、何回か集まって協議をしているところではありますが、ちなみに今の会費が1戸当たり6,000円です、年間6,000円。これでもやっていけないと、だから年齢を80歳にし

ようか、85歳にしようかというようなことで、もう議論がされているわけです。そういうことで、もう一回お尋ねしますが、公民館のこの実状、このことを把握されているのかどうか、もう一回お聞きいたしたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） 私も公民館の実状につきましては、やや暗いところがありましたけれども、今、御指摘のとおり、私どもは公民館の活動につきましては、生涯学習の中心として位置付けてもおりますし、今後の少子高齢化の中で、公民館の存在、極めて高いわけでございますので、おっしゃったような教育委員会が、ややその責任を回避したような状況があったといたしましたならば、先ほど申しましたように、20年度からの補助金配分についても協議を進めて、改めていこうと今努力しているところでございますし、なお詳細につきましては、担当課長もまいっておりますので、担当課長の方に答えさせていただきます。

○生涯学習課長（小辻一海君） では、お答えいたします。

議員おっしゃいますように、3町におきまして、不公平が生じたことは、もちろんここでお詫びいたします。今、公民館連絡協議会の役員の方々と一緒になって、補助金の支出主管課として、補助金の見直しについて協議しております。校区公民館連絡協議会の方々とは、補助金配分の不公平を早急解消いたしまして、できるだけ均衡が図られるよう調整を図って、20年度から実施するというところで協議がなされたところでございます。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） 分かりました。ぜひ、本当に真剣に実状を把握されて、取組をしていただきたいと思います。

次に、自治会運営補助金について伺ってみたいと思います。この助成金も校区公民館補助金と同じで、3年間の経過措置で、21年度から取り組むようではありますが、校区公民館補助ほど大きな差額はないものの、やはり合併時に調整するとなっております。この助成金の積算基礎が、戸数、世帯割、加算額、基本額からなっており、特に加算額が戸数の範囲によって積算されているため、助成金の増減が出ているようであります。6月議会の一般質問で、自治会運営助成金を見直すかについて、市長は、自治会運営補助金は3年後に経過措置でなくなるということで、見直す方向であります。庁内に自治会活性化検討委員会を設置して、その中で検討しているところであるとの答弁であります。どのように検討されたかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治会活性化検討委員会は、自治会の在り方を検討するために結成したものでありまして、自治会と関連のある課の係長8名で構成しております。検討委員会の所掌事務としましては、自治会の適正規模の研究に関する事、自治会に対する助成金の見直しに関する事、自治会の未加入者対策に関する事、行政区の見直しに関する事等であります。この自治会活性化検討委員会で協議した内容をたたき台として、来年度以降、地域の方々の代表等を交えた委員会等を設置しまして、協議をしていただくというふうに考えております。

現在、この自治会活性化検討委員会は、本年5月10日に立ち上げまして以来、毎月1回程度のペース

で会議を開いております。5月から6月にかけて、地域の現状と課題、そして行政との関係について協議をいたしました。7月から9月にかけて、自治会の運営助成金及び活性化事業助成金について協議をしたところであります。現在は、11月に自治会アンケートを実施し、集計作業を行っているところですが、今後、その集計結果をもとに、自治会の適正規模等を図っていこうというふうに考えているところでもあります。

○1番（下平晴行君） 分かりました。そういう協議をされているということでもあります。

ひとつですね、これは曾於市が本当に前向きに取り組んでおりますので、ちょっと事例をお話してみたいと思います。この自治会運営補助金についても、合併時に調整をしております。積算基礎は、戸数割、戸数×3,800円、応能割、基準額の100分の1.5以内、その基準額というのは、1月から12月までの市税の納税額、国保税も含むということでもあります。だから、こういうふうにつきり、問題になっているのは、先ほど言いましたように、その戸数の範囲、例えばこれも意味は分かりますよ。少ない、1戸あるいは2戸、3戸の場合、それなら集落が成り立っていくのかどうか、こういうことも考えられます。ですから、そのことを育成するために、やはりそれなりの経費が必要であろうというふうに思うんですが、曾於市はそういう形で取り組んだ。そして、20年度にまた見直しをするそうでもあります。恐らくこのようなやり方では、やはり小さい集落がこの助成金でやっていけないというようなことかどうか分かりません。これは私の考え方です。やはりこういうふうに公平・均衡でなかったら、すぐ対応する、見直しをする、これが行政が地域に、あるいは市民に目を向けた業務をしている、そういうことじゃないかなあというふうに思うわけですよ。ですから、市長、やはり市長はいつも言葉の中に、皆さんの考え方を、力を、それじゃあ全然進まないと思いますよ。自分の考え方で、やるのかやらないのかというのを、そして指示されれば動くわけですから、その考えで取組をしていただきたいというふうに思います。そういうアンケートをとってやるということでございますので、ぜひ、取組をしていただきたいと思います。

次に移ります。条例公民館と自治公民館の在り方について伺ってみたいと思います。志布志地区で伺ってみたいと思います。現在、条例公民館が3箇所、自治公民館が8箇所であります。条例公民館については、生涯学習課長が公民館長を兼務しているわけではありますが、公民館の事業として、公民館は目的達成のために、おおむね次に掲げる事業を行うとなっております。これは社会教育法の第22条でございます。一つ目が定期講座を開設すること、二つ目が討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること、三つ目が図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること、四つ目が体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること、五つ目が各種の団体、機関等の連絡を図ること、六つ目がその施設を住民の集会その他の公共的利用に供することとなっております。自治公民館がほとんど実施している事業であるために、嘱託で自治公民館長が公民館を運営している市町がかなりあるわけでありまして。教育長、このことについてどうお考えかお伺いします。

○教育長（坪田勝秀君） 答弁いたします。

本市には、今御指摘のように、松山、それから志布志、有明地区にそれぞれ3箇所、合計で9箇所の条例公民館を設置しておるところでございますが、これは条例で定めている公民館でございます、館、

その建物を指しております。この条例公民館には、それぞれ館長が、先ほどありましたように、志布志は生涯学習課長でございますが、松山は松山教育課長、有明は有明教育課長と、それと9人の公民館主事を配置しているところでございます。条例公民館、つまり館は、地域の催しや会合及び生涯学習センターが企画する生涯学習講座などに利用していただいておりますし、そこに勤務する公民館主事は、これらの行事の案内や準備、会議室等の貸出業務を行っているところでございます。さらに、校区公民館行事等にも積極的にかかわってもらっております。一方、地域において事業実施をするための活動組織としての校区公民館は、それぞれの校区から館長が選任され、地域づくりに貢献しておられるところでございます。

このようなことから、条例公民館はいわゆる館として、地域の方々の交流の場、あるいは生涯学習の場として気軽に利用していただければいいように、今後とも公民館主事を中心に取り組んでいかなければいけないと、こういうふうに位置付けているところでございます。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） 教育長がおっしゃるのはよく分かります。当然そうです。公民館主事については、やはり社会教育の機会の企画、それから提供及び地域住民との連携ということで、社会教育の質を高めていくという役割をしているわけでありますが、実際、その条例公民館を自治公民館長が兼務、あるいは囑託で、先ほど言いましたように、実施している所があるんですよ。だから、それはもう教育長の考え方であって、そういう先進地、あるいはそれをやっている所をぜひ見てください。あるいは、次長でも研修をしてください。だから、いいものは取り入れていかないと、私はこうだから、これはもちろん法的にはそうですよ。公民館主事の役割、当然これも教育長がおっしゃるとおり、そのとおりであります。しかし、公民館の活動を自治活動と一緒に取組をする。例えば、志布志でいいますと、香月公民館あるいは志布志地区公民館、そういう所に、本館として、あとそれに例えば潤ヶ野とか八野を張りつけて、分館として、そういう事業をしているわけです。ですから、主事が3箇所も4箇所も一緒になって取組をしているというやり方をしている市町村があるわけでありますので、教育長、ぜひ、そのような所を見ていただいて、ああこれはやっぱり駄目だとか、良かったら取り組めばいいじゃないですか。ぜひお願いしたいと思います。教育長、それについて何かございますか。

○教育長（坪田勝秀君） 大変有り難い御指摘をいただきました。本日は生涯学習課長も同席しておりますので、また次長も同席しておりますので、早い時期に、今年度中でできればそういうふうに、また新年度当初に、早速、先進地を勉強させて、そして公民館活動の活発化・積極化を図ってまいりたいと、こういうふうに考えております。ありがとうございました。

○1番（下平晴行君） ぜひ、お願いしたいと思います。

次に、メンタルヘルス対策についてお伺いをしてみたいと思います。ここ数年、メンタルヘルスが原因で、職員の病休が相次いでいるようであります。法的にも、地方公務員法、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等で、職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成を促進することなどを目的として制定されております。また、安全衛生配慮義務の根拠は、法第3条、事業者等の責務、同じく第66条の5、健康診断実施後の措置、同じく第68条、病者の就業禁止、同じく第71条の2、快適な職場環境形成のた

めに事業者の講ずる措置について規定されています。これらの法に基づき、使用者が労働者に対して負う義務の一つで、使用者は労働者の生命及び健康などを危険から保護しなければならないというものであります。安全という言葉には、設備的な安全面はもちろんのこと、当然のことながら、メンタルヘルスなどの精神的な衛生面についても配慮することが含まれているということでもあります。したがって、管理者は職員の労働時間の把握、心身の健康状態を積極的に把握する義務が課せられるということでもあります。人事担当者が把握していることではありますが、長期間、異動がない人、在課年数が長い人、あるいは産休明けで復帰したが、また同じ職場に復帰した人、異動時に同じ課を行ったり来たりしている人、この現状はどうですか。

○総務部長（井手南海男君） その個々の職員一人一人のことについての把握はいたしておりません。

○1番（下平晴行君） メンタルヘルスにかからないための対応、勤務中ですね。それから、かかった後の対応、病居中、復帰するまでの対応、復帰してからの対応など、ただ研修を受けるとか、講演会を開催するとかということだけでなく、また専門窓口を紹介するというだけでなく、人事担当者が話を聞いて、要望を受け入れてくれる、このことがまず第一歩だと思うわけでありまして。そのことについて、そのような対応をされているのかどうか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのような特殊な事情にある職員につきましては、特に配置につきましては注意をするように指示をしております。

○1番（下平晴行君） 市長、現に復帰して、長く休んだら、ほかの職員に迷惑かけたから、謝りなさいと、そんな上司がいるんですよ。これは恐らく市長には、そのことは入らないと思うんですけども、これはパワーハラスメント、職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言葉を言い、就業者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えることという、こういうことも聞いております。それは、やはり人事担当者である方が、やはりそういう対応をちゃんとしてあげるべきだと私は思うわけでありまして。よくその人によって、それぞれ性格によって違うと思うんですけども、あまり優しく言っては逆にとられるとか、いろいろあるわけでありまして、職場の中ではやはりそういう立場にいる人が、その対応をすべきであろうというふうに思うわけでありまして。私も現職時代から見ますと、大きな原因の一つは、在課年数が長かった後に、課が変わって病休になってしまうケース。もちろん家庭や仕事、人間関係、こういうことも重なると考えられます。私は、人事についての一般質問で、自己申告書を出すことで、適材適所により、その人の能力を発揮できると。それと併せて、人間関係等もありますので、ぜひこのことを実現してほしいと、そのことを実際、自己申告を出すということで、何回実行されたのか、このことをどのように考えておられるか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員の自己申告による異動希望の受け付けにつきましては、昨年1回取組をし、受け付けをしたところでございます。そのことに基づきまして、今年度につきましての人事の異動のための参考資料としたところでございます。

○1番（下平晴行君） 2年目ですから、1回ということでありますけれども、ぜひ、1年に1回の異動ですので、それは出すように、取るようにしていただきたいというふうに思います。やはり、それは先ほど言いましたように、その人がどういう仕事をしたい、そういう考え方をもっているのであれば、その能力を発揮できるわけでありますので、お願いしたいというふうに思います。

それから、管理職の専門家による講演会を義務づける気はないのか。このことは部下を管理する立場からも、これは絶対必要であります。上司の言葉一つが、すごく影響があるわけですね、部下に対しては。もちろん市長や副市長も受けなきゃいけないですよ。そういうことを、やれるのかやれないのか、市長、お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員につきましては、様々な形で研修を行っているところでございますが、管理職につきましては、特別にそういった形で研修はしていない状況でございますので、今後は検討させていただきたいと思えます。

○1番（下平晴行君） ぜひ、実現していただきたいと思えます。

それから、もう一つ、最後です、お願いであります。在課年数を、市長、例えば3年とか、2年とか、在課年数ですよ、決めていただきたいと思うんですよ。県庁なんか、昔は3年というようなことで異動になりましたけれども、例えば嫌な上司、嫌な上司という失礼ですけども、そういう人は、仕事関係あるいは人間関係が悪くて、あと何年で、例えば3年と決まっているとき、2年のときに、2年間、その課にいた。あと1年おれば異動になるんだと。我慢できるじゃないですか。もうあと5年も10年も、一生涯、もう職場に行きたくない。こうなって、休む方もおられるかもしれません。それは分かりません。そういうことで、3年なら3年と決めて、大体、私も経験があるんですけど、もう2年目で改革できなかつたら、3年目は惰性で仕事をします。ですから、もう3年が、市長、ちゃんと聞いてください。3年目でちゃんと、そういう考え方はないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、精神疾患によります長期の病気休暇の取得者は、平成19年度で4名ということになっております。現在、休職者が1名、病気休暇中の職員はいない状況になっております。そういうことで、かなり改善がされてきているんじゃないかなあというふうに考えているところでございます。また、今後とも、そういった形で、こういった方々が増えるということになれば、それなりに対応していく必要があろうかというふうには考えます。

○議長（谷口松生君） 在課年数の考え方は。

○市長（本田修一君） 年数につきましては、またそれぞれ個々のケースがあろうかというふうに思いますので、そのことを見つめながら対応していきたいというふうに思います。

○1番（下平晴行君） 市長、先ほどの答弁で、復帰している職員の状況ということで、私もそのことはお聞きしました。しかし、市長、ちょっと考えが甘いんじゃないかなあと思えます。職員はそんなものじゃないです。相当病んでいる職員もいますから、もうちょっと本当に内部をチェックしてみてください。自分ができなかつたら、ちゃんと総務部長あるいは総務課長がいらっしゃるわけですから、願

いしたいと思います。

3年については検討するということではありますが、ぜひ、本当に3年というのは、職員の能力、それから仕事の意欲、改革、そういうことも含めて、私は3年が妥当だろうというふうに思います。ですから、そこら辺もかねて市長が思っていないと、そのことは実現できませんので、ぜひ、いろんな角度から考えていただきたいというふうに思います。

次に入りたいと思います。時間がありません。分煙機の取扱いについてであります。先ほど、このことについて質問がありましたので、詳しくはしませんが、市長も御承知とおおり、健康増進法第25条が2003年の5月1日に施行されたところであります。受動喫煙防止をするために必要な措置を講ずるということであります。たばこの煙には、有害物質、粒子状の物質、におい、色があります。分煙機や空気清浄機ができることは、脱臭機能、集塵、これは粒子状物質吸着、しかし有害物質のうち90%以上は除去不可能で、見た目の対策は可能であるが、無害化は困難であるそうです。また、たばこの煙は、たばこを通して喫煙する人に吸飲される主流煙、たばこの先端に火がついている部分から出る副流煙、喫煙する人が一度吸い、吐き出した煙の中の呼出煙の3種類があります。この三つのうち、発がん性物質や一酸化炭素などの、体に有害な物質は、主流煙より副流煙に多く含まれているということであります。志布志市に設置してあります分煙機は、調べてみますと、トルネックスという製品であります。この製品について、インターネットで調べてみますと、トルネックス製品は、たばこの煙をどのように処理しますかの問いに、たばこの煙を効率よく吸引し、3層構造のフィルターにより、集塵、脱臭しております。たばこの煙に含まれている粉塵の95%を除塵、煙の充満、ヤニによる壁・天井の汚れを低減します。ただし、一酸化炭素のガス成分は除去できませんので、換気設備との併用をしてくださいとなっています。このことについて、市長はどう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

喫煙に際しまして、かなりの形で様々な悪影響があるんだなということを分かったところでございます。

○1番（下平晴行君） 分かったはいいんですが、どうしようと、分かっただけですか。もう一回、すみません。

○市長（本田修一君） そういうことで、本庁の今設置されております分煙機ないしは喫煙室というものにつきまして、再検討が必要というふうに考えるところであります。

○1番（下平晴行君） 平成14年の6月に、厚生労働省から公表された分煙効果判定基準策定検討会の報告書によって、空気清浄機、分煙機は、無効であるということが指摘されております。この点を踏まえて、公共の場所での喫煙の在り方は、全面禁煙、完全分煙、これは空気の流れ、浮遊粉塵制限ということですが、市長が全面禁煙したら、大きな話題になると思いますが、そういうことを聞こうかと思ったんですが、先ほどの答弁の中で、関係者の意見を聞いて取り組むという答弁でありました。これは無理であります、市長が決断をしないと。そのことでどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私が決断する際に、そのような形で関係者の意見を聞き、そして私どもの機関もございますので、そちらとも協議しながら決めていきたいということでございます。

○1番（下平晴行君） ぜひ、真剣にこのことをやっていただきたいなあと思います。

それから、分煙室を設置というようなことで予算化していると、このことは換気設備との併用ということになるわけですか。

○市長（本田修一君） 先ほど、小園議員の質問に対しまして回答しました内容というものは、喫煙室を予算化したいというようなお話をしたところでございます。そのことにつきましても、小園議員に対しまして、改めてそのことにつきましても検討をさせていただきたいというふうに回答したところでございます。分煙機ないしは喫煙室、そういったものを含めまして、検討させていただきたいと思います。

○1番（下平晴行君） 市長、先ほど言いましたように、発がん性物質あるいは一酸化炭素、こういうものが脱臭、まあ吸うんですけど、外に出さないと、そのままたまっちゃってるわけですよ。だから、これをやらないと意味がない。市長が全面禁煙にということは、市民の方へいろんなことを考えておられるだろうと思うんですけども、そうでなかったら、ぜひ、完全に囲って、そこから煙突を付けて外に出す、そういうことをぜひやっていただきたいと思うんですけど、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

小園議員に答弁をさせていただいたときには、将来的には室内全面禁煙と、庁舎内全面禁煙ということをご前提に考えているということをご答弁したところでございました。そのようなことを踏まえて、改めて喫煙室ないしは排煙機につきましても、検討をさせていただきたいということでございます。

○1番（下平晴行君） 検討をする必要はないです。そういうふうな形で、とにかく外に出すやり方で、ぜひやっていただきたいと思います。

最後に、これは職員から、あるいは同僚議員やら、市民からの声であります。本館と別館の間で、職員の皆さんがたばこを吸っておられる。これは外で吸っていただければ、私もどうこうということはないんですけども、外から見た目が大変見苦しいというようなことを聞いております。私もここで言うのは大変言いにくいんです。吸われる方の悪いことを言っているわけですが、しかしそれは本当に外から見て、一人の人は5分ぐらいだろうと思うんですが、いつも立っていると。ずうっと仕事もせずに吸っとなのかよというふうに見られるケースがありますので、ぜひその辺は市長がよく見て検討していただきたいというふうに思います。答えは要りません。

以上で終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

ここで、4時30分まで休憩をいたします。

午後4時24分 休憩

午後4時32分 再開

○議長（谷口松生君） 再開をいたします。

一般質問を続行します。

次に、30番、福重彰史君。

○30番（福重彰史君） 明日になるんじゃないかと大変心配しておりましたけれども、下平議員が慌てて質問をしてくれたお陰で、本当に助かりました。

私は、もう後はありませんので、時間は気にしなくてもいいわけでございますけれども、約、答弁を含めて、1時間程度で切り上げたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告順に質問をいたします。

まず、平成20年度予算編成についてでございますが、基本的な考え方、そして重点施策について伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 福重議員の一般質問にお答えいたします。

20年度の予算の基本的な考え方ということでございます。予算編成方針を決定するにあたりましては、まず国の方針や地方財政計画がどうなるのか勘案しながら定めているところでございます。国におきましては、骨太の方針2007に基づき、地方財政に対しましても、国の徹底した歳出見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促し、地方公務員の人件費、地方単独事業の徹底した見直しを行うこと等により、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとしております。

本市の財政につきましても、国から税源移譲はされたものの、市民所得の伸び悩みにより、市税は減収と見込まれ、また平成20年度の地方財政収支の仮試算では、地方交付税は前年比－4.2%、臨時財政対策債は－15.5%とされ、一般財源が大幅に減少すると予想されております。

このように歳入の伸びは期待できない一方、着実に増加しつつある扶助費など、19年度よりさらに厳しい財政状況になることは必至であります。

このようなことから、平成20年度の予算編成方針にあたっては、志布志市集中改革プランを踏まえ、第一次志布志市振興計画及び実施計画に基づき、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、歳入面においては、市税における課税客体の的確な把握と、徴収強化等の内部努力による収入の確保、国・県支出金や有利な地方債の活用など、歳出面においては、内部努力において、経費節減はもとより、市民の目線に立ち、既存の施策の成果を十分検証し、事業の必要性や優先順位を見極め、社会情勢の変化に対応した、真に必要と認められる行政需要に対応し、重点的かつ効果的な施策の展開ができるよう、その方針を示したところであります。

○30番（福重彰史君） 地方交付税で－4.2%、臨財債で－15.5%というような予想がされるというようなことであるようでございますけれども、そうなりますと、現段階で平成19年度と比較して、大体前年度比何%ぐらいで予算が組まれるというふうに予想されているかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

基本的に予算編成方針につきましては、歳出につきまして、義務的経費を除く市単独事業分につきましては、平成19年度当初予算の90%の範囲内、新規事業に係る一般財源要求枠は、廃止事業における一般財源総額の範囲内。次に、国・県補助金の削減事業への市費の振り替え等は行わない。そして、4番目に、志布志市集中改革プランの目標達成のため、取組目標、取組スケジュールに沿った予算要求など

を基本的な考え方としたところであります。

○30番（福重彰史君） 19年度対比90%で設定するというような考え方であるようでございますけれども、これは一般会計だけにとどまるのか、それともいわゆる普通会計、どちらの方、90%ですね。一般会計で、それでとどまるか、あるいは普通会計か。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一般会計について述べたところでございます。

○30番（福重彰史君） 対前年度比90%ということであれば、前年度の当初が大体177億円ぐらいだったんですかね。そのあたり、ちょっと正確な数字を教えていただければいいですけれども、そうすると10%というのは、金額に換算するとどれぐらいになるのか、177億円であれば17億7,000万円ということですが、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

○財務課長（溝口 猛君） 平成20年度の当初予算の規模はいくらかということでございます。基本的には、先ほど市長が申しましたとおり、市の単独事業分につきましては、1割減という形で考えているところでございます。しかしながら、来年度の、平成20年度の特種要因としまして、国営の畑かん償還金がございます。来年度、21億円を見込んでおります。平成19年度と比較しまして、15億円の増額となります。本年度から、あと着工しております給食センターの建設費用、これが当初予算の中では含まれておりませんでした。この分が大体6億円程度という形で見込んでおります。したがって、平成19年度の当初予算額が179億3,000万円程度でございますが、中期財政計画等も勘案しまして、大体190億円前後の予算規模になるのではないかとというふうに試算しているところでございます。

○30番（福重彰史君） そうすると、20年度の当初予算については、いわゆる19年度よりも若干、逆に多くみているということですね。90%、いわゆる10%減じゃなくて、いわゆる逆に11億円余計計上しているというような形になりますよね。一般会計だけでいきますとですよ。そうですね。

○企画部長（持富秀明君） ただいま財務課長が答弁したとおりでございますが、歳出につきましては、市長が答弁したとおり、経常的な経費につきましては、特に前年度の対90%というふうで要求は指示をいたしております。したがって、特種要因等を加えますと、予算総額そのものは恐らく190億円程度になるのではなかろうかというふうに見込んでおるところでございます。

○30番（福重彰史君） そうすると、大変厳しい財政状況の中で財政運営をしていかなければならないということでございますけれども、特にこの場合、自主財源、非常に少のうございます。そういう中で、いわゆる依存財源に相当頼らなきゃならないという形になってくるだろうというふうに思うわけですが、その自主財源の確保でございますけれども、今般、平成18年度の決算がございまして、それぞれ一般会計、そして特別会計、それぞれあったわけでございますけれども、市税あるいは負担金あるいは使用料諸々、相当額の滞納が出ておるようでございます。この滞納者に対する取組、いわゆる自主財源をしっかりと確保しなければならない、自主財源に乏しいまちであるにもかかわらず、これをしっかりと確保しなきゃならないという、そういうところじゃないかなあというふうに思うわけですが、この滞納者に対する取組はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市税等の滞納状況及び確保の体制についてでございますが、滞納額の主なものを申し上げますと、平成18年度決算で、市税が2億2,012万6,951円、住宅使用料が1,406万5,020円、保育料が1,281万8,260円となっております。税につきましては、職員による徴収事務等のもとより、平成19年度から嘱託徴収員を1名増員し、滞納整理指導官1名と嘱託徴収員2名という体制で、収納未済額の縮減に向けて鋭意努力しているところでございます。また、本市の債権確保や収納率向上を図るため、全庁的な取組としまして、市の債権対策委員会の設置に向けた事務をただいま進めているところであります。それらも含めて、今後も自主財源の確保、税等の公平負担の観点からも、収入未済額の縮減に向けた一層の強化を図ってまいります。

○30番（福重彰史君） 滞納額、それぞれお示しがありましたけれども、これ以外にも不能欠損があったわけでございますよね。それらを総額、いわゆる税、そして負担金あるいは使用料、これを総額すると、恐らく3億円を超えるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、この3億円という、いわゆる滞納金、これが全部確保できるということになれば、大体どれぐらいの仕事が本市でできるのか、その点を伺いたい。

○財務課長（溝口 猛君） 3億円の滞納を確保すれば、どれぐらいの事業ができるかということでございます。例えば起債事業に換算しますと、大体平均、今、起債事業の場合は起債を事業費の90%程度充てているわけでございますが、起債事業に例えて申しますならば、約10倍相当額、約30億円に近い事業ができるという形で考えております。

○30番（福重彰史君） ただいまございましたとおり、これがもし確保できてるといって、それぐらいの大きな市民への福祉のサービスができるということなんですよね。福祉の充実がなされるということでございます。

そこで、この滞納者に対する取組、先ほどいろいろな取組をされているということでもございましたけれども、一つだけお聞きをしてみたいというふうに思いますけれども、住宅使用料、これが大体、未済額と、そして不能欠損額と合わせると1,500万円を超えておりますよね。この住宅入居者に対しては、入居の際に、その条例に基づいて、そしてその中で誓約書を交わすということになっているかというふうに思いますけれども、いわゆるその誓約書の中には、保証人を2名付けるようになっているかというふうに思いますけれども、そのあたり、しっかりと保証人2名付けられておりますか。

○建設部長（宮苑和郎君） 住宅の使用料については、先ほど言われました滞納額が、決算で約1,400万円程度あったところでございます。その入居するときの誓約関係であります。一応、保証人2名だったと思っております。それで、3カ月の敷金というんですか、あるわけでございますが、現在では滞納があっても、催促等はしておるわけでございますが、条例にあった、規則等にあった請求等をしていないというような状況があるようでございます。ただ、滞納のある分につきましては、職員の戸別訪問とか、電話、文書等やら、それから納付の誓約、分割をするとかいうことで、いろいろ指導、徴収事務の徹底を図っておるところでございます。

○30番（福重彰史君） この住宅の入居につきましては、この条例の中で、いわゆるこの住宅に入居す

る者は、市町村税を滞納していない者でなければならないということもうたってありますよね。そして、今、確か2名と、これは2名なんですよ、確かじゃなくてですね。この入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署誓約書を提出することということで、その誓約書をしっかりと提出しなければならないわけですね、保証人2名を付けてですね。この市町村税を滞納していない者でなければならないということがあるわけですが、これはまず入居者ですね。それから、当然、その保証人も同じ考え方でですね、いわゆる市町村税を滞納しているかないか、その辺りについてはしっかりと調査をされて、そしておられるか、その辺りについてお伺いしたいと思います。

○建設部長（宮苑和郎君） 入居される段階で、申込書に添付書類ということで、市町村税の滞納有る無しを税務課等からいただいて、しっかりと審査をして入居決定等をしているという状況でございます。

○議長（谷口松生君） ここでお諮りをします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間延長することに決定しました。

○30番（福重彰史君） この連帯保証人ですけれども、何でこの連帯保証人を付けるかということについては、もう重々御承知であるわけですよね。しかし、この連帯保証人というものはどのような責任があるのかということですよね。どういう責任があるのかと。その辺り、いわゆるこの誓約書を提出されるときに、その保証人に対して、その辺りしっかりと周知徹底がされているんですか。お伺いをいたします。

○建設部長（宮苑和郎君） 連帯保証人につきましても、2名でございますけれども、それらの収入等の証明もいただいて、入居の審査、それから本人の滞納関係が有る無し等もそろえて審査をしておるところでございます。

○30番（福重彰史君） この入居者ですけれども、入居者の場合は入るとき、入居するときだけではなくて、いわゆる入居者は毎年度、市長に対し収入を申告しなければならないというふうになってありますけれども、毎年このような収入の申告を受けているか伺いたいと思います。

○建設部長（宮苑和郎君） 収入によって、住宅では住宅の家賃が変わる分もございますので、その住宅の入居の者につきましても、9月から10月の頃、その収入等の納税やら、状況を聴取しているところでございます。

○30番（福重彰史君） これはいわゆる公営住宅によって、収入により家賃が変わる、そういう住宅もあるわけですが、その方々だけに申告をしなければならないというふうになっているわけですかね。それとも、これは全員にしなきゃならないというふうになっているのか。

○建設部長（宮苑和郎君） 保証人の二人までということは、ちょっと今ここに手持ちがありませんが、住む方の納税の義務、住む方については、家賃が変わる段階においては、そのような年間の所得を集めてチェックするというふうになっておるようでございます。

○議長（谷口松生君） 福重議員、本来の質問の趣旨に少し返してください。

○30番（福重彰史君） これは非常に大事なことなんです。私は、自主財源をしっかりと確保しなきゃならないという観点で質問をいたしているわけですので、先ほど来、出ましたように、自主財源がしっかりと確保できれば、相当数の事業がまだできるし、市民に対してそういう福祉のサービス、福祉の充実、そういうものが提供できるわけですから。私は、だから一つだけということを前置きしておきました。だから、全部にはしません。だから、これだけはちゃんとしっかりと聞いておかないとですね。

これは、入居者に対して、毎年、収入の申告をしないことには、恐らく家賃が変わる人だけじゃなくて、滞納者の中には、家賃の変わらない方も滞納されている方がいると思うんですよ。いわゆるそういう使用料を払えるのか、払えないのかということ、しっかりと把握するためには、毎年、そういう収入状況をチェックしないことには、滞納者はどんどんどんどん増えていくんじゃないですか。どうですかね。

○建設部長（宮苑和郎君） 滞納の人数については、ここに手持ちがありませんが、滞納者はほぼ同じ人が何カ月も、それから、なる人は何年かというふうになっています。そういうふうが増えるということはないようでございます。限られた人に決まっているというような状況でございます。

○30番（福重彰史君） それでは、その滞納者に対して、保証人がいるわけでございますけれども、これまで保証人に対して、そういうふうな催告とか、そういうものをされたことはあるのか。あるのであれば、滞納が始まってどれぐらいしてされているのか伺いたいと思います。

○管理課長（牛込 繁君） 今、議員のおっしゃることにつきましては、先ほど保証人は納税証明書を取っているかということでありましたけれども、保証人につきましては、所得証明だけ取っております。それから、旧松山町、志布志町については、私もよく存じてませんが、有明町につきましては、滞納は本人がどうしても払えない、分割しても払えないということになれば、保証人の方に一応連絡をとって、お願いをしているところでございます。2件ほどかと思えます、去年から。期間は、安い人でいえば、月額1,200円がいらっしゃれば、高い人で3万円ほどもなる人がいらっしゃいますが、やはり月額の高い人は、期間等については特別設けておりません。安い人に関しましても、何回も滞納者の所に行って、期間等は特に設けておりません、慣例的に。

○30番（福重彰史君） 現実、家賃の場合は3カ月以上滞納したときは、いわゆる出て行ってもらうような退去をですよ、退去の命令もできるわけなんですよ。ところが、保証人を付けているわけですから、やはり保証人というのは、実際入居者ともう同等であるわけですから、当然、滞納が始まって、その時間が経たない段階で、やはりそういう催促なり、あるいは連絡をちゃんとしなきゃいかんわけですよ。それが、1年もいくらか経ってから、言われたのでは、これは保証人も大変なことですよ。早い段階で保証人にその旨を伝えて、そういうような手続きを踏んでいけば、滞納額というのは相当抑えられると思うんですよ。だから、今までの取組が、たまってからは、いわゆるその滞納者の所にお金を入れてくださいというふうに言ってるんですけども、そうなる前にやろうと思えばできるわけなんですよ。それをやってないということなんですよ、実際はですね。だから、そういうような、若干ほかの税なんかとは、いくらか違う部分もあるかもしれませんが、税の中においても、やはり同じようなものがあると思うんですよ。だから、自主財源が乏しい、来年度の予算編成であっても、例えば190億円組

むにしても、歳出の中には公債費も相当含まれてくるわけでしょう。そうすると、合併特例債、これを大体10年で80億円、そしていわゆる先ほどあった畑かん関係の償還分が出てくるから、大体95億円見ていると。枠は136億円だったですかね、139億円からですかね、あるんだけど、95億円程度、特例債を考えているということですが、特例債であっても、実際は交付税措置は70%じゃないですか。一般的な過疎債と一緒にじゃないですか。やはり当然、30%は自分たちで持たなきゃいかんわけですから。だから、今のこの本市のいわゆる起債残高ですよ、これは270億円かだったですよ。このままそういう起債、起債、起債ですよ。起債にそう頼っていいのかという状況でありますから、その辺りも踏まえた中で予算編成をしていかなければいけないわけでしょう。だから、そのためにはいかにして限られた自主財源を確保していくかという、ここにかかっていると、私は思っているんですよ。全体的な額から見たら、190億円の全体的な額から見たら、僅かな額かもしれないのだけれども、しかしここをいかにして確保していくかということが、今から先の志布志市がどういう方向に、いわゆる市民の期待に応えるようなまちづくりができるかと、そこにかかっているわけじゃないですか。だから、先ほど来、同僚議員の方からも住宅の話も出ています。この住宅使用料が滞納者がなければ、1戸でも2戸でも、住宅を造れるわけじゃないですか。だから、こういうただやってるから、滞納者に対して、入れるように一生懸命やってるから、やってるからというのじゃなくて、実際本当にそういう危機感を持ってやっているかという、もうそこだと思うんですよ。やはり、予算編成、予算が厳しくなれば厳しくなるほど、いかにして、その財源確保を図るか。そのためには、特にその自主財源の確保をどういうふうにやっていくかということ、そこをやっぱりしっかりやっていかなければいけないのじゃないかなというふうに思っております。

国保の税にしても、相当数の滞納者があるようでございます。これはいろいろな状況があります。非常に厳しい、所得の無い中で、税を納めなきゃならないということで、そういう滞納をされている方もいれば、いろんな方もいるかというふうに思いますけれども、今回、このいわゆる交付金ですね、国保調整交付金、この減額の判定基準となるその一般分については、92.54%であったとか、18年度の決算で言ってるんですよ。この判定基準が92%であると、もうあとわずかじゃないですか。もう本当にあとわずかですよ。ひょっとすると、20年度は92%を割るかもしれません。そういうふうにして、そういう基準を下回る。そうなってくると、今回も本会議の中で国保の基金のことが出ておりましたけれども、底をつくような状態である。そうなると、いわゆる調整交付金の方も削減される。そして、基金は無い。国保はどのような予算編成をしていくわけですか。この国保の基金ですね、今までの基金の原資というものは、何で賄われているわけですか。

○市民部長（嶋戸貞治君） 基金の財源につきましては、国民健康保険税が主な財源だと思っております。

○30番（福重彰史君） まあそうなるかと思うんですよ。だから、基金が無くなる。無くなれば、来年度の予算の中で、当初は組めても、補正の段階で補正しなければいけない。財源は足りない。そうなったときに、先ほど来、本会議の中でもありましたけれども、じゃあ、どこから持ってくるのかと。一般会計の方から繰り入れるというような話もありましたけれども、しかし果たして、簡単に一般会計の中

からそういう繰り入れができますかね。当然、そういうような措置がなされれば、もうそれが一番いいわけであって、私もそのことを期待するわけですが、やはりそういうふうになった場合には、税を何らかの形で上げるというような形にもっていかざるを得なくなってくるんじゃないですか。そこら辺りどうですかね。

○市長（本田修一君） 来年度の予算編成方針につきましては、基本的にお話したところでございますが、ただいまお話がありますように、極めて厳しい状況の中で予算編成しなきゃならないということでございます。その中で、国保につきましては、御質問をいただいたところでございますが、そのことにつきましては、財政調整基金が底をついた形で、今回提案しているということでございます。そして、その後の運用につきましては、また改めて緊急事態が発生したら、御相談申し上げたいということでございまして、次年度につきましては、今年の決算が終了した時点で、また6月議会あたりにそのことについては御相談申し上げることになろうかというふうに思います。

○30番（福重彰史君） 本当にしっかりした、そういう国保についても、考え方をもち、予算の編成をしてもらわないと、恐らくこの国保の方の滞納額もどンドンどンドン増えてくるというのは、やはり合併して若干、国保税は上がったですよ。これが引き上げたという結果によって、滞納者が増えたと。そして、さらに次年度、新年度でも、保険税を上げるという形になると、恐らく悪循環になってくると思うんですよ、これは。だから、本当に先ほど来言ってるように、滞納者が何で滞納しなければならないのかということをしっかり、やっぱり調査しなきゃいけない。そして、早め早めにやっぱり手を打っていかねばいけないということなんですよ。そこをはっきりしていかないと、本当に来年途中で、例えば補正を組むにしても、かなり厳しい財源を求めなきゃならないんじゃないかなというふうに予測するんですよ。だから、そういう点、しっかり考えとってもらいたいと思います。このいわゆる財政運営のこの適否ですね、適否を総合的に判断する鍵、これは三つのことが言われておりますよね、いわゆる計画性、それから弾力性、積極性に立って検討していかなきゃならないということを良く言われるわけですが、この重要なことは、お金を、限られた財源しかないわけですが、金をいくら使ったかということではなくて、この住民のためにどのような仕事をしたかという、そこになってくると思うんですよ。だから、厳しくなれば厳しくなるほど、やはりその限られた中で、市長もよく施政方針の中でも言われますけれども、最小の経費で最大の効果を発揮するということを言われるわけですが、まさに金をいくら使ったかということじゃなくて、住民のためにどのような仕事をしたかという、そこら辺りでしっかりと行政をやっていかねばならないと。そして、今回、行財政、いわゆる機構改革の問題も出ておりますけれども、この中においても、ただ単にスリム化すると、そして効率化を図っていくというようなことが良く言われるわけですが、その前提としては、やはり最低限、行政サービスの低下を招かない、住民サービス低下を招かないということが大前提であるわけですから、まずその辺りも十分踏まえながらのその機構改革等も進めていかねばならないのじゃないか。そのことによって、いわゆる経常経費の縮小にもいくらかつながってくるのかもしれない。経常経費そのものも相当高くなっております。90%を超えておりますからね。しかし、あくまでも住民へのサービスの低下、いわゆる行政サービスの低下を招かないという中でやっていただきたい。そして、そ

のことをしっかりと踏まえながら、来年度の予算編成を行っていただきたいというふうに思います。

それで、教育長の方、ちょっとこれは言うておりませんでしたけれども、重点施策ではないわけですが、重点施策に絡んで、ちょっとお伺いをいたしたいと申しますけれども、今、学校にパソコンがございますよね。子供たちが一生懸命活用しております。先生たちもそれぞれパソコンがございますよね。パソコンをそれぞれお持ちですけれども、このパソコンは自前のものか、それともいわゆる公のものか、どちらが多いのか、それともどうなんですか、実態は。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

市内の小・中学校におきましては、昨年度に各学校へのコンピュータを配置をしていただきまして、これまで以上にICTの教育が、児童・生徒への教育が推進されているところでございます。この教員一人に対しまして、1台の確保ということまで、現在至っておりません。特に、中学校の充足率につきましては、現実的には二人に1台というような状況下でございます。そういった中で、小学校におきましても、まだ私用パソコンを使っている職員も若干いるところでございます。ただ、今回の一般質問でありましたとおり、やはりICTのこの面と情報セキュリティの両面から、私ども教育委員会といたしましては、コンピュータの配置を検討していきたいというふうには考えているところでございますが、国におきましても、2010年度までに公立小学校に先生一人に1台、パソコンの導入という方針も出ているようでございますので、今後、財政の面も考えまして、教育委員会として検討していきたいという、今、考え方を持っているところでございます。

○30番（福重彰史君） 私も、先生たち、それぞれから聞いた話ではございませんので、自前のパソコンを導入した方がいいのか、それに対応していった方がいいのか、それともいわゆる公のもので対応していった方がいいのか、そこら辺りしっかりとしたものを持っておりませんが、もしそういう個人のものでなくて、そちらの方でも対応できるということであれば、やはり年次的にその辺りも考えていただきたいというふうに思います。何はともあれ、重点施策の小さい所まではもう申しません。この重点施策を行っていくうえにも、やはりまず今できるのは財源をいかにして確保するか。それには、自主財源をいかにして確保するかということにかかっておりますので、その点、しっかりと認識していただいて、予算編成にとりかかっていただきたいというふうに思います。

次に入らせていただきます。道路行政についてでございますけれども、地域高規格道路の志布志市内及び全区間の進捗と今後の計画について、同僚議員からも若干ございましたけれども、このことについてお伺いをいたしたいと申します。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都城・志布志道路につきましては、九州縦貫自動車道の都城インターチェンジと中核国際港湾である志布志港とをつなぐ延長40km、設計速度はおおむね時速60～80km、完成車線4車線の自動車専用道路としまして、平成6年12月に地域高規格道路の計画路線に指定され、鹿児島県が平成9年度、国土交通省が平成11年度、宮崎県においては平成13年度より事業化されております。

御承知のとおり、現在、松山インターチェンジ、末吉インターチェンジ間を暫定2車線で供用しており、これに続く、松山から有明の宇尾間4.1kmが本年度中に供用開始される予定でございます。これに

より8.3kmが供用されることとなります。また、有明町伊崎田本村から志布志町安楽中島までの区間2.2kmにつきましては、本年7月に地元説明会を開催し、本年度内に用地買収に入るための調査を進めているところでございます。

一方、宮崎県側の進捗状況につきましては、国土交通省区間、平塚インターチェンジ、五十町インターチェンジ間1.9kmと、宮崎県施行区間、五十町インターチェンジから今町インターチェンジ間1.8kmが、平成21年度の供用開始を目標に整備が進められていますが、鹿児島県側より少し遅れているようでございます。

今後は、現在整備中の区間の整備促進はもちろんのこと、有明町内4km及び志布志インターチェンジから志布志港間3kmの調査区間から整備区間への格上げに向けて、県としても諸調査をしながら、関係機関との調整に取り組んでいるとのことでございました。

都城・志布志道路は、東九州自動車道とともに物流や観光、地域間交流を促進する交通ネットワークの骨格となる道路であります。本市が最も重点的に整備を要する道路でございますので、事業の趣旨を御理解いただき、今後とも御協力をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○30番（福重彰史君） この地域高規格道路の完成が本当に望まれるところでございますけれども、この志布志市内の区間の完成まで、あと何年ぐらいかかるというふうに聞いておられるのか。そしてまた、全区間の完成まで、あと何年かかるというふうに伺っているか、お伺いいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志までの区間につきましては、現在、先ほどもお話ししましたように、伊崎田本村から安楽中島までの区間2.2kmにつきまして、本年度中に用地買収に入るための調査を現在進めているということでございます。そういうことでございますので、この区間につきましては、5年以内には完成するというふうには考えているところでございます。

さらに、この中島から大原につきましては、間もなく設計図が示されるということでございますので、この地域につきましても、おおむねそれより1、2年遅れるかと思いますが、その期間内には開通するのではないかとこのように考えております。

全線開通につきましては、未だそのことは示されておりません。

○30番（福重彰史君） 平成17年度の段階では、あと20年かかるんじゃないかということを言われておったですね。まあそういうことで、若干早いペースになっているのか、鹿児島県の方も随分力を入れておりますから、相当短縮されるんじゃないかなというふうに期待は持っておりますけれども、ただ、今ございましたように、志布志市内、いわゆるこの区間においても、恐らくまだ7、8年から、もうちょっとかかるんじゃないですかね。なるんじゃないかというふうに思います。さんふらわあの関係についても、やはりこの道路アクセス、これが一番ネックになっているんじゃないかなというふうに感じたところでございますけれども、やはりこの道路を早期に完成させるということが本当に大事でございますが、県としても大変厳しい財政の中での事業であるし、また当然これは県としては国の方にも予算要求はやるわけでございますが、どうなんでしょうかね。宮崎県側については、国の直轄という形で行っておる区間があるわけですが、この志布志市の区間を今後、国の直轄方式にもってくるというよ

うなことはできないんですかね。また、そのような要望をするというような考え方はお持ちでないですか。

○市長（本田修一君） 国土交通省の方で、中期の道路の整備の計画がこの度、示されてきたところでございます。そのような中で、私どもにつきましても、国が直轄事業ですれば、早く事業進捗が進むのではなからうかということを考えまして、この道路についてもそのような形で整備促進が図れないかということをお願いしているところでございます。しかしながら、現在、この路線につきましても、県の事業ということも位置付けられておりますので、かなり難しいということをお願いしております。今、お話ししました港までのアクセスにつきましても、新しく道路の計画が調査区間としてされておりますので、この区間についてのみでも直轄方式を進めてほしいという要望は強くしているところでございます。

○30番（福重彰史君） 市長、もうぜひ、国会議員の先生たちも通じながら、強くそれは要請をすべきじゃないかなというふうに思います。あと本当に何年かかるのか、実際のところ、先ほど言われましたけれども、予想も本当につくのかなあという気がしてならないんですよね。だから、できるだけ国の直轄でできる分があるのであれば、強くそちらの方は要請をしていただきたいというふうに思います。

それから、先般の本会議の中でも同僚議員の方からございましたけれども、この道路ができることによって、良いことばかりじゃなくて、懸念されることもあるわけでございますので、当然、それらのことも想定しながら、出来上がってからどうこうじゃなくて、今のうちからその出来上がった後の、この志布志市内はどのようになっていくのかということも、しっかりとそれらを想像しながら、その対策もやはり考えていくべきじゃないかなというふうに思います。できてから、いわゆるストロー現象が起きて、志布志から人口流出が始まったとか、便利が良くなったばかりにそういうことが始まったとか、いろんなことが想定されるわけですので、そのあたりも十分踏まえながら、並行しながら、そういうような調査等もすべきではないかというふうに思いますけれども、その点についてはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この高速道路の整備につきましては、当然、志布志港の振興が眼目となるかというふうに思います。その志布志港の振興自体もこの道路の整備にかかっているということになるわけでございますが、高速道路の整備ができ、そして志布志港が着実に振興が図られることとなりますと、この志布志港を中心とした地域が、この南九州地域の中心になるというふうに私どもは考えているところでございます。そのようなことで、現在、この周辺の地域につきましても、懸念するところも多々あるところでございますが、その地域につきましても、そういった志布志港を中心とする地域が振興が図られましたら、その地域につきましても、住宅の用地というようなことになりまして、生活道路として現在使われている道路につきましても、位置付けが明確になってきて、その地域の振興はそのような形で図られていくというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩させていただきます。

午後 5 時 29 分 休憩

午後 5 時 29 分 再開



○議長（谷口松生君） 再開します。

○30番（福重彰史君） 市長、港湾が栄えるということは、これはもう大事なことです。この道路が出来ることによってですね。今、市長がおっしゃるような方向に行けばいいわけですがけれども、やはり一方では、十分懸念される材料もありますので、ぜひ、そういう点も含めながら、調査を進めていただきたいというふうに思います。

それから、次に入ります。東九州自動車道についてでございますけれども、今般、この国土交通省が11月13日に発表しました道路整備の中期計画素案、これによると、東九州自動車道の志布志・日南間など12区間、468kmについて、整備効果が低いとして、ルートの一部で既存道路も活用するなどの構造・規格を見直す方針を打ち出したということでございますけれども、同僚議員の方から、この東九州自動車道のいわゆる市内の部分について、いわゆる道路ができることによって、それぞれの地域が分断され、そして地域の利便性が損なわれていくということに、非常に懸念されて、そのことをどうにかすべきじゃないかというような、そういう質問がございましたけれども、当然、それについてはしっかりとした道路が早くできることも大事だけれども、道路ができることによって、地域が不便になるという形は当然避けなきゃなりませんので、その辺りについては、しっかりとした対応をしていただきたいというふうに思います。

そこで、今申し上げました、この志布志・日南間の中で、ルートの一部を既存道路で活用するという案でございますけれども、この区間は基本計画にとどまっております、ルートが確定していないわけでございますけれども、この区間のルートの一部に既存道路を組み入れる工夫を、地元と協議する必要があるというふうに言われておるわけでございますけれども、このことにつきまして、市へこれまで何らかの説明なり、あるいは打診があったのかお伺いいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、あらかじめ大隅河川国道事務所より協議があったところでございます。

○30番（福重彰史君） そうすると、この計画で言えば、本市の中では大原地区が終点で、それ以後がいわゆる既存道路の活用というふうになっていくのか、どのような説明を受けているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大原からさらに延伸いたしまして、夏井地区まで高速道路ができるということになります。その夏井の地域から、帖でございますが、その地域にインターチェンジを設けまして、在来道路、220号線ですが、そこを通りまして、串間に行くということで、その区間は国道を利用するというところでございますので、国道の整備についても盛り込まれているということでございます。

○30番（福重彰史君） 夏井地区までということであるようでございますけれども、これまで、この東九州自動車道については、南九州総合開発協議会とか、あるいは大隅総合開発期成会等々で広域的にこの組織を組んで、陳情をやっていたわけですね。その南九州総合開発協議会、これは宮崎県、いわゆる串間、日南、都城、その辺りがずっと入っているわけですがけれども、これまでそのような形の中でずっと要望してきた。そして、現在の宮崎県の東国原知事も、この高速道路の関係については、宮崎

県は陸の孤島だということを言われておりますよね。私たちのこの志布志市においても、先般のさんふらわあの、いわゆる志布志港の変更問題については、串間市の協力を相当いただいたですよ。特に、この南九州総合開発協議会の中では、串間市の市長なり、議長が、一生懸命そのことを言ってくれました。そういうような中で、この東九州自動車道もいわゆる陳情をやっていた。そこで、国交省とすれば、今言われたように、もう夏井の所でいったんこれを切って、あとは既存道路、国道を整備していくんだという考え方ですけれども、このことについて串間市の方からは何か話がありましたか。

○市長（本田修一君） このことにつきまして、私どもの地域では、この既存道路を使った形的高速道路の整備という形で示されましたので、このことにつきまして、日南ないしは串間市はどういうふうに考えているかということにつきましては、考え方を求めたところでございます。今まで調査区間ということで、いつできるか分からないという形にほうっておかれたということがあったところでございますが、この度、中期計画に基づきまして、一般国道を、在来の道路を利用した形ではあるが、その区間を除いては、高速道路を整備して、今後は整備区間になる可能性が高くなったと、10年間の中に整備がされる可能性が高くなったということで歓迎されているというふうには聞いたところでございます。

○30番（福重彰史君） この道路のことについては、本当にしっかりと串間・日南、そちらの方と連携をしっかりと保ちながら取り組んでいただきたい。そうじゃないと、本当に今まで一緒にやってきて、そして、さんふらわあでもこれだけ御世話になって、そして、はい、こちらはいいですよと、そういう問題じゃないと思うんですよ。やはり、十分向こうとも考えも聞きながら、こちらの方の志布志市としての対応もしていただきたい、志布志市がここの東九州自動車道建設促進協力会のその事務局、そして会長ということですよ。そういう立場ですから、中心になりながら、今後この道路の動向を進めていただきたいというふうに思います。それでは、もうこのことにつきましては終わらせていただきたいと、思います。

次に、農業振興についてでございますけれども、農地の基盤整備を今後どのように計画し、進めていくのか。そして、併せて遊休農地、耕作放棄地の現状はどのようになっているのか。また、今後の対策について伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 農業振興についてでございますが、農地の基盤整備を今後どのように進めていくかということで、本市における農地の未整備の面積は、水田で425ha、畑で927haでありまして、整備率としましては、水田で64%、畑で78.5%、農地全体で75.4%が整備済みとなっております。

現在、県営中山間地域総合整備事業及び県営経営体育成基盤整備事業で、宮下、川路、長田の3地区を実施しているところでございます。また、平成20年度より、野井倉下段地区を経営体育成基盤整備事業で実施する計画でございます。

なお、平成24年度に志布志地区を中心とし、松山地区の一部、有明地区の一部を取り入れた県営中山間地域総合整備事業志布志地区を新規申請する予定であります。

今後の事業整備につきましては、本市の主要事業実施計画及び農業農村整備事業管理計画に基づき進めてまいります。推進協議会等を立ち上げ、関係者への十分な説明会を開催し、関係者の理解と協力を得ながら、事業の導入を推進してまいりたいというふうに思います。

○農業委員会事務局長（大園 朗君） 農業委員長への御質問でございますが、事務局で答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

遊休農地、耕作放棄地の現状はどのようになっているのか、また今後の対策はどの御質問でございますが、農業従事者の高齢化と農業後継者不足の中で、耕作条件の悪い所が主に、遊休農地が散見されるようになり、地域農業の維持・振興を図るために、優良農地の確保とその有効利用に向けた取組は極めて重要であります。

農業委員会としまして、その実態調査を行いながら、担い手農家や認定農業者への利用権設定による賃貸借を進めているところでございます。19年度において、農業委員による御協力をいただき、各地区ごとに農用地内の遊休農地実態調査を9月から10月に実施しました。その結果、松山地区で田畑合わせて3.1ha、志布志地区で田畑合わせて19.3ha、有明地区で田畑合わせて46.7ha、市全体で69.1haでございます。筆数で申し上げますと542筆でございます。

ほ場条件のいい所は、お茶の新植や果樹等が作付けされ、解消された所もございまして、18年度に比べ4.7ha増加しております。なお、地権者は松山地区が13名、志布志地区が97名、有明地区が291名で、合計401名でございます。

この調査を踏まえまして、1筆ごとに所有者を特定し、11月、先月でございますが、農業委員会の定例総会において、農業委員の皆さんに面積の報告を申し上げ、今後の対応について、所有者へ文書をもって連絡し、基本的には所有者の自己保全管理が基本ですが、管理ができず、貸したいかどうかの意向調査も併せて実施することで、委員会での了解を得たところでございます。その結果を見ながら、遊休農地の解消のために農業委員会便りによる啓もうをはじめ、土地は志布志市にありながら、県内外にお住まいの不在村地主や相続問題の土地等、いろいろなケースがありますので、農業委員会だけでは限界がありますので、市の農政課、農業公社、JA等と連携を取りながら、隣接農家や担い手農家、認定農業者、農業生産法人への利用権設定による賃貸借を勧めて、遊休農地の解消に努めてまいりたいと思っております。さらに、山間地の条件の悪い所で、転用しても支障のない所は、山林等への転用を指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○30番（福重彰史君） この農地の基盤整備でございますけれども、農業のこの生産基盤である農地の整備というものは、この振興を図る上で最も重要なことであろうかというふうに思います。今日の農業の規模拡大、機械化あるいは省力化、あるいはまた効率化、コストの削減、これらに対応するにも、あるいはまた後継者、担い手の確保、新規就農者の参入、これらを促すためにも必要なことであろうかというふうに思っております。そして、何よりも希少な農地を守り、農業・農村をしっかりと守っていくというためにも必要なことであろうかというふうに思っております。したがって、ただいま市長の方からも現在計画されている所、計画して現在実施している所、そしてまた今後計画されている所の話もございましたけれども、今、実際、事業が始まっている所はいいわけでございますけれども、これからいわゆる同意等をしっかりとまとめて、そして整備を進めていこうというような地域においては、やはりよく言われるのは、その地元の熱意が一番大事だと、地元の熱意がないことには駄目ですよというようなこ

とをよく言われるんですけども、やはり私は、この地元の熱意だけじゃなくて、この志布志市は主幹産業は農業であるわけですので、この農業を政策の柱として、行政主導で将来ビジョンをもって、やはり推進していくべきじゃないかなというふうに思うところでございます。地元の熱意だけに任せていたのでは、なかなかまとまらないし、成功しないというふうに私は思っております。そういうことで、行政主導でしっかりとやっていくべきじゃないかなと、そういうふうに考えるところでございますけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししました、現在、事業が実施されている所、これから事業を実施しようとする所につきましても、当然、地域の方々の御要望もあるということでございますが、この市の農業振興の中でいかにすべきかという観点から、この地域の設定をいたして、そしてそのことについて地域の方々に御相談申し上げながら進めていくということで、行政主導で今やっているというふうに考えているところでございます。今後も、私どもの農業振興の柱として、このことについては取り組んでいきたいというふうに思います。

○30番（福重彰史君） この遊休地、耕作放棄地、これらも相当増えてきておるようでございます。やはりこういうような場所というのは、恐らく、たんぼ、畑、どちらが多いのか分かりませんが、私の想像するには、田の方が多んじゃないかなという気がするわけでございますけれども、また基盤整備地区であるのか、それともそれ以外であるのかということを考えてときにも、恐らく基盤整備地区以外が多いんじゃないかなというふうに想像するわけですが、それらについてはどうでしょうか、実態は。

○農業委員会事務局長（大園 朗君） 遊休農地の実態でございますけれども、基盤整備内よりか山間地の耕作条件の悪い所が多いようでございます。さらに、先ほど申し上げましたけれども、田畑の割合で見ますと、先ほど69.1haと申し上げましたけれども、水田が15ha、畑地が54.1haというようなことでございます。

○30番（福重彰史君） 田畑どちらが多いかということで、私は田の方じゃないかなと思ったんですけども、畑の方が多いということでございますけれども、これは地域によって違うのじゃないかなというふうに思いますが、今この基盤整備地域内、とにかくこの基盤整備はどんどんどんどん進めていかなきゃいけないわけですが、基盤整備を行った所において、特に水田なんかは、先ほど市長にちょっとこれやりましたけれども、基盤整備、いわゆる田を減反政策を進める中において、いわゆる田の方も整備して、そして水稻に代わる作物をやはり作付けできるような、そういうほ場をつくろうという目的もあったわけなんですけれども、そういうことで事業が進められて、それはそれで良かったわけなんですけれども、場所によっては大体3年でこういうような実態が出てくるわけなんです。これはいわゆるたんぼによっては、いわゆる我が家あたりで言うがねくそ水ですよ。鉄分の多い、いわゆる湿田なんかにおいては、こういう現象が生まれてくる。これは3年で大体、これは3年です。これはネトロンパイプなんです。ネトロンが発するいわゆる静電気が鉄分と反応を起こして、そして固まって、こういうふうにして全部詰まっていく。人によれば、いわゆる施工が悪かったからこうなったんだというふ

うに言われる方もいらっしゃるわけですが、実態はこういうふうにして静電気と鉄分が反応して、こういう形になって、そして3年で全部詰まってしまうという状況なんですけれども、こういう所が相当今から出てきます。今現在も、松山だけでも相当数ございます。しかし、今のこれをもう一回、暗きょ排水をやり直そうということをするにしても、今、市の中にもそういう制度もないし、また国・県の中にもそういうような制度もございません。そこで、せっかく整備しても、結局こういう状況が生まれてくると、ここがまた、いわゆる耕作不能地になって、どんどんどんどん放棄されていくと。これは相当な面積でそういうふうになってきます。私の所も、土地改良区の方にも、今、調査をやらせていますけれども、相当数の面積が出てきます。これは今後、水田においては、いろんな所出てくるだろうというふうに思いますけれども、これはもう科学的にそういうことが証明されて、このネトロンに代わる陶器とかそういうものに、どんどんどんどんかわりつつあるわけなんですけれども、ただこういう事業をやると、相当のやはり経費が必要ですから、もう個人でこれを全額負担してやろうというふうになると、ほとんどやる人はいないと思うんですよ。そこで、いわゆる市単独の土地改良事業もありますけれども、この中には暗きょ排水は含まれておりません。排水は入っておりますけれども、暗きょ排水は含まれないということでございます。そこで、いわゆるこういうような暗きょ排水に対する何らかの対策、あるいは相当のこの面積、これは本市だけじゃなくて、県内、そして全国的にもこういうことが言われております。そこで、国としても何らかの対策を打たなきゃいけないのじゃないかなと、あるいは県としても何とかしなきゃいけないのではないかなというような今、声も上がっております。そこで、本市としても、やはり国・県にも、今後これらに対する何か制度を設けるべきじゃないかというような要請ですね、それをしていく必要があるんじゃないかなと思います。それと同時に、制度というのはすぐできるものはありますけれども、なかなかやっぱり時間がかかってできないものもございます。その間、市単独の中で土地改良事業の中に、この暗きょ排水、これも加えることはできないか、そのことについて伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、私自身、把握していなかった状況でございますので、今後、国ないし県に要望していきたいというふうに思います。そして、もし市でそのような形で様々な所から要望が上がってきているとしますれば、調査をいたしまして、何らかの対応を考えなきゃならないかというふうには考えたところでございます。

○30番（福重彰史君） ぜひ、このことは、国・県にも要請してください。相当の所でこういうことが出てきますので。

それから、基盤整備ができなかった地域というのはあるわけですよ、小団地。いわゆる小団地がだんだんだんだん取り残されていくわけなんですよね。その小団地が改めて、いわゆる基盤を整備しようというふうになっても、今のところ、その制度もございません。そこで、新たに基盤整備を行おうというような所と、大きく包含して、そういう中でこの基盤整備事業というものは実施できないものか、それらについて伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の状況では、事務レベルであります。県の主務課と協議して、該当する事業がないか、該当する事業創設の予定はないかということで問い合わせをしておりますが、明確な回答はいただけていない状況でございますので、さらに問い合わせ等をしまして要望をしていきたいというふうに思います。

○30番（福重彰史君） ぜひ、そちらの方も強く要望していただきたいと。恐らく、2町、3町というような、そういう小団地がこのままでいくと、恐らくそういう所がまた、どんどんどんどん、いわゆる遊休地あるいは放棄地になっていくと思います。そういう箇所というのは結構少ないようで、総体的に集めてみると、相当数の面積になってくるわけですので、そのあたり強く県の方にも要望をしていただきたいと。また市の土地改良事業の中で、小団地についてのほ場整備ができるということであれば、そちらの方も検討をしていただきたいというふうに思いますけれども、それについてどうですか。

○市長（本田修一君） ただいまお話ししましたように、様々な団地などが取り残されていくことは、本当に耕作放棄地が増えていくということが考えられます。このことにつきましては、本市の農業振興についても大きな影響があるというふうに考えます。そのようなことから、今後また改めて、そのことについての市としての体制をどうするかと、推進をどうするかということも含めて協議をしながら、関係機関に調整、要望を重ねていきたいというふうに思います。

○30番（福重彰史君） ぜひ、そのこともお願いをして、要請をしておきたいというふうに思います。先ほどちょっと道路行政の中で一つだけちょっと飛び越えましたけれども、これはまた最後にさせていただきます。

次に、福祉行政について伺いたいと思います。障害者控除対象者の所得税控除の認定書、交付状況は。今後の認定書の交付についての考え方はということで通告しておきましたけれども、これは先ほど同僚議員の方から質問がございましたが、いわゆる18年度の交付は5件であったと。そして、19年度からこの要綱をつくって公告をし、対象者へ周知の徹底を図っているということで、対象者は620人程度であるということでしたが、これも簡単に言います。そういう制度はできたけれども、要綱はできたんですけれども、それをどういうふうに生かすかということでもあります。大体、この高齢者世帯の租税負担が増加してきております。そういう中で、高齢者が非常に生活が困窮しているというふうな状況があるわけなんですね。その軽減策の一つとしての策であろうかというふうに思うわけですが、ところが、やはりこのような該当者というのは、これは申請主義になっておりますので、なかなかそういう方が自らこの申請をするということは、それも困難が予想されるわけですので、それらについて、市は積極的に支援をしていくべきじゃないかというふうに思うわけですが、市としてそのような考え方で臨む考えはないかお伺いしたいと。思います。

○市長（本田修一君） 先ほどもこのことにつきましては、お答えいたしましたとおりでございます。19年の申告分につきましては、対象者の皆さんに控除を受けられるよう、関係各課とも連携をしながら広報、そしてホームページ等でも紹介していきたいということでございます。当然、そのような対象者がおられましたら、私どもはこの障害者控除の認定につきましては、積極的に取り組んでいくということにしていきたいと。思います。

○30番（福重彰史君） いるかいなかということじゃなくて、できるだけ該当者が620人いるわけですから、この対象者は620人ということですので、この対象者が全員、この全員に認定書が出されるか出されないか、それは分かりませんが、しかし、いわゆる介護認定審査会、そういう中を通りながら、いわゆるこの高齢者、特に要介護認定者というのは認定されているわけですので、そういう専門の審査会を通した中で介護認定をされているということであるわけですので、できればこの620人それぞれ申請を出すのを待つんじゃなくて、自分たちで足を運んででも、やはり軽減策の一つですから、こういうふうにして生活が非常に困窮している、そういうような現在の状態であるわけですので、そういう対象者については、できれば、ぜひ足を運んで、そして聞き取り等をしながら、その必要があるのであれば、いわゆる申請の手助けをしてやると、そういうような考え方はないかということですので。

○福祉部長（蔵園修文君） 対象者につきましての数は、議員おっしゃいますとおりでございますが、その対象者全員が申告が必要かということ、そうでない方が大多数いるということですので、それと同時に、控除対象者となる方のほとんどが介護状態ということですので、当然、御自身による申告が困難な方が多いということが考えられます。それと同時に、扶養義務者、扶養に入られている方も結構多いのかなというふうに思っております。扶養義務者等の実際申告される方々に対して、この制度の周知が図られなければ、せっかくの障害者控除というものが受けられなくなる場合も出てくるということで、それに対する周知、啓発、制度そのものの周知を十分図っていきたいということで、大方その証明書の発行あるいは障害者の控除につきましては、そのことで対応が図られていくのではないかとこのように考えているところでございます。

○30番（福重彰史君） ぜひ、この高齢者にとっては、厳しい中での軽減策の一つだということ、そういう考え方を担当部局も持たれて、周知徹底を図られて、できるだけの支援をしていただきたい、そのことを要望しておきたいというふうに思います。

それから、次の介護保険料の軽減に向けたボランティア活動をどのように考えているかということですので、これは介護施設などでボランティア活動をした65歳以上の介護保険料を軽減することができるの見解ですね、その見解を厚労省が都道府県に通知をいたしておるところでございます。こういう仕組みを導入するかどうかは、介護保険を運営している市区町村が判断するという事になっておるようでございます。このねらいというのは、今後さらに増える高齢者の社会参加や地域貢献を促し、高齢者自身の健康増進を図ることなどというふうになっておるようでございますけれども、このような制度を導入する考えはないか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

介護支援ボランティアにつきましては、国が示した一例としまして、高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、活動実績を評価した上で、市町村が定めた管理機関においてポイントを付与し、蓄積されたポイントを介護保険料支払いに充てる旨の申出があった場合に、ポイントに相当する額の範囲内で換金し、保険料として支払うことができるものであります。

現在、市社会福祉協議会のボランティア活動センター事業に登録されているボランティアグループは54団体あり、様々な活動が行われております。ボランティア活動に参加されている方々は、誰から指示されているわけでもなく、年齢や仕事内容で自分にあったボランティアを、志を持って活動されているというふうに認識しております。

介護ボランティアにつきましては、保険料徴収の観点や、ボランティア本来の意義、現在のボランティアグループの活動との関係、在宅介護者への影響、ボランティア活動ができる人とできない人との公平性など、慎重に十分検討しなきゃならないというふうに考えております。

今後、関係団体等の意見も聞き、さらに構造改革特区の自治体が本年度試行的な取組をされ、平成20年度から本格的に事業を実施されますので、その事業の動向を見ながら、調査、研究をしていきたいというふうに考えます。

○30番（福重彰史君） 確かに言われるように、現在、ボランティア活動等をされている方もいらっしゃいます。いろんなそういう中での動向、そしてまた調整等も十分見極めていかなければならないというふうに思いますけれども、しかしこれも、志布志市が実施するか、実施しないかという裁量は、もう任されているわけでございます。そして、このこともいわゆる介護保険料の一つの軽減にもつながってくると、その保険者に対してですよ。それにもつながってくるというような制度であるわけでございますので、できるだけこのことにつきましても、早い段階で結論を出していただいて、そしてこの制度を期待している方もいらっしゃるわけですので、そういうことも十分踏まえながら、ぜひとも早い段階での検討方をお願いをいたしたいというふうに思います。これはもうこれで終わらせていただきたいと思います。

そして、最後ですけれども、跳んでおりました道路行政、県道柿ノ木・志布志線、柳橋～弓場ヶ尾間の進捗と今後の見通しについて、これも同僚議員の質問がございましたけれども、あの路線の一つの入口、一番懸念されていた入口が、戸が開いたということは、非常に有り難いことであり、これについては副市長も一生懸命されたというふうに私も思っております。当初で2,000万円、そして総体的に年間では約6,000万円の予算が付いたということで、ああいうような形ができたわけでございますけれども、平成20年度、同僚議員の質問に対しては、20年度は4,000万円程度お願いしているというようなことでございましたが、市長は常々、あの路線は合併協議会でもいわゆる最重点道路として、最優先的に取り組まなきゃいけないんだという、そういうような協議会での御意見も踏まえて、そしてそのような取組をしているんだというようなことを、今までの一般質問の中でも言われてきておったところでございますけれども、今年の4月か5月であったかと思っておりますけれども、衆議院議員の森山先生から、私たち国政報告をよく受けるわけでございますけれども、このことにつきましても、地方特定道路についての報告をいただいたところでございます。私は、あの報告を見て、これは何かの間違いじゃないかと驚いたところでございました。先ほど、鬼塚議員の方からもちょっと県道3号線の話もございましたけれども、それによりますと、県道3号線の方が4,000万円付いて、そして柳橋の方が2,000万円しか付いてない。これを見て、ちょっと驚いて、そしてこの役所の建設部長の所に伺いました。そして、いろいろ話を聞いたところでございます。その中で、いろんなところから要望があるから、どこから先にやればいいのか

か、はっきりとしたその優先順位をやはり設けないと、やはり推進できないと、いわゆる県の方にもお願いできないということで、優先順位をつけることによって、説明もつくというようなことであったわけでございますけれども、それもちょっと驚いたことなんですよね。県としては、この予算というのは、総体的にはどこにということはまだ決まってないんですけども、そういう市の方が、例えば優先順位をつけて、ここを最優先にしてくれというようなことであれば、その予算の配分は検討できるんだというようなことであったと、私もまたそういうふう聞いております。今回、4,000万円要求すると、願いますということでございますけれども、これはもう当然のことだと思うんですよ。私たちは地域エゴでどうのこうのと言っているわけじゃないんですよね。松山と志布志のただ連絡道路と、そういう道路という、そういうような考え方で見てないわけですよ。だから、地域エゴで物事は言ってるわけじゃないんです。本当にあの道路が志布志にとって、どのような道路であるのかということ踏まえながら要請をしているわけなんですよね。だから、その当時、優先順位を決めていくんだというような話であったわけですが、その優先順位はどのようになっているかお伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この柿ノ木・志布志線の中で、特に柳橋～弓場ヶ尾間につきましては、最優先路線として位置付けて、この点につきましては、県に何回も要望というか、確認をしながらお願いしてきたところでございます。今お話があったように、私ども自身も4月に示された段階で本当にびっくりしたような状況でございまして、そのとき改めて県の土木ないしは土木事務所の方にお伺いしまして、このことについては何とかならんかということでお話を申し上げたところでございます。一部、市内で路線の流用というような形、あるいは他の事業が進捗がなされないときに、補強的に予算を付けるというようなことでお話をさせていただいたところでございますが、現在、今年に限りましては、昨年みたいな形で4,000万円改めて付けていただくという状況になってないということでございます。

○30番（福重彰史君） あの路線ですよ。今まで一般質問の中で何回となく、いろんな議員の方がやってこられた。そういう中で、これは部長は正直なことだったと思うんですよ。まだ優先順位を付けてないから、これから入るんだと。本当に、もうちょっと真剣に考えていただきたいと思いますよ。先ほどの同僚議員の質問の中でも、土木協会を通じて、県の方にも県道3号線は要請したというようなこともありましたけれども、本当に市全体から見たときは、いろんな路線をやっぱり整備していかなくちゃいけないわけですが、しかし本当にどこが先にやっていかなくちゃいけないのか、限られた財政の中で、限られた予算の中で、厳しい県の財政の中で、志布志市としてどこに予算を重点的に配分してもらおうのかという、そういうしっかりした考え方をやってもらわないと、なかなか予算付かないと思いますよ。7月に森山先生が来られたときも、私は話をしました。森山先生も、優先順位をつけるのであれば、その優先順位ができたなら、すぐ教えてくれということだったです。県の方にもちゃんとそこら辺りは伝えていくということでございました。大体あの4月の段階で、柳橋の方に2,000万円、そして立花迫の向こうの方に4,000万円付くということが、私は何なのかという、不思議でならないんですよ。あそこにあまり強い影響が、何かがないと向こうにそういうような、一応配分は市の考え方によって県は考えていくにしても、そういう向こうに4,000万円。

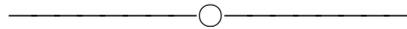
○議長（谷口松生君） 福重議員、質問の時間が切れましたのでまとめてください。

○30番（福重彰史君） はい。そういうことで、ぜひ、この路線について、県には強い要望をしていた
だきたい。そのことを強く要請して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この路線につきましては、18年度と比較しまして、100%の当初の事業費の予算を付けていただいております。ほかの路線につきましては、例えば前年比25.6%、44%、あるいは0%というのもあります。総体で市内全体で36%に対前年比になっているところがございます。そういう中で、私どもはこの路線については、特に重要路線だということを申しまして、再三再四要望してきたところですが、結果的にはこういうことになったということに本当に残念だというふうに思って、さらにまたそれから、この路線につきましては、関係部署に要望しているところがございます。来年度につきましても、さらにまた要望を重ねて、この路線が早期に開通することを一生懸命取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） 以上で、福重彰史君の一般質問を終了いたします。



○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から12月25日までは、委員会審査等のため休会とします。12月26日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、付託事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日は、予定の終了までということで時間延長をいたしました。皆さん方には御理解をいただきたいと思います。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

午後6時15分 散会

平成19年第4回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成19年12月26日（水曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第96号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第4 議案第97号 志布志市課設置条例の制定について
- 日程第5 議案第98号 志布志市行政財産使用料条例の制定について
- 日程第6 議案第99号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第100号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第102号 志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第105号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第106号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第107号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第108号 志布志市老人憩の家指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第109号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第110号 松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定
について
- 日程第15 議案第111号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第112号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第114号 市道路線の認定について
- 日程第18 議案第117号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第118号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第119号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第120号 平成19年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第121号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に關
する条例の制定について
- 日程第23 議案第122号 志布志市土地開発公社定款の変更について
- 日程第24 発議第9号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 発議第10号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出について
- 日程第26 発議第11号 原油価格の高騰に伴う農林水産業の経営安定を求める意見書の提出につ
いて
- 日程第27 議員派遣の決定
- 日程第28 閉会中の継続審査申出について（文教厚生常任委員長）

日程第29 閉会中の継続調査申出について

(文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行
3 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎
7 番 鶴 迫 京 子
9 番 迫 田 正 弘
11 番 立 平 利 男
13 番 立 山 静 幸
15 番 長 岡 耕 二
17 番 林 勇 作
19 番 岩 根 賢 二
21 番 上 野 直 広
23 番 東 宏 二
25 番 小 園 義 行
27 番 鬼 塚 弘 文
29 番 丸 崎 幹 男
31 番 野 村 公 一
33 番 若 松 良 雄

2 番 西江園 明
4 番 八久保 壹
6 番 坂 元 修一郎
8 番 藤 後 昇 一
10 番 毛 野 了
12 番 本 田 孝 志
14 番 小 野 広 嗣
16 番 金 子 光 博
18 番 木 藤 茂 弘
20 番 吉 国 敏 郎
22 番 宮 城 義 治
24 番 宮 田 慶一郎
26 番 上 村 環
28 番 重 永 重 久
30 番 福 重 彰 史
32 番 谷 口 松 生

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一
教 育 長 坪 田 勝 秀
企 画 部 長 持 富 秀 明
福 祉 部 長 蔵 園 修 文
建 設 部 長 宮 苑 和 郎
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博
総 務 課 長 中 崎 秀 博
財 務 課 長 溝 口 猛
水 道 局 長 徳 田 俊 美

副 市 長 瀬 戸 口 司
総 務 部 長 井 手 南 海 男
市 民 部 長 嶋 戸 貞 治
産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
松 山 支 所 長 白 坂 照 雄
教 育 次 長 上 村 和 憲
企 画 政 策 課 長 萩 本 昌 一 郎
会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明

事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、宮田慶一郎君と上村環君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（谷口松生君） 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から、閉会中における所管事務調査の結果報告が提出されましたので配付をいたしました。参考にしていただきたいと思います。

日程第3 議案第96号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第96号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第96号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、委員全員出席のもと、総務部長、総務課長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

初めに、当局から次のような提案理由の説明がありました。平成19年給与等に関する人事院勧告にかんがみ、一般職員の給料月額、扶養手当及び勤勉手当の額の改正を行うもので、本年の給与勧告のポイントは、1、初任給を中心に、若年層に限定した給与月額の引上げ、2、子等に係る扶養手当の引上げ、3、期末手当、勤勉手当の引上げである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

3級までの改正であるが、初任給の高校卒、大学卒の格付けは何号級から格付けするのか質したところ、高校卒で1級5号級から、大学卒で1級21号級から格付けされると答弁がありました。

今回の1級から3級までの人件費の増額はいくらになるのか質したところ、給料の増額が予定される職員が109名の189万5,000円程度、扶養手当の増額が331万円程度、期末・勤勉手当の増額が704万円程度、見込まれるとの答弁がありました。

人事院勧告の実施について、国、県等と横並びに実施してよいのか、地方自治体独自の考えですべき

ではないかと質したところ、地方公務員法等の趣旨にのっとり、民間給与水準を踏まえるとともに、人事院勧告の内容、他市の状況、平成18年度から実施している給与構造改革の趣旨等を総合的に勘案し、若年層に限定した増額改定をお願いしているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第96号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第96号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第97号 志布志市課設置条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第97号、志布志市課設置条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第97号、志布志市課設置条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、委員全員出席のもと、総務部長、行政改革推進課長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行いました。さらに、12月14日、市長、副市長に出席を求め、総括質疑を行ったところであります。

初めに、当局から次のような提案理由の説明がありました。市長が提案理由で申し上げたとおり、部制の廃止及び課の統廃合の措置を講ずるものであり、平成18年度において、志布志市行政改革大綱を定め、志布志市組織機構再編計画を策定した。再編計画は、志布志市行財政改革推進委員会の意見や市民の意見を聴き、最終的に志布志市行財政改革推進本部会議で決定した。

再編計画として、平成20年度、部制を廃止し、課制へ移行するとともに、課、係の統廃合、本庁と支所の機能分担の見直し、グループ制の導入等を年次的に実施し、組織機構再編計画の最終目標を平成23

年4月1日とし、課、局及び係、グループの数を、平成19年4月1日現在の3分の2程度に縮減するものである。今回の条例制定について、部を廃止し、課制への移行と、課の統廃合を実施するものであり、課等の分掌事務は基本的に現行のままとするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

合併により総合支所方式が採用されたが、今回の課制への移行に伴い、支所の今後の維持等について、どのような検討がされたのか質したところ、合併の協定項目として、総合的な支所を志布志、松山に置くということが協定書に明記されている。基本的に総合支所は維持していく。将来的には、人口の減少等により、見直しが必要な時期も来るかもしれないとの答弁がありました。

行政改革推進課が総務課に統合されるが、総務課での取扱いはどうなるのか。組織機構再編計画にしても、平成23年4月1日までであり、重要なポジションであるかと質したところ、集中改革プランに基づき取り組まなければならない課題、例えば補助金等の見直し等、まだ山積しており、室の設置で対応する考えである。室長は補佐級になる。特命的な職を置くことも検討されたが、結論は出ていないとの答弁がありました。

港湾商工課については、志布志港振興対策等調査特別委員会から提言がされ、議案上程や一般質問等において、港や商工業、商工会、観光協会、特産品協会等が集中する志布志市街地に置くべきではないかと質疑があり、市長は、課の分断等は考えていない。重要な課でもあり、本庁にどうしても置くと答弁されているが、何回ぐらい協議されたのかと質したところ、以前から港湾商工課については市街地の志布志支所等へ課を移すべきではないかと一般質問等があり、今回もいろいろと検討を重ねてきた。市長が本会議で答弁しましたとおり、今回は分断は避けるべきであるとの結論になったわけであり、今後、市民の意見を聴きながら、何らかの対応を検討したいとの答弁がありました。

平成23年4月1日までに、課、局及び係の数を、平成19年4月1日現在の3分の2程度に縮減するとあるかと質したところ、合併当時、課長職が志布志で17人、有明で15人、松山9人で、計41人いた。平成23年4月までには、本庁を20課程度、支所を8課程度、計28課程度にして、3分の2程度にしたい計画であるとの答弁がありました。

建設部の3課が建設課1課になった背景を質したところ、支所で住民サービス機能を充実するため、現在そのままにする。現在、建設部には高速道路の対策室があるが、今後も必要である。都市計画については、まちづくり推進室を設置して対応したいとの答弁がありました。

市民部の市民課と環境政策課が市民環境課となるが、市民課、環境政策課は、住民サービスの窓口であり、住民サービスの迅速化、住民ニーズへの対応ができるのかと質したところ、これにつきましては、市民課にありました国保関係の事務を保健課に移し、環境部門につきましては、室として対応するという答弁がありました。

以上で行政改革推進課の質疑を終了しました。

12月13日の行政改革推進課の審査を踏まえ、12月14日、委員全員出席のもと、市長、副市長の出席を求め、総括質疑を行いました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

課設置条例の行政改革推進の中で、50名ぐらいの職員を減らしていく計画で、部制を廃止し、課制を設置することについては理解するところである。ただ、合併して、港を中心に、その背後地の農村地域も活性化していく考えのもとに合併がなされた。今回の港湾商工課の配置は、一般質問なり、特別委員会の提言なりに添って、志布志支所か、街中心地に置くべきと考える。それは、港はもちろん、商工会、観光協会、特産品協会、漁協等、いろいろな方々の相談相手にすぐ対応できる場所に置くべきということであり、政策決定は本庁で良いと考えるが、地域の方々がすぐ相談できる窓口を設置する考えはないかと質したところ、志布志港の振興、整備については、さんふらわあの撤退問題で、市長就任以来、非常に認識が深まった。志布志市はもとより、大隅半島、県全体が志布志港の振興には真剣に考えておられることが分かりまして、私どもは港の振興、整備をさらに進めていかなければならないと考えており、今後の組織機構再編計画の基本的な考え方としては、組織の分断は避けたいということをお願いしているところでありまして。しかしながら、今、質疑がありましたように、思いというものを受け止めたということもありまして、分断させない形で、今後対応を考えていきたいとの答弁がありました。

組織機構改革については、職員の減少に伴い、スリム化を図っていかなければならないということで、部の廃止等については、十分認識している。商工観光等については、市民の立場に立って物事を判断し、志布志市街地や港湾関係者の不平、不満を解消するため、港湾商工課の対応を今後しっかりやっていくべきと考えるがと質したところ、去年のさんふらわあ問題後、市街地の皆さんや港湾関係の方々とは、特に意見交換を念入りに実施してきている。さらに、今年、秋になり、立地懇話会を設け、港湾に立地している企業の方々と懇親会を実施し、いろいろな話を直接聞いているところである。行政に要望や不平、不満等があれば、お知らせ願いたいと思う。今回の組織改革も、行政側の立場に立った行革ではなく、市民の視点に立って、住民サービスを低下させないことを念頭におくよう指導してきた。今回の組織再編は、そのような考え方のもとに提案している。先ほど申し上げましたとおり、分断させない形で、今後、対応を考えていきたいとの答弁がありました。

観光協会の充実について、この前、特別委員会で調査に行き、市長にも提言をしているが、調査先ではすばらしい観光協会施設内で、それぞれ観光業務にあたっていた。本市もアピア付近に観光協会の設置を設けて対応する考えはないかと質したところ、情報発信は大事であり、観光協会の事務所は港湾商工課内にあるが、現在まで様々な話があり、今回の機構改革でも検討をした。その結果、市街地に置いてもよいのではないかと考え、観光振興については、今後さらに充実していく必要があるので、市にふさわしい公共的団体として機能の強化を図っていく必要があると考えているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第97号、志布志市課設置条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 今回、課の設置条例ということで、組織の見直しをされるということで提案があったわけですが、委員会の中で、本市は分庁方式を現在とっておられます。そういったものに対して

の考え方というのは、この計画の中でお示しもされているところですが、委員会の中の審議として、都市部を形成している旧志布志町地域、その都市型の街、志布志町地域、そして純農村型と申しますか、有明町、松山町、こういったところのそれぞれが抱えている課題等について、過去2年間、当局が事務量の把握、そういったものをしながら、どういった住民サービスの低下をさせないで、組織のこの見直し、そういったことがちゃんと把握された上でこういう提案になったのか、そういった質疑はまずなかったのかということが1点であります。

そして、併せて行政委員会、いわゆる教育委員会、農業委員会が、分庁方式になっているわけですが、これに対する質疑、今、委員長の報告の中にその点がなかったわけですが、ここに対する考え方、そういったものについて質疑がなかったのかお願いをします。

次に、建設課サイドで具体的なもので申しますと、建設課で都市計画に関する事、このことがこれまで課として、きちんとそこに責任者がおったわけですが、今回、建設課ということで一つの課になっています。その中でまちづくり推進室という、そういった対策室ということで、決裁権のない室長ということになっていくんでしょうが、今後、旧志布志市街地域で都市計画をはり、そして風致条例、景観等を含めて、着々と進んできた事業、そして新たに通山地区、こういったところで今、都市化がどんどん進んでいく現状の中で、新しく都市計画をきちんとはっていき、区域をはっていき、そういった事業等を考えたときに、この都市計画課をなくすということが、果たして県の都市計画審議会、そういったところに対応する責任者として、3つ、4つの課を1つにしたその課長さんで本当に首長をサポートしていくとして十分なのかと、そういった議論がなかったのかちょっとお願いをします。

併せて、グループ制の在り方が報告であったんですが、今後この4年間の中で、このグループ制というのは、具体的に一つの課でそれぞれ係があるわけですが、そういった係を取っ払っていくということになっていくのか、このグループ制についての質疑が、どういう方向で進められていくと、こういうことがなかったのか、4点目です。

最後に、支所においては、福祉課と保健課を一緒に対応をしていくということであるわけですが、本庁においては、福祉と保健と分かれて、今回、国保サイドの関係は保健課の方に統合していくということで、また組織の見直しがあったわけですが、ここの福祉と保健の関係については、壁を設けないという立場で、それこそ一つにした方がいいのではないかと、そういった質疑はなかったのか、5点ほどお願いをします。

○総務常任委員長（立山静幸君） 1番目についてはございませんでしたが、2番目につきましては、分庁方式を今とっているわけですが、いろんな形で本庁を中心にやっていきたいというようなことで、4番目にありましたグループ制等につきましても、そういうような話があったところでもあります。

それから、3番目の都市計画の関係でございますが、審議の中では、3課が一つになって、非常に大きな事業を抱えている中で、やっていけるのかというような意見が出ました。その中で、先ほども申し上げましたとおり、室を設けるとか、高速道路の対策室等もあるので、今の段階では実施可能であると、一緒になって可能であるということでございます。

通山等を含めた都市計画の分については、意見はなかったところでもあります。

グループ制につきましても、一部質疑がされましたけれども、今後の検討課題としてやっていきたいということの説明がありました。

5番目につきましては、これはなかったと思いますが、本庁を中心にして、支所なりを統合していくということでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、反対の討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） なければ、19番、岩根賢二君。

○19番（岩根賢二君） 賛成の立場で討論をいたします。

地方公務員法の第30条に、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と、このようにサービスの根本基準が示してあります。

ただいまの委員長報告にもありましたように、この課設置条例が職場の都合とか、一部の職員のための統廃合ということにならないよう、職員一人一人が資質の向上を図り、市民の皆様へのサービスを忘れることなく、職務に精励されることを期待いたしまして、本案に賛成いたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第97号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第98号 志布志市行政財産使用料条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第98号、志布志市行政財産使用料条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第98号、志布志市行政財産使用料条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、委員全員出席のもと、企画部長、財務課長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

初めに、当局から次のような提案理由の説明がありました。現行条例におきまして、市道、市都市公園、市都市下水路及び法定外公共物以外の行政財産に関しては、占用形態による使用料、額の明確な算定基準がないため、志布志市道路占用徴収条例を準用すること。また、関係条例との整合を図るため、使用料に関する期間計算の取扱基準や、その他条例と統一した端数処理等を定めた条例を制定するものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

使用料等の減免の条文で、第10条第3号において、災害その他緊急やむを得ない事態とあるが、どんな場合かと質したところ、災害等でやむを得ない事態が発生し、学校等の運動場に仮設住宅を建てる等であり、具体的には規則で定めたいとの答弁がありました。

現在の行政財産使用料と、今回の行政財産使用料の区分がよく分からないと質したところ、地方自治法第238条の4第7項が根拠であるが、個々の条例で定められている以外が対象となるとの答弁がありました。

第11条で、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるとあるが、規則はできているのかと質したところ、まだ規則は制定していないとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第98号、志布志市行政財産使用料条例の制定については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

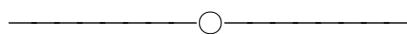
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第98号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第99号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第99号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第99号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、12月13日、委員全員出席のもと、執行部から市民部長、市民課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、この条例改正は、国民健康保険法改正に伴うものであり、被保険者の窓口での一部負担金を、1、3歳以上は3割負担となっているものを、6歳の就学時から70歳とする。2、3歳未満を義務教育就学前の6歳までとし、その負担割合を現在の3割から2割とする。3、70歳以上の負担割合を1割から2割にする。なお、この条例は平成20年4月1日から施行するというものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、改正の対象となる年齢区分の対象者は何名か。また、70歳以上の人は所得の制限があるのかと質したところ、3歳から6歳が302名、70歳から74歳が1,509名である。70歳以上で現役並以上の所得の人は3割負担であるとの答弁でありました。

70歳から74歳の人については、国でも見直しをしていると思うが、この条例改正とは関係ないのかと質したところ、今回の改正はその見直しの前段での処置である。現在進められている70歳からの負担割合引上げを1年間凍結するという見直しについては、平成20年4月から対応できるように、3月議会までに所要の改正を行う予定であるとの答弁でありました。

この条例改正による市の持出しはどれくらいと試算しているかと質したところ、保険者としての市の負担は308万9,000円になる計算であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の反対討論がありました。

条例改正により、70歳から74歳までの方、1,509名が負担増になるということであり、本案には反対である。

以上で討論を終え、採決を行い、起立採決の結果、議案第99号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、起立多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第99号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数です。したがって、議案第99号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第100号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第100号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第100号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、12月13日、委員全員出席のもと、執行部から市民部長、市民課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、この条例改正は、年金給付を受けている65歳以上の世帯主に対して課す国民健康保険税を、原則的に特別徴収することと、その徴収方法を改正するものである。

国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で、年額18万円以上の年金を受給している者で、かつ介護保険料と国保税の合算額が、年金受給額の2分の1を超える場合は特別徴収としないなど、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、最近の社会保険庁を見ていると、これらに対応できる能力と意思があるとは思えないが、大丈夫なのかと質したところ、特別徴収できる人のリストを基に、一人ずつ照合することになっており、大丈夫であるとの答弁でありました。

国保から後期高齢者支援に送る金額はいつ分かるのかと質したところ、平成20年4月から後期高齢者医療制度の納付が始まるので、遅くとも3月には分かる予定であるとの答弁でありました。

市としての拠出額は、いくらぐらいになるのかと質したところ、概算で5億5,000万円程度になると思う。現在、国保から老人保健特別会計に拠出している額、約7億円と同等の額になるのではないかと答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の反対討論がありました。

国の制度がはっきりしない状況の中では、事務量や支援金等を考えると賛成はできない。

以上で討論を終え、採決を行い、起立採決の結果、議案第100号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、起立多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第100号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数です。したがって、議案第100号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第102号 志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第102号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第102号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、委員11名が出席し、執行部から建設部長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、郵政民営化法の制定に伴いまして、国に属していた郵政事業の民営化の措置が講じられたため、郵便差出箱及び信書便差出箱を道路占用料の徴収の対象とするとともに、志布志市行政財産使用料条例に替えて、新たに制定する条例の整合を図る必要がある。

主な改正として、郵便差出箱及び信書便差出箱の使用料の額を追加することと、志布志市道路占用料徴収条例施行規則第2条の規定を別表第2条関係と統合・整理するもの、これまで額の端数計算に関する規定がなかったもので、今回定めるものとの説明がありました。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、道路占用料は年間どのぐらいあるのかと質したところ、平成18年度で1,081万円程度との答弁でありました。

条例改正による今後の見込みはいくらかと質したところ、現在1基は確認しているが、県道及び民地との境が確認できない箇所も2、3あるので調査したいとの答弁でありました。

道路に看板が多く見られるが、許可しているのかと質したところ、屋外広告物との関係もあるが、無届けが相当数あるとの答弁でありました。

道路の看板が台風等で倒れているのは、市で対応か、それともその持ち主かと質したところ、市に連絡していただければ、本人に対応させるとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第102号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第102号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第105号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第105号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第105号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月13日及び14日に、委員全員出席のもと、企画部長、次長、課長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行いました。さらに、12月14日、市長、副市長に出席を求め、総括質疑を行ったところであります。

初めに、議案第105号の議案上程時の本会議における質疑がありました倉敷市の国民宿舎王子が岳での食中毒関係と無許可営業について資料が提出され、説明がなされました。その後、提案理由の説明が

ありました。

資料は、倉敷市保健所に王子が岳が提出した報告書の写しであるとの説明があり、平成16年4月5日、昼食を食べた団体のうち、3名から8名が嘔吐・下痢の中毒症状があると、団体責任者から王子が岳と保健所に連絡があり、8日に保健所の立入調査が実施されたが、食中毒の原因は特定されなかった。無許可営業については、保健所に出す書類が提出されていなかったことによるものである。原因として、営業許可は財団法人休暇村協会が許可を得ているが、株式会社休暇村サービスは、営業許可申請をせず、無許可となっている。これは地方自治法の改正や指定管理者制度等の関係で、株式会社休暇村サービスが、財団法人休暇村協会の営業許可を変更しなくても良いと解釈したため、無許可営業とされたものであるとの説明がありました。

ダグリ公園の公園施設のうち、国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台を、東京都台東区根岸一丁目2番17号、住友不動産上野ビル7号館5階、株式会社休暇村サービスへ指定管理するもので、指定期間は平成20年4月1日から平成23年3月31日まで、3年間とするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

説明資料の採点結果を見ると、団体A、団体Bに比較して、評点について大差が出ている。選定委員会以前に、食中毒の問題、営業無許可の問題等を、執行部が事前に調査して報告していれば、評点に影響したのではないかと。A社、B社は、おそらく地元でしょうから、それなりに経営状況等について知っているため、実績で評点がされたと考えるかと質したところ、株式会社休暇村サービスについては、パンフレットやホームページ等で詳しく調査した。資料収集においても、選定委員会の委員の方々には、応募者の方々の情報は示していないとの答弁がありました。

応募条件に、身元調査、制限を設けるなど、なぜしなかったのか。例えば、資格として、3年以内に食中毒等がある場合は応募できないというような制限はなぜ設けなかったのかと質したところ、今後、応募条件なり、制限等について検討しなければならないと思う。入札制度のように、資格要件が今ひとつであるが、食と生命にかかわるものであるため、今後十分参考にしていく。3年間の事業実績の中に、少しでも食中毒関係も記載してあるとの答弁がありました。

10箇所指定管理者となり営業をしているが、事業に失敗して撤退している箇所もある。現在、コスモピア内之浦についての撤退の情報を聞いているかと質したところ、11月にレインボー桜島は調査に行ったが、コスモピア内之浦については、資料収集のため電話でいろいろと調査をした。その中で、修理関係の事業関係でトラブルが発生して、撤退の申入書を町長に提出しているとの答弁がありました。

貴重な志布志市の財産であり、また観光資源でもあるボルベリアダグリは、経営的にも、今、順調に伸びてきており、納付金の6,500万円に対しても、観光開発公社の理事会、評議員会の決定を得て応募しているが、理事長である市長が、なぜ観光開発公社に直接指定される手法をとらなかったのかと質したところ、指定管理者制度に基づき、指定管理者の公募を行い、観光開発公社も応募した。指定管理者選定委員会委員の選定の基準の評点により、残念ながら選定されなかったとの答弁がありました。

指定管理者選定委員会でプレゼンテーションをされているが、株式会社休暇村サービスと観光開発公

社は、誰が対応したのかと質したところ、株式会社休暇村サービスは常務取締役と営業部長兼事業部長が、観光開発公社につきましては支配人と副支配人が対応したとの答弁がありました。

地元の食材等の利用について、競争原理が働くと、全国に多くのグループ・チェーン店として営業がされているので、大量の食品購入、仕入れ等により、地元食材利用がだんだんと減っていくと思うがと質したところ、食材は鮮度が大事であります。ここの地域は魚類が主であり、新鮮な魚類は地元をお願いするしかなく、レインボー桜島も地元産を多く利用しているとのことでした。また、経営方針の中に、地産地消を心がけ、地域経済の発展と産業の活性化に努めるとあり、ネットワークで活用されるものは、地元産以外のものは大手商事会社から仕入れている。グループが多いため、コスト削減につながっていくと見込まれるとの答弁がありました。

観光開発公社の職員の処遇についてであるが、希望者全員の雇用は大丈夫かと質したところ、営業を円滑に行うために、当社規程を説明した上で、再雇用により現状に近い形で運営するとあり、希望者については大丈夫であると思われるとの答弁がありました。

以上で港湾商工課の質疑を終了しました。

12月13日及び14日の港湾商工課の審査を踏まえ、12月14日、委員全員出席のもと、市長、副市長の出席を求め、総括質疑を行いました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

指定管理選定委員会委員を2名増やし、8名でされたことは良いことであると思うが、今回の指定管理候補者の株式会社休暇村サービスについては、倉敷市の食中毒や無許可営業問題があったことは、選定委員会の方々は誰も知らない中での選定であったことは、すごく問題である。応募のとき、何らかの制限が必要であると思うが、またコスモピア内之浦が、5年契約にもかかわらず、いろいろな問題があったとしても、2年余りで撤退することになっているようであるが、この状況が以前に分かっていたら、市長はどのように取扱いをされたかと質したところ、倉敷市の件につきましては、今議会で初めて知ったが、営業停止期間もあり、相応の処分も受けている。例えば、公共事業で指名の停止を受けた会社は、指名停止の期間があるわけであり、その期間が過ぎると、また普通の会社と同じように指名することになっている。倉敷市の問題にしても、以前に分かっておりまして、私どもとしましては、申請は受け付けたものと思っている、コスモピア内之浦の件については、撤退されるといったことは様々な理由があるのではと聞いているところであるが、現在、指定管理候補者としてお願いしている最中に、このようなことになっていることに対して、残念だなあと考えているとの答弁がありました。

観光開発公社が、理事会、評議員会の決定を受け、また6,500万円の納付金も納入できるとして応募しているが、市長は理事長であり、市長の考えはと質したところ、観光開発公社については、6月議会でもお話ししたように、引き続き指定管理を受けるのだということで、取組をしてきたところである。そのような中で、支配人を中心に経営計画を作成し、それをもって6,500万円の納付が可能であると判断し応募した。結果的に、選定委員会でのことが評価されなかったということである。一生懸命努力をしている職員の方々には、本当に残念だったと認識しているとの答弁がありました。

観光開発公社の理事会、評議員会で、6,500万円の納付金はできる収支計画書を見て、理事長である

市長も理事、評議員会の方々も応募して良いと判断されたと思うがと質したところ、10月19日の理事会、評議員会で、平成20年度の収支計画書で、納付金についても6,500万円の納付はできる収支計画書であるので、応募することと決定した。その結果、応募したところであるとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、反対、賛成、各2名の討論がありました。

最初に、反対討論として、このボルベリアダグリは40年余り、旧志布志町の先輩たちが築き上げた施設であり、そして志布志市の観光の拠点として位置付けもされているので、議案第105号については、現観光開発公社で運営されることを望み反対するものであるとの要旨の討論がありました。

次に、賛成討論として、ボルベリアダグリの指定管理については、公募を実施することになっており、公募により3社が応募され、指定管理者選定委員会で、書類審査、面接審査等の選定の手続きがあり、選定基準の評点により、株式会社休暇村サービスがすべての項目で最高点となり、合計点でも高い水準の得点を得ており、特に利用者サービスの向上や経費節減、類似施設の管理実績の項目についての評価が高く、実際、全国的に公的施設を管理運営しており、それなりの実績を上げている。全国ネットワークがあり、県外からの観光客の誘致、観光事業の活性化やさんふらわあの利活用ができ、また雇用についても現在の職員が優先されており、食材等も地元の食材の利活用を図ることになっており、志布志市を全国的にアピールしてくれる株式会社休暇村サービスをダグリ公園の指定管理者とすることに賛成であるとの要旨の賛成討論がありました。

次に、反対討論として、指定管理者制度が制定された趣旨については、十分承知している。また、民間活力を生かしていくことも本当に大切であると思っている。費用対効果、費用縮減等を考えて、我々は論議してきた。しかし、6月議会でもそうだったが、選定委員会で決めた委員の評点が、そのまま上がってきている。質疑でもあったとおり、株式会社休暇村サービスが食中毒や無許可営業をして営業停止までされた経緯は、過去のこととはいえ、面接審査等でしっかり説明しておくべきであったと思う。その後、このような改善をしましたと答弁すれば、選定委員の方々の評点は様々であったと思う。また、このような提案の時期に、コスモピア内之浦が5年の契約にもかかわらず、2年余りで撤退していく状況の中で議会は判断したのか、市民に説明責任が果たせない、今回の場合は思う。観光開発公社についても、いろいろと厳しい経営であると見ていたが、平成19年度の経営状況と収支計画書を見ると、職員の方々が不安な中でそれぞれ努力され、19年度、20年度についても、6,500万円の納付は可能である状況の中で、議案を否決して、そしてここ数年の推移を見守りたいので反対するとの要旨の討論がありました。

次に、賛成討論として、今回、株式会社休暇村サービスを国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台の指定管理者とすることについて、指定管理選定委員会の選定結果に加えて、会社の主事業であるところの国民宿舎等の公的宿泊施設の業務の受託の実績、それから経営診断・調査、経営基準計画のノウハウ等、プロの視点と運営が期待されていること。また、ボルベリアダグリの弱点とされてきた集客方法についても、全国に張りめぐらされた休暇村グループネットワークの活用や広報活動は、今後のボルベリアダグリの健全な運営にとり、必要不可欠な課題であり、大いに歓迎すべきものであること。また、現在、ボルベリアダグリの職員についても継続雇用の提案をしており、雇用不安も解消されるものと認識して

いる。したがって、ボルベリアダグリの指定管理者公募にいたった経緯や、6月に上程された同議案に対する議会の議決の経過を踏まえ、議会として市民に対する信頼や信義を保つ上からも、食中毒事件等、諸問題は指摘すべきものとは思いますが、志布志市の将来を思慮するとき、この際、小異を捨てて大同を取るべく本議案に賛成するものであるとの要旨の賛成討論がありました。

以上で討論を終了し、採決に入りました。採決は起立により行い、議案第105号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定については、起立多数により、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○25番（小園義行君） 本会議で、この議案が可決した際には、財団法人志布志市観光開発公社は解散をするのかという質疑に対して、そうでありますという市長の答弁でありました。そのことをもって、委員会の質疑の中では、そのことが再度質疑がなかったのか。

併せて、今、報告にもありましたように、指定管理者となった法人が途中で、その契約期間の途中で、撤退をする、こういった事例は全国でたくさんあります。そうしたときに、仮にこの議案が当議会で可決された後、指定管理者制度が始まり、そういった事態が起きたときに、受け皿としてボルベリアダグリは、次の議会の議決を経て、新しい指定管理者になっていくということを考えますと、その間は休業すると、そういったことになるわけですが、そういった契約途中での撤退、そういったものに対しての違約金なり、そういったものが質疑がされなかったのかお伺いをします。

○総務常任委員長（立山静幸君） そのような質疑はございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

○26番（上村 環君） 今回の指定管理の候補であります休暇村サービスにつきましては、これまでの実績等を勘案したときに、非常に期待のできる部分もあるわけでございますが、一方、これまで経営しております観光開発公社が応募にあたって、6,500万円は可能であるという試算をしたと。そのことに非常に関心をもつわけであります。どのような試算がされたということなのか、質疑があったらお伺いをしたいと思います。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいまも報告しましたとおり、その件につきましては、いろんな方々から6,500万円が可能であると。現在のままでいいんじゃないかと、観光開発公社にやらせた方がいいんじゃないかというような、たくさんの御意見がございました。しかし、指定管理者制度を導入して、指定管理者選定委員会で決定した以上は、それが無理であるというような答弁等ございました。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

○24番（宮田慶一郎君） 本案について、もっとも大切なことは、この納付金の6,500万円、このことが契約の3年間にきちっと納められるか、そのことが一番大切なことだと思うんです。先ほども違約金の話が出ましたけれども、そういったその契約の内容をきちっと説明があったのかどうか。仮に、この内之浦のような問題が起きたとしても、それでも契約どおり履行されたと、そういったのが前提にならなければならないと思うわけです。

そのことと、もう一つは、保証人については議論にならなかったのかお伺いいたします。

○総務常任委員長（立山静幸君） 観光開発公社につきましては、19年度の現在までの実績、そして来年3月までの実績の見込み等を委員から請求があり、それを求めて検討もしました。それによりますと、経営については大丈夫であるというような判断をしました。それから、理事会、評議員会でも、観光開発公社の方から6,500万円のできるという書類も提出されて、その結果、応募してもいいという結論に達したことも報告をされたところであります。

保証人については、質疑はございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 総務委員会でする御審議があっただろうというふうに思います。その中で確認をしておきたいと思うんですが、先ほど同僚議員からも質疑がございました。管理が移管をされていく、その後、財団法人の観光開発公社は、当然解散をしていくという本会議での答弁を受けてのことですが、この観光開発公社というのは、ダグリの経営のみならず、いろんな事業を展開してきたと。そのことで旧志布志町の観光事業の中心を担ってきたという経緯があります。その様々な事業の中に、観光宣伝事業ももちろんでございますが、旧志布志町の自然と歴史にふれあう、あるいはふるさとづくりの事業というものを、この公社が担ってきたという経緯があります。それらを考えますときに、解散した後、この公社が行ってきた事業がどういうふうに受け継がれていくのか、このことは大変大事なことであります。したがって、当然、総務委員会でこのことが議論がされたであろうと私は思っておりますが、どういう議論がなされたのか、まずその1点が一つ。

それから、2点目は今出ました契約書の問題であります。議会が通った後、当局と休暇村サービスとの間で契約書が交わされるということであろうと思うんですが、この契約書の中の内容等について、総務委員会では御審議されなかったのかどうか。契約書の内容について公表がなかったかどうか、そのことを2点目をお願いを申し上げたいと。

それから、3点目は、それぞれ4名の方が、賛成、反対の討論をされて、可決という経緯は今、報告があったとおりであろうというふうに思いますが、その審議の中で、この休暇村が指定管理先として優秀であると、決定すべきであるという主な御意見は何であったのか、審議過程でのその御意見をお聞かせをいただきたいと。

以上、3点であります。

○総務常任委員長（立山静幸君） 1番目につきましては、反対討論の中でもありましたとおり、今まで40年近く、志布志の先輩たちが築き上げてきたものであると。また、ましてや夏井の集落の無償提供等によるものであるというようなことも再三出たところであります。今後の観光等については、あまり質疑は出ませんでしたけれども、いろいろな話の中でも、今後この休暇村サービスが全国ネットワークを基にして、今まで以上に観光開発に努力されるんじゃないかと、そういう期待もあるというようなことでもございました。

それから、2番目の契約等につきましては、質疑がありませんでした。

3番目につきましては、いろいろやり取りの中で答弁がありましたけれども、休暇村の親会社ですかね、財団法人休暇村協会の下部組織として、子会社として設立をされていると。この中にはいろんな方々

が、この財団法人休暇村協会には顔を連ねており、その子会社として広域的な観光開発が見込まれるというような意味合いの答弁があったところであります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 少し外れていますが、非常に不思議でならないのは、委員会の中で、観光開発公社が年間のその事業量の見込みがこの条件に満たしているという議論までされていると。そして、しかも観光開発公社の理事会等で、この事業に参入をすべきだと決定もされたと。そういう中で、委員会が決定をしたので致し方ないと、どこをどう解釈すればいいのか分からないけれども、地元でしっかりした企業があって、しかもその企業が現在運営をしておると。そして、ノルマといいますか、6,500万円の金額に達成するし、可能であるという決定をされているにもかかわらず、ほかの会社に管理を移管していくという、非常に理解のでき得ない今回の議案であるわけですが、今ひとつお伺いをしてみたいと思うんですが、先ほどから委員長報告の中で、るる報告がありました。その中の問題であります、今回のこの資料の中に年間の事業計画がございます。そして、その中に入る説明がございますが、中で地元からの仕入れを原則とするものも、競争原理に添った仕入れを行い、仕入れ価格の削減を行うという項が1項。それから、次に従業員の資質向上を図り、生産性を高めるとともに、セクション間の相互応援体制を確立をする。さらには、適正な人件費を維持していくという項がございます。これらについては、先ほど委員長報告の中で先方のお考えはお聞きしましたけれども、このことがしっかり守られていくのかどうか。一つ例を申し上げますと、このチェーン組織というのは、仕入れ等については、我々が考えている以上のものがございます。そういうものが地元産を買い上げていくのかどうか。さらには、従業員が今、地元の皆さんがそれぞれ働いておられる。経営が難しいとなれば、まず人件費からであります。そういう中で、本当にこの従業員の皆さんが守られていくのかどうか。私も私なりに、この休暇村が事業をしていた他の事業箇所、4箇所を調査をさせてもらいました。この2点については、先ほど委員長報告がされましたことは、ほど遠い結果を生んでおります。そのことがもっと委員会で議論にならなかったのかどうか、その点をお願い申し上げます。

○総務常任委員長（立山静幸君） 1点目の6,500万円の観光開発公社の納付金の問題であります、これ等につきましては、書類等を見る限り、可能であるという判断はしたところではありますが、質疑の中でも、1年間の現在までをみてみますと、原価割れをしている月があるというようなこと等もありまして、今後は非常に現段階では難しいのではないかという御意見もありました。しかし、書類を見ますときに、これは可能であると、大部分の方は思われたと、委員の方々は思われたとっております。そういうことであります。そのようなことで、指定管理者制度が実施されまして、選定委員会の結果に基づくものだということが最終的には判断をされたようであります。

それから、食材等につきましては、先ほど申されましたとおり、地産地消に取り組むというようなこともありました。それから、レインボー桜島ですかね、あそこにつきましても、報告では新鮮な魚類は地元産を利用しているというようなことでございまして、できるだけ地元産を利用するというような答弁があったところであります。

終わります。

○31番（野村公一君） それでは、最後に1点、お伺いをしておきたい。採算のとれない事業を途中でやめて、速やかに撤退をするというのは、これは大手企業の鉄則であります。それを踏まえまして、今回、仮に本議案が議決されて、この指定管理が決定をした。その後、仮にも内之浦町のように撤退というような事態が起きたときに、議会の皆様は賛成をさせていただいたと。その責任が議会に降りかかってくる恐れが、私は大変あるというふうに考えておりますが、その辺についての総務委員会での議論はなされませんでしたか。

○総務常任委員長（立山静幸君） そのような質疑はございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（長岡耕二君） 私たちに議案上程があったときの執行部の答弁と、今の委員会の報告がありましたが、この委員会の答弁をちょっと聞いてみますと、執行部の答弁にちょっとずれがあるように私は気付きますが、そんな意見は委員会の中ではなかったかお願いいたします。

○総務常任委員長（立山静幸君） もう一遍詳しく説明をお願いいたします。

○15番（長岡耕二君） 例えば、観光開発公社ではちょっと継続が困難だというような感じに答弁が一部あったような気がいたします。その中で、委員会の報告の中を見ますと、観光開発公社の中でも運営はできるんじゃないかというような、ちょっとそういう、これは一部の問題です。そして、その他に休暇村の説明というのを、私たちに説明された部分と、やはり委員会での今の報告を聞いてみますと、私なんか知らない部分が多分にあるような気がいたします。その一部のことです。

○総務常任委員長（立山静幸君） いろんな方々からの御意見がございまして、先ほども申し上げましたとおり、現在までの経営の状況を、書類の提出を求めまして、その書類を見まして、いろいろと検討をいたしたところであります。それを見ますと、非常に原価割れをしたり、それから婚礼等は多くなっておりますけれども、婚礼等の引き出物とか、あるいは写真代等は、9割方は業者に納めるため、利益等が少ないというようなこと等も審議をされたところであります。そういうことで、本会議と執行部からの説明等を勘案してみますと、まあはっきりと限定されるわけじゃないですけれども、月によっては危ない月もあると。これが累積していくと、赤字になるんじゃないかと。そして、6,500万円の納付金も無理ではないかと、そういう憶測の審議しかなかったところであります。そういうことであります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○26番（上村 環君） 今の質疑に関連する質疑になりますが、長い歴史を持つダグリが観光開発公社のもとで、今回の指定管理に応募するにあたって、さらに経営努力をして6,500万円以上の収益を上げるという目標を立てられた。このすばらしいその決意というものに対して、一方、国民休暇村サービスについては、契約内容について調査、議論が委員会ですれていないということに、極めて不思議な気がするわけでありまして。その点について、再度、先ほど同僚議員からも出ました契約書について、その内容を十分吟味するといったことはなかったのかお伺いをいたします。なければ、議長に休憩をとって、契約書について、ちょっとお知らせをいただきたいと思っております。

○総務常任委員長（立山静幸君） 先ほども申し上げましたとおり、委員の方々も、6,500万円は納付は可能であるということで応募もされたと。これはもう事実でありまして、市長の総括でも、非常に選

定委員会で選定されなかったのは残念であるというようなことも申されました。それから、あとの分については、休暇村との契約の問題ですが、この本会議が通らないと、委員会ではそのような議論はできないと、審査はできないというようなことと解釈して、そういう質疑はなかったものと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[何ごとか言う者あり]

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○

午前11時37分 休憩

午前11時59分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、立山静幸総務常任委員長、再度、答弁させます。

○総務常任委員長（立山静幸君） 私の説明不足で御迷惑をおかけしてはいますが、市長が本会議でかなり厳しいのではないかとというような発言もされたということでありまして、また委員会でもそのような話もありましたが、かなり厳しいという説明がありましたけれども、委員の方々から、今年の実績と12月までの決算見込みと、それから来年3月までの決算見込みを求めた資料を見まして、6,700万円程度は、今年が可能であるというような答弁がされ、この資料につきましては、市長は目を通しておられなかったのであります。そのようなことで、この資料も市長に提示され、市長は、10月の19日の理事会、評議員会での資料で説明がありまして、それしか見ていないというようなことであったわけでございます。そういうことで、私どももこの資料を見る限りでは、納付は可能であるということは、委員の方々も判断されたのではないかと考えております。そういうことで、最終的に応募可能で、6,500万円は可能であるということで応募もされ、選定委員会でこのような結果になったということとございまして、それについても、先ほど報告でも申し上げましたとおり、市長も職員が一生懸命やっているのに、残念であったというようなことも申されたわけでありまして、以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、反対討論から発言をさせます。

○10番（毛野 了君） 基本的に反対の立場で討論をいたします。

この案件については、この12月の定例会で一般質問もいたしまして、市長の考え方もお聞きしましたので、簡潔に述べたいと思います。

市長は、まずボルベリアダグリに対して、何ら愛着も御理解もいただいていないなあという感触を私は受けました。その後、インターネット及び同僚議員の調査等において、当局は、株式会社休暇村サービスは、近隣の施設運営を含め、順調であるとの説明であったが、先ほどから出ておりますが、肝付町

内之浦のコスモピアは、赤字経営を理由に一方的に肝付町の町長に対し、撤退をいたしたい、契約期間が残っているにもかかわらず、撤退をいたしたいという文書で通告をなしており、肝付町の当局はもちろん、議会も巻き込んだ後継探しに奔走いたしていると聞きます。あと3年有余、指定管理契約期間が残っているにも関わらず、一方的な通告であるというふうに聞きました。果たして、このような所に、指定管理契約をなしていいものかどうか疑問に思います。

ところで、現体制の財団法人志布志市観光開発公社の経営内容を詳細にお聞きいたしますと、あと1、2、3、3カ月で1年の決算を迎えるわけです。その平成20年度3月末の決算見込みを詳細に資料を提出いただきますと、6,728万6,829円の黒字の数字の見込みであります。これは先ほどから出ていますが、市長はこれはまだ見てないということでもあります。よって、納付金である6,500万円は十分今の公社で対応できると。さらに、公社であれば、剰余金の約200万円以上は、起債の償還金に充当ができるわけです。これが完全な株式会社ですと、納付金の契約6,500万円のみであります。財政難の折、また大切な市民の血税を思うときに、民間だと6,500万円で打ち切り。そもそもこの一帯は、一大観光スポットとして旧志布志町時代から、一般質問でもるる申し上げましたが、観光の拠点として、市民に親しまれ、市民の財産、これは経営権のことですが、愛着も持って今まで親しんできたわけです。

よって、私は、あと1年なり、2年間、現体制の公社で運営をさせてみて、それから再提案をいただくような考え方が妥当であるというふうに思います。

そして、もう1点は、観光開発公社組織そのものを解体するということでもありますので、これを再度立ち上げるというのは、大変難儀、苦勞をいたします。内之浦のような後継者を探すのは大変で、組織づくりから始まりです。

よって、私は反対の立場で討論を終わります。以上です。

○議長（谷口松生君） 次に、賛成の討論、ほかに討論はありませんか。

○1番（下平晴行君） 賛成する立場で討論します。

ダグリ公園の公園施設の指定管理者については、公募することにしており、指定管理者の選定基準により選定した結果、株式会社休暇村サービスはすべての選定基準において最高点であり、合計点でも高い水準の得点を獲得しております。利用者サービス向上や経費節減、類似施設の管理実績の項目についても評価が高く、また全国に幅広く公的な施設などの管理運営をそれなりに高い実績を上げております。経営の理念としては、「お客様にやすらぎとくつろぎを提供するホテル旅館及び観光施設づくりのお手伝い」であります。事業内容についても、経営コンサルタントをはじめ、建築設計プラン等の経営受託、ホテル、レストラン等の経営受託、広報宣伝業務受託など、多岐に及んでおります。特に、国民宿舎などの、経営が大変厳しい施設の立て直しをしており、そのことにより全国的にネットワークがあり、市外、県外からの観光客の誘致、観光事業の活性化、心配されるさんふらわあの利活用が期待でき、また雇用についても現在の職員が約束されており、食材等も地元の食材の活用を図るということでもあります。

コスモピア内之浦の撤退については、実際にコスモピア内之浦の支配人と内之浦支所の担当課長補佐と会って話を聞いた結果であります。年間2億円以上の収益を上げております。経営が赤字で撤退するのではなく、行政との連携がうまくいかないこと、背景には政治的なことが撤退の理由であることが確

認できたところであります。人事については、支配人、営業課長兼管理課長、調理長が本部から出向しております。職員9名、パート24名、計33名については、地元雇用であります。食材についても、地元の食材を利用しているということでもあります。

志布志市の将来を目先で判断するのではなく、10年、20年、30年先を見据えて判断すべきであります。併せて、志布志市を全国的にPRしてくれる株式会社休暇村サービスの、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定に賛成するものであります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） 次に、対の討論を求めますが、討論ありませんか。

○31番（野村公一君） 当初から、この施設については、公募して指定管理をしていくという基本路線に添って、今回提案をされたというのは重々に理解をいたしております。しかしながら、今回、御提案があったこの議案については、いささか不安と不信が残るということで、反対の討論をしてみたいと思います。

第1番目に、この国民宿舎を含むダグリー帯、これは旧志布志町の観光の拠点として、長年にわたり我々議会も携わってきました。しかし、何せこの商業という分野につきましても、なかなか思うように至らず、今日まで引きずってきたというのが現状でございます。しかし、今回、この決定後、観光開発公社、これが解散をしていくということになりますと、この公社で行ってこられたほかの事業、先ほど申し述べましたが、ほかの観光に関する事業がどういうふうになっていくのか、あるいはどこが引き継いでいくのか、それらについても総務委員会で御審議がされてなかったということと、今後、このことをどう行政がとらえていくのかという不安があるというのが、まず第1点でございます。

それから、2点目は、この公社が委員会の審議の中で、大変従業員の皆さんが努力をされて、6,500万円というボーダーラインの見込みも感じられるという報告もあったということのようでございます。そうであれば、何とか我々も手を差しのべて、今ひとつ、既存の公社が携わっていく方法がないものかどうか、そのことを考えるものでございます。

さらに、今回、この休暇村に管理移管をしていくということになりますと、先ほど質疑の中でも申し述べましたが、従業員の解雇の問題、あるいは地元仕入業者との問題、こういうものが大変危ぐされるところでございます。近隣のこの休暇村が経営をいたしております所の調査もしました。大変、私の不安が的中する部分も大変多くありました。したがって、この国民休暇村サービスに対する不信と不安というものが最大でございます。今ひとつ再考をすべきじゃないかというのが私の正直な気持ちでございます。この議案に対する反対といたします。以上です。

○議長（谷口松生君） 次に、賛成の討論を求めますが、討論ありませんか。

○9番（迫田正弘君） 本案に賛成の立場で討論をいたします。

今回、株式会社休暇村サービスをボルベリアダグリの指定管理者とすることについて、いわゆる指定管理選定委員会の選考結果、これに加えて、会社の主事業であります国民宿舎等の公的宿泊施設の業務受託の実績、それから経営診断・調査、また経営基本計画などの経営のノウハウなど、いわゆるプロの視点と運営が期待されますこと、また、これまでボルベリアダグリの弱点とされた集客方法についても、全国に張りめぐらされた休暇村グループのネットワークの活用や広報活動は、今後のボルベリア

ダグリの健全運営にとって、必要不可欠な課題であり、大いに歓迎すべきものと考えます。

また、危ぐされておりますところの現在のダグリの従業員につきましても、継続雇用の提案がなされておき、雇用不安におきましても解消されるものと認識をいたしております。

したがいまして、ボルベリアダグリの指定管理者公募の背景、これまでいろいろ議論されてきたということは、私どもも認識しておりますが、いわゆる公募に至った背景、それから6月に上程された同議案に対する議会の議決の経過を踏まえたところ、やはり志布志市の将来を考えると、ここで勇断をすべきではないかということを考えるわけでございます。

この際、小異を捨てて大同を取るべく本議案に賛成するものでございます。以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

反対討論です。

○27番（鬼塚弘文君） 議案第105号に対し、反対の立場で討論をしてみたいと思います。

私は、旧志布志町時代から一議員として、ダグリの特別会計の精神を重んじ、極力一般会計には手を付けないことを前提に、かなりの議論をしてきた立場であります。よって、反面、今回のこの議案の決着により、新しい方向性が見えたのかなあと思う面もあります。また、旧志布志町時代の関係職員の皆さんと議論の中で、役所が商売する時代は終わったと。さらに、この国民宿舎ダグリは平成29年度まで、年額1億200万円の償還であり、すべての償還が終わるのが平成31年度であり、とても現在の経済状況から見て厳しいので、一時も早く民間にお願いし、現行の償還に不足する額を定め、その不足金を一般会計から補てんすることには、町民の理解は得られるのではないかと語り続けてきた立場であります。

よって、今回の指定管理者の導入は、私は理にかなっているという思いもあります。委員長の御報告のとおりでありましたけれども、採決の結果、少数の反対、その一人であります、反対がありましたので、私のその反対の理由を述べてみたいと思います。

まずは一つに、行政は市内のすべての商店、商工人の育成・支援をしていかなばならぬ責任を負っております。今回の議案は、地元業者でないがゆえ、市内の商工人に過剰な競争を与え、さらには地元の商工振興にひびが入る可能性があるのではないかと思います。

二つ目に、当局の説明によりますと、先ほど来、委員長の報告でもありました国民宿舎レインボー桜島は、目の前に鹿児島市という大都市というか、多大な人口をかかえている環境の中で、かなりの集客力もあって、経営は良好であるとの説明でありました。また、国民宿舎コスモピア内之浦の説明によると、先ほど来、議論になっておりますけれども、ロケットの打ち上げの回数が以前に比較すると、かなり減ってきたということ。さらには、悪天候等があると、かなりの集客が見込めず、経営が悪化を生んだりして、近々、撤退する状況にあるとの説明でありました。よって、内之浦とはいえど、隣町であります。その町で当社が撤退するとか、補償問題とかいうことで、かなり騒ぎになっておる中において、我が志布志市議会の中でこれを賛成、反対を議論するのは、あまりにも軽率ではないかと思うのであります。志布志の国民宿舎ダグリはどうかというと、人口の密度から考えても、先ほど賛成討論の中にも出てきましたけれども、よっぽど外からの集客を期待しない限り厳しいものがあると。さらには、自然状況から見ても、極めて風光明媚な場所であるがゆえに、台風の玄関でもある。よって、内之浦同様、

台風等の天候にかなり影響を受けることが予想され、また内之浦は地元で競争の業者が少ない。1社だけである。我が志布志市は、かなりの地元の既存の業者が数社おられて頑張っておられると。そう甘くはないというのが2点目であります。

3点目に、6,500万円の納付金のハードルが高いのではないかと議論が当議会でもかなりされてきました。6,500万円の納付金でも大丈夫だよということで手を挙げられた業者が地元にも、公社、民間、さらには今回提案されている休暇村サービス、この皆様方には感謝を申し上げなければならないと思います。間違いなく、6,500万円の納付金を納めてもらえばよいのでありますけれども、地元業者でないがゆえに、今一つ不安が残ると、この3点が私の反対の理由であります。

よって、以上のような理由をもって、総務常任委員会では反対3名という少数意見ではありましたが、警鐘を鳴らすためにも反対の立場を表すことは極めて大事なことだと思いますので、御理解をいただきたく、私の討論といたします。終わります。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

賛成の討論ですね。

○11番（立平利男君） 議案第105号について、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、原案について賛成の立場で討論を行います。

この施設につきましては、現在まで何回も議案上程され、議論をしまいいりました。合併しましてから、大分勉強もさせていただきました。このダグリについては、平成12年開設で、長期計画の中で売上げが5億円を超える計画ということで、現在まで3億円から4億円の売上げしかない現状があります。非常に厳しい、そういう状況の中で今、議案となっておりますが、この指定については、平成18年の第2回の臨時会で、議案第90号で、財団法人志布志市観光開発公社に18年の9月1日から19年8月31日まで指定をいたしております。そしてまた、本年の第2回の定例会、6月定例会でございましたけれども、議案第58号で指定管理者についてを議論をし、この場合、否決をいたしましたところでございます。そしてまた、本年の第1回臨時会、8月で、本年の9月1日から来年の3月31日まで、現在の観光開発公社に指定をしまいいりました。数回の議事録を何回も読んでしまいいりましたけれども、いろんな質疑が出ております。この本年の第1回臨時会において、選定委員についての質疑もあったところでございます。選定委員が6名をもっと増やすべきだ、経営者の専門家を入れるべきではないかということで、今回の選定委員会には8名の選定委員が選ばれております。その選定基準の中で、評点も休暇村サービスがすべての面で高い評価を得ています。選定委員の皆さん方の客観的な選定も十分尊重すべきだと思います。また、選定理由に、利用者サービスの向上や経費縮減、類似施設の管理実績の評価が高いとあります。この管理実績を見ますと、全国の指定管理者施設が10箇所、運営協力施設が11箇所あります。指定管理施設の宿舎利用率を見ますと、皆さん御存知のとおり、県内でもレインボー桜島が74.8%、コスモピア内之浦が50.1%。これに比べまして、ダグリにつきましては、18年度の決算においても、34.9%という宿泊利用率になっております。オープン当初は45.8%あったそうですが、この運営を見ますときに、この宿泊利用率が上がることによって、大きな経営の増進が図れるんじゃないかと思っております。そして、この志布志地域における観光等も、宿泊者によっていろんなメリットができる、そうい

う期待もいたしております。また、この休暇村サービスの経営方針を見ても、まず市民の施設であることを念頭に置き、市と歩調を合わせた運営を行い、地産地消を心がけて、地域雇用促進を図り、観光事業の活性化に努めるとあります。将来展望についても、施設が志布志市観光振興の中核であり、周辺観光施設との協力関係を発展させ、さらに地産品販売強化による産業発展への大きな役割を担っていくという方針であるようでございます。国民宿舎ボルベリアダグリを株式会社休暇村サービスの指定管理者として指定することにより、全国的なネットによる利用促進が図られ、設置目的である市民のふれあい交流促進、本市観光の拠点施設として、目的もまた前進するのではないかと考えております。

そのような観点から、議員各位の原案に対する賛同をお願いしまして、賛成討論といたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

反対討論ですね。

○14番（小野広嗣君） 私は、今回、市長より議会に提案されたこの原案に反対の立場で討論をしたいと考えております。

先ほど来より、質疑、そして討論に関しましても反対、賛成と、様々に今、議論がなされました。これは立場は違えども、このダグリの問題に関して、議会人のお一人お一人がその将来性に対して、本当に心配されながら議論をされているところであろうと思います。反対の理由の中にも理解をできる方向付けも確かにございます。そういったことを先に申し上げながら、私の反対の理由というものを述べさせていただきますというふうに思います。

まず、6月の第2回定例会の折にも述べましたが、先ほど1番議員の賛成討論の中にもありましたけれども、この指定管理者制度の導入、そういったことに対して、その方向性については理解をいたしておるところであります。

まず、民間の能力を活用しつつ、公の施設の運営に係る住民サービスの向上、行政コストの削減を図るため、従来の管理委託制度に代わって、管理できる者の範囲を従来の自治体の出資法人等から、民間事業者やNPO法人を含めた団体にまで広げたものであり、今後、行財政改革を推進していくためにも、重要な取組であることは、まずもって十分理解をいたしているところであります。

そして、公募による選定を推進する施設のとらえ方としては、民間のノウハウにより、サービスの向上や管理経費の節減が期待できる施設となっており、現在、管理受託者となっている本市の出資法人、いわゆる観光開発公社でございますが、この公社の自立に向けた自助努力を促すとともに、本市においてもその在り方の見直しを実施することにより、公募による選定をこれまで市長当局が推進されてきたことも、併せて理解をいたしておるところであります。

しかしながら、そういった理解の上で、なぜ今回反対なのかと申し上げますと、今回提案のあった指定管理者となる株式会社休暇村サービスは、委員長報告にもありました、議案上程の際にも出ましたけれども、3年ほど前に倉敷市で指定管理者として国民宿舎の運営を行ってございましたが、食品衛生法と旅館業法に定める営業許可を取っていなかったことが分かりました。それも集団食中毒が発生したことにより、事態が発覚したものであり、それがなければ、引き続き無許可で営業を続けていたこととなります。これは、うっかりミスで済まされる問題ではなかったと私は考えております。当時の毎日新聞や

議会でも大きく取り上げられ、その後、書類送検されております。そのことは今回、議案上程の際に指摘をしたこともありまして、総務常任委員会に資料として、そのことのでん末についての詳しい資料が出されました。

しかし、それは私たちの元には届いておりますが、選定委員会にはそのような資料は提出をされておらず、委員の方々はそのような経緯は全然知らずに、採点に入られております。これまで議論があったように、確かにいろんな人脈もあり、ルートもある一流の会社かもしれません。しかし、そうであるならば、なおさら堂々と私たち総務常任委員会に出された資料のその概略でもいいから、提出をしていただき、例えば面接の折にも、そういった経緯があったことをしっかりと説明をされ、その後の反省の上でいろんな課題を乗り越えて、今回、ダグリの公募に応募をしたところであると、そういったことがなされて当然であろうというふうに思っています。そのことがなされずに、今回選考が進んだことは誠に残念であります。

また、議案上程の際、様々な質疑が出されましたが、その後、私たち総務常任委員会の会議の前に、コスモピア内之浦の指定管理者である休暇村サービスが、急きょ撤退することになったことを聞き、さらに驚いたところであります。5年契約のまだ半ばにも達していない時期のことで、全員協議会で町長より説明があり、皆、驚いたとのことでありました。これは肝付町の同僚議員からも直接お話を伺っております。

市長は、本会議での質疑の際、今回のかなりの高得点で選考されていることに対するその思いを問われたときに、近隣で実績が上がっていることが評価されたのではないかという感想を述べられました。そのことについて、総括質疑の中で再度質すと、市長は、現在、本市が提案している休暇村サービスが近隣において、一方で撤退するということは誠に残念なことであると述べられております。私も全く同様な思いであります。

一方、観光開発公社の19年度の収支の見込みを確認したところ、明年2月、3月の宿泊客の予約が増えていることや、食材費の圧縮により、6,728万円ほどを達成できる見通しとのことであり、当局もこの件については、ほぼ実態に近い見込額であることを述べられたところであります。このことは6月以降、指定管理者の件で、観光開発公社の皆さんが迫り来る危機感の中で必死になって営業業務を展開し、新たな道を切り開こうと努力している結果であろうと思います。市長も公社の理事長として、理事会の同意も得て、6,500万円に挑戦しようと歩み出した公社の姿勢もしっかり見てあげるべきであると思います。それこそ、先ほど述べました公募の目的の一つである、現在、管理受託者となっている本市の出資法人、いわゆるこの観光開発公社の自立に向けた、自助努力を促すとした、その方向性がここにきて功を奏し始めたのではないかと私は思っております。

先ほど述べました、倉敷での件といい、それこそ近隣での今回の撤退の件といい、もしこのことが事前に知らされていれば、選定委員会の結果はどうだったでしょうか。また、このことを議決後に知る市民の皆さんの思いはまたどうでしょうか。

私は、このようなことが明るみになった中で、今回の議案に例えば賛成し、その後、市民に説明責任を果たせるとは、私自身は到底思えません。

私は、以上のことを申し述べ、今回の提案は、指定管理者制度の選定に関しては、適切な判断を下された上での提案であるとはとても思えないところであります。よって、この議案には反対をするものであります。議員の皆様の御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） 発言を制限するものではございませんが、バランス上、あと1人、賛成討論があれば、受けて、討論は終結したいと思います。よろしゅうございますか。

ほかに討論ございませんか。

○3番（丸山 一君） 賛成の立場で討論をいたします。

国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台の指定管理者についてであります。選定委員会の厳正な審査により、応募団体の中、最高の合格点を獲得し、選定基準項目の中でも、すべて最高得点であります。株式会社休暇村サービスは、公的な施設の経営改善と地域の活性化をお手伝いするという目的で設立され、地域の大切な財産である公的施設の健全な運営に尽力するという企業理念のもとに、国内の10施設の指定管理、11施設で運営協力の中で、かなりの結果を出しております。

コスモピア内之浦におきましても、あのような地域的な、辺ぴというか、そういう地域におきましても、あのような小さな施設におきまして、2億円を超える売上実績を出しております。

また、事業計画を見ましても、地域雇用促進を図り、さらなる質の高いサービスを実践するため、研修等を計画的に実施するとあり、我々市民にとりましても、より高いサービスを受けられ、また地域観光の面からも、互いに刺激し合って、ともに向上していくと考えられます。

11月28日の日本経済新聞の社説の中で、「観光振興は外からの目を生かして」とあり、日本各地の成功例が多数列挙されております。また、東京都三宅島におきましては、観光協会の新事務局長募集にしまして、一般に広く公募をして、外からの空気を入れてもらう。そして、アイデアをいただくとなりました。しがらみにとらわれず、新しい改革を目指すということであります。

また、政府は、観光大国日本をキャッチフレーズに、観光立国の実現に向けて、観光庁を設置し、10月現在、699万人の外国人観光客を、2010年には1,000万人にするという目標を掲げました。

休暇村サービスは、全国への情報発信のできる会社であり、経営運営を任せることに賛同いたします。良識ある皆様の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ないですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第105号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第105号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後 0 時 41 分 休憩

午後 1 時 49 分 再開

日程第10 議案第106号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第106号、志布志市市民センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第106号、志布志市市民センターの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、12月13日、委員全員出席のもと、執行部から福祉部長、福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、実際の維持管理費はどれくらいかかっているのか。また、指定管理料は5年間のうちには、上下するのかと質したところ、平成18年度の維持管理費は64万円であった。指定管理料については、社協側から査定要求が出てきた段階で判断したいとの答弁でありました。

指定管理料の提案額は、どのように理解したらよいのかと質したところ、維持管理に伴う光熱水費や消耗品費、軽微な修繕料、損害保険料等を積算しており、社協から要望が上がってきたものを反映している。今回は平成20年度の当初予算の予定額であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第106号は賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第106号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第107号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第107号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第107号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、12月13日、委員全員出席のもと、執行部から福祉部長、福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、同じ建物の中に図書館があると思うが、どのような関係かと質したところ、3階建ての部分は公民館になっており、その中に図書館がある。そこは教育委員会の管轄になっており、当センターとは別ものである。また、当センターは、使用料は無料であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第107号は賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第107号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第108号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第108号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第108号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、12月13日、委員全員出席のもと、執行部から福祉部長、福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、施設の維持管理を他に再委託するようなことはないのかと質したところ、再委託することは考えていないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第108号は賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

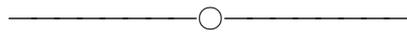
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第108号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第13 議案第109号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第109号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第109号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、12月13日、委員全員出席のもと、執行部から福祉部長、福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、市が社協に出している補助金と指定管理料とはどれくらい差があるのかと質したところ、健康ふれあいプラザは人件費等が運営補助として入っているので、その分は高くなっている。維持管理にかかる費用としては、ほぼ同額であるとの答弁でありました。

説明資料にある事業計画は、社協側から提出されたものかと質したところ、社協から出てきた事業計画を受けて、すり合わせをしながら、行政から依頼する内容として示してある。表現については、今後、誤解を生じないように検討したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第109号は賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第109号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第14 議案第110号 松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第110号、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第110号、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、委員11名が出席し、執行部から産業振興部長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、平成20年3月31日で指定管理の期間が終了することから、現在の指定管理者である財団法人志布志市農業公社に、引き続き平成25年3月31日まで指定管理者による管理をお願いするものである。また、非公募による選定の理由は、この施設は市と農協の出捐により設立された財団法人志布志市農業公社に、高齢農家並びに規模拡大農家への労働力支援事業として、農作物の受委託事業及び農業を担うべき若者を育成するため、農業研修事業等の事業を行わせる目的で設置された施設

であり、今後も財団法人志布志市農業公社に管理させることが施設の設置目的から最も効果的、効率的であると考えられるため、非公募による選定をしたとの説明がありました。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、松山の新規就農者の研修生は何名いるか、作物は何かと質したところ、19年度の松山の新規就農研修生はいませんが、平成18年度からの2年生が1名おります。作物は施設のイチゴであるとの答弁でありました。

研修終了後の研修生サポートはしているのかと質したところ、基本的には、研修中はもちろんですが、研修後も農協の指導等を含め、研修生が自立するまでは農業公社でもアフターケアを行っているとの答弁でありました。

研修生が自立して志布志市に何名おられるかと質したところ、これまで35戸の方々が研修され、その後、松山で7戸、志布志町で26戸、有明町で2戸の園芸農家として取組をしてもらっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第110号、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定については、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第110号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第15 議案第111号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第111号、有明開田の里公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第111号、有明開田の里公園の

指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、委員11名が出席し、執行部から建設部長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、平成20年3月31日で指定管理の期間が終了することから、現在の指定管理者である志布志市開田の村管理組合に、引き続き平成25年3月31日まで、指定管理による管理をお願いするものである。

また、非公募による選定の理由は、有明農業歴史資料館とこの施設は、隣接している関係上、一体的な管理運営を行う上で、事務局を農業歴史資料館に置く志布志市開田の村管理組合を選定した方が効率的と判断し、非公募により選定したとの説明がありました。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有明開田の里公園の総工事費はどのぐらいかかったのかと質したところ、造成から噴水施設など、約3年かかりまして、5億8,000万円であるとの答弁でありました。

公園の所在を市民は知らないと思うが、看板の設置とかPRはしているのかと質したところ、公園は松山、志布志、有明に、それぞれありますので、公園の位置図を作成し、広報等でもPRしていくとの答弁でありました。

管理ができていない所があつて、市民から苦情があつた。管理指導はしているのかと質したところ、市が指定管理依頼をしているので、管理の方法については、申し渡しをするとの答弁でありました。

ここで事件とか事故が起きた場合には、どこが責任をとるのかと質したところ、公園法の通達により注意を促しているところであるが、事故等については、市に過失がある場合には市が責任をとるべきだとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第111号、有明開田の里公園の指定管理者の指定については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第111号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は所管委員長の報告のとおり

可決されました。

日程第16 議案第112号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第112号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第112号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、12月13日、委員全員出席のもと、執行部から教育次長、有明教育支所教育課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、当施設はオープン当初から、有明開田の里管理組合は管理運営のために設立された組合であり、これまで管理運営にずっと携わってきており、その経緯と実績等を踏まえて非公募とした。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、今までの管理料はいくらだったか。また、指定期間の5年間のうちには、管理料の増減があるのかと質したところ、18年度の管理料は約1,400万円であった。指定期間の管理料は、年度の状況により増減の可能性はあるとの答弁でありました。

公共的な使用に対しての使用料はどうなるのかと質したところ、市長が、特に判断した場合は減免措置をすることになっているとの答弁がありました。

設置目的に沿った自主事業をどれくらい実施しているかと質したところ、「わくわく農業体験事業」や「正月グッズ作り」など、4事業で年間20日間ぐらい実施しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第112号は賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第112号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第112号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第114号 市道路線の認定について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第114号、市道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第114号、市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、委員11名が出席し、執行部から建設部長ほか担当職員の出席を求め、現地に出向きまして調査をいたしました。その後、委員会室に戻りまして、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、高規格道路が来年開通することにより、県道の飯野松山都城線を県から引継ぎをするもので、起点は伊崎田の字尾信号機から松山を抜け、志布志市と曾於市の境まで約8.3kmを市道に認定するものである。この路線は、県も認定しておりますので、ダブルで認定ということになります。当然、上位路線が優先でありますので、県道の廃止の告示をするまでは県が引き続き路線の管理を行うようになっています。引継ぎについては、補修が済んでから引継ぎとなりますが、県が補修した後、廃止の告示で自動的に市道へ引継ぎとなるとの説明でありました。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県道の廃止の告示はいつ頃になりそうかと質したところ、県の補修が来年の9月頃までかかるので、その後、県と協議をして廃止の手続きになるとの答弁でありました。

宮崎県の道路に比べて、鹿児島県の道路は反射鏡やガードレールの破損が多く、悪い。事故が多いのは、安全対策がとられていないのが原因だ。多額のお金をかけずにできる対策もあるが、県につないでほしいと質したところ、反射鏡やガードレールの破損については、県に要望する。また、県道全般については、他の県に遅れのないように要望していくとの答弁でありました。

地方交付税が変わってくると思うが、見込額はいくらかと質したところ、交付税の数値は毎年変わりますが、昨年のグリーンロードの認定が約6kmで600万円程度でしたから、今回が約8kmですので、約800万円程度が見込まれるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第114号、市道路線の認定については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第114号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第114号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第18 議案第117号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第117号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

まず、13番、立山静幸総務常任委員長。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第117号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月13日と14日、委員全員出席のもと、関係部長、関係課長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

まず、税務課分の主な説明によりますと、歳入だけであり、市民税の個人の現年課税分の減額は、農業所得、営業所得、給与所得の減収によるものである。滞納繰越分の増収は、徴収実績による増額であり、固定資産税の現年分については、償却資産の増による増額、滞納繰越分は、徴収実績による増額であります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、それぞれ滞納繰越分の徴収の努力のあとが伺えるが、確実に納入される金額か質したところ、市民税の個人分と固定資産税の滞納繰越分の歳入につきましても、補正予算計上時点での金額であり、現在はこの予算額より多くなっているとの答弁がありました。

個人の現年課税分について、定率減税制度が19年度はゼロになり、増収になったと思うが、あくまでも各所得の減収によるものかと質したところ、農業所得でマイナスの16.97%、営業所得でマイナスの18.68%、給与所得でマイナスの1.29%の減収であり、全体でもマイナスの3.28%であり、今回減額するものであるとの答弁がありました。

固定資産税の現年課税分は、償却資産の伸びによると説明があった。課税客体は1月1日の申告算定であり、その後の増額については算定しないのではないかと質したところ、申告の提出期限は1月末日までとなっております。当初予算計上は12月末の調定を参考に予算計上するため、1月末日までの申告

実績により増額となり、今回の増額予算を計上しているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終了しました。

次に、総務課分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、職員人件費の補正内容について、各費目ごとに説明がありました。

総務費、一般管理費の給料、職員手当の減額は、育児休業、病気休職によるものであり、税務総務費の減額は、普通退職者と10月人事異動調整によるもので、戸籍住民基本台帳費は、6月補正後に業務内容により、歳出費目の見直しを行い、社会福祉総務費への費目替えを行ったものであります。

保健衛生総務費の減額は、育児休業によるもので、農業総務費は10月の人事異動による増額であります。

土木総務費の減額は、10月の人事異動によるもの、道路橋梁総務費は、6月人事異動の調整によるものである。

教育費の事務局費の職員手当は、6月補正で行った4月人事異動に伴う費目間調整において、積算漏れがあったための増額、社会教育総務費の減額は、10月人事異動の調整によるものである。

19節の職員互助会負担金は、今後、38人分の人間ドックが見込まれるため、増額するものである。

非常備消防費、備品購入費の減額は、AED 4台購入分の執行残である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、教育総務費で職員手当が1名分積算漏れがあって、増額補正したと説明があったが、漏れの原因と、いつ発覚したのか質したところ、4月異動に伴う費目間調整を6月補正で行ったが、異動分の積算の際に、1名分、積算違いをしていた。今回、12月補正の積算の際に気付き、今回、増額補正をお願いをしているとの答弁がありました。

保健衛生総務費で、育児休業による給料減額は何カ月分か質したところ、1名は12月に復職しており8カ月分、1名は10月から休業しているの6カ月分であるとの答弁がありました。

給与費明細書で、時間外勤務手当が1億866万円計上してあるが、時間外勤務をする職員、しない職員等いるが、命令の仕方、また職員の健康管理等を考えると、臨時職員で対応した方が良い場合もあると考えるがと質したところ、命令についてはそれぞれの課長が決裁している。平日の時間外勤務の場合は、時間外勤務連絡表が守衛室に備えてある。それに記入して帰るようにしている。休日勤務の場合は、休日時間外出入者名簿に記入している。記載簿は、財務課が管理しているので、守衛の方が、朝、財務課に提出する。それを人事厚生係で時間外要求者と照合し、確認している。職員の健康面から、水曜日をノー残業日にしている。基本的に命令のあった者については、予算の範囲内で時間外を認めている。臨時職員については、課によって繁忙期があるので、臨時職員に時間外をお願いしている場合もあるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終了しました。

次に、情報管理課分の提案理由の説明を受けたところです。

主な説明としまして、統計調査員報酬であります。平成20年度住宅・土地統計調査が実施されます。これに伴い、本年度調査区域が増加したため増額補正するものである。委託金として県から同額入って

くる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、統計調査指導員の報酬の1人当たりの単価を質したところ、調査指導員の報酬は、均等割が1人当たり7,490円、調査区割が1調査区当たり1,810円であるとの答弁がありました。

調査指導員の総人数は何人かと質したところ、13名の予定であるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終了しました。

次に、財務課分の提案理由の説明を受けたところです。

主な説明としまして、地方債補正は合併特例事業として、農道関係の調整により530万円減額、歳入として財政調整基金繰入金金の増額は、今回の補正に伴う財源調整のための増額である。

減債基金繰入金は、公的資金繰上償還に伴う財源とするための増額である。

歳出として、公用車の車検に伴う役務費、公課費を計上している。

地方債償還につきましては、歳入でも説明しましたとおり、平成19年度から国の地方債の高金利部分の公債費負担軽減政策として、政府資金の6%以上の起債につきまして、繰上償還が認められることになっておりますので、3カ年間で1億4,706万6,000円繰上償還するものである。3カ年につきましては、国からの償還指定によるものである。利子の軽減額は2,516万9,000円を見込んでいます。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、退職手当債について質したところ、当初予算で県と協議して、早期退職者分1億3,000万円計上したが、その後、国から県に、退職者手当組合に加入している市は該当しない旨通知があり、3月補正で減額する予定であるとの答弁がありました。

減額しても大丈夫なのか質したところ、予算の執行残や基金等で対応したいとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終了しました。

次に、港湾商工課の提案理由の説明を受けたところです。

主な説明として、歳入の行政財産使用料の減額は、蓬の郷分であり、9月1日から利用料金制度に移行した分である。

歳出として、国民宿舎特別会計繰出金として856万5,000円計上している。

観光費の報償費につきましては、東京で2月21日から26日まで、県の特産品協会等が中心となり、東武百貨店で開催されます。これに市の特産品協会も参加することになっており、この開催中に市のPRのため、お客様に竹炭等を配ることにしており、その商品代である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、東武百貨店に市の特産品は出品しないのか質したところ、現在、市の特産品協会が9社の特産品が予定されている。ハモを含む海産物、竹炭、さつま揚げ、ダチョウ製品、焼酎等であるとの答弁がありました。

国民宿舎特別会計繰出金について質したところ、償還金の1億270万円については、観光開発公社では当然賄うことはできません。観光開発公社の収支実績を積算し、通常、一般会計からの繰出金をお願いをしているとの答弁がありました。

10月までの公社の業績を見てみると、月によって原価割れの月がある。改善策を講じているのか、改善されないと3月にはまた補正予算を計上することになると質したところ、6月から新しい支配人のもとの、活発に営業活動を実施され、また内部でもコスト削減等に取り組んでいるとの答弁がありました。

10月末の実績表を見てみると、総体客数は増加しているが、収益増はわずかである。婚礼は多くなっているが、外注費が増えている。食事の原価率が高くなっており、むしろ懸念材料が増えている。宴会等が多くなると思われるが、原価率が高く、収益的には期待できないかと質したところ、10月までの収入、支出状況を見てみますと、収支のバランスが崩れてきている。11月では支出の方が多くなり、今後の宴会や婚礼客の増に努力しなければならないと答弁がありました。

婚礼は多いが、その割に収益が少ないのはなぜかと質したところ、婚礼、客数とも増えているが、経費が多くかかっている。大きな原因は、記念品、写真代等は、80%から90%を業者に支払っている。利益は10%ぐらいであるので、収入の割に利益が上がらないとの答弁がありました。

観光開発公社は、公的立場から運営が当初からなされ、経営についても、また職員についても、甘えの構造が長く続いており、今になって指定管理者制度が採用されようとしている中で、職員の方々も認識を新たにして、公社で頑張っていくんだということで、今回、公社も手を上げられたと思う。もう少し公社の職員の方々の努力を見守る必要があると思うかと質したところ、職員の意識は高まってきている。また、実績も上がってきているが、先ほども話がありましたが、長い間、委託料で賄われてきた体質があり、すぐには変わらないようである。現在まで、改善に対する投資も少なかったのではないかと思われる。3月までは職員一丸となって指定管理者として努力してまいりたいとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終了しました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、議案第117号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、19番、岩根賢二文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となっております議案第117号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分について、審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会では、12月13日に、委員全員出席のもと、執行部から教育次長、市民部長、福祉部長、担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順にしたがい、はじめに生涯学習課、文化振興課、図書館分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、志布志運動公園のグラウンド整地事業完了に伴う執行残が180万3,000円減額、埋蔵文化財発掘の執行残と急傾斜地崩壊対策事業の延期に伴う減額が701万4,000円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、急傾斜地崩壊対策事業が延期になった理由は何か。そのことで発掘事業の進捗に影響はないのかと質したところ、県の事業計画の中で、他の地区が優先されることになり、沢目記地区が後回しになったためである。発掘事業に影響はあるのだが、主体事業に合わせてするしか対応ができないところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、次に教育総務課、学校教育課、給食センター分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、旅費の減額は、ALT 3名のうち2名が再契約したため、帰国旅費等を減額、給食センターの需用費は、突発的な修繕に備えて30万円補正するものであるなど、概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、突発的な修繕に備えてということであれば、予備費とすべきではないか。節内で需用費の残はなかったのかと質したところ、需用費の残は約270万円あるが、修繕料に流用できる額がないので、今回お願いしている。修繕料として、当初120万円計上していたが、すべて支出済みであるとの答弁でありました。

潤ヶ野小学校体育館の改修費はいくらだったのか。また、耐震については十分かと質したところ、3,307万5,000円の工事費であった。また、今回の改修は、雨漏り防止や床の張替え等であり、耐震については、今後、耐震度調査結果に基づいて検討していくことになっているとの答弁でありました。

この時期に臨時職員の賃金を減額補正するのはおかしいのではないかと質したところ、予算執行の面からも9月補正で調整すべきであり、反省している。今後はしっかりした予算管理に努め、このようなことがないように注意してまいりたいとの答弁でありました。

以上で教育委員会関係を終わりにして、次に、福祉課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、合同福祉スポーツ大会が開催できなかったための減額、自立支援給付費・補装具給付費の精算による返納金、日中一時支援事業の所要見込みを算出しての減額があること、また、児童クラブ利用者増による増額や、保育所入所児童の増による臨時職員の賃金の増、城南とさゆり、両保育所の雨漏り修繕費の増、それと生活保護の医療扶助が1億360万6,000円減額となる。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、児童クラブの委託料は、利用者の負担金そのまま歳出している形だが、市の負担はないのかと質したところ、児童クラブの委託料は、人数によって何人まではいくらという形になっているので、今回は負担金をそれに加える形で支払うことになったものであるとの答弁でありました。

敬老祝金の支給見込み数は何人だったのか。また、祝金支給に対する苦情はなかったのかと質したところ、当初の見込みは1,565人であったが、実際に支給したのは1,442人であった。苦情は全くなかったわけではなく、少なかったということであり、19件くらいはあったと思うとの答弁でありました。

以上で福祉課分を終わりにして、次に、市民課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、10月の確定通知に基づいて、国・県のそれぞれの差額を、歳入で保険基金安定制度国庫負担金を270万7,000円、国民健康保険医療費助成金を544万8,000円、歳出で国民健康保険特別会計繰出金を282万8,000円それぞれ増額補正した、

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました、質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、討論を行いました、討論はなく、採決の結果、議案第117号、平成19年度志布志市一般会計補正予算(第6号)のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(谷口松生君) 次に、23番、東宏二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(東 宏二君) ただいま議題となりました議案第117号、平成19年度志布志市一般会計補正予算(第6号)のうち、産業建設常任委員会に付託になった分について、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、委員11名が出席し、執行部から産業振興部長、建設部長ほか関係職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

農政課分の説明によりますと、歳出の農業総務費及び農業振興費の燃料費は、公用車のガソリン代がそれぞれ不足を生じたための増額補正をするものである。

また、農業振興費の負担金補助及び交付金ですが、中山間地域等直接支払交付金の減額は、対象集落の区画整理事業によるものである。

農地保有合理化促進事業の増額は、優良農地の遊休化を防止し、地域農業の発展のため、地域の受け手のいない優良農地を有効活用するため、志布志市農業公社が維持・管理し、良好な状態で担い手に引き継ぐことを目的としています。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地保有合理化促進事業は新規の事業か、県が2分の1の補助で、あとの2分の1は志布志市農業公社が負担するのかと質したところ、この事業は新規事業であります、事業内容は、遊休農地を地主から農業公社が借りて、それを簡易なほ場整備をして、担い手に渡す事業であります。今回の場合は、担い手がいろは農園でありますから、残りの2分の1の負担はいろは農園が負担することになり、農業公社の負担はありませんとの答弁でありました。

この事業を導入するとき、面積の要件はあるのかと質したところ、対象農地の要件は、農振農用地内にある農用地であることではあります、その中で土地改良事業等の公共投資の対象となった農地、この場合は基盤整備とか、畑かん事業とかの事業であること。また、集団的に存在する農地、おおむね20haの連担した農地の一部であること、生産団地の形成上、特に農業上の利用を要するものであれば該当するとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、耕地課分の説明によりますと、歳入の農林水産業費県補助金の農業費補助金は、曾於東部二期地区志布志地区における畑地帯の生産基盤の整備と併せて、担い手への農地集積や認定農家の育成・確保を図るための、市町村の諸活動を支援する経営体育成促進事業補助金30万円である。

歳出ですが、農地整備費の主なものとして、委託料は、市単独土地改良事業、安楽和田地区の測量設計委託料を141万1,000円減額、県単農業農村活性化施設推進等整備事業、佐野地区の測量設計の委託料

を25万5,000円減額し、土地改良事業等による公有財産登記事務委託料に不足を生じたため、100万円の増額、工事請負費は、安楽和田地区と佐野地区の工事を行うため、123万9,000円の増額である。

公有財産購入費も安楽和田地区と佐野地区の増額で、補償補填及び賠償金につきましては、上通山地区の農道改良に伴う補償費を増額し、安楽和田地区分を減額、また佐野地区分を増額するものである。

増額の主な理由は、安楽和田地区の農道舗装を計画しておりましたが、地元説明会の中で、現道では離合が難しいので、拡幅して整備してほしいとの強い要望があり、計画を変更し増額するものである。佐野地区につきましては、県道の取付部分で横断溝の追加、拡幅に伴う用地費の追加、樹木の本数、樹齢の詳細確定に伴う補償費の不足分を増額するものである。

土地改良費の減額につきましては、事業費の変更によるものです。

災害復旧費ですが、現年農林水産業施設災害復旧費の耕地課分は、事業費の確定に伴い、減額補正をするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市単独土地改良事業の上通山地区の場所はと質したところ、通山保育園の近くとの答弁でありました。

次に、林務水産課分の説明によりますと、林業振興費の主なものとして、委託料は、森林病虫害等を早期かつ徹底的に駆除し、被害の蔓延を防止し、森林の保全を図る目的で227万4,000円を増額補正するものであります。

内容につきましては、保安林の松林の松くい虫伐倒駆除を行います。

現年農林水産業施設災害復旧費ですが、林務水産課分にかかわる補正は、賃金のうち作業賃金を30万円減額、使用料及び賃借料に、建設用機材借用料として30万円増額、これは、賃金の30万円を、使用料及び賃借料に組み替えるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、広島県や島根県及び四国の松が松くい虫で枯れていたが、保安林の松と種類が違うのかと質したところ、全国・九州の松はクロマツであります。志布志市の海岸の松は、随時、試験場で抵抗性を付けた抵抗性マツを植えているとの答弁でありました。

航空防除など薬剤散布をしているが、進行状態は悪くなっているのか、変わらないのかと質したところ、若浜海岸は駆除の効果がありますが、押切海岸は渚が近く、枯れる状況にあり、また航空防除できない所、地上散布でも木の上まで届かないこともあり、現状は悪いとの答弁でありました。

通山・押切海岸地区に造林することで、予算を計上していたが、計画どおりされたか、その後の状況はと質したところ、通山・押切緑化推進協議会へ補助金を出しまして、地元の方々が植林をいたしました。ただ、松だけ植えると景観も悪くなりますので、若浜の緑地みたいに、クスとかカシなども植えて整備を行っているとの答弁でありました。

松の駆除費を当初予算、補正と増額しているが、昨年の実績と比較して、今年は倍の被害があったのかと質したところ、昨年より今年は暑かったせいもあり、暑ければ葉から水分が蒸発し、蒸発した水分を根から吸収する発散作用によって、松の害線虫が入ってくると、水管がやられ、葉に水分が行かずに、

葉が赤くなって枯れてしまったと思われるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第117号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会に付託になりました所管分につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第117号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第117号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第19 議案第118号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第118号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第118号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会では、12月13日、委員全員出席のもと、執行部から市民部長、市民課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入では、所得の減や被保険者数の減により、現年課税分が3,000万円減額となっているほかは、国庫負担金や県支出金、療養給付費、財政調整交付金等がそれぞれ増となり、一般会計繰入金が282万8,000円の増、基金繰入金が9,512万2,000円の増となっている。

歳出では、一般管理費や保険給付費、高額療養費、保健事業費等が増となり、老人保健拠出金と介護納付金が減額となったほか、国庫補助等返還金が1,748万2,000円あり、補正後の予算総額が49億6,103万4,000円となる。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、基金の残額はいくらかと質したところ、基金は全部取り崩したので、残額

はゼロであるとの答弁でありました。

温泉保養の利用状況はどうかと質したところ、月平均5,900枚利用となっており、前年度比56%の増となっている。10月末現在で予算残額は278万3,000円であるとの答弁でありました。

国庫補助等返還金の内容はと質したところ、国庫補助の概算払いを受けていた分が過払いであったため、返還する分が1,525万円余り、国庫補助に該当しないとして、平成16年度の旧有明町の温泉保養分が222万9,000円であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第118号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第118号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第118号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第20 議案第119号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第119号、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第119号、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、委員全員出席のもと、企画部長、港湾商工課長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

歳入の事業収入の減につきましては、9月1日から利用料金制度に移行したための減額である。一般

会計から繰入金856万5,000円を計上している。

歳出として、修繕料を増額、委託料、使用料及び賃借料の減額につきましては、9月1日からの利用料金制度による減額である。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第119号、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

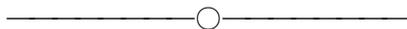
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第119号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第119号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第21 議案第120号 平成19年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第120号、平成19年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第120号、平成19年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、委員11名が出席し、執行部から水道局長、次長ほか関係職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

水道局の説明によりますと、今回の補正の主なものは、昨年度実施しました上水道の災害復旧費に係る費用のうち、建物災害共済の適用となる部分について、請求手続きが整いましたので、今回、収入として計上するものである。

収益的収入及び支出の収入で、水道事業料収益は、保険収入予定額1,200万円に利息収入を加えた

1,284万3,000円を増額する。

簡易水道収益は、開始手数料3万5,000円を増額する。

支出の簡易水道事業費用は、不足を生じたため、24万9,000円を増額する。

また、資本的収入及び支出の支出は、資本的支出の870万円を減額し、簡易水道資本的支出に加えるものである。

内容は、簡易水道の建設改良予定箇所の発注を終えたので、今後の緊急に発生する場合に備えるものであるとの説明でありました。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保険収入が1,200万円あるが、建物災害の復旧にかかった費用はいくらかと質したところ、上水道の災害費は、合計で6,580万4,000円である。このうち補助金が2,862万円、起債が2,500万円、単独負担した額が1,218万4,000円である。したがって、この1,218万4,000円が今回の保険としての請求額であるが、収入としては1,200万円ですと計上してありますとの答弁でありました。

水の不足する地域があると思うが、その対策はできているのかと質したところ、国が簡易水道の統合を求めておりますので、全体的に計画を作成中ですとの答弁でありました。

水道管の布設替えが進んでいるが、市全体の何割を終わっているのかと質したところ、基本的に耐用年数が40年ですので、40年で更新をしますが、ただオイルショック当時のビニール管は質が悪くて、老朽化が激しいこともあるので、一律にいけない。今、森山地区の水源掘削をしていますが、これが終われば、更新事業に入っていくとの答弁でありました。

亜硝酸態窒素の検査を年何回実施しているか。また、年間を通じて変動はないかと質したところ、年間の水質検査計画によって実施しているが、亜硝酸態窒素の検査は年に12回である。値の変動は月によっても変わるが、長雨の続いたとき、地表からの影響、浸透水の長い所、短い所によって変動していますが、際どい値を示すものではないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第120号、平成19年度志布志市水道事業会計補正予算は、賛成多数をもって原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第120号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第120号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで3時15分まで休憩をいたします。

午後3時03分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

お諮りします。

日程第22、議案第121号から日程第23、議案第122号まで、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第121号から議案第122号まで、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第22 議案第121号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第121号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第121号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、引用条文の変更及び教育を受ける者の発達段階等を踏まえて、学校種の順序が幼稚園から規定されることとなったため、関係条例の規定の整理を行う必要があるため提案するものであります。

内容としましては、第1条は、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正するもので、特別支援学校の宿舍の引用部分の条を改めるものであります。

また、学校種の順序を幼稚園から規定することとされたため、第2条で、志布志市立学校条例の第1条及び別表中、「小学校、中学校、幼稚園」の順で並べていたものを、「幼稚園、小学校、中学校」の順に改め、第3条で、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例及び志布志市有明体育施設条例の別表の備考中、「小学生若しくは幼稚園児」を「幼稚園児若しくは小学生」に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第121号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第121号は原案のとおり可決されました。



日程第23 議案第122号 志布志市土地開発公社定款の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第122号、志布志市土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第122号、志布志市土地開発公社定款の変更について説明を申し上げます。

本案は、郵政民営化法等の制定に伴い、国に属していた郵政事業の民営化の措置が講じられたため、志布志市土地開発公社定款を変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、第23条第2号中の「郵便貯金又は」を削るものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第122号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第122号は可決されました。



日程第24 発議第9号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第24、発議第9号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（丸崎幹男君） ただいま議題となりました発議第9号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、円滑な委員会審査、運営に資するため、常任委員会の委員定数を統一しようとするものであります。

詳細につきましては、第2条第1号中、総務常任委員会の「12人」を「11人」に改め、同条第2号中、文教厚生常任委員会の「10人」を「11人」に改めるものであります。

なお、附則におきまして、この条例は、公布の日以後初めて行われる常任委員の任期満了による改選の日から施行するものであります、

よろしく御審議のほど、お願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（谷口松生君） ただいま提出者から趣旨説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。



日程第25 発議第10号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第25、発議第10号、道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第10号、道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出については、産業建設常任委員会の審査の結果、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由といたしましては、道路整備を円滑に進めるための財源である揮発油税や自動車重量税等を他に転用することなく、道路整備に充てる道路特定財源として確保し、社会資本の整備が遅れている地方への傾斜配分を図り、国土の均衡ある発展及び活力ある地域づくりと豊かな暮らしづくりが支援されるよう、別紙案のとおり、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするも

のであります。

提出先は、内閣総理大臣福田康夫、総務大臣増田寛也、財務大臣額賀福志郎、国土交通大臣冬柴鐵三、金融・行政改革大臣渡辺喜美でございます。

以上、趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） ただいま提出者から趣旨説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。



日程第26 発議第11号 原油価格の高騰に伴う農林水産業の経営安定を求める意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第26、発議第11号、原油価格の高騰に伴う農林水産業の経営安定を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第11号、原油価格の高騰に伴う農林水産業の経営安定を求める意見書の提出については、産業建設常任委員会の審査の結果、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、国民が求めている食の安心・安全な供給に取り組む農林水産業にとって、軽油及び重油の高騰により、多くの農林水産業の経営が圧迫されていることから、別紙案のとおり、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣福田康夫、外務大臣高村正彦、財務大臣額賀福志郎、農林水産大臣若林正俊、経済産業大臣甘利明、国土交通大臣冬柴鐵三、資源エネルギー庁長官望月晴文でございます。

以上、趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） ただいま提出者から趣旨説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議決されました発議第10号から発議第11号まで、以上2件についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

○

日程第27 議員派遣の決定

○議長（谷口松生君） 日程第27、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定については、会議規則第162条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は配付してある内容のとおり決定しました。

○

日程第28 閉会中の継続審査申出について

（文教厚生常任委員長）

○議長（谷口松生君） 日程第28、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配付してある文書のとおり、文教厚生常任委員長から、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。閉会中の継続審査申出については、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、文教厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○

日程第29 閉会中の継続調査申出について

（文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

○議長（谷口松生君） 日程第29、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書のとおり、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） これで、今定例会に付議されたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。

ご苦労様でした。

午後 3 時 29 分 閉会